

諸外国における金融制度の概要

報告書

平成 29 年 3 月

株式会社大和総研

目次

アメリカの金融制度	1
I. 概要	1
1. 米国の金融監督体制	1
2. 金融監督体制の変遷	2
3. 金融監督機関の人員数	3
4. 金融監督機関の本部と地方支部	4
II. 金融制度及び検査監督	5
1. 金融機関の種類	5
2. 金融監督機関	14
3. 金融制度の企画立案・規則制定の仕組み	45
4. 免許付与等	47
5. 検査・監督	58
III. リーマンショック後の国際的な金融規制改革への取組	80
1. 金融監督体制	80
2. 破綻処理制度、再建・破綻処理計画	86
3. 破綻処理費用の負担	89
4. 銀行の業務範囲に対する規制	90
5. 店頭デリバティブ取引・市場に対する規制	95
6. 役員報酬規制	100
7. シャドバンキング問題への対応	101
8. 格付機関の規制	106
9. 金融消費者保護	108
10. その他	109
IV. 各論	112
1. 貸金業者に対する規制	112
2. 資金移動業者に対する規制	118
3. 前払式支払手段発行者に対する規制	121
4. 仮想通貨交換業者に対する規制	122
5. 販売勧誘ルール	128
6. 外国銀行への規制	131
7. 保険会社に係る組織形態及び各種法制度の概要	136
8. FinTech に関する施策及び規制状況等	142

V.	資料	150
1.	金融機関の免許付与権限と監督等権限	150
2.	検査・監督機関の概要	151
3.	米国の金融規制	153
4.	米国における金融機関の状況	154

イギリスの金融制度 157

I.	概要	157
1.	イギリスの金融監督体制	157
2.	金融監督体制の変遷	158
3.	金融監督機関の人員数	160
4.	金融監督機関の本部と地方支部	160
II.	金融制度及び検査監督	161
1.	金融機関の種類	161
2.	金融監督機関	166
3.	金融制度の企画立案・規則制定の仕組み	178
4.	免許付与等	180
5.	検査・監督	188
III.	リーマンショック後の国際的な金融規制改革への取組	201
1.	金融監督体制	201
2.	破綻処理制度、再建・破綻処理計画	204
3.	破綻処理費用の負担	206
4.	銀行の業務範囲に対する規制	209
5.	店頭デリバティブ取引・市場に対する規制	211
6.	役員報酬規制	212
7.	シャドーバンキング問題への対応	215
8.	格付機関の規制	216
9.	金融消費者保護	217
10.	その他	219
IV.	各論	221
1.	貸金業者に対する規制	221
2.	資金移動業者に対する規制	226
3.	前払式支払手段発行者に対する規制	236

4.	仮想通貨交換業者に対する規制	242
5.	販売勧誘ルール	243
6.	外国銀行への規制	247
7.	保険会社に係る組織形態及び各種法制度の概要	249
8.	FinTechに関する施策及び規制状況等	253
V.	資料	257
1.	検査・監督機関の概要	257
2.	英国の金融規制	258
3.	英国における金融機関の状況	259

ドイツの金融制度 263

I.	概要	263
1.	ドイツの金融監督体制	263
2.	金融監督体制の変遷	264
3.	金融監督機関の人員数	265
4.	金融監督機関の本部と地方支部	265
II.	金融制度及び検査監督	266
1.	金融機関の種類	266
2.	金融監督機関	271
3.	金融制度の企画立案・規則制定の仕組み	280
4.	免許付与等	282
5.	検査・監督	291
III.	リーマンショック後の国際的な金融規制改革への取組	302
1.	金融監督体制	302
2.	破綻処理制度、再建・破綻処理計画	303
3.	破綻処理費用の負担	307
4.	信用機関の業務範囲に対する規制	309
5.	店頭デリバティブ取引・市場に対する規制	310
6.	役員報酬規制	311
7.	シャドーバンキング問題への対応	314
8.	格付機関の規制	315
9.	金融消費者保護	316
10.	その他	317

IV.	各論	321
1.	貸金業者に対する規制	321
2.	資金移動業者（決済サービス事業者）に対する規制	322
3.	前払式支払手段発行者（電子マネー事業者）に対する規制	334
4.	仮想通貨交換業者に対する規制	340
5.	販売勧誘ルール	341
6.	外国銀行への規制	345
7.	保険会社に係る組織形態及び各種法制度の概要	347
8.	FinTechに関する施策及び規制状況等	351
V.	資料	353
1.	検査・監督機関の概要（ECBの概要についてはEUの記述を参照のこと）	353
2.	ドイツの金融規制	354

フランスの金融制度 357

I.	概要	357
1.	フランスの金融監督体制	357
2.	金融監督体制の変遷	358
3.	金融監督機関の人員数	359
4.	金融監督機関の本部と地方支部	359
II.	金融制度及び検査監督	360
1.	金融機関の種類	360
2.	金融監督機関	366
3.	金融制度の企画立案・規則制定の仕組み	376
4.	免許付与等	379
5.	検査・監督	385
III.	リーマンショック後の国際的な金融規制改革への取組	393
1.	金融監督体制	393
2.	破綻処理制度、再建・破綻処理計画	395
3.	破綻処理費用の負担	397
4.	銀行の業務範囲に対する規制	398
5.	店頭デリバティブ取引・市場に対する規制	399
6.	役員報酬規制	400
7.	シャドーバンキング問題への対応	401

8.	格付機関の規制	402
9.	金融消費者保護	403
10.	その他	404
IV.	各論	406
1.	貸金業者に対する規制	406
2.	資金移動業者に対する規制	407
3.	前払式支払手段発行者に対する規制	413
4.	仮想通貨交換業者に対する規制	417
5.	販売勧誘ルール	418
6.	外国銀行への規制	422
7.	保険会社に係る組織形態及び各種法制度の概要	424
8.	FinTechに関する施策及び規制状況等	425
V.	資料	426
1.	検査・監督機関の概要	426
2.	フランスの金融規制	427

EUの金融制度 431

I.	概要	431
II.	金融制度及び検査監督	432
1.	金融機関の種類	432
2.	金融監督機関	438
3.	金融制度の企画立案・規則制定の仕組み	457
4.	免許付与等	462
5.	検査・監督	472
III.	リーマンショック後の国際的な金融規制改革への取組	477
1.	金融監督体制	477
2.	破綻処理制度、再建・破綻処理計画	481
3.	銀行の業務範囲に対する規制	484
4.	店頭デリバティブ取引・市場に対する規制	486
5.	役員報酬規制	488
6.	シャドーバンキング問題への対応	490
7.	格付機関の規制	493
8.	金融消費者保護	495

9.	その他	498
IV.	各論	501
1.	貸金業者に対する規制	501
2.	資金移動業者に対する規制	502
3.	前払式支払手段発行者に対する規制	515
4.	仮想通貨交換業者に対する規制	521
5.	第2次決済サービス指令の将来の施行に伴って予想される主な変更点	523
6.	保険会社に係る組織形態及び各種法制度の概要	527
7.	FinTechに関する施策及び規制状況等	529
V.	資料	531
1.	検査・監督機関の概要	531

シンガポールの金融制度 535

I.	概要	535
II.	金融制度及び検査監督	536
1.	金融機関の種類	536
2.	金融監督機関	541
3.	金融制度の企画立案・規則制定の仕組み	544
4.	免許付与等	546
5.	検査・監督	559
III.	各論	572
1.	貸金業者に対する規制	572
2.	資金移動業者に対する規制	573
3.	前払式支払手段発行者に対する規制	579
4.	仮想通貨交換業者に対する規制	584
5.	保険会社に係る組織形態及び各種制度の概要	585
6.	FinTechに関する施策及び規制状況等	588
IV.	資料	593
1.	シンガポールの金融規制	593
2.	シンガポールにおける金融機関の状況	594

香港の金融制度	597
I. 概要	597
II. 金融制度及び検査監督	598
1. 金融機関の種類	598
2. 金融監督機関	601
3. 金融制度の企画立案・規則制定の仕組み	611
4. 免許付与等	613
5. 検査・監督	622
III. 各論	633
1. 貸金業者に対する規制	633
2. 仮想通貨交換業者に対する規制	634
3. 保険会社に係る組織形態及び各種法制度の概要	635
4. FinTech に関する施策及び規制状況等	637
IV. 資料	640
1. 香港の金融規制	640
2. 香港における金融機関の状況	641
中国の金融制度	645
I. 概要	645
II. 金融制度及び検査監督	646
1. 金融機関の種類	646
2. 金融監督機関	652
3. 金融制度の企画立案・規則制定の仕組み	661
4. 免許付与等	663
5. 検査・監督	670
III. 各論	679
1. 貸金業者に対する規制	679
2. 仮想通貨交換業者に対する規制	680
3. 保険会社に係る組織形態及び各種法制度の概要	682
4. FinTech に関する施策及び規制状況等	684
IV. 資料	690
1. 中国の金融規制	690

2.	中国における金融機関の状況	691
	韓国の金融制度	695
I.	概要	695
II.	金融制度及び検査監督	696
1.	金融機関の種類	696
2.	金融監督機関	700
3.	金融制度の企画立案・規則制定の仕組み	707
4.	免許付与等	709
5.	検査・監督	716
III.	各論	721
1.	貸金業者に対する規制	721
2.	前払式支払手段発行者に対する規制	722
3.	仮想通貨交換業者に対する規制	723
4.	FinTech に関する施策及び規制状況等	724
IV.	資料	727
1.	韓国の金融規制	727
2.	韓国における金融機関の状況	728
	各国比較表	731
1.	主要国の金融行政組織	731
2.	主要国の監督体制	732
3.	主要国の金融機関の検査監督体制の比較	733
4.	主要国における当局の保険会社監督体制の概要	734
5.	主要国における株式手数料及び金融・証券・保険規制	735

【参考：本文中の図表】

▶ アメリカ

図表 米-1	金融監督体制図	1
図表 米-2	ドッド・フランク法制定（2010年）以前の金融監督体制	2
図表 米-3	金融監督機関の人数	3
図表 米-4	本部と地方支部	4
図表 米-5	OCCの職員数	15
図表 米-6	OCCの予算規模・予算源	16
図表 米-7	連邦準備銀行（12行）及び支店の一覧	18
図表 米-8	FRBの組織図	19
図表 米-9	FRBの職員数	20
図表 米-10	FRBの予算規模・予算源	20
図表 米-11	FDICの地方組織	22
図表 米-12	FDICの組織図	23
図表 米-13	FDICの職員数	24
図表 米-14	FDICの予算規模・予算源	24
図表 米-15	NCUAの地方組織	26
図表 米-16	NCUAの職員数	26
図表 米-17	NCUAの予算規模・予算源	26
図表 米-18	SECの地方組織	28
図表 米-19	SECの組織図	29
図表 米-20	SECの職員数	30
図表 米-21	SECの予算規模・予算源	31
図表 米-22	CFTCの組織図	33
図表 米-23	CFTCの職員数	33
図表 米-24	CFTCの予算規模・予算源	34
図表 米-25	FSOCの職員数	38
図表 米-26	FSOCの予算規模・予算源	39
図表 米-27	CFPBの組織図	41
図表 米-28	CFPBの職員数	42
図表 米-29	CFPBの予算規模・予算源	42
図表 米-30	FIOの組織図	44

▶ イギリス

図表 英-1	2016年イングランド銀行及び金融サービス法施行後の金融監督体制図	157
--------	-----------------------------------	-----

図表 英-2	金融サービス機構設立（1997年）以前の金融監督体制	158
図表 英-3	金融サービス市場法成立（2000年）以降の金融監督体制	158
図表 英-4	金融サービス法成立（2012年）以降の金融監督体制	159
図表 英-5	金融監督機関の人数	160
図表 英-6	本部と地方支部	160
図表 英-7	保険契約の種類	164
図表 英-8	PRAの職員数	172
図表 英-9	FCAの組織図	176
図表 英-10	FCAの職員数	177
図表 英-11	FCAの予算規模・予算源	177

➤ ドイツ

図表 独-1	金融監督体制図	263
図表 独-2	BaFin 設立（2002年）以前の金融監督体制	264
図表 独-3	金融監督機関の人数	265
図表 独-4	本部と地方支部	265
図表 独-5	BaFinの組織図	273
図表 独-6	BaFinの職員数	274
図表 独-7	BaFinの予算規模・予算源	274
図表 独-8	ドイツ連邦銀行の組織図	276
図表 独-9	ドイツ連邦銀行の職員数	277
図表 独-10	ドイツ連邦銀行の予算規模・予算源	277

➤ フランス

図表 仏-1	金融監督体制図	357
図表 仏-2	プルーデンス監督庁創設（2010年）以前の金融監督体制	358
図表 仏-3	金融監督機関の人数	359
図表 仏-4	本部と地方支部	359
図表 仏-5	ACPRの組織図	368
図表 仏-6	ACPRの職員数	369
図表 仏-7	ACPRの予算規模・予算源	369
図表 仏-8	AMFの組織図	372
図表 仏-9	AMFの職員数	373
図表 仏-10	AMFの予算規模・予算源	373

➤ EU

図表	EU-1	金融監督体制図	431
図表	EU-2	金融商品市場指令に基づく投資サービス業務と、信用機関が実施可能な業務との対応	434
図表	EU-3	ESRB の組織図	440
図表	EU-4	EBA の組織図	445
図表	EU-5	EBA の職員数	446
図表	EU-6	EBA の予算規模・予算源	446
図表	EU-7	ESMA の組織図	450
図表	EU-8	ESMA の職員数	451
図表	EU-9	ESMA の予算規模・予算源	451
図表	EU-10	EIOPA の組織図	455
図表	EU-11	EIOPA の職員数	456
図表	EU-12	EIOPA の予算規模・予算源	456

➤ シンガポール

図表	シンガ-1	金融監督体制図	535
図表	シンガ-2	MAS の組織図	542
図表	シンガ-3	MAS の予算規模・予算源	543

➤ 香港

図表	香-1	金融監督体制図	597
図表	香-2	HKMA の組織図	603
図表	香-3	HKMA の職員数	604
図表	香-4	HKMA の予算規模・予算源	604
図表	香-5	SFC の組織図	607
図表	香-6	SFC の職員数	608
図表	香-7	SFC の予算規模・予算源	608
図表	香-8	OCI の組織図	610
図表	香-9	OCI の職員数	610

▶ 中国

図表	中-1	金融監督体制図.....	645
図表	中-2	CBRC の中央機関と地方支部.....	653
図表	中-3	CBRC の職員数.....	654
図表	中-4	CBRC の予算規模・予算源.....	654
図表	中-5	CSRC の組織図.....	656
図表	中-6	CSRC の職員数.....	657
図表	中-7	CSRC の予算規模・予算源.....	657
図表	中-8	CIRC の中央機関と地方支部.....	659
図表	中-9	CIRC の予算規模・予算源.....	660

▶ 韓国

図表	韓-1	金融監督体制図.....	695
図表	韓-2	FSC の組織図.....	702
図表	韓-3	FSS の組織図.....	705
図表	韓-4	FSS の職員数.....	706
図表	韓-5	FSS の予算規模・予算源.....	706

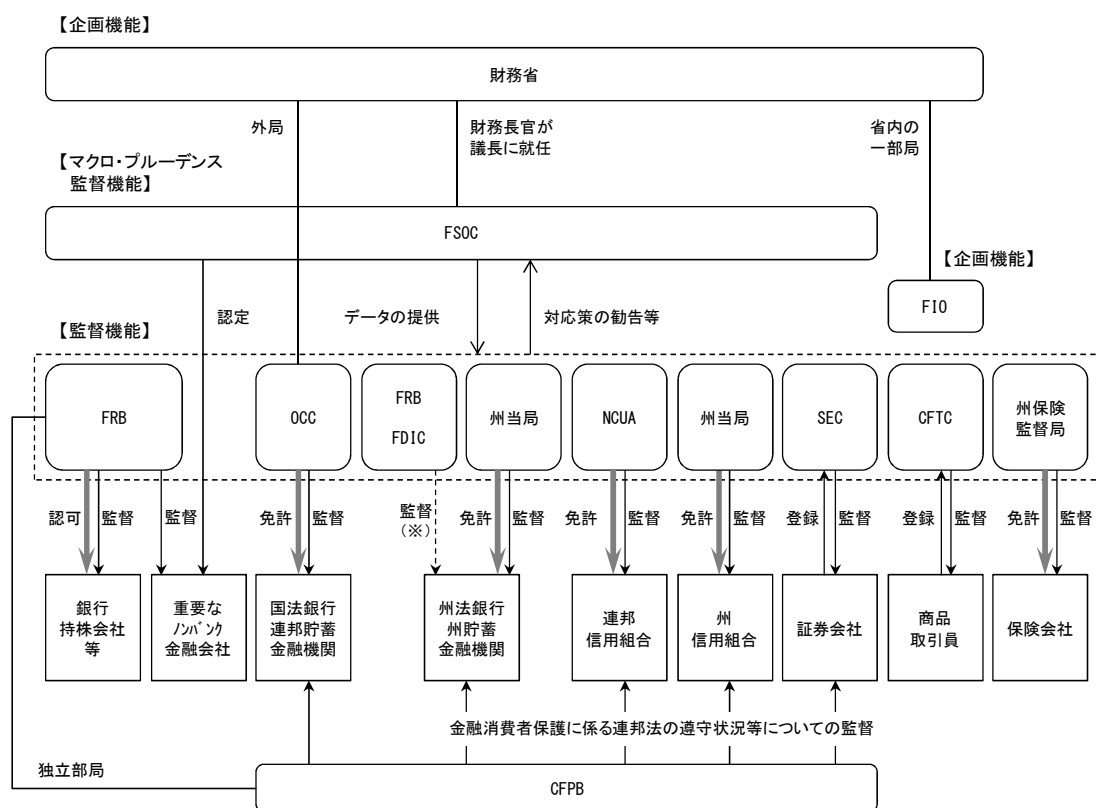
アメリカ

アメリカの金融制度

I. 概要

1. 米国の金融監督体制

図表 米-1 金融監督体制図



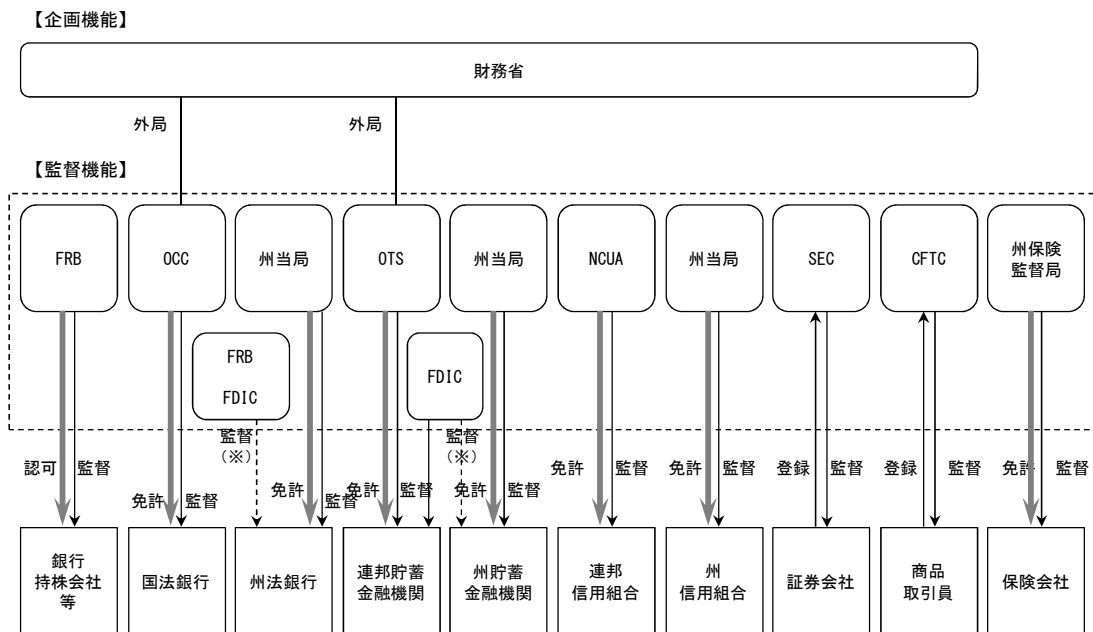
(※)制度加入機関に対し、監督を実施。

(出所)「諸外国における金融制度の概要に関する調査」報告書(平成26年3月)

<http://www.fsa.go.jp/common/about/research/20140603.html>

2. 金融監督体制の変遷

図表 米-2 ドッド・フランク法¹制定（2010年）以前の金融監督体制



(※)制度加入機関に対し、監督を実施。

(出所)「諸外国における金融制度の概要に関する調査」報告書（平成26年3月）

<http://www.fsa.go.jp/common/about/research/20140603.html>

¹ 正式名称は、「ドッド・フランク・ウォールストリート改革及び消費者保護法 (Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act)」という。

3. 金融監督機関の人員数

図表 米-3 金融監督機関の人数

(単位：人)

監督機関名	職員数	職員数の内訳	
		検査・監督部門	国際部門
通貨監督庁 (OCC)	3,955	NA	NA
連邦準備制度 (FRS)	21,722	4,458	150
連邦預金保険公社 (FDIC)	6,096	2,627	79
信用組合監督庁 (NCUA)	1,224	NA	---
証券取引委員会 (SEC)	4,301	2,256	49

(注) 各監督機関の職員数は下記時点のもの。

OCC：2016年度（フルタイム換算）

FRS：中央機関は2015年度末（定員）。地方支部局（地区連銀）は2015年度平均

FDIC：2016年度（フルタイム換算）

NCUA：2015年度（フルタイム換算）

SEC：2015年度（フルタイム換算）

4. 金融監督機関の本部と地方支部

図表 米-4 本部と地方支部

(単位：人, 100 万ドル)

監督機関名	本部			地方支部局		
	所在地	職員数	予算	設置数	職員数	予算
通貨監督庁 (OCC)	ワシントン D.C.	NA	NA	62	NA	NA
連邦準備制度 (FRS)	ワシントン D.C.	2,700	710	地区連銀 12 行 (24 支店)	19,022	4,117
連邦預金保険公社 (FDIC)	ワシントン D.C.	NA	NA	地方局 8 分局 86	NA	NA
信用組合監督庁 (NCUA)	アレキサンドリア	NA	NA	地方支部 5	NA	NA
証券取引委員会 (SEC)	ワシントン D.C.	2,749	NA	地方支部 11	1,552	NA

(注) 各監督機関の職員数は下記時点のもの。

OCC：2016 年度（フルタイム換算）

FRS：本部は 2015 年度末（定員）。地方支部局（地区連銀）は 2015 年度平均。

予算は 2016 年度予算。

FDIC：2016 年度（フルタイム換算）

NCUA：2015 年度（フルタイム換算）

SEC：2016 年度（フルタイム換算）

II. 金融制度及び検査監督

1. 金融機関の種類

(1) 預金取扱金融機関

我が国の預金取扱金融機関に相当する機関としては、商業銀行 (commercial bank)、貯蓄金融機関 (savings association, thrift institution ともいう) 及び信用組合 (credit union) がある。

米国では、銀行の大部分が持株会社形態をとっている。銀行を傘下に持つ持株会社は銀行持株会社 (bank holding company) という。

① 商業銀行 (commercial bank)

商業銀行は、二元銀行制度 (Dual Banking System) の下、連邦法に基づく国法銀行 (national bank) と州法に基づく州法銀行 (state bank) とが併存している。

法令による銀行の定義としては、銀行持株会社法 (Bank Holding Companies Act)² によるものがある。同法では、以下の 1)、2) のいずれかに該当するものを銀行という、と定義している (12 USC 1841(c)(1))。

- 1) 連邦預金保険法 (Federal Deposit Insurance Act) 第 3 条(h)項で定める預金保険加入銀行。
- 2) アメリカ合衆国、アメリカ合衆国のいずれかの州、ワシントン D.C.、アメリカ合衆国領土、プエルトリコ自治領、グアム、米領サモア又はヴァージン諸島の法律に基づき設立された組織であって、以下の両方の業務を行うもの。
 - (a) 要求払預金又は小切手又は類似の支払手段によって、預金者が第三者への支払のために引き出すことのできる預金の受入れ
 - (b) 商業貸付の供与

② 銀行持株会社 (bank holding company)

銀行持株会社とは、銀行、又は他の銀行持株会社の議決権付株式の 25%以上を直接

² 12 USC 1841, et. seq.

又は間接に所有したり、取締役の過半数を選出したりする権限を有することなどにより、銀行を支配する会社をいう（12 USC 1841(a)）。

銀行持株会社は、銀行業と密接に関連していると法令によって認められた業務や、銀行業に付随するものとして連邦準備制度理事会（以下「FRB」という）による事前の認可を得た業務を除き、銀行業以外の業務に従事したり、こうした業務を行う子会社を所有・支配したりしてはならないとされている（12 USC 1843(a)）。

しかし、1999年に成立したグラム・リーチ・ブライリー法（Gramm-Leach-Bliley Act）により、資本充実度や経営状態等に関する基準を満たしている銀行持株会社は、FRBに金融持株会社（financial holding company）としての届出（notification）を行うことにより、非銀行業務を含む「金融の性格を有する業務（financial in nature）」に従事することが認められるようになった（12 USC 1843(k)、(l)）。

金融持株会社が行うことのできる業務については、FRBが場合によっては財務省とも協議して範囲を定めるとされており、「金融の性格を有する業務」に該当する業務として以下のようなものがあげられている（12 USC 1843(k)、(4)）。

- ❑ 貸出、両替、振替、投資受託、及び現金・証券の保管
- ❑ 生命保険、健康保険、傷害保険、損害保険などの引受と年金給付、これらの元受・代理・ブローカー業務
- ❑ 財務・投資・経済に関する助言サービスの提供（投資会社に対する助言を含む）
- ❑ 証券の発行引受、自己勘定取引、マーケット・メイキング 等

③ 貯蓄金融機関（savings association）

貯蓄金融機関には、連邦法に基づく連邦貯蓄金融機関と、州法に基づく州貯蓄金融機関とがある（12 USC 1813(b)）。

1) 連邦貯蓄金融機関（federal savings association）

連邦法（12 USC 1464）に基づき、通貨監督庁の通貨監督官（Comptroller of the Currency）から免許を得た連邦貯蓄金融機関（federal savings association）又は連邦貯蓄銀行（federal savings bank）を指す。

2) 州貯蓄金融機関（state savings associations）

州法に基づく住宅貸付組合（building and loan association）、貯蓄貸付組合（savings and loan association, S&L）、ホームステッド組合（homestead association）又は協同組合銀行（cooperative bank）を指す。

④ 信用組合 (credit union)

信用組合は、組合員間の相互扶助を目的とする協同組織金融機関で、連邦法に基づき免許を受けた連邦信用組合と、州法に基づく免許を受けた州信用組合とがある。

連邦信用組合 (federal credit union) の場合、組合員の募集範囲や業務範囲について、連邦法による以下のような規制を受ける。

- 信用組合においては、組合員になり得る者の範囲を限定する「共通の結び付き (common bond)」を定めなければならない。「共通の結びつき」には、以下の3種類がある (12 USC 1759(b)).
 - ・ 同一の職種 (occupation) 又は団体 (association) に属する。
 - ・ 同一の職種又は団体に属する集団 (group) の複数から組合員を募集することも可能。その場合、一集団あたりの会員数は原則として 3,000 名未満でなければならない (12 USC 1759(d))。
 - ・ 同一の地域に居住している。
- 貸付先は、中央機関や他の信用組合に対するものを除き、組合員に限定される。また、資金使途にも制限がある (12 USC 1757(5))。
- 資金の受入は「出資 (share)」の形をとる。非組合員からの出資の受入は、主として低所得の組合員に対してサービスを提供する信用組合に限り認められている (12 USC 1757(6))。

(2) 証券会社 (ブローカー・ディーラー)

連邦法による監督の対象は、有価証券のブローカー (broker) 業務又はディーラー (dealer) 業務を行う証券会社である。

ブローカー及びディーラーの定義は 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) で次のとおり定められている。

- ブローカーとは、他人の勘定で証券取引を行うことを業とする者をいう (15 USC 78c(a)(4))。
- ディーラーとは、ブローカーを通じて、あるいは他の方法により、自己の勘定で証券の売買を行うことを業とする者をいう (15 USC 78c(a)(5))。

1934 年証券取引所法では証券会社の業務範囲は制限されていない。しかし、証券会社の預金の受入れはいわゆるグラス・ステイーガル法 (1933 年銀行法) で禁止され、現在もこの規制は存続している (15USC378(a))。

(3) 保険会社

生命保険会社、損害保険会社とも、州法による規制を受ける。

① 保険業の範囲・規制（例：ニューヨーク州）

いかなる個人・団体も、有効な免許（a license）により認可されるか、又は免許要件を免除³されない限り、ニューヨーク州内で保険事業を営むことはできない（ニューヨーク州保険法（以下「ISC」という）1102条(a)）。ニューヨーク州法に準拠して設立された法人が州外で保険事業を営む場合についても同様である（ISC1102条(b)）。

「保険事業を営む（doing an insurance business）」とは、ISC第1101条に規定するものをいうとされ（ISC107条(a)(46)）、同条は、ニューヨーク州内で保険事業を営んでいるとみなされる場合について、次のとおり規定している。

いかなる個人・団体（firm, association, corporation or joint-stock company）が行う本州内での次のいずれの行為も、本州外から郵便その他の方法でなされた場合は、本州内で保険事業を営むこと（doing an insurance business）に該当する（ISC1101条(b)(1)）⁴。

- ❑ 保険者として、本州居住者若しくは本州内で営業認可を受けた組合、団体及び法人に対し、保険証券・保険契約書の発行等若しくはそれらの申込みの誘引を含め、保険契約⁵を締結し、又は締結の申込みを行うこと。
- ❑ 本業として、保証⁶又は債務引受契約を締結し、又は締結の提案を行うこと。
- ❑ 保険証券・保険契約に対し、保険料や会費、賦課金若しくはその他の対価を徴収すること。
- ❑ 本法の意義の範囲内で保険業を構成するものとして、特定して認められる事業（再保険業を含む）を営むこと。
- ❑ 本法の規定を潜脱する目的で、実質上上記のいずれかに相当する事業を営み、又はその企画をすること。

³ 慈善年金組合、一定の共済組合・社団法人、ニューヨーク州保険基金、労働組合等については、免許要件等が免除されている（ISC1108条）。

⁴ ただし、本州無認可の他州保険者・外国保険者が州外から郵便で行う場合の一定の行為・取引（ISC 1101条(b)(2)）など、一定の例外がある。

⁵ 「保険契約（insurance contract）」は、「保険者（insurer）である一方の当事者が、保険契約者（insured）又は保険金受取人（beneficiary）である他方の当事者に対して、後者が偶発的事故の発生によって不利な影響を受ける実質的な利害関係を、その事故発生の際に有し、又は有すると期待される場合において、その事故の発生を条件として金銭的価値の給付を付与する義務を負う一切の合意又はその他の取引」と定義されている（ISC 1101条(a)(1)）。

⁶ 「保証契約（contract of warrant, guaranty or suretyship）」とは、保険事業を本業として営む保証人によってなされる場合に限り、保険契約を指す（ISC 1101条(a)(3)）。

認可の対象となる保険種目は次のとおり定められている（ISC1113条(a)）。

(1) 生命保険	(17) <u>信用保険</u>
(2) 年金	(18) 権原保険
(3) <u>傷害・健康保険</u>	(19) <u>自動車車両・航空機機体保険</u>
(4) <u>火災保険</u>	(20) <u>海上及びインランド・マリーン保険</u> ⁸
(5) <u>諸財産保険</u>	(21) <u>船主責任保険</u> ⁹
(6) <u>漏水保険</u>	(22) <u>残余価値保険</u>
(7) <u>盗難保険</u>	(23) モーゲージ補償保険
(8) <u>ガラス保険</u>	(24) <u>失業信用保険</u>
(9) <u>ボイラー機械保険</u>	(25) 金融保証保険
(10) <u>エレベーター保険</u>	(26) <u>差損額保険</u>
(11) <u>動物保険</u>	(27) <u>表彰補償保険</u>
(12) <u>衝突保険</u>	(28) <u>サービス契約補償保険</u>
(13) <u>対人賠償責任保険</u>	(29) <u>リーガルサービス保険</u>
(14) <u>対物賠償責任保険</u> ⁷	(30) <u>信用失業保険</u>
(15) <u>労災補償使用者責任保険</u>	(31) <u>給与保証保険</u>
(16) <u>誠実保証保険</u>	(32) 実質上類似の保険 ¹⁰

(注) 実線は損害保険種目のうち「基本保険種目（Basic kinds of insurance）」に分類されるもの（ISC4101条(a)）、二重線は「非基本保険種目（Non-basic kinds of insurance）」に分類されるもの（同条(b)）である。

ニューヨーク州内において生命保険事業を営む免許を受けた生命保険会社が営むことができる保険事業は次の通り。この業務規制は、他州生命保険会社がニューヨーク州の内外を問わず営む事業、外国生命保険会社が合衆国内で営む事業についても適用される（ISC4205条）。

- 生命保険（ISC1113条(a)(1)）
- 年金（ISC1113条(a)(2)）
- 傷害・健康保険（ISC1113条(a)(3)）
- リーガルサービス保険（ISC1113条(a)(29)）

⁷ 株式会社が営む場合は基本保険種目、相互会社が営む場合は非基本保険種目に分類される。

⁸ 海上及びインランド・マリーンで特定された海上保険（原文は” marine and inland marine”であるが、非基本保険種目との対比からこのように解される）は基本保険種目、海上及びインランド・マリーンで特定されたインランド・マリーン保険は非基本保険種目に分類される。

⁹ 相互会社が営む場合は基本保険種目、株式会社が営む場合は非基本保険種目に分類される。

¹⁰ 実質上類似の保険（Substantially similar kind of insurance）とは、保険監督官の見解によれば(1)～(32)の保険種目に実質上類似していると判断され、かつ本章の目的に照らして当該保険種目に含まれるとみなされるものをいう（ISC1113条(a)(32)）。

- ❑ 給与保証保険 (ISC1113 条(a)(31))
- ❑ 再保険 (ISC1114 条(a))
- ❑ 基金積立協定 (ISC3222 条)¹¹

他方、損害保険会社は、1 若しくは複数の基本保険種目を引き受けるために設立され、免許を受けることができる (ISC4102 条(a))。また、そのような損害保険会社は、一定の要件¹²の下で非基本保険種目を引き受ける免許を受けることができる (ISC4102 条(b))。

なお、基本保険種目・非基本保険種目のどちらにも含まれない種目（権原保険、モーゲージ補償保険、金融保証保険）については、損害保険会社・生命保険会社のどちらからも引き受ける免許を取得できず、専門の保険会社（モノライン）が営むこととされている。

② 他業禁止（例：ニューヨーク州）

1) 本体業務

生命保険・損害保険を問わず、ニューヨーク州において営業を認可された保険者は、保険法で特に認められている他業のほか、本州における営業を認可された保険事業に必然又は当然に付随する範囲において、その他の事業に従事できることとされている (ISC1113 条(a))。

ニューヨーク州保険法で特に認められている他業は次の通り。

(a) 生命保険会社 (ISC4205 条)

州内生命保険会社は、当該事業を分離勘定で帳簿及び記録を備え置くことによって、次の事業を営むことができる (ISC1714 条(a))。

- ❑ 投資顧問業務、投資管理業務及び保険事業活動諸部門に関連するサービスの提供を含む、保険者の業務に固有の、又は本来的に付随する範囲内にある一切の事業
- ❑ 州金融サービス監督官が承認する範囲でのその他一切の事業¹³
- ❑ 上記事業に必然又は当然に付随する事業 (ISC4205 条)

この規定は、他州生命保険会社がニューヨーク州の内外を問わず営む事業、及

¹¹ 基金積立協定の発行・交付は ISC1113 条、1714 条で認められている事業を営むことには該当せず、ISC1101 条(a)(1)にいう保険事業を営むことにあたるとされている (ISC3222 条(a))。

¹² 例えば、対人賠償責任保険及び対物賠償責任保険を引き受けている保険者は、自動車車両・航空機機体保険、リーガルサービス保険を引き受ける免許を受けることができる (ISC4102 条(b)(4))。また、財務要件も設けられている (ISC4103 条、4107 条)。

¹³ 承認にあたっては、州金融サービス監督官は保険契約者の利益保護のための制限を設けることができる (ISC1714 条(b))。

び外国生命保険会社が合衆国内で営む事業についても適用される（ISC4205 条）。加えて、他州保険者¹⁴及び外国保険者¹⁵については、追加的免許要件として、本州以外で営む業務との関係での規制が設けられており、保険事業以外の他業については次の通り規制されている（ISC1106 条）。

- 他州保険者について、ニューヨーク州又は他州で保険事業以外の事業を営み、かつ、当該事業がその保険者が営業免許を付与されている（licensed）保険事業に必然又は当然に付随する事業でない場合に、ニューヨーク州で事業を営むことを認可されてはならない（ISC1106 条(c)後段）。
- 外国保険者について、合衆国内のいずれかにおいて保険事業以外の事業を営み、かつ、当該事業がその保険者が営むことを認可されている（authorized）保険事業に必然又は当然に付随する事業でない場合に、ニューヨーク州で保険事業を営むことを認可されてはならない（ISC1106 条(d)後段）。

(b) 損害保険会社（property/casualty insurance company）

州内損害保険会社は、当該事業を分離勘定で帳簿及び記録を備え置いた場合の次の事業、及び本州における営業を認可された保険事業に必然又は当然に付随する事業について直接営むことができる（ISC1610 条(a)）。

- 投資顧問業務
- 保険数理、損害賠償、安全工学、情報処理、経理、請求、評価、徴収及び勧誘、労働者災害補償保険法 50 条に基づく自家保険者の代理としての業務を含む保険事業活動諸部門に関連するサービスの提供
- 保険機能を持つ、又は健康若しくは福祉プログラムを担当する行政機関の事務代行業務

当該事業を分離勘定で帳簿及び記録を備え置いた場合には、上記に加え、州金融サービス監督官が承認する範囲でその他一切の事業を直接営むことができる（ISC1610 条(b)）¹⁶。

2) 子会社・持株会社

子会社について、州内生命保険会社は、設立管轄法に基づいて適法な事業を営むか、若しくはそのために設立された子会社であれば、いかなる事業を営む子会社に対しても投資することができ、又はその他の態様で取得することができることとされ

¹⁴ 他州保険者（foreign insurer）とは、ニューヨーク州以外の州の法律により法人格を付与され又は設立された保険者をいう（ISC107 条(a)(21)）。なお、「州」とは、合衆国の各州、プエルトリコ自治領及びワシントン D.C.をいう（ISC107 条(a)(39)）。

¹⁵ 外国保険者（alien insurer）とは、外国の法律又は他州保険者の定義に含まれない地域の法律により法人格を付与され又は設立された保険者をいう（ISC107 条(a)(5)）。

¹⁶ 承認にあたっては、州金融サービス監督官は保険契約者の利益保護のための制限を設けることができる（ISC1610 条(b)）。

(ISC1701 条(a))、子会社の業務は制限されていない。従って、子会社を通じていずれの他業にも参入が可能である。州内損害保険会社についても同様である (ISC1601 条(a))。

持株会社 (保険持株会社)¹⁷についても保険法上持株会社本体又は被支配者の業務を制限する規定はなく、他業への参入が可能である¹⁸。従来、銀行持株会社法で禁止されていた持株会社を通じた銀行業務への参入についても、1999 年のグラム・リーチ・ブライリー法により金融持株会社を通じた相互参入が可能となっている (12 USC 1843(k)(1)(4))。

(4) 投資運用業者

投資運用業者に相当する代表的なものとしては、投資会社法 (Investment Company Act of 1940)¹⁹にいう「投資会社²⁰の投資顧問 (investment advisor of an investment company)」がある。

「投資会社の投資顧問」とは、投資ファンドとの契約 (契約者から委任されている場合など、間接的な契約関係である場合も含む) によりファンド資産の運用にあたる者のことをいい、投資会社法では以下のように定義されている (15 USC 80a-2(a)(20))。

- 投資会社との契約によって、当該ファンドが行う有価証券やその他の財産への投資や売買について定期的に助言を行う者、又は当該ファンドから有価証券やその他の財産への投資や売買について決定する権限を与えられている者
ただし、当該投資会社の正規の役員、取締役、信託受託者、経営諮問委員会のメンバー、又は従業員を除く。
- 上記で規定された者との契約によって、定期的に、上記で規定された者の果た

¹⁷ ここでいう持株会社 (保険持株会社) とは、直接又は間接的に認可保険者を支配する者をいう (ISC1501 条(a)(3))。なお、支配する者が認可保険者である場合、その者は持株会社とはみなされない (ISC1502 条(a)(1))。

¹⁸ 参入は可能であるが、支配する者が認可保険者以外の者である場合には、支配される保険者への通知及び州金融サービス監督官の事前承認を要する (ISC1506 条(a))。また、支配される保険者は監督官への登録・報告が必要である (ISC1503 条・1504 条(a)(1))。

¹⁹ 15 USC 80a, et. seq.

²⁰ 投資会社法でいう「投資会社 (investment company)」とは、わが国における投資法人 (いわゆる会社型投資信託) に相当する投資ビークルである (15 USC 80a-3(a)にて定義)。ただし、米国においては、投資信託の主流であるオープンエンド型のミューチュアル・ファンド (mutual fund) も、投資会社として組成されており、投資信託といえば契約型が主流であるわが国とは大きく事情が異なっている。また、例外規定があり、ファンドの発行する証券保有者が少数 (100 名以下) である場合や、一定の要件 (500 万ドル以上の投資を行う個人など) を満たす適格購入者 (qualified purchaser) のみに制限されている場合には、当該ファンドは投資会社に該当しない (15 USC 80a-3(c))。

すべき義務を実質的に実施している他の者。

「投資会社の投資顧問」である投資運用業者は、投資顧問法（Investment Advisor Act of 1940）²¹に基づき、「投資顧問業者（investment advisor）」として規制の対象になる²²（投資顧問業者については、アメリカ II 1（5）投資顧問業者を参照のこと）。

なお、投資会社法では投資会社の投資顧問の業務範囲は制限されていない。

（5）投資顧問業者（investment advisor）

投資顧問業者について、投資顧問法（Investment Advisor Act of 1940）²³は「報酬を受けて、他者に対し直接的に、又は、刊行物や文書を通じて、有価証券の価値や有価証券への投資あるいは当該有価証券の売買の妥当性（advisability）について、助言を行う者、若しくは通常業務の一環として報酬を受けて、有価証券に関する分析や報告書の発行あるいは公表を行う者」と定義している（15 USC 80b-2(a)(11)）。

なお、投資顧問法では投資顧問業者の業務範囲は制限されていない。

²¹ 15 USC 80b-1, et. seq.

²² SEC, “Regulation of Investment Advisors by the U.S. Securities Exchange Commission” (March 2013), p.10.

http://www.sec.gov/about/offices/oia/oia_investman/rplaze-042012.pdf

²³ 15 USC 80b-1, et. seq.

2. 金融監督機関

(1) 通貨監督庁 (Office of the Comptroller of the Currency, OCC)

① 根拠法令

通貨監督庁 (以下「OCC」という) は、全国通貨法 (National Currency Act) ²⁴の成立に伴い、1863年に創設された²⁵。

合衆国法典 (United States Code) では、OCCに関する規定は第12編第1章 (Title 12, Chapter 1) に収録されている。

② 目的

OCCは、監督対象である金融機関 (国法銀行及び連邦貯蓄金融機関) の安全性と健全性、これらの金融機関における法令遵守、金融サービスへの公正なアクセス、金融機関による顧客の公正な取扱を確保することを目的としている (12 USC 1(a))。

③ 業務内容

OCCの主要な任務は、国法銀行及び連邦貯蓄金融機関の認可 (charter)、規制 (regulate)、監督 (supervise) である²⁶。また、OCCは外国銀行の連邦支店及び代理店 (agency) の認可、規制、監督も行っている (12 USC 3102)。

④ 組織

OCCは、財務省の外局 (bureau) であり (12 USC 1(a))、その長である通貨監督官 (Comptroller of the Currency) は、大統領が任命 (任期5年) し、上院の承認を必要とする (12 USC 2)。

通貨監督官は、財務長官の一般的指揮の下で (Under the general directions of the Secretary of Treasury) その職務を遂行するが、財務長官は通貨監督官による規則の制定を妨げてはならない。

²⁴ なお、全国通貨法の成立は南北戦争の最中であり、十分な審議等ができず不備な面もあったことから、1864年国法銀行法 (National Bank Act of 1864) によって見直しが行われたとされている (脚注26の資料 p.5 参照)。

²⁵ OCC, “Office of the Comptroller of the Currency: Short History” (Revised November 2011) <http://www.occ.treas.gov/about/what-we-do/history/OCC%20history%20final.pdf>

²⁶ OCC ウェブサイトでの記述に基づく。

<http://www.occ.treas.gov/about/what-we-do/mission/index-about.html>

また、法による定めがない限り、法の執行措置を含め、通貨監督官の処理する問題に干渉してはならないとされている（12 USC 1(b)）。

OCC は、本部のワシントン D.C.の他に、全米に 62 の地方支部局がある。

OCC の組織図は、公開されていないが、以下の主要部門がある²⁷。

- 国法銀行監督局
 - ・ 大規模銀行監督部門
 - ・ 中規模銀行・コミュニティバンク監督部門
- 法務局
 - ・ 法務部門
 - ・ 免許部門
 - ・ 地域問題部門
- 経済局
- 管理局
- オンブズマン
- マイノリティ・女性登用局

⑤ 職員数

OCC の職員数は下表のとおりである。

図表 米-5 OCC の職員数
(2016 会計年度末現在)

		(単位：人)
		職員数
全職員（フルタイム換算）		3,955
	検査に従事する職員	NA
	国際部門の職員	NA

(出所) OCC, Annual Report Fiscal Year 2016

⑥ 予算規模・予算源

OCC は、責任を遂行する上で必要又は適当であると通貨監督官が定める賦課金、手数料、その他の費用を、監督対象である金融機関（国法銀行、連邦貯蓄金融機関、外国銀行の連邦支店及び代理店）から徴収することができる（12 USC 16）。

²⁷ OCC 年次報告書（2016 会計年度）による。

<http://www.occ.treas.gov/publications/publications-by-type/annual-reports/index-annual-reports.html>

図表 米-6 OCCの予算規模・予算源
(2015会計年度、実績)

(単位：1,000ドル)

		金額
収入	監督対象機関からの賦課金	1,110,311
	投資収入	16,701
	その他の収入	18,632
前年度繰越金		1,301,636
予算総額		2,447,280
費用	金融監督に係る費用	
	監督(Supervise)	873,414
	規制(Regulate)	103,574
	認可(Charter)	18,922
費用合計		995,910

(出所) OCC, FY2016 President's Budget Submission

(2) 連邦準備制度理事会 (Board of Governors of the Federal Reserve System, FRB)

① 根拠法令

連邦準備制度理事会 (以下「FRB」という) は、米国の中央銀行である連邦準備制度 (Federal Reserve System, FRS) の最高機関である。FRB は 1913 年に成立した連邦準備法 (Federal Reserve Act) に基づき設立された。

FRB に関する規定は、合衆国法典第 12 編第 3 章サブチャプター 2 (Title 12, Chapter 3, Subchapter II) に収録されている。FRB の創設規定は、第 241 条 (12 USC 241) に置かれている。

② 目的

連邦準備法において、「貨幣流通の弾力性を確保すること、商業手形の再割引の手段を整えること、より効率的な銀行監督制度を設けること」などを目的として連邦準備制度を創設するとしている²⁸。

²⁸ 連邦準備法の正式名称は、「貨幣流通の弾力性を確保すること、商業手形の再割引の手段を整えること、銀行監督の効率性を高めること、その他諸目的のために連邦準備銀行を設立するための法律 (An Act to provide for the establishment of Federal reserve banks, to furnish

1977年の連邦準備法改正によって、FRBは、最大雇用の達成と、物価安定の維持という二重の責務（Dual Mandate）を規定されることになった。その後もグラム・リーチ・ブライリー法、ドッド・フランク法ほか関連重要法律が成立するごとに、FRBの所期の目的に対しては絶えず見直しが行われているのが実態である²⁹。

③ 業務内容

現在、FRBの責務は、以下の4つの領域にわたっている³⁰。

- 最大雇用の達成、物価安定の維持、及び長期金利変動の緩和に資する金融政策を執行すること
- 金融システムが安全かつ健全なものとなるよう、また、消費者が与信を受けられる権利が守られるように、金融機関を監督・規制すること
- 金融システムの安定性を維持し、金融市場に生じうるシステムミック・リスクを封じ込めること
- 決済システムに対する大規模な介入をも含め、国内預金取扱金融機関、米国政府、及び海外の公的機関に対して必要な金融機能を提供すること

④ 組織

1) 連邦準備制度の組織

連邦準備制度は、FRBを頂点として、連邦公開市場委員会、連邦準備銀行、3つの諮問委員会（連邦準備制度理事会諮問委員会、消費者諮問委員会、貯蓄金融機関諮問委員会）によって構成されている。

連邦準備銀行は、全国に12地域ある連邦準備地区（Federal Reserve District）ごとに1行ずつ置かれている。

an elastic currency, to afford means of rediscounting commercial paper, to establish a more effective supervision of banking in the United States, and for other purposes)」という。

²⁹ FRB, “Strategic Framework 2012-15” (February 2013) p.5.
<http://www.federalreserve.gov/publications/gpra/files/2012-2015-strategic-framework.pdf>
その後につき、FRB “Strategic Plan 2016-2019” (October 2016)pp.7-8 など
<https://www.federalreserve.gov/publications/gpra/files/2016-2019-gpra-strategic-plan.pdf>

³⁰ FRB ウェブサイトでの記述に基づく。
<http://www.federalreserve.gov/aboutthefed/mission.htm>

図表 米-7 連邦準備銀行（12 行）及び支店の一覧
（2016 年 7 月 20 日現在）

連邦準備銀行	支店
ボストン	
ニューヨーク	
フィラデルフィア	
クリーブランド	シンシナティ ピッツバーグ
リッチモンド	ボルチモア シャーロット
アトランタ	パーミンガム ジャクソンビル マイアミ ナッシュビル ニューオーリンズ
シカゴ	デトロイト
セントルイス	リトルロック ルイスビル メンフィス
ミネアポリス	ヘレナ
カンザスシティ	デンバー オクラホマ オマハ
ダラス	エルパソ ヒューストン サンアントニオ
サンフランシスコ	ロサンゼルス ポートランド ソルトレイクシティ シアトル

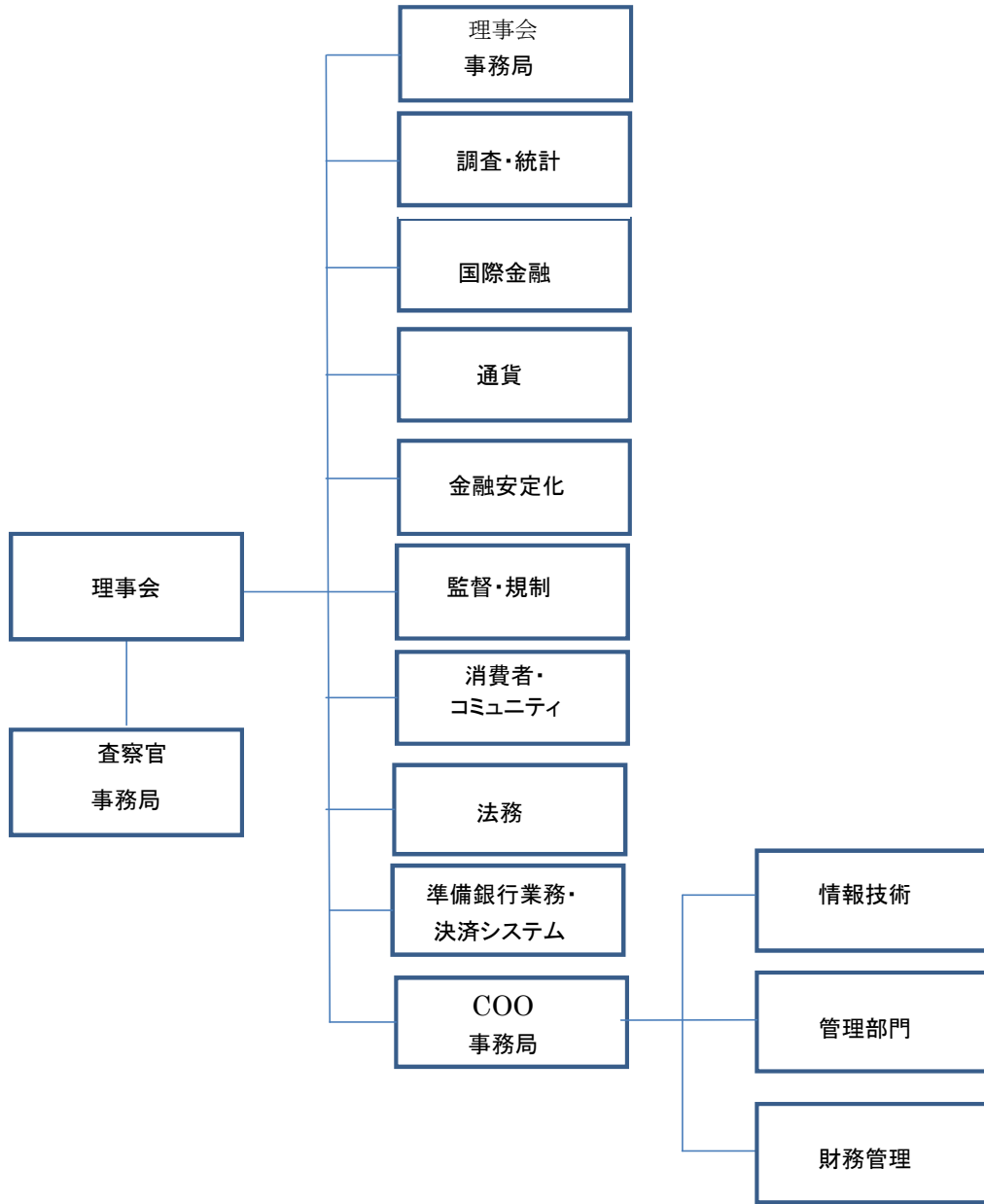
2) FRB の組織

FRB は、7 名の理事によって構成される。理事は、大統領から任命（任期 14 年）され、上院の承認を必要とする（12 USC 241）。大統領より理事の中から 1 名が議長に任命される（12 USC 244）。

なお、FRB の組織図は次の通りである³¹。

³¹ FRB のウェブサイトによる。

図表 米-8 FRB の組織図



(出所) FRB ウェブサイトより作成

(<https://www.federalreserve.gov/aboutthefed/board-of-governors-org-chart.pdf>)

⑤ 職員数

FRB の職員数は下表のとおりである。

図表 米-9 FRB の職員数

(単位：人)

	FRB 本部	地区連銀	合計
全職員	2,700	19,022	21,722
うち			
銀行監督・規制部門	456	4,002	4,458
国際金融部門	150	—	150

※FRB 本部の職員数は年度末の定員ベース

※地区連銀の職員数は、年間の平均値

(出所) FRB, Annual Report 2015、2016 Reserve Bank Budgets

⑥ 予算規模・予算源

FRB は、以下の企業 (companies) に対して、業務の適切な遂行に必要と見積もられる支出総額に見合った賦課金、手数料等 (assessments, fees, or other charges) を徴求することができる (12 USC 248(s))。

- 1) 連結総資産額が 500 億ドルを超える銀行持株会社
- 2) 連結総資産額が 500 億ドルを超える貯蓄金融機関持株会社 (savings and loan holding companies)
- 3) 米国の金融安定にリスクを及ぼすと認定され、FRB の監督を受けるノンバンク金融会社 (nonbank financial companies) ³²

図表 米-10 FRB の予算規模・予算源

(2015 会計年度、実績)

(単位：100 万ドル)

	金額
収入	112,928
經常収入 (金利収入、サービス手数料など)	114,234
その他	-1,306
支出	130,123
連邦準備銀行経費 (純額)	11,140
連邦準備制度理事会経費への充当額	
理事会経費	705
通貨業務経費	689
消費者金融保護局及び金融調査局経費	490
財務省への配分額	117,099

(出所) FRB, Annual Report 2015

³² FRB の監督を受けるノンバンク金融会社については、アメリカ III 1 (3) システム的な重要性を持つ金融機関への対応を参照のこと。

(3) 連邦預金保険公社 (Federal Deposit Insurance Corporation, FDIC)

① 根拠法令

連邦預金保険公社 (以下「FDIC」という) は、1933 年銀行法 (Banking Act of 1933) の成立により、連邦預金保険制度の運営機構として 1933 年に創設された。その後、1950 年に連邦預金保険法 (Federal Deposit Insurance Act) が制定され、現在は同法が根拠法となっている。

合衆国法典では、FDIC に関する規定は、第 12 編第 16 章 (Title 12, Chapter 16) に収録されている。

② 目的

FDIC の目的は以下のとおりである³³。

- ❑ 銀行及び貯蓄金融機関に対して預金保険を提供すること。
- ❑ 保険準備基金 (the deposit insurance funds) のリスクを管理 (monitoring and addressing risks) すること。
- ❑ 預金保険制度に加入する金融機関の破綻に際し、経済、金融システムへの悪影響を限定し、これらによって米国金融システムへの信頼を維持・促進すること。

③ 業務内容

FDIC は、以下の 4 つの手段により、国内の金融システムの安定性と国民からの信頼を維持することをその役割としている³⁴。

- ❑ 預金保険の引受 (insuring deposits)
- ❑ 経営の安定性・健全性確保と消費者保護を目的とする、金融機関の検査、監督 (examining and supervising)
- ❑ 大きく複雑な金融機関を解体可能とする (making large and complex financial institutions resolvable)
- ❑ 金融機関の破綻処理における管財人としての機能 (managing receiverships)

³³ FDIC ウェブサイトでの記述に基づく。
<http://www.fdic.gov/about/learn/symbol/>

³⁴ FDIC ウェブサイトでの記述に基づく。
<https://www.fdic.gov/about/strategic/strategic/mission.html>

④ 組織

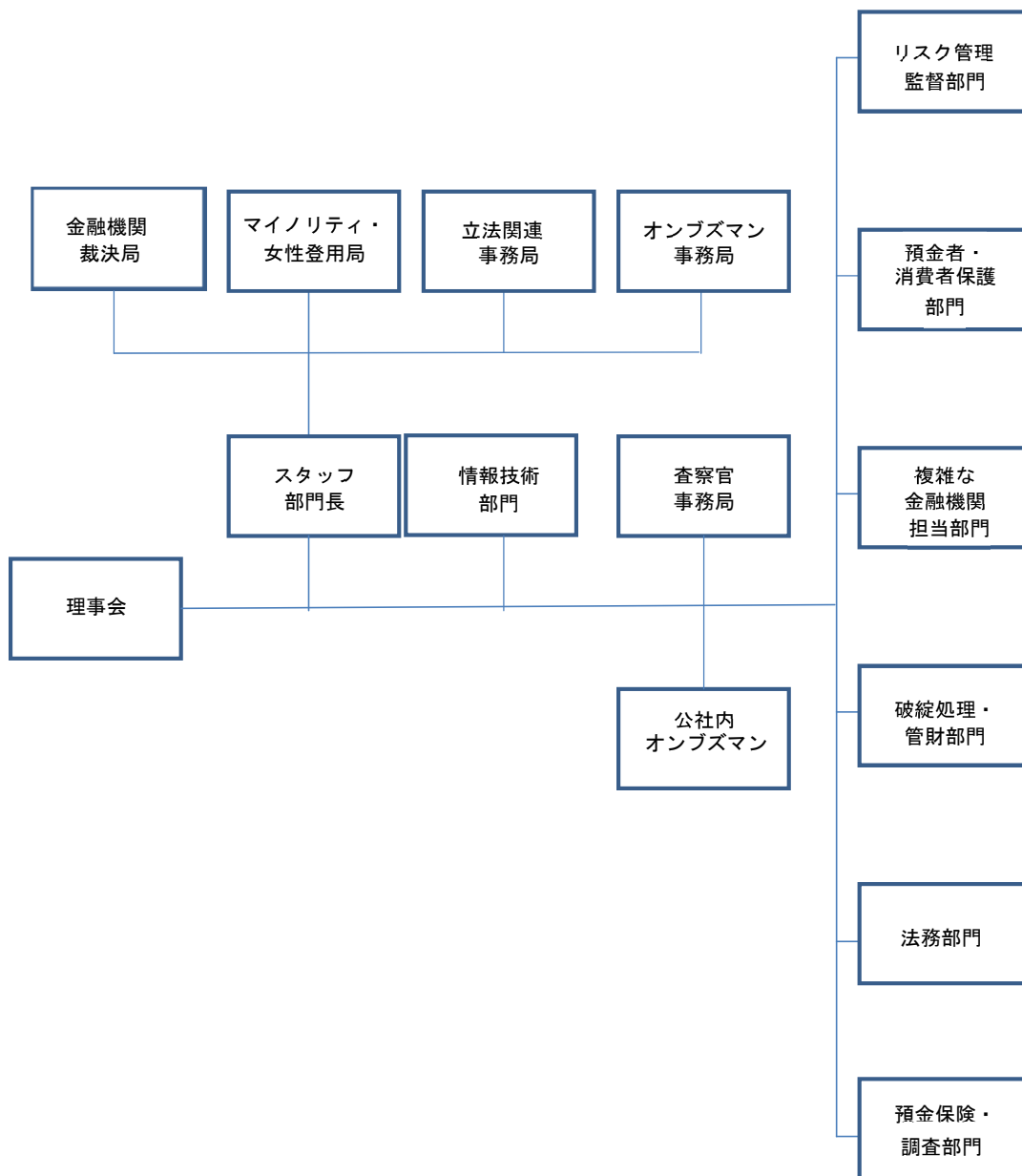
FDIC は、連邦政府の独立機関であり、独自の法人格を持つ (12 USC 1819(a), (b))。本部はワシントン D.C. に置かれ、次表のように全米に 6 つの地方支部 (regional office) と 2 つの地区支部 (area office) がある。地方支部、地区支部はそれぞれ分局を設置している。

図表 米-11 FDIC の地方組織

	所在地	分局 (Field Office) 数
地方支部	アトランタ	14
	シカゴ	17
	ダラス	8
	カンザスシティ	16
	ニューヨーク	9
	サンフランシスコ	10
地区支部	メンフィス	7
	ボストン	5

FDIC の組織図は以下のとおりである。

図表 米-12 FDIC の組織図



(出所) FDIC, 2016 Annual Report 等より作成

⑤ 職員数

FDIC の職員数は下表のとおりである。

図表 米-13 FDIC の職員数
(2016 年末現在)

(単位：人)

		職員数
全職員（フルタイム換算）		6,096
うち	リスク管理監督部門	2,627
	総務部門（国際業務を含む）※	79

※ただし、立法、広報、オンブズマン、マイノリティ・女性登用、全社リスク管理担当との合計

(出所) FDIC, 2016 Annual Report

⑥ 予算規模・予算源

FDIC は、連邦議会からの予算配分を受けておらず、預金保険制度加盟金融機関が支払う保険料と、米国債への投資収益を主な収入源としている³⁵。

金融機関の検査に係る費用については、監督対象となる金融機関から賦課金を徴収している（12 USC 1820(e)）。

図表 米-14 FDIC の予算規模・予算源
(2016 年)

(単位：100 万ドル)

		金額
収入		10,674
	預金保険料	9,987
	国債利息	671
	その他	16
支出及び損失		151
	運営費用	1,715
	保険損失準備金	-1,568
	その他	4
純収入		10,524

(出所) FDIC, 2016 Annual Report

³⁵ FDIC ウェブサイトの記述に基づく。
<http://www.fdic.gov/about/learn/symbol/>

(4) 信用組合監督庁 (National Credit Union Administration, NCUA)

① 根拠法令

信用組合監督庁 (以下「NCUA」という) は、連邦信用組合法 (Federal Credit Union Act) ³⁶を根拠法とする。1934年の同法制定時において、連邦信用組合の監督機関として、農業信用管理庁 (Farm Credit Administration) 内に連邦信用組合局 (Bureau of Federal Credit Unions) が設置された。

信用組合の監督権限はその後、連邦預金保険公社、次いで連邦社会保障局 (Federal Security Agency)、健康・教育・福祉省 (Department of Health, Education and Welfare) へと移管された後、1970年に NCUA が創設された³⁷。NCUA の設立について規定した連邦信用組合法の条項 (12 USC 1752a(a)) は、この時に設けられたものである。

② 目的

NCUA は、規制と監督とを通じて安全で健全な信用組合システムを提供し、協同組合信用の全国システムに対する信認を促進することを使命としている³⁸。

③ 業務内容

NCUA の行っている業務は、以下のとおりである³⁹。

- 信用組合の監督
- 信用組合を対象とする預金保険の引受
- 信用組合の発展を支援すること (fosters credit union development)
- 効果的な消費者保護規制の実施により、消費者である組合員の保護を図ること
- 信用組合の清算及び再建

³⁶ 12 USC 1751, et. seq.

³⁷ NCUA ウェブサイトの記述に基づく。

<http://www.ncua.gov/about/History/Pages/History.aspx>

³⁸ NCUA Strategic Plan 2014-2017, p.9.

<http://www.ncua.gov/Legal/RptsPlans/Pages/SP-APB.aspx>

³⁹ NCUA Strategic Plan 2014-2017, pp.9-10 (Major Programs)

<http://www.ncua.gov/Legal/RptsPlans/Pages/SP-APB.aspx>

④ 組織

NCUA は、連邦政府の独立機関である（12 USC 1752a）。

NCUA の本部は、バージニア州のアレキサンドリア市に置かれ、全米に 5 つの地方支部局がある。

図表 米-15 NCUA の地方組織

本部	（所在地：バージニア州アレキサンドリア）
地方支部	（5ヶ所）
地域Ⅰ	：ニューヨーク州オルバニー
地域Ⅱ	：バージニア州アレキサンドリア
地域Ⅲ	：ジョージア州アトランタ
地域Ⅳ	：テキサス州オースティン
地域Ⅴ	：アリゾナ州テンペ

⑤ 職員数

NCUA の職員数は、下表のとおりである。

図表 米-16 NCUA の職員数
（2015 会計年度）

（単位：人）

	職員数
全職員（フルタイム換算）	1,224
うち 検査に従事する職員	—（※）
国際部門の職員	—

※監督、検査を含む「安全、健全、持続可能な信用組合システムの確保（Ensure a Safe, Sound and Sustainable Credit Union System）」に関する業務の担当者は、1,012 人とされている

（出所）NCUA, 2015 Annual Report

⑥ 予算規模・予算源

NCUA の運営費用は、監督対象である連邦信用組合からの賦課金によって賄われる（12 USC 1755）。

図表 米-17 NCUA の予算規模・予算源
（2015 会計年度）

（単位：1,000 ドル）

	金額
収入	79,895
うち、監督対象機関からの賦課金	78,773
その他の収入	1,122
支出	75,528

（出所）NCUA, 2015 Annual Report

(5) 証券取引委員会 (Securities Exchange Commission, SEC)

① 根拠法令

証券取引委員会（以下「SEC」という）は、1934年証券取引所法（Securities and Exchange Act of 1934）⁴⁰に基づき、1934年に創設された。

SECの設立についての規定は、同法第78d条(a)項（15 USC 78d(a)）に置かれている。

② 目的

SECは、投資家の保護、市場の公正・秩序・効率性の維持、資本形成の促進を使命としている⁴¹。

③ 業務内容

SECの主な業務は、以下のものがある⁴²。

- 関連法令違反に対する処分（Enforcement）
- SECに登録を行っている機関の検査・監督（Compliance Inspections and Examinations）
SECへの登録を行い、検査・監督を受ける機関は、以下のとおりである。
 - ・ 投資顧問業者、投資会社
 - ・ ブローカー、ディーラー
 - ・ 証券取引所、自主規制機関
 - ・ 信用格付機関、証券決済機関、清算機関、トランスファー・エージェント⁴³
- 有価証券に係る情報開示に係る業務（Corporation Finance）
- 公正で秩序ある市場環境を整える業務（Trading and Markets）
- 資産運用業における投資家を保護するための業務（Investment Management）

⁴⁰ 15 USC 78a, et. seq.

⁴¹ <https://www.sec.gov/about/whatwedo.shtml#create>

⁴² SEC Fiscal Year 2016 Agency Financial Report, p.9.
<https://www.sec.gov/about/secafr2016.shtml>

⁴³ 投資ファンドの持分保有者の管理や、ファンドユニットの売買や配当等に伴う現金の受け払いなどの事務を代行する事業者のことを指す。

（参考）<http://www.sec.gov/divisions/marketreg/mrtransfer.shtml>

④ 組織

SEC は独立した連邦行政機関である。最高機関である委員会（Commission）は、大統領によって任命され、上院の承認を経た 5 名の委員によって構成される（15 USC 78d(a)）。

SEC の主要部門は、執行（Enforcement）、企業財務（Corporation Finance）、投資運用（Investment Management）、経済・リスク分析（Economic and Risk Analysis）、トレーディング・市場（Trading and Markets）の 5 部門である。

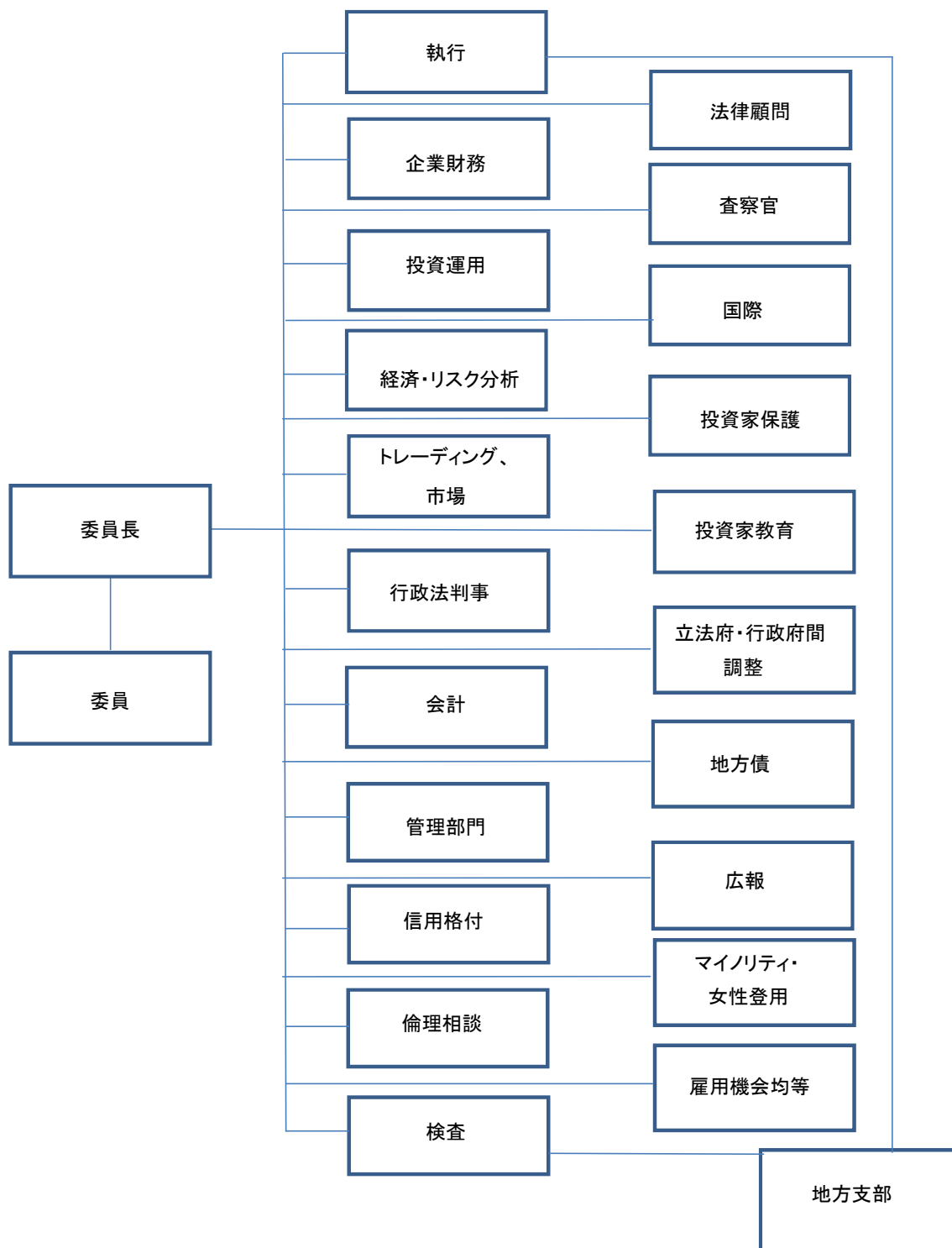
本部はワシントン D.C.に置かれ、全米に 11 の地方支部がある。

図表 米-18 SEC の地方組織

本部	（所在地：ワシントン D C ）
地方支部	（11ヶ所）
	ニューヨーク
	ボストン
	フィラデルフィア
	マイアミ
	アトランタ
	シカゴ
	デンバー
	フォートワース
	ソルトレイクシティ
	ロサンゼルス
	サンフランシスコ

SEC の組織図は以下のとおりである。

図表 米-19 SEC の組織図



(出所) SEC ウェブサイト (<https://www.sec.gov/images/secorg.pdf>) 等より作成

⑤ 職員数

SEC の職員数は下表のとおりである。

図表 米-20 SEC の職員数
(2015 会計年度)

(単位：人)

		職員数
全職員（フルタイム換算）		4,301
うち	検査に従事する職員	925
	国際部門の職員	49

(出所) SEC, FY 2017 Congressional Budget Justification (CBJ), FY 2014 Annual Performance Plan (APP), AND FY 2012 Annual Performance Report (APR) p.14

⑥ 予算規模・予算源

SEC は、証券関連法の施行のために必要となる手数料について規則を制定する権限を持つ（15 USC 78d(e)）。

SEC の収入は、主に有価証券取引手数料⁴⁴、及び登録手数料からなる。証券法違反者から支払われる不法収入の返還や民事制裁金等の証券取引関連以外の収入は、投資家保護基金、あるいは財務省の一般基金に充当され、違反行為による被害を受けた投資家への補償にあてられる⁴⁶。

⁴⁴ 有価証券取引手数料は、全国証券取引所及び一部の店頭取引における証券売買額に応じて賦課される手数料で、証券業の自主規制団体である金融取引業規制機構（Financial Industry Regulatory Authority, FINRA）及び全国証券取引所が SEC に対して納付する。

金融取引業規制機構及び証券取引所は、内規に従い、会員であるブローカー・ディーラーに支払った手数料を転嫁している。

(参考) <http://www.sec.gov/answers/sec31.htm>

⁴⁵ 登録手数料は、有価証券の発行登録、公開買付や企業合併の登録時等に徴求される手数料である。2012 会計年度から、登録手数料の大半が財務省の一般会計に繰り入れられるようになり、SEC の運営予算に充てられる金額は減少した。

(参考) SEC Fiscal Year 2016 Agency Financial Report p.39.

<http://www.sec.gov/about/annrep.shtml>

⁴⁶ SEC Fiscal Year 2016 Agency Financial Report, pp.82-83.

図表 米-21 SECの予算規模・予算源
(2016会計年度)

(単位：100万ドル)

		金額
収入		1,975
	有価証券取引手数料	1,486
	登録手数料（有価証券登録、公開買付、合併）	489
	その他収入	—
支出（プログラム実施費用）		1,736

(出所) SEC, FY2016 Agency Financial Report

(6) 商品先物取引委員会 (Commodity Futures Trading Commission, CFTC)

① 根拠法令

商品先物取引委員会（以下「CFTC」という）は、商品取引法 (Commodity Exchange Act)⁴⁷に基づき、1974年に創設された。CFTCの設立についての規定は、7 USC 2(a)(2)に置かれている。

② 目的

CFTCは、商品取引法の適用を受けるデリバティブ取引に関連する不正行為、市場操作、濫用行為及びシステミック・リスクから市場参加者及び公衆を保護し、オープンで、競争的で、財務的に健全な市場を育成することを使命としている⁴⁸。

③ 業務内容

CFTCの主要な業務は以下のとおりである⁴⁹。

- 取引所、清算機関、取引情報登録機関、取引主体の登録業務
- 商品先物・オプション商品の監督
- 市場慣行や取引慣行、監督対象機関の財務及びリスク状況、事業環境に係る監督
- 監督対象機関の検査

⁴⁷ 7 USC 1, et seq.

⁴⁸ CFTC Strategic Plan FY 2014-2018, p.2.
<http://www.cftc.gov/reports/strategicplan/2018/index.htm>

⁴⁹ CFTC, Summary of Performance and Financial Information, p.14-16.
<http://www.cftc.gov/About/CFTCReports/index.htm>

- 市場不正行為に対する法執行
- 外国の監督機関との協議・調整

④ 組織

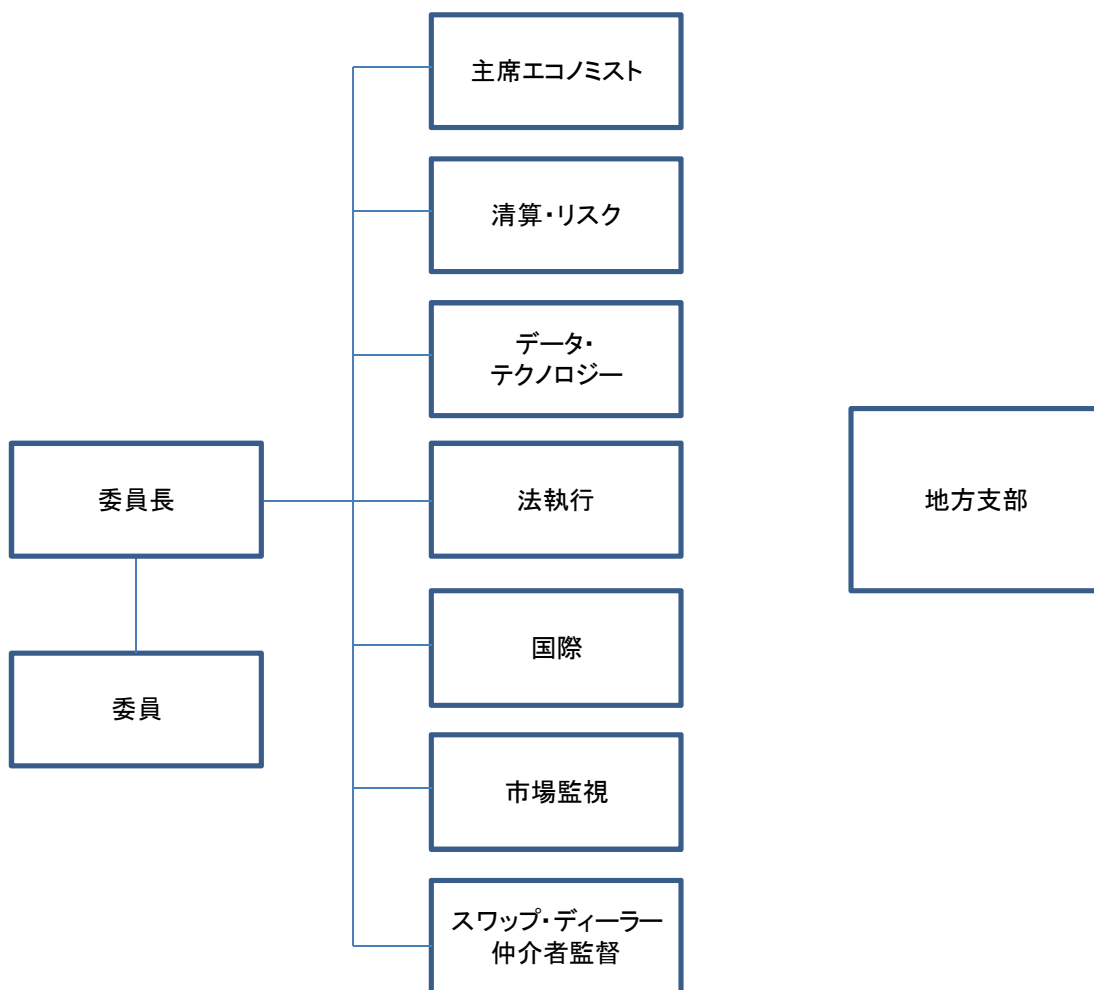
CFTC は、独立した連邦行政機関である。最高機関である委員会 (Commission) は、大統領により任命され、上院の承認を経た 5 名の委員によって構成される (7 USC 2(a)(2))。

本部はワシントン D.C.に置かれ、シカゴ、カンサスシティ、ニューヨークの 3 ヶ所に地方支部が置かれている⁵⁰。

CFTC の組織図は以下のとおりである。

⁵⁰ CFTC ウェブサイトの記載による。
<http://www.cftc.gov/Contact/index.htm>

図表 米-22 CFTC の組織図



(出所) CFTC ウェブページ等より作成

⑤ 職員数

CFTC の職員数は下表のとおりである。

図表 米-23 CFTC の職員数
(2015 会計年度、実績)

(単位：人)

		職員数
全職員 (フルタイムの常勤職員のみ)		690
うち	監督業務に従事する職員 (注)	200
	国際部門の職員	10

(注) 統括調査官、市場監督担当、スワップディーラー及び仲介業者監督担当の合計

(出所) CFTC, President's Budget FY2017

⑥ 予算規模・予算源

CFTC は、設立以後、一定期間に限定した連邦政府による予算措置が講じられ、それが法改正等を通じて延長される（再授權（Reauthorization））という手続がとられてきた。ただ、本稿執筆時点において、2008～2013 会計年度までしか、法令に基づき実施する業務について連邦政府予算の配分を受ける権限が与えられていない（7 USC 16(d)）。もっとも、正式な再授權手続はないものの、2014 会計年度以後も実質的な予算措置は講じられている模様である⁵¹。

図表 米-24 CFTC の予算規模・予算源
(2015 会計年度)

(単位：100 万ドル)

		金額
収入		
	連邦政府予算の配分	250.0
	前年度からの繰越金	—
支出		234.9

(出所) CFTC, Summary of Performance and Financial Information

なお、CFTC は、監督業務の実施に必要な経費を賄うために、適当な水準の手数料を徴求するための計画を策定・実施することができる。当該計画の実施にあたっては、下院の農業委員会及び上院の農業・栄養・林業委員会の同意を得なければならない。

本計画に基づいて徴求した手数料は、雑収入として財務省に預託することとされている（7 USC 16a(a)）。

⁵¹ CFTC Agency Financial Report FY2016 p.67
<http://www.cftc.gov/ide/groups/public/@aboutcftc/documents/file/2016afr.pdf>

(7) 州保険監督局

保険業務は、1945年に成立したマッカラン・ファーガソン法 (McCarran-Ferguson Act) により、州法の規制に従うこととされている (15 USC 1012)。

全米 50 州、ワシントン D.C. 及び米国領土⁵²はそれぞれ保険法を制定し、保険業の監督にあたる保険監督局を設けている。

各州の保険局長官 (保険監督官) の集まりである全米保険監督官協会 (National Association of Insurance Commissioner, NAIC) では、モデル法を制定するなどして、各州の保険監督法制の統一を目指すと同時に、各州当局間の協力を促している。

(8) 金融安定監督評議会 (Financial Stability Oversight Council, FSOC)

① 根拠法令

金融安定監督評議会 (以下「FSOC」という) は、ドッド・フランク・ウォールストリート改革及び消費者保護法 (Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act、以下「ドッド・フランク法」という) に基づき、2010年に設立された。

合衆国法典では、FSOCに関する規定は第12編第53章サブチャプター1第A部 (Title 12, Chapter 53, Subchapter I, Part A) に収録されている。FSOCの創設についての規定は第5321条(a)項 (12 USC 5321(a)) に置かれている。

② 目的

FSOCの目的は、以下のとおりである (12 USC 5322(a)(1))。

- ❑ 国内の金融システムの安定性に係るリスクを特定すること
- ❑ 市場関係者による政府からの救済に関する期待を打消し、市場の規律を高める取り組みを行うこと
- ❑ 国内の金融システムの安定性に対する脅威が生じた場合に、これに対処すること

③ 業務内容

FSOCの任務は、以下のとおりである

⁵² 米領サモア、グアム、プエルトリコ自治領、ヴァージン諸島、北マリアナ諸島。

1) システミックな重要性が認められるノンバンク金融会社の認定 (12 USC 5323(a))

深刻な財務困難に陥った場合や性質・展開・規模・スケール・集中度・相互関係・業務構成に鑑みて、米国の金融安定にリスクを及ぼすと考えられるノンバンク金融会社を認定する。認定されたノンバンク金融会社は、FRBの監督下に置かれる。

□ 認定の基準

- ・ レバレッジの程度
- ・ 簿外エクスポージャーの程度と性質
- ・ 他の主要な (significant) 金融会社や銀行持株会社との取引・関係の深度と性質
- ・ 当該会社の信用供与に対する家計・実業界・州及び地方政府の依存度及び当該会社の流動性供与に対する金融システムの依存度
- ・ 当該会社の信用供与に対する低所得層・マイノリティ等の依存度
- ・ 資産を管理 (「保有」ではない) している度合い、及び管理下資産のオーナーシップの分散度
- ・ 業務の性質・展開・規模・スケール・集中度・相互関係・構成
- ・ 第一義的金融監督機関⁵³により規制を受けている度合い
- ・ 金融資産の額と性質
- ・ 負債の額とタイプ (短期資金への依存度等)、等

□ 当該会社ないしその子会社に第一義的金融監督機関が存在する場合は、最終的な決定を下す前に、当該第一義的金融監督機関と協議する。

□ 入手情報や経営陣との協議のみでノンバンク金融会社のシステミックな重要性を認定できない場合は、FRBに立入検査を依頼することができる。

2) システミックに重要な金融市場ユーティリティの認定 (12 USC 5463)

金融市場ユーティリティ (financial market utilities) とは、金融機関間又は金融機関とその他の者との間で行われる資金や証券の移転、清算、決済やその他の金融取引のための多極間システムを管理運用する者を指す (12 USC 5462(6))。

FSOC は、システミックな重要性を持つ金融市場ユーティリティやその業務 (支払・清算・決済業務) を認定し、認定された金融市場ユーティリティや業務には FRB が設定するリスク基準が適用される。

□ 認定の基準

金融市場ユーティリティの機能に支障をきたした場合に、金融機関又は市場に流動性ないし信用問題が広がり、金融システムの安定が脅かされる可能性が高

⁵³ 第一義的金融監督機関については、アメリカ II 5 (8) ④第一義的金融監督機関を参照のこと。

いと判断された場合、認定の対象となる。

認定の基準としては、以下の事項が考慮される。

- ・ 取引総量
- ・ 取引相手に対するエクスポージャー
- ・ 他の金融市場ユーティリティとの関係・相互依存度
- ・ 破綻した場合に枢要な市場、金融機関、金融システムに及ぶ影響 等

□ **FSOC** は、最終的な決定を下す前に、**FRB** 及び当該決済システムに対して第一義的監督権限を有する連邦金融監督機関⁵⁴との協議を行う。

3) その他の任務 (12 USC 5322(a)(2))

- 構成員 (アメリカ II 2 (8) ④組織を参照) や連邦・州金融規制当局から情報を収集。また、必要に応じ、金融調査庁 (**Office of Financial Research, OFR**) に依頼して銀行持株会社やノンバンク金融会社から情報を収集させる。
- **OFR** に対し、データの提供や分析の実施を求める。
- 金融サービス市場をモニターし、米国の金融安定に対する脅威を把握する。
- 金融規制に係る内外の提案や動向 (保険・会計関連の動向を含む) をモニターし、議会に対し米国金融市場のインテグリティ・効率性・競争力・安定に資する助言や提言を行う。
- 構成員をはじめ連邦及び州の金融規制当局間の意見交換と調整を支援する。
- 構成員に対し、監督上の優先課題や原則につき提言を行う。
- 規制のギャップを把握する。
- **FRB** に対し、**FRB** の監督を受けるノンバンク金融会社及び大規模銀行持株会社に適用する高い健全性基準について提言を行う。
- 第一義的金融規制当局に対し、基準やセーフガードの導入・強化を提言する。
- 現行の会計原則・基準・手続や関連の提言をチェックし、必要に応じ **SEC** 及び基準設定団体にコメントを行う。
- 市場動向や規制問題を協議・分析し、監督権限を巡るメンバー間の紛争を解決するためのフォーラムを提供する。
- 議会に年次報告を提出し、議会証言を行う。

④ 組織

FSOC は、議決権を持つ構成員 (計 10 名) と、議決権を持たない構成員 (計 5 名) により構成される (12 USC 5321(b))。

⁵⁴ 第一義的監督権限を有する金融監督機関については、アメリカ II 5 (8) ④第一義的金融監督機関を参照のこと。

- 1) 議決権を持つ構成員
 - (a) 財務長官 (FSOC 議長)
 - (b) 連邦準備制度理事会 (FRB) 議長
 - (c) 通貨監督庁 (OCC) 長官
 - (d) 消費者金融保護局 (CFPB) 局長
 - (e) 証券取引委員会 (SEC) 委員長
 - (f) 連邦預金保険公社 (FDIC) 総裁
 - (g) 商品先物取引委員会 (CFTC) 委員長
 - (h) 連邦住宅金融庁 (FHFA) 長官
 - (i) 信用組合監督庁 (NCUA) 理事会議長
 - (j) 大統領が指名する独立した保険の専門家

- 2) 議決権を持たない構成員
 - (a) 金融調査局 (OFR) 局長
 - (b) 連邦保険局 (FIO) 局長
 - (c) 州保険監督機関の代表者
 - (d) 州銀行監督機関の代表者
 - (e) 州証券監督機関の代表者

⑤ 職員数

FSOC の職員数は下表のとおりである。

図表 米-25 FSOC の職員数
(2015 会計年度)

		(単位：人)
		職員数
全職員 (事務局、フルタイム換算)		31
うち	検査に従事する職員	—
	国際部門の職員	—

(出所) FSOC Budget 2017

⑥ 予算規模・予算源

FSOC の予算は、財務省金融調査局 (Office of Financial Research) の予算から支出される (12 USC 5328)。

なお、金融調査局は、FRB による監督を受ける連結資産 500 億ドル以上の銀行持株

会社及びノンバンク金融会社に対する賦課金（assessment）を財源とする（12 USC 5345）。

図表 米-26 FSOC の予算規模・予算源
（実績）

（単位：1,000 ドル）

	2015 年度	2016 年度
収入	—	—
支出	13,758	13,848
人件費、非人件費	6,130	7,277
FDIC の業務費用に対する、FSOC からの補填	7,628	6,571

（出所）FSOC Budget 2017

（9）消費者金融保護局（Bureau of Consumer Financial Protection, CFPB）

① 根拠法令

消費者金融保護局（以下「CFPB」という）は、ドッド・フランク法に基づき、2010年に設立された⁵⁵。

合衆国法典では、CFPBに関する規定は第12編第53章サブチャプター5（Title 12, Chapter 53, Subchapter V）に収録されている。CFPBの創設についての規定は第5491条(a)項（12 USC 5491(a)）に置かれている。

② 目的

CFPBは、全ての消費者が消費者向けの金融商品・サービス市場へのアクセスを有すること、及び、消費者向け金融商品・サービス市場の公正性、透明性及び競争を確保することを目的として、金融消費者保護に関連する連邦法を施行し、必要な場合には執行を行う（12 USC 5511(a)）。

③ 業務内容

CFPBの主要業務は、以下のとおりである⁵⁶。

⁵⁵ CFPB, Financial Report of the CFPB for fiscal year 2016（以下、CFPB年次報告書（2016会計年度）という）, p.7.

<http://www.consumerfinance.gov/budget/>

⁵⁶ CFPB ウェブサイトの記述に基づく。

<http://www.consumerfinance.gov/the-bureau/>

- ❑ 規則を定め、関係企業 (companies) を監督し、金融関連の消費者保護に係る連邦法を執行すること (enforce)
- ❑ 不公正な、詐欺的な、あるいは悪辣な (unfair, deceptive, or abusive) 行為や慣行を禁ずること
- ❑ 消費者の苦情申立 (complaints) を受け付けること
- ❑ 金融教育を促進すること
- ❑ 消費者の (金融) 行動を研究すること
- ❑ 消費者に対する新たなリスクが発生していないか監視すること
- ❑ 消費者金融の分野における差別その他不公正な取扱いを禁止すべく法を執行すること

④ 組織

CFPB は、連邦準備制度内に独立した部局 (bureau) に設立されている (12 USC 5491(a))。

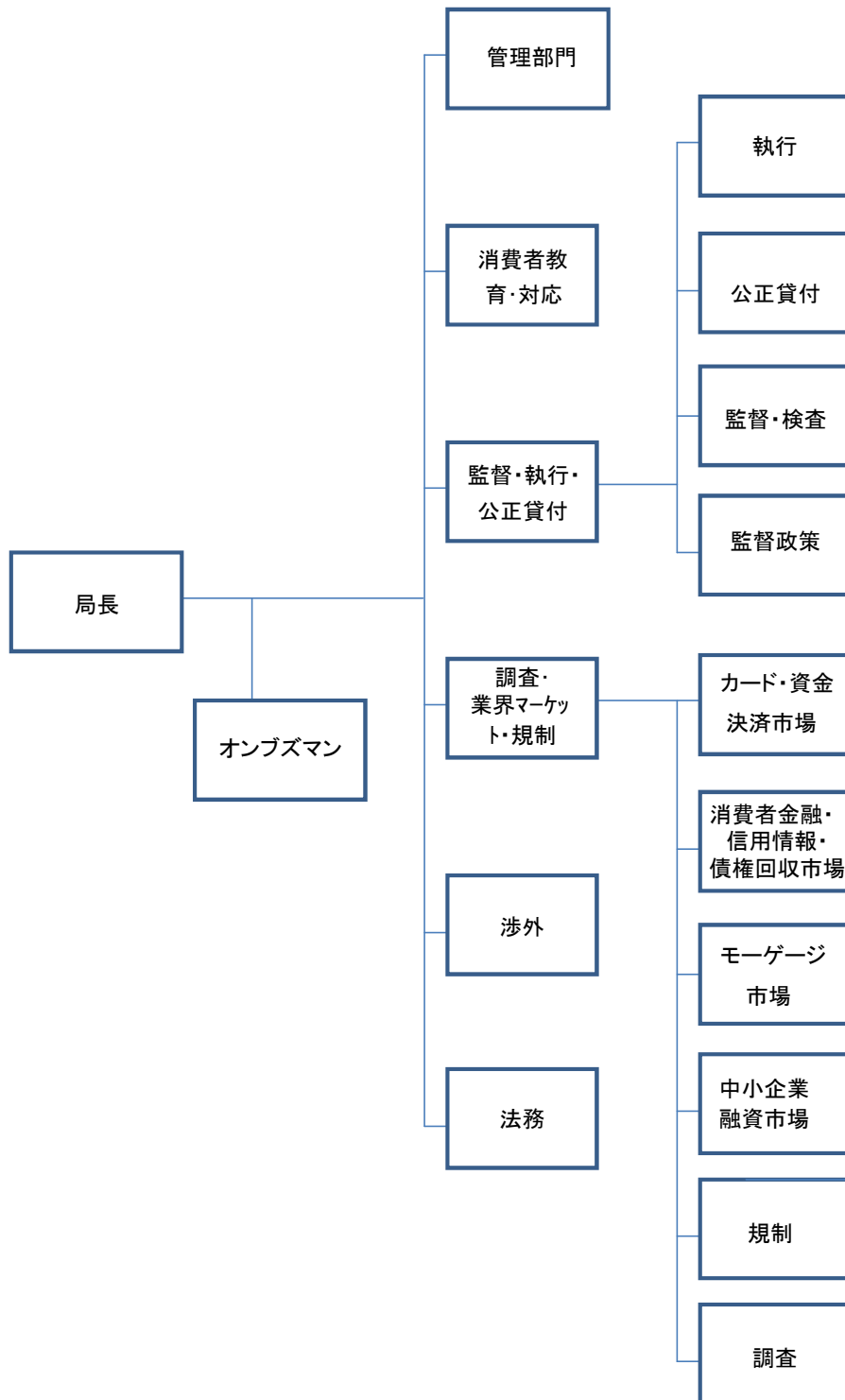
CFPB の局長 (Director) は、上院の助言と同意に基づいて、大統領が任命 (任期 5 年) する (12 USC 5491(b))。

CFPB の本部は、ワシントン D.C.に置かれる。局長は、地方支部を設置することができる (12 USC 5491(e))。2016 年 9 月末現在、地方支部は 3 ヶ所(シカゴ、ニューヨーク、サンフランシスコ)に置かれている⁵⁷。

⁵⁷ CFPB 年次報告書 (2016 会計年度) , p.9.

CFPB の組織図は以下のとおりである。

図表 米-27 CFPB の組織図



(出所) CFPB ウェブページ等より作成

⑤ 職員数

CFPB の職員数は下表のとおりである。

図表 米-28 CFPB の職員数
(2015 会計年度)

(単位：人)

		職員数
全職員		1,465
うち	監督・法執行部門・公正貸付規制担当部門	678
	国際部門	—

(出所) The CFPB strategy plan, budget, and performance plan and report FY2016

⑥ 予算規模・予算源

CFPB の経費は、連邦準備制度の収益により賄う。CFPB 局長が必要と判断する額を四半期毎に連邦準備制度から移転する (12 USC 5497(a)(1))。

ただし、連邦準備制度からの年間の移転額は、同制度の 2009 年度における総経常支出額の一定割合を上限とする。上限値は以下のとおり。

- 2011 年は 10%
- 2012 年は 11%
- 2013 年以降は 12%

なお、上記上限は、公務員給与上昇率に照らして毎年調整される (12 USC 5497(a)(2))。

図表 米-29 CFPB の予算規模・予算源
(2015 会計年度)

(単位：100 万ドル)

		金額
収入		746
	予算収入	745
	連邦準備制度からの財源移転	565
	民事制裁金からの繰入額	179
	利子	1
	その他の収入	1
支出 (事業運営費用)		679

(出所) CFPB Financial Annual Report FY2016

(10) 連邦保険局 (Federal Insurance Office, FIO)

① 根拠法令

連邦保険局 (以下「FIO」という) は、ドッド・フランク法に基づき設立された。FIO に関する規定は、合衆国法典第 31 章第 313 条 (31 USC 313) に置かれている。

② 目的

FIO は、保険業務に対する一般的な監督あるいは規制権限を持つ機関ではなく、連邦レベルで必要とされる保険の専門性を構築している⁵⁸。

③ 業務内容

FIO の果たす機能は、以下のとおりである (31 USC 313(c))。

- ❑ 保険業界全般をモニターする (保険規制の問題点や間隙の把握を含む)。
- ❑ マイノリティ、低所得層等が適切な保険商品にどの程度アクセスを有するかをモニターする。
- ❑ 保険会社の SIFC 認定について FSOC に提言を行う。
- ❑ 財務長官を助けてテロ保険プログラムを運営する。
- ❑ 保険業務の健全性に係る国際協議において、連邦レベルの作業を調整し、方針を策定する (保険監督者国際機構 (IAIS) において米国を代表することを含む)。
- ❑ 保険業務の健全性に係る州の規定に国際的な取極めが優先するか否かを判断する。
- ❑ 保険関連の全国的な問題や保険業務の健全性に係る国際的な問題について州と協議する。
- ❑ 保険を巡る国内・国際問題について財務長官に助言を行う。
- ❑ アドバイザーとして FSOC に参加する。

⁵⁸ 財務省ウェブサイトでの記述に基づく。

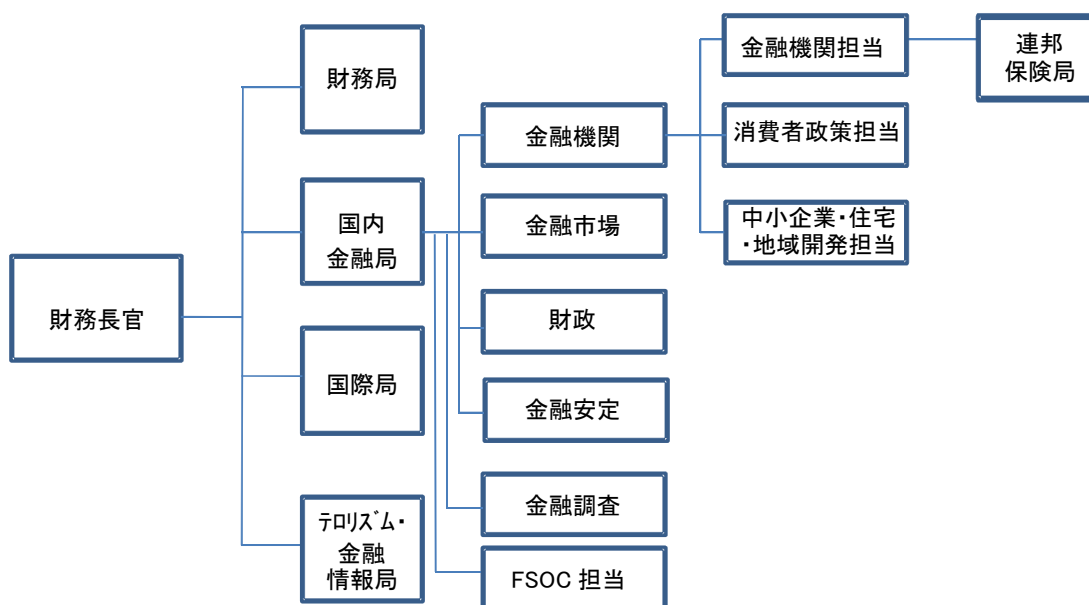
“Federal Insurance Office Created Under the Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act: Frequently Asked Questions”
<http://www.treasury.gov/initiatives/wsr/Documents/FAQs%20-%20Federal%20Insurance%20Office%20-%20December%202010.pdf>

④ 組織

FIO は、財務省内の部局として設立されている。局長は財務長官が任命する (31 USC 313(a), (b))。

FIO 内部の組織図は、公表されていないものの、財務省の組織における FIO の位置づけの概要は下図のようになる。

図表 米-30 FIO の組織図



(出所) 米財務省ウェブページより作成

⑤ 職員数

FIO の職員数については、公表されていない。

⑥ 予算規模・予算源

FIO は、業務の遂行にあたって財務省の人員、施設、その他の資源を用いることとされている (31 USC 313(q))。FIO の予算は、財務省の部局 (Departmental Offices) の予算に含まれている。

ただし、FIO への予算の割当については、公表されていない。

3. 金融制度の企画立案・規則制定の仕組み

(1) 法律

アメリカの議会に法案を提出することができるのは、国会議員のみである。ただし、アメリカ憲法（第2編第3節）に、大統領の議会に対する国政報告と施策勧告が定められており、政府機関が提案し、議会に提出される法案も少なくない。法案は、法案が提出された後の審議の段階で、通常幾度も修正される。

各院議会に提出される法案の数は多いが、一議会で成立する法律の数は限られている。例えば、第114議会（2015年1月6日から2017年1月3日まで）では、10,084件の法案が提出され、成立した法律は、329件だった。

背景としては、同じテーマに関する法案が提出され、審議過程で一本化されることが多いほか、法案提出によるメッセージ性に着目し、提出される場合もあるとされる。

(2) 法律に基づく規則

議会で定められた法律の下には規則（Rule 又は Regulation）が置かれており、ガイドライン的な性格をもつ通達（Circular 等）も多数発出されている。規則制定の改廃過程は行政手続法の手順によっている。金融監督機関による規則案の公表に際しては、事前にパブリック・コメントの提出機会が与えられた後、最終的な規則の制定がなされる。

法令に基づく規則制定の権限は、制度又は具体的な監督規制事項に応じ、関連する連邦及び州の金融監督機関にそれぞれ付与されており、以下のような規定振りとなっている。金融安定監督評議会（FSOC）及び連邦保険局（FIO）には、規則制定の権限はない。

① 通貨監督庁（OCC）（規制対象：国法銀行、連邦貯蓄金融機関）

OCCは、明示的かつ排他的に他の監督当局に留保されている権限を除き、その責務を履行するために規則を制定する権限を有する（12 USC 93a）。

② 連邦準備制度理事会（FRB）（規制対象：銀行持株会社、連邦準備制度（FRS）加盟銀行）

FRBは、銀行持株会社に関する規定を執行、遂行し、その脱法行為を防止するために必要とされる規則及び命令を発する権限を有する（12 USC 1844(a), (b)）。

③ 連邦預金保険公社（FDIC）（規制対象：預金保険加入銀行）

FDIC は、他の規制当局に付与されている権限を除き、FDIC が管理及び執行する責務を有する規定を実施するための規則を制定する権限を有する（12 USC 1819(a) Tenth）。

④ 州銀行局（規制対象：州法銀行）（例：ニューヨーク州）

州金融サービス監督官（the superintendent of financial services of this state）は、この法律の条項を履行するために、法律に整合的な規則を制定、変更、改正する権限を有する（ニューヨーク州銀行法第 14 条）。

⑤ 証券取引委員会（SEC）（規制対象：証券会社、投資顧問業者など）

SEC は、SEC が責任を負う本法の規定の実施又は本法により与えられた職務の執行に必要又は適当な規則を制定する権限を有する（15 USC 78w）。

⑥ 州保険局（規制対象：保険会社）（例：ニューヨーク州）

州金融サービス監督官は、以下のことに関して、本法の規定に整合的な規則を制定、廃止、又は改正する権限を有する（ニューヨーク州保険法第 301 条）。

- 1) 保険局に割り当てられた責務の管理
- 2) 本法の規定に基づき様式又は規則を制定するために付与された権限の行使
- 3) 本法の規定の解釈
- 4) 保険局の実務において従うべき手続きの管理

⑦ 消費者金融保護局（CFPB）（規制対象：消費者向けの金融商品・サービスを提供する機関・事業者）

消費者金融保護局長は、金融消費者保護に関連する連邦法の目的を実行し、連邦法違反を防ぐ上で必要、又は妥当な規則の策定、及び命令やガイダンスの発出を行うことができる（12 USC 5512(b)）。

4. 免許付与等

(1) 預金取扱金融機関

米国では二元銀行制度 (Dual Banking System) の下、連邦法に基づく国法銀行と州法に基づく州法銀行とが併存しており、連邦機関である通貨監督庁 (OCC) と州銀行当局とがそれぞれ、銀行に対する免許付与と監督とを排他的に実施している。

貯蓄金融機関と信用組合についても同様に、連邦法と州法による二元的な免許付与・監督が行われている。

① 国法銀行

1) 免許付与

(a) 免許付与

国法銀行として銀行業務を営む免許を付与する権限は OCC にある (12 USC 27)。

(b) 免許付与要件

慎重な事実調査により、当該組織に銀行業務を開始する正当な権限を付与することが適当と認められる場合、OCC は当該組織が銀行業務を開始することについての免許を発行するとされている。

ただし、OCC は株主が本法に規定する正当な目的以外のために当該組織を構成したと推測するに足る理由があるときはいつでも、免許付与を留保することができる。 (12 USC 27)。

2) 変更・取消

国法銀行の取締役が、本法の規定に故意に違反した場合、又はその役職員、代理人が本法の規定に故意に違反することを容認した場合には、当該銀行のすべての権利、特権は剥奪されるものとする。OCC が提起した訴訟の判決により当該違反の事実が確定した場合には、当該銀行の解散が宣言される (12 USC 93(a))。

② 州法銀行

1) 免許付与 (例：ニューヨーク州)

(a) 免許付与

州法銀行は、各州政府 (銀行局) により州免許が付与される (ニューヨーク州銀行法第 14 条(a))。

州法銀行の FRS や FDIC への加盟の可否は、各州法の規定により異なる。

(b) 免許付与要件

州法銀行免許付与の要件は、各州法の規定により異なる。ニューヨーク州では、州法銀行免許の申請を認めるか否かについて、以下の規準に照らして判断している（ニューヨーク州銀行法第 24 条）。

- 経営者の適格性
- 申請者が銀行法の趣旨に沿って、誠実かつ効率的に業務を行えるかどうか
- 申請者への免許付与により、公衆の利便性や利益が向上するかどうか

2) 変更・取消（例：ニューヨーク州）

ニューヨーク州では、州銀行監督官が免許取消に相当する理由があると考えられる場合には、当該銀行への通知及び意見聴取の後、免許の取消を行うことができると規定している（ニューヨーク州銀行法第 40 条）。

③ 銀行持株会社

1) 認可付与

(a) 認可 (approval)

法人が銀行持株会社になるためには、FRB による事前の認可が必要とされる（12 USC 1842(a)）。

認可を得た銀行持株会社は、FRB への登録を行わなければならない（12 USC 1844(a)）。

(b) 認可要件

銀行持株会社の認可は、以下の観点から総合的に審査される（12 USC 1842(c)）。

- 競争政策上の観点
- 銀行持株会社及び銀行の財政的・経営的資源、将来展望、地域における便益の観点
- FRB が適切と考える資料など、FRB による監督上の観点
- マネー・ローンダリング対策の実効性の観点
- 米国の銀行システム、金融システムの安定性に対する集中リスクが増大しないか、という観点 等

2) 変更・取消

銀行持株会社の登録取消に関する規定はない。

ただし、FRB は、銀行持株会社の活動、あるいは非銀行子会社の所有等により、

当該銀行持株会社の銀行子会社に深刻なリスクが生じていると判断した場合は、銀行持株会社に対して、当該非銀行子会社、銀行子会社の売却等を行うように命令することができる（12 USC 1844(e)）。

④ 金融持株会社

1) 届出

(a) 届出 (notice)

銀行持株会社は、原則として銀行業や銀行及びその子会社の経営管理に関する業務又は子会社へのサービスの提供以外の業務を行うことができない⁵⁹。

ただし、FRBに金融持株会社としての届出を行うことにより、FRBが規則によって定める金融の性質を有する業務⁶⁰を行うことができる（12 USC 1843(k)(5)）。

(b) 要件

金融持株会社として非銀行業務に従事するには、以下の要件を充足していることが求められる（12 USC 1843(l)）。

- 当該持株会社の傘下にあるすべての預金取扱金融機関において、資本が充実しており（well capitalized）、経営管理が良好（well managed）であること。
- 当該持株会社自体の資本が充実しており、経営管理が良好であること。

2) 変更・取消

FRBは、金融持株会社が上記(b)の要件を満たしていないと判断した場合には、是正を要求する通達を発することができる。是正がなされない場合、FRBは当該金融持株会社に対し、銀行子会社の所有停止、あるいは非銀行業務の停止を要求することができる（12 USC 1843(m)）。

⑤ 連邦貯蓄金融機関

貯蓄金融機関の免許にも、連邦法に基づくものと州法に基づくものが存在する。連邦免許はOCCにより付与、州法免許は州政府により付与される。

連邦貯蓄金融機関の免許に関する規定は以下のとおりである。

1) 免許 (charter) 付与

(a) 免許

⁵⁹ アメリカ II 1 (1) ②銀行持株会社を参照のこと。

⁶⁰ 金融持株会社が行うことのできる金融の性質を有する業務については、アメリカ II 1 (1) ②銀行持株会社を参照のこと。

連邦貯蓄金融機関の免許は、OCC が付与する権限をもつことが定められている (12 USC 1464(a))。

(b) 免許付与要件

免許は以下を全て充足する場合に限って許可される (12 USC 1464(e))。

- ❑ 申請者が良い性質と責任感 (good character and responsibility) を備えた人物であること。
- ❑ 当該コミュニティにおける必要性が認められること。
- ❑ 申請者が貯蓄金融機関として業務を行うことが、有益かつ持続可能なものになるという可能性が合理的に認められること。
- ❑ 既存の貯蓄金融機関等の事業を不当に侵害することなく設立可能であること。また、OCC が定める貯蓄金融機関の資本金要件 (最低資本金額、又は資産に対する資本比率) を満たすことも要求される (12 USC 1464(s))。

2) 変更・取消

免許の変更・取消について、明文での規定はない。

⑥ 連邦信用組合

信用組合の免許にも、連邦法に基づくものと州法に基づくものが存在する。連邦免許は NCUA により付与、州法免許は州政府により付与される。

連邦信用組合の免許に関する規定は以下のとおりである。

1) 免許付与

(a) 免許

連邦信用組合への免許付与は NCUA が行う (12 USC 1754)。

(b) 免許付与要件

免許付与にあたっては、以下の点が考慮される (12 USC 1754)。

- ❑ 設立趣意書 (organization certificate) が所定の要件を満たしていること。
- ❑ 申請者の性質が良好で業務適格性があること。
- ❑ 設立に関する経済的な裏付けがあること。

2) 変更・取消

NCUA は、連邦信用組合が破産、債務不履行の状態、又は関連法規に違反しているると判断した場合には (upon its finding)、NCUA の理事会 (The Board) は、免許の停止、取消、清算手続きの開始と管財人の任命を要求することができる (12 USC

1766(b)(1))。

⑦ 異業種からの銀行参入

米国では伝統的に銀行業と商業の分離政策がとられており、銀行の業務は原則として預金の受入れや貸付けの供与といった業務に限られている（国法銀行について、12 USC 24）。また、銀行を子会社として所有する親会社は銀行持株会社となり（12 USC 1841(a)）、銀行持株会社は、原則として銀行業以外の業務に従事したり、こうした業務を行う子会社を所有・支配したりしてはならないとされている（12 USC 1843(a)）。

しかし、1999年に成立したグラム・リーチ・ブライリー法により、一定の条件を満たす銀行持株会社は金融持株会社となり、金融持株会社の子会社は以下の「金融の性格を有する業務」に従事することが認められるようになった（12 USC 1843(k)、(l)）。そのため、これらの業務を行う会社が、金融持株会社経由で銀行の兄弟会社となることは可能である。

- 貸出、両替、振替、投資受託、及び現金・証券の保管
- 生命保険、健康保険、傷害保険、損害保険などの引受と年金給付、これらの元受・代理・ブローカー業務
- 財務・投資顧問業務
- 証券の発行引受、自己勘定取引、マーケット・メイキング 等

なお、異業種からの銀行業への参入に関しては、2000年代、事業会社によるインダストリアル・ローン・カンパニー（以下「ILC」という）を通じた参入が問題となった⁶¹。ILCは、州法に基づいて設立された機関で貸付けと預金の受入れを行うことができ、預金保険への加入が義務付けられるため FDIC の監督を受ける。銀行を子会社として所有する親会社は銀行持株会社となるが、ILC は銀行持株会社法の「銀行」の定義から除外されているため（12 USC 1841(c)(2)(H)）、事業会社が ILC を保有する場合は、銀行持株会社として FRB による監督を受けずに銀行と同様の業務を行うことが可能となっている。

2007年から2009年の金融危機の際、多くの ILC は銀行持株会社に転換した⁶²が、ILC が銀行と同様の業務を行うことが問題視され、ドッド・フランク法では、ILC 等について同法成立後3年間（2013年7月まで）、以下の制限が設けられることとなった（ドッド・フランク法 602条、603条(a)）。

- FDIC は、事業会社に支配されている ILC 等から 2009年11月23日後に受領

⁶¹ GAO, “BANK HOLDING COMPANY ACT; Characteristics and Regulations of Exempt Institutions and the Implications of Removing the Exemptions” (January 2012)
<http://www.gao.gov/assets/590/587830.pdf>

⁶² アメリカンエクスプレス、ゴールドマンサックス、モルガンスタンレー、GMAC フィナンシャルサービス等

する連邦預金保険の申請を承認できない

- 主管連邦銀行当局は、ILC 等の支配変更が事業会社による支配をもたらす場合には、原則として当該支配変更を不認可としなければならない

上記期間経過後も、ILC を「銀行」の定義から除外する規定は残存しているが、ILC 設立の申請は大幅に減少し、2013 年以後 2016 年にかけては 3 社しか認可されていない⁶³。

(2) 証券会社（ブローカー・ディーラー）

① 認可付与

1) 登録

SEC への登録を行わずに、ブローカー又はディーラーとしての業務を行うことは違法である（15 USC 78o(a)(1)）。

2) 登録要件

SEC は、登録の停止又は取消の要件に該当すると認定した場合には、当該登録を拒否しなければならないとされている（15 USC 78o(b)(1)）。登録の停止・取消要件については、下記の②変更・取消において記載している。

② 変更・取消

SEC は、ブローカー又はディーラー、若しくはそれらの関係者が、次に定める事実
に該当し、公益に合致すると認めるときは、命令により、ブローカー又はディーラー
としての登録の停止又は取消しをすることができる（15 USC 78o(b)(4)）。

□ 登録の停止・取消要件

- ・ 登録申請書等において、重要な事実について虚偽若しくは誤解を生じさせる表示を故意に行った若しくは重要な事実を表示することを怠ったこと。
- ・ 一定の罪について有罪宣告を受けたこと。
- ・ 裁判所の命令又は判決により、ブローカー等として行動すること等を禁止されていること。
- ・ SEC 所管法令に故意に違反したこと。

⁶³ Statement of Martin J. Gruenberg, Chairman, Federal Deposit Insurance Corporation on De Novo Banks and Industrial Loan Companies before the Committee on Oversight and Government Reform; U.S. House of Representatives; 2157 Rayburn House Office Building (July 13, 2016)

<https://www.fdic.gov/news/news/speeches/spjul1316.html>

- ・ 他の者による SEC 所管法令への違反の幫助等を故意に行ったこと。
- ・ ブローカー業等に関連して、SEC による排除、資格停止命令の対象となったこと。
- ・ 海外の監督機関によって、類似する処分の対象となったこと。
- ・ 州の証券業監督機関や銀行業、保険業の監督機関等、及び連邦金融監督機関によって、違反等に対するこれらの機関が所管する業務の禁止や、不正行為禁止違反についての最終処分の決定が下されたこと。

(3) 保険会社

保険会社に対しては、州当局が認可を付与する。

① 認可付与（例：ニューヨーク州）

1) 認可

州政府の州金融サービス監督官（the superintendent of financial services of this state）の免許を受け、又は、免許要件を免除されなければ、保険事業を営むことはできない（ニューヨーク州保険法（ISC）第 1102 条(a)）。

2) 認可要件

州金融サービス監督官は、以下の場合に免許の付与を拒否できる。

- ❑ 免許の付与・更新の拒否がニューヨーク州民にとって最上の利益になると判断した場合（ISC 第 1102 条 (d)）
- ❑ 申請者が、資本金をはじめ、定められた財務条件を満たしていない場合（同条 (e)(1), (4)）
- ❑ 発起人又は取締役が有罪判決を受けていたり、信頼し得ぬ人物と認定された場合（同条(e)(2)）
- ❑ 公衆を欺瞞又は誤導しかねない名称で事業を行おうとすると判断した場合（同条(g)(1)）

② 変更・取消

州金融サービス監督官は、保険会社がこの法律上の要件を遵守できず、かつ、州民の利益を守るために必要と判断した場合、他州又は外国の保険会社に与えた免許を取り消すことができる。なお、当該取消原因がもはや存在しないと州金融サービス監督官が認定する場合には、免許を復活することができる（ISC 第 1104 条(a)）。そのほか、

虚偽説明の禁止違反に対する免許の取消し（同条(b)）、財務健全性を理由とする免許の停止（同条(c)）に関する規定も設けられている。

（４）投資運用業者

米国における投資運用業者は、投資ファンドの資産の運用指図を行う業者（アメリカ II 1（４）投資運用業者を参照）であり、投資顧問業者としての登録を義務付けられている。

なお、投資顧問業者の登録義務については、アメリカ II 4（５）投資顧問業者を参照。

（５）投資顧問業者

① 登録

1) 登録義務

SEC への登録を行わずに、投資顧問業者として州境を越えた業務を行うことは違法となる（15 USC 80b-3(a)）。ただし、以下の適用除外条件に該当した場合、SEC へ登録を行わなくても、州境を越えた業務が可能となる。

(a) 適用除外

以下の者については、SEC への登録は任意となる（15USC80b-3(b)(1)(m)）。

□ 州内顧問業（Intrastate Advisers）

事業所も顧客も全て同じ州内にあり、かつ上場有価証券に関する助言を行わない場合

□ 保険業に対する顧問業（Advisers to Insurance Companies）

保険会社のみを顧客とする顧問業

□ 在外私募顧問業（Foreign Private Advisers）

米国内に拠点がなく、米国顧客が 15 人未満でかつそれらへの助言対象が私募ファンドに限定されている等の要件を満たす場合

□ 慈善団体等（Charitable Organizations and Plans）

慈善団体、あるいはその信託受託者、役員、従業員等が、それらの慈善団体等に対して助言を行う場合

□ 教会プラン（Church Plan）

一定の税制適格要件を満たす教会又は教会の組織によって設立されたプランで、教会プランの設立・運営者、信託受託者、役員、従業員等が、専ら、それ

らの教会プラン等に対して助言を行う場合

- ❑ 商品投資顧問業 (Commodity Trading Advisors)
商品先物取引委員会 (CFTC) の管轄下であり、(証券) 投資顧問業としての実態がない場合
- ❑ 私募ファンドの顧問業 (Private Fund Advisers)
米国内の運用資産が 150 百万ドル未満の私募ファンドのみを対象とする顧問業
- ❑ ベンチャーキャピタルへの顧問業 (Venture Capital Advisers)
ベンチャーキャピタルのみを顧客とする顧問業
- ❑ SBIC への顧問業 (Advisers to Small Business Investment Companies)
中小企業投資会社法 (Small Business Investment Companies Act of 1958) に基づく免許を受けた投資ファンドのみを対象とする顧問業

(b) 州法による規制

主たる事業所を構え、また事業を行うところの州による規制の適用を受ける投資顧問業者は、原則として SEC への登録義務を負わない。ただし、以下の場合には SEC への登録が必要となる (15 USC 80b-3a(a))。

- ❑ 運用資産の額が 2,500 万ドル以上、又は SEC が規則によって定める以上の額である場合
- ❑ 投資会社法に基づいて SEC への登録を行っている投資会社に対して顧問業を行う場合

2) 登録要件

SEC は、登録取消要件に該当すると認定した場合には、登録を拒否しなければならないとされている (15 USC 80b-3(c))。登録の停止・取消要件については、下の② 変更・取消において記載している。

② 変更・取消

SEC は、以下の場合に問責 (censure)、12 ヶ月を超えない期間にわたる業務の制限、登録の取消 (revoke the registration) を行うことができる (15 USC 80b-3(e))。

- ❑ 登録の取消要件
 - ・ 申請・報告等において、重要な事実 (material fact) に関する虚偽の、あるいは詐欺的な表明を故意に行ったり、あるいは重要な事実の表明を故意に怠ったりした場合。
 - ・ 一定の罪について有罪宣告を受けたこと。

- ・ 国内外の裁判所の命令又は判決により、投資顧問業やその他の金融業務（証券業、銀行業、保険業、商品取引業など）の営業等を禁止されていること。
- ・ SEC 所管法令に故意に違反したこと。
- ・ 他の者による SEC 所管法令への違反の幫助等を故意に行ったこと。
- ・ 投資顧問業務に関連して、SEC による排除、資格停止命令の対象となったこと。
- ・ 海外の監督機関によって、類似する処分の対象となったこと。
- ・ 州の証券業監督機関や銀行業、保険業の監督機関等、及び連邦金融監督機関によって、違反等に対するこれらの機関が所管する業務の禁止や、不正行為禁止違反についての最終処分の決定が下されたこと。

（6）保険仲介業者

保険仲介業者の認可については、州法の規定に従う。

① 認可付与（例：ニューヨーク州）

1) 認可

保険の代理人（agent）及び仲介人（broker）は、州政府による免許を必要とする（ニューヨーク州保険法（ISC）第 2102 条）。

代理人とは、保険会社（an insurer）、共済組合（fraternal benefit society）、健康維持機構（HMO；health maintenance organization。州保健法 44 条に基づき承認されたもの）によって、公認・承認された代理人や復代理人等で、保険会社等に代わって勧誘、交渉、販売を行うものをいう（ただし、登録保険仲介人は除く）（ISC 第 2101 条(a)）。

仲介人とは、自分自身以外の被保険者や登録保険仲介人に代わって保険契約に携わり、報酬等を得るものをいう（ISC 第 2101 条(c)）。

2) 認可要件

代理人に関しては、18 歳以上であること、州金融サービス監督官

（the superintendent of financial services of this state）が指定する内容をあらかじめ届け出ること、筆記試験に合格すること等が要求されている（ISC 第 2103 条）。

仲介人に関しては、18 歳以上であること、州金融サービス監督官が承認した講習過程を修了していること、直近 3 年間において通算 1 年以上、保険会社等に常勤雇用されていること等が要求されている（ISC 第 2104 条）。

② 変更・取消（例：ニューヨーク州）

関連法規等の違反、認可の申請に際して提示された情報に重大な誤り、業務に関連する資金の流用があった場合などには、州金融サービス監督官は、認可の更新拒否、取消、一定期間の停止を決定することができる（ISC 第 2110 条）。

5. 検査・監督

(1) 銀行監督機関の権限

① 通貨監督庁 (OCC)

1) 報告徴求

すべての国法銀行は、OCC に対して、経営状況に関する報告をしなければならない。OCC は、定型様式による報告を、期限日に銀行から徴求することができるほか、OCC が監督に関する職務を遂行する上で必要と判断したときはいつでも、特定の銀行から特別報告書を徴求することができる (12 USC 161(a))。

2) 検査

OCC は、財務長官の承認を得て、必要と認める都度すべての国法銀行を検査する検査官を任命しなくてはならない。検査官は、国法銀行に関するすべての事項について検査を行う権限を有しており、その過程において銀行等の役員等に対して質問することができる。

銀行が検査を拒んだ場合や検査の際に要求された情報の提出を拒んだ場合には、所要の手續に従い、国法銀行の行使できる権利（業務を実施する権利など）が剥奪されることがある。

検査官は検査対象銀行の経営状況について完全かつ詳細な検査報告書を OCC に対して提出しなければならない。

OCC は、検査結果に基づく勧告又は提案を国法銀行に通知した後、120 日以内に当該銀行が OCC を満足させる内容の措置をとらない場合には、所要の手續を経てその検査報告書を公開することができる (12 USC 481)。

3) 処分

連邦銀行監督機関 (OCC、FRB、FDIC) には、それぞれの監督対象となる銀行の処分に関して、同様の権限が与えられている。このため、OCC は監督対象である国法銀行に対して、以下の処分を課すことができる。

(a) 業務改善・停止命令 (Cease and Desist Orders)

連邦銀行監督機関は監督下の銀行について以下のような事由があるときは、所要の手續を経た上、当該銀行に対して業務改善・停止命令を発することができる (12 USC 1818(b))。(命令違反については、(d)参照。)

□ 銀行又はその経営者等が危険又は不健全な業務運営を行ったとき。

- ❑ 銀行又はその経営者等が法令、当局が文書により課した条件、文書による合意事項に違反したとき。

(b) 一時業務改善・停止命令 (Temporary Cease-and-Desist Orders)

以下の場合、連邦銀行監督機関は銀行に対し、一時業務改善・停止命令を発することができる (12 USC 1818(c))。命令違反については、裁判所に差止めを求めることができる (12USC1818(d))。

- ❑ 預金受入金融機関又は経営者等の法令違反がある場合 (違反が起こる危険性のある場合も含む)。
- ❑ 危険な、あるいは不健全な取引により、以下のような状況が生じると連邦銀行監督機関が判断した場合。
 - ・ 当該金融機関の支払不能
 - ・ 当該金融機関の資産又は収入の重大な毀損
 - ・ 当該金融機関の財務状況の悪化
 - ・ 預金者の権利に対する侵害

(c) 民事制裁金 (Civil Money Penalty)

連邦銀行監督機関は、銀行が法令等に違反したときは、その態様 (過失・故意の程度、損失・不当利得の額等) に応じて、違反の存続期間にわたって最大で 1 日当たり 100 万ドル又は総資産額の 1% の民事制裁金の賦課を裁判所に申し立てることができる (12 USC 1818(i))。

(d) 役職員等の解任・復職禁止命令

連邦銀行監督機関は、銀行の取締役・役職員等の関係者が、直接又は間接に以下の行為を行い、当該行為が関係者の不誠実を伴う場合や銀行業務の安全性や健全性を故意に又は継続的に軽視していると判断される場合には、文書により、これらの者の解任、当該役職に復帰することを禁ずることができる (12 USC 1818(e))。命令違反については、刑事罰の対象となる (12USC1818(j))。

- ❑ 法令や業務改善・停止命令に違反した場合
- ❑ 銀行、又はその業務に関連して危険又は不健全な行為を行った場合
- ❑ 信認義務に反する行為、不作為、又は慣行を行った場合

4) 検査の実施状況⁶⁴

(a) 検査手法

i. 継続的監督 (ongoing supervision)

継続的な監督は、対象となる銀行の規模に応じて行われる。

□ 大規模な銀行

- ・ 対象となる銀行数は 41 行 (2016 会計年度)⁶⁵。
- ・ ワシントン D.C.にある OCC 本部が担当する。
- ・ 各銀行内に専属の監督官 (examiner-in-charge, 以下「EIC」という) が常駐し、対象銀行のリスク状況の把握、経営陣とのコミュニケーション、監督上の措置に対するフォローアップなどを行う。

□ 中規模銀行、コミュニティバンク

- ・ OCC 支部 (全米 60 以上の都市に設置) が担当する。
- ・ 各銀行について担当監督官 (中規模銀行では EIC、コミュニティバンクでは portfolio manager と呼ばれる) が任命され、銀行のリスク状況の把握や、OCC と銀行とのコミュニケーションにあたる。

ii. 立入検査 (on-site examination)

立入検査には、全面的な (full-scope) 立入検査と、特定の商品、機能、リスク分野等のみを対象とする選択的な (targeted) 立入検査とがある。

(b) 検査頻度

法令により、連邦銀行監督機関は少なくとも 12 ヶ月に 1 度、監督対象である預金取扱金融機関の全面的な立入検査を行わなければならないとされている (12 USC 1820(d)、12CFR4.6(a))。これに基づき OCC は、少なくとも 12 ヶ月に 1 度は国法銀行の立入検査を実施している。

ただし、以下の条件に該当する国法銀行は、18 ヶ月に 1 度まで検査の頻度を下げることができる (12 USC 1820(d)(4)、12CFR4.6(b))。

- 総資産が 5 億ドル未満である。
- 資本の充足状況が良い (well capitalized)⁶⁶。

⁶⁴ 本項の記述は、以下の資料に基づく。

・ OCC 年次報告書 (2016 会計年度)、

<http://www.occ.treas.gov/publications/publications-by-type/annual-reports/index-annual-reports.html>

・ OCC, “Comptroller’s Handbook: Bank Supervision Process” (September 2007、Updated December 2015)

<https://www.occ.gov/publications/publications-by-type/comptrollers-handbook/pub-ch-ep-b-sp.pdf>

⁶⁵ OCC 年次報告書 (2016 会計年度) “AT A GLANCE”。

- 直近の検査において、以下の条件をともに満たしている。
 - ・ OCC から、統一金融機関評価システム (Uniform Financial Institutions Rating System, UFIRS) の経営管理評点 1 又は 2 を得ている。
 - ・ OCC から、UFIRS の総合評点 1 又は 2 を得ている。
- 現時点において、FDIC、OCC、FRS からの執行や命令を受けていない。
- 直近 12 ヶ月の間に、当該銀行の支配権を取得した者がいない。

(c) 検査官数

OCC の検査官の数は公開されていない。

② 連邦準備制度理事会 (FRB)

1) 報告徴求

FRB は、必要と考える場合にはその裁量によって、連邦準備制度 (FRS) に加盟する各銀行に対し、会計帳簿や個別の関心事項に関する申告・報告を求めることができる (12 USC 248(a))。

2) 検査

(a) 一般的検査

FRB は、FRS に加盟する州法銀行に対する検査権限を持つ (12 USC 325)。

なお、連邦準備銀行の理事が承認した場合には、州当局が実施した検査の結果を、FRB の検査結果に代用することができる (12 USC 326)。

(b) 特別検査

州当局による検査結果で代用した場合であっても、FRB が必要とする場合には、自ら選定した検査官による特別検査を命じることができる (12 USC 326)。

3) 処分

連邦銀行監督機関 (OCC、FRB、FDIC) には、それぞれの監督対象となる銀行の処分に関して、同様の権限が与えられている。これに基づき、FRB は監督対象である FRS 加盟州法銀行に対して、以下の処分を課すことができる。

- 業務改善・停止命令 (12 USC 1818(b))
- 一時業務改善・停止命令 (12 USC 1818(c))
- 民事制裁金 (12 USC 1818(i))
- 役職員等の解任・復職禁止命令 (12 USC 1818(e))

⁶⁶ 資本の充足状況については、OCC 規則 (12 CFR 6) によって定義されている。

個々の処分の概要については、アメリカⅡ 5（1）①通貨監督庁（OCC）3)処分を参照のこと。

4) 検査の実施状況⁶⁷

(a) 検査手法

i. 立入検査（examination）

立入検査では、以下の点についての評価を行う。

- 経営者による企業統治の適切性についての評価
- リスク管理及び内部統制プロセスの質についての評価
- 資本、資産のクオリティ、収益、流動性など、主要な財務ファクターについての評価
- 関連法令の遵守状況についての評価

ii. 専門検査（specialized examination）

FRB は、IT 分野、信託業務、トランスファー・エージェント業務、公債のディーラー・ブローカー業務、証券金融業務について、専門検査を実施している。

iii. 継続的な監視

FRB は、FRS 加盟州法銀行の監督において、立入検査の実施後、次回検査までの間は、自動化されたスクリーニングシステムによって財務状況や業績の監視を行っている。

(b) 検査頻度

法令により、FRB は少なくとも 12 ヶ月に 1 度、FRS 加盟州法銀行の全面的な立入検査を行わなければならないとされている（12 USC 1820(d)）。

ただし、所定の条件⁶⁸を満たしている州法銀行については、検査の頻度を 18 ヶ月に 1 度まで下げることができる（12 USC 1820(d)(4)）。

(c) 検査官数

FRB の銀行監督・規制部門全体での職員数は、FRB 本部が 456 名（2015 年度末、定員ベース）、地区連銀が 4,002 名（2015 年度中の平均）で、合計すると 4,458 名となる。

⁶⁷ 本項の記述は、FRB 年次報告書（2015 会計年度）に基づく。

⁶⁸ 所定の条件については、アメリカⅡ 5（1）①通貨監督庁（OCC）を参照のこと。ただし、総資産要件は「10 億ドル未満」とされている（FRB "Commercial Bank Examination Manual" 1000）。

③ 連邦預金保険公社 (FDIC)

1) 報告徴求

連邦預金保険制度に加入、連邦準備制度 (FRS) 非加盟の州法銀行、及び預金保険制度に加入する支店 (連邦支店は除く) を持つ外国銀行は、FDIC に対し、FDIC の要求する内容・様式に則って、経営状況についての報告を行わなければならない (12 USC 1817(a)(1))。

2) 検査

(a) 一般的検査

理事会が必要を認めた場合、以下の金融機関に対し、任命された検査官による検査を行うことができる (12 USC 1820(b)(1), (2))。

- 連邦預金保険制度に加入、かつ FRS 非加盟の州法銀行
- 連邦預金保険制度に加入する支店 (連邦支店は除く) を持つ外国銀行
- 連邦預金保険制度への加入申請中の預金取扱金融機関
- 債務不履行の状態にある連邦預金保険制度加入の預金取扱金融機関

(b) 特別検査

検査官は、理事会が認める場合には上記の一般的検査に加え、連邦預金保険制度に加入する全ての預金取扱金融機関、FRB による監督の対象となるノンバンク金融会社⁶⁹、及び大規模な銀行持株会社⁷⁰を対象とする特別検査を行う権限を有する。

特別検査は、預金保険の対象となる機関の信用状況の見極め、あるいはこれらの機関の「秩序だった清算 (orderly liquidation)」の実施に係る FDIC の権限の発動について決定するために行うものである (12 USC 1820(b)(3))。

3) 処分

(a) 連邦銀行監督機関に共通の権限

連邦銀行監督機関 (OCC、FRB、FDIC) には、それぞれの監督対象となる銀行の処分に関して、同様の権限が与えられている。

これに基づき FDIC は、預金保険制度に加入し、かつ、FRS 非加盟の州法銀行に対して、以下の処分を課すことができる。

- 業務改善・停止命令 (12 USC 1818(b))
- 一時業務改善・停止命令 (12 USC 1818(c))

⁶⁹ FRB による監督の対象となるノンバンク金融会社については、アメリカ III 1 (3) システム的な重要性を持つ金融機関への対応を参照のこと。

⁷⁰ 連結ベース総資産が 500 億ドル以上の銀行持株会社が該当する (12 USC 5365(a))。

- ❑ 民事制裁金 (12 USC 1818(i))
- ❑ 役職員等の解任・復職禁止命令 (12 USC 1818(e))

個々の処分の概要については、アメリカ II 5 (1) ①OCC 3)処分を参照のこと。

(b) 預金保険の終了

(a)の権限に加え、FDIC は、預金保険制度への加入銀行が、以下のいずれかの事由に該当すると判断したときは、当該銀行の監督を行う連邦又は州の銀行監督機関に対し、判断内容、判断に当たって考慮した事実・事情を通知し、所要の手続を経た上で、当該銀行の被保険者としての地位を終了することを決定することができる (12 USC 1818(a)(2), (3))。

- ❑ 銀行又はその役員等が銀行業務に関連して危険又は不健全な取引に従事したこと。
- ❑ 預金保険制度加入銀行として業務を続けるに当たり、当該銀行の財務内容が危険又は不健全な状態にあること。
- ❑ 銀行又はその役員等が法令、命令等に違反したこと。

(c) バック・アップ権限

FDIC は、検査その他の情報に基づいて、当該銀行を監督する他の連邦銀行監督機関に対して、預金保険加入銀行、その持株会社、又はその役員等に関する処分権限を発動するよう、文書により勧告することができる (12 USC 1818(t)(1))。

FDIC による勧告を受けてから 60 日以内に他の連邦銀行監督機関がその勧告に沿った処分を行わなかった場合、FDIC は、理事会の決定を経て、勧告内容に沿った処分を自ら行うことができる。

ただし、FDIC が自ら処分を行うには、当該銀行の行為により預金保険基金がリスクにさらされる、又は預金者の利益が侵害される、といった一定の要件に該当していることが必要とされる (12 USC 1818(t)(2))。

4) 検査の実施状況⁷¹

(a) 検査手法

FDIC の検査は、対象分野によって以下のように分かれている。

- ❑ リスク管理：金融機関の健全性について評価するもの。
- ❑ コンプライアンス：消費者保護関連法令及び地域再投資法 (Community Reinvestment Act) の遵守状況について評価するもの。
- ❑ 専門検査：信託業務、データ処理施設、銀行秘密法 (反資金洗浄関連) など、特定分野についての検査。

⁷¹ 本項の記述は、FDIC 年次報告書 (2016 会計年度) に基づく。

(b) 検査頻度

法令により、FDIC は少なくとも 12 ヶ月に 1 度、監督対象である FRS 非加盟の州法銀行に対し全面的な立入検査を行わなければならない (12 USC 1820(d))。ただし、所定の条件⁷²を満たしている州法銀行については、検査の頻度を 18 ヶ月に 1 度まで下げることができる (12 USC 1820(d)(4))。

(c) 検査官数

FDIC のリスク管理監督部門全体の職員数は 2,627 名 (2016 年、フルタイム換算) である。

④ 消費者金融保護局 (CFPB)

CFPB は、銀行に対し、金融消費者保護に係る連邦法の遵守状況等について監督を行う権限を有している。

1) 報告徴求

(a) 大規模な預金取扱金融機関⁷³

大規模な預金取扱金融機関に対しては、CFPB は以下の i. ~ iii. を目的として、定期的な報告を徴求する排他的な権限を持つ (12 USC 5515(b)(1))。

- i. 金融消費者保護に係る連邦法の遵守状況についての評価
- ii. 上記法令及び関連するコンプライアンス・システム又は当該金融機関の内部手続きの適用を受ける活動に関する情報の取得
- iii. 消費者向けの金融商品及びサービスの消費者及び市場に対する関連リスクの検知及び評価

(b) その他の預金取扱金融機関

CFPB は、金融消費者保護に係る連邦法の執行、預金取扱金融機関に対する検査の実施 (下記 2) 項参照)、消費者や消費者向け金融市場におけるリスクの評価や検知のために必要な範囲において、大規模な預金取扱金融機関の定義に当てはまらない預金取扱金融機関に対しても、報告を徴求することができる (12 USC 5516(b))。

⁷² OCC による国法銀行の検査頻度の緩和と同じ基準が適用される。基準の詳細については、アメリカ II 5 (1) ①OCC 4) (b) 検査頻度を参照。

⁷³ 総資産 100 億ドル超の預金保険に加入する預金取扱金融機関及び信用組合と、その関連会社とが対象になる (12 USC 5515(a))。

2) 検査

(a) 大規模な預金取扱金融機関

CFPB は、1)項であげた i .~iii.の目的のために、大規模な預金取扱金融機関に対して、定期的な検査を行う排他的な権限を持つ (12 USC 5515(b)(1))。

(b) その他の預金取扱金融機関

CFPB は、裁量によって、金融消費者保護に係る連邦法の遵守状況を評価するために、健全性監督機関 (OCC, FRB, FDIC, NCUA) が実施する検査のいくつかを無作為に抽出し、CFPB の検査官を同行させることができる (12 USC 5516(c))。

3) 処分

(a) 大規模な預金取扱金融機関

CFPB が実施可能な処分については、CFPB が執行するそれぞれの法令⁷⁴によって規定される。

なお、CFPB と他の連邦行政機関とが共に執行権を有している場合は、執行の対象が大規模な預金取扱金融機関であれば、CFPB が一義的な執行権者となる (12 USC 5515(c))。

(b) その他の預金取扱金融機関

その他の預金取扱金融機関に対しては、金融消費者保護に係る連邦の執行は、当該金融機関を監督する健全性監督機関の権限となる。

また、CFPB は、預金取扱金融機関による法令違反が疑われる場合には、当該金融機関を監督する健全性監督機関に対して書面により通知し、適切と考える対応について勧告を行わなければならない (12 USC 5516(d))。

(2) 銀行持株会社監督機関の権限

① 報告徴求

FRB は、財務状況及び法令順守状況等に関して、銀行持株会社及びその子会社に対して報告を求めることができる (12 USC 1844(c)(1))。

② 検査

FRB は、業務内容及び財務状況等に関して、銀行持株会社及びその子会社に対して

⁷⁴ CFPB の執行する法令については、アメリカ II 2 (9) 消費者金融保護局を参照のこと。

検査を行うことができる（12 USC 1844(c) (2)）。

③ 処分

1) 民事制裁金

法令違反を犯した銀行持株会社に対しては、その行為の悪質性等に応じて最大で違反期間 1 日当たり 2 万 5,000 ドル以下の民事制裁金が賦課される（12 USC 1847(b)）。

2) 子会社保有の禁止、業務停止など

銀行持株会社による非銀行子会社の所有等又は銀行持株会社自身の活動が、銀行子会社に対して深刻なリスクを生み出していると判断したときは、FRB は銀行持株会社に対し、当該非銀行子会社の所有又は当該活動を止めること、又は銀行子会社の所有を止めることを命令することができる（12 USC 1844(e)）。

また、従事することが認められていない業務に従事している金融持株会社が、FRB との間で取り交わした合意書に反して、認められていない業務から撤退しない場合、FRB は、銀行子会社の支配権を剥奪するか、認められていない業務を強制的に止めさせることができる（12 USC 1843(m)）。

なお、監督機関による処分のほか、銀行持株会社が意図的に関連法規や命令等に違反した場合には刑事罰の対象にもなり得る（12USC1847(a)）。

④ 検査の実施状況⁷⁵

1) 検査手法

(a) 立入検査 (inspection)

立入検査では、以下の点についての評価を行う。

- 経営者による企業統治の適切性についての評価
- リスク管理及び内部統制プロセスの質についての評価
- 資本、資産のクオリティ、収益、流動性など、主要な財務ファクターについての評価
- 関連法令の遵守状況についての評価

(b) 統合的な監督 (consolidated supervision)

FRB は、大規模機関監督調整委員会（Large Institution Supervision Coordinating Committee）を設置し、大規模金融機関の業務につい

⁷⁵ 本項の記述は、FRB 年次報告書（2015 会計年度）に基づく。

て総合的に把握・評価するために、以下のような手法を用いている。

- ❑ 水平的なレビュー（複数の金融機関に対し並行して検査を行い、機関間の比較分析を行うもの）
- ❑ 金融機関の個別の検査と継続的なモニタリング
- ❑ 金融監督機関間での情報共有と協調
- ❑ 金融機関の内部監査結果の活用

(c) 専門検査 (specialized examinations)

銀行持株会社の監督において、FRB は、IT 分野やトランスファー・エージェント業務についての専門検査を実施している。

(d) 継続的な監視

FRB は、銀行持株会社の監督において、立入検査実施の中間となる期間については、自動化されたスクリーニングシステムによって財務状況や業績の監視を行っている。

2) 検査頻度

FRB のガイドラインでは、大規模な銀行持株会社や、規模が小さくても所有・支配関係等が複雑な銀行持株会社は、年 1 回の検査 (inspection) を実施するとしている。

3) 検査官数

FRB の銀行監督・規制部門全体での職員数は FRB 本部が 456 名（2015 年度末、定員ベース）、地区連銀が 4,002 名（2015 年度中の平均）で、合計すると 4,458 名となる。

(3) 貯蓄金融機関監督機関の権限

ここでは、連邦貯蓄金融機関及び州貯蓄金融機関に対する、連邦金融監督機関の権限について記述している。また、州貯蓄金融機関に対しては、州の貯蓄金融機関監督機関も監督権限を有している。

① 報告徴求

貯蓄金融機関による報告書類の提出義務についての規定はない。

ただし、管轄の連邦金融監督機関（連邦貯蓄金融機関に対しては OCC、州貯蓄金融機関に対しては FDIC）は、貯蓄金融機関の検査及び監督や監視にあたり、当該貯蓄金

融機関の関連する会計帳簿、記録、文書等に対し、迅速かつ完全なアクセスを要求することができる」とされている（12 USC 1464(d)(1)(B)）。

② 検査

貯蓄金融機関の監督手段の一つとして、連邦貯蓄金融機関に対しては OCC が、州貯蓄金融機関に対しては FDIC が、経営の安全性、健全性を検査することが定められている（12 USC 1463(a), 1464(d)）。

③ 処分

連邦貯蓄金融機関に対しては OCC、州貯蓄金融機関に対しては FDIC が処分権を有する（12 USC 1464(d)）。

監督対象である貯蓄金融機関に対して、OCC 及び FDIC が課すことのできる処分は、連邦銀行監督機関が銀行に対して発動できるもの（12 USC 1818 に規定されているもの）と同様で、以下のとおりである。

- 業務改善・停止命令（12 USC 1818(b)）
- 一時業務改善・停止命令（12 USC 1818(c)）
- 民事制裁金（12 USC 1818(i)）
- 役職員等の解任・復職禁止命令（12 USC 1818(e)）

個々の処分の概要については、アメリカ II 5（1）① 3) 処分を参照のこと。

④ 検査の実施状況

OCC は、連邦貯蓄金融機関の監督にあたり、コミュニティバンクに対する監督方針を適用している⁷⁶。OCC のコミュニティバンクに対する検査・監督の実施状況については、アメリカ II 5（1）① 4) 検査の実施状況を参照のこと。

⁷⁶ OCC, “Comptroller’s Handbook: Community Banking Supervision”

<https://www.occ.treas.gov/publications/publications-by-type/comptrollers-handbook/pub-ch-ep-cbs.pdf>

なお、検査に係る旧貯蓄金融機関監督庁の監督方針は、上記 OCC 監督方針に置き換えられている。

<http://www.occ.treas.gov/publications/publications-by-type/comptrollers-handbook/ots-exam-handbooks-compliance-oversight.html>

(4) 信用組合監督機関の権限

以下では、連邦信用組合に対する NCUA の権限について記載している。

① 報告徴求

連邦信用組合は、最低でも年 1 回、及び NCUA が求める場合に、財務状況を報告しなければならない (12 USC 1756)。

② 検査

連邦信用組合は、NCUA による検査の対象となる。NCUA は連邦信用組合に対し、検査に必要な帳簿、記録の作成、開示を求めることができる (12 USC 1756)。

③ 処分

1) 免許の停止・取消、強制的な清算 (12 USC 1766(b))

NCUA は、連邦信用組合が破産ないし債務履行不能の状態、免許条件や関連法規に違反していると判断した場合、免許の停止・取消や、強制的清算を命じることができる (12 USC 1766)。

④ 検査の実施状況⁷⁷

1) 検査手法

NCUA による連邦信用組合の検査は、以下の手法によって行われる。

- 実地検査とそのフォローアップ
- 定期報告データ (5300 Call Report) に基づくリスク評価 (四半期ごとに実施)
- 財務業績報告 (Financial Performance Reports) の分析 (四半期ごとに実施)
- 信用組合の理事や経営者との経常的な連絡

2) 検査頻度

NCUA は、1 年に 1 度の頻度で検査を実施している。

3) 検査官数

監督、検査を含む「安全、健全、持続可能な信用組合システムの確保 (Ensure a Safe,

⁷⁷ 本項の記述は以下の資料に基づく。

NCUA, “National Supervision Policy Manual” (version 5.0)

Sound and Sustainable Credit Union System)」に関する業務の担当者は、1,012人とされている。

(5) 証券監督機関の権限

① 証券会社に対する権限

1) 報告徴求

ブローカー又はディーラー等は、SEC が規則により公益、投資者保護又はその他の 1934 年証券取引所法の目的の推進に必要又は適当として定めるところに従って、記録を作成して所定の期間保存し、その写しを提供し、かつ報告書を作成して配布しなければならない (15 USC 78q (a))。

2) 立入検査

上記 1) 報告徴求のとおり、SEC が規則により作成・保存を要求している記録は、SEC 等が公益、投資者保護又はその他の 1934 年証券取引所法の目的の推進に必要又は適当とみなして行う SEC 等による定期、特別の又はその他の合理的な検査に服する (15 USC 78q (b))。

3) 処分

SEC は、ブローカー又はディーラー若しくはそれらと提携関係を持つ者が、次に定める事実に該当し、公益に合致すると認めるときは、命令により、戒告、活動、機能若しくは営業の制限、登録の停止若しくは取消しをすることができる (15 USC 78o(b)(4))。

- ❑ 登録申請書等において、重要な事実について虚偽若しくは誤解を生じさせる表示を故意に行った若しくは重要な事実を表示することを怠ったこと。
- ❑ 一定の罪について有罪宣告を受けたこと。
- ❑ 裁判所の命令又は判決により、ブローカー等として行動すること等を禁止されていること。
- ❑ SEC 所管法令に故意に違反したこと。
- ❑ 他の者による SEC 所管法令への違反の幫助等を故意に行ったこと。
- ❑ ブローカー業等に関連して、SEC による排除、資格停止命令の対象となったこと。
- ❑ 海外の監督機関によって、類似する処分の対象となったこと。
- ❑ 州の証券業監督機関や銀行業、保険業の監督機関等、及び連邦金融監督機関によって、違反等に対するこれらの機関が所管する業務の禁止や、不正行為禁止

違反についての最終処分が下されたこと。

4) 検査の実施状況⁷⁸

(a) 検査手法

検査は実地検査によって行われる。

実地検査は通常、検査対象業者に事前の通告を行った上で実施されるが事前通告なしで実地検査が行われることもある。通告の時期は、検査実施の数日前から数週間前程度まで幅がある。

また、実地検査に先立って、サンプルとなる事業者に対し関連情報の提供を要請し、その分析を踏まえて検査が行われるようなケースもある。

(b) 検査頻度

ブローカー及びディーラーの検査は、投資家からの苦情や、法令遵守上の懸念領域との関連などによって SEC が選定した業者を対象として実施されている。2016 会計年度には、SEC に登録を行っているブローカー及びディーラーの 50% に対して検査が行われた⁷⁹。

検査対象業者の選定の理由は公開されず、当該事業者に対しても通知されない。

(c) 検査官数

SEC の検査官数合計、及びブローカー・ディーラーの検査に従事する検査官数は公表されていない。

② 証券規制違反行為一般に関する法執行権限

1) 調査

SEC には、証券規制違反一般に関する調査権限が与えられている (15 USC 78u (a))。

調査には非公式調査と正式調査がある。非公式調査は、召喚礼状 (サピーナ (subpoena)) が出されないまま行われる調査であり、調査対象となる者に調査への任意の協力が求められる。

調査の結果、SEC 職員が法令違反の疑いありと判断し、より多くの事実認定のため

⁷⁸ 本項の記述は、以下の資料に基づく。

SEC, EXAMINATIONS BY THE SECURITIES AND EXCHANGE COMMISSION'S OFFICE OF COMPLIANCE INSPECTIONS AND EXAMINATIONS (February 2012)

<http://www.sec.gov/about/offices/ocie/ocieoverview.pdf>

なお、SEC, National Exam Program: Offices and Program Areas も参照。

<https://www.sec.gov/ocie/Article/about.html>

⁷⁹ SEC, Agency Financial Report Fiscal Year 2016 p.49 による。自主規制機関が実施した検査も含む。

めに召喚状が必要と考え、委員がそれに同意した場合、委員会から正式調査命令が出される。

正式調査は、非公式調査と異なり調査対象者に調査への協力を正式に求めるものであり、調査対象者が召喚状に従わないと、SEC が裁判所に召喚状の執行を請求することもできる。

なお、調査の過程で、法執行対象者との和解によって、執行手続を終了させることが多い。

2) 差止・制裁等

調査結果を受け、委員会が法規執行手続きの開始を決定すると、正式手続きが開始される。法規執行手続きには、行政手続き、民事手続き、司法省への刑事訴追の通報があり、複数が同時に行われる並行手続きもあり得る。

行政手続きは、SEC 職員である行政法判事 (Administrative Law Judge) の前で行われるヒアリングが中核をなす。

行政手続きによる決定には、登録停止・抹消や営業停止、民事制裁金、暫定的排除措置命令 (以上は証券会社など規制対象者に命令可能)、不当利得の吐出し、排除措置命令 (以上はあらゆる人に命令可能)、会計士等の専門家の資格停止等がある。

また、SEC は、連邦裁判所に民事訴訟を提起することができる。民事手続により裁判所が被告に下し得る制裁には、差止命令 (injunction)、不当利得の吐出しや資産凍結命令などの付随的救済命令 (ancillary relief)、民事制裁金、取締役としての活動禁止などがある。

さらに、SEC は、調査で得た証拠を司法長官に送付し、違反者の刑事訴追を促すことができる。

(6) 保険監督機関の権限

保険監督機関の権限については、州法の規定に従う。以下はニューヨーク州の例である。

① 報告徴求

1) 定期的報告

州金融サービス監督官に対して、年次報告書、監査済み財務報告書を提出することが要求される (ニューヨーク州保険法第 3 条第 307 項(a) (1), (b) (1))。

2) 特別報告

州金融サービス監督官は、認可保険者又はその役員に対して、その取引、状態又はそれに関する一切の事項について質問状を送付することができる。質問状を受けた会社又は個人は、質問書に対し迅速かつ誠実に書面をもって回答しなければならない（ニューヨーク州保険法第 3 条第 308 項(a)）。

州金融サービス監督官は、年次報告書等による適切な報告書に加えて、3 か月毎の又は他の報告書の提出を要求できる（ニューヨーク州保険法第 3 条第 308 項(b)）。

② 検査

認可州内共済組合及び認可州内損害保険会社については、少なくとも 3 年に 1 回、その他認可州内保険会社については、少なくとも 5 年に 1 回実施されなければならない。ただし、損害保険会社については、5 年を超えない範囲まで延長することができる（ニューヨーク州保険法第 3 条第 309 項(b)）。

州金融サービス監督官は、州民の利益を保護するために必要と認める都度、保険会社又はその他の保険者の業務について検査を行うことができる（ニューヨーク州保険法第 3 条第 309 項(a)）。

③ 処分

州金融サービス監督官に、次のような処分権限が付与されている。

- 1) 他州又は外国保険者が課せられている要件に従っていないと認定し、かつ州民の利益を守るために必要と認定する場合の免許取消し（ニューヨーク州保険法第 1104 条）。
- 2) ニューヨーク州で免許を取得していない保険会社が発行する有価証券に関してニューヨーク州内での募集・販売を行う認可について、州民の利益をもっとも促進すると判断した場合の当該認可の取消し（ニューヨーク州保険法第 1204 条）。
- 3) 他の保険者の株式所有・投資・取得・再保険契約等による他の保険者との共同経営、兼任取締役について、競争を著しく減退させたり、その独占をもたらしたりするおそれがある場合の違反停止を命じる命令書の発行、かつ、その命令における当該保有株式、資産処分、取締役の解任（ニューヨーク州保険法第 1218 条）。
- 4) 当該保険株式会社が配当付保険事業の協定書（agreement）に従っていないと判断した場合の配当付保険事業に係る許可の取消し。さらに、州内生命保険株式会社の場合は、合衆国内での配当付新契約の停止。また、州外・外国保険会社の場合は、ニューヨーク州内での新契約締結の停止（ニューヨーク州保険法第 4231 条）。

(7) 投資顧問業者の監督機関の権限

① 報告徴求

SEC は、登録を行っている投資顧問業者に対し、規則によって作成・保存を義務付けている記録の写しを提出するよう求めることができる (15 USC 80b-4(a))。

② 検査

投資顧問業者の保有する記録は、いつ何時であっても、又は適宜に、SEC による定期的検査、特別検査、又はその他の検査の対象となる (15 USC 80b-4(a))。

③ 処分

SEC は、投資顧問業者法⁸⁰及びこれに基づいて制定された規則に違反する行為に対し、以下のような処分を行うことができる。

1) 業務改善・停止命令 (cease-and-desist order)

SEC は、違反を犯した、あるいは犯そうとする者や、その原因となる行為や不作為に責任のある全ての者に対して、違反行為の停止、あるいはその原因の除去を命じる権限を持つ。命令においては、特定の条件や期限を定めた上で、規制の遵守、あるいは法令遵守体制の改善を求めることができる (15 USC 80b-3(k)(1))。

2) 民事制裁金 (civil money penalties)

投資顧問業者に対する業務制限や登録取消処分⁸¹に伴って、対象者が以下に該当する場合、SEC は民事制裁金を課すことができる (15 USC 80b-3(i)(1))。

(a) 1933 年証券法 (15 USC 77a et seq.)、1934 年証券取引所法 (15 USC 78a et seq.)、投資会社法 (15 USC 80a et seq.) 又は投資顧問業者法 (15 USC 80b-1 et seq.) や、これらに関連する SEC 規則を故意に犯した場合。

(b) 他者による(a)の違反行為を故意に幫助、教唆、助言、指揮、誘導、斡旋した場合。

(c) 投資顧問業者法に基づく登録申請や SEC への報告において、重要な事実 (material fact) に関する虚偽、あるいは詐欺的な (false or misleading) 表明を故意に行ったり、あるいは重要な事実の表明を故意に怠ったりした場合。

(d) 関連法規に違反した監督下の者に対して、違反防止の観点から妥当な監督を怠

⁸⁰ 15 USC 80b-1 et seq.

⁸¹ 投資顧問業者に対する業務制限や登録取消の対象となる行為等については、アメリカ II 4 (5) ② 変更・取消を参照のこと。

った場合

それぞれの違反行為に対する民事制裁金の最大金額は、自然人に対しては 5,000 ドル、その他の法人に対しては 5 万ドルと定められている。

ただし、当該違反に関して、詐欺、虚偽、改竄 (fraud, deceit, manipulation) あるいは規制上の要求に対する計画的又は認識ある過失 (deliberate or reckless disregard) が認められる場合、最大金額は自然人に対して 5 万ドル、その他の法人に対して 25 万ドルとなる。

さらに、違反の結果として他者に対する重大な損害やリスクが生じたり、違反者に相当な金銭的利益が生じたりした場合には、最大金額は自然人に対して 10 万ドル、その他の法人に対して 50 万ドルにまで引き上げられる (15 USC 80b-3(i)(2))。

3) 訴追

(a) 差止命令 (injunctions)

SEC は、いかなる者であっても、関連するあらゆる法令に違反した、あるいは違反しようとした、又はこれを幫助、教唆、助言、指揮、誘導、斡旋した、あるいはしようとしたと判断した場合には、管轄の裁判所に対し、差止命令を請求することができる (15 USC 80b-9(d))。

(b) 民事制裁金 (civil penalties)

SEC は、関連するあらゆる法令への違反や、業務改善・停止命令に際し、管轄裁判所に対して民事制裁金の支払命令を発出するよう提訴することができる (15 USC 80b-9(e))。

④ 検査の実施状況

1) 検査手法

投資顧問業者に対する検査の手法は、ブローカー・ディーラーに対する検査手法と共通している。アメリカ II 5 (5) ① 4)検査の実施状況を参照のこと。

2) 検査頻度

投資顧問業者の検査は、ブローカー・ディーラーの場合と同様に、投資家からの苦情や、法令遵守上の懸念領域との関連などによって SEC が選定した業者を対象として実施されている。検査対象業者の選定の理由は公開されず、当該事業者に対しても通知されない。

2016 会計年度には、SEC に登録を行っている投資顧問業者の 11%に対して検査

が行われた⁸²。

3) 検査官数

投資顧問業者と投資会社とを専門に担当する SEC の検査官、会計士、弁護士の数
は、全米で約 450 名となっている⁸³。

(8) 監督当局間の関係

① 連邦監督当局間の関係

二元的銀行制度の下では、法令や当局間の合意・協調、情報交換等の様々なレベル
において複雑な監督・検査体制から生じる相互の不公平や不整合を回避する工夫がな
されている。OCC 長官、FRB 理事、FDIC 総裁等をメンバーとして 1979 年に設立さ
れた「連邦金融機関検査評議会 (FFIEC: Federal Financial Institutions Examination
Council)」がある。

FFIEC には、例えば以下の機能が与えられている (12 USC 3305)。

- 1) 連邦監督機関の検査に関する統一的な方針、基準を設定すること
- 2) 銀行及びその関連会社に関する統一的な報告制度を開発すること
- 3) 他の監督事項に対し、その統一のための助言をなすこと

② 連邦金融監督機関と州銀行局との関係 (州法銀行の監督)

州法銀行については、州政府及び連邦金融監督機関による二重の検査・監督を受け
ることから、検査・監督基準の不整合や非効率性を回避するため、連邦・州政府間の
公式・非公式の合意による情報交換や両者による共同検査、交代での検査が行われる
ほか、問題銀行に対する是正措置等についても、両者が共同して行うことが少なく
ない。

なお、FFIEC は、州政府の代表者 5 名によって構成される連絡協議会を設立・維持
することとされており、連邦と州の検査に関する基準等の統一的な運用を目指してい
る (12 USC 3306)。

⁸² SEC, Agency Financial Report Fiscal Year 2016 p.49 による。

⁸³ SEC ウェブサイトの記述に基づく。

<https://www.sec.gov/ocie/Article/about.html>

③ 州銀行局と OCC との関係（国法銀行の監督）

原則として州銀行局が国法銀行の検査・監督について関与することはない。州銀行局は自州内にある国法銀行に関して、OCC との契約に基づく情報交換を行うことはあるが（主として州経済、雇用政策上の必要性や、地域における信用秩序維持の観点から）、個別に立入検査を行うことはできない⁸⁴。

ただし、例外として、正当な権限を有する州の検査官、監査官は、正当な権利人がなく州法により州の資産となるべき財産があるにもかかわらず、国法銀行が当該州法を遵守していないと信じるに足る相当な理由があるときは、州法の遵守を確保するためにのみ、妥当な時期に通知をした上、その銀行の記録を審査することができる（12 USC 484）。

④ 第一義的金融監督機関

以下の金融監督機関は、第一義的金融監督機関（primary financial regulatory agency）として、それぞれの所管する金融機関を監督することとされている（12 USC 5301(12), 12 USC 1813(q)）。

□ OCC

- ・ 国法銀行
- ・ 外国銀行の連邦支店及び代理店
- ・ 連邦貯蓄金融機関

□ FDIC

- ・ 連邦準備制度非加盟、かつ連邦預金保険制度に加盟する州法銀行
- ・ 連邦預金保険制度に加入する支店を持つ外国銀行
- ・ 州貯蓄金融機関

□ FRB

- ・ 連邦準備制度加盟州法銀行
- ・ 外国銀行の支店又は代理店（連邦準備制度法の適用に関連して）
- ・ 連邦預金保険制度に加盟する支店を持たない外国銀行
- ・ 銀行持株会社及びその子会社（銀行子会社は除く）
- ・ 貯蓄金融機関持株会社及びその子会社（預金取扱金融機関子会社は除く）

□ SEC

- ・ ブローカー及びディーラー

⁸⁴ 国法銀行は、連邦法により付与された権限（臨検の権限）、裁判所に属する権限、議会により行使される権限に基づく者を除き、いかなる者によっても立ち入られることはないとされている（12 USC 484）。

- ・ 投資会社
- ・ 投資顧問業者
- ・ 格付機関
- ・ 証券決済機関、清算機関、トランスファー・エージェント
- ・ 証券取引所
- ・ 証券業協会
- ・ 証券情報処理業者 (securities information processor)
- ・ 地方債証券規則策定理事会 (Municipal Securities Rulemaking Board)
- ・ 公開会社会計監督委員会 (Public Company Accounting Oversight Board)
- ・ 証券投資者保護機構 (Securities Investor Protection Corporation)
- ・ 証券スワップディーラー等

□ CFTC

- ・ 先物取引業者
- ・ 商品ファンド運業者 (commodity pool operator)
- ・ 商品投資顧問業者
- ・ デリバティブ清算機関
- ・ 商品先物取引所
- ・ 先物取引業協会
- ・ リテール外国為替ディーラー
- ・ スワップディーラー等
- ・ 商品取引法に基づく登録義務者

□ 州保険監督局

- ・ 保険会社

□ 連邦住宅金融庁 (FHFA)

- ・ 連邦住宅貸付銀行 (Federal Home Loan Bank)
- ・ 住宅抵当金庫 (いわゆる Fannie Mae)
- ・ 連邦住宅貸付抵当金庫 (いわゆる Freddie Mac)

Ⅲ. リーマンショック後の国際的な金融規制改革への取組

1. 金融監督体制

(1) 金融監督体制の見直し

2010年7月に成立した包括的な金融規制改革法である「ドッド・フランク・ウォール・ストリート改革及び消費者保護法 (Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act, 以下「ドッド・フランク法」という)」により、連邦銀行監督当局の監督権限は、以下のように再編された。

下線部が、ドッド・フランク法により変更された点である。

① FRB

- 銀行持株会社 (bank holding company) 及びその子会社 (預金受入金融機関である子会社は除く)
- 貯蓄貸付持株会社 (savings and loan holding company) 及びその子会社 (預金受入金融機関である子会社は除く) (12 USC 5412(b)(1))
- 連邦準備制度加盟州法銀行
- システミックな重要性を持つノンバンク金融会社 (12 USC 5323(a))

② OCC

- 国法銀行
- 連邦貯蓄金融機関 (federal savings associations) (12 USC 5412(b)(2)(B))

③ 貯蓄金融機関監督庁 (OTS)

- 廃止 (12 USC 5413)

④ FDIC

- 邦準備制度非加盟・FDIC加入州法銀行

□ 州貯蓄金融機関 (state savings associations) (12 USC 5412(b)(2)(C))

(2) マクロ・プルーデンス監督

ドッド・フランク法により、マクロ・プルーデンス監督にあたる機関として、金融安定監督評議会 (Financial Stability Oversight Council、FSOC) が設立された (12 USC 5321(a))。

FSOC の概要については、アメリカ II 2 (8) 金融安定監督評議会を参照のこと。

(3) システミックな重要性を持つ金融機関への対応

ドッド・フランク法では、米国の金融安定にリスクを及ぼしうるノンバンク金融会社 (nonbank financial companies) を FSOC が認定し、これらの金融会社に対する監督権限を FRB に付与した。

① 監督対象となるノンバンク金融会社の認定

FSOC は、深刻な財務困難に陥った場合、若しくはその性質・展開・規模・スケール・集中度・相互関係・業務構成に鑑みて米国の金融安定にリスクを及ぼすと考えられるノンバンク金融会社を認定する。認定されたノンバンク金融会社 (以下、「監督対象ノンバンク金融会社」と仮称) は、FRB による監督の対象となる (12 USC 5323(a))。

ノンバンク金融会社とは、主として金融業務に携わる会社のことをいう (銀行持株会社、農業信用制度加盟機関、証券取引所、清算機関等を除く) (12 USC 5311(a)(4))。「主として (predominantly) 金融業務に携わる」とは、以下の(A)、(B)のいずれかに該当することをいう (12 USC 5311(a)(6))。

(A) 連結ベース総収益の 85%以上が銀行持株会社法に定める「金融の性質を有する業務⁸⁵」から生み出されていること

(B) 連結ベース総資産の 85%以上が同業務に関連していること

1) 認定の基準

監督対象ノンバンク金融会社の認定にあたり、FSOC は以下の事項を考慮する (12 USC 5323(a)(2))。

⁸⁵ 「金融の性質を有する業務」については、アメリカ II 1 (1) 預金取扱金融機関を参照のこと。

- レバレッジの程度
- 簿外エクスポージャーの程度と性質
- 他の主要な (significant) 金融会社や銀行持株会社との取引・関係の深度と性質
- 当該会社の信用供与に対する家計・実業界・州政府の依存度、及び当該会社の流動性供与に対する金融システムの依存度
- 当該会社の信用供与に対する低所得層・マイノリティ等の依存度と破綻した際の当該コミュニティへのインパクト
- 資産を管理（「保有」ではない）している度合い、及び管理下資産のオーナーシップの分散度
- 業務の性質・展開・規模・スケール・集中度・相互関係・構成
- 第一義的金融監督機関⁸⁶により規制を受けている度合い
- 金融資産の額と性質
- 負債の額とタイプ（短期資金への依存度等）、等

2) 他の金融監督機関との協議

FSOC は、監督対象として認定しようとするノンバンク金融会社ないしその子会社に第一義的金融監督機関が存在する場合は、認定について最終的な決定を下す前に当該監督機関と協議しなければならない（12 USC 5323(g)）。

② 監督対象ノンバンク金融会社の登録（registration）

FSOC から FRB による監督対象としての認定を受けたノンバンク金融会社は、180 日以内に FRB への登録を行わなければならない（12 USC 5324）。

③ 監督対象ノンバンク金融会社に対する監督

監督対象ノンバンク金融会社は、FRB による監督に服する。

FRB は、監督対象ノンバンク金融会社及びその子会社への報告徴求や検査を実施する際には、重複を避けるために、子会社の第一義的金融監督機関への通知、協議を行わなければならないとされている（12 USC 5361(c)）。

1) 報告徴求

FRB は、監督対象ノンバンク金融機関及びその子会社に対し、財務状況、リスク管理体制、自社及び子会社の業務が金融市場及び米国の金融安定全体に及ぼすリス

⁸⁶ 第一義的金融監督機関については、アメリカ II 5（8）④第一義的金融監督機関を参照のこと。

ク、自社又は子会社の法令遵守状況について報告を求めることができる（12 USC 5361(a)）。

2) 検査

FRB は、監督対象ノンバンク金融機関及びその子会社の検査を実施することができる（12 USC 5361(b)）。

3) 処分

FRB は、監督対象ノンバンク金融会社及びその子会社に対し、連邦銀行監督機関が同様に権限を与えられている、以下の処分を課すことができる。

- 業務改善・停止命令（12 USC 1818(b)）
- 一時業務改善・停止命令（12 USC 1818(c)）。命令違反等の場合には刑事罰が科される可能性がある（12 USC 1818(j)）
- 民事制裁金（12 USC 1818(i)）
- 役職員等の解任・復職禁止命令（12 USC 1818(e)）

個々の処分の概要については、アメリカ II 5（1）① 3) 処分を参照のこと。

④ ノンバンク子会社の買収に係る届出義務

監督対象ノンバンク金融会社、連結ベース総資産 500 億ドル以上の銀行持株会社（以下、「大規模銀行持株会社」という）が、資産規模 100 億ドル以上のノンバンク（銀行持株会社法に定める「金融の性格を有する」非銀行業務に携わる会社⁸⁷）を子会社として買収しようとする場合は、FRB への事前届出を要する（12 USC 5363）。

⑤ 監督上の要件の加重

1) 健全性基準の強化

FRB は自らの判断ないし FSOC の勧告（12 USC 5325 に基づく）により、監督対象ノンバンク金融会社及び大規模銀行持株会社を対象として、より厳格な健全性基準を適用しなければならない（12 USC 5365）。

FRB は、以下の点について、監督対象ノンバンク金融会社及び大規模銀行持株会社に対して適用されるより厳格な基準を設けなければならないとされている（12 USC 5365 (b)(A)）。

⁸⁷ 「金融の性格を有する」非銀行業務については、アメリカ II 1（1）②銀行持株会社を参照のこと。

- (a) リスクベース自己資本規制とレバレッジ制限
- (b) 流動性要件
- (c) 総合的なリスク管理上の要件
- (d) 破綻処理計画と信用エクスポージャーに係る報告の提出義務
- (e) 与信集中制限

以下については、FRBによる基準の策定は任意となっている（12 USC 5365 (b)(1)(B)）。

- (a) コンティンジェント資本要件
- (b) 情報開示義務の厳格化
- (c) 短期負債制限
- (d) その他の健全性基準

なお、FRBは資本構造、リスク度、複雑性、業務内容（子会社を含む）、規模等に応じて、個別金融機関毎ないし金融機関カテゴリー毎に柔軟に上記の健全性規準を運用してもよいとされている（12 USC 5365(a)(2)）。

2) ストレステスト

FRBは、適切な第一義金融監督機関と連邦保健局（FIO）⁸⁸と協力して、監督対象ノンバンク金融会社及び大規模銀行持株会社を対象として年に1回ストレステストを行い、それらの会社の連結ベース自己資本が経済環境悪化時に損失を吸収し得る水準にあるか否かを判断する（12 USC 5365(i)）。

3) レバレッジ制限

FSOCが特定の大規模銀行持株会社ないし監督対象ノンバンク金融会社について「米国の金融安定にリスクを及ぼしている」と判断した場合、当該銀行持株会社ないしノンバンク金融会社の負債の資本に対する比率（debt-to-equity ratio）は15対1までに制限される（12 USC 5365(j)）。

⑥ リスク緩和措置（mitigation actions）

FRBは、大規模銀行持株会社や監督対象ノンバンク金融会社が米国の金融安定を脅かしていると判断した場合、FSOCの承認を得て、以下の措置を実施しなければならない（12 USC 5331(a)）。

1) 合併・買収等の制限

⁸⁸ 連邦保険局については、アメリカII 2（10）連邦保険局を参照のこと。

- 2) 特定金融商品の提供制限
- 3) 特定業務の停止
- 4) 特定業務の運営方法に条件を賦課
- 5) 上記 1)~4)の措置では不十分であると FRB が判断した場合は、資産やオフバランス項目の売却等により非系列会社に移転することを要求

2. 破綻処理制度、再建・破綻処理計画

(1) 破綻処理制度

ドッド・フランク法では、システム的な重要性を持つノンバンク金融会社に適用する破綻処理制度を導入した。

① 対象金融機関

本制度の対象となる金融会社（financial company）とは、以下に該当する連邦法又は州法により設立又は組織された機関を指す（12 USC 5381(a)(11)）。

- 1) 銀行持株会社
- 2) FRB の監督を受けるノンバンク金融会社
- 3) 主として銀行持株会社法上の「金融の性格を有する」非銀行業務を行っている会社
- 4) 以上 1)～3)に該当する会社の子会社のうち、主として銀行持株会社法上の「金融の性質を有する業務」を行っている会社（被保険預金受入機関と保険会社を除く）

② システムック・リスクの認定

本制度は、FDIC と FRB が財務長官に勧告し、同長官が大統領と協議のうえシステムック・リスクを認定した場合に発動される（12 USC 5383）。

認定から漏れた金融会社の破綻は破産法に従って処理する。

1) 勧告（recommendation）

FDIC と FRB は、自らのイニシアティブないし財務長官の求めにより、財務長官に対して本制度の発動に関する勧告を行う。

対象となる金融会社、あるいはその最大の子会社が証券会社（ブローカー／ディーラー）である場合、当該勧告を行うのは SEC と FRB になる。金融会社あるいはその最大の子会社が保険会社である場合には、連邦保険局（FIO）⁸⁹局長と FRB とが当該勧告を行う（12 USC 5383(a)(1)）。

2) 認定（determination）

1)の勧告に基づき、財務長官は、大統領と協議の上、対象となる金融会社が以下の(a)～(g)をすべて満たす状況にあると認定すれば、本破綻処理制度に沿った措置をと

⁸⁹ 連邦保険局については、アメリカ II 2（10）連邦保険局を参照のこと。

ることができる (12 USC 5383(b))。

- (a) 当該会社がデフォルト状態にある (ないしデフォルトが切迫している)。
- (b) 当該会社を連邦法ないし州法に従って破綻処理した場合に米国の金融安定に甚だしい悪影響が及ぶおそれがある。
- (c) デフォルトを防ぐための民間ベースの解決方法がない。
- (d) 本措置により債権者・カウンターパーティ・株主・その他市場参加者の債権や利権に及ぶ影響が適度なものである。
- (e) 本措置により悪影響を回避ないし緩和できる。
- (f) 連邦金融監督機関が、行政命令によって転換可能な負債証券の転換を既に命令している。
- (g) 当該会社が「金融会社」の定義 (上記①を参照) を満たしている。

3) 破産管財人の任命

財務長官は FDIC と対象金融会社に上記 2) の認定を通知し、対象金融会社の取締役会が黙認ないし承認した場合は FDIC を破産管財人に任命する。

取締役会が異議を唱えた場合、財務長官はワシントン DC の連邦地方裁判所に申立てを行い、同裁判所が「デフォルト判定や金融会社の定義に係る判定に偏りや恣意性がない」と判断した場合 (若しくは 24 時間以内に判断を下さなかった場合)、FDIC を破産管財人に任命することができる (12 USC 5382(a))。

財務長官又は対象金融会社は、同裁判所の決定に対して 30 日以内にコロンビア巡回区連邦控訴裁判所に控訴でき、同控訴裁判所の決定に対して 30 日以内に連邦最高裁判所にレビューの申立てを行うことができる (12 USC 5382 (a) (2))。

4) 議会への報告

財務長官は FDIC を破産管財人に任命した日から 24 時間以内にシステミック・リスクの認定につき議会に書面により通知しなければならない (12 USC 5383(c)(2))。

③ FDIC による破綻処理

FDIC は、破産管財人として、ブリッジ金融会社の設立と当該会社への資産・負債の移転、他の金融会社との合併、資産・負債の移転により対象会社の清算処理を行う (12 USC 5390(a)(1)(F), (G))。FDIC の管財期間は 3 年とする (1 年単位で 2 回まで延長可能) (12 USC 5382(d))。

対象会社、その子会社や系列会社が保険会社である場合、当該保険会社は原則として、適用される州法に従って清算ないし再建される。システミック・リスク認定が確

定した後 60 日を経過しても該当する規制当局が州の裁判所に当該保険会社の清算・再建を申請しない場合は、FDIC が規制当局に代わって申請する（12 USC 5383(e)）。

④ 米国版 TLAC (Total Loss-Absorbing Capacity) (12 CFR 252 Regulation YY No.R-1523)

TLAC とは、グローバルなシステム上重要な銀行 (G-SIBs) の総損失吸収力のことをいう。バーゼル規制上の資本のみならず、負債も含んでいる。米国の場合は、G-SIBs (8 社) と外銀 G-SIBs の米国オペレーション (米国内での中間持株会社 (IHC) 設立が前提) が対象となっている。2019 年 1 月から適用され、リスク・アセットの 18% の TLAC の維持が必要となる。

(2) 金融機関による再建・破綻処理計画の策定

FRB による監督の対象となるノンバンク金融会社⁹⁰、及び連結ベース総資産 500 億ドル以上の銀行持株会社は、FRB、FSOC、FDIC に対し、迅速で秩序ある破綻処理のための計画を定期的に報告しなければならないとされている (12 USC 5365(d))。

⁹⁰ FRB による監督の対象となるノンバンク金融会社については、アメリカ III 1 (3) システム的な重要性を持つ金融機関への対応を参照のこと。

3. 破綻処理費用の負担

金融会社の破綻処理に係る費用は、FDIC が提供する (12 USC 5384(d))。

要した費用は、当該金融会社の資産を処分することにより回収するか、あるいは賦課金 (assessment) という形で金融業界が負担する (12 USC 5394(b))。金融会社の破綻処理のために納税者資金を用いることは認められない (12 USC 5394 (c))。

4. 銀行の業務範囲に対する規制

(1) 金融機関による資本市場活動の制限

① 原則として禁止される業務

ドッド・フランク法では、銀行事業体 (banking entity) が以下の業務を行うことを原則として禁止している (12 USC 1851(a)(1))。銀行業事業体とは、FDIC に加入する預金受入機関、その預金受入機関を支配する会社、銀行持株会社、及びそれらの機関・会社の子会社や関連会社を指す (12 USC 1851(h)(1))。

□ 銀行事業体による実施が原則禁止される業務

- 1) 証券、デリバティブ、商品先物、それらの証券や契約のオプション等の自己勘定取引 (proprietary trading)。
- 2) ヘッジファンドやプライベート・エクイティ (Private Equity、以下「PE」という) ファンドのエクイティ、パートナーシップ、その他の持分を取得すること。又はそれらのファンドに対するスポンサー行為を行うこと。

また、FRB の監督対象であるノンバンク金融会社が自己勘定取引やファンド投資等を行っている場合、FRB の規則に基づき、当該業務について追加的な自己資本規制や量的規制が課される (12 USC 1851(a)(2))。

② 例外

以下の業務については、上記①の原則禁止の例外とされる。ただし、連邦銀行監督機関、SEC、CFTC は、規則によって追加的な制限を課することができる (12 USC 1851(d))。

□ 例外として、銀行事業体の実施できる業務

- 1) 連邦政府債、連邦政府機関債、GNMA 債、FNMA 債、FHLMC 債、FHLB 債などの機関の債券、州政府債、州以下の地方自治体政府債等の自己勘定取引
- 2) 引受やマーケット・メイキングに関連して行われる証券及びその他金融商品の取引で、顧客、利用者又は取引相手が必要とする範囲を超えないことが合理的に想定されるよう設定されたもの
- 3) ヘッジ目的の取引
- 4) 顧客のために行われる取引
- 5) 小企業向け投資会社等への投資、公共目的の投資等

- 6) 保険会社が自己の一般勘定において行う証券その他金融商品の取引、及び保険会社の関連会社が、保険会社の一般勘定のために行う証券及びその他金融商品の取引
- 7) 信託サービス等に関連して行われるファンドの組成及び募集
以下の(a)~(h)の要件のすべてに該当する PE ファンド又はヘッジファンドの組成及び募集は可
 - (a) 銀行事業体が善意の信託 (bona fide trust)、受任者 (fiduciary)、又は投資顧問のサービスを提供する。
 - (b) 当該ファンドは、善意の信託、受任者、又は投資顧問のサービスの提供に関して、サービスの顧客に対してのみ組成、募集される。
 - (c) 銀行事業体は「僅少な投資 (下記③を参照)」に該当するものを除き、当該ファンドの持分を取得又は保持していない。
 - (d) 銀行事業体は、当該ファンドとの取引禁止などの制限を遵守する。
 - (e) 銀行事業体は、当該ファンド又は当該ファンドが投資するいかなるヘッジファンド又は PE ファンドに対しても、直接又は間接に、債務やパフォーマンスの保証、引受等を行わない。
 - (f) 銀行事業体は当該ファンドと共通のマーケティングや販売促進を行わず、同じ名称を共有しない。
 - (g) 当該ファンドに対する投資顧問サービス又はその他のサービスに従事する者を除き、銀行事業体の役員又は従業員が、当該ファンドの持分を取得又は保持していない。
 - (h) 銀行事業体は、当該ファンドの将来の又は現在の投資家に対し、当該ファンドに発生する損失はその投資家が負担するものであり、銀行事業体が負担するものではないことやそのために追加的に定められる規則を遵守することなどを書面により開示する。
- 8) 外国銀行による米国外での自己勘定取引
外国法に基づき設立され業務の大半を米国外で行う、又は米国で業務を行っていない銀行事業体で、米国法又は州法に基づき設立された銀行事業体によって支配されていないものが、米国外のみで行う自己勘定取引。
- 9) 外国銀行によるヘッジファンドや PE ファンドの持分所得やスポンサー行為
ただし、これらのファンドの持分が米国の居住者に対して売り出されたり販売されたりすることがない場合に限る。
- 10) 連邦銀行監督当局、SEC、CFTC が規則により認めるその他の業務

③ 僅少投資 (de minimis investment)

銀行事業体は、自ら組成・募集するヘッジファンド又は PE ファンドに対し、当該銀行事業体と関連のない者からの投資を集めるために必要な当初資本を供給する目的、又は僅少な投資を行う目的で、以下の制限の範囲内で、当該ファンドへの投資を行うことができる (12 USC 1851(d)(4))。

- 1) 自らの投資を 2) の水準にまで引き下げ、又は希薄化するため、関連会社以外の投資家を積極的に探すこと。
- 2) ファンドの組成後 1 年以内に、償還、売却又は希薄化により、当該ファンドへの投資額を、ファンドの持分全体の 3% 以内にまで削減すること。及び、当該投資は銀行事業体にとって重要なものではなく、いかなる場合でも全てのファンドへの投資総額が、当該銀行事業体の Tier 1 資本の 3% を超えないこと。
- 3) 資本要件規制に関し、本項に基づいて行うファンドへの投資は、当該銀行事業体の資本及び資産から控除すること。また、控除額は、当該ファンドのレバレッジに比例して増加すること。

(2) 金融機関の規模制限

ドッド・フランク法では、FSOC が同法成立後 6 ヶ月以内に行う調査と勧告に基づき、金融機関の大規模合併を制限するための規則を FRB が策定することとし、FRB は 2014 年 11 月 14 日に最終規則を公表し、2015 年 1 月 1 日から適用している。

金融機関（預金保険に加入する預金取扱機関、銀行持株会社、貯蓄貸付機関持株会社、FRB の監督対象であるノンバンク金融会社等）は、他の金融機関との合併、資産の全面的ないしほぼ全面的買収等の結果、連結ベースの負債⁹¹が前年末時点の対象金融機関全体の負債の 10% を超える場合、当該合併・買収等は禁止される (12 USC 1852)。外国の持株会社やノンバンク金融会社でも、米国で行う事業の分は対象となる。

⁹¹ RWA から自己資本を差し引いた額（定義は、銀行持株会社に適用されるリスクアセット比率規制に準じる）。自己資本比率規制が適用されない持株会社やノンバンク金融会社の場合は、負債は GAAP 又は FSOC が適切と評価する会計基準に基づく額による。負債の額は直前の 2 暦年の平均値によるが、最初の年は 2015 年 7 月 1 日と 2016 年 6 月 30 日の数値を用いる。

(3) 証券化業務に対する規制

ドッド・フランク法では、連邦銀行監督機関及び SEC の規則により、証券化事業者 (securitizer) ⁹² に対し、資産担保証券 (asset-backed securities, ABS) の発行によって第三者に移転・売却した資産の信用リスクの一部について経済的利害を保持することを義務付けるとしている (15 USC 78o-11)。

証券化業務に対する規制の内容には以下が含まれる。

- 証券化事業者が継続保有リスクを直接的ないし間接的にヘッジすることや、その他の方法で信用リスクを移転することは不可 (15 USC 78o-11(c) (1)(A))。
- 証券化事業者のリスク継続保有率は、原則として資産の信用リスクの 5%以上とするが、オリジネーター⁹³が一定の引受基準を満たしている資産については 5%未満に軽減される。軽減を受けるための引受基準は、住宅モーゲージ、商業用不動産モーゲージ、商業貸出、自動車ローン等の資産カテゴリー毎に信用リスクが低いことを示すものを設定する (15 USC 78o-11(c) (2) (A) (B))。
- リスクの保有形態と最低保有期間は SEC の規則により定める (15 USC 78o-11(c)(1)(C))。
- 適用免除規定
 - ・ 連邦政府・連邦政府機関 (FNMA、FHLMC は連邦政府機関に含まない) が発行・保証した資産の証券化、州政府・州政府以下の地方自治体が発行・保証した ABS、その他公共の利益と投資家保護の観点から適当と判断される証券化は、全面的・部分的に適用対象外となる (15 USC 78o-11(c)(1)(G))。
 - ・ 農業信用制度加盟機関が供与・保証・購入した貸出等金融資産、政府・政府機関 (FNMA・FHLMC・連邦住宅貸付銀行は含まない) が保証する住宅・集合住宅・医療施設モーゲージ、それをベースにした証券化商品、適格住宅モーゲージ (定義は連邦銀行当局、SEC、住宅・都市開発長官、FHFA 長官が協議の上決定) は、リスク継続保有義務を免除 (15 USC 78o-11(e)(3)(4))。
- 連邦銀行監督機関と SEC は、本規制全般について適用除外・例外・調整措置をとることができる (特定の金融機関グループや資産グループに対してリスク継続保持やヘッジ禁止規定の適用除外・例外・調整措置を講じることを含む) (15 USC 78o-11(e)(1))。

オリジネーターが存在する場合は、連邦銀行当局と SEC が、オリジネーターに求めら

⁹² 1)ABS の発行者、及び、2)発行者に対して資産の売却や移転 (系列会社を経由するなど間接的な売却や移転を含む) を行うことによって ABS 取引を組成 (organize) し開始 (initiate) する者。

⁹³ 与信等によって ABS の担保となる金融資産を創造し、直接的ないし間接的に証券化事業者に資産を売却する者。

れるリスクの継続保有義務の割合に応じて、証券化事業者の継続保有義務の割合を軽減する (15 USC 78o-11(d))。

5. 店頭デリバティブ取引・市場に対する規制

(1) 清算機関・取引所利用の促進、OTC デリバティブの規制

ドッド・フランク法では、「スワップ (swap)」として定義されるデリバティブ取引に関し、①取引主体の登録義務、②取引主体に対する健全性規制、③中央清算機関での清算義務を導入した。

スワップとは、以下の何れかに該当する取極め、契約ないし取引を指す(7 USC 1a(47))。

- 1) 金利その他のレート、通貨、商品(コモディティ)、証券、負債性取引手段、指数、量的指標、その他金融・経済上の権益や所有権の売買に係る、ないしそれらの価値に基づく、プット、コール、キャップ、フロアー、カラー、その他のオプション
- 2) 金融・経済・商業上の影響をもたらすイベントや偶発事象の発生、非発生、発生の程度に依存する、売買、支払、引渡(株式の配当を除く)
- 3) 金利その他のレート、通貨、商品(コモディティ)、証券、負債性取引手段、指数、量的指標、その他金融・経済上の権益や所有権、それらに含まれる権益や価値に基づいて、確定的ないし偶発条件の下に支払を交換し、複数の当事者間の取引として、資産・負債の現在又は将来の直接的・間接的所有権の移転は行わないまま、その価値や水準の将来の変化に係る金融リスクを全面的、部分的に移転する取極め

(例)

- 金利スワップ
- レート・フロアー
- レート・キャップ
- レート・カラー
- クロスカレンシー・レート・スワップ
- ベーシス・スワップ
- 通貨スワップ
- 為替スワップ
- トータル・リターン・スワップ
- 株価指数スワップ
- 株式スワップ
- 負債指数スワップ
- 負債スワップ
- クレジット・スプレッド

- CDS
- クレジット・スワップ
- 天候スワップ
- エネルギー・スワップ
- 金属スワップ
- 農業スワップ
- 排出スワップ
- 商品スワップ

※ 商品先物の売建てとそのオプション、レバレッジ契約、証券先物のフューチャーズ、非金融商品（コモディティ）や証券の出荷や受渡しを猶予した売建てで現物での決済が意図されているものは含まれない。

また、為替スワップ、為替フォワードは、財務長官が規制すべきでないとの判断を書面により下し、これを議会に提出した場合、スワップの定義から除外される。

1933 年証券法又は 1934 年証券取引所法の規制対象とされているもの、証券デリバティブ、証券ベース・スワップ（security-based swap）などはスワップの定義に含まれない（CFTC ではなく、SEC の管轄となる）。

証券のみならず金利その他のレート、通貨、商品（コモディティ）、証券、負債性取引手段、指数、量的指標、その他金融・経済上の権益や所有権、それらに含まれる権益や価値もベースとしている混合スワップはスワップに含まれる（SEC と CFTC の共管とされている）。

証券ベース・スワップ（security-based swap）」は次のように定義されている（15 USC 78c(a)(68)）。

- 1) カバレッジの狭い証券指数
- 2) 単一の証券若しくは貸出
- 3) 単一の証券発行者若しくはカバレッジの狭い証券指数に含まれる証券の発行者に係るイベントの発生、非発生、発生の度合い

① 取引主体の登録義務

証券ベース・スワップのディーラー及び主要参加者は、SEC への登録が義務付けられている（15 USC 78o-10(a)）。

それぞれの定義は以下のとおりである。

- 証券ベース・スワップ・ディーラー（security-based swap dealer）

以下の 1)~4)のいずれかに該当する者を証券ベース・スワップ・ディーラーという (15 USC 78c(a)(71))。

- 1) ディーラーとして証券ベース・スワップに参加する者
- 2) 証券ベース・スワップにおいてマーケットメイクを行う者
- 3) 自己勘定のために通常業務として定期的に証券ベース・スワップを行う者
- 4) 証券ベース・スワップにおいてディーラー又はマーケットメイカーとみなされる行為を行う者

□ 証券ベース・スワップへの主要参加者 (major security-based swap participant)
証券ベース・スワップ・ディーラー以外で、以下のいずれかに該当する者を証券ベース・スワップへの主要参加者という (15 USC 78c(a)(67))。

- 1) いずれかの主要カテゴリーの証券ベース・スワップに大規模なポジションを有する者 (商業リスクをヘッジ・緩和するためのポジション及び従業員給付プランが維持するポジション等を除く)。「大規模なポジション」の詳細な定義については、SEC が規則を制定している。
- 2) 証券ベース・スワップ取引残高から生じるカウンターパーティー・リスクが米国銀行システム・金融市場の安定性に脅威を及ぼし得る者。
- 3) 自己資本水準に比してレバレッジが高く、いずれかの主要カテゴリーの証券ベース・スワップに大規模なポジションを有する金融機関 (連邦銀行監督当局が設定した自己資本規制の適用を受けていないもの)。

証券ベース以外のスワップのスワップ・ディーラー (7 USC 1a(49))、主要参加者の定義も同じ内容である (7 USC 1a(33))。証券ベース以外のスワップについては、スワップ・ディーラー及び主要参加者に対し、CFTC に登録する義務がある (7 USC 6(b), 6s(a))。証券ベース・スワップ・ディーラー又は証券ベース・スワップへの主要参加者は SEC に登録する義務がある (15 USC 78o-10) が、SEC に登録している者でも証券ベース以外のスワップや混合スワップのディーラー又は主要参加者となる場合は、CFTC と二重に登録する必要がある (7 USC 6s(c))。

② 取引主体に対する健全性規制

SEC 及び CFTC は、それぞれに登録しているディーラー及び主要参加者に対し、自己資本規制とマージン規制とを適用する (15 USC 78o-10(e)、7 USC 6s(e))。

他の金融監督機関による監督を受けている金融機関には、SEC 及び CFTC による健全性規制は適用されない。

なお、これらの金融機関のスワップ・ディーラー及びスワップへの主要参加者としての活動は、それぞれの金融監督当局が、SEC 及び CFTC との協議の上で、自己資本

要件や登録清算機関で清算されないスワップや証券ベース・スワップに適用されるマージン要件に関する規則を制定することとされている（15 USC 78o-10(e)(2), 7 USC 6s(e)(2)）。

③ 中央清算機関での清算義務

原則として、スワップは、CFTC に登録しているデリバティブ清算機関、証券ベース・スワップは、SEC に登録している清算機関を介して清算することが義務付けられている（7 USC 2(h), 15 USC 78c-3(a)）。

(2) デリバティブ取引を行う金融機関に対する連邦セイフティネットの制限

CFTC 又は SEC に登録しているスワップ・ディーラー及びスワップへの主要参加者（以下、「スワップ機関（swap entity）」という）は、スワップや証券ベース・スワップ、その他のスワップ機関の活動に関して、連邦支援の対象外とする（15 USC 8305(a)）。

連邦支援（federal assistance）とは、以下の目的で、連邦準備銀行の信用ファシリテイやディスカウントウィンドウからの貸出、FDIC の保険や保証を用いることをいう。

ただし、連邦準備法 13.3 条に基づいて広範に提供されるプログラムは含まれない（15 USC 8305(b)(1)）。

- 1) スワップ機関への貸出、同関係者の株式・持分・負債証券の買入れ
- 2) スワップ機関からの資産買入れ
- 3) スワップ機関による借入や負債発行の保証
- 4) スワップ機関との間の支援取極め、損失・利益の分担に係る取極め

預金保険に加入する預金取扱金融機関が、スワップや証券ベース・スワップを以下の範囲に限定していない場合にも、連邦支援の対象外となる（15 USC 8305(d)）。

- 1) ヘッジ等、業務に直接関わるリスク削減行動としてのスワップ取引。
- 2) 仕組金融スワップ以外のスワップ取引のための活動。仕組金融スワップとは、資産担保証券（又は主として資産担保証券で構成される資産グループやインデックス）をベースとするスワップ取引をいう。ただし仕組金融スワップでも、ヘッジやリスク削減目的のものや下記 3) は対象。
- 3) 参照する各資産担保証券の信用リスクの質や種類・分類が、預金保険に加入する預金取扱金融機関のスワップ取引を認可するために健全性規制当局が採用した規則で認められている範囲内である仕組金融スワップ取引。

預金保険に加入する預金取扱金融機関は、持株会社を通じてスワップ機関を関連会社

とすることができる。ただし、持株会社が FRB の監督を受けていること、及び、当該スワップ機関に連邦準備法 23 条 A 及び B (連邦準備制度加盟銀行と系列会社の取引に係る規制) や CFTC 又は SEC が適切なものとして要求し、FRB が必要かつ適切と決定することが可能な要求に従っていることが条件となる (15 USC 8305(c))。

(3) 非清算集中のスワップ取引の報告義務

非清算集中のスワップ取引に参加するスワップ・ディーラー又は主要参加者は、取引情報蓄積機関又は CFTC 若しくは SEC への報告が義務付けられている (7 USC 6r(a), 15 USC 78m-1(a))。取引に参加する個人・企業も CFTC が定める様式での報告が求められる (7 USC 6r(b)(c), 15 USC 78m-1(b)(c))。

CFTC が重要な価格発見機能を有すると判断するスワップ取引については、何人も CFTC に報告しない限り、取引契約を締結してはならないこととされている (7 USC 6t(a)(d))。これに関連して、CFTC が定める大口デリバティブ取引業者に対しては、CFTC への報告、詳細な帳簿・記録の保存、当該帳簿・記録についていつでも CFTC の検査に服する義務が課されている (7 USC 6t(b))。

証券関連デリバティブについては、SEC はその規則により、大口取引者の報告義務を定めることができることとされている。

(4) 非清算集中 OTC デリバティブ取引の証拠金規制

非清算集中 OTC デリバティブ取引の証拠金規制(7 USC 6s(e), 15 USC 78o-10(e))が設けられており、当初証拠金は、非清算集中 OTC デリバティブの想定元本のボリュームに応じて、2016 年 9 月から 2020 年 9 月にかけて段階的に実施される。一方、変動証拠金は、非清算集中 OTC デリバティブの想定元本のボリュームに応じて、2016 年 9 月から 2017 年 3 月にかけて段階的に実施される。なお、CFTC が、変動証拠金に関して 6 ヶ月間 (2017 年 9 月まで) のノーアクション・レターを発出している。

6. 役員報酬規制

(1) 有価証券発行会社一般を対象とする役員報酬規制

ドッド・フランク法では、1934年証券取引所法を改正し、役員報酬に対する株主の監視権限を強める規制を導入した。

- 役員報酬を是認するか否かについて、年次株主総会等において少なくとも3年に1度、株主の決議を取らなければならない。ただし、同決議は会社や取締役会に対する拘束力を持つものではない(15 USC 78n-1(a), (c))。
- 買収・合併・資産売却等の承認を株主に求める際は、当該買収等に伴う役員報酬取極め(ゴールデンパラシュート)を開示し、是認するか否かについて株主の決議を取らなければならない。ただし同決議は、会社や取締役会に対する拘束力を持つものではない(15 USC 78n-1(b),(c))。
- SECは以下のことを証券取引所に義務付ける規則を制定する。
 - ・ 報酬委員会の独立性が確保されていることを株式の上場要件とすること(15 USC 78j-3)
 - ・ 以下を全証券の上場要件とすること(15 USC 78j-4)
 - 1) 財務諸表において報告される業績に基づいて支給されるインセンティブベースの報酬に係る方針が開示されていること
 - 2) 不正確な財務諸表に基づいてインセンティブベースの報酬が役員に支払われた場合、財務諸表訂正に先立つ3年度分について、過剰に支払った報酬を回収すること

(2) 金融機関を対象とする役員報酬規制

ドッド・フランク法では、連邦金融監督機関に対し、同法成立後9ヶ月以内に、以下の事項について監督対象金融機関に適用される共通レギュレーションないしガイドラインを策定するよう求めている(12 USC 5641)。

- インセンティブベースの報酬に係る取決めに関するすべての構造を監督機関に開示すること。
- 役員・職員・取締役・大株主に過剰な報酬・手数料・利益を提供したり、当該金融機関に多大な損失をもたらしたりするインセンティブ報酬制度を禁じること。

7. シャドーバンキング問題への対応

シャドーバンキングの領域における潜在的なリスクへの対応として、米国ではこれまでに、①マネー・マーケット・ファンド (Money Market Fund, 以下「MMF」という)、②トライパーティ・レポ市場、③証券化業務について改革が進められてきている⁹⁴。

(1) MMF に対する規制改革

① SEC 規則の導入

金融危機の後に策定された財務省による金融規制改革ロードマップ⁹⁵に従い、SEC は MMF に対する規制改革に向けた短期的な対応として、新たな規則 (17 CFR Parts 270 and 274) を導入した。同規則は 2010 年 5 月 5 日から施行されている。

同規則の主な内容は以下のとおりである。

- ポートフォリオの安全性を維持するための基準の強化
- ポートフォリオの流動性確保のための規定の導入
- 運用会社等による元本割れ回避策 (ポートフォリオ資産の買取) を実施する上での制約の緩和
- 投資家及び SEC に対する情報開示の強化

② 大統領作業部会による報告書

財務省の規制改革ロードマップでは、MMF の構造的改革の必要性に関して、金融市場に関する大統領作業部会 (President's Working Group on Financial Market, 以下「PWG」という) が評価を行うことを要求している。これに基づき、PWG は 2010 年 10 月 21 日に、MMF 規制改革に関する報告書を公表した⁹⁶。

PWG の報告書では、MMF 規制改革に向けたオプションとして、次の 5 点を提示している。

- MMF を特別目的銀行と位置づけて、規制を強化すること。

⁹⁴ FSOC 年次報告書 (2013 年度) p.20.

<http://www.treasury.gov/initiatives/fsoc/studies-reports/Pages/2013-Annual-Report.aspx>

⁹⁵ U.S. Treasury, “Financial Regulatory Reform: A New Foundation” (2009)

http://www.treasury.gov/initiatives/Documents/FinalReport_web.pdf

⁹⁶ President's Working Group on Financial Markets, “Money Market Fund Reform Options” (October 2010)

<http://www.sec.gov/rules/other/2010/ic-29497.pdf>

- MMF の元本確保に対する投資家からの過剰な期待を防ぐために、基準価額の算定方法を一般の投資信託と同様にする。
- 民間資金による流動性供給ファシリティ、あるいはMMF 保険を創設すること。
- 投資家から多額の解約請求が寄せられた場合に備えて、現金ではなく現物での支払を義務付けること。
- 規制の裁定を回避するため、MMF と同種の金融商品に対しても、MMF 規制と同様に強化すること。

③ FSOC による MMF 規制改革への勧告

FSOC は SEC 規則の導入や PWG の報告を踏まえ、ドッド・フランク法に基づく勧告 (12 USC 5322(a)(2)) として、2012 年 11 月に MMF 規制改革に対する勧告案を公表した⁹⁷。

FSOC は、MMF 規制改革に向け、3 つの選択肢を示している。

□ 選択肢 1：変動 NAV (Net Asset Value) の導入

現在、MMF の価額設定は、基準価額を安定させるための手法 (安定的 NAV) として償却原価法 (取得原価を基準に、組入証券の価格を算定すること) やセント単位調整法 (最終的な基準価額をセント部分で四捨五入すること) を用いることが認められているが、これを廃止し、MMF の基準価額が裏づけ資産の実際の市場価値を反映したものにする。

□ 選択肢 2：NAV バッファ及び「最低リスク残高 (Minimum Balance at Risk)」の導入

安定的 NAV は維持するが、MMF に対し、基準価額の日々の変動を吸収するために、資産の 1% 相当の NAV バッファを保有することを義務付けるほか、持分保有者の償還請求に対し、基準値 (最低リスク残高) を超える部分については、支払を繰り延べなければならない。

□ 選択肢 3：NAV バッファ及びその他の手段の導入

安定的 NAV は維持するが、資産の 3% 相当の NAV バッファ保有を義務付けるとともに、バッファの有効性を向上させるためのその他の手段 (投資対象の分散要件の強化、最低流動性レベルの引上げ、情報開示規制の強化、など) を組み合わせる。

⁹⁷ FSOC, “Proposed Recommendations Regarding Money Market Mutual Fund Reform” Federal Register Vol.77, No.223 (November 19, 2012).
<http://www.treasury.gov/initiatives/fsoc/rulemaking/Documents/Proposed%20Recommendations%20Regarding%20Money%20Market%20Mutual%20Fund%20Reform.pdf>

④ SEC 規則の公表

SEC は、2014 年 7 月に、MMF 規制改革に向けた新たな規則を公表した⁹⁸。

□ 変動 NAV の義務付け

機関投資家向けの MMF では、変動 NAV の採用を義務付ける。

ただし、主として政府債に投資する MMF (資産の 99.5%以上を現金、政府債、政府債を担保とするレポ取引として保有するもの) 及び個人投資家向けの MMF (1 日あたりの償還可能額が 100 万ドル以下に制限されているもの) では、引き続き安定的 NAV を採用することが可能である。

□ 償還手数料とストレス時の償還停止

週次の流動資産 (現金、米国債、残存期間 60 日以内の他の政府債など) の割合が総資産の 30%を下回った場合には、MMF に対し、償還時に最大 2%の償還手数料を徴求する裁量が認められる。

また、このような場合に MMF の取締役会は、10 営業日を上限として (延長は可能) 償還の一時停止を行うことも可能とする。

さらに、週次の流動資産の割合が総資産の 10%を下回った場合には、MMF に対し、償還時に 1%の償還手数料を徴求することを義務付ける。

□ ストレストテストの強化

指定のストレスシナリオ (短期金利の上昇、ポートフォリオの格下げやデフォルト、ポートフォリオのセクターにおけるスプレッドの拡大) 下において、週次の流動資産の割合が総資産の 10%を下回らないかが検証される。

(2) トライパーティ・レポ市場に対する規制改革

トライパーティ・レポ市場⁹⁹の改革については、2009 年にニューヨーク連邦銀行の要請によりタスクフォース (Tri-Party Repo Infrastructure Reform Task Force) が結成され、検討が進められた。

同タスクフォースは 2012 年 2 月に、(1)清算銀行による裁量的な日中信用供与の利用を大幅に減らすこと、及び(2)市場参加者の流動性管理及び与信管理の慣行を向上させること、という 2 点の目的に向け、改革のためのロードマップを提示した。

本ロードマップを踏まえて、清算銀行や市場参加者により、トライパーティ・レポ市

⁹⁸ SEC, “Money Market Fund Reform: Amendments to Form PF” (July 23, 2014) <https://www.sec.gov/rules/final/2014/33-9616.pdf>

⁹⁹ レポ取引のうち、証券の貸し手 (証券会社) と資金の出し手 (投資家) の間に第三者 (クリアリング・バンク) が入り、受渡処理や担保管理などのサービスを提供する取引形態。クリアリング・バンクが資金過不足分を証券会社に与信。

場における取引慣行の見直しが進められている¹⁰⁰。2015年6月のアップデートでは、取引慣行の見直しは大幅に進捗したが、GCFレポ（General Collateral repos）の清算の見直しはまだ完了していない旨が述べられている。

（3）証券化商品に対する規制改革

証券化業務については、ドッド・フランク法により、資産担保証券（asset backed securities, ABS）の発行者に対し、ABSの発行によって第三者に移転・売却した資産の信用リスクの一部について、経済的利害を保持すること（リスク・リテンション）が義務付けられている（アメリカⅢ4（3）証券化業務に対する規制を参照のこと）。

リスク・リテンションについては、2014年10月、財務省、FRB、FDIC、SEC、連邦住宅金融局、住宅・都市開発省により、共同規則が公表された¹⁰¹。

その他にも、SECにより、原資産の情報開示を求める規則、引受基準の厳格化（適格モーゲージ規制の導入）などが進められている。

（4）新ファンド規制（SEC）

SECが新ファンド規制として、オープンエンド型の投資信託（MMFを除く）及びオープンエンド型のETFについて、以下の流動性リスク管理プログラムを行う¹⁰²。

- ポートフォリオの流動性区分（4つのクラスへの分類）。ただし、現物拋出型のETFを除く。
- 高流動資産（3営業日以内に換金可能な資産）への投資残高のフロアの設定（ブリーチした場合はSECに報告義務あり）。ただし現物拋出型のETFを除く。
- 非流動資産（7日以内の売却が不可能な資産）への投資制限（純資産の15%以下）（ブリーチした場合はSECに報告義務あり）。

「スイング・プライシング」が許容¹⁰³され（ETFを除く）、償還慣行及び流動性に関する当局報告・投資家開示が強化¹⁰⁴される。スイング・プライシングとは、ファンドの大

¹⁰⁰ ニューヨーク連邦銀行ウェブサイトの記述に基づく。

http://www.newyorkfed.org/banking/tpr_infr_reform.html

¹⁰¹ Department of Treasury, etc. “Credit Risk Retention” (October 22, 2014)

<https://www.sec.gov/rules/final/2014/34-73407.pdf>

¹⁰² SEC Investment Company Liquidity Risk Management Programs (October 13 2016)

<https://www.sec.gov/rules/final/2016/33-10233.pdf>

¹⁰³ SEC Investment Company Swing Pricing (October 13 2016)

<https://www.sec.gov/rules/final/2016/33-10234.pdf>

¹⁰⁴ SEC Investment Company Reporting Modernization (October 13 2016)

量償還を喚起するような不安定な市場環境下において、償還した投資家に適切な償還コストを負担させるべく、当該投資家におけるファンドの純資産価値（NAV）の調整を許容し、その他の投資家の持分希薄化を防止する仕組みをいう。

8. 格付機関の規制

格付機関に対する規制は、2006年の格付機関改革法（Credit Rating Agency Reform Act）により導入された。同法では、「全国的に認知された統計的格付機関（Nationally Recognized Statistical Rating Organization, 以下「NRSRO」という）」としての登録を行った格付機関に対するSECの監督権限について規定している。

その後、ドッド・フランク法により、NRSROに対するSECの監督権限の強化が図られた。

（1）NRSROの監督

① 登録義務

格付機関はNRSROとして扱われるためには、SECに登録を行う必要がある（15 USC 78o-7(a)）。

② 監督機関

NRSROとして登録を行った格付機関に対する監督はSECが行う（15 USC 78o-7(o)）。

SECは、格付利用者や公衆の利益を保護すること、格付の正確性の向上、利益相反により格付が悪影響を受けることの防止を目的として、NRSROの業務の監督を行うために、SEC内に信用格付局（Office of Credit Ratings）を設け、同局は少なくとも年1回、NRSROの検査を実施する（15 USC 78o-7(p)）。

（2）NRSROへの要求事項

① 内部管理体制の確立

NRSROは、格付決定の方針、手続及び手法の実施と遵守に係る内部コントロール体制を確立・維持・実施・文書化することが求められている（15 USC 78o-7(c)(3)）。

② 利益相反の防止

NRSROは、自社の業務の性質を考慮して、業務上生じうる利益相反を特定し管理す

るための方針と手続きを策定、維持、実施しなければならない（15 USC 78o-7(h)）。

また、NRSRO の格付対象となっている者、NRSRO の格付対象となっている証券や金融市場商品の発行者・引受人・スポンサーの職員が、格付付与までの 1 年間に当該 NRSRO の職員として何らかのかたちで当該格付作業に関与していた場合、当該 NRSRO は利益相反の有無を検証し、問題があれば格付を修正しなければならない（Look - back Requirement）。

各々の NRSRO は、このための方針と手続きを策定・維持管理・実施する（15 USC 78o-7(h)(4)）。

③ 格付手法の透明性

NRSRO は、SEC が策定するフォーマットに沿って、以下の情報を開示しなければならない（15 USC 78o-7(s)）。

1) 定性的情報

- 格付
- 主な仮定と基本原則
- 格付の潜在的限界、カバーされていないリスク
- 格付の不確実性
- 第三者によるデュー・ディリジェンス
- 債務者・発行者・証券・金融市場商品に係るデータの概要
- 用いられている情報の総合的信頼性
- 当該 NRSRO が抱える利益相反、等

2) 定量的情報

- 格付の潜在的ボラティリティ（格付の変化につながる要因、異なる市場環境下で利用者が予想しうる変化のマグネチュードを含む）
- 格付の歴史的パフォーマンス、PD、LGD
- 仮定に対する格付の感応度（仮定が誤り又は不正確であった場合に格付過程において最も影響を与えるであろう 5 つの仮定と格付に与えるインパクト）、等

9. 金融消費者保護

(1) 消費者金融保護局 (CFPB) の設立

ドッド・フランク法では、金融消費者保護に関連する連邦法の下で、消費者向け金融商品・サービスの募集や供給を規制するための機関として、CFPB が設立された (12 USC 5491(a))。

各連邦金融監督機関が有していた金融消費者保護関連の機能は、原則として CFPB に移管されている (12 USC 5581)。

CFPB の概要については、アメリカ II 2 (9) 消費者金融保護局を参照のこと。

(2) 金融商品・サービスへのアクセス確保

ドッド・フランク法では、一般的な金融サービスから排除されている国民に向けた金融商品・サービスの提供を促進するために、財務長官に対し、補助金の交付や外部提携等による複数年のプログラムを実施する権限を与えている。

- 預金保険に加入する連邦免許の預金取扱金融機関に、中・低所得者が自らのニーズに合った預金口座を持てるようにすることを目的とするもの (12 USC 5623)。
- 消費者に対し、高コスト貸付の代替となる、低コストの小口貸付を提供することを目的とするもの (12 USC 5624)。

10. その他

(1) 自己資本規制

① ドッド・フランク法による自己資本規制の強化

ドッド・フランク法では、連邦銀行監督機関が、預金保険加入預金取扱金融機関、預金取扱金融機関の持株会社、及びFRBによる監督対象となるノンバンク金融会社に連結ベースで適用される自己資本要件として、以下の基準を策定することを定めている(12 USC 5371)。

□ レバレッジ比率の最低基準 (minimum leverage capital requirements)

下記の比率を下回った場合は社外流出(ボーナス給付、配当等)が禁止される。
2018年1月からの適用開始が想定されている。

- ・ 原則として、Tier1 資本がエクスポージャー額(オンバランス項目)の4%以上でなければならない。
- ・ グループ連結で2,500億ドル以上又は国外エクスポージャー額が100億ドル以上の銀行は、Tier1 資本がエクスポージャー額(オンバランス項目+オフバランス項目)の3%以上でなければならない。
- ・ 連結資産7,000億ドル超又は預かり資産10兆ドル超の銀行持株会社は、Tier1 資本がエクスポージャー額(オンバランス項目+オフバランス項目)の5%以上(対象行の中の預金取扱銀行については6%以上)でなければならない。

□ リスクアセット比率の最低基準 (minimum risk-based capital requirements)

早期是正措置の対象となっている預金保険加入の預金受入金融機関に対して現在適用されているリスクアセット比率の基準よりも厳格なものとなるように設定しなければならない。

② ドッド・フランク法による流動性規制の強化

□ 流動性カバレッジ比率 (Liquidity Coverage Ratio)

2015年1月から2017年1月にかけて段階的に実施される。

- ・ (1)連結資産2,500億ドル以上又は国外エクスポージャー額100億ドル以上の銀行持株会社は完全版が適用され、(2)連結資産500億ドル超(2,500億ドル未満)かつ国外エクスポージャー額100億ドル未満の銀行持株会社は緩和版が適用される。

- ・ 適格流動資産の範囲が厳格化され、カバード・ボンド、公共セクター発行の証券はレベル 2A 資産に含めず、RMBS はレベル 2B 資産に含めない。
- ・ 30 日間で最も LCR 計算式の分母（「累積的なネット資金流出額」）が大きくなる特定の日をベースに LCR を算出する。

□ 安定調達比率（Net Stable Funding Ratio）

2018 年 1 月から適用される。

- ・ (1) 連結資産 2,500 億ドル以上又は国外エクスポージャー額 100 億ドル以上の銀行持株会社は完全版が適用され、(2) 連結資産 500 億ドル超（2,500 億ドル未満）かつ国外エクスポージャー額 100 億ドル未満の銀行持株会社は緩和版が適用される。

（２）預金保険制度

銀行及び貯蓄金融機関を対象とする連邦レベルでの預金保険制度としては、FDIC の運営する連邦預金保険がある。信用組合に対しては、全国信用組合出資金保険基金（National Credit Union Share Insurance Fund, NCUSIF）という別個の預金保険制度が設けられている。

以下では、FDIC の預金保険について記載している。

① 加入義務

以下の預金取扱金融機関には、FDIC への加入が義務付けられている。

- 国法銀行（12 USC 222）
- 連邦準備制度に加入する州法銀行（12 USC 1818(a)）
- 連邦免許貯蓄金融機関（12 USC 1818(a)）
- 州法により FDIC への加入が義務付けられている州法銀行（各州法の規定による）
- 米国内に拠点を有する外国銀行（12 USC 1818(a), 12 USC 3104）など

上記以外の銀行、貯蓄金融機関については、FDIC への加入は任意である。

② ガバナンス

FDIC は連邦政府の独立機関であり、独自の法人格を持つ（12 USC 1819(a), (b)）。

FDIC は 5 名の理事によって運営され、そのうち 1 名は通貨監督官、1 名は CFPB 局長、残り 3 名は上院の助言と同意を得て大統領が米国市民から任命する。うち 1 名

は監督機関での経験が必要である。大統領任命理事のうち 1 名が、上院の助言と同意を得て、大統領により議長に指名される (12 USC 1812)。議長の任期は 5 年である。

③ 資金源

FDIC は連邦議会からの予算配分を受けておらず、預金保険制度加盟金融機関が支払う保険料と、米国債への投資収益を主な収入源としている¹⁰⁵。

④ 保護上限額

預金保護の上限は、所定の預金カテゴリーごとに預金者 1 名あたり 25 万ドルとなっている (12 USC 1821(a))。保護上限額は、2008 年 10 月に 2013 年末までの時限措置として、それまでの 10 万ドルから 25 万ドルに引き上げられたが、ドッド・フランク法によって当該措置が恒久化された。

¹⁰⁵ FDIC ウェブサイトの記述に基づく。
<http://www.fdic.gov/about/learn/symbol/>

IV. 各論

1. 貸金業者に対する規制

貸金業を規制する法律は、一義的には各州の法律であり、州法によって参入規制や、上限金利、貸付上限額、貸付期間等の取引規制が行われ、また信用供与者及び債務者の救済方法等が定められている。

連邦レベルでは消費者金融保護局（CFPB）が、消費者向けに金融商品・サービスを提供する事業者に対し、金融消費者保護に関連する連邦法に基づいて規制・監督を行う権限を有している。

（1）消費者信用

① 州監督機関による規制

以下ではニューヨーク州の例について記載している。

1) 根拠法・監督機関

ニューヨーク州では、免許貸金業者に関する規定をニューヨーク州銀行法（New York Banking Law。以下「銀行法」という）に置き、金融サービス局（Department of Financial Services）が監督を行っている。

2) 参入規制

ニューヨーク州では、元本 2 万 5,000 ドルまでの個人向け融資を業として行い、一般的な民事上の法定金利（下記 4）項を参照）以上の利息を受け取る者は、州金融サービス監督官から免許を受けなければならない（銀行法第 9 条 340 項）。

無免許で貸金業務を行った場合は軽犯罪となり、その役員、従業員、代理人等は罰金・禁固刑の対象となる（銀行法 9 条 358 項、刑法 70.15 条＜禁固刑＞、刑法 80.05 条＜罰金刑＞）。

3) 総量規制

ニューヨーク州では、借り手の年収に応じて貸付額を制限する総量規制は設けられていない。

4) 金利水準規制

ニューヨーク州では、(a) 一般的な民事法上の上限金利、(b) 免許貸金業者に対する民事法上の上限金利、(c) 刑法上の上限金利、がそれぞれ別個に規定されている。

(a) 一般的な民事法上の上限金利

i. 上限金利の水準

- 元本 25 万ドルまでの融資、及び住宅を担保とする元本 250 万ドルまでの融資：16%（債権法第 5-501 条、銀行法第 14-a 条）
- 元本 25 万ドル超 250 万ドルまでの融資（住宅を担保とするものを除く）：25%（債権法第 5-501 条 6 項、刑法 190.40 条）
- 元本 250 万ドル超の融資：上限なし（債権法第 5-501 条 6 項）

ii. 上限を超過した場合の効果

金利が上限を超えた貸付契約は無効となる（債権法第 5-511 条）。

金利上限を超えて支払われた利息については、借入人は裁判により、これを受け取った者又はその代理人から回復することができる（債権法第 5-513 条）。

(b) 免許貸金業者に対する民事法上の上限金利

i. 上限金利の水準

- 元本 2 万 5,000 ドルまでの個人向け融資：25%（銀行法第 351 条、刑法第 190.40 条）
- 元本 2 万 5,000 ドル超の個人向け融資：16%（銀行法第 353 条、債権法第 5-501 条）

なお、上限規制の対象となる金利には、直接又は間接に貸付人の口座に支払われるすべての金額（amount）が含まれる（銀行法第 14-a 条）。

ii. 上限を超過した場合の効果

免許貸金業者が、金利が上限を超えていることを知りながら受け取ったり、保留したり、請求したりした場合には、金利の全額が没収される。

上限を超えて支払われた利息がある場合、支払者又は法定代理人は、支払済の利息の 2 倍の金額を貸金業者から回復することができる（銀行法第 351 条 6 項(b)）。

(c) 刑法上の上限金利

i. 上限金利の水準

25%（刑法 190.40 条）

ii. 上限を超過した場合の効果

金利が刑法上の上限を超えていることを知りながらこれを請求したり受

け取ったりした場合、高利罪として重罪に相当し、4年以下の禁固刑又は罰金刑（犯罪による収益の2倍にあたる金額か、5,000ドルのいずれか高いほうを上限とする）の対象となる（刑法第190.40条）。

高利罪（未遂を含む）の前科、組織的な企み、又は、事業の一環として刑法上の上限金利を超える貸付や回収を行った場合は、高利罪として重罪にあたり、15年以下の禁固刑又は罰金刑（犯罪による収益の2倍にあたる金額、5,000ドルのいずれか高いほうを上限）の対象となる（刑法第190.42条）。

② CFPBによる規制

1) 規制対象となる事業者・取引

CFPBによる規制を受ける規制対象者（covered person）は、消費者を対象として金融商品・サービスの募集・提供に従事する者、及びその者の関係者（affiliate）¹⁰⁶である（12 USC 5481(6)）。

預金取扱金融機関以外の規制対象者で、以下の条件のいずれかに当てはまる者は、CFPBにより、定期的な情報徴求や検査を含む監督を受けなければならない（12 USC 5514(a)）。

- (a) 個人が所有し、主に自己、家族又は世帯による利用を目的とする不動産を担保とする貸付の実施、仲介、サービシングの募集、提供を行う者。及びこれらの貸付に関連して貸付条件変更や抵当差押え救済サービスを提供する者。
- (b) CFPBの規則により、規制対象に指定された金融商品・サービスの市場における大規模事業者。
- (c) 消費者からの苦情情報等に基づき、所定の手続きを経て、消費者にリスクをもたらす行為を行っているとしてCFPBが認定した事業者。
- (d) 消費者向けに教育ローンを提供している事業者。
- (e) 消費者向けにペイデイローンを提供している事業者。
- (f) (a)～(e)の機関にサービスを提供する事業者。

2) 根拠法・監督機関

CFPBは、金融消費者保護に関する連邦法に基づいて規制・監督を行う。消費者信用に関連する連邦法としては、以下のようなものがある。

- 消費者リース法（Consumer Leasing Act of 1976, 15 USC 1667 et. seq.）
- 信用機会均等法（Equal Credit Opportunity Act, 15 USC 1691 et. seq.）

¹⁰⁶ 関係者とは、その者を支配する者、その者によって支配される者、その者と同じ者の支配下にある者を指す（12 USC 5481(1)）。

- ❑ 公正信用請求法 (Fair Credit Billing Act, 15 USC 1666 et.seq.)
- ❑ 公正信用報告法 (Fair Credit Reporting Act, 15 USC 1681 et. seq.)
- ❑ 公正債権回収法 (Fair Debt Collection Act, 15 USC 1692 et. seq.)
- ❑ 貸付真実法 (Truth in Lending Act, 15 USC 1601 et. seq.)

3) 参入規制

CFPB は、預金保険に加入する預金取扱機関、預金保険に加入する信用組合を除く規制対象者に対し、登録義務を課す規則を制定する権限を有する (12 USC 5513(c)(7))。

ただし、2014年2月現在、貸金業者に対する登録義務は設けられていない。

4) 金利水準規制

連邦レベルでは貸付真実法及びレギュレーション Z により、利用者に開示すべき実質金利の算定方法や表示方法等を定めているが、その上限については規定していない。

(2) 事業者信用

以下ではニューヨーク州の例について記載している。

① 規制対象となる取引

法人向けの与信の場合、規制対象となるのは「事業融資及び商業融資 (business and commercial loans)」である (銀行法第9条 340項)。

② 根拠法・監督機関

ニューヨーク州では、事業者向けの免許貸金業者に関する規定を銀行法 (New York Banking Law) に置き、金融サービス局 (Department of Financial Services) が監督を行っている。

③ 参入規制

ニューヨーク州では、元本 5 万ドルまでの事業者向け融資を業として行い、一般的な民事上の法定金利以上の利息を受け取る者は、州金融サービス監督官から免許を受けなければならない (銀行法第9条 340項)。

無免許で貸金業務を行った場合は軽犯罪となり、その役員、従業員、代理人等は罰金・禁固刑の対象となる（銀行法 9 条 358 項、刑法 70.15 条<禁固刑>、刑法 80.05 条<罰金刑>）。

④ 総量規制

ニューヨーク州では、借り手の収入に応じて貸付額を制限する総量規制は設けられていない。

⑤ 金利水準規制

ニューヨーク州では、1) 一般的な民事法上の上限金利、2) 免許貸金業者に対する民事法上の上限金利、3) 刑法上の上限金利、がそれぞれ別個に規定されている。

1) 一般的な民事法上の上限金利

個人向けの貸付の場合と同一であるが、以下に再掲する。

(a) 上限金利の水準

- ❑ 元本 25 万ドルまでの融資、及び住宅を担保とする元本 250 万ドルまでの融資：16%（債権法第 5-501 条、銀行法第 14-a 条）
- ❑ 元本 25 万ドル超 250 万ドルまでの融資（住宅を担保とするものを除く）：25%（債権法第 5-501 条 6 項、刑法 190.40 条）
- ❑ 元本 250 万ドル超の融資：上限なし（債権法第 5-501 条 6 項）

(b) 上限を超過した場合の効果

金利が上限を超えた貸付契約は無効となる（債権法第 5-511 条）。

金利上限を超えて支払われた利息については、借入人は裁判により、これを受け取った者又はその代理人から回復することができる（債権法第 5-513 条）。

2) 免許貸金業者に対する民事法上の上限金利

(a) 上限金利の水準

- ❑ 元本 5 万ドルまでの事業者向け融資：25%（銀行法第 351 条、刑法第 190.40 条）
- ❑ 元本 5 万ドル超の事業者向け融資：16%（銀行法第 353 条、債権法第 5-501 条）
なお、上限規制の対象となる金利には、直接又は間接に貸付人の口座に支払われるすべての金額（amount）が含まれる（銀行法第 14-a 条）。

(b) 上限を超過した場合の効果

免許貸金業者が、上限金利を超えていることを知りながらこれを受け取ったり、保留したり、請求した場合には、金利の全額が没収される。

すでに上限を超えて支払われた利息がある場合、これを支払った者又はその法的代理人は、支払済の利息の2倍の金額を貸金業者から回復することができる（銀行法第351条6項(b)）。

3) 刑法上の上限金利

個人向け貸付の場合と同一であるが、以下に再掲する。

(a) 上限金利の水準

25%（刑法190.40条）

(b) 上限を超過した場合の効果

金利が刑法上の上限を超えていることを知りながら、請求したり受け取ったりした場合、高利罪として重罪に相当し、4年以下の禁固刑又は罰金刑（犯罪による収益の2倍にあたる金額か、5,000ドルのいずれか高いほうを上限とする）の対象となる（刑法第190.40条）。

高利罪（未遂を含む）の前科、組織的な企み、事業の一環として刑法上の上限金利を超える貸付や回収を行った場合には、高利罪として重罪にあたり、15年以下の禁固刑又は罰金刑（犯罪による収益の2倍にあたる金額か、5,000ドルのいずれか高いほうを上限）の対象となる（刑法第190.42条）。

2. 資金移動業者に対する規制

(1) 根拠法

米国では資金移動業者は「送金業者」として、各州の送金業者法 (Money Transmitter Law) に基づいて規制されている。米国 50 州のうち、モンタナ州¹⁰⁷以外の 49 州及びワシントン D.C. で送金業者法等が規定されている¹⁰⁸。

なお、各州で規制が異なるため、統一州法委員会全国会議 (National Conference of Commissioners on Uniform State Laws) は、2000 年に統一マネーサービス法 (UNIFORM MONEY SERVICES ACT : UMSA¹⁰⁹) を制定 (2004 年に改訂) し、全ての州が UMSA を制定するよう勧告を行った。UMSA は、複数の州と地域で採用されている¹¹⁰。

以下では、主にニューヨーク州の例について記載している。

(2) 定義

UMSA では、「マネーサービス」 (money services) を、送金、小切手の現金化、両替としている (UMSA 第 102 条第 13 項)。

「送金」については、支払手段やストアードバリューの販売あるいは発行、又は、金銭あるいは金銭的価値の移転のための受領としている (同第 102 条第 14 項)。

「支払手段」とは、小切手、為替手形、小為替、トラベラーズチェック、その他金銭や金銭的価値の移転・支払のための手段であり、譲渡可能かどうかは問わないとされる。

ただし、クレジットカードバウチャー、信用状、発行者の商品・サービスにより償還が可能な手段は、「支払手段」に含まないとされる (同第 102 条第 16 項)。

州法についてみると、例えば、ニューヨーク州では、ニューヨーク州銀行法 (New York Banking Law) に送金業者についての規定があり (Article 13-B Transmitters of Money)、ライセンスを受けた送金業者でなければ、小切手の販売、発行、送金のための金銭の受領に従事することはできないとされている (ニューヨーク州銀行法 641 条 1 項)。ただし、

¹⁰⁷ モンタナ州 Division of Banking & Financial Institutions のウェブサイトでの記述に基づく。
<https://banking.mt.gov/moneytransmitters>

¹⁰⁸ The National Money Transmitters Association のウェブサイトでの記述に基づく。
<http://www.nmta.us/state-by-state-regulation>

¹⁰⁹ http://www.uniformlaws.org/shared/docs/money%20services/umsa_final04.pdf

¹¹⁰ 統一州法委員会全国会議のウェブサイトでの記述に基づく。
<http://www.uniformlaws.org/LegislativeFactSheet.aspx?title=Money%20Services%20Act>

銀行、信託会社、個人銀行、外国銀行、貯蓄銀行、貯蓄・ローン協会、投資会社、米国銀行協会、FRB、連邦貯蓄銀行、連邦貯蓄・ローン協会、州や連邦信用金庫については、免許は不要である。

(3) 当局の免許審査

ニューヨーク州銀行法では、送金業者の免許申請に伴い、当局は申請者の財務状況や責任能力、財務及び実務経験、人格や全体的な適正調査を行うとされている。適正調査により、申請者の事業が、ニューヨーク州銀行法に従って、また、社会の信頼を得るものとして、誠実かつ公正であり、慎重に効率良く行われるであろうと当局が判断した場合には、文書で申請者を承認するとされている（ニューヨーク州銀行法 642 条）。

(4) 自己資本

UMSA では、免許取得者は、一般に公正妥当と認められた会計原則に従って決められた、最低 25,000 ドルの純資産（net worth）を維持しなければならない（UMSA 第 207 条）としている。

(5) 保証

ニューヨーク州では、免許を取得した送金業者は、免許の保証金として 50 万ドル以上を当局に支払う必要がある。ニューヨークのトラベラーズチェックの販売を行う業者は、別に 75 万ドル以上の保証金を支払う必要がある。いずれも、金額は当局によって決定される。

保証金は、専ら送金及びトラベラーズチェックの購入者や保有者の保護のため、信託管理される財産（trust fund）となる（ニューヨーク州銀行法 643 条）。

(6) 許容される投資（permissible investments）

ニューヨーク州の免許所有者は、常時いずれかの許容投資（permissible investments）を保持する必要がある（ニューヨーク州銀行法 651 条）。

- ① 一般に公正妥当と認められた会計原則に従い計算された市場価格（market value）

を用いて、支払手段の残高とトラベラーズチェックの残額の合計額以上であること。

- ② 一般に公正妥当と認められた会計原則に従い計算された簿価 (net carrying value) を用いて、支払手段の残高とトラベラーズチェックの残額の合計額以上であること。

許容投資 (permissible investments) の種類は、ニューヨーク州銀行法 640 条 9 項に定義されており、1) 現金、2) 商業銀行の預金証書や債券、3) 銀行引受為替手形や期限付き為替手形、4) 質の高い商業手形、5) 連邦・州・地方政府が発行する運用可能な手形や債券、債務証書など、6) 証券取引所や店頭取引市場で取引される運用可能な手形や債券、債務証書、優先株などが含まれる。

(7) その他の主な規制

① 罰則

18 U.S. Code §1960 (Prohibition of unlicensed money transmitting businesses) により、ライセンスを取得せずに送金業を行った場合には、罰則が科される。

② 他業禁止規制等

他業禁止規制は、存在しない。また、送金額に上限は規制されていない。

③ マネー・ローンダリング規制

送金業の免許申請者は、「マネーサービス事業」として、財務省の下部組織である金融犯罪関連機関ネットワーク (Financial Crimes Enforcement Network : FinCEN) に登録済である旨の証拠を提出しなければならない。

3. 前払式支払手段発行者に対する規制

米国では、前払式支払手段（いわゆるプリペイド）発行者に対する規制については、基本的には前述の送金業者に対する規制と同様であると解される。

UMSA においては、前述のように、ストアードバリュー（いわゆる電子マネー）を規制対象としている。また、ニューヨーク州においては、前述のニューヨーク州銀行法において明確にプリペイドについて規定されていないものの、プリペイド業者も規制対象となると考えられる¹¹¹。

¹¹¹ ニューヨーク州金融サービス局へのヒアリングによる。(We would add that the money transmission restrictions have been applied to prepaid cards issuers in the past.)

4. 仮想通貨交換業者に対する規制

米国では、連邦法として仮想通貨交換業者及び仮想通貨を用いたサービス業者に対する利用者保護のための規制は制定されていない一方、州法においては、例えばニューヨーク州金融サービス局は、仮想通貨 (VIRTUAL CURRENCIES) に関する規制 (Title 23. Department of Financial Services, Chapter 1. Regulations of the Superintendent of Financial Services, Part 200. Virtual Currencies) を 2015 年 6 月に制定している¹¹²¹¹³。以下では、この規制及びその他の連邦金融規制当局の対応について説明する。

(1) ニューヨーク州仮想通貨規制

① 定義 (Section 200.2 (P))

仮想通貨は、交換手段又はデジタル形式で金銭的価値が蓄積されたものとして使用される、各種のデジタル情報 (unit) であるとされる。

仮想通貨は、以下のデジタル情報交換を含むものとして、広く解される。

- 1) 中央集中型レポジトリ (repository) がある、又は管理者がいる
- 2) 分散かつ非中央集中型レポジトリがある、又は管理者がいる
- 3) コンピューターや製造で作成又は取得できる

ただし、以下は含まれない。

- 1) 以下の(a)から(d)のデジタル情報
 - (a) オンラインゲームプラットフォームでのみで使用される。
 - (b) ゲームプラットフォームの外部にマーケット又はアプリケーションがない。
 - (c) 法定通貨又は仮想通貨に換金、引換できない。
 - (d) 実在の商品、サービス、ディスカウント、又は購入のために換金できる場合とできない場合がある。
- 2) 発行者や指定された業者の顧客の提携プログラム又は報酬プログラムの一部として商品、サービス、ディスカウント、又は購入のために換金できるが、法定通貨や仮想通貨に換金、引換できないデジタル情報
- 3) プリペイドカードの一部として使用されるデジタル情報

¹¹² <http://www.dfs.ny.gov/legal/regulations/adoptions/dfsp200t.pdf>

¹¹³ 他に、カリフォルニア州、コネティカット州においても仮想通貨に関する規制は存在する。
Congressional Research Service, Bitcoin: Questions, Answers, and Analysis of Legal Issues, p.14
<https://fas.org/sgp/crs/misc/R43339.pdf>

② 仮想通貨業者の業務範囲 (Section 200.2 (q))

仮想通貨業とは、ニューヨーク州又は同州の居住者に関わる、以下の業務のいずれかを行うことである。

- 1) 送金のための仮想通貨の受取又は送金。ただし、非金融目的の取引及び仮想通貨の額面価額以上での送金は除かれる。
- 2) 他人のために仮想通貨の保管、維持、管理。
- 3) 顧客に対するビジネスとしての仮想通貨の購入及び販売。
- 4) 顧客に対するビジネスとしての交換。
- 5) 仮想通貨の管理、発行。

ソフトウェアの開発及び販売それ自体は、仮想通貨の業務を構成するものではない。

③ 免許 (Section 200.3)

仮想通貨業については、免許制が導入されている。すなわち、いかなる者も、州金融サービス監督官から取得した免許がなければ、仮想通貨の業務に従事してはならないとされる。ただし、免許取得者はニューヨーク州銀行法で規定されている、信託権限 (fiduciary powers) を行使することは認められていない。

また、免許取得者は、代理人が免許取得者でない場合、代理人を通じて、仮想通貨業を行うことができない。

ただし、以下の者は、免許の取得を免除される。

- 1) ニューヨーク州銀行法に基づいて銀行等の免許を取得し、かつ仮想通貨事業に従事することに関して当局から承認されている者
- 2) 商品又はサービスの購入又は売却、又は投資目的のみのために、仮想通貨を利用する業者及び消費者

④ コンプライアンス (Section 200.7)

一般に、免許取得者は適用されるすべての連邦法及び州法、規則、規制を順守する必要がある。

免許所有者は、コンプライアンスをまとめて監視する責任を負う適格者をコンプライアンスオフィサーに指名する。

免許所有者は、取締役会又はそれに準ずる組織によって検討及び承認された不正、反マネー・ローンダリング、サイバーセキュリティ、プライバシー及び情報セキュリティなどに関するコンプライアンス方針を文書で保持し、実施しなければならない。

⑤ 最低資本金 (Section 200.8)

免許所有者は自らに適用される特定のリスク評価に基づき、財務の健全性及び継続中の事業を保証するために十分であると当局が決定した金額及び形式で最低資本金を常時保持しなければならない。すなわち、事業者毎に当局が最低資本金を設定する。当局は下記の様々な要因（ただし、以下に限定されない）を基に最低資本金を決定する。

- 1) 免許所有者の総資産の構成内容（資産の状態、規模、流動性、リスクエクスポージャー及び価格の変動性）
- 2) 免許所有者の総負債の構成内容（負債の種類と返済時期）
- 3) 免許所有者の仮想通貨事業活動の実際の売買高及び予測される売買高
- 4) 免許所有者が、ニューヨーク州の法律（金融サービス法、銀行法、保険法）の下、当局により免許を既に取得、規制されている、あるいは金融商品やサービスの提供者としてそれらの法律の規制対象になっており、かつ優良な資産状態である
- 5) 免許所有者が採用したレバレッジの金額
- 6) 免許所有者の流動性ポジション
- 7) 免許所有者が、顧客の信託勘定や保証金を通じて顧客に提供する金銭的保護
- 8) 免許所有者がサービスを提供する事業者の種類
- 9) 免許所有者が提供する商品やサービスの内容

免許所有者は、上記に従い維持することが要求される最低資本金について、当局が許容可能な割合で、現金、仮想通貨、又は高品質で流動性が高い投資適格資産の形で保持しなければならない。

⑥ 顧客の資産の管理及び保護 (Section 200.9)

免許所有者は自らの顧客の利益のために、当局が許容する形式かつ金額の保証金、又は信託勘定を保持しなければならない。

免許所有者が他者のために仮想通貨を保管、維持、管理する場合、同一形式で同額の仮想通貨を保持しなければならない。

免許所有者は、他者のために保管、維持、管理している仮想通貨を含む資産の売却、譲渡、融資、担保、保証、利用等を、当該他者の指示によって仮想通貨を含む資産の売却、譲渡を行う場合を除き、禁止される。

⑦ 帳簿及び記録 (Section 200.12)

免許所有者は仮想通貨の事業活動に関連した全ての帳簿と記録を作成し、原本で最

低 7 年間保管する。

免許所有者は当局から要請があれば、帳簿や記録、資料、その他の情報を提出しなければならない。

放棄財産法 (Abandoned Property Law) の下、仮想通貨が放棄された財産遺棄物と見みなされた場合、未完了、未処理、又は休眠している仮想通貨口座や取引の記録を最低 5 年間保管しなければならない。

⑧ 検査 (Section 200.13)

当局が、検査が必要又は妥当であると判断した場合 (少なくとも 2 年に 1 回以上の頻度)、免許所有者は、当局の検査を受け入れ、協力しなければならない。

免許所有者は当局が帳簿、記録、口座、資料及びその他の情報の全てを検査することをいつでも受け入れ、協力しなければならない。

免許所有者は当局が法律や規則、規制に対する違反行為を判断する特別調査を行うことを受け入れ、協力する。当局が必要な範囲で関係する帳簿、記録、口座、資料、その他の情報全てを検査することをいつでも受け入れ、協力しなければならない。

当局が免許所有者の財務状態や、安全かつ健全な業務を行っているか、あるいは、法律、規則、規制の要件を順守しているかを判定する目的で、免許所有者の関係者の検査が必要又は妥当であると判断した場合、免許所有者は、当局の検査を受け入れ、協力しなければならない。

⑨ 報告及び財務情報の開示 (Section 200.14)

免許所有者は会計四半期終了後 45 日以内に、当局が規定する情報を含む四半期財務諸表を提出しなければならない。

免許所有者は内部統制構造の効果に関し、独立した公認会計士の見解及び認証とともに、監査済みの年次財務諸表を提出しなければならない。

⑩ マネー・ローンダリング対策プログラム (Section 200.15)

- 1) この法律で参照されている米ドルでのすべての金額は、法定通貨で仮想通貨の価値を決定する方法を用いて計算されなければならない。
- 2) 免許所有者は最初に、リスク評価を実施し、それに基づいてマネー・ローンダリング対策プログラムを設置、維持、実施する。毎年、又はリスクの変化とともにより頻繁に追加でリスク評価を行い、リスクの変化に適切に対応するようマネー・ローンダリング対策プログラムを修正する。

- 3) マネー・ローンダリング対策プログラムは、少なくとも以下を盛り込まなければならない。
- i. すべての適用可能なマネー・ローンダリング防止法、規則、規制の継続的な順守を保証するように設計された内部統制、方針、及び手順のシステムを提供する。
 - ii. 免許所有者の有資格社員又は適格な外部者が実施するマネー・ローンダリング対策プログラムの順守と有効性のための独立したテストを提供する。ただし、免許所有者の有資格社員は、マネー・ローンダリング対策プログラムの設計、設置、維持、又はその運営を指導する方針及び手順につき責任を負わない者である。少なくとも年1回、その結果を要約した報告書を監督者に提出する。
 - iii. マネー・ローンダリング対策プログラムの調整及び日常的な順守を監視するコンプライアンスオフィサーを一人あるいは複数人指名する。
 - iv. 適切な要員に対して、マネー・ローンダリング対策の必要性についての十分な理解を確実にするとともに、報告される必要がある取引を特定し、本条に従って保管する必要がある記録を維持できるよう、継続的な訓練を提供する。
- 4) マネー・ローンダリング対策プログラムは、免許所有者の取締役会又はそれに準ずる機関によって審査及び承認された書面による対策方針を含むものとする。
- 5) 免許所有者はマネー・ローンダリング対策プログラムの一環として、(1)仮想通貨取引の記録、(2)取引の報告、(3)疑わしい取引の監視、に関する記録を保管し、報告する義務がある。
- 6) 免許所有者は、本パートに基づく報告義務を潜脱する目的で取引を構築し、又はそれを支援してはならない。
- 7) 顧客や取引先の身元が曖昧、又は隠されている場合、免許所有者はそれを認識しつつ仮想通貨の送金を行ってはならない。
- 8) 免許所有者はマネー・ローンダリング対策プログラムの一環として、顧客の本人確認プログラムを維持する。
- 9) 免許所有者は、財務省の外国資産管理局（Office of Foreign Assets Control: OFAC）規制の順守を確実にするためのリスクに基づいた方針、手続及び実務を行う。
- 10) 免許所有者は、連邦法、州法、規則、規制に違反する許容されない取引を阻止、又は拒否するために、適切な方針及び手続きを備えなければならない。
- 11) 免許所有者によって指名された者が、マネー・ローンダリング対策プログラムの日常的な運営責任を負う。

⑪ 消費者の保護 (Section 200.19)

その他、消費者の保護に関する以下の規定がある。

- 1) 重要なリスクの開示：免許所有者は顧客との関係確立の一環として、最初の取引を行う前に英語及び顧客の主要言語を使用し、明確かつ判読できる書面により、商品、サービス、取引、仮想通貨一般に関連したリスクの開示を行わなければならない。
- 2) 約款の開示：免許所有者は新規顧客が口座を開設し、最初の取引を行う前に英語及び顧客の主要言語を使用し、明確かつ判読できる書面により、商品、サービス、取引、仮想通貨一般に関連した全契約条件を開示しなければならない。
- 3) 取引条件の開示：仮想通貨での各取引に先立ち、免許所有者は、顧客のために取引を行う前に英語及び顧客の主要言語を使用し、明確かつ判読できる書面により取引条件を開示しなければならない。

(2) 当局の対応

① 財務省

財務省の FinCEN は、2013年3月に仮想通貨の発行・入手・販売・交換・受領又は送付を行う利用者、管理者又は交換所に対してマネー・ローンダリング規制等を含む銀行秘密法を適用するとしている¹¹⁴。

② CFTC

2015年9月に CFTC は、ビットコインその他の仮想通貨は、商品取引法の適用対象となるコモディティであると認定している¹¹⁵。

¹¹⁴ <https://www.fincen.gov/news/news-releases/fincen-issues-guidance-virtual-currencies-and-regulatory-responsibilities>

¹¹⁵ <http://www.cftc.gov/PressRoom/PressReleases/pr7231-15>

5. 販売勧誘ルール

証券の勧誘・販売に関しては、1933年証券法（Securities Act of 1933, 15 USC 77a et. seq.）に基づき、投資家への情報開示規制や不正取引の禁止規制が行われている。

（1）規制の対象者

証券法では、直接又は間接に、州際通商の手段又は郵便によって有価証券の販売や配送を行おうとする者が規制の対象者となる（15 USC 77e(a)）。

以下の取引は、有価証券の登録義務や情報開示規制の対象からは除外される（15 USC 77d）。ただし、不正取引の禁止については、除外対象にはならない。

- ① 発行者、引受人（underwriter）、ディーラー（dealer）以外の者による取引
- ② 公募を行わない発行者による取引
- ③ ディーラーによる取引（公募開始時の取引等は除く）
- ④ 顧客注文に基づいて行われるブローカーによる取引（勧誘によらないもの）
- ⑤ 適格投資家（accredited investor）のみを対象として募集又は販売が行われ、発行規模が小さい証券の取引（発行規模の基準については、SECが規則によって定める）
- ⑥ 発行者による有価証券の募集又は販売取引で、以下に該当するもの
 - 1) 12ヶ月間の販売総額が100万ドル以下
 - 2) 1投資家への12ヶ月間の販売総額が、以下の基準を超えていないこと
 - (a) 2,000ドル、又は当該投資家の年収若しくは純資産の5%のうちいずれか大きいほう（投資家の年収若しくは純資産が10万ドル以下の場合）
 - (b) 当該投資家の年収又は純資産の10%、かつ最大でも10万ドルを超えないこと（投資家の年収又は純資産が10万ドル超の場合）
 - 3) 所定の条件を満たしているブローカー、又は資金調達ポータルを通じて行われる取引であること。
 - 4) 発行者が所定の条件を満たしていること。
- ⑦ 適格投資家向けの売出

(2) 対象商品・サービス

証券法による規制の対象となる「証券 (security)」は、一般に『証券』として知られるあらゆる権利又は手段、ないしこれらの権利や参加権等の証書として、金融派生商品等も含む幅広い定義がなされている (15 USC 77b(a)(1))。

(3) 規制の内容

証券法には、有価証券の登録義務 (15 USC 77f)、情報開示義務 (15 USC 77j)、不正な州際取引の禁止 (15 USC 77q) などについての規定が置かれている。

① 誠実・公正義務

法令上、誠実・公正義務に関する明示的な規定はない。

② 顧客への情報提供義務

証券の募集・販売を行おうとする者が、勧誘に際して示す投資目論見書 (prospectus) は、法令による要件を満たすものでなければならない (15 USC 77e(b), 77j)。

投資目論見書には、証券の登録届出書 (registration statement) に記載されている内容を含めなければならない (15 USC 77j(a))。登録届出書で要求される情報については、15 USC 77aa の付属規定 A (Schedule A) にて規定されている。

③ 手数料開示規制

上記②の投資目論見書に含めなければならない情報には、発行者が支払う手数料は含まれているが、投資家が支払う手数料は含まれていない。

④ 適合性原則

適合性原則について法令による規定はなく、自主規制機関 (金融取引業規制機構、Financial Industry Regulatory Authority, FINRA) の自主規制によっている。

⑤ 不招請勧誘規制

証券の募集・販売に特化した不招請勧誘規制はない。商取引一般を対象としたもの

としては、電話消費者保護法（Telephone Consumer Protection Act）による電話、ファクシミリによる広告・勧誘の規制があり、証券の募集・販売にも適用される。

⑥ 目論見書類（広告を含む）の規制

証券の募集・販売のための広告に記載してよい内容については、SEC が規則によって規定している（17 CFR 230.164(a),230.433）。

また、以下については広告に記載しなければならない（17 CFR 230.433(c)2）。

- 証券の登録証書が発効していない場合、その旨についての注意書き。
- 投資目論見の請求先

6. 外国銀行への規制

(1) 外銀支店に対する流動性規制・監督の状況

① 流動性規制の導入状況

OCC、FRB、FDIC は共同で、バーゼルⅢに沿った流動性カバレッジ比率（Liquidity Coverage Ration）規制の導入に向けた規則を策定し、2017年1月から完全実施している¹¹⁶。

② 外国銀行支店への適用状況

規則では、規則の適用対象となる金融機関は以下のとおりである。

- 1) 連結総資産が 2,500 億ドル以上の銀行
- 2) バランスシート上の海外エクスポージャーが 100 億ドル以上の銀行
- 3) 上記 1)又は 2)の条件に該当する会社の子会社であって、連結総資産が 100 億ドル以上の預金取扱金融機関

ただし、OCC は、外国銀行の連邦支店及び代理店を同規則の適用対象から除外している¹¹⁷。

(2) 破綻時の預金者保護のための規制・監督の状況

OCC は、規則に基づき、連邦支店又は代理店を設置している外国銀行に対して、一定の資産をこれらの支店や代理店が置かれている州内に保有するよう要求することができる（12 CFR 28.20）。

要求される資産の額は、当該連邦支店又は代理店が支払う、又はこれらを通じて支払われる負債の総額を考慮して個別に決定される。連邦支店又は代理店は、要求された資産を以下のいずれかの形で保有しなければならない。

- 現金
- 債券
- 手形
- その他の負債証券(ローン・パーティシペーションを含む)

¹¹⁶ Federal Register / Vol. 79, No. 197 / Friday, October 10, 2014 / Rules and Regulations
<https://www.occ.gov/news-issuances/federal-register/79fr61440.pdf>

¹¹⁷ 前掲資料脚注 17

- その他の米国内で支払われる、あるいは米国内にある資金によって支払われる債権
- 米国内の資金に自由に転換できる資金（OCCの認可が必要）

（３）大規模な外国銀行グループに対する監督上の要件の加重

ドッド・フランク法により FRB は、監督対象のノンバンク金融会社及び大規模な銀行持株会社に対して、他の金融機関よりも厳格な健全性基準を適用することが要求されている（12 USC 5365(a)(2)）¹¹⁸。

このため、FRB は規則 YY（Regulation YY, 12 CFR Part 252）を策定して対象金融機関に適用される健全性基準の強化を行い、その一環として流動性要件についての基準を設けた。

さらに、国内金融機関と国外金融機関との競争条件の平等性を確保するため、一定以上の規模を持つ外国銀行グループに対しても当該規制を適用することとし、2014年2月に最終規則が公表された。

① 規制対象

規則 YY による外国銀行グループに対する流動性規制は、2段階に分かれている。

- 1) 連結総資産が 500 億ドル以上、かつ米国内での営業活動による資産合計が 500 億ドル未満の外国銀行組織（12CFR252.145）
- 2) 連結総資産が 500 億ドル以上、かつ米国内での営業活動による資産合計が 500 億ドル以上の外国銀行組織（12CFR252.156,157）

外国銀行組織（Foreign Banking Organization）とは、以下のものを指す（12 CFR 252.2(j)）。

- 1) (a)～(c)のいずれかの条件に合致する外国銀行（外国法に基づいて設立され、米国外で直接に銀行業務を行っている組織を指す。（12 CFR 211.21(n)）
 - (a) 米国内で支店、代理店、又は商業貸付会社子会社（commercial lending company subsidiary）の営業を行っている。
 - (b) 米国内の銀行を支配している。
 - (c) 1987年3月5日以降に取得したエッジ法会社¹¹⁹を支配している。
- 2) 1)に該当する外国銀行を子会社とする会社

¹¹⁸ アメリカⅢ 1（1）⑤監督上の要件の加重を参照のこと。

¹¹⁹ 1919年エッジ法（Edge Act）に基づき、連邦政府の免許を受けて国際金融業務を行う金融会社。

② 流動性要件

1) 連結総資産が 500 億ドル以上、かつ米国内での営業活動による資産合計が 500 億ドル未満の外国銀行組織

2016 年 7 月 1 日以後、年に 1 度、連結ベース、あるいは米国内での営業活動についての内部的な流動性ストレステストを実施し、その結果を FRB に報告することが要求されている (12 CFR 252.145)。

2) 連結総資産が 500 億ドル以上、かつ米国内での営業活動による資産合計が 500 億ドル以上の外国銀行組織

2016 年 7 月 1 日以後、流動性リスク管理に関連して、以下の要件が課されている (12 CFR 252.156)。

□ 米国リスク委員会¹²⁰に対する要件

- ・ 最低でも年に 1 度、米国内での営業活動全体と関連する流動性リスク許容度について評価を実施し、承認すること。
- ・ 米国における営業活動が、策定した流動性リスク許容度に沿って行われているか、また、米国の営業活動に関する流動性リスク許容度が、グループ全体の流動性リスク許容度と一貫しているか否かについて、少なくとも半年に 1 度、評価を実施すること。
- ・ 緊急時の資金調達計画について、少なくとも年に 1 度は承認を行うとともに、当該計画に変更を加える際には変更事項について承認すること。
- ・ 少なくとも 1 年に 1 度、米国における主要な業務ラインや商品が予想外の流動性リスクを引き起こしていないか、確認を行う。

□ 米国リスク管理担当主席役員 (U.S. chief risk officer) に対する要件

- ・ 米国での営業活動に関連して、経営陣(リスク管理のオペレーションの senior management)の策定した流動性リスク管理に係る戦略、方針、手続きのレビューを行うこと。
- ・ 米国における営業活動が、策定した流動性リスク許容度に沿って行われているか否かを判断するためのレビューを行い、定期的に (少なくとも半年に 1 度) 米国リスク委員会及びグループ全体のリスク委員会に報告し、報告を実施するための体制を確立すること。
- ・ 新商品や新規業務に関連して、流動性コストと便益、及びこれらの商品や業務が米国における営業活動に及ぼしうるリスクについて評価を行ったうえで、これらの商品や業務の導入を承認すること。

¹²⁰ 米国内での資産合計が 500 億ドル以上の外国銀行組織に対しては、米国リスク委員会の設置、及びこれに関連する要件が定められている (12 CFR 252.155)。

- ・ キャッシュフロー予測、流動性ストレステストの手法と結果、流動性バッファの大きさや構成内容を、少なくとも四半期に1度（市場の変化等に応じ）レビューし確認すること。
- ・ 流動性リスク限度を設けること。
- ・ ③のストレス・テストの実施手続き等の承認。

□ 経営から独立したレビュー機能を設け、定期的に流動性リスク管理の適切性等についてのレビューを実施すること。

□ キャッシュフロー予測

- ・ 短期的なキャッシュフロー予測は日次で、長期的なキャッシュフロー予測は少なくとも月次で更新する必要がある。

□ 緊急資金調達計画

- ・ 米国での営業活動について、流動性ストレスイベントが発生した場合の流動性ニーズに対応するための資金調達計画を策定すること。
- ・ 当該計画は少なくとも年に1度は見直しを行う必要がある。また、市場の状況が変化したり特異な状況が発生した際には、これに対応することが必要である。

□ 流動性リスク限度

- ・ 流動性リスクの源泉を監視し、米国での営業活動に関して流動性リスク限度（資金調達源の集中度、期日ごとの負債金額、流動性ストレスイベント期間中に資金が必要となりうる簿外エクスポージャーその他のエクスポージャーに関する限度を含む）を設定すること。

□ 流動性リスクの監視

- ・ 担保としうる資産をモニターするための方針及び手続きを策定し、実施すること。
- ・ 米国での営業活動に関し、各法人、通貨、業務ライン内部の流動性リスク、及び法人、通貨、業務ラインを横断しての流動性リスクを管理し、コントロールするための手続きを策定し、実施すること。
なお、法人間で流動性の移転を行う際の法的な、及び規制上の制約を勘案しなければならない。
- ・ 日中の流動性エクスポージャーを監視するための手続きを策定、実施すること。

③ 流動性ストレステストと流動性バッファ

連結総資産が500億ドル以上、かつ米国内での営業活動による資産合計が500億ド

ル以上の外国銀行組織に対しては、2016年7月1日以後、定期的な流動性ストレステストの実施と、それに基づく流動性バッファの保持が求められる。

1) 流動性ストレステスト

基準以上の資産規模を持つ外国銀行組織は、流動性ストレスシナリオがキャッシュフロー、流動性ポジション、収益性、支払能力に及ぼしうる影響を評価するために、少なくとも月次で、ストレステストを実施しなければならない（12 CFR 252.157(a)）。

ストレステストは、以下のレベルでそれぞれ実施することが必要である。

- 米国での営業活動合計
- 米国内の支店及び代理店（合算ベース）
- 米国中間持株会社¹²¹

2) 流動性バッファ

基準以上の資産規模を持つ外国銀行組織は、米国中間持株会社、及び米国内の支店及び代理店については、それぞれ、所定の手法により算出される流動性バッファを保持することが義務付けられる。

流動性バッファとして保有できる資産は、現金、財務省証券などの流動性が高く、担保等に供されていないものに限られる。また、これらの資産は米国内の口座において保持していなければならない（12 CFR 252.157(c)）。

3) 母国規制当局のストレステストの結果等の報告

基準以上の資産規模を持つ外国銀行組織は、母国の規制当局に求められるストレステストの結果と流動性バッファについて、FRBが適時に利用できるようにしなければならない（12 CFR 252.157(b)）。

流動性バッファとして保有できる資産は、現金、財務省証券などの流動性が高く、担保等に供されていないものに限られる。また、これらの資産は米国内の口座において保持していなければならない（12 CFR 252.157(c)）。

¹²¹ 米国内の直接子会社の連結資産額（U.S. non-branch Assets、米国支店及び代理店の資産は含まれない）が500億ドル超の外国銀行組織は、米国内に中間持株会社を設置することが義務付けられている。米国中間持株会社は、2017年10月以後、ストレステストの実施が求められる（12 CFR 252.153、Federal Register / Vol.79, No.59 / Thursday, March 27, 2014 / p.17278）。

7. 保険会社に係る組織形態及び各種法制度の概要

(1) 形態の有無（相互会社¹²²、共済¹²³等）

保険業務の監督については、基本的には各州の州法による規制を受けることになっている（アメリカⅡ 1（3）保険会社を参照のこと）。

全米においては、株式会社のほか、相互会社及びフラターナル組合（共済組合）をはじめとした共済類似の形態が存在する。共済類似の形態としては、他にレシプロカル保険者、慈善年金組合、複数雇用主福利厚生制度及びリスク保有団体等がある。

以下、ニューヨーク州の規制について述べる。なお、ニューヨーク州では、州内保険会社は株式会社・相互会社を問わず、保険法と抵触しない限度でニューヨーク州事業会社法（Business Corporation Law）が適用される（ISC108条(b)）。

① 相互会社

ニューヨーク州では保険事業を営む主体の法的形態について特に制限は設けられておらず、相互会社の設立が可能である。

相互会社（mutual）では、すべての保険契約者が社員となり（ISC1211条(a)）、社員総会での議決権や剰余金、残余財産分配の権利を有することができる。

なお、この相互会社に類似するものとして、損害保険協同会社（Co-operative Property/casualty Insurance Companies）という形態が存在する（ISC6601条以下）。これは相互会社と比べて小規模な、前払保険料方式又は賦課方式による損害保険会社であり、取扱い保険の種類も限定されている（ISC6604条、6605条）。

② 共済

共済類似の形態の主なものはフラターナル組合及びレシプロカル保険者である。

1) フラターナル組合（Fraternal Benefit Society、共済組合）

フラターナル組合とは、民族、宗教、職業等何らかの共通点を持つ人々の集団であり、構成員にロッジ（lodge）という社交の場を提供するとともに、友愛感に基づ

¹²² 日本における相互会社とは、社員に対する保険の引き受けを行う会社である。

¹²³ 日本における共済とは、一般に「一定の地域又は職域でつながる者が団体を構成し、将来発生するおそれのある一定の偶然の災害や不幸に対して共同の基金を形成し、これら災害や不幸の発生に際し一定の給付を行なうことを約する制度」をいい、通常、メンバー間の相互扶助を目的とした協同組合組織の形態をとる。財団法人損害保険事業総合研究所研究部「主要国における共済制度の現状と方向性について」（2004年9月）P.1。

く相互扶助を行うものである¹²⁴。取り扱うことができる保険は、通常、生命保険分野に限られている。

ニューヨーク州をはじめとした大部分の州は、American Fraternal Alliance (AFA)¹²⁵のモデル法に基づく規定を設けている。

ニューヨーク州保険法では、「資本金を持つことなく (without capital stock) 設立された組合 (society)、結社 (order)、最高ロッジ (supreme lodge) であって、専らその構成員の利益のために形成され、組織され、活動し、営利を目的とせず (not for profit)、儀式的形態を持ったロッジ・システムにより運営され、代議員統治形態をとり、保険金給付又は年金の支払い若しくはその両方をおこなう義務を負うもの」と定義されており (ISC4501 条(a))、同州において保険事業を営むためには免許が必要である (同 4525 条(c)、1102 条(a))。

同組合は、生命保険給付、災害死亡給付、疾病給付、年金給付、完全永久就業不能給付、記念碑又は墓標出費給付、入院費・手術・医療費給付、就業不能保険給付、長期医療介護給付などを扱うことができるが、団体保険によることはできない (ISC4505 条(a))。

2) レシプロカル保険者 (Reciprocal Insurer)

レシプロカル保険者とは、加入者 (subscriber) が相互に他の加入者の危険を引き受ける保険者となる保険制度であり、法人格を有しない点で相互会社と異なっている。取り扱うことができる保険は、通常、損害保険に限られている。

ニューヨーク州保険法では、人の集合体、団体、法人又はニューヨーク州の郡、町、市、村、(地方財政法 2.00 章 3 節に定める) 地区法人、又は学区及び協同教育サービス委員会で、同法 61 条で「加入者 (subscriber)」と呼ばれ、レシプロカル方式に基づく保険交換業務 (保険交換又は保険契約の取引) に共同の名義で従事する者、と定義されており (ISC107 条(a)(37))、同州において保険事業を営むためには免許を必要とする (同 6105 条(a))。

個人 (25 人以上)、団体及び法人の場合は、ISC4101 条(a)に規定する 1 若しくは複数の基本保険種目を引き受けることができ、ニューヨーク州の郡、町、市、村、地区法人、学区及び協同教育サービス委員会の場合は、同 4101 条(a)に規定する 1 若しくは複数の基本保険種目のうち、労働者補償、使用者賠償責任、身元保証及び保証、信用、海上及びインランド・マリーン保険 (海上及びインランド・マリーンで特定されたインランド・マリーン保険を除く) 以外の保険を引き受けることができる (ISC6102 条(a))。

¹²⁴ 財団法人損害保険事業総合研究所研究部「主要国における共済制度の現状と方向性について」(2004年9月) P.9。

¹²⁵ 2011年に National Fraternal Congress of America (NFCA) から改称。

(2) 社員総会制度の概要（例：ニューヨーク州）

州内保険相互会社については株式会社と異なり、ニューヨーク州保険法及び事業会社法上、社員総会の年次開催は直接的には要求されていない。事業及び業務の管理処理は取締役会に委任され、取締役会については少なくとも年 4 回の定例会議の開催が義務付けられている（ISC1209 条）。もっとも、取締役の選任は社員年次総会で行われることとされており（ISC1209 条）、取締役は 2 年毎に全員を改選するか、3 組に分け毎年 1 組ずつ改選するものとされているため（同 4210 条(a)(2)）、後者を選択した会社は社員年次総会を開催する必要がある。社員総会の定足数の定めはない。

社員は取締役の選任のほか、合併の承認、組織変更の承認などについて議決権を有する。議決権数は 1 人 1 議決権が原則であるが、州金融サービス監督官の承認を得て定款又は付属定款に規定を置くことで、保険金額、契約件数等により議決権を配分することもできる（ISC1211 条(a)、4116 条）。ただし、州内生命保険相互会社の取締役の選任については 1 人 1 議決権の例外は認められていない（ISC4210 条(b)(3)）。

(3) 商品認可制度の概要

アメリカの商品認可制度は、約款及び料率に対する規制をその内容としている。

約款の規制には、州制定、事前認可（prior approval）、届出後使用（File and use）、使用後届出（Use and file）、届出のみ、届出不要の各方法がある。料率の規制には、上記に加えて幅認可（Flex-rating）、情報届出の方法があるとされている。

以下、ニューヨーク州の規制について述べる。

① 約款規制

生命保険（ISC1113 条(a)(1)）、年金（同(2)）、傷害・健康保険（同(3)）、失業信用保険（同(24)）については、保険証券様式（保険証書、契約書、証書又は保険の証拠及びその申込書、不可特約書又はその裏書）の州金融サービス監督官による事前認可が必要とされている（ISC3201 条(b)(1)）。

監督官は、保険証券様式に保険契約者等を誤導させるような規定や、不当・不公正、不衡平な規定が含まれていないか等について審査し（ISC3201 条(c)）、届出後合理的な期間内に、承認又は不承認の通知をしなければならない（同(d)）。ただし保険者が、必要な料率を含む申込保険証券様式、補助資料、証明書などを添付した証券様式迅速承認申請書（an expedited policy form approval application）の届出を選択した場合、届出受領後 90 日以内に監督官の応答がなければその届出は承認されたものとみなされる（ISC3201 条(b)(6)(A)）。

約款の内容について、個人向け保険の約款については NAIC の約款簡明化モデル規則に基づいた約款簡明化基準が設けられており、明確で一貫した態様での記載、一般的・日常的用語の使用や使用文字ポイント数など、読み易さのための要件を満たす必要がある (ISC3102 条)。

また、火災保険については州の標準保険約款が定められている (ISC3404 条) ほか、個人生命保険 (ISC3203 条)、団体生命保険 (3220 条)、個人年金 (3219 条)、団体年金 (3223 条)、個人傷害・健康保険 (3216 条)、団体傷害・健康保険 (3221 条)、自動車保険 (3411 条) 及び対人・対物賠償責任保険 (3420 条) 等についてはそれぞれ標準条項が定められており、約款に盛り込むことが義務付けられている。

② 料率規制

生命保険及び年金については、料率や認可制度を直接的に定める規定は存在しない。ただし、料率等に基づき算出される責任準備金規制 (ISC1304 条) や、事業費総額の制限 (ISC4228 条) 等により、間接的な規制が設けられている。

損害保険¹²⁶の料率については、高すぎず、低すぎず、不当に差別的でなく、競争を阻害せず、又は保険者の支払能力を損なわないものでなければならないとされている (ISC2303 条)。各保険の規制については概ね次の通り。

- ❑ 労災保険、自動車保険、権原保険、医療過誤損害賠償責任保険、モーゲージ補償保険、信用財産保険及び共同保険等：料率、料率算定方式、料率規則及び料率表についての事前認可 (prior approval) (ISC2305 条(b))。ただし、一定の自動車保険については、変更後の料率が直前に認可された料率より高くない場合には、認可不要 (ISC2328 条)。また、個人自動車保険については、幅認可となっている (ニューヨーク州保険局規則 153 番(11 NYCRR 163))。
- ❑ 信用保険又は失業信用保険：保険証券及び保険料率の事前認可 (ISC3201 条(b)(4)(A))。
- ❑ 傷害・健康保険：料率、規則及び料率マニュアルの州金融サービス監督官への届出後使用 (ISC3216 条(b))。
- ❑ 海上保険、船主責任保険、賦課方式の火災保険協同会社が引き受ける保険及びサービス契約補償保険：事前認可不要 (ISC2302 条(a))。
- ❑ その他の損害保険：おおむね事前認可不要 (ISC2305 条(a))。例外的に州金融サービス監督官の命令により、料率の事前認可をはじめとした料率規制を受ける場合がある (ISC2308 条)。また、2017 年 7 月 1 日以降は、ISC2305 条(a) に規定される事前認可不要の保険についても、事前認可が必要となる (ISC2305

¹²⁶ 海上保険、船主責任保険、賦課方式の火災保険協同会社が引き受ける保険及びサービス契約補償保険を除く (ISC2302 条(a))。

条(f)。

(4) 生損保兼業の可否 (例：ニューヨーク州)

① 本体

ニューヨーク州では、生命保険会社は、生命保険 (ISC1113 条(a)(1))、年金 (同(2)) のほか、傷害・健康保険 (同(3))、リーガルサービス保険 (同(29))、給与保証保険 (同(31)) 以外の保険種目を営むことができないとされており (ISC4205 条)、これら以外の損害保険種目との兼業は原則として禁止されている。

損害保険会社については、免許付与の保険種目から生命保険及び年金が除外されており (ISC4101 条、4102 条)、生命保険種目との兼業は認められていない。

また、他州保険者、外国保険者、外国保険者合衆国支店¹²⁷については、追加的免許要件として、次の通り 本州以外で営む業務との関係での規制が設けられている (ISC1106 条)。

- ❑ 本法の規定により今後免許を付与される州内保険者が許可されない保険事業種目又はその組合せについては、他州保険者、外国保険者についてもニューヨーク州において営む免許を付与してはならない (ISC1106 条(c)前段、(d)前段)。
- ❑ 他州保険者、外国保険者合衆国支店で、今後設立される類似の州内保険者がニューヨーク州において営むことを許可されない保険事業種目又はその組合せをニューヨーク州外において営む者は、監督官が州民の最良の利益に反しないと判断しない限り、ニューヨーク州において保険事業を営むことを認可されてはならず、認可を継続してはならない (ISC1106 条(f))。

再保険について、州内保険株式会社、州内保険相互会社等は、ニューヨーク州において営業免許を付与されている、又はその免許の文言により再保険を認可されている保険事業種目に限って再保険できるとされており (ISC1114 条(a))、原則として元受保険と同様の兼業規制を受けることになる。また、他州保険株式・相互会社、外国保険株式・相互会社は、ニューヨーク州において営業免許を付与されている保険事業種目に限って再保険できるとされており (ISC1114 条(b))、元受保険と同様の兼業規制を受けることになる。

ただし、生命保険、年金又は傷害・健康保険の事業を営むことを認可された保険者は、航空機の製造、所有若しくは運行から生じた、又はそれらに関連若しくは付随した、ISC1113 条(a)に規定する一切の危険を再保険することができる (ISC1114 条(d))。

¹²⁷ 「合衆国支店」とは、文脈に応じ、①外国保険者合衆国内で事業を営む事業単位、②外国保険者とその事業に関し合衆国内に有する資産及び負債若しくは事業、③資産及び負債に関する管理権、又はこれら①～③の組合せをいう (ISC107 条(a)(44))。

② 子会社・持株会社

保険法上、子会社・持株会社の業務は制限されておらず、これらを通じた生損保兼営が可能である。

8. FinTech に関する施策及び規制状況等

(1) 政府・中央銀行の施策（法的対応を含む）

① 規制状況

米国では、連邦レベルと州レベルともに多くの異なる規制当局が FinTech に対する規制を行っており、複雑である。

例えば、FinTech 企業がオンラインマーケットプレイス融資（online marketplace lending）を行う場合、銀行と提携するのが一般的である。このため、FinTech 企業は、銀行を対象とした連邦規制の適用を受ける。FinTech 企業がオンラインマーケットプレイス融資を行うに当たっては、通常、下記のような連邦法及び規則に従う必要がある¹²⁸。FinTech 企業のオンラインマーケットプレイス融資規制に係る連邦規制当局は 12 機関に及ぶ。

連邦規制及び基準例	関係する連邦規制当局
銀行秘密法：Bank Secrecy Act	FinCEN , OCC, FRB, FDIC, NCUA
銀行サービス会社法：Bank Service Company Act	FRB, OCC, FDIC, NCUA
電子資金振替法：Electronic Funds Transfer Act (Regulation E)	OCC, FRB, FDIC, NCUA, FTC（注 2）, CFPB
国際及び国内商取引における電子署名法：Electronic Signatures in Global and National Commerce Act	特定の規制当局はない
信用機会平等法：Equal Credit Opportunity Act (Regulation B)	CFPB , FRB, OCC, FDIC, NCUA, FTC, DOJ（注 3）
公正信用報告法：Fair Credit Reporting Act (Regulation V)	FTC, CFPB , FRB, OCC, NCUA, FDIC
公正債権回収法（Fair Debt Collection Practices Act (Regulation F)	FTC, CFPB , OCC, FRB, FDIC, NCUA
1940 年投資顧問法：Investment Advisers Act of 1940	SEC
ドッド・フランク法 1036 条/不公正・詐欺的・濫用的な行為・慣行の禁止：Dodd-Frank Act, Section 1036/Prohibits unfair, deceptive, or abusive business acts or practices.	CFPB

¹²⁸ 財務省，“Opportunities and Challenges in Online Marketplace Lending”May 10, 2016 p.38

<https://www.treasury.gov/connect/blog/Documents/Opportunities%20and%20Challenges%20in%20Online%20Marketplace%20Lending%20vRevised.pdf>

連邦取引委員会法 5 条/不正・詐欺的な行為・慣行の禁止 : Federal Trade Commission Act, Section 5/Prohibits unfair or deceptive business acts or practices	FTC , FRB, FDIC, OCC, NCUA
1933 年証券法（公募及び私募） : Securities Act of 1933（Public Offerings and Private Offerings）	SEC
1934 年証券取引所法、リスク保持規則 : Securities Exchange Act of 1934, Risk Retention Rule	FDIC, FRB, OCC, SEC, FHFA, HUD（注 4）
軍従事者民事軽減法 : Servicemembers Civil Relief Act	DOJ, DOD（注 5）, FDIC, FRB, , NCUA, OCC
グラム・リーチ・ブライリー金融近代化法第 5 章/消費者金融情報のプライバシー （Gramm-Leach-Bliley Financial Modernization Act, Title V/Privacy of Consumer Financial Information（Regulation P））	FTC , CFPB , FRB, OCC, NCUA, FDIC
貸付真実法 : Truth In Lending Act（Regulation Z）	CFPB , FRB, OCC, NCUA, FDIC, FTC

（注 1）太字は規則制定機関を示す。

（注 2）Federal Trade Commission（公正取引委員会）

（注 3）Department of Justice（司法省）

（注 4）Department of Housing and Urban Development（住宅都市開発省）

（注 5）Department of Defense（国防総省）

（出所）Opportunities and Challenges in Online Marketplace Lending より大和総研作成

② FinTech に対する政府・中央銀行の施策

1) 財務省

財務省は、前述のように 2016 年 5 月に「オンライン・マーケットプレイス・レンディングにおける機会と課題（Opportunities and Challenges in Online Marketplace Lending）」を公表した。同報告書はオンライン・マーケットプレイス・レンディング業界の概要についてまとめたものであり、調査と勧告をその内容としている。同報告書では、オンライン・マーケットプレイス・レンディングは消費者や中小企業の資金調達方法を変化させ、より迅速な信用供与を提供するという便益がある一方、一定のリスクがあると指摘した上で、連邦政府及び民間セクターに対して、より強固な中小企業に対する借り手の保護や効果的な監督のサポート、借り手や投資家のための透明性のある市場の促進、各省庁によるオンライン・マーケットプレイス・レンディングのためのワーキング・グループの創設などを勧告している。

2) 消費者金融保護局 (CFPB)

CFPB は、2012年11月にプロジェクト・カタリスト (Project Catalyst) を開始した¹²⁹。同プロジェクトは、CFPB が規制当局となっている消費者向け金融商品・サービス市場において、消費者が利用しやすい (consumer-friendly) イノベーションと企業家精神を FinTech 業界で促進することを目的としたイニシアティブである。

具体的には、FinTech の新興企業をはじめ、金融機関、テクノロジー企業、消費者擁護団体、研究者、シンクタンク、他の規制当局などとの連携のほか、「ピッチ・パイロット (Pitch a pilot)」と称し、消費者が利用しやすいイノベーション案の提出を促している¹³⁰。

また、プロジェクト・カタリストを推進する一環として、CFPB は、2013年10月にドッド・フランク法 1032 条(e) (12 USC 5532(e)) に基づく、「トライアル・ディスクロージャー・プログラム (Trial Disclosure Program)」¹³¹に関するルール¹³²を策定した。ドッド・フランク法では、一定の条件の下で、金融商品に関する革新的な開示を試行したい企業のために、現行の開示要件を免除する権限を、CFPB に与えている。CFPB は、この権限に基づきルールを策定したもので、企業が消費者に利益をもたらすような開示を一定の期間において試験的に行うことを可能とするものである。CFPB から試行を承認された企業は、現行の開示要件が免除される¹³³。

さらに、消費者が利用しやすいイノベーションに対する規制の不確実性を減らすため、2016年2月に新たにノー・アクション・レター・ポリシー (No-Action Letter Policy) を付け加え¹³⁴、イノベーションの促進を図っている。

CFPB は2016年10月、プロジェクト・カタリスト (Project Catalyst) の初めての報告書「プロジェクト・カタリスト報告書：消費者が利用しやすいイノベーション (Project Catalyst report: Promoting consumer-friendly innovation)」を公表した¹³⁵。同報告書によると、FinTech は消費者向け金融サービスを劇的に改善する可能性があると同時に、消費者保護を強化する必要があり、当局は今後も消費者に有益かつ安全な金融商品が開発されるよう促進するとしている。

¹²⁹ CFPB のウェブサイトの記述に基づく。

<https://www.consumerfinance.gov/about-us/newsroom/consumer-financial-protection-bureau-launches-project-catalyst-to-spur-consumer-friendly-innovation/>

¹³⁰ CFPB のウェブサイトの記述に基づく。

<https://www.consumerfinance.gov/about-us/project-catalyst/pitch-pilot/>

¹³¹ CFPB のウェブサイトの記述に基づく。

<https://www.consumerfinance.gov/about-us/project-catalyst/trial-disclosure-program/>

¹³² <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2013-10-29/pdf/2013-25580.pdf>

¹³³ CFPB Project Catalyst report: Promoting consumerfriendly innovation p15

<https://www.carltonfields.com/files/Uploads/Documents/Articles/CFPB-Project-Catalyst-Report.pdf>

¹³⁴ <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2016-02-22/pdf/2016-02390.pdf>

¹³⁵ <https://www.carltonfields.com/files/Uploads/Documents/Articles/CFPB-Project-Catalyst-Report.pdf>

3) 通貨監督庁 (OCC)

OCC は、2016 年 3 月に、「連邦銀行制度における責任あるイノベーション支援:OCC の観点 (Supporting Responsible Innovation in the Federal Banking System: An OCC Perspective)」¹³⁶という報告書の中で、OCC が責任あるイノベーションに取り組むための以下の 8 つの基本理念を公表するとともに、パブリックコメントを求めた。

□ 基本理念

- (a) 責任あるイノベーションの支援
- (b) OCC において、責任あるイノベーションを受け入れる文化の育成
- (c) OCC の経験及び専門知識の強化
- (d) 金融サービスへの公正なアクセスと消費者の公正な扱いを提供する責任あるイノベーションの奨励
- (e) 効果的なリスク管理を通じた安全かつ健全な業務の推進
- (f) 銀行の規模にかかわらず、すべての銀行が責任あるイノベーションを戦略的計画に組み込むよう奨励
- (g) 公的なアウトリーチ (outreach) を通じた継続的な対話の促進
- (h) 他の規制当局との協力

続く 2016 年 10 月の報告書「責任あるイノベーションの枠組みを実行するための勧告及び決定 (Recommendations and Decisions for Implementing a Responsible Innovation Framework)」¹³⁷、2016 年 3 月の報告書で求めたコメントを反映したものであり、OCC は責任あるイノベーションの促進と、連邦銀行制度に影響を与えるイノベーションに対応する枠組みの構築に努めるために、以下の 6 つの勧告を行った。

□ 勧告

- (a) 枠組み実施のための、イノベーションオフィス (Office of Innovation) の設立
- (b) アウトリーチ・技術支援プログラムの設置
- (c) 金融業界のイノベーションに対する意識の向上及び理解のための訓練の実施
- (d) OCC のイノベーションに関する意思決定の改善及びパイロットプログラムの開発
- (e) イノベーションに関する調査機能の設置

¹³⁶ <https://occ.gov/publications/publications-by-type/other-publications-reports/pub-responsible-innovation-banking-system-occ-perspective.pdf>

¹³⁷ <https://www.occ.gov/topics/bank-operations/innovation/comments/recommendations-decisions-for-implementing-a-responsible-innovation-framework.pdf>

(f) 省庁間のコラボレーションの促進

2016年12月、OCCは信託業務、融資、決済、送金のいずれかを行うFinTech企業に対し、連邦銀行法の対象となる特別目的銀行（special purpose national bank）の免許を与える旨の計画を公表し、パブリックコメントを募集した¹³⁸。

FinTech企業は、同免許を取得すれば、銀行との提携や各州の免許を取得せずに国内全土で銀行業を行うことが可能となる。州ごとの免許を取得して各州の異なる法律に従う代わりに、単独の連邦規制当局から免許を取得し、一つの連邦基準に従えば足りることとなる。

OCCは、今後FinTech企業が金融業界で業務を拡大する可能性が明白であることから、FinTech企業が通常の銀行と同様に安全かつ健全な方法で銀行業務を行い、適切なリスク管理や顧客の保護、そして強固な資本及び流動性の保持に努めるよう、当局の監督下に置きたい意向である。

今回の計画では、OCCが健全性に関する規制当局になるものの、FRBやFDIC、CFPBといった他の連邦規制当局との協力が必要であり、協力関係を促進していくほか、関連する銀行法との調整も行うことを考えている。

4) 連邦準備制度理事会（FRB）

FRBは2015年1月、「米国決済システム改善のための戦略（Strategies for Improving the U.S. Payment System）」¹³⁹を公表した。同報告書は、米国の決済システムの速度、安全性、効率を高めるために、決済システムの様々な利害関係者と共同で多角的かつ複数年にわたる大規模な計画を提示し、①スピード、②セキュリティ、③効率化、④国際化、⑤協調の5つの最終目標と次の5つの戦略を提示している。

□ ストラテジー

- (a) 利害関係者ととも、米国決済システム改善のためのイニシアティブへの積極的な取り組み
- (b) 米国における安全かつユビキタスで、より迅速な決済を実行するための効果的なアプローチの特定
- (c) 決済システムの不正リスクを軽減し、安全性、セキュリティ、回復力の向上
- (d) 国内及び国境を越えた決済において、エンドツーエンドの効率性向上
- (e) FRBの決済、清算、リスク管理サービスを強化

¹³⁸ <https://www.occ.gov/news-issuances/news-releases/2016/nr-occ-2016-152.html>

¹³⁹ <https://fedpaymentsimprovement.org/wp-content/uploads/strategies-improving-us-payment-system.pdf>

FRBは2016年2月に、前述のストラテジーに関する経過報告書(Progress Report)を公表し¹⁴⁰、2017年1月にも新たな経過報告書を公表した¹⁴¹。同経過報告書によると、より速い決済システムの向上に努める、「即時振込のためのタスクフォース」(Faster Payments Task Force : FPTF)¹⁴²と、より安全な決済システムの向上に努める「Secure Payments Task Force」¹⁴³という2つのタスクフォースが設立されたほか、FPTFは、「Faster Payments Effectiveness Criteria」¹⁴⁴という有効性基準を作成した。

また、業界参加者と共同で、米国の電子送金システムのために金融通信メッセージの国際規格であるISO 20022と、小口決済システム(automated clearing house : ACH)の同日決済の普及を促進させたい意向である。

FRBは2016年12月にFinTechの影響を査定及び監視するワーキンググループを設置し、FinTechのリスクと徹底的な管理を保証するとともに、社会に有益なFinTechの開発を促し、必要な規制の修正に取り組む意向を表明した¹⁴⁵。

5) 国家経済会議

国家経済会議(National Economic Council: NEC)は、2017年1月に、「FinTechに対する枠組み(A Framework for FinTech)」を公表した¹⁴⁶。同報告書は、FinTechに対する連邦政府の政策目標を述べたもので、金融サービスのための6つの政策目標とFinTech利害関係者への10の包括的な原則を含む政策的枠組みを示している。

□ 政策目標

- (a) 有益な金融サービスのイノベーションと起業家精神を促進
- (b) 安全、手頃、公正な資本へのアクセスを推進
- (c) 米国及び海外における金融包摂と金融の健全性を強化
- (d) 金融安定リスクへの対応
- (e) 21世紀における金融規制の枠組みの促進
- (f) 米国の競争力の維持

□ 原則

- (a) 金融のエコシステム(収益活動協調体制)について幅広く考える
- (b) 消費者を念頭に進める

¹⁴⁰ Progress Report Strategies for Improving the U.S. Payment System | February 2016
<https://fedpaymentsimprovement.org/wp-content/uploads/0216-progress-report.pdf>

¹⁴¹ Progress Report | January 2017 Strategies for Improving the U.S. Payment System
<https://www.federalreserve.gov/newsevents/press/other/sips-progress-report-201701.pdf>

¹⁴² <https://fedpaymentsimprovement.org/faster-payments/about-the-task-force/>

¹⁴³ <https://fedpaymentsimprovement.org/payments-security/about-the-task-force/>

¹⁴⁴ <https://fedpaymentsimprovement.org/wp-content/uploads/fptf-payment-criteria.pdf>

¹⁴⁵ <https://www.federalreserve.gov/newsevents/speech/brainard20161202a.htm>

¹⁴⁶ https://obamawhitehouse.archives.gov/sites/obamawhitehouse.archives.gov/files/documents/A%20Framework%20for%20FinTech%20_FINAL.pdf

- (c) 安全な金融包摂と金融の健全性を推進する
- (d) 設計者の入力情報から生じ得る、潜在的バイアスを認識し、克服する
- (e) 透明性を最大限に高める
- (f) 相互運用性と技術基準の整合に向けて努める
- (g) サイバーセキュリティ、データセキュリティ、プライバシー保護を構築する
- (h) 金融インフラにおいて効率と効果を高める
- (i) 金融の安定を守る
- (j) 分野横断的な取組みを継続し、強化する

(2) 「中間的業者」に関する規制状況・検討状況

米国では、連邦レベルで、決済に関する「中間的業者」を直接の規制対象とした法制は存在せず、州レベルでも、現時点では、このような法制の存在は確認できない¹⁴⁷。

ただし、現行でも、個別の契約形態や業務特性に応じ、規制対象に該当すれば、以下のような規制が適用される。

① 各州の送金業者法

「中間的業者」は、各州の送金業者法に基づき免許を取得することにより、各州において営業を行うことが可能である。しかし、全米で営業を展開する場合には、営業する州全ての免許を取得する必要があり、また、各州の異なる規制に対応する必要がある。

② 連邦法

1) 銀行サービス会社法 (Bank Service Company Act)

「中間的業者」が決済口座を提供する銀行と個別に契約を締結した場合には、銀行サービス会社法が適用される可能性がある (12 USC 1867 (C))¹⁴⁸。同法が適用されると、銀行との契約に基づきサービスを提供する「中間的業者」に対して、当該銀行と同程度の検査・規制が課される可能性がある。

2) 銀行秘密法 (Bank Secrecy Act: 31 USC 5311-5355)

マネーサービスに該当する場合、反マネー・ローンダリング対策を行う必要があ

¹⁴⁷ 2016年10月28日 金融審議会「金融制度ワーキング・グループ」(第3回)事務局説明資料

¹⁴⁸ OCC BULLETIN 2013-29 「Risk Management

<https://www.occ.gov/news-issuances/bulletins/2013/bulletin-2013-29.html>

る。

3) 電子資金振替法 (Electronic Fund Transfer Act)

電子的資金移動に関する消費者保護のための規制である、電子資金振替法が適用される可能性がある (15 USC 1693)。

V. 資料

1. 金融機関の免許付与権限と監督等権限

		加盟・加入の有無		連邦金融監督機関					州 監督機関	
		FRS (注1)	預金保険 (注2)	FRB	OCC	FDIC	NCUA	SEC		CFPB
銀行持株会社 金融持株会社		—	—	● (注3)						
銀行	国法銀行	○ (強制)	○ (強制)		●	◇			◆	
	州法銀行	○ (任意)	○ (強制)	◎		◇			◆	●
		×	○ (任意)			◎			◆	●
		×	×						◆	●
貯蓄金融 機関	貯蓄金融機関 持株会社	—	—	● (注4)						
	連邦貯蓄 金融機関	—	○ (強制)		●	◇			◆	
	州貯蓄 金融機関	—	○ (任意)			◇			◆	●
				×					◆	●
信用組合	連邦信用組合	—	○ (強制)				●		◆	
	州信用組合	—	○ (任意)				◇		◆	●
		—	×						◆	●
証券会社 (ブローカー、 ディーラー)		—	—					● (注5)		
保険会社		—	—							●
システミックな重要性を 持つノンバンク金融会社		—	—	● (注6)						

- 免許付与（認可、登録）権限及び第一義的監督権限
- ◎ 第一義的監督権限
- ◇ 連邦預金保険供与者としての検査権限
- ◆ 金融消費者保護に係る監督権限

(注1) 中央銀行制度。国法銀行は、FRS、預金保険への加盟が義務付けられている。州法銀行のFRS、預金保険への加盟・加入の要否は、各州法の規定によるが、FRSに加盟した場合は、預金保険へも強制加入となる。

(注2) 銀行、貯蓄金融機関の預金保険はFDIC、信用組合の預金保険はNCUAが運営。

(注3) 銀行持株会社にはFRBによる認可取得義務、金融持株会社にはFRBへの登録義務がある。

(注4) FRBへの登録義務がある。

(注5) SECへの登録義務がある。

(注6) FRBへの登録義務がある。

(出所) 「諸外国における金融制度の概要」(平成26年6月)及びUnited States Code等に基づき作成

2. 検査・監督機関の概要

	OCC (通貨監督庁)	FRB (連邦準備制度理事会)	FDIC (連邦預金保険公社)	NCUA (信用組合監督庁)	SEC (証券取引委員会)	FSOC (金融安定監督評議会)	CFPB (消費者金融保護局)
設立	・1863年	・1913年	・1933年	・1970年	・1934年	・2010年	・2010年
組織形態	・財務省の外局	・連邦政府の独立機関 ・中央銀行制度であるFRS（連邦準備制度）の最高意思決定機関	・連邦政府の独立機関（公社）	・連邦政府の独立機関	・連邦政府の独立機関	・議長又は構成員の過半数により招集	・FRS内の独立部局
組織の長	・通貨監督官・任期5年 ・大統領が任命 ・上院の承認が必要	・議長・任期4年 ・大統領が7人の理事の中から任命 ・上院の承認が必要	・議長・任期5年 ・大統領が5名の理事のうち、通貨監督官、CFPB局長以外の3名の理事の中から任命 ・上院の承認が必要	・議長・任期6年 ・大統領が3名の理事の中から任命 ・上院の承認が必要	・委員長・任期5年 ・大統領が任命 ・上院の承認が必要	・議長 ・財務長官が務める	・局長・任期5年 ・大統領が任命 ・上院の承認が必要
監督対象金融機関	・国法銀行 ・連邦貯蓄金融機関 ・連邦外国銀行支店・代理店	・システム上重要なノンバンク金融会社 ・銀行持株会社 ・金融持株会社 ・貯蓄貸付組合持株会社 ・州法銀行（連邦準備制度加盟） ・州法外国銀行支店・代理店 ・FRB登録証券金融業者	・州法銀行（連邦準備制度非加盟・連邦預金保険制度加盟） ・州法貯蓄金融機関 ・州法外国銀行支店・代理店（連邦預金保険制度加盟）	・連邦信用組合	・証券会社（ブローカー、ディーラー） ・投資顧問業者など	・なし	・消費者を対象として金融商品・サービスの募集・提供に従事する者、及びその関係者 ・保険商品は対象外 ・直接の監督権限を持つ機関は以下のとおり －大規模預金取扱金融機関 －消費者向けモーゲージ関連事業者 －教育ローン事業者 －ペイデイローン事業者 －CFPBが個別に認定した事業者 －その他、CFPBの規則により規制対象に指定される市場での大規模事業者

	OCC (通貨監督庁)	FRB (連邦準備制度理事会)	FDIC (連邦預金保険公社)	NCUA (信用組合監督庁)	SEC (証券取引委員会)	FSOC (金融安定監督評議会)	CFPB (消費者金融保護局)
権限	<ul style="list-style-type: none"> ・認可 ・監督 ・規制制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行持株会社の認可 ・監督対象金融機関の監督 ・規制制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・監督 ・破綻処理における管財人 ・規制制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・認可 ・監督 ・規制制定 ・信用組合を対象とする預金保険の引受 ・信用組合の破綻処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象機関の登録 ・対象機関の監督 ・市場規制 ・規制制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・FRBによる監督対象となるノンバンク金融機関の指定 ・マクロプルーデンス監督 	<ul style="list-style-type: none"> ・監督 ・規制制定 ・CFPB規則により、規制対象者の登録義務を設けることができる
職員数	・3,955名(2016年度)	・FRB: 2,700名 ・連邦準備銀行: 19,022名 (2015年度)	・6,096名(2016年度)	・1,224名(2015年度)	・4,301名(2015年度)	・31名(2015年度)	・1,465名(2015年度)
財源	・監督対象機関からの賦課金が主	・中央銀行としての業務による収入が主 ・大規模銀行持株会社、ノンバンク金融会社への監督に関しては、賦課金を徴収可	・金融機関からの預金保険料と投資収入が主 ・監督対象機関からの賦課金も徴収	・監督対象機関からの賦課金が主	・有価証券の取引や登録に係る手数料収入が主	・財務省金融調査局の予算から支出 ・財務省金融調査局の財源は、大規模銀行持株会社、FRBの監督を受けるノンバンク金融会社からの賦課金	・FRSの予算から支出
事務所	・本部: ワシントンDC 地方支部局: 62	・本部: ワシントンDC ・連邦準備銀行: 12 ・支店総数: 24	・本部: ワシントンDC ・地方局・地域局: 8 ・分局: 86	・本部: バージニア州アレキサンドリア ・地方支部局: 5	・本部: ワシントンDC ・地方支部: 11	—	・本部: ワシントンDC ・地方支部: 3
他の組織との関連性	—	・国法銀行は強制加盟 ・州法銀行は任意加盟	・国法銀行、州法銀行の一部 (FRS加盟行、州法により加入義務のある州法銀行)、連邦貯蓄金融機関は強制加盟 ・上記以外の銀行、貯蓄金融機関は任意加盟	—	・銀行と証券会社を共に傘下にもつ金融グループに対しては、FRBが銀行持株会社に対する包括的監督実施 ・子会社銀行は銀行監督機関、証券子会社はSECがそれぞれ機能別監督を実施	・連邦、州の各金融監督機関の代表により構成される ・州監督機関の代表は議決権を持たない	・規模の小さい預金取扱金融機関の監督は、当該機関を監督する健全性監督機関が実施 ・CFPBは、検査への同行、法令違反に対する措置についての勧告などを通じて、健全性監督機関による監督を補完

(出所)「諸外国における金融制度の概要」(平成26年6月)及びUnited States Codeに基づき作成

3. 米国の金融規制

		銀行		証券	保険
		国法銀行	州法銀行		
法規制		合衆国法典第12編		合衆国法典第15編	各州法
			各州法		
業務規制		○免許制 連邦法により規定	○免許制 州法により規定	○登録制 連邦法により規定	○免許制 州法により規定
相互 参入	単体	他業禁止規定あり		他業禁止規定なし	他業禁止規定あり(注1)
	持株・子会社 方式	金融持株会社のもとで銀行、証券、保険のグループ化可能			
健全性規制		○自己資本規制 普通株Tier1 4.5% Tier1 6% 総資本 8% (OCC規則により規定)	○自己資本規制 (FRS加盟行) 普通株Tier1 4.5% Tier1 6% 総資本 8% (FRB規則により規定)	○自己資本規制 ネット・キャピタル・ルール 負債総額は純資産の15倍を超えてはならない(代 替的基準あり) (SEC規則により規定)	○財務規制 RBC比率 リスク調整後の自己資本比率(全国保険監督 官協会が作成した算出方法に沿って算出)に4 段階の基準値(200%~70%)を設定し、基準を 下回った場合の措置について規定 (州法により規定)
		○大口融資規制 連邦法により規定	○大口融資規制 州法により規定		○大口融資規制 州法により規定
					○最低資本金 州法により規定

(凡例) 二重線：法律、実線：法律+規則、点線：規則

(注1) 生損保の兼業は、例えばニューヨーク州では原則禁止。

(出所)「諸外国における金融制度の概要」(平成26年6月)、(注1)を一部加筆

4. 米国における金融機関の状況

	機関数	店舗数	預金量 (単位 : 10 億ドル)	
				シェア
商業銀行	5,238	84,777	10,365	92.0%
国法銀行	963	42,523	6,787	60.2%
州法銀行	4,275	42,254	3,578	31.7%
FRS 加盟	793	14,887	1,710	15.2%
FRS 非加盟	3,482	27,367	1,868	16.6%
貯蓄金融機関	820	7,074	868	7.7%
連邦貯蓄金融機関	389	2,932	567	5.0%
州貯蓄金融機関	431	4,142	300	2.7%
外国銀行の米国支店	10	10	39	0.3%
合計	6,068	91,861	11,272	100.0%

(注1) FDIC 加入金融機関ベース。外国銀行の支店／代理店などの一部を除き、ほぼ全ての銀行・貯蓄金融機関は FDIC に加盟している。

(注2) 2016 年 6 月 30 日現在。

(出所) FDIC ウェブサイト, Bank Data and Statistics

イギリス

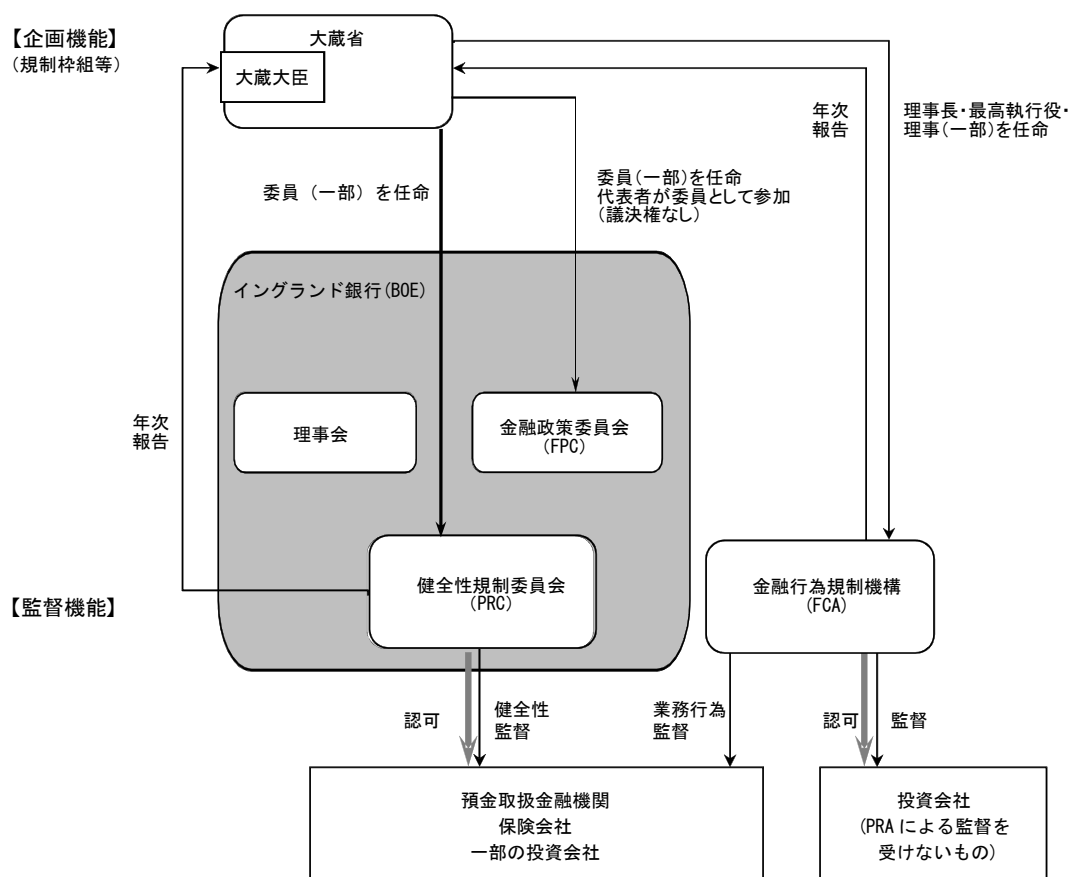
イギリスの金融制度

I. 概要

1. イギリスの金融監督体制

図表 英-1 2016年イングランド銀行及び金融サービス法施行後の金融監督体制図

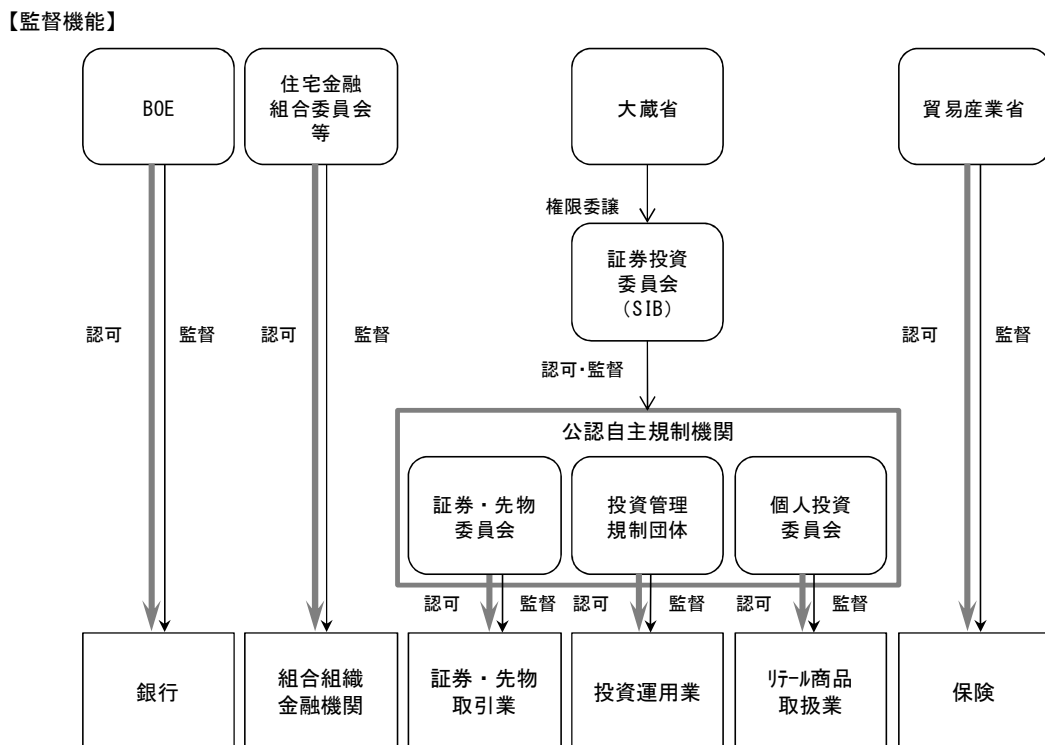
【現状】



(出所)「諸外国における金融制度の概要」(平成26年3月)
及び2016年イングランド銀行及び金融サービス法を基に作成

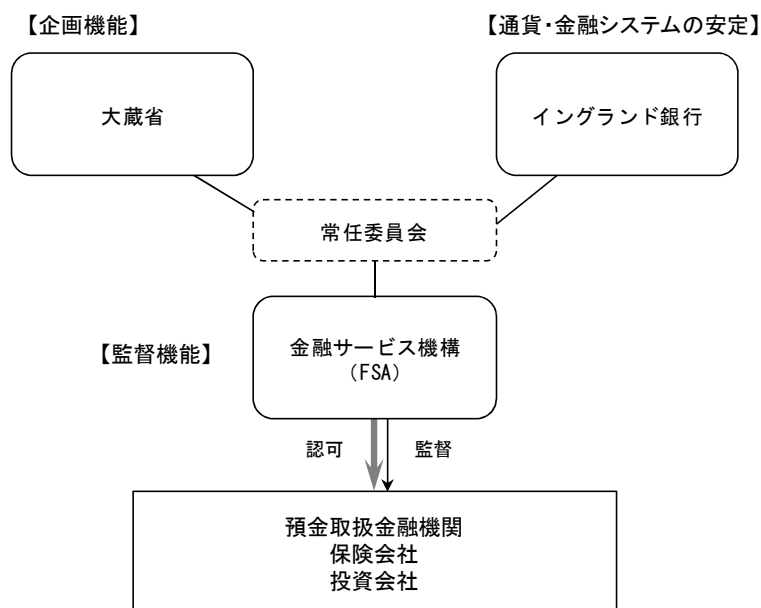
2. 金融監督体制の変遷

図表 英-2 金融サービス機構設立（1997年）以前の金融監督体制



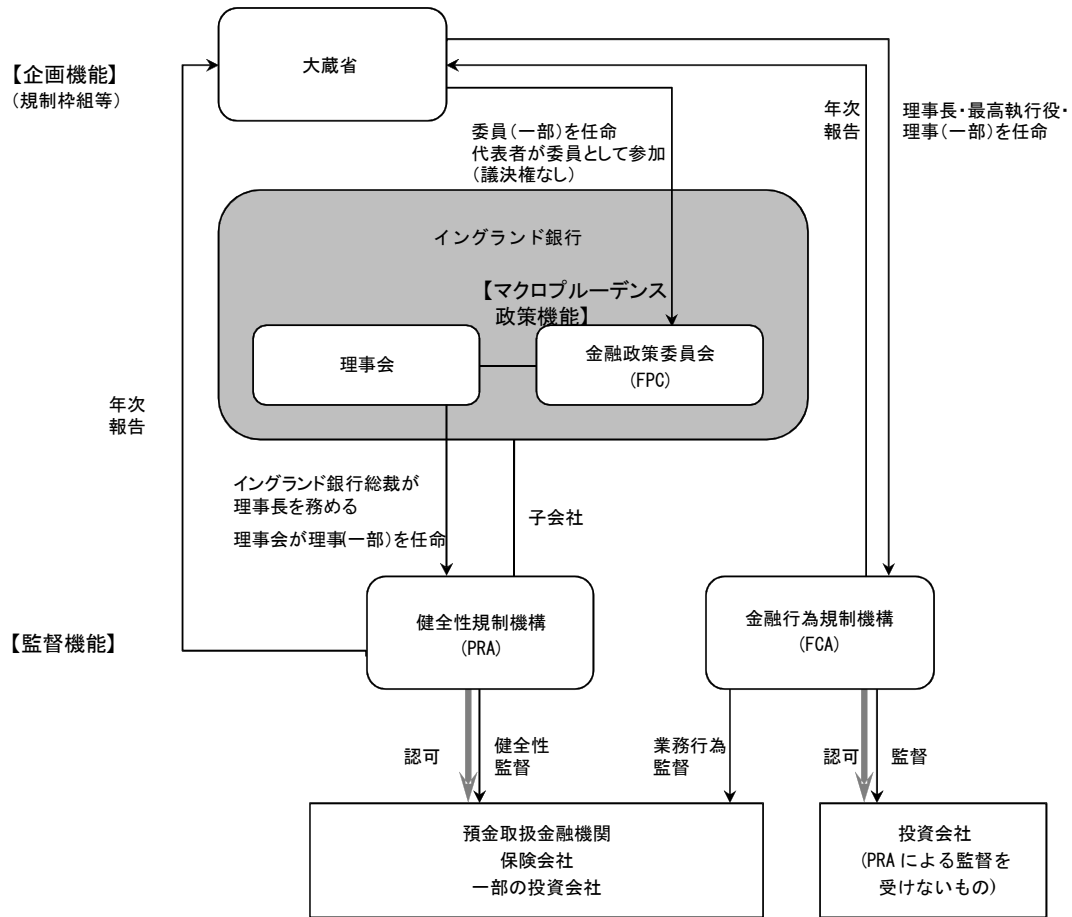
（出所）「諸外国における金融制度の概要」（平成 26 年 3 月）

図表 英-3 金融サービス市場法成立（2000年）以降の金融監督体制



（出所）「諸外国における金融制度の概要」（平成 26 年 3 月）

図表 英-4 金融サービス法成立（2012年）以降の金融監督体制



（出所）「諸外国における金融制度の概要」（平成 26 年 3 月）

3. 金融監督機関の人員数

図表 英-5 金融監督機関の人数

(2016 年度平均)

(単位：人)

監督機関名	職員数(人)		
		検査・監督部門	国際部門
健全性規制機構 (PRA)	1,214	1,019	NA
金融行為規制機構 (FCA)	3,232	1,950	NA

※ 健全性規制機構は 2016 年 2 月 29 日までの年間平均、金融行為規制機構は 2016 年 3 月 31 日までの年間平均（フルタイム相当の職員のみ）。

(出所) : PRA”Annual Report and Accounts 2016”P.84 及び FCA”Annual Report and Accounts 2015/16”P.106

4. 金融監督機関の本部と地方支部

図表 英-6 本部と地方支部

(2016 年 12 月末現在)

監督機関名	本部			地方支部局		
	所在地	職員数	予算	設置数 (カ所)	職員数	予算
健全性規制機構 (PRA)	ロンドン	NA	NA	NA	NA	NA
金融行為規制機構 (FCA)	ロンドン	NA	NA	1	NA	NA

(出所) : PRA ウェブサイト

<http://www.bankofengland.co.uk/about/Pages/visitors/default.aspx>

及び FCA ウェブサイト

<https://www.fca.org.uk/careers/locations>

Ⅱ．金融制度及び検査監督

1．金融機関の種類

(1) 預金取扱金融機関

預金の受入を行う金融機関としては、①銀行、②住宅金融組合、③信用組合がある。

① 銀行

法令上、銀行の定義規定は置かれていないが、次のものを指して「銀行 (bank)」という用語が用いられている (金融行為規制機構規則集¹⁴⁹ 用語集)。

□ 英国において 2000 年金融サービス市場法 (Financial Services and Markets Act 2000、FSMA、以下「金融サービス市場法」という) に基づき預金の受入を含む規制業務を行うためのパート 4A 許可を得ている会社で、かつ、EU 法上の信用機関¹⁵⁰に該当するもの、あるいは、当該会社の得ているパート 4A 許可において、銀行に適用されるものと同等の健全性基準の遵守を要求されている会社 (信用組合、友愛組合又は住宅金融組合を除く)。

□ 欧州経済領域 (EEA) 内の銀行で、EU 法により信用機関に認められている業務をすべて行うことができるもの。

② 住宅金融組合

住宅金融組合 (building society) とは、1986 年住宅金融組合法 (Building Society Act 1986) に基づいて設立される金融機関で、住宅を担保とする貸付を主な業務とし、資金調達の大半を組合員から行う (住宅金融組合法第 5 条、第 119 条(1))。

¹⁴⁹ 金融行為規制機構 (FCA) 及び健全性規制機構 (PRA) は一般規則の制定権を有している (金融サービス市場法 137A 条、137G 条)。イギリス II 3 (3) ①規則制定権を参照。金融行為規制機構 (FCA) が制定した規則を集めたものは金融行為規制機構規則集 (FCA Handbook)、健全性規制機構 (PRA) が制定した規則を集めたものは健全性規制機構規則集 (PRA Rulebook) として公開されている。各規則については、イギリス II 3 (3) 金融行為規制機構規則／健全性規制機構規則を参照のこと。

¹⁵⁰ EU における信用機関の定義については、EU II 1 (1) 信用機関を参照のこと。

③ 信用組合

信用組合 (credit union) とは、信用組合法 (Credit Union Act) 上の認可業者である信用組合として、2014 年協同共済組合法 (Co-operative and Community Benefit Societies Act 2014) に基づき登録された法人をいう (金融行為規制機構規則集 用語集)。

信用組合は職域、居住地域等を単位として組合員を募集する (信用組合法第 1 条(4))。組合員からの出資以外の形による預金の受入は許されていない (同法第 8 条)。また、貸付先は組合員に限定されている (同法第 11 条)。

(2) 投資会社

イギリスでは証券業務を行う事業者を「投資会社 (investment firm)」といい、金融サービス市場法に基づく規制の対象となっている。投資会社は次のように定義されている (金融行為規制機構規則集 用語集)。

- ① 第三者に対する 1 つ又は複数の投資サービスの提供を常時、業として行っている者。あるいはいずれかの投資活動を職業的に実施している者。
- ② EU 法の金融商品市場指令 (Markets in Financial Instruments Directive, MiFID) 上の投資サービス会社 (MiFID investment firm)、又は仮に EEA 域内に本店を置いているとすれば金融商品市場指令上の投資サービス会社¹⁵¹に該当する者。

なお、金融サービス市場法に基づく認可を必要とする投資サービス (investment service) は次のようなものである (金融行為規制機構規則集 用語集)¹⁵²。

- 投資商品のディーリング (自己勘定取引、又は代理人としての取引)
- 投資商品取引のアレンジ
- 多角的取引システム (multilateral trading facility, MTF) の運営¹⁵³
- 投資商品の運用 (investment management)
- 投資商品に関する資産の保管管理
- 集団投資スキームの組成 (establishing collective investment schemes)
- 投資商品に関する助言

なお、投資会社の業務範囲についての制限はない。

¹⁵¹ EU における投資サービス会社の定義については、EU II 1 (2) 投資サービス会社を参照のこと。

¹⁵² 金融サービス市場法に基づく規制の対象となる業務は、金融サービス市場法付属規定 2、及び大蔵省令 (Regulated Activities Order) によって規定される。

¹⁵³ 投資会社や市場運営業者が運営する、システム上で複数の第三者間での投資商品売買を行えるようにする多者間システムをさす (金融行為規制機構 用語集)。

(3) 保険会社

保険業務を営む企業（insurance undertaking）とは、保険者（保険契約の締結又は履行について許可を取得した企業）であるか否かにかかわらず、保険事業を行うメンバーを含む企業をいう（金融行為規制機構規則集 用語集）。

① 業務範囲規制の有無・内容

金融サービス市場法 22 条は、特定された種類の投資物件に関連していること、又は特定された種類の業務で何らかの種類の財産に関連していること、を対象となる規制業務（regulated activity）としている。これらの規制業務の特定は、さらに規制業務命令¹⁵⁴に委任されており¹⁵⁵、同令は、本人として（as principal）する保険契約の締結（effect）及び履行（carry out）を特定業務としている（10 条）。

保険契約は、①保険契約、②再保険、③生命保険契約（長期保険契約）及び④損害保険契約（一般保険契約）に分類される（金融サービス市場法 424 条）¹⁵⁶。

①保険契約とは、損害保険契約及び生命保険契約のいずれにも該当しない保険契約で、病気や困窮時の救済、生活維持を目的とした保険金給付や葬儀費用の給付を提供する保険契約をいう（金融サービス市場法附則 2・20 条、1992 年友愛組合法附則 2 頭書 C）。

また、③生命保険契約及び④損害保険契約に該当する保険の種類については、ソルベンシー II 指令（2009/138/EC）に列挙されており（付表 I・II）、同指令を受けて、英国では規制業務命令で次の通り定めている（附則 I・II）。

¹⁵⁴ The Financial Services and Markets Act 2000 (Regulated Activities) Order 2001 No.544

¹⁵⁵ 金融サービス市場法は、大蔵省に特定の命令の制定権限を与えている。主な省令は次のとおり。

- ・ 規制業務命令：The Financial Services and Markets Act 2000 (Regulated Activities) Order 2001 No.544
- ・ 認可条件命令：The Financial Services and Markets Act 2000 (Threshold Conditions) Order 2013 No.555
- ・ PRA 規制業務命令：The Financial Services and Markets Act 2000 (PRA-regulated Activities) Order 2013 No. 556

¹⁵⁶ 英国では、保険の区分について生命保険を含む長期保険（long-term insurance）と、疾病・健康保険を含む一般保険（general insurance）に区分している。以下、長期保険を生命保険、一般保険を損害保険と記載する。

図表 英-7 保険契約の種類

生命保険契約	損害保険契約	
①生命及び年金（③を除く）	①傷害	⑩自動車損害賠償責任
②婚姻及び出産	②疾病	⑪航空機損害賠償責任
③リンクト生命	③陸上車両	⑫船舶損害賠償責任
④長期所得補償	④鉄道車両	⑬一般賠償責任
⑤トンチン年金	⑤航空機	⑭信用
⑥資金償還契約	⑥船舶	⑮保障
⑦年金ファンド管理	⑦輸送中の貨物	⑯雑金銭損失
⑧団体保険等	⑧火災及び自然災害	⑰訴訟費用
⑨社会保険	⑨財産の損害	⑱アシスタンス

（出所）規制業務命令を基に作成

② 他業禁止

かつて英国では他業が禁止されていなかったが、他業禁止を規定した EU 指令¹⁵⁷の制定により、1982 年保険会社法で他業禁止が導入された（16 条）。現在他業禁止については金融行為規制機構規則集¹⁵⁸に次のとおり規定されており、保険事業に関する範囲での他業が認められている。

- ❑ 再保険のみを行う会社以外は、保険事業及び保険事業から直接派生する（directly arising）業務¹⁵⁹以外の営利事業を営んではならない。

ただし、1979 年 3 月 15 日の時点で生命保険事業を営んでいる友愛組合が営んでいる貯蓄事業については、継続できる（INSPRU1.5.13B^R）。

- ❑ 再保険のみを行う会社は、再保険事業及び再保険事業に関連する（related）営業¹⁶⁰以外の事業を営んではならない（INSPRU1.5.13A^R）。

¹⁵⁷ 生命保険第 1 次指令（79/267/EEC）6 条、損害保険第 1 次指令（73/239/EEC）8 条 1 項(b)。

¹⁵⁸ 金融サービス市場法は、FCA 及び PRA に一般規則の制定権限を与えている（137A 条、137G 条）。イギリス II 3（3）①規則制定権を参照。

¹⁵⁹ 「保険事業から直接派生する業務」については英国保険協会（ABI）がガイダンスを提供している。①子会社（保険子会社及び非保険子会社）に対する投資管理、会計、その他アドバイザリーサービスの提供、②グループ企業又は他の保険会社への株式や社債、保険の引受サービスの提供などが禁止となりうる業務とされている。三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「主要国の保険制度に関する調査」＜米国、英国、カナダ、ドイツ、フランス＞（平成 23 年 2 月）P.29 参照。

¹⁶⁰ 「再保険事業に関連する営業」の例として、統計的又は数理計算上の助言の提供などの活動、リスク分析又はその顧客のための調査などの活動が挙げられている（INSPRU 1.5.13B^G）。

(4) 投資運用業者

投資運用業者にあたるのは、金融サービス市場法に基づき「投資運用業務 (managing investments)」を行う認可を受けている会社である。投資運用業務とは、有価証券に対する投資等からなる他者の資産を、与えられた裁量をもって運用することを指す (規制業務命令¹⁶¹第 37 条)。

投資運用業者の業務範囲についての制限はない。

(5) 投資助言業者

投資助言業者にあたるのは、「投資助言業務 (advising on investments)」を行う認可を受けている者である。投資助言業務とは、次のような助言を行うことを指す (金融行為規制機構規則集 用語集、規制業務命令¹⁶²第 53 条)。

- ① 投資家あるいは潜在的な投資家となりうる者、あるいはこれらの代理人となりうる者に対し与えられる助言
- ② 次のいずれかの行為を (本人として、あるいは代理人として) 行うことの利点について与えられる助言
 - 1) 特定の有価証券、又は契約に基づく特定の投資商品を購入したり、売却したり、募集に応じたり、引受けたりすること。
 - 2) 投資商品を購入したり、売却したり、募集に応じたり、引受けたりするための投資によって与えられる権利を行使すること。

投資助言業者の業務範囲についての制限はない。

¹⁶¹ The Financial Services and Markets Act 2000 (Regulated Activities) Order 2001 No.544.

¹⁶² The Financial Services and Markets Act 2000 (Regulated Activities) Order 2001 No.544

2. 金融監督機関

2012年金融サービス法（Financial Services Act 2012）に基づき、2013年4月から導入された新たな金融監督体制では、金融安定を目的とする規制を行う機関と消費者・投資家保護のための規制や市場規制を行う機関とを分離している。

前者はイングランド銀行（Bank of England）が担当し、後者は新たに設置される金融行為規制機構（Financial Conduct Authority、以下「FCA」という）が担当する。イングランド銀行内ではさらに、マクロ・プルーデンス政策を担う金融安定政策委員会（Financial Policy Committee、以下「FPC」という）と、ミクロ・プルーデンス規制を担当する健全性規制機構（Prudential Regulation Authority、以下「PRA」という）という2機関が新規に設置された。

さらに、2016年イングランド銀行及び金融サービス法¹⁶³により金融サービス市場法が改正され、2017年3月1日から、それまでイングランド銀行の子会社であったPRAがイングランド銀行に吸収されることとされた（改正後の金融サービス市場法2A条、2016年イングランド銀行及び金融サービス法施行規則第4号¹⁶⁴）。

ただし、それ以後もPRAの名称は残され、イングランド銀行がPRAとして業務を行う（改正後の金融サービス市場法2B条）。イングランド銀行は、銀行内に新たに設置された健全性規制委員会（Prudential Regulation Committee）を通して業務を行う（改正後の金融サービス市場法2A条、30A条）。

（1）金融安定政策委員会（Financial Policy Committee : FPC）

FPCはイングランド銀行内に設けられた独立した委員会で、マクロ・プルーデンス政策を担当する。

① 根拠法令

FPCについての規定は、1998年イングランド銀行法（Bank of England Act 1998、2012年金融サービス法（第4条）等により改正）に設けられている。

¹⁶³ Bank of England and Financial Services Act 2016

¹⁶⁴ The Bank of England and Financial Services Act 2016(Commencement No. 4 and Saving Provision) Regulations 2017 No. 43 (C. 4)

② 目的

FPC の目的は次のとおりである（イングランド銀行法第 9C 条(1)）。

- 1) イングランド銀行による金融の安定という目的（Financial Stability Objective）の達成に貢献すること。
- 2) 政府の経済政策（経済成長や雇用の促進に向けた目的も含む）を補助すること。

1)の金融の安定という目的の達成に関し、FPC は主として、英国の金融システムの回復力（resilience）を保護・強化するために、システミック・リスクの特定とモニタリング、及びこれを除去・削減するための措置についての責任を負う（イングランド銀行法第 9C 条(2)）。

③ 業務内容

FPC の果たす機能は次のとおりである（イングランド銀行法第 9G 条(1)）。

- システミック・リスクの特定及び評価のために英国の金融システムの安定性をモニタリングすること
- マクロ・プルーデンス上の措置の実施に関し、FCA や PRA（規制機関）に対して監督下にある金融機関への権限を行使するよう指図（direction）を発すること¹⁶⁵

マクロ・プルーデンス上の措置（macro-prudential measures）とは、マクロ・プルーデンス政策実行のためのツール¹⁶⁶のことを指し、原則として大蔵省と FPC との事前協議の上で、大蔵省令によって定めることとされている（イングランド銀行法第 9H 条(1)、9L 条(1)(2)）。

また、当該大蔵省令は、緊急の場合を除き、上下両院による事前承認を経て発出されなければならない（イングランド銀行法第 9N 条(1)）。

- 勧告（recommendation）を発すること

FPC の発する勧告としては、以下のようなものがある。

- ・ イングランド銀行内部での勧告（イングランド銀行法第 9O 条）
イングランド銀行内部での勧告としては、金融機関への金融支援の提供や、支払システム・決済システムや決済機関に関するイングランド銀行の機能の

¹⁶⁵ FPC は、金融機関に対して直接的な監督権限を持たないため、マクロ・プルーデンス上の措置を実施するためには、FCA や PRA がその監督下の金融機関に対して行使できる権限を利用する必要がある。そのため、FPC は、指図（direction）によって、FCA 及び PRA に当該措置を実施するよう要求できる建付けになっている。

¹⁶⁶ マクロ・プルーデンス上の措置としては、カウンターシクリカル資本バッファ（counter-cyclical capital buffer: CCB）や部門別必要資本（sectoral capital requirements: SCR）がある。

行使のような、金融システム全般に関わる対応に関する勧告を発することができる（イングランド銀行法第 9O 条(2)）。

ただし、特定の個別金融機関に対する対応（金融支援の提供や、2009 年銀行法に規定する特別整理制度¹⁶⁷、銀行の破綻処理・公的管理におけるイングランド銀行の権限の行使を指す）に関する勧告を発することはできない（イングランド銀行法第 9O 条(3)）。

- ・ 大蔵省に対する勧告（イングランド銀行法第 9P 条）
マクロ・プルーデンス上の措置の指定（イングランド銀行法第 9L 条）や、FSMA の規制対象業務や PRA による規制対象となる業務の指定等に関する大蔵省令（order）の発出権限に関しての勧告などを発することができる（イングランド銀行法第 9P 条(2)）。
- ・ FCA 及び PRA に対する勧告（イングランド銀行法第 9Q 条）
FCA や PRA が監督対象としている金融機関全般、あるいは特定の種類の金融機関に対し、監督上の権限を行使することを勧告することができる。ただし、特定の個別金融機関に対する FCA や PRA の権限行使についての勧告を発することはできない（イングランド銀行法第 9Q 条(2)）。
- ・ その他の者に対する勧告（イングランド銀行法第 9R 条）

□ 金融安定報告（financial stability report、イングランド銀行法第 9W 条）を作成すること

④ 組織

FPC は、イングランド銀行の委員会として設置され、以下の委員（計 13 名）によって構成される（イングランド銀行法第 9B 条(1)）。

- 1) イングランド銀行総裁（Governor）
- 2) 金融安定（financial stability）担当のイングランド銀行副総裁（Deputy Governor）
- 3) 市場及び銀行（markets and banking）担当のイングランド銀行副総裁
- 4) 金融政策（monetary policy）担当のイングランド銀行副総裁
- 5) 健全性規制（prudential regulation）担当のイングランド銀行副総裁
- 6) 金融行為規制機構の長官（the Chief Executive）
- 7) 大蔵大臣への諮問の後、イングランド銀行総裁が任命する委員 1 名
- 8) 大蔵大臣が任命する委員 5 名
- 9) 大蔵省の代表者 1 名

¹⁶⁷ 特別整理制度については、イギリス III 2（1）破綻処理制度を参照のこと。

⑤ 職員数

FPC 独自の職員はいない。

⑥ 予算規模・予算源

FPC 独自の予算は設けられていない。

イングランド銀行外部からの委員に対する報酬（1名につき年間9万2,058ポンド）¹⁶⁸は、イングランド銀行の予算から支出されている。

（2）健全性規制機構（Prudential Regulation Authority：PRA）

2016年イングランド銀行及び金融サービス法により金融サービス市場法が改正され、2017年3月1日から¹⁶⁹、それまでイングランド銀行の子会社であったPRAがイングランド銀行に吸収されることとされた（改正後の金融サービス市場法2A条）。

ただし、それ以後もPRAの名称は残され、イングランド銀行がPRAとして業務を行う（改正後の金融サービス市場法2B条）。イングランド銀行は、銀行内に新たに設置された健全性規制委員会（Prudential Regulation Committee）を通して業務を行う（改正後の金融サービス市場法2A条、30A条）。

PRAは、健全性維持の上で重要性の高い金融機関（預金受入機関、保険業者、大規模な投資会社）の健全性規制及び監督を担当する。

① 根拠法

PRAについての規定は、2000年金融サービス市場法（2012年金融サービス法及び2016年イングランド銀行及び金融サービス法等により改正）に設けられている。

② 目的

PRAの全般的な目的は、「PRAの認可を受けた者の安全性と健全性を促進すること」と規定されている（金融サービス市場法第2B条(2)）。

この目的は、主として次の1)、2)によって推進される（金融サービス市場法第2B条(3)）。

¹⁶⁸ “Bank of England Annual Report 2016”P.68による。

<http://www.bankofengland.co.uk/publications/Pages/annualreport/default.aspx>

¹⁶⁹ イングランド銀行及び金融サービス法施行規則第4号

The Bank of England and Financial Services Act 2016 (Commencement No. 4 and Saving Provision) Regulations 2017

- 1) PRA の認可を受けた者の事業が、英国の金融システムの安定性に対して有害な影響をもたらすことなく運営されることを確実にすること。
- 2) PRA の認可を受けた者の破綻が英国の金融システムの安定性にもたらすと予想される有害な影響の最小化を目指すこと。

このほかに、保険に関しては「保険契約者及び保険契約者となろうとする者の適度な保護を確保するために貢献すること」も PRA の目的として規定されている（金融サービス市場法第 2C 条(2)）。PRA は保険契約の締結若しくは履行に関連する PRA の認可業務、又は PRA の認可を受けた者がその業務を行う限りで、合理的に可能な範囲で、全般的な目的と保険に関する目的の双方と両立し、これらの目的を推進するためにもっとも適切と考える方法で活動しなければならない（金融サービス市場法第 2C 条(1)）。

③ 業務内容

PRA の業務範囲は以下のとおりである。

□ PRA による規制の対象となる業務を行う認可の付与（金融サービス市場法第 55F 条）

PRA による規制・監督の対象となる業務は、金融サービス市場法の委任に基づき大蔵省令で定められる（金融サービス市場法第 22A 条）。

2013 年の大蔵省令（以下「PRA 規制業務命令」という）¹⁷⁰により、PRA による規制・監督の対象となる業務（PRA-regulated activities）は、次のとおり定められている（2 条）。

- 1) 預金の受入
- 2) 保険契約の締結（本人として行うもの）
- 3) 保険契約の履行（本人として行うもの）
- 4) 自己勘定での投資商品取引（PRA により指定された者本人が行うもの※）
- 5) ロイズ保険組合¹⁷¹において代理管理者として、引受団（syndicate）による保険引受の管理を行う業務
- 6) ロイズ保険組合での、保険契約取引の仲介業務
- 7) 上記以外の金融サービス市場法による規制対象業務で、ロイズ保険組合での活動に関連する業務、あるいはロイズ保険組合での活動のために行われる業務

¹⁷⁰ The Financial Services and Markets Act 2000 (PRA-regulated Activities) Order 2013 (S.I. 2013 No.556).

¹⁷¹ 1871 年ロイズ法（Lloyd's Act 1871）に基づいて設立された法人で、金融サービス市場法による認可を受けて再保険の引受における仲介、引受団の組成、および関連する事務処理サービスを行う（金融サービス市場法第 315 条）。

(※) PRA は、当該投資会社を PRA による認可・監督の対象とするよう指定を行うことができる（指定がなければ、当該投資会社は、FCA（イギリス II 2（3）金融行為規制機構を参照のこと）の認可・監督の対象となる）。指定対象となる投資会社の要件として、パート 4A 許可を申請している EU 指令¹⁷²に定める最低資本金 73 万ユーロを要求される投資会社であること（PRA 規制業務命令 3 条(3)(a)(b)）などが定められている（同 3 条）。

また、指定にあたり PRA が考慮する要因は次のとおりである¹⁷³。

- ・ 投資会社の貸借対照表が、過去 4 四半期にわたり、平均して総資産 150 億ポンドを超えているか否か。
- ・ グループ内の全ての適格投資会社の貸借対照表の合計額が、過去 4 四半期にわたり、平均して総資産 150 億ポンドを超えているか否か。
- ・ 当該投資会社が PRA による監督を受けているグループの一部である場合には、当該投資会社の収入、貸借対照表、リスク負担（risk-taking）がグループ全体の収入、貸借対照表、リスク負担から見て相対的に突出していないか。

□ 認可事業者に対する健全性の観点からの監督（金融サービス市場法第 2K 条）

PRA による認可を受ける事業者は預金取扱金融機関、保険会社、及び一部の投資会社であり、PRA はこれらの認可事業者の健全性についての監督を実施する。

□ 上記に関連する規則の制定（金融サービス市場法第 137G 条）

④ 組織

PRA は、業者から徴収する負担金を財源とする非政府機関として組織される（金融サービス市場法付属規定 1ZB(31)）。

2017 年 3 月 1 日から、それまでイングランド銀行の子会社であった PRA がイングランド銀行に吸収され、イングランド銀行が PRA として業務を行うことになった（改正後の金融サービス市場法 2A 条、2016 年イングランド銀行及び金融サービス法施行規則第 4 号）。イングランド銀行は、銀行内に新たに設置された健全性規制委員会（Prudential Regulation Committee）を通して、PRA の業務を行う（改正後の金融サービス市場法 30A 条）。

健全性規制委員会（Prudential Regulation Committee）はこれまでの PRA の理事

¹⁷² Directive 2006/49/EC of the European Parliament and of the Council of 14 June 2006 on the capital adequacy of investment firms and credit institutions

¹⁷³ PRA が、認可・監督対象として投資会社を指定する際の方針については、以下を参照。

PRA, “Designation of investment firms for prudent supervision by the Prudential Regulation Authority: Policy Statement” (March 2013).

<http://www.bankofengland.co.uk/pru/Pages/publications/designationinvestmentfirms.aspx>

会をイングランド銀行の一部としての統治組織（governing body）に置き換えたもので、法的根拠は金融政策委員会（Monetary Policy Committee, MPC）及び FPC と同一となっている¹⁷⁴。

委員会の構成は次のとおり（改正後の金融サービス市場法 30A(2)）。

- 1) イングランド銀行総裁（Governor）
- 2) 金融安定（financial stability）担当のイングランド銀行副総裁（Deputy Governor）
- 3) 市場及び銀行（markets and banking）担当のイングランド銀行副総裁
- 4) 健全性規制（prudential regulation）担当のイングランド銀行副総裁
- 5) 金融行為規制機構の長官（the Chief Executive）
- 6) 大蔵大臣の承認を得てイングランド銀行総裁が任命する委員 1 名¹⁷⁵
- 7) 大蔵大臣が任命する委員 6 名以上

⑤ 職員数

PRA の職員数は、下表のとおりである。

図表 英-8 PRA の職員数

（2016 年度平均）

（単位：人）

		職員数
全職員		1,214
うち	管理・分析に従事する職員	1,019
	国際部門の職員	NA

（出所）：PRA, “Annual Report and Accounts 2016” P.84 に基づき作成

⑥ 予算規模・予算源

PRA は、監督対象となる業者から徴収する負担金を財源とする（金融サービス市場法付属規定 1ZB 第 31 条）。

¹⁷⁴ イングランド銀行ウェブサイト”Prudential Regulation Committee replaces PRA Board”
<http://www.bankofengland.co.uk/publications/Pages/news/2017/026.aspx>

¹⁷⁵ 現在、金融政策（monetary policy）担当のイングランド銀行副総裁が指名されている。
 イングランド銀行ウェブサイト”Prudential Regulation Committee replaces PRA Board”

(3) 金融行為規制機構 (Financial Conduct Authority : FCA)

FCA は、政府から独立した監督機関として設置され、PRA の監督を受けない金融機関（リテール商品の仲介業者、小規模な投資会社、電子マネー機関、決済サービス機関など）の健全性規制及び監督、すべての認可業者の業務行為規制、市場規制を担当する。

① 根拠法

FCA についての規定は、金融サービス市場法 (2012 年金融サービス法等により改正) に設けられている。

② 目的

FCA は、その一般的職務を行う場合において、合理的に可能な限り、(a)戦略的目的 (strategic objective) に適合し、(b)運営目的 (operational objective) を促進するよう行動することが義務付けられる (金融サービス市場法第 1B 条(1))。

(a)戦略的目的とは、金融市場、規制対象となる金融サービスの市場、及び認可業者以外の者により一般的禁止に違反せずに提供されているサービスの市場の円滑な機能を確保することである (金融サービス市場法第 1B 条(2)、第 1F 条)。

この戦略的目的を補完する(b)運営目的として、次の 3 つの業務目的が設定されている (金融サービス市場法第 1B 条(3))。

- 1) 適切な程度の消費者の保護を確保すること (金融サービス市場法第 1C 条)
- 2) 英国の金融システムの完全性 (integrity) の保護及び促進 (金融サービス市場法第 1D 条)
- 3) 消費者の利益に資する効果的な競争の促進 (金融サービス市場法第 1E 条)

③ 業務内容

FCA の業務範囲は次のとおりである。

- すべての認可事業者 (他の EU 加盟国で認可を取得し、英国で業務を行っている事業者も含む) を対象とする、業務行為の適切性についての監督
対象となる業務行為には、リテール顧客向けの金融サービスの提供に係る業務行為と、ホールセール市場参加者との取引に係る業務行為の両方が含まれる。
- 市場規制
市場参加者の行為や、ホールセール業務を行う認可事業者の内部統制や顧客取引に係る規制に加え、以下のような業務が含まれる。

- ・ 市場の完全性の強化、投資家の利益の保護、サービス提供における効率性の促進
 - ・ 有価証券の発行者に対する規制
 - ・ 市場取引の基盤の提供者（認定投資商品取引所（recognised investment exchange）¹⁷⁶、多極的取引システム（multilateral trading facility, MTF）¹⁷⁷の運営者、その他の取引設備の運営者など）に対する規制
- 規制対象業務¹⁷⁸のうち、PRAによる規制の対象にならないものを行う事業者に対する認可の付与（金融サービス市場法第55A条(2)(b)、55E条）、およびこれらの事業者に対する健全性の観点からの監督
- FCAが認可・健全性監督を担当する規制対象業務（regulated activity）には、次のようなものがある（金融行為規制機構規則集 用語集）。
- ・ 電子マネーの発行
 - ・ 投資商品のディーリング（自己勘定取引、又は代理人としての取引）
 - ：ただし自己勘定取引を行う場合、EU内での認可取得時に当初資本金として73万ユーロ以上を要求される投資会社はPRAによる監督の対象となるため（PRA規制業務命令3条(3)(a)(b)、除外される。
 - ・ 投資商品取引のアレンジ
 - ・ 住宅ローンのアレンジ
 - ・ 多角的取引システム（MTF）の運営
 - ・ 投資商品の運用（investment management）
 - ・ 保険契約のパフォーマンスの管理の補助
 - ・ 投資商品の保管及び管理
 - ・ 集団投資スキームの組成
 - ・ ステイクホルダー年金スキームの組成
 - ・ ステイクホルダー商品に関する基本的な助言の提供
 - ・ 投資商品に関する助言
 - ・ 住宅ローンに関する助言
 - ・ 葬儀プラン契約の締結
 - ・ 住宅ローン契約の締結
 - ・ 住宅ローンの管理

¹⁷⁶ 認定投資商品取引所とは、金融サービス市場法に基づき、FSAから認定命令（recognition order）を受けている投資商品の取引所をいう（金融サービス市場法第285条）。

¹⁷⁷ 投資会社や市場運営業者が運営する、システム上で複数の第三者間での投資商品売買を行えるようにする多者間システムを指す（金融行為規制機構規則集 用語集）。

¹⁷⁸ 金融サービス市場法に基づく規制の対象となる業務は、金融サービス市場法付属規定2、及び大蔵省令（Regulated Activities Order）によって規定される。

このほか、2009年決済サービス規則¹⁷⁹に基づく決済サービス機関の監督もFCAが担当する（2009年決済サービス規則2条(1)¹⁸⁰）。

④ 組織

FCAは、旧金融サービス機構（FSA）を母体として組織されており、法人（body corporate）としてのFSAを引き継いでいる（金融サービス市場法第1A条(1)）。FSAと同様に、FCAは政府の代理ではなく、職員も公務員（Crown Servant）ではない（金融サービス市場法付属規定1ZA(16)）。

FCAの意思決定機関である理事会（board）は、次のメンバーによって構成される（金融サービス市場法附則1ZA）。

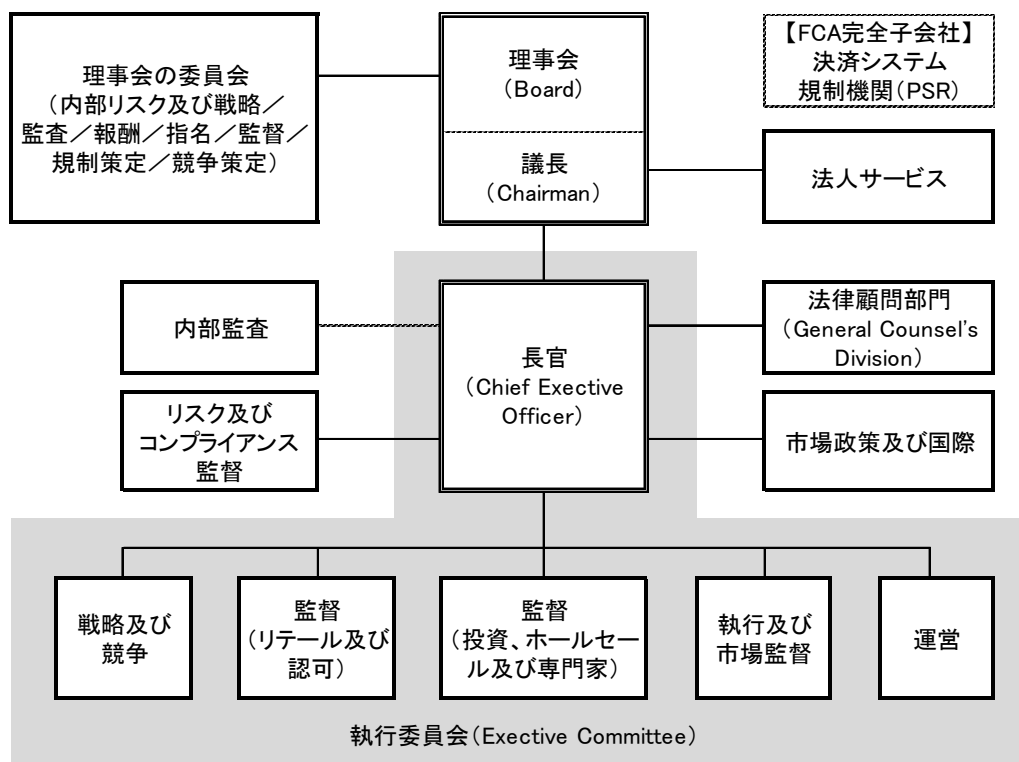
- ❑ 議長（chair）：大蔵省が任命
- ❑ 長官（chief executive）：大蔵省が任命
- ❑ 健全性規制（prudential regulation）担当のイングランド銀行副総裁
- ❑ 関係省庁の国務大臣と大蔵省とが共同で任命するメンバー2名
- ❑ 大蔵省が任命するメンバー1名以上

¹⁷⁹ The Payment Services Regulations 2009(S.I. 2009 No.209)

¹⁸⁰ The Financial Services Act 2012 (Consequential Amendments and Transitional Provisions) Order 2013 第155条(2)により改正。

FCA の組織図は次のとおりである。

図表 英-9 FCA の組織図



(出所) : FCA, "Business Plan 2016/17"に基づき作成

<https://www.fca.org.uk/business-plan-2016-17>

⑤ 職員数

FCA の職員数は下表のとおりである。

図表 英-10 FCA の職員数
(2016 年度平均)

		職員数
全職員		3,232
うち	監督部門(監視業務を含む)	1,294
	監督実務の実施部門	656
	国際部門の職員	NA

(出所) : FCA, "Annual Report and Accounts 2015/16"に基づき作成

⑥ 予算規模・予算源

FCA は、監督対象となる業者から徴収する負担金を財源とする（金融サービス市場法付属規定 1ZA 第 23 条）。

図表 英-11 FCA の予算規模・予算源
(2017 年度、計画)

(単位:100万ポンド)

		金額
収入(計画)		519.4
	監督対象機関への賦課金	469.8
	罰金からの経費補填	49.6
支出(計画)		519.3
	経常的な規制・監督業務に係る支出(ORA予算)	502.9
	消費者信用以外	471.4
	消費者信用	31.5
	範囲変更業務の回収に係る支出	16.4
	消費者信用以外	10.2
	消費者信用	6.2
	資本的支出(IT投資など)	65.4

(出所) : FCA, "Business Plan 2016/17"に基づき作成

<https://www.fca.org.uk/business-plan-2016-17>

3. 金融制度の企画立案・規則制定の仕組み

(1) 法律

政府及び国会議員は、法律案をイギリス議会に提出することができるが、議員提出法案 (Private Member's Bill) については、私的利益にかかわる私法律案 (Private Bill、個別的法案) は提出できず、公共の利益にかかわる公法律案 (Public Bill、一般的法律案) のみに限られている。政府提出法案 (Government Bill) は、各省庁において関係利益団体との事前協議を経て立案・提出されている。

また、金融制度の全体構造に関する企画・法制化については大蔵省が責任を負うこととなっており、金融サービス市場法の原案作成も大蔵省が担当し、議会答弁も財務大臣が行った。

(2) 大蔵省令

大蔵省は、金融サービス市場法により具体的な規定内容を定めた大蔵省令 (order) を制定する権限を与えられている (金融サービス市場法第 426 条)。大蔵省令は、行政委任立法 (statutory instruments; SIs) の形式をとる (金融サービス市場法第 428 条)。これにより大蔵省には、必要に応じて法律改正を要せずに委任の範囲内で制度改正を行うことのできる余地が認められている。

(3) 金融行為規制機構規則／健全性規制機構規則

① 規則制定権

金融行為規制機構 (FCA) 及び健全性規制機構 (PRA) は、認可業者による規制対象業務の実施、及び当該業者による規制対象業務以外の活動に関し、必要又は適切と考えられる一般的な規則 (general rules) を制定することができる (金融サービス市場法 第 137A 条、第 137G 条)。

また、一般的な規則に加え、FCA、PRA にはそれぞれ次の諸規則を制定する権限が与えられている。

- 許認可条件規約 (金融サービス市場法 137O 条) : FCA、PRA とも制定可能
- 情報管理規則 (金融サービス市場法第 137P 条) : FCA、PRA とも制定可能
- 価格安定化規則 (金融サービス市場法第 137Q 条) : FCA が制定可能

- ❑ 金融商品勧誘規則（金融サービス市場法第 137R 条）：FCA が制定可能
- ❑ 上場規則等のパート 6 規則（金融サービス市場法第 73A 条）：FCA が制定可能

パート 6 規則とは金融サービス市場法パート 6（公式上場）の目的に照らし制定される規則であり、公式上場に関する上場規則（**listing rules**）、開示規則、目論見書規則、透明性規則及びコーポレート・ガバナンス規則が含まれる（金融サービス市場法 73A 条）。

② 規則制定の手続き

FCA 及び PRA は、規則の制定、変更又は廃止を行う場合、遅滞なく大蔵省に書面による通知を行わなければならない（金融サービス市場法第 138F 条(1)）。FCA は、原則としてイングランド銀行にも書面による通知を行う必要がある（金融サービス市場法第 138F 条(1A)）。

FCA 及び PRA は規則を制定する前に互いに対して諮問を行い、その後、提案する規則案を公表する（金融サービス市場法第 138I 条(1)、第 138J 条(1)）。規則案の公表にあたってはそれぞれ次のものを添付しなければならない（金融サービス市場法第 138I 条(2)、第 138J 条(2)）。

- 1) 費用・便益分析
- 2) 提案する規則の目的に関する説明書
- 3) 相互会社（**mutual society**）とその他の認可業者とで、当該規則によって受ける影響にどのような差異があるかという点に関する FCA・PRA の意見書
- 4) 当該規則が FCA・PRA の一般的責務と矛盾しない旨の説明書
- 5) 所定の期間内に当該案に対する意見表明を行うことができる旨の通知

4. 免許付与等

英国内において規制対象業務を行おうとする者は、認可を取得する必要がある（金融サービス市場法第 19 条）。規制対象業務は金融サービス市場法の付属規定 2 および規制対象業務に関する大蔵省令¹⁸¹によって規定される。

2012 年金融サービス法による改正前の 2000 年金融サービス市場法では、いずれかの規制対象業務を行う認可業者は、金融サービス機構（FSA）の下ですべて統一的な規制の枠組みに服することになっていたため、認可の付与や変更・取消に関して業態による違いは存在しなかった。

しかしながら、2012 年金融サービス法による金融行為規制機構（FCA）と健全性規制機構（PRA）の創設により、業態ごとに認可・監督を実施する機関が分かれたため、認可の付与手続きや認可要件等は、各機構においてそれぞれ規定されている。

（1）預金取扱金融機関

① 認可付与

1) 認可

PRA 規制業務命令¹⁸²により、預金の受入業務は PRA による規制の対象とされたため（2 条(a)）、預金取扱金融機関を認可する権限は PRA にある（金融サービス市場法第 55A 条）。

PRA は、申請者が金融サービス市場法付属規定 6、及び PRA の許認可条件規約（threshold conditions code、金融サービス市場法 1370 条）を満たすことを確保した上で、認可を付与することができる（金融サービス市場法第 55B 条）。

ただし、PRA は申請者に認可を付与するにあたり、FCA の同意を得なければならない（金融サービス市場法第 55F 条(2)）。

また、PRA は、認可の付与に際して、当該認可業者が実施できる業務について条件を課したり、業務の範囲を狭めたり広げたりすることができる（第 55F 条(4)）。

2) 認可要件

預金取扱金融機関は、PRA の認可要件と FCA の認可要件とを共に満たす必要があ

¹⁸¹ The Financial Services and Markets Act 2000 (Regulated Activities) Order 2001 (S.I.2001/No.544). その後、随時改正されている。

¹⁸² The Financial Services and Markets Act 2000 (PRA-regulated Activities) Order 2013 (S.I. 2013 No.556).

る。

(a) PRA の認可要件

預金取扱金融機関の認可にあたり、PRA が考慮する認可要件は次のとおりである（金融サービス市場法付属規定 6 第 5A 条～第 5F 条）。

- ❑ 会社形態：
法人、又はパートナーシップでなければならない。
- ❑ 事業所の所在地：
英国で設立された会社法人の場合、本社および登録事業所は、英国内に所在しなければならない。会社法人でなく、英国内に本社事業所を置いている場合には、英国内で営業しなければならない。
- ❑ 健全な事業運営：
適切な財務資源および非財務資源を有し、健全に事業を行わなければならない。
- ❑ 適格性：
法令遵守状況や経営管理者の能力・経験などから見て、認可対象業務を実施する上での適格性を備えていなければならない。
- ❑ 監督の実効性：
業務の性質や複雑さ、扱う商品の複雑さ、事業者の組織、グループへの参加、企業結合の状況などについて、PRA が実効性のある監督を実施する上での妨げとなる状況があってはならない。

(b) FCA の認可要件

PRA による規制対象となる業務を行う事業者の認可にあたり、FCA が考慮する認可要件は以下のとおりである（金融サービス市場法付属規定 6 第 3A 条～第 3E 条）。

- ❑ 監督の実効性
- ❑ 非財務資源の適切性
- ❑ 適格性
- ❑ ビジネスモデル：
FCA の業務目的に照らして、事業者のビジネスモデルは、規制対象業務の実施に適したものでなければならない。

② 異業種からの参入可否及び要件

金融サービス市場法では、認可を業務ごとに取得すればその業務を営むことが認められ、認可業者に一律に課される他業禁止規制は定められていない。そのため、①の

認可要件を満たして認可を付与されれば、異業種の業者も原則として¹⁸³預金の受入れ業務を行うことは可能である。

③ 変更・取消

1) 認可事業者の申請による変更

PRA は、認可事業者からの申請により、認可の変更（実施できる業務の追加・削除、業務の種類の変更）や取消を行うことができる（金融サービス市場法第 55I 条）。

認可の変更の場合は FCA の同意（金融サービス市場法第 55I 条(1)）、取消の場合は同機構への事前の諮問が必要である（同条(2)）。

2) PRA の主導による変更・取消

以下に該当する場合、PRA は、認可業者に対して付与された認可の変更（当該認可業者が実施できる業務の追加・削除、実施できる業務の種類の変更）および取消を行うことができる（金融サービス市場法第 55J 条）。

- (a) 許可取得のための許認可条件を満たしていない、あるいは満たすことができなくなりそうな場合
- (b) 12 ヶ月以上にわたって、認可を受けた業務を遂行していない場合
- (c) PRA の目的のいずれか¹⁸⁴を推進するために、認可の変更・取消を行うことが望ましい場合

PRA が権限を行使するためには FCA への事前の諮問が必要であり（金融サービス市場法第 55J 条(5)(a)）、実施できる業務の追加及び種類を拡大する場合は、FCA の同意が必要とされている（同条(5)(b)）。

(2) 投資会社

① 認可付与

1) PRA による認可の必要な投資会社

(a) 認可

次の条件に該当する場合、投資会社は PRA から認可を受ける必要がある（金融サービス市場法第 55A 条、PRA 規制業務命令第 3 条）。

¹⁸³ 保険会社の場合、保険会社としての他業禁止規制が課される（イギリス II 1（3）保険会社を参照）。またリングフェンスについてイギリス III 4 銀行の業務範囲に対する規制を参照。

¹⁸⁴ PRA の目的については、イギリス II 2（2）②目的を参照のこと。

- 自己勘定での投資商品取引業務を行う認可を取得しようとしている場合。
- 当初資本金が 73 万ユーロ相当以上である場合。
- PRA が、当該投資会社を PRA による認可・監督の対象とするよう指定した場合。指定にあたり考慮される要因については、イギリス II 2 (2) ③ 業務内容を参照のこと。

(b) 認可要件

PRA の認可を受ける投資会社の認可要件は、預金取扱金融機関と同じである。イギリス II 4 (1) 預金取扱金融機関を参照のこと。

2) FCA が認可を付与する投資会社

(a) 認可

PRA による認可の必要な者以外の投資会社に対しては、FCA が認可の権限を持つ (金融サービス市場法第 55A 条)。

FCA は、申請者が金融サービス市場法付属規定 6、及び FCA の許認可条件規約 (threshold conditions code、金融サービス市場法 1370 条) を満たすよう確保した上で、認可を付与することができる (金融サービス市場法第 55B 条)。

申請者が、PRA の認可を受けている事業者と同一のグループに属している場合には、FCA は認可を付与する前に、PRA に諮問を行わなければならない (金融サービス市場法第 55E 条(3))。

(b) 認可要件

FCA が、認可の付与にあたって考慮する認可要件は以下のとおりである (金融サービス市場法付属規定 6 第 2A 条～第 2F 条)。

- 事業所の所在地：

英国で設立された法人の場合、本社及び登録事業所は英国内に存在しなければならない。会社法人でなく英国内に本社事業所を置いている場合、及び登録事業所のない法人で本社が英国内にある場合には、英国内で営業しなければならない。
- 監督の実効性：

業務の性質や複雑さ、扱う商品の複雑さ、事業者の組織、グループ構造、連結監督の対象か否か、企業結合の状況などから見て、FCA が実効性のある監督を実施する上での妨げとなる状況があってはならない。
- 経営資源の適切性：

認可対象となる業務を行う上で、適切な経営資源 (経営管理者の能力や経験、法令遵守体制などの非財務資源も含む) を有していなければならない。

□ 適格性：

消費者の利益や英国の金融システムの統合性の維持、法令の遵守、経営の健全性、金融犯罪の防止等の観点に照らして適切な業務運営を行えるだけの適格性を有していなければならない。

□ ビジネスモデル：

経営の健全性、消費者の利益、英国の金融システムの統合性等の観点から、認可対象業務の実施に適したビジネスモデルでなければならない。

② 変更・取消

1) PRA が認可を付与した投資会社

PRA の認可を受けた投資会社の認可変更・取消に関しては預金取扱金融機関と共通している。イギリス II 4 (1) ③変更・取消を参照のこと。

なお、投資会社については次の場合も認可取消の対象となる（金融サービス市場法第 55K 条）。

- (a) 認可を受けた投資サービスを 6 ヶ月以上にわたって遂行していない場合
- (b) 虚偽の申告、又はその他の不正な手段によって認可を取得した場合
- (c) 認可を受けた投資サービス又は投資業務である規制業務に関連して、EU 法で定められている認可要件を満たしていない場合
- (d) 認可を受けた投資サービス又は投資業務である規制業務に関連して、EU 法で定められている投資サービスの運営条件に対する重大かつ組織的な違反がある場合

2) FCA が認可を付与した投資会社

(a) 認可事業者の申請による変更

FCA は、認可事業者からの申請により、認可の変更（実施できる業務の追加・削除、業務の種類の変更）や取消を行うことができる（金融サービス市場法第 55H 条）。

申請者が PRA の認可事業者を含むグループのメンバーである場合には、PRA への事前の諮問が必要である（金融サービス市場法 55H 条(5)）。

(b) FCA の主導による変更・取消

以下に該当する場合、FCA は、認可業者に対して付与された認可の変更（当該認可業者が実施できる業務の追加・削除、実施できる業務の種類の変更）及び取消を行うことができる（金融サービス市場法第 55J 条）。

- i. 許可取得のための許認可条件を満たしていない、あるいは満たすことが

できなくなりそうな場合

- ii. 12ヶ月以上にわたって、認可を受けた業務を遂行していない場合
- iii. FCA の運営目的の1つ以上を推進するために、認可の変更・取消を行うことが望ましい場合

また、投資会社の場合には、次の場合も認可取消の対象となる（金融サービス市場法第 55K 条）。

- i. 認可を受けた投資サービスを6ヶ月以上にわたって遂行していない場合
- ii. 虚偽の申告、又はその他の不正な手段によって認可を取得した場合
- iii. 認可を受けた投資サービス又は投資業務である規制業務に関連して、EU 法で定められている認可要件を満たしていない場合
- iv. 認可を受けた投資サービス又は投資業務である規制業務に関連して、EU 法で定められている投資サービスの運営条件に対する重大かつ組織的な違反がある場合

PRA の認可事業者であるか、PRA の認可事業者を含むグループのメンバーの場合には、PRA への事前の諮問が必要であり、PRA の認可事業者について実施できる業務の追加及び種類を拡大する場合は、PRA の同意が必要とされている（金融サービス市場法第 55J 条(4)）。

（3）保険会社

① 認可付与

1) 認可

PRA 規制業務命令¹⁸⁵により、保険契約の締結業務および保険契約の履行業務は PRA による規制の対象とされたため（2 条(b)(c)）、保険会社を認可する権限は PRA にある（金融サービス市場法第 55A 条）。

PRA による保険会社の認可についての規定は、預金取扱金融機関と共通である。イギリス II 4（1）預金取扱金融機関を参照のこと。

2) 認可要件

保険会社は、PRA の認可要件と FCA の認可要件とを共に満たす必要がある。

(a) PRA の認可要件

保険会社の認可にあたり、PRA が考慮する認可要件は以下のとおりである（金

¹⁸⁵ The Financial Services and Markets Act 2000 (PRA-regulated Activities) Order 2013 (S.I. 2013 No.556).

融サービス市場法付属規定 6 第 4A 条～第 4F 条)。

❑ 会社形態：

法人（有限責任組合（LLP）を除く）、登録友愛組合、又はロイズのメンバーでなければならない。

❑ 事業所の所在地：

英国で設立された会社法人の場合、本社及び登録事業所は英国内に存在しなければならない。会社法人でなく、英国内に本社事業所を置いている場合には、英国内で営業しなければならない。

❑ 健全な事業運営：

適切な財務資源及び非財務資源を有し、健全¹⁸⁶に事業を行わなければならない。

❑ 適格性：

法令遵守状況や経営管理者の能力・経験などから見て、認可対象業務を実施する上での適格性を備えなければならない。

❑ 監督の実効性：

業務の性質や複雑さ、扱う商品の複雑さ、事業者の組織、グループへの参加、企業結合の状況などから見て、PRA が実効性のある監督を実施する上での妨げとなる状況があってはならない。

(b) FCA の認可要件

保険会社の認可にあたって FCA が考慮する認可要件は投資会社と共通している。投資会社に対する FCA の認可要件については、イギリス II 4（2）①2) FCA が認可を付与する投資会社を参照のこと。

② 変更・取消

保険会社に対する認可事業者の認可の変更・取消は、預金取扱金融機関と共通している。イギリス II 4（1）③変更・取消を参照のこと。

(4) 投資運用業者

「投資運用業務（managing investments）」は FCA による規制の対象となる業務であるため、投資運用業者に対しては FCA が認可権限を持つ（金融サービス市場法第 55A 条）。

FCA による認可付与については、イギリス II 4（2）①2) FCA が認可を付与する投資

¹⁸⁶ 保険会社の健全性に係る基準は、金融行為規制機構／健全性規制機構規則集「保険会社のための健全性ソースブック（Prudential sourcebook for Insurers, INSPRU）」において規定されている。

会社を参照のこと。

(5) 投資助言業者

「投資助言業務 (advising on investments)」は FCA による規制の対象となる業務であるため、投資助言業者に対しては FCA が認可権限を持つ (金融サービス市場法第 55A 条)。

FCA による認可付与については、イギリス II 4 (2) ①2) FCA が認可を付与する投資会社を参照のこと。

(6) 保険仲介業者

保険仲介業務は「保険契約の管理および遂行における補助 (assisting in the administration and performance of a contract of insurance)」にあたるものとして、規制業務に加えられている (規制業務命令第 39A 条¹⁸⁷)。

保険仲介業務は、FCA による規制の対象となる業務であるため、保険仲介業者に対しては FCA が認可権限を持つ (金融サービス市場法第 55A 条)。

FCA による認可付与については、イギリス II 4 (2) ①2) FCA が認可を付与する投資会社を参照のこと。

¹⁸⁷ The Financial Services and Markets Act 2000 (Regulated Activities) (Amendment) (No.2) Order 2003 (S.I. 2003/No.1476)第 7 条により改正。

5. 検査・監督

(1) 銀行監督機関の権限

預金取扱金融機関は健全性規制機構（PRA）から認可を受けるため、PRA と金融行為規制機構（FCA）の両方から監督を受けることになる。PRA が健全性規制に関する監督を担当し、FCA が消費者保護や競争促進など、業務行為に関する監督を担当する（金融サービス市場法第 1L 条、第 2K 条）。

① 報告徴求

PRA 及び FCA は、書面による通達をもって、金融サービス市場法に基づく機能の行使に関係して合理的に必要とされる情報の提供、又は指定する文書の作成を、認可業者及びその関係者に対して要求することができる（金融サービス市場法第 165 条）。

また、PRA は、英国の金融システムの安定性に関連すると判断した場合には、以下の者に対しても書面による通達により、PRA が指定する情報の提供、又は文書の作成を要求することができる（金融サービス市場法第 165A 条）。

- 1) 投資ファンドの資産に対し、法的又は実質的な所有権（interest）を持つ者。
- 2) 投資ファンドの管理に責任を有する者。
- 3) 認可業者に対して、何らかのサービスを提供する者。
- 4) その者の行為又は不作為が、英国の金融システムに重大な脅威となっている、又はその可能性があるとして、大蔵省令による指定を受けた者。
- 5) 上記 1)～4)に該当する者の関係者¹⁸⁸。

② 検査（investigation）

1) 一般的検査

PRA 及び FCA は、認可業者の性質、行為又は営業状況、認可業者の業務の内容、認可業者の所有又は支配に関連して検査を行う十分な理由があると判断した場合に、

¹⁸⁸ 「関係者」とは、以下のように定義される。

- (a) ある者（A）が属するグループのメンバー
- (b) A に対する支配力を有する者（controller）
- (c) A がメンバーになっているパートナーシップの他のメンバー
- (d) A に関する金融サービス市場法付属規定 15 第 1 部に掲げられた者
法人の場合は(a)当該法人又は親会社の役員、(b)当該法人の従業員、(c)当該法人又は親会社の代理人、
自然人の場合はその従業員又は代理人を指す。

検査官を指名して当該認可業者（以前に認可を受けていた者も含む）やその関係者¹⁸⁹への面談および尋問、情報提供を要求することができる（金融サービス市場法第 167 条、第 170 条、第 171 条）。

2) 特定事案の検査

禁止事項への違反、又は市場における不正行為等の特定事案の場合、PRA 及び FCA は認可業者やその関係者でない者にまで調査対象を拡大し、面談及び尋問、情報提供を要求することができる（金融サービス市場法第 168 条、第 172 条、第 173 条）。

3) 海外規制機関の要請による検査

PRA 及び FCA は、他国の規制機関から要請があり、検査権限を行使することを決定した場合、検査官を指名することができる。検査官は、上記 2) 特定事案の検査と同等の検査権限を有する（金融サービス市場法第 169 条）。

4) 令状に基づく施設立入検査

主務大臣（Secretary of State、大蔵大臣が該当）、PRA、FCA、及び任命された検査官は、治安判事（justice of the peace）の発行する捜査令状を得て、令状により特定された施設に立入り、関連文書、若しくは情報を押収等する措置をとることが認められている（金融サービス市場法第 176 条）。

③ 処分

1) 認可業者に対する制裁権限

FCA 及び PRA は、認可業者が金融サービス市場法又は大蔵省令にて指定する EU 法によって課された要件に違反していると判断した場合、当該認可業者に対して以下のような制裁措置をとることができる。

❑ 公表（public censure）

当該違反行為に関するステートメントの公表（金融サービス市場法第 205 条）。

❑ 制裁金（financial penalties）

FCA 及び PRA が、当該違反行為に対して妥当と考える制裁金の賦課（金融サービス市場法第 206 条）。

❑ 業務停止（suspending permission）

FCA 及び PRA は、妥当と考える期間、当該認可業者が規制対象業務を遂行する許可を停止する、あるいは当該認可業者による業務遂行に制限ないし制約を

¹⁸⁹ 脚注 43 を参照。

課することができる（金融サービス市場法第 206A 条）。

2) PRA・FCA 主導による認可の変更・取消

PRA や FCA による認可の変更・取消については、イギリス II 4（1）③変更・取消を参照のこと。

3) 個人に対する制裁権限

□ 禁止命令

FCA 及び PRA は、規制業務に関する職務を遂行するのに適任ではないと判断した個人に対して、(a)認可業者、(b)認可取得を免除されている業者、又は(c)指定専門家業者において職務を行うことを停止するよう命じることができる（金融サービス市場法第 56 条）。

□ 承認（approval）の撤回

FCA 及び PRA は、金融サービス市場法第 59 条に基づいて最高執行役、取締役等の役割に対する適格者としての承認を与えた者に対し、その職務を遂行するのに適任ではないと判断した場合には承認を撤回することができる（金融サービス市場法第 63 条）。

□ 経営者等¹⁹⁰に対する制裁権限（金融サービス市場法第 66 条）

FCA 及び PRA は、次に掲げる場合に該当し、処分することが適切であると判断する場合、当該経営者等に対し、適切と判断する金額の制裁金を科すこと、又はその被承認者の不正行為に関するステートメントを公表することができる。

- ・ その者が不正行為を犯した¹⁹¹と判断する場合、又は
- ・ その者を処分することがあらゆる状況に照らして適切であると判断する場合

4) 差止命令（injunctions）の申請

FCA、PRA 及び主務大臣（大蔵大臣が該当）は、金融サービス市場法又は大蔵省令にて指定する EU 法により課される要件に違反する可能性が高い者（認可業者以外の者も含む）、実際に違反行為を行い、違反が継続、又は繰り返される可能性が高い者に対し、当該違反行為を制止する命令を出すよう裁判所¹⁹²に申請することがで

¹⁹⁰ 認可事業者の経営等の任に当たる個人は、金融サービス市場法に基づき、FCA 又は PRA から認可を受ける必要がある。就任者が個人として認可を取得する必要がある職務の範囲については、FCA 及び PRA の規則によって定めることになっている（金融サービス市場法第 59 条）。

¹⁹¹ 不正行為を犯した場合として、ポリシー・ステートメントを遵守しなかった場合及び認可業者が金融サービス市場法に基づく要求事項に違反し、その違反に当該経営者等が関与した場合が定められている。

¹⁹² イングランド、ウェールズにおいては高等法院（High Court）、スコットランドにおいては

きる。

また、違反行為を行った者や故意に違反に関与した者に対して、是正に向けた措置をとるよう求める命令や、資産の処分を禁じる命令を申請することもできる（金融サービス市場法第 380 条）。

5) 原状回復に関する権限

(a) 原状回復命令の請求

FCA、PRA 及び主務大臣（大蔵大臣が該当）は、裁判所に対して、要求事項に違反した者、違反に故意に関与した者が、違反の結果として利益を蓄積、他者に損害等を与えた場合に、これらの利益や損失に相当する金額を支払うという命令を請求することができる（金融サービス市場法第 382 条）。

(b) FCA・PRA による原状回復命令

認可業者が要求事項に違反、違反に故意に関与することにより利益を蓄積、他者に損害等を与えた場合には、当該業者を認可した機関（FCA 又は PRA）から当該認可業者に対して、正当と判断する金額の関係者への支払を命ずることができる（金融サービス市場法第 384 条(1)）。

④ 検査の実施状況

預金取扱金融機関に対しては、PRA が健全性について、FCA が業務行為についての監督・検査を行う。

1) PRA による監督・検査の実施状況

預金取扱金融機関の監督に関する PRA の方針は、「健全性規制機構の銀行監督へのアプローチ¹⁹³」と題する文書において公表されている。

(a) 検査手法

PRA は重要なリスクに焦点を絞った監督活動を行うことを基本的姿勢としており、重視するリスクは金融機関によって異なる。そのため、PRA が用いる監督手法は画一的なものではなく、下記のような手法を適宜組み合わせて検査・監督を実施している。

i. 情報の収集・分析

PRA は、報告徴求書類等を通じた定期的な情報収集・分析を実施する。

民事控訴院（Court of Session）が管轄権を有する。

¹⁹³ PRA, “The Prudential Regulation Authority’s approach to banking supervision” (March 2016)

<http://www.bankofengland.co.uk/pru/Pages/supervision/approach/default.aspx>

また、公開情報（金融機関の年次報告書や他の開示書類など）の収集や、金融機関から付加的な情報を特別に徴求することもある。

ii. 経営者・従業員との面談

PRA は金融機関に対して、上級レベルおよび現場レベルでの監督官との面談に応じるように要求する。

iii. 実地検査

実地検査は、特定の分野（例えばトレーディング業務、リスク評価やリスクウェイトへのアプローチ、ストレステストなど）について必要に応じて実施される。実地検査では、スタッフとのディスカッション、内部文書のレビュー、テスト（ストレステストを目的とする検査において）などが行われる。

iv. 外部監査人の利用

外部監査人は、監督対象金融機関に関連するデータや情報を PRA に提供することを義務付けられている（金融サービス市場法第 342 条）。

外部監査人は、金融機関に現存するリスクや潜在的なリスクを特定し、PRA に対して注意喚起することを期待されている。

v. 特別報告の徴求および特別調査

特定の事項について、追加の情報、深い分析、専門的アドバイスが必要な場合、PRA は金融機関に対して特別報告（金融サービス市場法第 165 条に基づくもの）を徴求したり、外部機関に調査の実施を委託することができる。

vi. FCA からの情報提供

PRA では、監督対象金融機関の業務行為に係るリスク（資金洗浄に関するものも含む）や FCA の監督対象となっているグループ会社の健全性リスクのうち重要なものについて、FCA が入手した情報の共有を受け、自身の監督において活用している。

(b) 検査頻度

検査の頻度は、各金融機関が金融の安定に及ぼしうるリスクの大きさに応じて個別に決定する。単独では金融システムの混乱を引き起こす可能性が低リスクの金融機関に対しては、定期的な実地検査は実施せず、報告徴求書類の分析においてリスクの兆候が見られた場合にのみ検査を実施する。

(c) 検査官数

PRA では 2014 年時点で、預金取扱金融機関、PRA の監督対象となる投資会社、

保険会社を合計して 523 名の検査官が配置されている¹⁹⁴。

このうち、金融システムに与えるリスクが最も大きい金融機関（25 機関）を担当する検査官が 212 名、中程度のリスクを持つ金融機関（54 機関）を担当する検査官が 133 名、リスクの小さい金融機関（1,257 機関）を担当する検査官が 178 名となっている。

2) FCA による監督・検査の実施状況

預金取扱金融機関は、業務行為については FCA の監督を受ける。認可業者の監督に関する FCA の方針については、FCA のウェブサイト¹⁹⁵に記されている。

(a) 検査手法

監督対象となる認可業者は、規模・市場でのプレゼンス・顧客数に応じて、重点的に監督を行う必要がある固定的ポートフォリオ業者（fixed portfolio firms）と、それ以外の流動的ポートフォリオ業者（flexible portfolio firms）に分類される。

i. 固定的ポートフォリオ業者

固定的ポートフォリオ業者には専任の検査官が任命され、業者ごとに継続的な評価を行うことにより予防的な監督を行う。定期的な監督サイクルの中でガバナンスのチェックを行う際に、業者ごとの監督戦略と基本的な作業プログラムを評価する。

これらの認可業者に対しては、以下のようなアプローチで監督が行われる。

□ ビジネスモデルおよび戦略の分析（Business Model and Strategy Analysis, BMSA）：

当該認可業者のビジネスモデルに固有の業務行為リスクの特定を目的として行われる。

□ 経営陣との面談、経営情報の分析、顕在化しているリスクの分析を通じた予防的な監督の実施（proactive engagement）

□ FCA の懸案領域（当該認可業者のガバナンス、商品政策、販売プロセス、販売後の処理）についての掘り下げ（deep-dive assessments）

ii. 流動的ポートフォリオ業者

流動的ポートフォリオ業者については、テーマごとに市場ベースの監督

¹⁹⁴ PRA, “The Prudential Regulation Authority’s approach to banking supervision” (June 2014)

<http://www.bankofengland.co.uk/pr/Pages/supervision/approach/default.aspx>

¹⁹⁵ FCA “Supervision”

<https://www.fca.org.uk/about/supervision>

を行う。また、関連する業界において確認されたリスクに応じて、業者とのコミュニケーションや研修が行われる。

(b) 検査頻度

固定的ポートフォリオ業者は業務の規模とリスクに応じて1年から3年のサイクルで監督が行われる。流動的ポートフォリオ業者の検査頻度は定められていない。

(c) 検査官数

2016年時点で、FCAの監督部門に1,294名、監督実施部門に656名の職員（フルタイム換算）が配置されている¹⁹⁶。

監督部門及び監督実施部門において、FCAが監督対象とするすべての認可業者に対する監督を担当している（市場規制、法執行及び金融犯罪は除く¹⁹⁷）。

(2) 証券監督機関の権限

① 認可業者に対する権限

投資会社の健全性に係る監督は、PRAの指定を受けている投資会社¹⁹⁸については、PRAが行う一方、証券サービスを提供するその他の認可業者については、FCAが行う。

また、FCAは、すべての認可業者の業務行為に関する監督を実施する（金融サービス市場法第1L条、第2K条）。

1) 報告徴求

PRA・FCAの有する権限は、預金取扱金融機関の監督に係るものと共通している。イギリスII 5（1）①報告徴求を参照のこと。

2) 立入検査

PRA・FCAの有する権限は、預金取扱金融機関の監督に係るものと共通している。イギリスII 5（1）②検査を参照のこと。

3) 処分

PRA・FCAの有する権限は、預金取扱金融機関の監督に係るものと共通している。

¹⁹⁶ FCA, “Annual Report and Accounts 2015/16”

<https://www.fca.org.uk/publication/corporate/annual-report-2015-16.pdf>

¹⁹⁷ FCAにおける市場規制、法執行及び金融犯罪に関する監督の担当部門については、イギリスII 2（3）④組織を参照のこと。

¹⁹⁸ PRAの監督を受ける投資会社の指定については、イギリスII 2（2）健全性規制機構及びイギリスII 4（2）投資会社を参照のこと。

イギリス II 5 (1) ③処分を参照のこと。

4) 検査の実施状況

(a) PRA の指定を受けている投資会社

PRA の指定を受けている投資会社に対する監督・検査の実施は、預金取扱金融機関に対するものと共通しており、PRA が健全性について、FCA が業務行為についての監督・検査を行う。イギリス II 5 (1) ④検査の実施状況を参照のこと。

(b) 証券サービスを提供するその他の認可業者

(a)以外の証券サービスを提供する認可業者は、健全性・業務行為の両方について FCA による監督・検査を受ける¹⁹⁹。

i. 健全性に関する FCA の監督

□ 検査手法

認可業者の健全性に関する FCA の監督は、認可業者の健全性リスク分類 (P1~P4 の 4 段階) に応じて行われる。リスク分類は、主として認可業者からの報告書類に基づいて行う。

・ 健全性リスク分類が P1、P2 の認可業者

無秩序な破綻が起こった場合に市場に与える影響が大きく、健全性規制上の重要性が大きいとされる認可業者で、資本の充足状況や流動性について、定期的な評価の対象となる。健全性に焦点を絞った実地検査の実施対象となる。

・ 健全性リスク分類が P3 の認可業者

破綻した場合の市場に対する影響がそれほど小さくなく、健全性規制上の重要性が比較的小さい認可業者は、財務要件の遵守状況について、認可業者の自己評価を重視する。

FCA は、不整合の発生や要件の未達のような異常事態が生じていないかという観点から、モニタリングを実施する。

P3 の事業者に対する FCA の健全性評価は、業界全体に対するレビューの一環として、不定期に実施される。

・ 健全性リスク分類が P4 の認可業者

特別管理下にある、あるいは破綻処理中の認可業者であり、破綻処理スキームの中での監督が行われる。

¹⁹⁹ "The FCA's Approach to Supervision for flexible portfolio firms", "The FCA's Approach to Supervision for fixed portfolio firms"

<https://www.fca.org.uk/about/supervision>

□ 検査頻度

健全性リスク分類が P1 の認可業者は 2 年サイクル、P2 の認可業者は 4 年サイクルとされ、P3 の認可業者は問題が生じた場合に検査が行われる（P4 の認可業者については上記の通り）。

□ 検査官数

イギリス II 5（1）④ 2)(c)検査官数を参照。

ii. 業務行為に関する金融行為規制機構の監督

業務行為に関する金融行為規制機構の監督・検査の実施状況は預金取扱金融機関に対するものと共通している。イギリス II 5（1）④ 2)FCA による監督・検査の実施状況を参照のこと。

② 証券規制違反行為一般に関する法執行権限

インサイダー取引や市場操作などの市場における不正行為（market abuse）に関する法執行権限は FCA が有する。

1) 調査

FCA 又は主務大臣（大蔵大臣が該当）は、市場における不正行為が行われた可能性のある状況が存在する場合、調査員を指名して調査（investigation）を実施させることができる（金融サービス市場法第 168 条）。

調査員は、調査の対象者、その関係者、及びそれ以外の者に対して、面談及び尋問、情報提供、文書の作成、調査へのあらゆる協力を要求することができる（金融サービス市場法第 172 条、第 173 条）。

2) 差止・制裁等

(a) 制裁金 (penalties)

FCA は市場における不正行為を行った者（作為又は不作為によって他の者に市場における不正行為を行うよう要求あるいは教唆した者を含む。以下同様）に対し、適切と判断する金額の制裁金を課すことができる（金融サービス市場法第 123 条）。

(b) 差止命令 (injunctions) の申請

FCA は、市場における不正行為を行った者に対し、当該違反行為を制止する命令を出すよう裁判所²⁰⁰に申請することができる。また、違反行為を行った者や故意に違反に関与した者に対して、是正に向けた措置をとるよう求める命令や、

²⁰⁰ イングランド、ウェールズにおいては高等法院（High Court）、スコットランドにおいては民事控訴院（Court of Session）が管轄権を有する。

資産の処分を禁じる命令を申請することもできる(金融サービス市場法第 381 条)。

(c) 原状回復命令の請求

FCA は、裁判所に対して、市場における不正行為を行った者が、不正行為の結果として蓄積した利益、又は他者に与えた損害等に相当する金額を支払うという命令を請求することができる(金融サービス市場法第 383 条)。

(d) FCA による原状回復命令

市場における不正行為により利益を蓄積、あるいは他者に損害等を与えた者に対しては、FCA から正当と判断する金額の関係者への支払を命ずることができる(金融サービス市場法第 384 条(2)(5))。

(3) 保険監督機関の権限

① 報告徴求

PRA・FCA の有する権限は、預金取扱金融機関の監督に係るものと共通している。イギリス II 5 (1) 銀行監督機関の権限を参照のこと。

② 立入検査

PRA・FCA の有する権限は、預金取扱金融機関の監督に係るものと共通している。イギリス II 5 (1) 銀行監督機関の権限を参照のこと。

③ 処分

PRA・FCA の有する権限は、預金取扱金融機関の監督に係るものと共通している。イギリス II 5 (1) 銀行監督機関の権限を参照のこと。

④ 検査の実施状況

保険会社に対しては、PRA が健全性について、FCA が業務行為についての監督・検査を行う。

1) PRA による監督・検査の実施状況

保険会社の監督に関する PRA の方針は、「健全性規制機構の保険監督へのアプローチ²⁰¹」と題する文書において公表されている。

²⁰¹ PRA, “The Prudential Regulation Authority’s approach to insurance supervision” (March

(a) 検査手法

PRA は重要なリスクに焦点を絞った監督活動を行うことを基本的姿勢としており、重視するリスクは保険会社によって異なる。そのため、PRA が用いる監督手法は画一的なものではなく、利用可能な手法を適宜組み合わせて検査・監督を実施している。

i. 情報の収集・分析

PRA は、報告徴求書類等を通じた定期的な情報収集・分析を実施する。また、公開情報（保険会社の年次報告書や他の開示書類など）の収集や、保険会社から付加的な情報を特別に徴求することもある。

ii. 経営者・従業員との面談

PRA は金融機関に対して、上級レベル及び現場レベルでの監督官との面談に応じるように要求する。

iii. 実地検査

実地検査は、特定の分野（内部統制やリスク管理の体制、資産負債管理、取締役会の実効性など）について必要に応じて実施される。実地検査では、スタッフとのディスカッション、内部文書のレビュー、テスト（ストレステストを目的とする検査において）などが行われる。

iv. 外部監査人・保険数理人の利用

外部監査人や保険数理人は、監督対象保険会社に関連するデータや情報を PRA に提供することを義務付けられている（金融サービス市場法第 342 条）。

外部監査人は、保険会社に現存するリスクや潜在的なリスクを特定し、PRA に対して注意喚起することが期待されている。

保険数理人は、検査官との対話を通じて、保険会社内部の保険数理上の判断について検査官が理解し、重要な局面において監督官が保険会社内部の判断に対し意見を付すことができるようにするための役割を果たすことが求められている。

v. 特別報告の徴求及び特別調査

PRA は保険会社に対して特別報告（金融サービス市場法第 165 条に基づくもの）を徴求、外部機関に調査の実施を委託することができる（金融サービス市場法第 166 条）。

vi. FCA からの情報提供

PRA では、監督対象の保険会社の業務行為に係るリスクや FCA の監督対象となっているグループ会社の健全性リスクのうち重要なものについて、

FCA が入手した情報の共有を受け、自身の監督において活用している。

(b) 検査頻度

検査の頻度は、各保険会社が金融の安定に及ぼしうるリスクの大きさや、当該保険会社が取り扱っている保険種別に由来するリスクの差異等に応じて個別に決定する。

(c) 検査官数

イギリス II 5 (1) ④ 2) (c) 検査官数を参照のこと。

2) FCA による監督・検査の実施状況

業務行為に関する FCA の監督・検査の実施状況は預金取扱金融機関に対するものと共通している。イギリス II 5 (1) ④ 2) FCA による監督・検査の実施状況を参照のこと。

(4) 投資運用業者の監督機関の権限

投資運用業者に対しては、FCA が健全性と業務行為の両方についての監督・検査を実施する。イギリス II 5 (2) ①認可業者に対する権限を参照のこと。

(5) 投資助言業者の監督機関の権限

投資助言業者に対しては、FCA が健全性と業務行為の両方についての監督・検査を実施する。イギリス II 5 (2) ①認可業者に対する権限を参照のこと。

(6) 監督当局間の関係

金融サービス市場法では PRA 及び FCA に対し、各々が果たす役割、双方の監督業務の調整について、覚書 (Memorandum of Understanding) を作成するように要求している (金融サービス市場法第 3E 条)。

金融サービス市場法第 3E 条に基づき作成された FCA と PRA との覚書²⁰²では、両者の関係について以下のように規定している。

²⁰² Memorandum of Understanding (MoU) between the Financial Conduct Authority (FCA) and the Prudential Regulation Authority (PRA)
<http://www.bankofengland.co.uk/about/Documents/mous/moufcapra.pdf>

① 情報共有

FCA 及び PRA は、他方の監督機関の保有する情報が自らの監督業務に関連している場合、当該情報の共有を要請することができる。

また、FCA 及び PRA は、自らの収集した情報が他方の監督機関にとって重大な利害を有すると考える場合、積極的に当該情報を他方の監督機関に提供する。

② 政策・規則の策定

FCA 及び PRA は、それぞれ、その目的を達成するための政策・規則の策定を行う。

政策・規則が他方の監督機関の目的に関して重大な影響を及ぼす可能性のある場合には、早い段階で互いに諮問を行う。

FCA と PRA の政策担当役員は、四半期に一回、定期的な会合を行い、構想している政策が監督機関双方に及ぼしうる影響についての議論や、実際に行っている調整の有効性についての評価を実施する。

③ 事業者の認可

PRA による規制・監督の対象となる業務を行おうとする者に対しては、PRA が FCA の同意を得た上で認可を付与する。それ以外の規制対象業務を行おうとする者には、FCA が認可を付与する。

④ 二重監督（dual regulation）の対象となる認可事業者への監督

健全性について PRA の監督を受ける認可事業者は、業務行為については FCA の監督を受けることになる。

通常時には、PRA と FCA は、それぞれ別個に監督行為を実施する。それによって得られた情報や結論は、他方の監督機関の目的に関して重大性がある場合のみ、監督機関間で交換される。

PRA と FCA とは、必要に応じて個々の認可業者やグループについての「監督カレッジ（supervisory colleges）」を組成し、当該認可業者やグループの有するリスクやリスクの緩和措置が、監督機関双方に対してどの程度の影響を与えうるかについての評価を行う。

Ⅲ. リーマンショック後の国際的な金融規制改革への取組

1. 金融監督体制

(1) 金融監督体制の見直し

英国では従来、大蔵省（HM Treasury）、金融サービス機構（Financial Services Authority：以下「FSA」という）、イングランド銀行（Bank of England：以下「BOE」という）の3機関による金融監督体制が敷かれており、それぞれ以下のような役割を分担していた（1997年10月28日 大蔵省、FSA、BOEの関係についての覚書）。

- 大蔵省：規制・制度の全体構造の整備、及びそれに適用される法制化。
- FSA：事業者に対する許認可・監督の実施や金融市場と決済システムの監督など、実際の規制・監督を行う。
- BOE：通貨制度の安定、支払決済システムの基盤整備など、金融システムの一般的な安定性の確保。

しかし2007年からの金融危機においては、大蔵省、FSA、BOEとも金融システム全体に蓄積しつつあるリスクを検知できず、適切な対処が行えなかったことから、従来の金融監督体制には不備・欠陥があるとの見方がなされるようになった。

具体的には、監督責任が3機関に分散していることによって、以下のような機能不全が生じたと指摘されている²⁰³。

- BOEは、金融の安定についての責任を負っていたものの、それを実現するための手段が限られていた。
- FSAは、金融の安定を実現するための規制上の手段を有していたものの、規制・監督の対象となる範囲が広範（消費者保護、公衆の啓発、市場の信認、金融犯罪の削減といったものまでが含まれる）であったために、金融安定の問題に対し、十分な焦点を当てていなかった。
- 事業者レベルでの安定と金融システムの安定との関係性が、各監督機関の責任領域の隙間にあたってしまい、この問題に対処する監督機関が存在しないという状況が生じていた。

こうした中、2010年5月に保守党・自由民主党の連立政権が誕生し、前政権（労働党）

²⁰³ HM Treasury, “A new approach to financial regulation: building a stronger system” February 2011, p.4.

が導入した制度の欠陥を正し、金融監督の失敗による危機の再発を防止することを目的として、金融監督体制の抜本的な改革についての検討が行われた。

その結果、2012年に金融サービス法（Financial Services Act 2012）が成立し、2013年4月から同法に基づく新たな金融監督体制が発足している。

新体制では、金融安定を目的とする規制を行う機関と消費者・投資家保護のための規制や市場規制を行う機関とを分離し、前者はBOEが担当し、後者は新設された金融行為規制機構（Financial Conduct Authority, FCA）が担当する。

BOE内ではさらに、マクロ・プルーデンス政策を担う金融安定政策委員会（Financial Policy Committee, FPC）が新たに設置され、ミクロ・プルーデンス規制を担当する健全性規制機構（Prudential Regulation Authority, PRA）がBOEの子会社として新たに設置された（2016年の法改正による組織形態の見直しについて、後述）。

各機関の役割は以下のとおりである。

① イングランド銀行（BOE）

- 英国の金融システムの安定を守り、強化すること。
- 他の関連機関（大蔵省、PRA、FCAを含む）との協力を推進すること。
- 特別整理制度²⁰⁴の対象となる破綻金融機関の破綻処理にあたること。

② 金融安定政策委員会（FPC）

- システミック・リスクを特定し、当該リスクを取り除くための措置を講じること。

③ 健全性規制機構（PRA）

- PRAの監督対象となる金融機関の安全性と健全性を促進することにより、金融安定を強化すること。
- ・ 金融機関の破綻による影響を最小化すること。

④ 金融行為規制機構（FCA）

- 金融サービスの効率性を高め、サービスを選択できるようにすることで、英国の金融システムに対する信認を強化すること。

²⁰⁴ 特別整理制度については、イギリスⅢ 2（1）破綻処理制度を参照のこと。

- 適切な消費者保護を確保すること。
- 英国の金融システムの統合性（integrity）を守り、強化すること。

⑤ 大蔵省

- 規制・制度の全体構造の整備、及びそれに適用される法制化。
- 危機的な状況が発生した際の財政出動に係る決定は大蔵省が行うこととされており、具体的には、以下のような責任がある²⁰⁵。
 - ・ BOE からの提案に基づき、特定の個別金融機関に対して、緊急流動性供給（Emergency Liquidity Assistance）を行うことを認可すること。
 - ・ 金融安定化に向けた措置によって公的資金への影響が生じうる場合（既に財政出動が行われている金融機関に対して何らかの措置を実施する場合など）、当該措置の実施を認可すること。
 - ・ 銀行又は銀行持株会社の一時的な公有化（Temporary Public Ownership）を実施すること。
- また、大蔵省は、危機に対応するための措置について議会及び市民への報告を行うほか、これらの措置が、英国の国際的な義務に反していないかについての評価を実施する。

さらに、2016年にイングランド銀行・金融サービス法（Bank of England and Financial Services Act 2016）において BOE のガバナンスのあり方が見直され、それまで BOE の子会社であった PRA が 2017 年 3 月 1 日に BOE に吸収されることとなった（ただし、それ以後も PRA の名称は残され、BOE が PRA として業務を行う）。それとともに、BOE 内に新たに健全性規制委員会（Prudential Regulation Committee）が設けられ、同委員会が BOE の PRA としての業務についての責任を負う。

（2）マクロ・プルーデンス監督

上述のとおり、2012年金融サービス法により、マクロ・プルーデンス監督を担う機関として BOE 内に FPC が設置された。

FPC の概要については、イギリス II 2（1）金融政策委員会を参照のこと。

²⁰⁵ 危機管理に係る大蔵省の権限・責任については、以下の資料に基づく。

HM Treasury, Bank of England and Prudential Regulation Authority, “Memorandum of Understanding on financial crisis management”

<http://www.bankofengland.co.uk/about/Pages/mous/default.aspx>

2. 破綻処理制度、再建・破綻処理計画

(1) 破綻処理制度

英国では2009年2月12日に成立した2009年銀行法（Banking Act 2009）により特別整理制度（special resolution regime, SRR）が導入され、預金取扱金融機関を対象とする特別破綻処理の枠組みが整備された。

これは、預金取扱金融機関が深刻な経営難に陥った場合に、BOE、大蔵省、PRA、FCAが介入し、a) 民間による買収、b) ブリッジバンクへの営業譲渡、c) 公的部門への一時的な譲渡のいずれかの措置により安定化を図るというものである。

なお、2012年金融サービス法により、投資会社の破綻処理にも特別整理制度が適用できるようになった（金融サービス法第101条）。

(2) 金融機関による再建・破綻処理計画の策定

① 再建計画（recovery plan）

PRAの規則に基づき、PRAによって認可される業者²⁰⁶は、再建計画を策定し、PRAに提出しなければならない（健全性規制機構規則集²⁰⁷ 再建計画(Recovery Plans) 2.1～2.3）。また、銀行、住宅金融組合、PRAの監督対象である投資会社（及びそれらの親会社）は、EEA域内の金融持株会社（英国外で設立され、英国内に事業所をもたないもの）によって支配されている場合、グループの再建計画を策定し、PRAに提出しなければならない（健全性規制機構規則集 再建計画(Recovery Plans) 3.1、3.2）。

② 破綻処理計画（resolution plan）

BOEは、破綻処理制度の対象となる全ての金融機関について破綻処理計画を策定する。破綻処理計画策定の目的は、各金融機関の破綻処理戦略を策定し、金融機関の破綻処理可能性を評価し、破綻処理に当たっての障害を特定することであり、以下の事項が含まれる。

□ 破綻処理戦略の設定に当たり必要な情報を収集する

²⁰⁶ EUの自己資本規制指令によって連結監督の対象となるグループに含まれるものを除く。

²⁰⁷ 健全性規制機構規則集（PRA Rulebook）は、PRAの監督対象金融機関にのみ適用されるPRAの規則集である。PRAは、従来の規則集（Handbook）から本規則集への置き換えを進めている。

<http://fshandbook.info/FS/prerulebook.jsp>

- 望ましい破綻処理戦略を運用できる破綻処理計画を策定する
- 破綻処理可能性を評価し、破綻処理に当たっての障害を特定する
- 重大な障害を除去することを通じて破綻処理可能性を向上させる

BOEによる破綻処理計画の策定のため、各金融機関は破綻処理計画の策定と実施に必要な情報（**resolution pack**）を提出する。当該情報は、以下の情報を含んでいなければならない（健全性規制機構規則集 破綻処理（**Resolution Pack**）2.5、2.6）。

- 以下のような事態が生じた場合についての計画策定や対策の実施（大蔵省やBOEによるものを含む）を行いやすくするために十分な情報と分析
 - ・ 当該金融機関が破綻した場合
 - ・ 当該金融機関が破綻しそうな場合

破綻処理計画の策定に際して、BOEは以下の点を考慮し、破綻処理可能性の評価を行う（銀行の再建と破綻処理に関する大蔵省令 第60条(2)(a)）。

- 当該金融機関のサービスに関する契約が、破綻時においても完全に執行できるか
- 支払・決済システムへ引き続きアクセスできるように、緊急時対応計画（**contingency plan**）が設けられているか
- 預金保険制度の対象となる預金を特定するのに必要な情報を、破綻処理当局に提供できるようにする手続きを備えているか
- 金融機関を破綻処理した場合に金融システム、市場の信頼、実体経済、支払・決済システムに与えられる影響の程度 / など

BOEは、破綻処理可能性の評価により、金融機関が破綻した場合、金融を不安定化させたり、当該金融機関が有する重大な機能（それが失われると実体経済に不可欠なサービスが混乱し、金融の安定が混乱するもの）を阻害したりせずに破綻処理計画を実施することが実現可能か判断する。

破綻処理可能性の評価の一部として、BOEは望ましい破綻処理戦略の実施に対する重大な障害を特定する。障害が特定された場合、金融機関はそれを取り除くための措置を取る必要がある。

3. 破綻処理費用の負担

英国政府は 2011 年度予算から銀行税 (bank levy) を導入した (2011 年財政法付属規定 19)。銀行税は、銀行の破綻や、その結果生じる消費者および投資家の信頼喪失が英国の金融システム及び経済全般へのリスクを鑑み、銀行に対してリスクを反映した拠出を求めるという趣旨で導入された²⁰⁸。

(1) 対象金融機関

銀行税の課税対象となる金融機関は以下のとおりである (2011 年財政法付属規定 19 第 4 条)。

- 英国の銀行及び住宅金融組合
- 外国銀行及び外国銀行グループの英国銀行子会社及び英国内の支店
- 非銀行グループの英国内の銀行子会社

(2) 税額の算出

① 課税ベース

銀行税は、金融機関の資本及び負債に対して課税される (2011 年財政法付属規定 19 第 6 条)。

ただし、以下にあげるような項目は課税ベースから控除される (同法付属規定 19 第 28 条)。

- TIER1 資本
- 預金保険の対象となるリテール預金²⁰⁹
- 政府債権を担保とするレポ
- 銀行グループ内のリテール保険業務における保険契約者負債 / など

控除後の資本及び負債の総額が 200 億ポンド以下の金融機関及び金融機関グループに対しては、銀行税は課税されない (同法付属規定 19 第 6 条)。

²⁰⁸ HM Treasury, “Bank Levy: a consultation” (July 2010) p.5.

http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20130129110402/http://www.hm-treasury.gov.uk/consult_bank_levy.htm

²⁰⁹ 預金保険により補償される限度額については、イギリス III 10 (2) 預金保険制度を参照のこと。

さらに、資本・負債の長期・短期比率に応じた控除額を控除して、課税ベースとする（同法付属規定 19 第 6 条）。

② 連結範囲

英国の銀行及び住宅金融組合は、海外のグループ会社等を全て含むグループ全体の連結勘定に基づいて税額を算出する

外国銀行及び外国銀行グループは、英国内の銀行子会社及び支店の勘定に基づいて税額を算出する。当該外国銀行及び外国銀行グループが英国内に別の非銀行子会社を有している場合には、これも連結対象に含まれる。

非銀行グループの英国内銀行子会社は、当該銀行子会社の勘定に基づいて税額を算出する。当該銀行子会社が英国内にグループ会社を有している場合には、これも連結対象に含まれる。当該非銀行グループが英国外に銀行子会社を有しており、当該銀行子会社が英国内でも業務を行っている場合には、その業務に応じて資本を割り当て、これを合算する。

③ 税率

銀行税は、長期資本及び負債と短期資本及び負債とにそれぞれ異なる税率が適用される。

2011 年の導入時の税率は、長期資本及び債務に対しては 0.039%、短期資本及び債務に対しては 0.078%であった（同法付属規定 19 第 6 条）。

税率は毎年の予算を決定する財政法により改定される。長期資本及び債務、短期資本及び債務のそれぞれについて、2012 年は 0.044%、0.088%、2013 年は 0.065%、0.130%、2014 年は 0.078%、0.156%、2015 年は 0.105%、0.210%と段階的に引き上げられた。

しかし、2015 年 12 月、英国政府は銀行税の税率を 2021 年まで段階的に引き下げ、課税ベースを見直す協議文書を公表した。2016 年 12 月に協議の結論が得られ、以下のような課税ベースの見直しを 2021 年 1 月 1 日から適用することを 2017-2018 年予算法に盛り込むこととされた²¹⁰。

- 海外子会社に資金を提供するために英国の組織が発行した資本を課税ベースから除外する
- 英国銀行の海外支店への資金提供を課税ベースから除外する

²¹⁰ HM Revenue & Customs, “Re-scope of the Bank Levy – 2021”
https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/574572/Re-scoping_of_the_Bank_Levy_-_summary_of_responses.pdf

- 高品質の流動資産の定義を、PRAが「レベル1」の高品質の流動資産とみなす資産が含まれるように見直す

4. 銀行の業務範囲に対する規制

銀行の業務範囲に対する規制に関しては、2010年6月に設置された独立銀行委員会 (Independent Commission on Banking, ICB) がリテール銀行業務とホールセール銀行業務の分離 (リングフェンス) 導入についての勧告を行い、これに対応する形で法制化に向けた準備が進められていた。

その後、2013年12月18日に2013年銀行改革法 (Financial Services (Banking Reform) Act 2013) が成立し、リングフェンスが導入されることとなった。

□ リングフェンス銀行の定義

金融サービス市場法又は大蔵省令により指定される「コア業務 (core activities)」のいずれかを行う英国の金融機関を「リングフェンス銀行 (ring-fenced body)」という (金融サービス市場法第142A条、第142B条 (2013年銀行改革法により改正))。

銀行改革法では、英国内又は英国外で行う預金の受入業務をコア業務として指定している (金融サービス市場法第142B条)。

ただし、住宅金融組合、及び大蔵省令により除外される金融機関は、リングフェンス銀行に含まれない (金融サービス市場法第142A条(2))。

□ リングフェンス銀行に対し禁止される業務

リングフェンス銀行に対しては、「除外業務 (excluded activities)」を行うこと、及び「禁止事項 (prohibitions)」への違反が禁止される (金融サービス市場法第142G条)。

・ 除外業務

銀行改革法では、自己勘定での投資商品のディーリングを除外業務として指定している。

ただし、大蔵省令により、リングフェンス銀行が、英国内におけるコア業務の提供の継続に重大な影響を与えない範囲で自己勘定でのディーリング業務を行える条件を規定することができる。また、大蔵省令により除外業務を追加指定することも可能である (金融サービス市場法第142D条)。

・ 禁止事項

以下のような事項がリングフェンス銀行に対するリスクとなり、英国におけるコア業務の継続に重大な悪影響を及ぼす可能性がある場合には、大蔵省令により、リングフェンス銀行がこれを実施することを禁ずることができる (金融サービス市場法第142E条)。

1) 特定の種類の取引の実施、あるいは特定の種類の取引に該当する者との取

引の実施。

- 2) 特定の国又は地域に支店を設立、又は維持すること。
- 3) 特定の状況において、特定の会社の株式又は議決権を保有すること。

□ リングフェンス銀行に対する損失吸収力 (loss-absorbency) の強化

英国では、EU レベルでの自己資本規制である第 4 次資本要件指令 (Capital Requirement Directive, CRD IV) と資本要件規則 (Capital Requirement Regulation, CRR)、策定中の破綻処理指令 (Bank Recovery and Resolution Directive, BRRD) に沿って、BOE が 2016 年 11 月に、グローバルなシステム上重要な銀行等について、破綻した際に損失を十分に吸収できるだけの資本、適格負債を保有する義務 (minimum eligible liabilities) を導入した²¹¹。

銀行改革法では、大蔵省令により、監督機関 (PRA) がリングフェンス銀行、その他の預金受入金融機関、及びこれらのグループ会社に対して所定の負債性債券を発行するよう要求できるとする規定が設けられた (金融サービス市場法第 142Y 条)。

²¹¹ Bank of England, “The minimum requirement for own funds and eligible liabilities (MREL) – buffers and Threshold Conditions – PS30/16” 2019 年 1 月 1 日以後、グローバルなシステム上重要な銀行等は、リスクウェイト資産又はレバレッジエクスポージャーの一定水準に相当する総損失吸収力 (total loss-absorbing capacity (TLAC)) を保有することが求められる。

5. 店頭デリバティブ取引・市場に対する規制

店頭デリバティブ取引・市場に対する規制は、EU レベルで導入されている。2012 年 7 月 4 日に成立、同年 8 月 16 日に発効した「欧州市場インフラ規則 (European Market Infrastructure Regulation, EMIR) は、規則 (regulation) という形式をとっており、各加盟国に対して直接の効力を持つ法令となっている。

英国では、大蔵省令²¹²により、欧州市場インフラ規則の英国内での施行について規定している。

欧州市場インフラ規則による店頭デリバティブ規制の概要については、EUⅢ 4. 店頭デリバティブ取引・市場に対する規制を参照のこと。

²¹² 欧州市場インフラ規則の国内施行に関して、2 つの大蔵省令が発せられている。

The Financial Services and Markets Act 2000 (Over the Counter Derivatives, Central Counterparties and Trade Repositories) Regulations 2013 (S.I. 2013/504)

The Financial Services and Markets Act 2000 (Over the Counter Derivatives, Central Counterparties and Trade Repositories) (No. 2) Regulations 2013 (S.I. 2013/1908)

6. 役員報酬規制

金融機関の役員、従業員又はその他の者に対する報酬に関しては、FCA 及び PRA に規則制定の権限が与えられている（金融サービス市場法 137H 条）。

これに基づき、金融行為規制機構／健全性規制機構規則「上級経営陣における計画、システム、及び統制（Senior Management Arrangements, Systems and Controls、以下「SYSC」という）」において報酬規制に関する規定が設けられた。

（1）適用対象となる金融機関

以下の金融機関が報酬規制の対象となる（SYSC 19A.1.1R、19D.1.1R）。

- ① 住宅金融組合
- ② 銀行
- ③ 投資会社
- ④ 以下に該当する外国金融機関
 - 1) EEA 域内において認可を受けていない。
 - 2) EEA 域外に本店を置いている。
 - 3) 英国内であれば住宅金融組合、銀行、投資会社として認可が必要となる業務を行っている。

（2）要求事項

規制の対象となる金融機関は、堅固で有効なリスク管理と整合性があり、これを促進するような報酬政策、及びそのための手続きや実務を策定、実施、維持しなければならない（SYSC 19A.2.1R）。

金融機関の策定する報酬政策は、以下の原則に沿ったものでなければならない。

- 原則 1：報酬政策は堅固で有効なリスク管理と整合性があり、これを促進するものでなければならない、金融機関のリスク耐性の水準を超えたリスクテイクを促すものであってはならない（SYSC 19A.3.7R、19D.3.7R）。
- 原則 2：報酬政策は、金融機関の事業戦略、目的、価値及び長期的な利益に沿ったものでなければならない（SYSC 19A.3.8R、19D.3.8R）。
- 原則 3：報酬政策は、利益相反を回避するための手段を備えていなければならない

ない (SYSC 19A.3.9R、19D.3.9R)。

- 原則 4：報酬政策の一般原則は、金融機関において監督機能を持つ経営管理組織によって採択されなければならない。当該経営管理組織は、報酬政策の一般原則について定期的に見直しを行い、当該政策の実施責任を負う (SYSC 19A.3.10R、19D.3.10R)。
また、金融機関は報酬規制に関する金融行為規制機構／健全性規制機構規則の遵守について、自社ウェブサイト上で説明しなければならない (SYSC 19A.3.12AR、19D.3.13R)。
- 原則 5：金融機関は、統制に従事する従業員の独立性や適切な権限を確保し、適切な報酬を支給しなければならない (SYSC 19A.3.14R、19D.3.15R)。
- 原則 6：変動給の総額が、金融機関の資本基盤強化の妨げとならないようにしなければならない (SYSC 19A.3.18R、19D.3.19R)。
- 原則 7：政府による介入を受けている金融機関は、報酬に関し、以下の事項を遵守しなければならない (SYSC 19A.3.20R、19D.3.21R)。
 - 1) 変動給は、堅固な資本ベースを維持し、適切な時期に政府の支援を終わらせる上で不適當である場合には、純収入に対する割合として厳格に制限される。
 - 2) 堅固なリスク管理と長期的な成長という目的に適合するよう、報酬体系の再構築を行う。経営者報酬の適切な制限を確立することも含まれる。
 - 3) 経営者への変動給は、これを正当化できる理由がないかぎり、支給してはならない。
- 原則 8：変動給の算出に用いる査定手段は、以下に沿っていなければならない (SYSC 19A.3.22R、19D.3.23R)。
 - ・ 現在及び将来のあらゆるリスクに対する調整を行い、必要とされる資本や流動性のコストと量を考慮に入れること。
 - ・ 将来収入が得られるタイミングや収入が得られる可能性と整合的である必要があることを考慮に入れること。
- 原則 9：年金政策は、当該金融機関の事業戦略、目的、価値及び長期的な利益と一致していなければならない (SYSC 19A.3.29R、19D.3.31R)。
- 原則 10：従業員が、報酬に関する取り決めが持つリスク調整効果を損なう個人的なヘッジ戦略や、報酬又は債務に関係する保険契約を行うことがないようにしなければならない (SYSC 19A.3.30R、19D.3.32R)。
- 原則 11：本規則の回避を容易にするような手段や方法によって変動給を支給してはならない (SYSC 19A.3.32R、19D.3.34R)。
- 原則 12：報酬政策では、従業員の職務経験や組織上の責任に応じて支給される

固定給と、雇用契約や職務内容の要求水準を超えて達成した業績によって支給される変動給とを明確に区別しなければならない（SYSC 19A.3.35AR、19D.3.37R）。

報酬支給額全体に占める固定給と変動給の割合は、適切なバランスがとれていなければならない、固定給に対する変動給の割合が1：1を超えてはならない（SYSC 19A.3.44R、19D.3.48R）。

ただし、株主、所有者、又は組合員による承認を得れば、固定給に対する変動給の割合を1：2まで増加させることができる（SYSC 19A.3.44AR、19D.3.49R）。

7. シャドーバンキング問題への対応

FPC（マクロ・プルーデンス政策を担当）では、シャドーバンキングから生じる潜在的なシステムリスクの特定、管理をFPCの中期的な優先事項と位置づけている²¹³。

シャドーバンキングに関しては、EUの指令を受けて、2013年7月よりヘッジファンド、プライベートファンド、投資信託を含むオルタナティブ投資ファンドに対する規制（Alternative Investment Fund Managers Regulations 2013）が導入されている。本規制は、金融システムのシステムリスクの蓄積を防止することや、保管機関に関する新たな基準などを通じて投資家保護を改善することを目指し、ファンドマネージャーの認可、行為規範、自己資本、投資商品の保管、リスク管理業務等の委託に対する規制などについて規定している。

また、2016年11月に欧州委員会がマネー・マーケット・ファンド規制に関する規則案の合意に達しており、英国でも国内法化の後、同様の規制が実施予定である。同規則案の内容については、EUⅢ 6. シャドーバンキング問題への対応を参照のこと。

²¹³ Bank of England, “Financial Stability Report” Issue No.34 (November 2013), pp.42-48.
<http://www.bankofengland.co.uk/publications/Pages/fsr/2013/fsr34.aspx>

8. 格付機関の規制

2011年7月1日以降、欧州証券監督機関（ESMA）が欧州レベルで格付機関の規制を実施している（EU規則1060/2009号）。EUでの格付機関規制については、EUⅢ7.格付機関の規制を参照のこと。

9. 金融消費者保護

金融サービス市場法では、以下の 2 つの消費者保護のための制度が設けられていた。金融監督体制の変更に伴い、これらの消費者保護制度に係る監督機関の権限が新設された機関に移管されているが、制度の枠組み自体に変更はない。

□ 金融サービス補償制度 (Financial Services Compensation Scheme, FSCS) (金融サービス市場法第 15 部)

金融サービス補償制度は、認可業者の債務不履行が生じた場合に、消費者に対して一定額までの補償金を支払う制度である。本制度は、預金、投資商品、保険契約、住宅ローンアドバイス・仲介を包括的にカバーしており、預金保険や投資家保護スキームを包含するものとなっている²¹⁴。

また、預金制度である金融サービス補償制度の運営は、政府から独立した会社法人(金融サービス補償制度会社)において行われており(金融サービス市場法第 212 条)、FCA 及び PRA の定める規則に従って運営されている(金融サービス市場法第 213 条)。

さらに、預金、保険契約に係る補償は、PRA が、規則の制定権を持ち、その他の金融サービスに係る補償は、FCA が規則の制定権を持つ(金融サービス補償制度に係る 2013 年大蔵省令²¹⁵第 2 条、第 3 条)。

なお、FCA と PRA は、共同で、金融サービス補償制度の運営に関する責任を持ち、金融サービス補償制度会社の理事長や理事の任命を行う(金融サービス市場法第 212 条)。

□ 金融オンブズマンサービス (Financial Ombudsman Service, FOS) (FSMA 第 16 部)

消費者に対し、金融商品に関する苦情処理や裁判外紛争解決 (alternative dispute resolution, ADR) サービスを提供する制度である。

金融サービス市場法に基づく認可業者の営んでいる規制対象業務に係る苦情は、金融オンブズマンサービスにおいて取り扱う(金融サービス市場法第 226 条)。

金融オンブズマンサービスは、包括的な金融 ADR 機関として、金融サービス市場法による規制対象となる金融業務全般に関する苦情・紛争を取り扱うほか、独立した会社法人によって運営され(金融サービス市場法第 225 条)、運営や財

²¹⁴ 預金に関する補償限度額については、イギリス III 10 (2) 預金保険制度を参照のこと。

²¹⁵ Financial Services and Markets Act 2000 (Financial Services Compensation Scheme) Order 2013 (S.I. 2013/No.598)

源に関する規則の制定権は、FCA が有している(金融サービス市場法第 226 条、第 234 条)。

10. その他

(1) 自己資本規制

バーゼルⅢへの対応は、EU レベルにて資本要件指令の改正という形で進められ、2013年6月に改正資本要件指令（第4次資本要件指令、4th Capital Requirement Directive）及び資本要件規則（Capital Requirement Regulation）が成立した。自己資本を初めとする健全性規制の基準については、主に CRR に規定が置かれている。

従来、金融機関の自己資本に対しては、EU の指令（directive）に基づいて各加盟国が制定する国内法に則って規制が実施されてきたが、資本要件指令は加盟国に対して直接効力を持つ規則（regulation）という形式をとっている。

英国では、PRA が健全性規制機構規則集（PRA Rulebook）によって第4次資本要件指令の国内法化を行い、2014年1月から施行している。

(2) 預金保険制度

英国の預金保険は投資サービスや保険契約と共通の保護制度である金融サービス補償制度（Financial Services Compensation Scheme, FSCS）の一部として運営されている。

① 加入義務

他の欧州経済圏加盟国で設立され、相互承認に基づいて英国内での業務を行っている機関を除き、英国内のすべての認可業者が制度に参加することになっている（金融サービス市場法第213条(9)、(10)）。

② ガバナンス

金融サービス補償制度は、金融サービス市場法に基づいて設立された会社法人（body corporate）である金融サービス補償制度会社（Financial Services Compensation Scheme Limited）が運営している。同社の取締役会議長及び取締役は、PRA と FCA とが共同で任命する。取締役会議長については、大蔵省の承認も必要である（金融サービス市場法第212条）。

③ 資金源

金融サービス補償制度は、加入する認可業者から徴収する賦課金によって運営されている（金融サービス市場法第 213 条）。賦課金の額は、PRA の規則によって定められている。

④ 保護上限額

預金に関しては、保護上限額は 8 万 5,000 ポンドとなっている（健全性規制機構規則集 預金者保護 4.2）。

IV. 各論

1. 貸金業者に対する規制

(1) 消費者信用

① 規制対象となる取引

英国では消費者信用契約 (consumer credit agreement) と消費者賃貸借契約 (consumer hire agreement) とがともに「消費者信用」として規制対象になっている。

1) 消費者信用契約

消費者信用契約とは、個人である債務者とその他の者である債権者との間で、当該契約により債権者が債務者に何らかの金額の信用を供与するものこと(1974年消費者信用法第8条)。

ここで「信用」とは、現金貸付その他あらゆる方式の資金融通を含むとされる(同法第9条)ため、消費者向けの金銭貸付や割賦販売はいずれも消費者信用契約に相当する。

2) 消費者賃貸借契約

消費者賃貸借契約とは、ある者が、賃借人である個人との間で賃借人に対する物品の寄託のために締結する契約であり、買取権付賃貸借契約²¹⁶ではなく、3月を超えて存続しうるものと定義されている(1974年消費者信用法第15条)。

消費者向けのリースは消費者賃貸借契約に相当する。

② 根拠法・監督機関

1974年に制定された1974年消費者信用法(Consumer Credit Act 1974)が、消費者信用を規制する根拠法となっている。その後、2006年消費者信用法(Consumer Credit Act 2006)が成立し、消費者信用事業者に対する免許制度等について、大幅な改正が行われた(以下では、改正法による改正も含め「消費者信用法」と総称する)。

²¹⁶ 買取権付賃貸借契約(ハイアーパーチェス契約)とは、販売者が定期的な支払と引き換えに商品を顧客に賃貸し、支払が完了した時点で賃貸借期間が満了し、対象物の所有権を顧客に移転する取引のことをいう。1974年消費者信用法では、買取権付賃貸借契約は消費者信用契約に含まれる(第9条)。

消費者信用法では、公正取引庁（Office of Fair Trading：以下「OFT」という）が監督機関として消費者信用事業者の監督にあたっていた。しかし、2012年に成立した金融サービス法（Financial Services Act 2012）により、消費者信用事業者の監督権限はFCAに移管されることになった（金融サービス法第107条）。

OFTからFCAへの業務移管は、2014年4月1日をもって行われた²¹⁷。

③ 参入規制

2012年金融サービス法により、従来は消費者信用法に基づき免許の取得が必要とされていた以下の業務は、金融サービス市場法の規制対象業務となった（金融サービス法第107条）。

□ 規制対象となる業務

- ・ 消費者信用
- ・ 消費者貸借
- ・ 信用仲介
- ・ 債務整理
- ・ 債務相談
- ・ 債権回収
- ・ 債務管理
- ・ 信用情報提供サービス
- ・ 信用情報機関の運営

上記の業務を行おうとする事業者は、金融サービス市場法に基づきFCAから認可を取得する必要がある（金融サービス市場法第55A条）。

④ 総量規制

英国では、貸金業における総量規制は設けられていない。

⑤ 金利水準規制

1) 不公正な関係に対する規制

消費者信用法では、金利水準に関する制限は設けられていない。ただし、金利や手数料などの契約条件や、販売方法、契約後の取立行為などに関して事業者による不適切な行為があった場合には、「不公正な関係（unfair relationship）」に該当する

²¹⁷ The Financial Services Act 2012 (Consumer Credit) Order 2013

として契約者の救済を可能にする仕組みが設けられている。

具体的には、2006年消費者信用法に「不公正な関係」に関する規定が設けられ、個別のケースについて裁判所が不公正な関係に該当すると認めた場合には、裁判所の命令により以下のような措置をとることが可能になった（消費者信用法第140A条～第140D条）。

- 既に払い込まれた元本及び利息（全部又は一部）の返還
- 今後の支払額（元本及び利息）の減額や免除
- 借入人の契約上の義務の減免
- 契約条件の変更
- 保証人への財産の返還
- 事業者による特定行為の実施や禁止 / など

2) 高コストの短期与信に対する金利制限

英国では、貸金業における高金利の問題に対応するため、「不公正な関係」に対する規制により個別のケースについて救済を図る仕組みを導入していた。

しかし、ホーム・クレジット・ローン²¹⁸やペイデイローン²¹⁹のような高金利の消費者信用が社会的に問題視される中で、2013年に成立した銀行改革法（銀行改革法第131条）を受け、FCAハンドブックの「消費者信用」の章（Consumer Credit sourcebook、以下「CONC」という）において、高コスト短期与信（high-cost short-term credit）に対して、金利を含む各種費用の合計額、1日当たりの費用、借受人が契約に違反した場合に支払う費用のそれぞれについて、上限を設定する規制が導入された（2015年1月2日から適用）。

規制対象となる高コスト短期与信は、以下を満たす与信契約である（金融行為規制機構規則集 用語集）。

- 貸借契約若しくはPeer-to-Peer契約²²⁰である
- 年間利率が100%以上である
- 広告において12ヶ月以内の与信と示されているか、貸付日の12ヶ月以内に返済期限が到来する
- 抵当等により保障されていない
- 地域共済組合等による与信契約、ホーム・クレジット・ローン、物品販売ローン、又は事前の取り決めなしに当座預金の借越しが可能な貸借契約でない

²¹⁸ 業者が利用者の自宅を訪問して貸付・回収を行う訪問貸付のことをいう。

²¹⁹ 期日まで小切手の取立を行わないという条件で借入人が小切手を業者に預け、額面から割引いた金額を貸付けるもの。借入金の返済と引換えに借入人は預けた小切手の返却を受けるが、返済されない場合には、業者は小切手の取立によって貸付金を回収する。

²²⁰ 一般の市民同士が売掛金を売買することで信用を提供しあうもの。

規制は2015年1月2日以降に締結された契約に適用されるが、同日以前に締結された契約でも同日以後に新たな費用が課される場合には適用される（CONC5A.1.1R, 5A.1.2G）。

消費者信用会社は、（金利を含め）借受人が支払う費用の合計額が与信額²²¹を超える又は超え得る高コスト短期与信契約を締結すること、及びそのような費用を借受人に課することが禁止される（CONC5A.2.2R, 5A.3.2R）。費用には以下が含まれるが、これらに限られない（CONC5A.1.6G）。

- 金利²²²
- 支払遅延・債務不履行関連費用
- 信用振替費用
- 早期返済・借換関連費用
- 与信申込費用
- 同一グループに属する信用仲介業者に支払う費用
- 付随サービスに関する費用
- 上記費用に係る金利

また、消費者信用会社は、借受人が貸付金を引き出した日から返済予定日まで、1日当たりの費用が与信額の0.8%を超える又は超え得る高コスト短期与信契約を締結すること、及びそのような費用を借受人に課することが禁止される（CONC5A.2.3R, 5A.3.3R）。

さらに、消費者信用会社は、借受人が契約に違反した場合に支払う費用が、合計15ポンド又は1日当たり与信額の0.8%を超える又は超え得る高コスト短期与信契約を締結すること、及びそのような費用を借受人に課することが禁止される（CONC5A.2.14R, 5A.3.18R）。

上記の規制に反する契約が締結されたり費用が課された場合、その契約は借受人に対して法的に有効でなく、貸付人は借受人の求めに応じて、借受人が支払った費用を7日以内に返還しなければならない（CONC5A.5.2R, 5A.5.3R）。

（2）事業者信用

事業者向けの割賦販売業務、リース業務、ファクタリング業務は金融サービス市場法の規制対象業務²²³ではない。他にこれらを規制する業法もなく、行政機関による規制は

²²¹ 実際に貸し付けた額又は与信上限額のいずれか少ない額（CONC5A.2.6R, 5A.3.6R）。

²²² 金利は単利しか認められない（CONC5A.2.19R, 5A.3.24R）。

²²³ 規制対象業務は金融サービス市場法の付属規定2及び大蔵省令（規制対象業務命令）によって規定される。

行われていない。

2. 資金移動業者に対する規制

(1) 根拠法

イギリスでは資金移動業者は「決済サービス事業者²²⁴」として、EU の決済サービス指令 (The Payment Services Directive) を国内法化した決済サービス規則 (2009 年) (The Payment Services Regulations 2009) に基づいて規制されている。

(2) 定義

決済サービス規則は、「決済サービス提供者 (payment service provider)」を、決済サービスを行う以下の者と定義している (同規則第 2 条)。

- ① 決済サービス免許事業者 (authorised payment institution)
- ② 小規模決済サービス事業者 (small payment institution)
- ③ EEA 域内の決済サービス免許事業者
- ④ 与信機関
- ⑤ 電子マネー事業者
- ⑥ 郵便局 (Post Office Limited)
- ⑦ BOE、欧州中央銀行、他の EEA 域内の中央銀行 (金融政策その他の公共的業務を行う場合を除く)
- ⑧ 政府機関、地方自治体 (公共的業務を行う場合を除く)

なお、後述のように、業務を行う場合、(1)は免許 (authorisation)、(2)は登録 (registration) が求められているが、その他は決済サービス規則に基づく免許・登録は求められない。

また、「決済サービス (payment service)」は以下のように定義されている (同規則別表 1 第 1 部)。

- ① 現金を決済口座に入金するサービス及び決済口座の運営に必要なすべての操作
- ② 現金を決済口座から出金するサービス及び決済口座の運営に必要なすべての操作
- ③ 以下の決済取引の執行

²²⁴ Directive 2007/64/EC of the European Parliament and of the Council of 13 November 2007 on payment services in the internal market amending Directives 97/7/EC, 2002/65/EC, 2005/60/EC and 2006/48/EC and repealing Directive 97/5/EC

- 口座からの直接の引き落とし (direct debit)
 - 決済カード又は類似の機器による決済取引
 - 口座振替 (credit transfer)
- ④ 与信枠の設定がある場合における、上記③の決済取引の執行
 - ⑤ 決済手段 (payment instrument)²²⁵の発行
 - ⑥ 送金
 - ⑦ 電子商取引等における決済取引の執行 (支払人が、決済取引の執行についての同意を電気通信機器、デジタル機器又は IT 機器を通じて行い、決済が、決済サービス利用者と商品・サービスの提供者との間の単なる仲介者である、電気通信、IT システム又はネットワーク運営者に対して行われる、決済取引の執行)

ただし、以下のサービスは決済サービスとみなされない (同規則別表 1 第 2 部)。

- ① 支払人と支払先との間で直接現金で支払われる決済取引
- ② 交渉又は売買の権限を有する商業代理人を通じた決済取引
- ③ 専門的に行われる紙幣及び硬貨の物理的輸送
- ④ 非営利又は慈善活動の中での非専門的な現金の収集及び引き渡しからなる決済取引
- ⑤ 商品又はサービスの購入のための決済取引の一部として、決済取引の執行直前に支払人の明示的な要請に従って現金が支払先から支払人に提供されるサービス
- ⑥ 両替取引 (現金が決済口座で保有されず、現金と現金を交換する取引)
- ⑦ 支払先が現金を自由に利用できるようにするために決済サービス事業者宛に振り出された以下の文書に基づく決済取引
 - 紙の小切手 (トラベラーズ・チェックを含む)
 - 銀行の為替手形
 - 紙の割引券
 - 紙の郵便為替
- ⑧ 資金決済・証券決済システムの参加者と決済サービス提供者との間で、当該システム内で行われる決済取引
- ⑨ 証券会社等が行う配当支払い等の証券管理サービスに関連する決済取引
- ⑩ データ処理及び保存などを行うテクニカルサービス事業者が、移転される現金を所有することなしに決済サービスの提供を支援するサービス
- ⑪ 商品又はサービスを取得するための手段に関するサービスであって、発行者の施設においてのみ利用できるもの、又は、発行者との合意の下でサービス提供者の

²²⁵ 決済指示を出すために決済サービス利用者が利用する、特定の個人用の (personalised) 器具又は決済サービス利用者と決済サービス事業者との間で合意された特定の個人用の一連の手続き (同規則第 2 条)。

限定されたネットワーク内でのみ、又は限定された商品・サービスを対象として利用できるもの

- ⑫ 電気通信機器又はデジタル機器・IT 機器を用いて執行される決済取引で、購入された商品・サービスが電気通信機器又はデジタル機器・IT 機器に配信され、かつ、それら機器を通じて利用されるもの。ただし、電気通信機器又はデジタル機器・IT 機器の運営者が、決済サービス利用者と商品・サービスの提供者との間の単なる仲介者として活動しない場合に限る
- ⑬ 決済サービス提供者間、又はその代理人あるいはその支店間で行われる自己口座のための決済取引
- ⑭ 親会社と子会社との間、又は同一の親会社を持つ子会社間の決済取引であって、当該同一企業グループに属する企業以外の決済サービス提供者による仲介が行われていないもの
- ⑮ 1 社又は複数のカード発行者に代わって提供される ATM による現金引出サービスであり、当該カード発行者が決済口座から現金を引き出す顧客との包括契約の当事者となっていないもの。ただし、当該現金引出サービス提供者が他の決済サービスを行っていない場合に限る

(3) 参入規制

決済サービス事業者 (payment institution) として事業を行う場合、原則として、FCA から免許を取得することが必要である。ただし、決済取引の平均取引額が月間 300 万ユーロ以下である「小規模決済サービス事業者」は、手続きが免許より簡便な登録を行えばよい (同規則第 12 条、13 条(3))。ただし、小規模決済サービス事業者は、EU 加盟国内で金融業の免許を相互利用できる「パスポート制度」は適用されない。

免許を取得し「決済サービス免許事業者」となるためには、以下の要件を満たすことが必要である。

- ① 以下を含む FCA が求めるすべての情報を提供すること (同規則別表 2)
 - 決済サービス業務の要綱
 - 事業計画 (今後 3 事業年度分の予算計画を含む)
 - 初期資本要件 (後述) を満たすことの証拠
 - 組織の内部統制・組織構造に関する記述
 - 取締役等の経営層の素性と、それらの人間が決済サービス事業に関する知識と経験を有することの証明
 - 監査人の素性
 - 法的形態及び定款

- ② 以下の当初自己資本を保有すること（同規則第 6 条(3)、別表 3 第 1 部）
 - ❑ 送金業務を行う場合：2 万ユーロ
 - ❑ 電子商取引等における携帯電話等を用いた決済サービスを行う場合：5 万ユーロ
 - ❑ その他の業務を行う場合：12 万 5,000 ユーロ
- ③ 本店又は登録事業所を英国内に有し、英国法によって設立された法人であること（同規則第 6 条(4)）
- ④ 健全な業務遂行を確保するため、以下を満たすこと（同規則第 6 条(5)）
 - ❑ 決済サービス事業について強固なガバナンスを備えること
 - ❑ リスクの認識・管理・報告についての実効的な手続きを備えること
 - ❑ 適切な内部管理の仕組みを有すること
- ⑤ 以下を満たすこと（同規則第 6 条(6)）
 - ❑ 一定の出資（qualifying holding）を行っている者が、決済サービス事業者の健全な業務遂行を確保するのに適切な者であること
 - ❑ 取締役等が、評判がよく、決済サービスを提供するために適切な知識及び経験を有すること
 - ❑ 事業計画において適切なシステム、リソース、手続を採用していること
 - ❑ 決済サービス利用者の資金を保護するために適切な措置を取っていること
- ⑥ マネー・ローンダリング規則（The Money Laundering Regulations 2007）²²⁶の要件を満たすこと（同規則第 6 条(7)）
- ⑦ 密接な関係者がいる場合、そのことにより FCA の実効的な監督が妨げられないこと（同規則第 6 条(8)）

FCA は、以下の場合、免許を取り消すことができる（同規則第 10 条）²²⁷。

- ① 決済サービス事業者が、免許付与の 12 カ月以内に業務を開始しない場合
- ② 決済サービス事業者が、免許取り消しを要請した場合
- ③ 決済サービス事業者が、6 カ月超業務を行わない場合
- ④ 決済サービス事業者が、虚偽の申告その他の非正規手段によって免許を取得した場合
- ⑤ 決済サービス事業者が、上記の免許の要件（上記免許要件の③～⑦）を満たさなくなった場合
- ⑥ 決済サービス事業者が、免許で認められたもの以外の決済サービスを提供した場合
- ⑦ 決済サービス事業者が決済サービス事業を継続するが、決済システムの安定に対

²²⁶ EU のマネー・ローンダリング指令に従って制定されたもの。

²²⁷ 本条（免許取消）は小規模決済サービス事業者の登録にも準用されている（同規則第 14 条）。

する脅威となる場合

- ⑧ 消費者の利益を保護するために免許取り消しが望ましい場合
- ⑨ 決済サービス事業者の決済サービスの提供が、その他の違法な場合に該当する場合

(4) 業務範囲

決済サービス免許事業者及び決済サービス小規模事業者は、決済サービスの提供に加え、以下の業務を行うことができる（同規則第 27 条）。

- ① 決済取引の執行の確保、外国為替サービス、安全保護措置、データの保管と処理を含む、密接に関連する付随業務
- ② 決済システムの運営
- ③ 法令に従った決済サービスの提供以外の事業活動

以下の条件を満たす場合、決済サービス免許事業者は一定の決済サービスの提供に関連して信用を供与することができる。

- 信用供与が決済取引の執行に付随的なものであり、そのためにのみ行われること
- 信用供与が決済取引の執行のために受領した又は保有する資金から行われるものでないこと
- 決済サービス免許事業者が「パスポート制度」を利用して信用供与を行う場合、決済サービス利用者が 12 か月以内に返済する義務を負うこと
- 決済サービス免許事業者に関して、事業者自身の資金が信用供与総額に照らして適切であること

FCA は、免許を付与又は登録する際に、一定の行為を行わないよう求めるなど、事業者に対して条件を課すことができる（同規則第 7 条）。また、FCA は決済サービス業務のみを行う会社を切り出して設立するように求めることができる（同規則第 7 条(4)）。

なお、決済サービス免許事業者は、預金受け入れを行うことは認められない。

(5) 財務規制

決済サービス免許事業者には財務規制が課され、自己資本は、前述の当初自己資本を下回ってはならない。また、毎年自己資本額を FCA に報告することが求められる。

(6) セーフガード（分別管理等）

決済サービス免許事業者には、利用者保護規制（safeguard）が課される（同規則第 19 条）が、決済サービス小規模事業者は、利用者保護規制を遵守するか否か選択することができる。利用者保護規制は、決済サービス事業者が決済サービスを提供するために顧客の資金を一晩以上保有する場合に、顧客の資金を決済サービス事業者の資金と分別管理するか、又は保険又は第三者による保証の対象とすることにより、顧客の資金を保護するものである。

対象となる資金（「関連資金（relevant funds）」）は、以下の資金である。50 ポンド超の場合に利用者保護規制の対象となる。

- ① 決済取引の執行のため決済サービス利用者から又はその利益のために受領した資金
- ② 決済サービス利用者のために、決済取引の執行のため（他の）決済サービス提供者から受領した資金

関連資金を保護する 1 つ目の方法である分別管理は、具体的には、決済サービス事業者が関連資金を受領日の翌営業日の終わりまで保有し続ける場合、決済サービス事業者に以下のいずれかの義務を課すというものである。

- ① 免許を受けた与信機関における決済サービス事業者の別口座に、関連資金を預金する。
- ② FCA が認める安全で流動性の高い資産で関連資金を運用し、免許を受けた保管機関における別口座で当該資産を保管する。

関連資金を保護する 2 つ目の方法である保険・第三者保証は、具体的には、関連資金を、免許を受けた保険会社の保険契約の対象とするか、免許を受けた保険会社又は与信機関による保証を受けるというものである。この場合、保険会社と与信機関は決済サービス事業者と同一の企業グループに属するものであってはならない。

(7) 情報提供

決済サービス規則では顧客への情報提供義務が規定されている（同規則第 5 部）。ただし、決済サービス利用者が消費者、小規模企業、慈善団体であるとき以外は、当事者間の合意により情報提供義務を排除することができる（同規則第 33 条(4)）。

決済サービス事業者は、契約締結前等に以下の情報を決済サービス利用者に提供しな

なければならない（同規則第 36 条、第 40 条、別表 4）。

- ① 決済サービス事業者の詳細
- ② 提供する決済サービスの詳細
- ③ 決済サービスの料金等
- ④ 情報伝達的手段・形態
- ⑤ 利用者保護に関する措置及び是正措置
- ⑥ 契約期間、契約の終了や変更に関する事項
- ⑦ 準拠法、裁判外紛争処理手続き

上記の契約締結前の情報提供のほかに、決済取引が 1 回限りのものである「単発決済取引（single payment transaction）」か、将来執行する決済取引も含む「包括契約（framework contract）」かに応じて、以下の情報提供義務も定められている。

- 単発決済取引の場合
 - ・ 支払人の決済サービス事業者が決済指示を受領後に支払人に対して提供する情報（同規則第 37 条）
 - ・ 支払先の決済サービス事業者が決済取引の執行後に支払先に対して提供する情報（同規則第 38 条）
- 包括契約の場合
 - ・ 契約期間中に決済サービス事業者が利用者に提供する情報（同規則第 41 条）
 - ・ 契約条件等を変更する場合に提供する情報（同規則第 42 条）
 - ・ 個々の決済取引の執行の前後に利用者に提供する情報（同規則第 44 条～46 条）

（8）決済サービスの提供と利用に関する権利と義務

決済サービス規則第 6 部では、決済サービスの提供に関して以下のような規制が設けられている。

- ① 決済手段を発行された決済サービス利用者は、決済手段を定められた条件に従って利用し、紛失・盗難・不正利用を知った場合は遅滞なく決済サービス事業者に通知し、セキュリティ機能保護のための措置を取らなければならない（同規則第 57 条）。
- ② 決済手段を発行した決済サービス事業者は、決済手段の利用者以外が決済手段のセキュリティ機能にアクセスできないようにする、利用者が決済手段を紛失等し

た場合に利用停止の措置を取る等の義務を負う（同規則第 58 条）。

- ③ 執行された決済取引が支払人によって承認されていなかった場合、決済サービス事業者は即座に、承認されていない決済取引の金額を支払人に返金し、可能であれば、資金が引き出された決済口座を、承認されていない決済取引が行われなかったとした場合の状態に戻さなければならない（同規則第 61 条）。
- ④ 支払人の決済サービス事業者は、原則として決済指示の受領の翌営業日の終わりまでに、決済取引金額を支払先の決済サービス事業者の口座に入金しなければならない（同規則第 70 条）。

また、決済サービスの提供に関する関係者の権利及び義務に関して以下のような規定が設けられている。ただし、決済サービス利用者が消費者・小規模企業・慈善団体でない場合、当事者はこれらの規定の適用を除外できる（同規則第 51 条(3)(a)）。

- ① 紛失又は盗難された決済手段の利用等による、承認されていない決済取引によって発生した損失について支払人が責任を負う金額は、原則として 50 ポンドまでに限られる（同規則第 62 条）。
- ② 支払人の決済サービス事業者が、支払先の決済サービス事業者が決済取引の金額を受領したことを証明できる場合、支払先の決済サービス事業者が支払先に対して決済取引の正しい執行について責任を負い、支払先が決済取引の金額を即座に利用できるようにし、該当する場合、対応する金額を支払先の決済口座に入金しなければならない（同規則第 75 条）。
- ③ 支払先の決済サービス事業者が支払先及び（関連する場合に）支払人の決済サービス事業者に対して、決済取引が執行されなかったこと又は執行が不完全だったことを証明できる場合、支払人の決済サービス事業者が支払人に対して責任を負い、決済取引の金額を支払人に返金し、資金が引き出された決済口座を、不完全な決済取引が行われなかったとした場合の状態に戻さなければならない（同規則第 76 条）。

（9）監督

FCA は決済サービス事業者に対して監督を行い、主な監督措置として以下のものがある。

- ① 決済サービス事業者は決済サービスの提供及び決済サービス規則の遵守に関して、FCA の求めに応じて報告を行う（同規則第 82 条）。
- ② 決済サービス事業者等の利用施設と考えるのに合理的な理由がある場合、FCA 職員は、施設の立ち入り、施設の調査、文書の調査等することができる（同規則第

83 条)。

- ③ 決済サービス事業者が決済サービス規則に違反していると考えられる場合、FCA はその旨を公表できる (同規則第 84 条)。
- ④ 決済サービス規則に違反した決済サービス事業者に対して、FCA は課徴金 (financial penalty) を科すことができる (同規則第 85 条)。
- ⑤ 裁判所は、決済サービス規則の規制に違反する可能性があると考えられる者に対して、FCA の申し立てを受けて違反行為の差止命令を出すことができる (同規則第 87 条)。
- ⑥ 決済サービス事業者が決済サービス規則に違反し、違反行為の結果、決済サービス事業者が利益を得ている場合や他の者が損失を被っている場合、FCA は決済サービス事業者に対して、利益の返還や損失の補償を行うよう求めることができる (同規則第 88 条)。

(10) その他の規制

① 紛争処理

決済サービス事業者と顧客との間の紛争処理に関して、決済サービス事業者が決済サービス規則に違反した場合、FCA は利用者が FCA に苦情を申し立てられるようにしておかなければならない (同規則第 91 条)。また、FCA ハンドブック”Dispute Resolution: Complaints (紛争処理)”において、決済サービス事業者が顧客に紛争処理手続きを周知することや、具体的な紛争処理手続きの進め方が定められている。なお、決済サービス事業者が決済サービス利用者に対して契約締結前に提供する情報に、裁判外紛争処理手続きとその利用方法が含まれている (同規則別表第 4 部 7(b))。

② 個人情報保護

決済サービス事業者を含め、個人情報を取り扱う者に対しては個人情報保護法 (The Data Protection Act 1998) が適用され、個人情報を公正で合法的に扱うこと、特定の目的に従って取得し目的外には取り扱わないこと、個人情報は正確であること、必要以上に長期間取り扱わないことなどの原則に従わなければならない (個人情報保護法別表 1)。

③ マネー・ローndリング規制

マネー・ローndリング規則 (The Money Laundering Regulations 2007) や犯罪

収益法（The Proceeds of Crime Act）等、各種のマネー・ローンダリング関連の規制により、決済サービス事業者は、顧客の審査、取引の継続的監視、疑わしい取引の報告、マネー・ローンダリングのリスクの評価、取引記録の保存等を行うことが求められる。

3. 前払式支払手段発行者に対する規制

(1) 根拠法

イギリスでは前払式支払手段発行者は「電子マネー事業者」として、EU の第 2 次電子マネー指令 (The Second Electronic Money Directive) を国内法化した電子マネー規則 (2011 年) (The Electronic Money Regulations) に基づいて規制されている。

(2) 定義

電子マネー規則は、「電子マネー (e-money)」を以下のように定義している (電子マネー規則第 2 条)。

- 電子的に (磁気的な場合を含む) 蓄えられ、
- 決済取引を行う目的で現金の受領時に発行され、
- 発行者以外の者によって決済手段として受け入れられ、
- 電子マネー規則 3 条によって除外されていない、
- 発行者への請求権を表す金銭的価値

ただし、以下は電子マネーから除外される (同規則第 3 条(a)(b))。

- ① 発行体の施設のみで、又はサービス提供者の限られたネットワーク内でのみ、あるいは限られた範囲の商品又はサービスについてのみ利用できる、商品又はサービスを購入するために利用できる手段に蓄えられる金銭的価値
- ② 以下を満たす、通信機器、デジタル機器又は IT 機器によって執行される決済取引を行うために利用される金銭的価値
 - 商品又はサービスがそれらの機器に対して提供され、それらの機器を通じて利用されるものである
 - それらの機器の運営者が利用者と商品等の供給者との間で仲介者としてのみ業務を行うわけではない

(3) 参入規制

電子マネーを発行しようとする英国の事業体、又は本店が EEA 域外である事業体の英国支店は、「電子マネー免許事業者」又は「小規模電子マネー事業者」となるか、金融サ

ービス・市場法（2000年）に基づき電子マネーを発行する許可（同法第4A部）を取得しなければならない。電子マネー事業者は、決済サービス規則の下で別途免許を取得又は登録を行うことなく、決済サービスを提供することが認められる（電子マネー規則32条）。

未決済の電子マネーの平均額が500万ユーロ以下と見込まれる事業者は、「小規模電子マネー事業者」として登録を受けることができる。「小規模電子マネー事業者」には「サポート制度」は適用されない。

免許を取得し「電子マネー免許事業者」となるためには、以下の要件を満たすことが必要である（同規則第6条）。

- ① 以下を含む、FCAが求めるすべての情報を提供すること（同規則別表1）。
 - ❑ 電子マネー業務の要綱
 - ❑ 事業計画（今後3事業年度分の予算計画を含む）
 - ❑ 組織図
- ② 本店又は登録事業所を英国内に有し、英国法によって設立された法人であること、又は英国内に支店を有し、本店がEEA域外である法人であること。
- ③ 当初自己資本が35万ユーロ以上であること。ただし、「小規模電子マネー事業者」のうち、未決済の電子マネーの平均額が50万ユーロ以上の場合、当初自己資本は未決済の電子マネーの平均額の2%以上（未決済の電子マネーの平均額が50万ユーロ未満である「小規模電子マネー事業者」は、当初資本金の規制は課されない）。
- ④ 健全な業務遂行を確保するため、以下を満たすこと。
 - ❑ 電子マネー事業について強固なガバナンスを備えること
 - ❑ リスクの認識・管理・報告についての実効的な手続きを備えること
 - ❑ 適切な内部管理の仕組みを有すること
- ⑤ 以下を満たすこと。
 - ❑ 一定の出資（qualifying holding）を行っている者が、電子マネー事業者の健全な業務遂行を確保するのに適切な者であること
 - ❑ 取締役等が、信用があり（good repute）、電子マネーを発行し決済サービスを提供するために適切な知識及び経験を有すること
 - ❑ 事業計画において適切なシステム、リソース、手続を採用していること
 - ❑ 電子マネー保有者の資金を保護するために適切な措置を取っていること
- ⑥ マネー・ローンダリング規則（2007）の要件を満たすこと。
- ⑦ 密接な関係者がいる場合、そのことによりFCAの実効的な監督が妨げられないこと。

以下の者は、電子マネー規則に基づく免許又は登録を申請する必要はないが、FCAに通知しなければならない。ただし、同規則の行為規制は適用される。

- ① 郵便局
- ② BOE、欧州中央銀行（ECB）、英国以外の EEA 域内の中央銀行
- ③ 政府機関、地方当局
- ④ 全国貯蓄銀行（National Savings Bank）

FCA は、免許を付与又は登録する際に、一定の行為を行わないよう求めるなど、事業者に対して条件を課することができる。

（４）業務範囲

電子マネー免許事業者は、電子マネーの発行に加え、以下の業務を行うことができる（同規則第 32 条(1)）。

- ① 決済サービスの提供
- ② 決済取引の執行の確保、外国為替サービス、安全保護措置、データの保管と処理を含む、密接に関連する付随業務
- ③ 決済システムの運営
- ④ 法令に従った電子マネーの発行以外の事業活動

以下の条件を満たす場合、一定の決済サービスの提供に関連して信用を供与することができる（同規則第 32 条(2)）。

- 信用供与が、決済取引の執行に付随的なものであり、そのためにのみ行われること
- 信用供与が、電子マネー発行の代わりに受領した資金、決済取引の執行のために受領した又は保有する資金から行われるものでないこと
- 電子マネー事業者が「パスポート制度」を利用して信用供与を行う場合、決済サービス利用者が 12 か月以内に返済する義務を負うこと
- 決済サービス免許事業者に該当する場合、事業者自身の資金が信用供与総額に照らして適切であること

なお、電子マネー免許事業者は、預金の受け入れを行うことは認められない。

（５）財務規制

電子マネー免許事業者には財務規制が課され、自己資本は、前述の当初自己資本を下回ってはならない。また、毎年自己資本額を FCA に報告することが求められる。

(6) セーフガード（分別管理等）

電子マネー免許事業者には、利用者保護規制（safeguard）が課され、電子マネーの発行の代わりに受領した資金を保護しなければならない（電子マネー規則第 20 条）。保護措置は、電子マネー事業者の口座に入金されるかその他の方法で電子マネー事業者が利用できるようになったときまでに行えばよいが、遅くとも電子マネー発行日の 5 営業日後の終わりまでに行わなければならない。

対象となる資金（「関連資金（relevant funds）」）の保護措置の 1 つ目の方法は、電子マネー事業者が関連資金を受領日の翌営業日の終わりまで保有し続ける場合、電子マネー事業者に以下のいずれかの義務を課するというものである。

- ① 免許を受けた与信機関における電子マネー事業者の別口座に、関連資金を預金する。
- ② FCA が認める安全で流動性の高い資産で関連資金を運用し、免許を受けた保管機関における別口座で当該資産を保管する。

関連資金の保護措置の 2 つ目の方法は、関連資金を、免許を受けた保険会社の保険契約の対象とするか、免許を受けた保険会社又は与信機関による保証を受けるというものである。この場合、保険会社と与信機関は電子マネー事業者が属する企業グループに属するものであってはならない。

また、電子マネーの発行とは無関係な決済取引の執行のために受領した資金についても、電子マネー免許事業者には、決済サービス規則に基づく利用者保護規制（同規則第 19 条）が課される。一方、小規模電子マネー事業者は、利用者保護規制を遵守するか否かを選択することができる。

(7) 情報提供

電子マネー免許事業者は決済サービス事業者に該当し（決済サービス規則第 2 条）、電子マネー発行事業に関する範囲において、決済サービス規則における顧客への情報提供義務（同規則第 5 部）も課される。その内容については、イギリス IV. 2（7）情報提供を参照。

(8) 電子マネーの発行・払い戻しに関する規制

電子マネー免許事業者は、資金を受領した場合、遅滞なく電子マネーを額面価格で発

行し、電子マネー保有者から求められた場合、いつでも額面価格で払い戻さなければならない（電子マネー規則第 39 条）。ただし、電子マネー保有者による払い戻しの要求が契約終了日から 6 年経過した後の場合、電子マネー事業者は払い戻しに応じる義務はない（同規則第 43 条）。

電子マネー事業者は、電子マネー保有者との契約において手数料を含め払い戻しの条件を明確に目立つように記載し、契約締結までに電子マネー保有者に払い戻しの条件を通知しなければならない（同規則第 40 条）。

（9）監督

FCA は電子マネー免許事業者に対して監督を行い、主な監督措置として以下のものがある。

- ① 電子マネー事業者は電子マネーの発行、決済サービスの提供及び電子マネー規則の遵守に関して、FCA の求めに応じて報告を行う（同規則第 49 条）。
- ② 電子マネー事業者が電子マネー規則に違反していると考えられる場合、FCA はその旨を公表できる（同規則第 50 条）。
- ③ 電子マネー規則に違反した電子マネー事業者に対して、FCA は課徴金（financial penalty）を科すことができる（同規則第 51 条）。
- ④ 電子マネー規則に違反した電子マネー事業者に対して、FCA は適切な期間（12 か月以内）、免許又は登録を停止し、電子マネーの発行や決済サービスに対して制限を課すことができる（同規則第 52 条）。
- ⑤ 裁判所は、電子マネー規則の規制に違反する可能性があると考えられる者に対して、FCA の申し立てを受けて違反行為の差止命令を出すことができる（同規則第 54 条）。
- ⑥ 電子マネー事業者が電子マネー規則に違反し、違反行為の結果、電子マネー事業者が利益を得ている場合や他の者が損失を被っている場合、FCA は電子マネー事業者に対して、利益の返還や損失の補償を行うよう求めることができる（同規則第 55 条）。

（10）その他の規制

① 紛争処理

電子マネー事業者と顧客との間の紛争処理に関して、電子マネー事業者が電子マネー規則に違反した場合、FCA は利用者が FCA に苦情を申し立てられるようにしておか

なければならない（同規則第 58 条）。また、FCA ハンドブック”Dispute Resolution: Complaints（紛争処理）”において、電子マネー免許事業者が顧客に紛争処理手続きを周知することや、具体的な紛争処理手続きの進め方が定められている。

② 個人情報保護

電子マネー免許事業者を含め、個人情報を取り扱う者に対しては個人情報保護法（The Data Protection Act 1998）が適用され、個人情報を公正で合法的に扱うこと、特定の目的に従って取得し目的外には取り扱わないこと、個人情報は正確であること、必要以上に長期間取り扱わないことなどの原則に従わなければならない（個人情報保護法別表 1）。

③ マネー・ローンダリング規制

マネー・ローンダリング規則（The Money Laundering Regulations 2007）や犯罪収益法（The Proceeds of Crime Act）等、各種のマネー・ローンダリング関連の規制により、電子マネー免許事業者は、顧客確認、取引の継続的監視、疑わしい取引の報告、マネー・ローンダリングのリスクの評価、取引記録の保存等を行うことが求められる。

4. 仮想通貨交換業者に対する規制

イギリスでは、仮想通貨交換業者及び仮想通貨を用いたサービス業者への規制に関する包括的な法律は制定されていない。

ただし、G7 合意を受け、2016 年 7 月に EU の第 4 次マネー・ローンダリング指令の改正案が公表され、改正案では「仮想通貨交換業者」及び、仮想通貨へのアクセスに必要な認証を行う仮想通貨保管サービスを提供する「ウォレット提供者」がマネー・ローンダリング指令の対象に追加されている。改正案が採択された場合、EU 加盟国であるイギリスも、上記の指令改正に沿ってこれらの業者に対してマネー・ローンダリング規制を課すよう、マネー・ローンダリング規則を改正する義務がある²²⁸。

(参考 1)

G7 エルマウ・サミット首脳宣言（外務省仮訳「テロ資金対策」関連部分抜粋）
(2015 年 6 月 8 日)

「テロとの闘い及びテロリストへの資金供与は G7 にとっての主要な課題である。我々は、迅速にかつ断固として行動し続け、協調した形での行動を強める。特に、我々はテロリストの資産凍結に関する既存の国際的枠組みを効果的に履行するとのコミットメントを再確認し、G7 各国間での国境を越えた資産凍結要請を円滑化する。我々は、仮想通貨及びその他の新たな支払手段の適切な規制を含め、全ての金融の流れの透明性拡大を確保するために更なる行動をとる。我々は、金融活動作業部会（FATF）により行われている活動の重要性を再確認し、この活動に積極的に協力することにコミットする。我々は、強固なフォローアップ・プロセスを通じたものを含め、FATF の基準の効果的な履行を確保するために努力する。」
(下線は引用者による)

(参考 2)

FATF（金融活動作業部会）の仮想通貨に関するガイダンス（2015 年 6 月 26 日公表）の概要

各国は、仮想通貨と法定通貨を交換する交換所 (exchanger) に対し、登録・免許制を課すとともに、顧客の本人確認や疑わしい取引の届出、記録保存の義務等のマネー・ローンダリング・テロ資金供与規制を課すべきである。

²²⁸ イギリスは、2016 年 6 月 23 日に行われた国民投票で EU 離脱派が多数派を占めた。しかし、2016 年 12 月現在、EU に対して離脱通告を行っておらず、EU 加盟国である限りは、依然として EU 指令を国内法化する義務を負う。なお、改正案では上記の指令を EU 加盟国が国内法化する期限は 2017 年 1 月 1 日と設定されていた。

5. 販売勧誘ルール

金融サービス市場法では、金融商品の販売勧誘に関する規則（**financial promotion rules**）を制定する権限を金融行為規制機構（**FCA**）に与えている（金融サービス市場法第137R条）。

これに基づき、**FCA** は以下のとおり、商品別の規則を制定している。

- ❑ 業務行為ソースブック（**Conduct of Business Sourcebook**、**COBS**）
- ❑ 保険業向け業務行為ソースブック（**Insurance: Conduct of Business Sourcebook**、**ICOBS**）
- ❑ 抵当貸付及び住宅金融向け業務行為ソースブック（**Mortgages and Home Finance: Conduct of Business Sourcebook**、**MCOB**）
- ❑ 銀行業向け業務行為ソースブック（**Banking: Conduct of Business Sourcebook**、**BCOBS**）

それぞれの規則による規制の対象となる業務と機関、及び規制の内容は以下のとおりである。

（1）業務行為ソースブック（**COBS**）

① 対象業務及び対象機関

業務行為ソースブックは、以下の業務に関して、英国内において当該業務を行う認可業者、及び認可業者から業務委託を受けている代理人（**appointed representative**）に対して適用される（**COBS1.1.1R**）。

- 1) （削除）
- 2) 大蔵省令²²⁹により **FSMA** の規制対象としての指定を受けた投資サービス業務²³⁰
- 3) 生命保険契約に関連する長期保険業務

業務行為ソースブックの一部（隔地販売、及び契約取消に関する規則）は、電子マネー発行業務に対しても適用される（**COBS1.1.1BR**）。

²²⁹ **Financial Services and Markets Act 2000 (Regulated Activities) Order 2001 (SI 2001/544)**.

²³⁰ **FSMA** の規制対象である投資サービス業務には、次のようなものがある。投資商品のディーリング（自己勘定取引、又は代理人としての取引）、投資商品取引のアレンジ、多角的取引システムの運営、投資商品の運用、投資商品の保管管理、集団投資スキームの組成、投資商品に関する助言。

② 規制の内容

業務行為ソースブックでは、以下のような内容についての規定を設けている。

- 誠実・公正義務（COBS2.1）
- サービス提供前の情報開示義務（COBS2.2）
- 開示内容（業者、サービス内容、手数料）に関する義務（COBS6）
- 適合性原則
 - ・ 適合性（suitability）の評価（COBS9）

投資商品について顧客に対し個別に推奨を行う業者、及び投資運用を行う業者は、顧客から当該投資に関する知識や経験、顧客の財政状況、投資目的に関する情報を入手し、当該顧客に適合した推奨や決定を行わなければならない。
 - ・ 適格性（appropriateness）の評価（COBS10）

投資商品についての顧客に対する個別の推奨、及び投資運用以外の投資サービスについて、業者は、顧客から当該投資商品やサービスに関する知識や経験に関する情報を入手し、当該顧客が当該投資商品やサービスに係るリスクを理解できるだけの知識、経験を有しているか否かの判定（適格性の評価）を行わなければならない。

顧客がプロ顧客（professional client）に分類される場合、当該顧客は適格性を有しているとみなしてよい。
- 不招請勧誘に対する規制（COBS4.8）

リテール顧客に対する個別訪問、電話、又はその他の双方向手段による勧誘（cold call）は、以下の場合を除き、実施してはならない。

 - ・ 当該顧客との間に既存の取引関係があり、勧誘を受けることを顧客が予期している場合。
 - ・ 一般的に販売されるパッケージ商品²³¹の勧誘である場合。ただし、価格変動の大きなファンド、価格変動の大きなファンドにリンクする生命保険は除く。
 - ・ 勧誘対象となる投資サービスが認可業者によるものであり、関連する投資商品が容易に売却可能な有価証券（ワラントは除く）、及び一般的に販売される、レバレッジのかかっていない（non-geared）パッケージ商品である場合。
- 消費者の契約取消権（COBS15）

集団投資スキームのユニットの購入、及び隔地販売による投資サービス及び電子マネーの契約には、14日間のクーリングオフ期間が認められている。

²³¹ パッケージ商品（packaged products）とは、生命保険契約、規制対象となっている集団投資スキームのユニット、投資信託貯蓄スキームの持分、ステイクホルダー年金スキーム、個人年金スキームのいずれかを指す。

(2) 保険業向け業務行為ソースブック (ICOBS)

① 対象業務及び対象機関

保険業向け業務行為ソースブックは、投資性のない保険契約に関する以下の業務について、英国内で当該業務を行う認可業者、及び認可業者から業務委託を受けている代理人に対して適用される (ICOBS1.1.1R)。

- 1) 保険仲介業務
- 2) 保険契約の実行業務
- 3) ロイズのマネージング・エージェントとして行う、ロイズ・シンジケートの引受の管理業務
- 4) 勧誘における情報伝達、又は勧誘の実施権限を与えること

② 規制の内容

保険業向け業務行為ソースブックでは、以下のような内容についての規定を設けている。

- 開示内容 (業者、サービス内容、手数料) に関する義務 (ICOBS4)
- 商品情報に関する義務 (ICOBS6)
- 消費者の契約取消権 (ICOBS7)
死亡保障のみの長期生命保険契約や債務返済プラン (payment protection plan) 等の保険契約については 30 日、その他の保険契約又は隔地契約については 14 日のクーリングオフ期間が認められている。
- 苦情対応に関する義務 (ICOBS8)

(3) 抵当貸付及び住宅金融向け業務行為ソースブック (MCOB)

① 対象業務及び対象機関

抵当貸付及び住宅金融向け業務行為ソースブックは、以下の業務を行う認可業者に対して適用される (MCOB1.2.1R)

- 住宅金融業務 (住宅金融仲介業務、住宅金融提供業務、又は住宅金融取引の管理業務を指す)
- 抵当貸付 (qualifying credit)、住宅購入プラン (home purchase plan)、住宅転換プラン (home reversion plan)、又はレントバック契約 (sale and rent back)

agreement)²³²の勧誘における情報伝達、又は勧誘の実施権限を与えること

② 規制の内容

抵当貸付及び住宅金融向け業務行為ソースブックでは、以下のような内容についての規定を設けている。

- ❑ 助言及び販売に関する規範 (MCOB4)
- ❑ 申し込み前の情報開示 (MCOB5)
- ❑ 提供段階での情報開示 (MCOB6)
- ❑ 契約開始時及び販売後の情報開示 (MCOB7)
- ❑ 年利の算出方法 (MCOB10)
- ❑ 責任ある貸付 (responsible lending) に関する義務 (顧客の返済能力の公正な評価) (MCOB11)
- ❑ 不公正あるいは過剰な手数料に対する規制 (MCOB12)
- ❑ 延滞時及び担保処分に関する規制 (MCOB13)

(4) 銀行業向け業務行為ソースブック (BCOBS)

① 対象業務及び対象機関

銀行業務向け業務行為ソースブックは、顧客預金の受入業務及びこれに関連する業務に関して、英国内において当該業務を行う認可業者に対して適用される (BCOBS1.1.1R)。

② 規制の内容

銀行業務向け業務行為ソースブックでは、以下のような内容についての規定を設けている。

- ❑ 顧客への情報開示内容に関する規定 (BCOBS4)
- ❑ 販売後の義務 (BCOBS5)
- ❑ 消費者の契約取消権 (BCOBS6)

個人顧客の銀行取引には、14日間のクーリングオフ期間が認められている。

²³² 不動産取引の一形態で、不動産（主に住宅）を業者に売却すると同時に、居住者が住宅に住み続けられるように賃貸契約を結ぶもの。レントバック契約は金融サービス市場法の規制対象業務になっている。

6. 外国銀行への規制

(1) 外銀支店に対する流動性規制・監督の状況

① 流動性規制の導入状況

銀行に対する流動性規制に関しては、健全性規制機構／金融行為規制機構規則「銀行、住宅金融組合、投資会社のための健全性ソースブック (Prudential sourcebook for Banks, Building Societies and Investment Firms、以下「BIPRU」という)」に規定が置かれている。

規制対象金融機関には、BIPRU で規定された手続きに従って金融機関が十分な流動性を確保しているか否かについての評価を行うことが要求されており (BIPRU12.5)、単純に定量的な基準が適用される形ではない。

ただし、所定の基準に合致する金融機関に対しては、簡便な定量的基準の適用が認められている。これらの金融機関には、以下の合計額の 50%以上の流動資産バッファを常時保有することが要求されている (BIPRU12.6)。

- ホールセール業務でのキャッシュ・アウトフロー純額
算出方法は以下のとおり。
 - ・ ホールセール業務において、満期を迎える資産や負債に係る現金流出額 (純額) を日次で計算する。
 - ・ 3ヶ月先までの営業日ごとに、当該営業日から3ヶ月先まで、現金流出額の日額を合計する。
 - ・ 算出した合計額のうち最小のものが基準値となる。
- リテール預金及び中小企業²³³預金の一定割合 (預金の性質ごと 10%又は 20%)
- 住宅担保貸付、当座貸越、クレジットカード与信の未使用の貸越枠の 25% (クレジット・パイプライン)

② 外国銀行支店への適用状況

1) 流動性規則の適用対象

BIPRU の流動性規制 (BIPRU 12) の適用対象となる機関は以下のとおりである (BIPRU12.1.1AR、金融行為規制機構規則集 用語集)。

²³³ 従業員数が 250 人未満、合計資産残高が 4,300 万ユーロ以下、年間売上額が 5,000 万ユーロ以下、という 3 条件のうち 2 つ以上を満たす企業が中小企業に該当する (金融行為規制機構規則集 用語集)。

- (a) 顧客の注文の執行又はポートフォリオ管理のいずれかを行う認可を与えられており、かつ、金融商品（financial instrument）に関する注文の受領と伝達又は投資助言のいずれかを行うことができる業者
- (b) 投資会社（PRA によって指定された投資会社を除く）

2) 外国銀行支店への適用

EEA 域内の信用機関、及び第三国の金融機関の英国内支店に対しては、英国の流動性規制が適用される（BIPRU12.1.7R）。

（2）破綻時の預金者保護のための規制・監督の状況

BIPRU の流動性規制では、EEA 域内の信用機関、及び第三国の金融機関に対し、直接的に英国内に資産を保有するよう義務付けたり、国外への回金を制限するような規定はない。

ただし、これらの外国銀行の支店が英国内で行う業務に関して、業務上必要となる流動性を英国内に維持させることを目的として、当該支店の流動性の適切性を評価するにあたっては、流動性の裏づけとなる資産が、以下の条件をすべて満たすものであることを要求している（BIPRU12.2.3R, 12.2.4G）。

- 1) 当該資産が、英国内支店の上級経営者による日常的な統制の下にあること。
- 2) 英国支店の単独名義のカストディ口座に保管されていること。
- 3) 担保権が付いていないこと（unencumbered）。
- 4) 全体的な流動性評価の際に、英国支店の貸借対照表に計上されていること。

7. 保険会社に係る組織形態及び各種法制度の概要

(1) 形態の有無（相互会社、共済等）

ソルベンシーⅡ指令（2009/138/EC）では、英国で保険事業を営むことができる企業の形態として、株式有限責任会社、保証有限責任会社、無限責任会社、産業組合及び共済組合法に基づいて登録された組合、法人友愛組合、登録友愛組合及びロイズを挙げており、損害保険事業を法人友愛組合で営むことを禁止している以外は、生命保険事業、損害保険事業、再保険事業の各事業においていずれの形態もとることができるとしている（付表Ⅲ）。

他方、金融サービス市場法では、PRAによる認可要件の一つとして、保険事業者の法的形態（Legal status）が、法人（有限責任組合（LLP）を除く）、登録友愛組合及びロイズのメンバーのいずれかの形態であることを要求している（金融サービス市場法付属規定6・4B条）。

以上より、英国で保険事業を営むことができる企業の形態はおおむね次の通り。

- 2006年会社法に基づく株式有限責任会社（3条2項）
- 2006年会社法に基づく保証有限責任会社（3条3項）：株式資本を有する会社（company limited by guarantee with a share capital、5条）と有しない会社がある。
- 2006年会社法に基づく無限責任会社（3条4項）
- 1992年友愛組合法に基づく法人友愛組合（Incorporated Friendly Society）
- 産業及び共済組合法（Industrial and Provident Societies Act）に基づく協同組合
- 1974年友愛組合法に基づく登録友愛組合（Registered Friendly Society）
- ロイズのメンバー

英国には相互会社という会社形態はないが、上記の形態のうち、株式資本を有しない保証有限責任会社が相互会社に相当すると言われている。株式資本を有しない保証有限責任会社とは、社員の責任が会社解散の際に抛出することを引き受けた金額に限定される会社をいう（会社法3条3項）。

また、英国では法人友愛組合、産業組合及び共済組合法に基づく協同組合及び登録友愛組合がわが国における共済に相当すると考えられる。

(2) 社員総会制度の概要

2006 年会社法に基づく会社は、公開会社か非公開会社（私会社、private company）かによって機関設計が異なる。株式資本を有しない保証有限責任会社は非公開会社でのみ設立することができ（会社法 4 条 1 項・2 項）、非公開会社では書面決議又は社員総会が決議機関となる（同 281 条 1 項）。社員総会の年次開催を要求する規定は存在しない。

決議方法は、総会での挙手（on a show of hands）が通常であるが、投票（poll）によることもできる。決議要件は会社法に特段の定めがない限り普通決議によるが、付属定款（article）により要件の加重が可能である（281 条 3 項）。特別決議によるべき決議事項は、付属定款の変更（21 条 1 項）、会社名の変更（78 条 1 項）、公開有限責任株式会社への組織変更（90 条 1 項(a)）などが挙げられる。決議要件は次の通り。

- 普通決議（ordinary resolutions）：単純多数（a simple majority）による（282 条 1 項）。定足数は、社員総会で挙手による決議では代理出席を含む議決権行使可能社員の過半数（282 条 3 項）、投票による決議では議決権行使可能社員の議決権総数の過半数（282 条 4 項）。
- 特別決議（special resolutions）：75%以上による（283 条 1 項）。定足数は、社員総会で挙手による決議では代理出席を含む議決権行使可能社員の 75%以上（283 条 4 項）、投票による決議では議決権行使可能社員の議決権総数の 75%以上（283 条 5 項）。

社員総会での議決権は、挙手による決議については自ら出席する社員 1 人 1 議決権（284 条 2 項）、投票による決議については社員 1 人 1 議決権（284 条 3 項(b)）である。書面による場合と投票による場合とで異なる議決権数を有する旨の付属定款を定めた場合、投票による場合の議決権数を定める規定は無効であり、社員は書面決議の場合と同じ議決権数を有する（285A 条）。

(3) 商品認可制度の概要

英国は、歴史的にも保険約款や料率の認可は全くなかったとされており、EU 指令以前も認可制度は存在しなかったと思われる。その後、EU 指令により事前認可が禁止されたことから、現在も指令に従い事前認可制度は存在しない。EU 指令の内容については、EU の章を参照のこと。

ただし、生命保険については、合理的な保険数理上の仮定に基づき、保険料収入を含む会社の財務状況が企業の全ての危険引受の確約を履行するのに十分と認められなければ、契約を締結することができない（健全性規制機構規則集 事業管理態勢（Conditions

Governing Business) 10.1~10.2)。

(4) 生損保兼業の可否

① 本体

従来、英国では生損保兼業 (composite) が可能であったが、生命保険第 1 次指令 (79/267/EEC) 及び損害保険第 1 次指令 (73/239/EEC) で兼業禁止の方針が定められたことを受け、1982 年保険会社法で兼業禁止が導入された (6 条)。ただし同法では例外的に a) 1981 年 12 月 31 日までに英国内で兼業を行っていた会社、及び b) 生命保険事業が生命保険の再保険に限定されている会社は、引き続き兼業ができることとした²³⁴。

現在、PRA²³⁵の監督ステートメント²³⁶では、次の通り新規認可に係る生損保兼業を原則として禁止している²³⁷。

- 新規に生損保兼業の許可を与えることは、原則として禁止。
- ただし、例外的に、生命保険事業が再保険に限定されている場合や、損害保険事業が傷害若しくは疾病の契約に限定されている場合は、新規に許可するか許可を変更することができる。

また、FCA²³⁸も原則として兼業を禁止している (金融行為規制機構規則集 INSPRU 1.5.17^(G))。

例外的に認められる兼業企業については、PRA が次の通り運営要件や財務要件などを課している (健全性規制機構規則集 兼業企業 (Composites) 2 章~5 章)。

- 兼業企業は、損害保険事業に関連する活動と生命保険事業に関連する活動を、次のように個別に管理する必要がある。
 - 1) 生命保険事業と損害保険事業が互いに区別されていること。
 - 2) 生命保険契約の保険契約者の利益は、当社の損害保険事業に関連する活動に

²³⁴ 2016 年時点での兼業会社数は 16 社で全体の 2%となっている (PRA"Annual Report and Accounts 2016"P.15)。

²³⁵ 保険業務を営む企業は、PRA と FCA の両方の監督機関による規制を受けるが (dual-regulated)、本人として (as principal) する保険契約の締結 (effect) 及び履行 (carry out) については、PRA の規制業務 (PRA-regulated activities) に該当し、PRA が規制機関として申請を受けて認可する (金融サービス市場法 55A 条(2) (a)、55F 条、2013 年 PRA 規制業務命令 2 条(b) (c)、10 条)。

²³⁶ "PRA supervisory statement(ss8/15) solvency II :composites" (March 2015)P.3-2.3

²³⁷ ロイズについては、健全性規制機構規則集にも同様の規定がある (兼業企業 (Composites) 6.2)。

²³⁸ 認可機関は PRA であるが、FCA の同意も必要とされている (金融サービス市場法 55F 条(2))。

よって損なわれず、損害保険契約の保険契約者の利益は、当社の生命保険事業に関連する活動によって害されることはないこと。

- 3) 兼業企業の営む生命保険事業に係る活動から得られる利益は、兼業企業が生命保険事業のみに従事しているかのように生命保険の契約者の利益となること。

② 子会社・持株会社

子会社・持株会社を通じた生損保兼業を禁止する規定はなく、兼業が可能である。

8. FinTech に関する施策及び規制状況等

(1) 政府・中央銀行の施策（法的対応を含む）

① FCA による FinTech 促進策

FCA は 2014 年 10 月に、消費者の利益のためイノベーションを促進させ、顧客に新たなサービスを提供し既存のビジネスモデルに挑戦する「破壊的な（disruptive）イノベーション」を通じて競争を促進するため、Project Innovate と呼ばれる FinTech 促進策を立ち上げた。このプロジェクトにおいて、FCA はイノベーションをもたらす事業者と建設的な対話を行い、イノベーションの障害を取り除くことを目指している。

FCA は Project Innovate において以下のような取り組みを行っている。このうち、競争促進に関する先進的な取り組みとして注目を集めている Regulatory Sandbox について②で説明する。

- ❑ 革新的な金融商品・サービスに通常の規制を適用しない実験環境を提供（Regulatory Sandbox）
- ❑ 関係者間で規制上の問題を学ぶ場を提供（Themed weeks）
- ❑ 規制をより効率的で効果的に順守できる技術を開発（RegTech）
- ❑ 規制に準拠しつつクラウド上でデータ保管を行う指針を策定（The Cloud）

② Regulatory Sandbox の概要²³⁹

Regulatory Sandbox とは、事業者が革新的な商品・サービス等を提供する場合に、通常の規制を即時適用することなく、安全な実験環境を提供することでイノベーションを促進する FCA による取り組みである。

Regulatory Sandbox は、革新的な商品が市場に出回るまでの時間を短縮し、場合によってはコストも削減する、事業者が資金調達しやすくなる、実験環境が提供されることでより多くの商品が出回るようになる、といった形で、事業者の競争を促し、消費者の利益を向上させることができる。また、FCA は、新たな商品・サービスについて適切な消費者保護規制が課されるように事業者と協働することができる。

Regulatory Sandbox に参加する場合、以下の適用基準を満たす必要がある。

- 1) 新しい商品・サービスが金融サービス業のために設計されたものか、又は金融サービス業の役に立つものか

²³⁹ FCA “Regulatory sandbox” (November 2015)
<https://www.fca.org.uk/publication/research/regulatory-sandbox.pdf>

- 2) 新しい商品・サービスに新規性があるか
- 3) 消費者に利益をもたらすものか
- 4) Regulatory Sandbox の枠組みで実験する必要性があるか
- 5) 事業者が新しい商品・サービスの開発、適用される規制の把握、リスクの軽減のために適切なリソースを投資しているか

新しい商品・サービスを提供する場合、規制に違反して FCA から処分されるか否かに事業者は関心を持っている。そのため、Regulatory Sandbox が適用される場合、FCA は以下のような手段を取ることができるとされている。

- 1) FCA が課す条件に反しない限り、FCA は監督措置を行わないことを確約する（ノーアクションレター）
- 2) FCA が規制の解釈指針を発行し、それに従っている限り FCA は監督措置を行わない
- 3) （FCA の権限で適用除外にできる範囲内で）規制の適用を免除する

また、免許を未取得の事業者に対しては、その商品・サービスを実験することのみが業務として認められる制限付の免許を付与し、通常の免許条件をすべて満たした時点で制限を撤廃する（新たな免許申請は不要）という手段も認めている。

ただし、上記の手段は FCA の監督権限の範囲内で行うものであり、ノーアクションレターは顧客が損害を被った場合の事業者の賠償責任を免除するものではない。また、免除することができる規制は FCA の監督権限の範囲内のものに限られる。加えて、事業者によってはイギリスの金融サービス・市場法に基づく業種ではなく、EU の指針（Directive）に基づく法律に基づく業種（決済サービス業者や電子マネー事業者等）もある。その業種の場合、EU の指針により各国当局の裁量の範囲が規定されるため、規制の適用免除や制限付免許といった手段には一定の制限が課される。

また、Regulatory Sandbox において商品・サービスを実験する場合、実験は現実の市場で行われるため、実験に参加する顧客が損害を被る可能性がある。FCA は顧客を保護するためのアプローチとして以下の手法を提示している（なお、当初は、実験の内容を了承した顧客のみに実験への参加を認めるというアプローチも提案されていたが、小口顧客の保護の観点からこのアプローチは採用されないこととなった）。

- 1) 実験内容に応じて開示・顧客保護規制を FCA がケースバイケースで承認する方法
- 2) 実験に参加する顧客に対して、通常の免許取得業者のサービスの利用顧客と同等の権利（不服申し立て手続き等）を認める方法
- 3) 実験を行う事業者に対して、顧客に生じた損失を全て補償させる方法

Regulatory Sandbox が適用される場合の流れは以下ようになる。まず、事業者が FCA に対して Regulatory Sandbox の適用を申請し、FCA が申請を評価する。実験が

認められた場合、FCA が事業者とともにどのような枠組みで実験を行うかを決定する。FCA が実験開始を許可した後、事業者が実験活動を実施し、FCA がモニタリングを行う。実験を行った後、事業者は FCA に報告書を提出し、FCA が報告書を評価する。その後、最終的に事業者が Regulatory Sandbox の枠組みの外で実際に新しい商品・サービスを提供するかどうか判断する。

以上が Regulatory Sandbox の枠組みであるが、Regulatory Sandbox への参加申請が 2016 年 5 月から 7 月まで受け付けられ、最終的に 18 社が第 1 陣の参加企業と認められた。第 1 陣の企業が提供する商品・サービスには以下のようなものがある。また、第 2 陣分は 2017 年 1 月まで申請が受け付けられている。

- ❑ 仮想通貨・ブロックチェーン技術による国際送金サービス
- ❑ インターネット上での融資サービス
- ❑ 債券に関する半自動アドバイザーツール
- ❑ IPO 手続を効率化するオンラインのプラットフォーム
- ❑ 様々な金融商品を単一の画面上で管理するオンラインのプラットフォーム
- ❑ 財務管理アプリケーション
- ❑ 少額貯蓄のためのアプリケーション

(参考 1)

決済サービスに関して、イギリス財務省が招集したオープンバンク作業部会が 2016 年 2 月に報告書を公表し、オープン API (Application Programming Interface) の共通仕様案の策定を行っている²⁴⁰。同報告書は、規制及び法的側面に継続検討を行う独立機関 (Independent Authority) が必要と提言している。

(参考 2)

仮想通貨に関して、BOE が仮想通貨を発行した場合の影響について検討を行っている。

(2) 「中間的業者」に関する規制状況・検討状況

イギリスの「中間的業者」に関する規制は、EU の第 2 次決済サービス指令に基づいて 2018 年 1 月までに国内法化される予定である²⁴¹。同指令の内容については、EU の箇所

²⁴⁰ EU の第 2 次決済サービス指令は、金融機関に対し、決済サービス提供者に口座情報へのアクセスを確保すべきことを規定している (オープン API (Application Programming Interface) を金融機関に義務付け)。

²⁴¹ イギリスは、2016 年 6 月 23 日に行われた国民投票で EU 離脱派が多数派を占めた。しかし、2017 年 2 月現在、EU に対して離脱通告を行っておらず、EU 加盟国である限りは、依然として EU 指令を国内法化する義務を負う。

を参照のこと。

V. 資料

1. 検査・監督機関の概要

	PRA（健全性規制機構）	FCA（金融行為規制機構）	FPC（金融政策委員会）
設立	・2013年	・2013年	・2013年
組織形態	・イングランド銀行（BOE）の一部（2013年にBOE子会社として設立、2017年3月にBOEに吸収）	・独立法人 ・政府機関ではない	・イングランド銀行（BOE）の委員会
組織の長	・BOE 総裁	・議長（大蔵省が任命）	・議長はBOE 総裁が務める
監督対象金融機関	・預金取扱金融機関 ・保険会社 ・自己勘定での投資商品取引を行う投資会社（PRAによる指定を受けた会社）	・PRAの監督対象以外の認可業者（PRAによる指定を受けない投資会社、投資運用業者、投資助言業者、保険仲介業者等） （PRAの監督対象については下記）	・なし
権限	・預金取扱金融機関など、PRAの監督対象機関の認可及び健全性監督 ・規制制定 ・PRC（健全性規制委員会）を通じて業務を行う	・投資会社、投資運用業者など、FCAの監督対象機関の認可及び健全性監督 ・PRAの監督対象も含め、すべての認可事業者の業務行為監督 ・市場規制 ・規制制定	・マクロ・プルーデンス監督 ・PRA、FCAに対する指図（監督下にある金融機関への監督措置を実行するよう要求すること） ・BOE、大蔵省、PRA、FCAその他に対する勧告
職員数	・1,214名（2016年2月末）	・3,232名（2016年3月末）	・不明
財源	・監督対象機関からの負担金	・監督対象機関からの負担金	・BOEの予算に含まれる ・BOEの政策機能に係る支出は、金融機関からの無利子預け金の運用益が財源。
事務所	・本部：ロンドン	・本部：ロンドン ・地方支部：1	—
他の組織との関連性	・PRCの委員には、FCAの長官が含まれる。 ・BOE総裁及び副総裁はPRC及びFPCの委員を務める。 ・PRAの監督対象機関は、業務行為についてはFCAの監督を受ける。 ・通常時には、PRAとFCAはそれぞれ別個に監督行為を行う。重大性がある場合、情報等の交換を行う。	・FCA長官は、PRC及びFPCの委員を務める。 ・PRAの監督対象機関は、業務行為についてはFCAの監督を受ける。 ・通常時には、PRAとFCAはそれぞれ別個に監督行為を行う。重大性がある場合、情報等の交換を行う。	・委員には、FCAの長官が含まれる。 ・BOE総裁及び副総裁はPRC及びFPCの委員を務める。

(出所)「諸外国における金融制度の概要」(平成 26 年 3 月)を基に作成

2. 英国の金融規制

		銀行	証券	保険
法規制		金融サービス市場法		
業務規制		○免許制 法律により規定	○免許制 法律により規定	○免許性 法律により規定
相互 参入	単体	同一機関による預金受入業務と投資商品の自己勘定取引業務の実施は不可 (グループ会社での実施は可)		他業禁止規定あり 生・損保兼営は実質的に禁止(注2)
	持株・子会社 方式	金融コングロマリットとして銀行・証券と保険のグループ化可能		
健全性規制		○自己資本規制 EU規則を直接適用	○自己資本規制	○財務規制 保険債務の額およびリスクに応じた技術的準備金の保持 (PRAの規則により規定)
		○大口信用規制 EU規則を直接適用	○大口信用規制	○大口信用規制 同一の投資先(グループ企業等も含む)に対するエクスポージャーのうち、事業総額に対する所定の割合を上回る額は、規制資本から控除しなければならない(PRAの規則により規定)
				○必要資本要件 保険種別に応じた基準以上の資本の維持 (PRAの規則により規定)

(凡例) 太線 : EU 法、二重線 : 英国法、点線 : 規則

(出所)「諸外国における金融制度の概要」(平成 26 年 3 月)

(注 1) 法律によって付与されている一般規則制定権限に基づき、金融監督機関(健全性規制機構および金融行為規制機構)が規則を制定。

(注 2) 生損保の兼業禁止については明文での規定はない。ただし認可権限を持つ健全性規制機構は EU 指令に基づき、原則として同一の

事業者に対して生命保険業務と損害保険業務の両方の認可は付与しないというガイダンスを発している。

3. 英国における金融機関の状況

	機関数
銀行	337
住宅金融組合	44
信用組合	498
合計	879

	預金量 (単位量:100万ポンド)
要求払預金	1,241,395
金融機関	84,899
公的部門	11,674
その他の英国居住者	1,047,403
非居住者	97,419
定期性預金	694,184
金融機関	135,826
公的部門	9,560
その他の英国居住者	505,235
非居住者	43,563
合計	1,935,579

(注1) 機関数には、他の EU 加盟国で取得した認可に基づき英国内で営業している金融機関 (EEA Authorised) を含む。

(注2) 預金量はポンド建預金ベース。なお、2010年1月以降、預金量の銀行・住宅金融組合別データは作成されなくなった。

(注3) 機関数：2016年2月末現在。預金量：2017年1月末現在。

(出所) 機関数：PRA“Annual Report and Accounts 2016”P.15

預金量：イングランド銀行統計 (Bankstats)

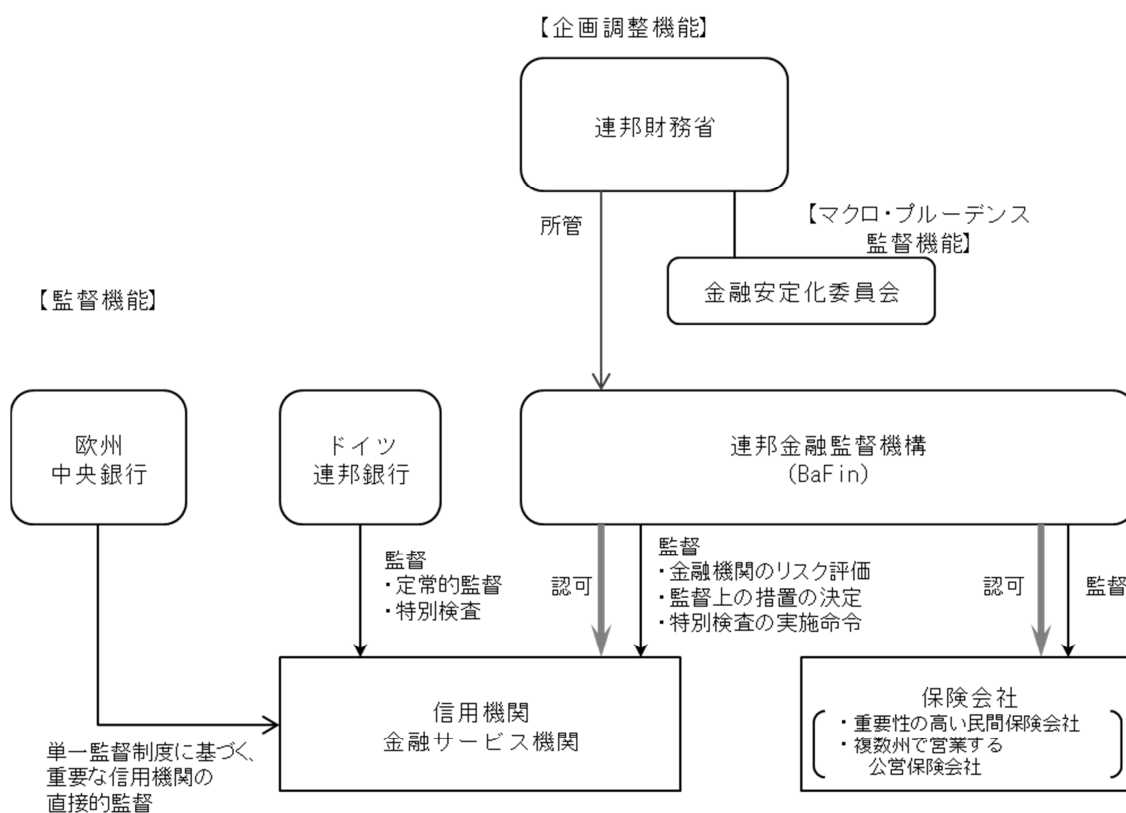
ドイツ

ドイツの金融制度

I. 概要

1. ドイツの金融監督体制

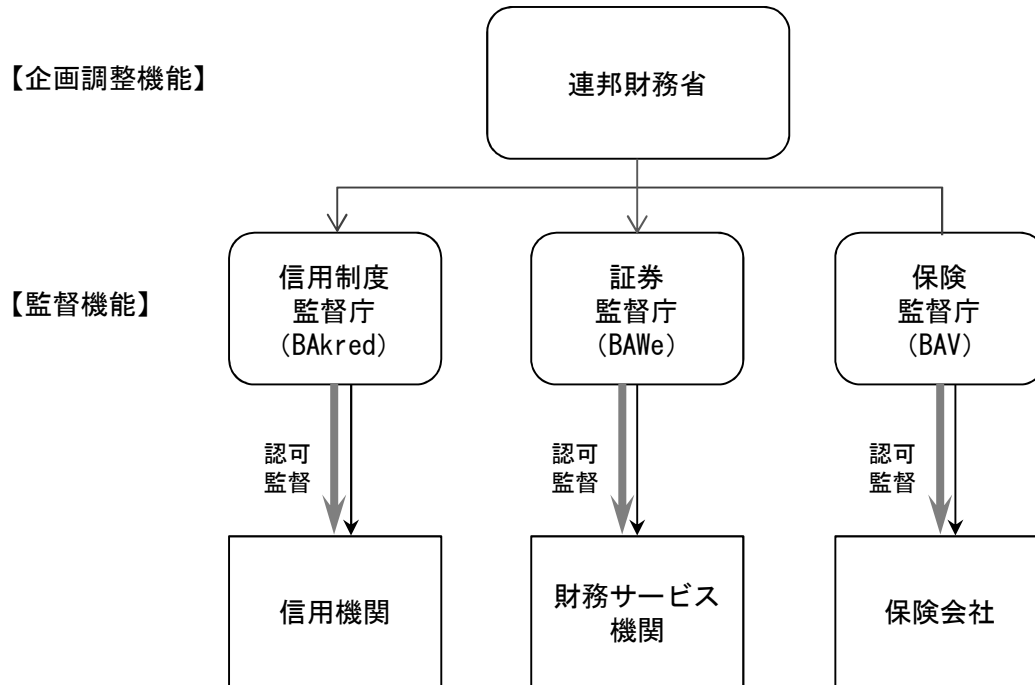
図表 独-1 金融監督体制図



(出所) 本章内各種参考文献より作成

2. 金融監督体制の変遷

図表 独-2 BaFin 設立（2002 年）以前の金融監督体制



(出所)「諸外国における金融制度の概要」(平成 26 年 3 月)より抜粋

3. 金融監督機関の人員数

図表 独-3 金融監督機関の人数

(2015 年末現在)

(単位：人)

監督機関名	職員数	職員数	
		検査・監督部門	国際部門
BaFin	2,577	NA	NA
ドイツ連邦銀行	9,636	NA	NA

(出所) BaFin annual report 2015、Bundesbank annual report 2015

4. 金融監督機関の本部と地方支部

図表 独-4 本部と地方支部

(2015 年末現在)

監督機関名	本部			地方支部局		
	所在地	職員数 (人)	予算 (百万€)	設置数 (ヶ所)	職員数 (人)	予算
BaFin	ボン (銀行・保険担当)	1,924	242.1	なし	—	—
	フランクフルト (証券・資産管理担当)	653				
ドイツ連邦 銀行	フランクフルト	4,623	NA	地方支部：9	2,524	NA
				支店：35	2,489	NA

(出所) BaFin annual report 2015、Bundesbank annual report 2015

II. 金融制度及び検査監督

1. 金融機関の種類

(1) 信用機関 (Kreditinstitute)

銀行業務を商業的に営む企業、又は商業的に組織された事業体を必要とする規模で銀行業務を営む企業を信用機関という (Kreditwesengesetz、略称 KWG²⁴²第 1 条第 1 項、以下「信用制度法」という)。

銀行業務とは以下のものを言う (同法第 1 条第 1 項)。

- 1 預金業務
- 1a 担保付債券業務 (カバードボンド業務)
- 2 信用業務
- 3 手形・小切手の割引業務
- 4 第三者のために信用機関自体の名義で金融商品の売買を行うこと (プリンシパル・ブローキング・ビジネス)
- 5 カストディ業務
- 6 (削除)
- 7 満期前ローン獲得業務
- 8 信用保証業務
- 9 小切手・手形の取立業務、トラベラーズチェック発行業務
- 10 証券引受業務
- 11 (削除)
- 12 有価証券取引における中央清算業務

連邦金融監督機構 (略称 BaFin) では、信用機関を以下の 4 つに区分している²⁴³。

このうち、①商業銀行、②貯蓄銀行グループ、③協同組合銀行グループは、いずれも、專業規定のある業務 (保険業務、④の専門銀行が実施する業務) を除き、証券業務や保険商品の販売等の業務も行うことができ、いわゆる「ユニバーサルバンク」として営業を行っている。

²⁴² 信用制度法については、ドイツ II 3 (1) ①法律を参照のこと。

²⁴³ BaFin 年次報告書 (2015 年版) p.130 による。

① 商業銀行 (Kreditbanken)

民間の商業銀行、及び外国銀行の支店が含まれる。

② 貯蓄銀行グループ (Institute des Sparkassensektors)

貯蓄銀行グループは、単体の貯蓄銀行、州銀行 (Landesbank)、ドイツ自治体銀行 (DekaBank) の 3 層で構成されている。貯蓄銀行には公営のものと独立系のものがある。ドイツ自治体銀行は貯蓄銀行グループの中央機関として、グループ内の各機関に対し資金サービスを提供している。

③ 協同組合銀行グループ (Institute des Genossenschaftssektors)

協同組合法に基づいて設立される協同組織金融機関である。協同組合銀行グループは、単体の協同組合銀行と 2 つの中央機関 (DZ Bank 及び WGZ Bank)、特定のサービスを提供する関連機関、住宅協同組合 (貯蓄スキームを提供するもの、Wohnungsbaugenossenschaften mit Spareinrichtung) で構成されている。

④ その他の銀行 (sonstige Institute)

以下の機関が含まれる。

□ 建築貯蓄金庫 (Bausparkassen)

不動産購入用の貯蓄性預金を集めて住宅・自治体関連の融資を行う。

□ ファンドブリーフ銀行 (Pfandbriefbanken)

土地・船舶・航空機に対する抵当権や自治体の保証等を担保に金融債を発行して信用供与を行う。

□ 証券取扱銀行 (Wertpapierhandelsbanken)

□ 連邦及び州営の開発銀行 (Förderbanken des Bundes und der Länder)

(2) 金融サービス機関 (Finanzdienstleistungsinstitute)

商業的に金融サービス業務を他者に対して提供する企業、又は商業的に組織された事業体を必要とする規模で金融サービス業務を提供する企業で、信用機関以外のものを金融サービス機関という (信用制度法第 1 条第 1a 項)。

金融サービス業務とは以下のものを言う (同法第 1 条第 1a 項)。

- 1 投資仲介業務
- 1a 投資助言業務
- 1b 多角的取引集中組織の運営
- 1c 分売業務
- 2 約定仲介業務
- 3 財務ポートフォリオ管理（投資一任契約によるものを含む）
- 4 仕切売買（自己取引）
顧客注文によらない自己勘定での金融商品の売買も財務サービスに含まれる
- 5 第三国預金仲介（ここでいう第三国とは欧州経済圏外の他国）
- 6 （削除）
- 7 外貨取引業務（外貨両替商）
- 8 （削除）
- 9 ファクタリング業務
- 10 ファイナンスリース業務
- 11 投資運用業務（投資ファンドへの投資者との一任契約に基づく金融商品の売買）
- 12 限定的な保管業務

□ 信用機関に対する業務範囲規制の有無・内容

信用機関の業務範囲に関連する規制は、2013年の **Trennbankengesetz**（以下「分離銀行法」という）によって導入された。その詳細は、ドイツⅢ.4 信用機関の業務範囲に対する規制を参照のこと。

（3）保険会社（Versicherungsunternehmen）

保険会社とは、保険業務を営む公立又は私立の企業（社会保険制度等を除く）を指す（**Versicherungsaufsichtsgesetz**、略称 **VAG** 第 1 条、以下「保険業監督法」という）。

同業組合・商工会議所・自治体組合の組合員向け保険、公務員共済、地縁的な講は、保険業監督法上の監督には服さない（保険業監督法 第 3 条）。一定の条件にあてはまる小規模な保険会社又は共済組合は、保険業監督法の一部規定を免除される（保険業監督法 第 211、212 条）。

保険会社の、保険に直接関係しない他事業との兼業は禁止されている（保険業監督法 第 15 条）。従って「銀行業」も保険引受業務を兼営できないが、「保険商品」の「販売」（契約仲介業務）に制約が課されているわけではないので、代理店契約で保険契約の仲介（窓口販売）ができる。

保険業も本体では預金引受けなどの金融業務はできないが、外務員組織を用いて建築

貯蓄預金や投資信託などの金融商品の販売（契約仲介）を行っている。

□ 保険会社の業務範囲規制の有無・内容

保険事業免許はドイツ II 4. (2) 保険会社で示すように指定した事業種別ごとに与えられるため、免許の対応する種類以外の保険事業を営むことはできない（保険業監督法 第 10 条）。また、保険会社は、保険事業に直接の関連がある事業しか兼業することができない（保険業監督法 第 15 条）。また、保険事業の中では、生命保険及び健康保健事業は、それ以外の種類の保険事業とは兼業できず、個々に単独事業として運営されなくてはならない（保険業監督法 第 8 条）。

（４）投資運用業者（Kapitalverwaltungsgesellschaften）

ドイツでは、投資ファンドの運用にあたる事業者を、投資運用業者（Kapitalverwaltungsgesellschaften）として、Kapitalanlagegesetzbuch（略称 KAGB、以下「投資法」という）に基づく規制を行っている。

同法では、投資運用業者を次のように定義している（投資法 第 17 条 1 項）。

- ・ 投資運用業者とは、定款に基づく所在地及び本部をドイツ国内に置く企業であり、ドイツ国内及び EU の投資資産（Investmentsvermögen）又は外国のオルタナティブ投資ファンドを運用することを営業目的としているものを指す。

□ 投資運用業者の業務範囲規制の有無・内容

投資運用業者の提供できるサービス範囲については投資法第 20 条に列挙されているが、事業免許を出す際に BaFin が一定の制限を課す場合がある（投資法 第 20 条）。

（５）投資助言業者

ドイツでは、投資助言業務は信用制度法で定義される「金融サービス業務」の 1 つであり、当該業務を行う事業者は金融サービス機関として同法に基づく規制を受ける²⁴⁴。

信用制度法における「投資助言業務」及び「投資助言業者」の定義は次のとおりである（信用制度法 第 1 条 1a 項）。

- ① 投資助言業務とは、顧客又はその代理人に対して個人的になされる、特定の財務手

²⁴⁴ 金融サービス業務及び金融サービス機関については、ドイツ II 1 (2) 金融サービス機関を参照のこと。

段（Finanzinstrument）を扱う事業に関する助言（Empfehlung）のことを指す。

ただし、投資者の個人的な状況の審査を根拠とし、投資者にとって適切であるとされ、かつ、専ら情報普及経路（Informationsverbreitungskanäle）を通じて公表されるものでも、一般に向けて公表されていない助言に限る。

- ② 金融サービス業者の定義は、他社のために職業的に金融サービスを提供し、又は、商業目的での組織的事業運営を必要とする規模で金融サービスを提供し、かつ、信用機関でない会社（Unternehmen）をいう。よって、投資助言業者とは、職業的に投資に関する助言を提供し、又は、組織的運営を要する規模で投資助言サービスを提供し、かつ、信用機関でない会社のことになる。

□ 投資助言業者の業務範囲規制の有無・内容

投資助言業者が投資助言サービスだけを提供するにあたって、特に固有の規制は確認できない。ただし、投資助言業者が投資サービス事業を兼業している場合には、顧客との間での利益相反を回避する義務を負う（Wertpapierhandelsgesetz、略称 WpHG 第 33 条、以下「有価証券取引法」という）。

2. 金融監督機関

(1) 連邦金融監督機構 (BaFin)

連邦金融監督機構 (Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht、略称 BaFin、以下「BaFin」という) は、2002年5月1日に、従来の信用制度、保険、証券取引の各監督庁を統合して設立された。

① 根拠法令

BaFin の設立について規定しているのは、2002年4月に成立した Finanzdienstleistungsaufsichtsgesetz (略称 FinDAG、以下「金融監督統合法」という) である (金融監督統合法 第1条)。

② 目的

BaFin の主たる目的は、その規制活動によって金融センターとしてのドイツの金融システムの適切な機能、安定性、及び統合性を確保し、消費者全体の保護を強化することである²⁴⁵。

③ 業務内容

BaFin は、旧連邦銀行監督局、連邦保険監督局、連邦証券監督局の有していた機能を継承している (金融監督統合法 第4条)。

銀行監督、証券監督、保険監督における BaFin の業務はそれぞれ以下のとおりである。

1) 銀行監督

銀行監督において BaFin の果たす機能は、信用制度法において規定されている。

- 信用機関への認可の付与 (信用制度法 第32条、第33条)
- EU の各種規則、指令に基づく信用制度法の条項に従っての信用機関の監督 (信用制度法 第6条第1項)
 - ・ 資本要件

²⁴⁵ https://www.bafin.de/EN/DieBaFin/GrundlagenOrganisation/Leitbild/leitbild_node_en.html

- ・ 流動性要件
- ・ 金融機関におけるリスク管理の適切さ など

2) 証券監督

証券監督において BaFin の果たす機能は、有価証券取引法及び信用制度法において規定されている。

- ❑ 有価証券取引法の遵守状況の監視、及びその執行のために適切かつ必要な命令の発出（有価証券取引法 第 4 条）
- ❑ 金融サービス機関への認可の付与（信用制度法 第 32 条、第 33 条）
- ❑ 信用制度法の条項に従っての金融サービス機関の監督（信用制度法 第 6 条第 1 項）

3) 保険監督

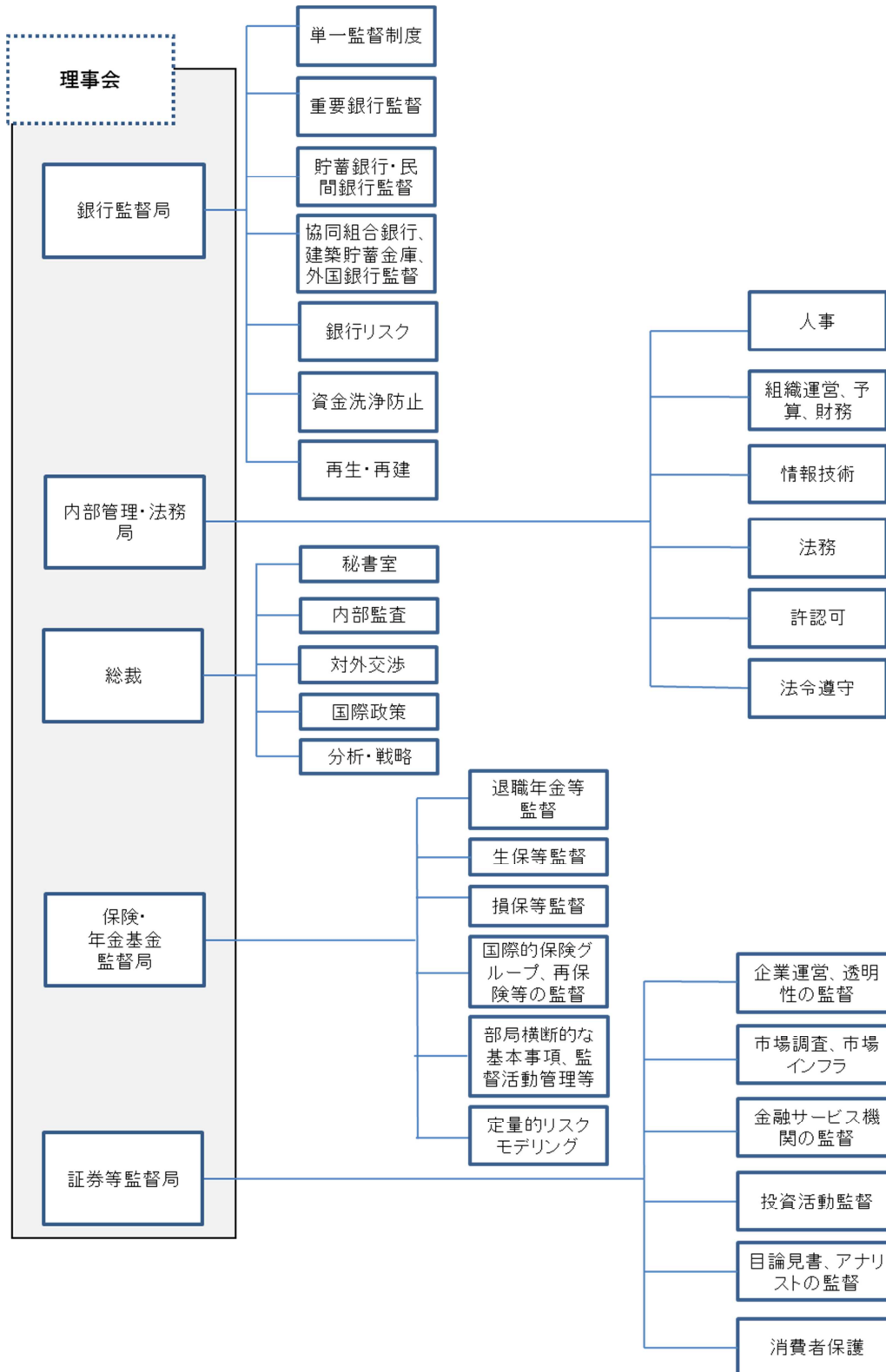
保険監督において BaFin の果たす機能は、保険業監督法で規定されている

- ❑ 保険会社の認可（保険業監督法 第 8 条）
- ❑ 保険業監督法の条項に従っての保険会社の監督（保険業監督法 第 294 条）
 - ・ 保険会社の業務の適切性の監督
（監督規制の遵守の監視、被保険者に関わる契約の遵守の監視等）
 - ・ 保険契約に伴う義務を履行する能力の保持状況の監視
（保険会社の投資（資産）内容、自己資金、会計手続き、内部統制等）

④ 組織

BaFin は、法人格を持ち公法による統制を受ける連邦機関であり、連邦財務省の監督に服する（金融監督統合法 第 1 条、第 2 条）。

図表 独-5 BaFin の組織図
(2017年1月時点)



(出所) BaFin Web Site 掲載資料より作成

⑤ 職員数

BaFin の職員数は、下表のとおりである。

図表 独-6 BaFin の職員数
(2015 年末現在)

(単位：人)

		職員数
全職員		2,577
うち	金融機関、保険会社、証券取引の監督に従事する職員	NA
	部門間横断業務に従事する職員	NA
	国際部門の職員	NA

(出所) BaFin, Annual Report 2015

⑥ 予算規模・予算源

BaFin は、自身の収入で経費を賄わなければならない（金融監督統合法第 13 条）。

BaFin の収入には、以下が含まれる。なお、過料も BaFin の収入となるが、経費を賄うための収入として過料を勘案してはならない（同法第 13 条 第 1 項）。

- 監督対象金融機関への賦課金（同法 第 14 条）。
- 清算人の任命、業務監査の実施等に要した経費の実額請求（同法第 15 条）。
- 賦課金により経費を賄えない場合、連邦財務省の省令により、不足額を監督対象金融機関から追加徴収することが認められている（同法第 16 条）。

図表 独-7 BaFin の予算規模・予算源
(2015 年、実績)

(単位：100万ユーロ)

		金額
収入		242.1
	うち、監督対象機関からの賦課金	220.6
	その他の収入（料金、利息など）	21.5
支出		242.1
	人件費	168.3
	運営費	60.6
	債務支払い	0.0
	交付金・助成金（投資を除く）	5.3
	資本支出	7.9

(出所) BaFin, Haushaltsplan 2015

(2) ドイツ連邦銀行 (Deutsche Bundesbank)

ドイツ連邦銀行 (Deutsche Bundesbank) は、1957 年に創設された、ドイツ連邦共和国の中央銀行である。

① 根拠法令

ドイツ連邦銀行の設立について規定しているのは、**Gesetz über die Deutsche Bundesbank** (略称 **BBankG**、以下「ドイツ連邦銀行法」という) である。

② 目的

ドイツ連邦銀行の活動は、物価水準の安定、外貨準備の管理、決済システムの円滑化及び安定を主な目的としている (ドイツ連邦銀行法 第 3 条)。

③ 業務内容

金融監督行政においてドイツ連邦銀行は、**BaFin** が同行と合意の上で発した「ドイツ連邦銀行による信用機関及び金融サービス機関の経常的監視の実施及び品質確保のための指針 (以下「監督指針」という)」²⁴⁶に基づき、金融機関の経常的なモニタリングを実施する (信用制度法第 7 条)。

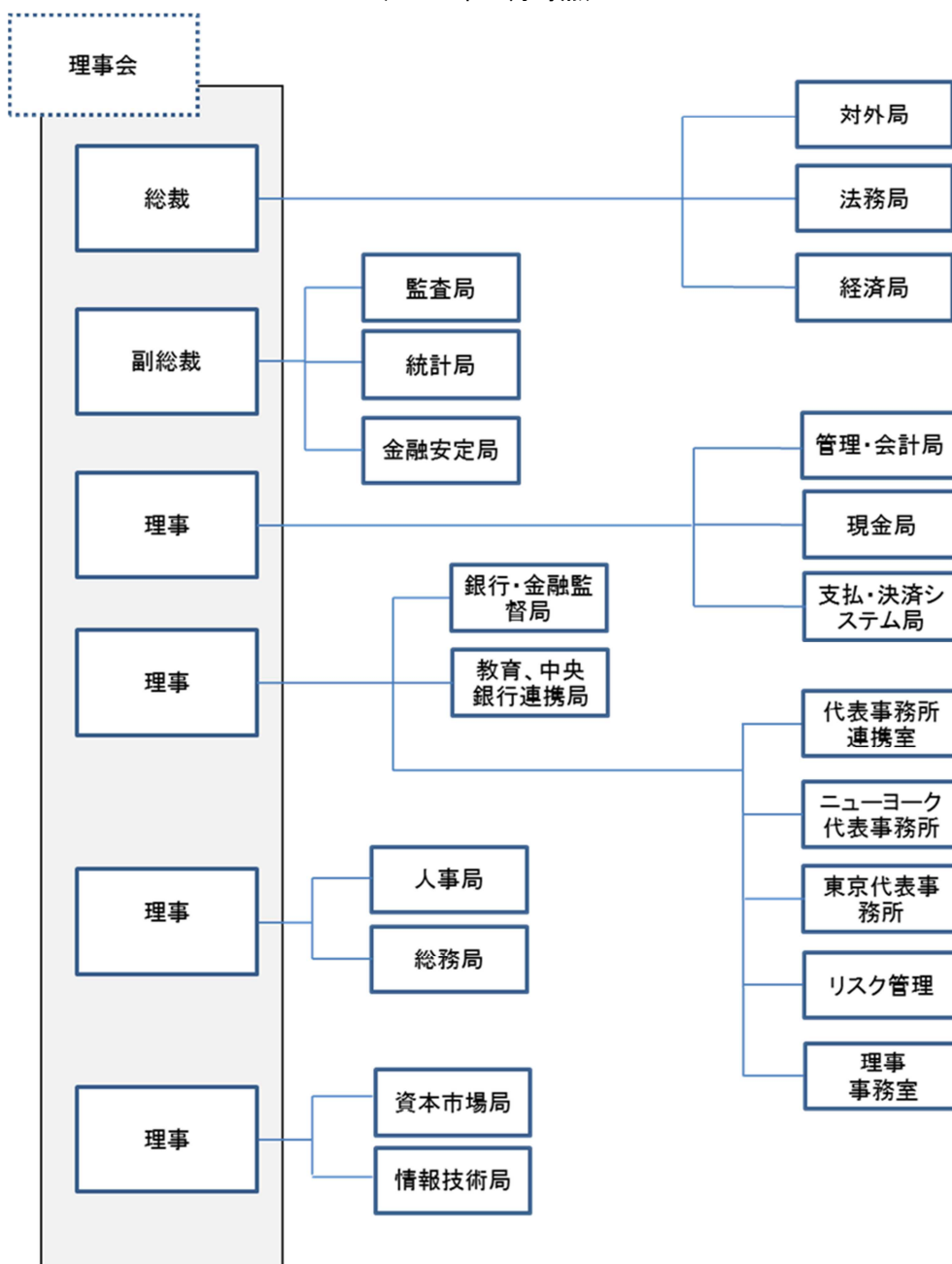
また、監督上の措置として行われる特別検査は、**BaFin** の命令に基づき、ドイツ連邦銀行が実施する場合もある。

²⁴⁶ BaFin, “Richtlinie zur Durchführung und Qualitätssicherung der laufenden Überwachung der Kredit- und Finanzdienstleistungsinstitute durch die Deutsche Bundesbank (Aufsichtsrichtlinie)” 2013 年 5 月 21 日

④ 組織

ドイツ連邦銀行は、公法に基づく法人格を持つ連邦機関である。資本金は 250 億ユーロであり、ドイツ連邦共和国がこれを保有する（ドイツ連邦銀行法第 2 条）。

図表 独-8 ドイツ連邦銀行の組織図
(2017 年 1 月時点)



(出所) ドイツ連邦銀行 Web Site 資料より作成

⑤ 職員数

ドイツ連邦銀行の職員数は下表のとおりである。

図表 独-9 ドイツ連邦銀行の職員数
(2015 年末時点)

(単位：人)

		職員数
全職員 (フルタイム換算)		9,636
うち	検査に従事する職員	NA
	国際部門の職員	NA

(出所) Bundesbank, Annual Report 2015

⑥ 予算規模・予算源

ドイツ連邦銀行の収入源は、中央銀行としての業務の実施に伴う各種の収入である。同行の純利益のうち 20% (ただし、2 億 5,000 万ユーロを下限とする) は、将来の損失に備えるための法定準備勘定が 25 億ユーロに達するまでは当該勘定に繰入られた後、残りが国庫に収められる (ドイツ連邦銀行法第 27 条)。

図表 独-10 ドイツ連邦銀行の予算規模・予算源
(2015 年)

(単位：百万ユーロ)

		金額
収入		4,627
	うち、監督対象機関からの賦課金 (純額)	32
	利息収入 (純額)	2,299
	金融業務に伴う純利益	1,654
	その他の収入	642
支出		1,437

(出所) Bundesbank, Annual Report 2015

(3) 金融安定化委員会 (Ausschuss für Finanzstabilität)

金融安定化委員会 (Ausschuss für Finanzstabilität (英語では Financial Stability Board)) は、2013 年 3 月 18 日に、従来の金融市場安定常設委員会 (Ständiger Ausschuss für Finanzmarktstabilität) に替わり、マクロ・プルーデンス監督を担う機関として発足した。

① 根拠法令

金融安定化委員会は、2013 年 1 月 1 日に発効した Gesetz zur Überwachung der Finanzstabilität (略称 FinStabG、以下「金融安定化法」という) に基づいて設立された (金融安定化法第 2 条 1 項)。

② 目的

金融安定化委員会は、金融安定化の分野における連携を強化することを目的としている (金融安定化法第 2 条 1 項)。

③ 業務内容

金融安定委員会の業務としては、特に以下のものが挙げられる (金融安定化法 第 2 条 2 項 1～5 号)。

- 1) 金融安定化のために重要となる状況について討議すること。
- 2) 金融危機の際に、委員会内の代表機関の連携を強化すること。
- 3) 欧州システミック・リスク理事会による警告及び助言への対応に関して協議すること。
- 4) ドイツ連邦議会に毎年 1 回報告を行うこと。
- 5) 特定の者に対し、金融安定性を損ねるようなリスクに対して注意を促すための警告や、そのようなリスクを回避するために取るべき措置についての助言を発し、またこれらの警告や助言を公表すること。

④ 組織

金融安定化委員会は、連邦財務省に設置され (金融安定化法 第 2 条 1 項)、以下の委員により構成される (金融安定化法 第 2 条 3 項)。

- 連邦財務省の代表 3 名
- ドイツ連邦銀行の代表 3 名
- BaFin の代表 3 名
- 金融市場安定化庁（Bundesanstalt für Finanzmarktstabilisierung、略称 FMSA）の運営委員会の代表 1 名（議決権なし）

⑤ 職員数

金融安定化委員会は、ドイツの金融システムの監視に係る機関の代表者による委員会であり、独自の職員は持たない。

⑥ 予算規模・予算源

金融安定化委員会は、独自の予算を持たない。

3. 金融制度の企画立案・規則制定の仕組み

(1) 法令

① 法律

ドイツ連邦レベルの金融に関する総合的な企画調整機能は、連邦財務省にある。連邦法の定めない部分は、州の管轄であり、各州の大蔵省・経済省に権限がある（州貯蓄銀行法、州立銀行法等）。企画・立案の際は、EU 指令に沿って国内法制を整えねばならない。

主な金融監督法規は、以下のとおりである。

1) 銀行監督分野

□ 信用制度法 (Kreditwesengesetz、略称 KWG) ²⁴⁷

信用機関及び金融サービス機関の監督法規。預金者・投資家の保護、信認に敏感である金融セクターの機能の確保を目的としている。

2) 証券監督分野

□ 有価証券取引法 (Wertpapierhandelsgesetz、略称 WpHG) ²⁴⁸

□ 有価証券の買付と引受に関する法律 (Wertpapiererwerbs- und -Übernahmegesetz、略称 WpÜG)

□ 有価証券の目論見書に関する法律 (Wertpapier-Verkaufsprospektgesetz、略称 VerkProspG)

3) 保険監督分野

□ 保険業監督法 (Versicherungsaufsichtsgesetz、略称 VAG) ²⁴⁹

② 法規命令

信用制度法では、連邦財務省の「法規命令 (Rechtsverordnung)」をもって細則を定めるべき事項について、個別に規定を置いている。

例えば、金融機関及び金融機関グループ、金融持株グループの適格自己資本（信用制度法第 10 条）や流動性要件（同法第 11 条）については、連邦銀行への諮問の上で、法規命令により細則を定める権限が連邦財務省に与えられている。また、細則は連邦

²⁴⁷ <http://www.gesetze-im-internet.de/kredwg/index.html>

²⁴⁸ <http://www.gesetze-im-internet.de/wphg/index.html>

²⁴⁹ http://www.gesetze-im-internet.de/vag_2016/index.html

銀行の合意のもとで発行されるとの条件のもとで、連邦財務省は一部の細則の制定権限を BaFin に委譲できる（同法第 10 条 1 項）。

4. 免許付与等

(1) 信用機関・金融サービス機関

信用制度法では信用機関と金融サービス機関とを合わせて「機関 (Institut)」といい (信用制度法第 1 条 1b 項)、認可に関しては同一の規定が適用される。

① 認可付与

1) 認可

銀行業又は財務サービスを営む者は、BaFin からの認可 (Erlaubnis) を要する (信用制度法 第 32 条 1 項)。

2) 認可要件

信用制度法では認可拒絶事由のみを規定しており、これに該当しない場合には認可を拒絶することができない (信用制度法 第 33 条 3 項)。認可拒絶事由には(a) 絶対拒絶事由と(b) 任意拒絶事由とがある。

(a) 絶対拒絶事由

以下の事由に該当する場合は、認可を拒絶しなければならない (信用制度法 第 33 条 1 項)。

- 1 規定の最低資本要件を満たしていないなど、営業に必要な資源をドイツ国内で利用できないとき
- 2 申請人等が信頼できないことを示す事実があるとき
- 3 出資元に信頼がおけず堅実な経営が妨げられると思われるとき
- 4 業務執行権者に専門的資質が欠けるとき
- 4a 経営者に業務を遂行するに足りる時間が欠けるとき
- 4b 認可を取得した後に金融持株会社、又は混合金融持株会社の子会社となる場合に、これらの持株会社の業務執行権者に信頼性や専門的資質が欠けるとき
- 4c 認可取得後に買収や組織再編を通じて子会社となった場合に、その親会社又はグループ会社の経営権者に専門的資質が欠けるとき
- 5 信用機関又は金融サービス機関として顧客の資金や有価証券の所有権を取得する認可を受ける場合、又は老齢年金契約を提供する認可を受ける場合で、最低 2 名の専門的業務執行権者を持たないとき

- 6 ドイツ国外に本社を持つとき
- 7 適切な営業行為を行うために必要な組織的な準備ができていない、若しくはそのような準備を行える状況にない場合
- 8 外国の信用機関の子会社で、当該信用機関の監督責任がある外国の金融監督当局が支店設立の許可を与えていない場合

(b) 任意拒絶事由

BaFin は、機関の有効な監督が阻害される可能性がある事実が認められる場合は、認可を拒絶してもよい。特に以下の場合には、拒絶の事由となりうる（同法 第 33 条 2 項）。

- 1 所有関係や経済的な不透明さ等により有効な監督が損なわれるとき
- 2 当該企業に適用される **European Economic Area**（日本語では「欧州経済域」、以下「**EEA**」という）外の国の法令により、有効な監督が阻害される時
- 3 **EEA** 外の国に本社を置く金融機関の子会社である場合に、当該国で有効な監督を受けていないとき、あるいは当該国の金融監督機関が **BaFin** に対して十分に協力的でないとき

このほか、申請書類の不備も、認可拒絶事由となりうる（同法 第 33 条 2 項）。

② 異業種からの参入可否及び要件

機関として従事できる事業は、ドイツ II 1（1）信用機関、（2）金融サービス機関のように、信用制度法第 1 条に明記している。このため、上記に記載のない業種の事業者は、信用機関としての免許を受けることはできない。しかし、信用機関の子/親会社の事業については特段の規制はないため、子/親会社として信用機関を設立することで、異業種から参入することは可能であり、その実例も存在する（例：アリアンツによるドレスナー銀行の買収、ドイツ銀行による生命保険子会社の設立など）。

③ 変更・取消

1) 失効

以下に該当する場合、機関の認可は失効としなければならない（信用制度法 第 35 条 1 項）。

- 1 交付した認可が一年以内に利用されないとき
- 2 当該機関が預金保険・投資家保護法の第 11 条に基づき預金保険・投資家保護機構から排除されたとき
- 3 清算機関としての認可付与を **BaFin** から拒絶されたとき

2) 取消

以下に該当する場合、BaFin は行政手続きに則って、機関の認可を取り消すことができる（信用制度法 第 35 条 2 項）

- 1 認可された業務の営業が 6 か月超にわたり行われていない。
- 2 信用機関が単独商人の法形態で営まれている。
- 3 認可の拒絶事由（「①認可付与」の項を参照）に該当するという事実が判明する。
- 4 以下の(a)又は(b)のような状況により、預金者・債権者への義務の履行、及び預託された資産の安全性に危機が生じており、信用制度法で認められているその他の措置によっては危機が回避できない。
 - (a) 損失が責任自己資本の 2 分の 1 にのぼる。
 - (b) 3 年連続して損失が責任自己資本の 10%を超えている。
- 5 (削除)
- 6 機関が信用制度法、資金洗浄法、有価証券取引法、又はこれらに基づいて発せられる法規命令や命令に慢性的に違反している。
- 7 (削除)
- 8 Regulation (EU) No. 575/2013（以下「EU 資本要件規則」という）において規定されている自己資本要件（EU 資本要件規則 92～403 条）、流動性要件（同規則 411～428 条）を満たしていない。

(2) 保険会社

① 認可付与

1) 認可

保険会社は、監督官庁の認可を得ずに業務を行ってはならない（保険業監督法第 8 条）。認可は、営業計画書において期限を定めていない限り無期限であり、保険業監督法にて規定されている保険種類別（保険業監督法別紙：下表参照）に与えられる（保険業監督法 第 10 条）。

事故	信用保険
疾病	保証契約 (Suretyship)
車両損害 (鉄道車両を除く)	各種金銭損害
鉄道車両	訴訟費用
航空機	緊急時支援
船舶 (海上、内陸とも)	生命

輸送物品	結婚・出産
火災・災害	ユニット・リンク生命保険
その他家財等	トンチン
自動車賠償責任	資金返済
航空賠償責任	退職金運用管理
船舶賠償責任	年金運用
一般賠償責任	

2) 認可要件

(a) 会社形態

保険会社は、認可を得るために、公開有限会社、共済組合、又は公法に基づく公社又は機関でなければならない。また、本社をドイツ国内に置く必要がある（保険業監督法第8条）。

(b) 認可拒絶事由

保険業監督法では認可拒絶事由を規定しており、これに該当しない場合には認可を拒絶することができないとしている（保険業監督法第11条第3項）。

認可拒絶事由には、i. 絶対拒絶事由と ii. 任意拒絶事由とがある。

i. 絶対拒絶事由

以下の事由に該当する場合は、認可を拒絶しなければならない（保険業監督法 第11条1項）。

- 1 事業計画書及び提出文書の中に、保険業務に伴う責務が十分に記述されていない場合
- 2 経営陣が信頼性に欠ける、あるいは業務知識や業務経験の上での適格性を充足していないことを示す証拠がある場合
- 3 認可を申請する当該保険会社への大口の参加型持分保有者が当該保険会社の健全な運営を妨げることを裏付ける証拠がある場合（当該参加型持分を取得する手段が、犯罪行為によって取得された場合にも適用される）。
- 4 A) 保険元受会社として、事業計画及び提出文書の内容が、被保険者の利益を適切に保護していない場合
B) 認可を付与した場合に、当該保険元受会社が、保険持株会社の子会社若しくは混合金融持株会社になり、当該持株会社の業務執行権者が信頼性に欠ける若しくは当該持株会社の業務執行に必要とされる専門的資質を欠いていることを示す証拠がある場合

C) 健康保険の元受事業を営む場合に、その掛け金設定が、当該保険元受会社の子会社が販売する保険商品を購入するためであるとの想定を裏付ける事実がある場合

ii. 任意拒絶事由

保険会社の有効な監督が阻害されるであろうことを示す証拠がある場合には、認可を拒絶してもよい。特に以下のような場合には、拒絶の事由となりうる（保険業監督法 第 11 条 2 項）。

- 1 保険会社が、その人脈や他会社との交流を通じて影響を受けたり、経済的關係が不透明になりうる
- 2 当該保険会社が關係を有する他者や他会社が、第三国の法令や行政規則に服することによって、実効性のある保険監督が阻害されうる
- 3 当該保険会社が關係を有する他者や他会社の本拠地において実効性のある保険監督が欠如している、あるいは、それら他者や他会社を管轄する監督機関が BaFin に対して協力的でないなどの理由によって、実効性のある保険監督が阻害されうる

また、申請書類の不備も、認可拒絶事由となりうる（同法第 11 条 2 項）。

② 変更・取消

保険監督機関は、以下に該当する場合、保険会社への認可を取消さなくてはならない（保険業監督法 第 304 条 1,2 項）。

- 1) 当該保険事業者が、明示的に認可を返上した場合
- 2) 当該保険会社が最低資本要件に違反し、かつ、監督機関に提出された資金調達計画が明らかに不十分である/違反発生から 3 ヶ月以内に当該資金調達計画を実現することが困難であると、監督機関がみなした場合
- 3) 当該保険会社が、保険金保証基金から除外された場合
- 4) 当該保険会社の破産処理手続きが開始された場合
- 5) 当該保険会社が認可付与から 1 年間事業を行わない場合、若しくは、6 ヶ月以上保険事業を停止した場合

保険監督機関は、以下に該当する場合、保険種類の一部又は全ての営業活動に対する認可を取り消すことができる（保険業監督法 第 304 条 3 項）。

- 1) 当該保険会社が、認可の要件を満たさなくなった場合
- 2) 当該保険会社に、法令や営業計画書に対する重大な義務違反が生じた場合

(3) 投資運用業者

① 認可付与

1) 認可

投資運用業者の営業は、BaFin の書面による認可を必要とする。また、BaFin は当該認可を、特定の種類の国内における投資財産 (Investmentvermögen) の運用に制限することができる。(投資法第 20 条第 1 項)。

2) 認可要件

投資法では投資運用業者の認可拒絶事由について規定しており、これに該当する場合は認可を拒絶しなければならない (投資法 第 23 条)。

- 1 所定の当初資本金 (Anfangskapital) とそれに付加される自己資金 (zusätzliches Eigenmittel) が欠如しているとき。
- 2 その投資運用業者が、少なくとも 2 人以上の営業主任 (Geschäftsleiter) を有しないとき。
- 3 投資運用業者の営業主任が信頼に足らない、又は、運用指揮のために要求される専門的適性を有しないことを示す事実が存在するとき。
- 4 重要な資本参加の所有者が信頼に足らない、又は、その他の理由で投資運用業者の安定的かつ慎重な営業のための要求が満たされないことが、事実によって立証されるとき。
- 5 BaFin による監督機能の遂行を阻害する自然人又は法人と投資運用業者との間に、強い結びつきが存在するとき。
- 6 BaFin による合法的な監督機能の遂行を阻害する第三国の法規と運用規則に服する自然人又は法人と投資運用業者との間に、強い結びつきが存在するとき。
- 7 投資運用業者の本部 (Hauptverwaltung) 又は定款に基づく所在地が国内に存在しないとき。
- 8 投資運用業者が、投資運用業務の規則に即した執行のために要求される組織上の事前対策を実現する準備がない、又はそのための能力を欠き、かつ、本法律に定める要求を遵守する能力を欠くとき。
- 9 投資運用業者がポートフォリオの運用及びリスク管理を行わずに、専ら、管理業務、自らの投資分配、又は、オルタナティブ投資ファンドの投資対象に関する行為だけを行うとき。
- 10 運用業者が、リスク管理を行わずに、ポートフォリオの運用を行うとき。
- 11 上記第 1 号から第 10 号に掲げる本法律に基づく認可付与の要件以外の要件

を満たさないとき。

② 変更・取消

1) 失効

以下のいずれかの場合に該当するとき、投資運用業者に対する認可は失効する（投資法第 39 条第 1 項第 1 文）。

- 1 認可が下りてから 1 年以内に、その認可を利用しない場合。
- 2 6 ヶ月間以上、当該認可の対象である営業を行わない場合。
- 3 認可を明確に放棄する場合。

2) 取消

BaFin は、以下に該当する場合には、行政手続法 (Verwaltungsverfahrensgesetzes) の規定によることなく、投資運用業者の認可を取り消すことができる（投資法第 39 条第 3 項）。

- 1 投資運用業者が、虚偽の申告により、又は、違法な方法で認可を受けた場合。
- 2 投資運用業者の自己資金が所定の基準を下回り、かつ、BaFin によって定められた期限内にこの欠如を補填できなかった場合。
- 3 認可拒絶事由に該当する事実が明らかになった場合。
- 4 投資ファンドからの一任契約により当該ファンドの運用を行う投資運用業者が、財務ポートフォリオ運用の認可を受けている場合に、EU 資本要件規則の要件を充足できない場合。
- 5 投資法の中の所定の規定に対して、会社運営上の違反が繰り返される場合。
- 6 投資運用業者が、持続的に投資法の規定に反する場合。

なお、BaFin が投資運用業者の認可を取り消し、又は認可が失効した場合、当該投資運用業者には信用制度法第 38 条が準用され、解散命令が出される場合がある。

(4) 投資助言業者

投資助言業務は、信用制度法で定義される「金融サービス業務」に該当するため、当該業務を行う事業者は金融サービス機関として BaFin の認可を受ける必要がある。

金融サービス機関の認可については、ドイツ II 4 (1) 信用機関・金融サービス機関を参照のこと。

ただし、投資助言サービスを、本来の職業活動の一部として、個別の報酬を受け取ることなく提供する者は金融サービス機関とはみなされず、認可を取得する必要はない(信用制度法第 2 条 6 項 1 文 15 号)。

(5) 保険仲介業者

① 登録

1) 許可及び登録

保険仲介業者は、Gewerbeordnung (略称 GewO、以下「取引規制法」という)²⁵⁰ 及び Verordnung über die Versicherungsvermittlung und beratung (略称 VersVermV、以下「保険仲介者令」という)²⁵¹に基づき、知識登録の合格と資格要件による許可を得た上で、登録を行うことが義務付けられている。

保険仲介業を行おうとする者は、商工会議所の実施する知識試験に合格し、所管の商工会議所の許可を受けた後、商工会議所の登録簿に登録しなければならない(取引規制法 第 34d 条第 7 項)。登録のためには、登録記録簿の記載項目に従った届出を行う(保険仲介者令 第 6 条)。

2) 許可要件

以下の事由に該当する場合は、保険仲介業を行う許可が与えられない(取引規制法 第 34d 条 2 項)。

- 1 過去 5 年間に、犯罪により有罪が確定している者
- 2 破産手続きがなされているなど、資産状態に適正を欠く者
- 3 職業賠償責任保険に加入していない者
- 4 知識試験で、保険仲介者として必要な知識を持つことが証明されない者

²⁵⁰ <http://www.gesetze-im-internet.de/gewo/index.html>

²⁵¹ <http://www.gesetze-im-internet.de/versvermv/>

3) 適用除外

専属代理店で、保険会社が仲介業務に対する無制限の賠償責任を引き受けた保険代理店など、一定の条件を満たす場合には、商工会議所の許可を取得する必要はなく、商工会議所への登録のみで保険仲介業務を行うことができる（取引規制法第 34d 条 3、4 項）。

また、以下に該当する場合には、許可の取得、商工会議所への登録とも不要である（取引規制法 第 34d 条 9 項）。

- 本業の付随的業務として行う保険契約仲介や、年間掛金が 500 ユーロ以下の保険契約仲介
- 建築貯蓄積立契約に付随する団体信用保険契約仲介
- 消費貸借契約等に付随する年間 500 ユーロ以下の保険料の残債保険契約仲介

② 変更・取消

保険仲介業者の登録の変更・取消に関しては、特に規定がおかれていない。

5. 検査・監督

(1) 銀行監督機関の権限

信用機関の監督は、BaFin とドイツ連邦銀行とが共同で実施する(信用制度法第7条)。監督の実施にあたり、両機関が有している権限は以下のとおりである。

① 報告徴求

1) 定期的報告

信用機関及び金融サービス機関（以下「機関」という）には、以下のような定期的報告の義務が課されている。

□ 四半期会計報告（信用制度法第25条）

四半期ごとの報告は、ドイツ連邦銀行に対して提出する。

□ 自己資本状況報告（同法 第25条）

年に一度、BaFin の定めた日に、自己資本状況に関する報告をドイツ連邦銀行に対して提出する。

□ 年次会計報告（同法 第26条1項）

機関は、作成時及び承認後の年次会計書類及び経営報告を BaFin とドイツ連邦銀行とに提出する。年次報告には、監査証明又は監査証明を差し控えるという監査意見を添付しなければならない。

□ 監査報告（同法 第26条3項）

年次会計書類の監査を実施した監査人は、監査終了後、BaFin 及びドイツ連邦銀行に対し監査報告書を提出する。

2) 特別報告

機関又はその上位企業、機関の経営機関の構成員及び従業員は、BaFin、BaFin がその機能を果たす上で用いている者、機関、及びドイツ連邦銀行に対し、その求めに応じて、すべての業務活動に関する情報及び文書を提出しなければならない(信用制度法 第44条1項)。

② 立入検査

立入検査の権限を有しているのは BaFin であり、機関及びその上位企業に対し、特

別な理由の有無にかかわらず立入検査を実施することができる。BaFin からの委託により、ドイツ連邦銀行が立入検査を実施することも可能である（信用制度法 第 44 条 1 項）。

③ 処分

1) 是正命令

BaFin は、機関及びその経営者に対し、規制に違反する行為の差し止めと防止のため、及び、機関が委託されている資産の安全性が脅かされたり、銀行業務や金融サービスの適切な実施を損なうなどの望ましくない事態の防止や克服のために、適切かつ必要な命令を発することができる（信用制度法 第 6 条 3 項）。

2) 強制執行

BaFin は、法律に従って発する命令を執行するにあたり、当該命令の履行を確保するために、**Verwaltungs -Vollstreckungsgesetz**（略称 **VwVG**、以下「行政執行法」という）の定めに従って強制執行を実施することができる（金融監督統合法 第 17 条）。

行政執行法の定める強制執行の手段は、代執行（行政執行法 第 10 条）、強制金（同法第 11 条）、直接強制（同法 第 12 条）がある。

なお、金融監督統合法では、強制金（**Zwangsgeld**）の上限額を 25 万ユーロとしている（同法 第 17 条）。

3) 過料（行政上の秩序罰）

BaFin は、**Gesetz über Ordnungswidrigkeiten**（以下「行政規則違反に関する法律」という）第 36 条第 1 項第 1 号に定められている行政機関（**Verwaltungsbehörde**）として、信用制度法への違反行為に対し、行政上の秩序罰である過料を科す権限を有する（信用制度法 第 60 条）。

信用制度法では、同法への違反のうち過料の対象となるものについて、第 56 条に列挙している。過料の上限額は、違反の内容により、500 万ユーロ以下、50 万ユーロ以下、20 万ユーロ以下、10 万ユーロ以下の 4 段階に分けられている（信用制度法 第 56 条 6 項）。

4) 刑事罰

禁止されている営業行為の実施及び無認可営業（信用制度法 第 54 条）、支払不能・債務超過の報告義務違反（同法 第 55 条）、大口融資先に関する情報の無資格盗用（親告罪）及び無資格漏洩（親告罪）（同法 第 55a、55b 条）は、刑事司法手続きを経て、

自由刑又は罰金刑が科される。

④ 検査の実施状況

1) 検査手法

信用機関及び金融サービス機関（以下、機関という）の監督を実施する上での情報収集は、以下のような手段によって行われる。

(a) 経営陣との面談

機関の経営陣との定期的な面談は原則として、ドイツ連邦銀行が年次で実施している。面談には BaFin も参加することができる。

支払能力に問題がなく、監督上の重要性が低い機関（特に、規模の小さい機関）は、定期的な面談の実施を省略することができる。

機関において重大な事態が発生し、特別な評価を実施する必要がある場合には、臨時の面談が行われる。ドイツ連邦銀行と BaFin のいずれもが、臨時の面談を開始することができる²⁵²。

(b) 第三者との面談

ドイツ連邦銀行及び BaFin は、機関の経営陣との面談と同様に、監査人や当該機関と関係のある第三者との面談を実施することができる²⁵³。

(c) 報告徴求書類の分析

機関は、ドイツ連邦銀行に対し、年次会計報告書、監査報告書等を提出することが要求されている（信用制度法第 26 条）。

また、ドイツ連邦銀行は BaFin の同意を得た上で、追加的な情報収集を行うことができるほか、例外的ではあるが、BaFin が直接情報収集を行うことも可能である²⁵⁴。

(d) 特別検査

特別検査は、信用制度法第 44 条に基づき、BaFin の命令発出により実施される。特別検査の実施は、ドイツ連邦銀行の地方支部や第三者に委託されている²⁵⁵。

特別検査は、法令によって実施スケジュールが決まっているもの²⁵⁶を除き、機関からの要請か BaFin の決定に基づいて実施される。

²⁵² 監督指針（脚注 246 を参照）第 13 条

²⁵³ 監督指針第 14 条

²⁵⁴ 監督指針第 16 条

²⁵⁵ 監督指針第 17 条

²⁵⁶ ファンドブリーフ銀行は、ファンドブリーフ法により、2 年に 1 度定期的な検査を実施しなければならないと定められている。

(e) 銀行業務検査

信用制度法第 7 条第 1 項に基づき、機関の資本の適正性とリスク管理プロセスについての検査を行うものである。

銀行業務検査は通常、ドイツ連邦銀行の地方支部が実施している。

(f) ストレステスト

BaFin とドイツ連邦銀行は、欧州銀行監督機構 (EBA) における要件に従って、共同でストレステストを実施する。ドイツ連邦銀行は必要に応じて、付加的なストレステストを定期的実施する²⁵⁷。

2) 検査頻度

1) 項で記載したとおり、通常の監督は主に報告書類の評価及び機関の経営陣との面談によって行われる。その結果に基づいて必要と判断される場合に BaFin が検査命令を出し、特別検査が実施される²⁵⁸。

3) 検査官数

BaFin において信用機関の検査に従事する検査官の数は非公開である²⁵⁹。

(2) 証券監督機関の権限

① 金融サービス機関に対する権限

金融サービス機関に対する BaFin 及びドイツ連邦銀行の権限は、信用機関に対するものと共通している。

ドイツ II 5. (1) 銀行監督機関の権限を参照のこと。

② 証券規制違反行為一般に関する法執行権限

1) 調査

(a) 一般的調査

BaFin は、有価証券取引法の遵守状況について監視するため、必要な範囲において、情報の提供、文書の提出、文書の写しの引渡しを何人に対しても要求することができ、また、査問や質問を行うことができる(有価証券取引法 第 4 条 3 項)。

²⁵⁷ 監督指針第 19 条

²⁵⁸ 監督指針第 3 条第 3 項

²⁵⁹ BaFin への照会に基づく。

(b) 立入調査

BaFin の職員、及び BaFin の委託を受けた者は、その機能を果たすために必要な限りにおいて、通常の営業時間内に、第 3 項に基づき情報の提供を要求された者の地所、あるいは、事業所に立ち入ることができる（有価証券取引法 第 4 条 4 項）。

2) 差止・制裁等

(a) 差止

BaFin は、有価証券取引法の禁止事項や要求事項の遵守について監視し、その執行のために適切かつ必要な命令を発することができる。

BaFin は、特定の金融商品の取引を一時的に停止することができるほか、金融商品が取引されている市場において特定の金融商品の取引を中止するよう命令することができる（有価証券取引法第 4 条第 2 項）。

(b) 制裁

i. 過料

BaFin は、行政規則違反に関する法律第 36 条 1 項 1 号に定められている行政機関として、有価証券取引法への違反行為に対し、行政上の秩序罰である過料を課す権限を有する（有価証券取引法 第 40 条）。

ii. 刑事罰

インサイダー取引及び相場操縦は、犯罪行為として刑事訴追の対象となる（有価証券取引法 第 38 条）。

これらの犯罪行為が疑われる事実に関しては、BaFin は遅滞なく所轄の検察官に当該事実を報告しなければならない（同法 第 4 条 5 項）。

(3) 保険監督機関の権限

① 報告徴求

1) 定期報告

(a) 支払余力及び財務報告

保険会社は、少なくとも年に一度、会計年度の終了から 14 週間以内に、支払余力と財務状況に関する報告を、取締役会の承認を得たうえで出版し、速やかに保険監督機関に提出しなくてはならず（保険業監督法 第 40 条 1 項）、以下の情報を含まなくてはならない（保険業監督法 第 40 条 2 項）。

- i. 事業の内容と実績
- ii. 組織構造と、リスクに対するその組織の適正評価
- iii. リスクごとの分類、顕在化の可能性、軽減対策等
- iv. 保険金支払い責任額とその評価方法
- v. 資金管理の状況（少なくとも、資金の分散状況、金額、性質と、支払余力要件基準及び最低資本金要件基準）

(b) 年次会計報告

保険会社は、法的代表者によって作成された年次会計報告を、作成後直ちに保険監督機関に提出しなければならない（保険業監督法 第 37 条 1 項）。また、監査済みのソルベンシー比率とその比率に関する監査報告も、速やかに保険監督機関に提出しなければならない（同法 第 37 条 2 項）。

また、保険会社は、監査人を選任し、その監査報告書の写しを経営会議及び監査役会の注釈とともに、保険監督機関に提出しなければならない（同法 第 37 条 5 項）。

2) 特別報告

保険監督機関は、保険会社、保険会社の経営会議の構成員及びその他の経営者、及び保険会社を支配する者に対し、保険会社のすべての業務に関する情報を提供すること、及びすべての業務文書を提出するよう要求することができる（保険業監督法第 305 条 1 項）。

② 立入検査

保険監督機関は、特別な理由がなくても、保険会社の地所において、当該保険会社の業務の監査を実施することができる（保険業監督法 第 306 条 1 項）。

③ 処分

1) 業務改善措置

保険監督機関は、保険会社、保険会社の経営会議の構成員及びその他の経営者、及び保険会社を支配する者に対し、不法行為の防止又は是正のために必要かつ適切な、あらゆる措置を執ることができる（保険業監督法 第 298 条）。

また保険監督機関は、保険会社から委託を受けて業務を行っている者や保険会社に対してサービスを提供している者に対しても直接、改善措置を実施することができる（同法 第 299 条）。

2) 特別管理官の任命

保険監督機関は特別管理者を任命し、保険会社の経営管理機関が法律、定款等に基づいて有している権限を当該特別管理者に委譲することができる（保険業監督法第 307 条）。

特に、保険持株会社/混合金融持株会社の監督の際には、以下の場合に特別管理官が任命されうる（同法 第 293 条）。

- 当該会社の 1 名以上の経営者又は取締役が、保険業監督法上要求される要件を満たしていないという証拠がある場合
- 当該会社が、保険業監督法やその施行のための規則、命令に絶えず違反している場合

3) 認可取消・役員解任

保険会社の認可取り消し規定については、ドイツ II.4（2）②変更・取消を参照のこと。役員解任については、保険監督機関は以下の場合に、役員を含む保険会社の重要な役割を果たす人物を解任する、若しくはその人物の当該会社内での活動を禁じることができる（保険業監督法 第 303 条）。

- (a) 当該人物が、会社の経営に深くかかわる人間としての要件を満たさないことを示唆する事実がある場合
- (b) 当該人物が経営層として、意図的に又は無思慮に各種法令に違反し、規制機関による警告があっても同様の状態が続く場合
- (c) 監査役としての権限を用いて深刻な法令違反を隠匿したり、又は、規制機関による警告があっても法令違反に対して必要な是正措置を採らない場合

4) 過料

保険監督機関は、行政規則違反に関する法律第 36 条 1 項 1 号に定められている行政機関として、保険業監督法への違反行為に対し、行政上の秩序罰である過料を科す権限を有している（保険業監督法 第 333 条）。

5) 罰則対象

以下を含む違反行為は、禁固、あるいは罰金の対象となる（保険業監督法第 331、332 条）。

- (a) 無認可での営業及び他国での支店開設等
- (b) 破産時の報告義務違反
- (c) 監査役会構成員の義務違反
- (d) 他の保険会社への出資状況に関する報告義務違反
- (e) 監査人の任命義務違反若しくは任命通知義務の違反

保険監督機関は自らが持つ情報を、当該事件を管轄する検察官や裁判所、中央銀行、破産処理を担当する金融機関、保証機構等に提供することができる（保険業監督法第 309 条）。

④ 検査の実施状況

1) 検査手法

保険会社の検査は、報告書類の分析と実地検査とによって行われている。

2) 検査頻度

保険会社の検査頻度は、各保険会社の市場に対する影響力の大きさに応じて決定される。具体的な検査頻度は非公開である²⁶⁰。

3) 検査官数

BaFin において保険会社の検査に従事する検査官の数は非公開である²⁶¹。

(4) 投資運用業者の監督機関の権限

① 報告徴求

1) 定期的報告

投資運用業者に対しては、商法典第 340a 条から第 340o 条までの規定が準用され、年次会計報告書、状況報告書 (Lagebericht) 及び監査報告書の提出義務が課される。

また、信用制度法第 26 条も準用され、投資運用業者は作成時及び承認後の年次会計書類及び経営報告を BaFin に提出しなければならない（ドイツ連邦銀行への提出義務は除外）。年次報告には、監査証明又は監査証明を差し控えるという監査意見を添付しなければならない（投資法 第 38 条）。

2) 特別報告

BaFin は必要に応じて、すべての者から情報を得、書類の提出及び複写の譲渡を要求し、人を召喚し、及び尋問することができる（投資法 第 5 条 6 項）。

また、信用制度法第 44 条 1 項及び第 44b 条を準用し、投資運用業者、その上位企業、経営機関の構成員及び従業員は、BaFin（及び BaFin が監督機能を果たす上で用いている第三者）の求めに応じて、すべての業務活動に関する情報を提供し、文

²⁶⁰ BaFin への照会に基づく。

²⁶¹ BaFin への照会に基づく。

書を提出しなければならない（投資法 第 14 条）。

② 立入検査

信用制度法第 44 条 1 項の準用により、BaFin は投資運用業者及びその上位企業に対し、特別な理由の有無にかかわらず立入検査を実施することができる（投資法 第 14 条）。

③ 処分

1) 業務改善命令

BaFin は、職務の遂行のために適当かつ必要な命令を下すことができる。さらに、BaFin は、監督の一環として、本法律の別紙、規程、業者契約に予定されている諸規定の遵守を確保するために、適当かつ必要なあらゆる命令を下すことができる（投資法 第 5 条 6 項）。

2) 認可取消・役員解任

認可拒絶事由（ドイツ II 4（3）①認可付与を参照のこと）に該当する事実が明らかになった場合、BaFin は、投資運用業者の認可の取消、あるいは責任を有する管理者らの解任を要求し、及び同人らに対して活動を禁止することができる（投資法 第 40 条 1 項）。

BaFin による投資運用業者の認可取消については、ドイツ II 4（3）②変更・取消を参照のこと。

管理者を解任した場合には、投資運用業者が新たな管理者を任命するまでの間、監督庁は、特別管理官を任命することができる（投資法 第 40 条 2 項）。

3) 過料

BaFin は、行政規則違反に関する法律第 36 条 1 項 1 号に定められている行政機関として、投資法への違反行為に対し、行政上の秩序罰である過料を科す権限を有する（投資法 第 340 条 第 10 項）。

投資法では、同法への違反のうち過料の対象となるものについて、第 340 条に列挙している。

4) 刑事罰

無認可営業や支払不能の報告義務に違反した者は、5 年以下の自由刑又は罰金刑の対象となる（投資法 第 339 条第 1 項）。

(5) 投資助言業者の監督機関の権限

投資助言業者は、金融サービス機関として BaFin の監督を受ける。金融サービス機関に対する BaFin の監督権限については、ドイツ II 5 (2) ①金融サービス機関に対する権限を参照のこと。

(6) 監督当局間の関係

① BaFin とドイツ連邦銀行の関係

信用機関及び金融サービス機関の監督は、BaFin とドイツ連邦銀行とが共同で実施する（信用制度法 第 7 条）のに加えて、ユーロ圏にとって規模や社会経済的影響が大きいと判定された信用機関は、単一銀行監督制度の下で ECB による監督も受ける²⁶²。

BaFin とドイツ連邦銀行との間ではそれぞれ、監督指針に従って以下のように役割を分担している²⁶³。

1) 定常的なモニタリング（監督指針第 13 条）

定常的なモニタリングは、ドイツ連邦銀行が行う。ドイツ連邦銀行では、信用機関及び金融サービス機関が定期的に提出する報告書類を分析し、資本の水準及びリスク管理体制が適切であるか評価を実施する。

また、信用機関及び金融サービス機関の経営陣との定期的な面談もドイツ連邦銀行が行っている。

2) リスク評価と監督上の措置の決定（監督指針第 3 条）

BaFin は、ドイツ連邦銀行の実施した分析結果等に基づき、信用機関及び金融サービス機関のリスクについて最終的な評価を行い、監督上の措置を決定する。

3) 検査のための面談の実施（監督指針第 13 条）

BaFin は、信用機関及び金融サービス機関のリスク評価を行う上で必要と判断した場合には、不定期な面談の実施命令を発する。実際の面談は、BaFin からの委託を受けて、ドイツ連邦銀行が実施する場合もある。

²⁶² 単一銀行監督制度については、EU の III 1 (1) ②単一銀行監督機構 (SSM) の導入を参照のこと。

²⁶³ この項の記述は、監督指針（脚注 246 を参照）及び BaFin ウェブサイトの記述に基づく。
https://www.bafin.de/EN/Aufsicht/BankenFinanzdienstleister/bankenfinanzdienstleister_node_en.html

② 保険監督における BaFin と州保険監督局の関係

保険業の監督は、BaFin と各州の保険監督局により行われる。BaFin はドイツ政府の代理として、ドイツ国内で営業する経済的な重要性の高い民間保険会社、及び、民間事業者と競合関係にあり、複数の州に跨った事業を行う公営の保険会社の監督を行う。

単一の州内で営業活動を行う公営保険会社、及び経済的な重要性の比較的低い民間保険会社の監督は、各州の保険監督局が実施している²⁶⁴。

²⁶⁴ BaFin ウェブサイトによる。

https://www.bafin.de/EN/Aufsicht/VersichererPensionsfonds/versichererpensionsfonds_node_en.html

Ⅲ. リーマンショック後の国際的な金融規制改革への取組

1. 金融監督体制

(1) マクロ・プルーデンス監督

2013年1月1日に発効した金融安定化法により、マクロ・プルーデンス監督を担う機関として金融安定化委員会が設立された（金融安定化法 第2条）。この委員会の概要については、ドイツⅡ2（3）金融安定化委員会を参照のこと。

(2) システム上重要な金融機関に対する監督

システミックな重要性を持つ信用機関及び金融サービス機関に対しては、2008年2月の監督指針第6条に基づき、監督を強化する方針が打ち出されている。特に、リスクの詳細な分析と、金融機関のリスク耐性に対する影響の分析に重点を置いている。さらに、BaFin とドイツ連邦銀行との協力関係も強化されている。

また、その後2014年からは、システミックな重要性を持つ信用機関は、ECB を中心とした単一銀行監督制度により監督されることとなった。この、単一銀行監督制度については、EUⅢ1（1）②単一銀行監督機構（SSM）の導入を参照のこと。

2. 破綻処理制度、再建・破綻処理計画

(1) 破綻処理制度

ドイツでは、2010年12月9日に Restrukturierungsgesetz²⁶⁵（略称 RstruktFG、以下「銀行再編基金法」という）と Kreditinstitute-Reorganisationsgesetz（略称 KredReorgG、以下「銀行更生法」という）が公布され（施行は2011年1月1日）、信用機関の破綻処理手続きについて定められた。2017年3月時点の概要は以下のとおりである²⁶⁶。

① 信用機関の再生手続き及び更生手続き

「銀行更生法」は、信用機関が経営危機に陥った場合の危機管理手続きを規定している。

銀行更生法では、信用機関における経営危機に際して、信用機関自身が自らの意思に基づいて行う再生及び事業清算の手続きが定められており、1) 再生手続きと 2) 更正手続きの2段階に分かれる。

1) 再生手続き（銀行更生法第2・6条）

信用機関が深刻な経営危機に陥った際に、倒産前の段階で早期かつ自主的に開始する手続きの第一段階が再生手続きである。

信用機関は、自ら再生が必要だと判断する場合には、BaFin に対して再生手続き開始の届出を行う。信用機関が経常的に流動性規制や資本規制を満たすことができないような状況が生じた場合、再生手続きが必要であるとみなされる。

当該信用機関は、その後再生計画を作成し、再生管財人を指名する。BaFin 及びフランクフルト上級地方裁判所がこれらを審査した上で、手続きの開始を決定する。再生手続きにより、早期に、正式な司法による保護のもとで、信用機関の財務状況を改善するための広範な手段を実施することができる。

²⁶⁵ 正式名称は「銀行の再編及び法的整理、銀行再編基金の設立並びに株式法上の法人賠償責任の時効延長に関する法律（Gesetz zur Restrukturierung und geordneten Abwicklung von Kreditinstituten, zur Errichtung eines Restrukturierungsfonds für Kreditinstitute und zur Verlängerung der Verjährungsfrist der aktienrechtlichen Organhaftung）」

²⁶⁶ この項の記述は、以下の文献を参考に行っている。

渡辺富久子「ドイツにおける銀行再編基金法の制定－銀行税の導入－」『外国の立法248』（2011年6月）、国立国会図書館調査及び立法考査局

<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/02480003.pdf>

2) 更生手続（銀行更生法第 7 - 23 条）

信用機関が、1)の再生手続が成功する見込みがないと自ら判断する場合、あるいは実際に再生手続が失敗した場合には、BaFin に対して更生手続の届出を行うことができる（同法 第 7 条）。

この場合において、当該信用機関は、更生管財人を指名し、信用機関の存続に向けてどのような措置を講じることを計画しているか、これらを実際実施する際の手順の詳細について記載した更生計画を提出しなければならない（同法 第 7,8 条）。

更生計画では、再生手続においては実施されない第三者の権利に影響する措置も含めることができる。例えば、負債返済の繰り延べや削減、増資／減資、あるいは新株引受権のない増資といった手段のほか、DES や資産の一部／全部譲渡といった手段をとることも可能となる（同法 第 9 条）。

BaFin は、更生を計画する当該信用機関から更生計画の提示により構成手続開始の通知を受けたのち、関連法に則った更生手続の実施を裁判所に申請する。（銀行更生法 第 7 条）更生計画及び更生管財人の任命の可否に関する最終判断は、Frankfurt 上級地方裁判所によって下されることになる（同法 第 20 条）。

裁判所が更生手続の開始を命じた場合、株主と債権者は、更生計画への賛否に関する投票を行った上で、賛成多数の場合には、裁判所の確認を経て、更生開始手続が完了となる（同法 第 16 条）。

② BaFin による早期介入権限

EU の Directive 2013/36/EU（以下、「第 4 次資本要件指令」という）に基づいて信用制度法が改正され、経営危機に陥った信用機関に対する BaFin の権限を強化している。

具体的には、以下のような権限が追加された。

- ❑ 信用機関の自己資本又は流動性が不足している場合の早期介入（信用制度法第 45 条）
- ❑ 特別受託者（Sonderbeauftragter）を指名し、信用機関の個別の状況において必要で適切な任務を委任（同法 第 45c 条）
- ❑ 資産譲渡命令

システミックな重要性を持つ信用機関が経営危機に陥り、金融市場全体に対して深刻な脅威が存在するおそれのある場合には、BaFin は当該信用機関に対して資産譲渡命令を発し、当該信用機関の資産の全部又は一部を既存の信用機関又は承継法人に譲渡させることができる（同法 第 48a - 48t 条）。

(2) 金融機関による再建・破綻処理計画の策定

金融機関による再建・破綻処理計画策定については、2013年8月7日に公布された分離銀行法²⁶⁷によって義務付けられた。

同法により信用制度法が改正され、金融システムに害を及ぼす可能性があるとして BaFin により判断された信用機関及び金融グループに対し、経営状況が悪化した場合の再建計画 (Sanierungsplan) を策定することが義務付けられた (信用制度法 第 47 条)。

① 対象機関

再建計画の策定が義務付けられる「金融システムに害を及ぼす可能性がある」信用機関及び金融グループは、信用機関の規模、国内及び国際的な業務内容、国内及びグローバルな金融システムとの関連性及び当該機関が提供しているサービス・金融インフラの代替可能性を鑑み、量的及び質的な分析に基づいて、ドイツ連邦銀行への諮問を経て、BaFin が分類する (信用制度法 第 47 条)。

② 再建計画の内容

再建計画では、以下の事項について規定しなければならない (信用制度法 第 47a 条 2 項)。

- 1) 信用機関若しくは金融グループの再建能力の評価を含む、再建計画の重要な内容の要約
- 2) 信用機関若しくは金融グループの戦略的分析
 - (a) 企業構造と業務モデルの図解
 - (b) 基本的な業務活動及び危機的な業務活動の名称
 - (c) 国内及び国外のネットワーク構造の説明
- 3) 信用機関若しくは金融グループが、危機的状況において財政上の安定性を回復するにあたって、選択しうる対策
- 4) 選択しうる対策の実行にあたっての前提や基本的な措置
- 5) 選択しうる対策の実行可能性を狭めたり排除したりする可能性のある障害、及び、それらの障害をどのように克服するかについて
- 6) 危機的状況を引き起こす可能性がある深刻なストレスシナリオ、及び、それらの

²⁶⁷ 正式名称は「信用機関と金融グループのリスクからの保護と清算・再建計画のための法律 (Gesetz zur Abschirmung von Risiken und zur Planung der Sanierung und Abwicklung von Kreditinstituten und Finanzgruppen)」という。

<http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP17/508/50871.html>

シナリオが信用機関若しくは金融グループに及ぼす影響

- 7) 今後起こりうる危機的状況を公的な安定化措置に頼らずに自力で克服できるようにするための、信用機関若しくは金融グループの財政上の安定性の回復に向けた「早期対策」の実行を可能にするような指針
- 8) ストレスシナリオに基づく、再建計画の有効性と実効性の検討
- 9) 対策の実行に関する国内及び国外の情報伝達計画及び情報計画
- 10) 信用機関若しくは金融グループが、再建計画の実行の負担を軽減するため準備した、あるいは準備することを予定している措置

3. 破綻処理費用の負担

銀行再編法第 3 条において銀行再編基金法が制定され、信用機関の破綻処理に際して必要となる資金を信用機関自身が負担するための仕組みが導入された。

具体的には銀行再編基金を設立し、各信用機関からの拠出金を積み立てて、将来の金融システムの危機に備えるというものである²⁶⁸。

(1) 銀行再編基金設立の経緯

サブプライムローン危機や、リーマンショックによって生じた金融市場の混乱により、ドイツにも重大な影響が及んだ。当初は、経営危機に陥った個別の信用機関が現れるたびに、当該機関と関係が深い公的主体等（IKB ドイツ産業銀行に対しては復興金融金庫、ザクセン州立銀行に対しては貯蓄銀行連合及び州政府、ヒポ・リアル・エステートに対しては連邦政府）が関与することにより救済が進められた。

金融システム全体への信頼が揺らぐ中、信用機関の経営危機に対して個別に措置を講ずることでは対処しきれないという問題意識のもと、信用機関の破綻処理に対する抜本的な対策が検討され、公的資金を原資とし、信用機関への自己資本の注入と債務保証を行う *Sonderfonds – Finanzmarktstabilisierung*（略称 SoFFin、以下「金融市場安定化基金」という）が設立された（当初は 2008 年 10 月から 2009 年末、その後、2010 年末まで延長）。

こうした中、金融市場安定化基金を通じて国が信用機関を救済することにより、金融部門において市場メカニズムが働かなくなる事態を招く可能性が懸念されていたため、金融市場安定化基金は、一時的な措置として位置づけられ、対応が模索されていた。

その結果、金融システムの危機に際して将来的に生じうる新たな財政負担に関する国民の懸念を払拭する一方で、信用機関経営における自己規律を維持するために、信用機関自身はその経営リスクに応じて資金を拠出し、システム上重要な信用機関が経営危機に陥った場合に備える仕組みとして、銀行再編法と併せて銀行再編基金が設立された。

²⁶⁸ この項の記述は、以下の文献を参考に行っている。

BaFin 年次報告書（2010 年版）p.127～130.

渡辺 [2011] pp.42～53.

(2) 拠出金

① 拠出義務を有する銀行

銀行再編基金法においては、ドイツのすべての内国銀行（銀行業を営む金融機関）が資金を拠出することが定められている（銀行再編基金法 第 2 条）。

ドイツ連邦銀行、投資振興銀行（ドイツ復興金融公庫など）及びこの法律に基づいて設立される承継銀行は拠出義務を有しない（同法 第 2 条）。

② 拠出額の決定方法

拠出金額は、EU 指令 Directive 2014/59/EU の第 103 条に従って、経営規模やリスク度合いに応じて算出する（銀行再編基金法第 12 条 2 項）。

また、再編基金は、資金が不足する場合には特別拠出金を徴収することができる（同法第 12 条 3 項）。

(3) 銀行再編基金の任務と用途

再編基金は、金融市場の安定化に資することを目的とする（銀行再編基金法第 3 条）。資金の用途は以下のとおりである。

- 資産保証（同法 第 6 条）
- 担保提供（同法第 6a 条）
- 再編中の銀行への融資（同法 第 6b 条）
- 資本注入（同法 第 7 条）
- 出資者、債権者への補償（同法 第 7a,8 条）

これらの措置は、BaFin が経営危機に陥った銀行の資産を引受主体へ譲渡するよう命令（譲渡命令）²⁶⁹を発した場合、又は組織変更法上の（umwandlungsrechtlich）契約及び私法上の契約では経営危機及び金融システム危機を確実に収束できない場合に行われる。

²⁶⁹ BaFin が発する「譲渡命令」とは、信用制度法第 48a 条に基づくものであり、BaFin が経営危機に陥った銀行の資産を引受主体へ譲渡するよう命令することができるというものである。引受主体は、既存の信用機関の場合と、再編基金により金融市場安定化機構に設立される承継機関の場合とがある。

4. 信用機関の業務範囲に対する規制

信用機関の業務範囲に対する規制は、先出の「分離銀行法」によって導入された。

同法により信用制度法が改正され、自己勘定での取引ポジションが基準値を超える信用機関及びそのグループに対し、自己勘定業務を経済的、組織的、法的に独立した会社（金融取引機関）に移管することが義務付けられた（信用制度法 第 25f 条）。

当該移管措置は、以下 2 条件を同時に満たす信用機関及びそのグループに対して適用される（信用制度法 第 3 条 2 項）。

- 自己勘定での取引ポジションが 1,000 億ユーロ超、あるいは直近の過去 3 期の基準日における総資産が 900 億ユーロ以上
- 自己勘定での取引ポジションが資産総額の 20%を超える

5. 店頭デリバティブ取引・市場に対する規制

2013年2月16日に EMIR-Ausführungsgesetz（略称 EMIR 施行法）が発効し、ドイツ国内においても欧州市場インフラ規則（European Market Infrastructure Regulation、略称 EMIR）に基づく店頭デリバティブ取引規制が行われることとなった²⁷⁰。

欧州市場インフラ規則に基づく店頭デリバティブ取引・市場規制の概要については、EUⅢ 4. 店頭デリバティブ取引・市場に対する規制を参照のこと。

²⁷⁰ BaFin 年次報告書（2012年版）p.170～171による。

6. 役員報酬規制

2010年7月21日に公布された Gesetz über die aufsichtsrechtlichen Anforderungen an die Vergütungssysteme von Instituten und Versicherungsunternehmen（「機関及び保険会社の報酬システムに対する監督上の要求に関する法律」）に基づき、Instituts-Vergütungsverordnung（略称 InstitutsVergV、以下「機関報酬規則」という）、Versicherungs-Vergütungsverordnung（略称 VersVergV、以下「保険会社の報酬に関する規則」という）が制定され、金融安定化委員会の「健全な報酬慣行に関する原則」など、国際的な基準に則した報酬規制が導入された²⁷¹。

機関に対する報酬規制の概要は、以下のようなものである。

（1）適用対象となる金融機関

機関の報酬に関する規則は、信用制度法で定義される「機関」、すなわち信用機関と金融サービス機関を対象にしている。また、ドイツ国外に本社を持つ信用機関と金融サービス機関のドイツ国内拠点も対象となる（機関報酬規則第1条1項）。

（2）一般的な要求事項

全ての機関が満たすべき一般的な要求事項としては、以下のようなものがある。

① ガバナンス

上級経営層による報酬システムの適切性の確認（機関報酬規則 第3条）。

② リスクと報酬の整合性

1) 変動給の保証に対する制限（役務提供契約や雇用契約の初めなどに、1年程度を限度とすること）（機関報酬規則 第5条）。

2) 固定給と変動給の比率には適切な上限を設定すること（機関報酬規則 第6条）。

²⁷¹ この項の記述は、BaFin 年次報告書（2010年版、前掲）p.132～136に基づく。

- 3) 報酬システムに、不当に高いリスクを避けるインセンティブがあるかについての検証の必要性（機関報酬規則 第 8 条）。

③ 情報開示（機関報酬規則 第 16 条）

- 1) EU 資本要件規則の第 450 条（報酬システムに関する最低限の情報開示義務を規定）に記載の要件を満たす。
- 2) EU 資本要件規則が適用されない機関の場合、報酬に関する以下の情報の、自社ウェブサイトでの開示（部門ごとの開示、1 年に 1 度以上の更新が必要）。
 - (a) 報酬システムの構造と規制への遵守状況等
 - (b) 報酬システムの構造に関する意思決定のプロセス（特に、報酬決定に重要な変数及びその支払方法等）
 - (c) 固定と変動に分類した報酬総額、及び変動給を受ける者の人数

なお、外部のコンサルタントや利害関係者が関わる場合には、その事実を明記しなければならない。

④ 変動給に関して要請される事項（機関報酬規則 第 19、20 条）

- 1) 機関全体の業績だけでなく、適切な範囲で、当該部門や個人の貢献度合いも考慮すべきであること。
- 2) 個人による業績への寄与は、合意された目標の達成度合いに基づくものであり、かつ、定量的・定性的双方の変数を考慮したものであること。また、非倫理的若しくは義務違反にあたる行為があった場合は、業績面への貢献で埋め合わせるのではなく、変動給を減額しなくてはならない。
- 3) 全体の業績や、各部門及び個人の業績の評価方法は、好業績を維持する目的に沿った評価の変数に基づくものでなくてはならない。
- 4) 従業員の 경우에는、3～5 年の間で適切な期間を定めて最低 40% の変動給を繰り延べるべきこと。
- 5) 経営層等の 경우에는、3～5 年を超える適切な期間を定めて最低 60% の変動給を繰り延べるべきこと。

(3) 大規模機関に対する要求事項

① 大規模機関の定義

大規模機関とは、総資産の過去3年間の平均値が150億ユーロ以上のものを指す。ただし、機関自身が、自ら実施するリスク分析に基づいて大規模でないことを証明したものを除く（機関報酬規則第17条1項）。

リスク分析では、機関の規模、報酬の構成、業務の性質、範囲、複雑さ、リスクの内容及び国際的な規模を特に重視する（同規則第17条第5項）。

大規模な機関は、自らのリスク分析によって、機関のリスク・プロファイル全体に対して重大な影響を与える従業員を特定しなければならない。特定された従業員及びシニアマネージャーの報酬は、一般的な要求事項に加えて追加的な要件を満たさなくてはならない（同規則第18条1、2項）。

② 大規模機関に対する要求事項

大規模機関に対しては、以下の事項が要求される。

1) 報酬担当役員の任命（機関報酬規則第23条）

- (a) 報酬システムが適切かつ有効であるよう監視するため、経営体は報酬担当役員を任命する
- (b) 報酬担当役員は、特に報酬システム及びリスク管理の分野での知識と経験を有してはならない
- (c) 報酬担当役員の任期は最低24か月であり、経営体の人間が兼任することはできない

2) 報酬担当役員の役割（機関報酬規則第24条）

- (a) 報酬システムの適切性を現在進行形で監視するため、報酬決定システムの中に組み込まれなくてはならない
- (b) 経営体及び監査組織、報酬管理委員会に対し、報酬システムに関する監視とその組織構成についての助言を行う
- (c) 年に最低一度は、経営体、監査組織に対して報告を行う

7. シャドーバンキング問題への対応

シャドーバンキングの問題に対しては、ドイツ連邦銀行と BaFin は、各々の内部と、金融安定化委員会の枠組において、監視を行っている。2015 年には、金融安定化委員会が「Global Shadow Banking Monitoring Report 2015」²⁷²を出版し、ドイツ連邦銀行が「Financial Stability Review 2015」²⁷³の中でドイツにおけるシャドーバンキングのリスクについて分析している。

金融部門の各種統計を基にしたその分析では、

- 1999 年から 2015 年にかけて、ドイツのシャドーバンキング部門の金融資産額は 3 倍以上に伸び、2015 年には 2.6 兆ユーロに達している
- 同部門からの借り入れの 8 割は外国人が占める
- 同部門の金融資産の 2/3 は投資ファンドによる寄与である

等の内容に加え、同部門における各種リスク指標は 2013 年以降特に上昇の兆しはなく安定的に推移している実態が報告されている。

²⁷² <http://www.fsb.org/wp-content/uploads/global-shadow-banking-monitoring-report-2015.pdf>

²⁷³ https://www.bundesbank.de/Redaktion/EN/Downloads/Publications/Financial_Stability_Review/2015_financial_stability_review.html

8. 格付機関の規制

2011年7月1日以降、欧州証券監督機関（ESMA）が欧州レベルで格付機関の規制を実施している（EU規則1060/2009号）。EUでの格付機関規制については、EUⅢ7.格付機関の規制を参照のこと。

9. 金融消費者保護

2013年に発効した金融安定化法により金融監督統合法が改正され、金融監督における消費者保護の強化が図られた²⁷⁴。

(1) 消費者諮問委員会 (Verbraucherbeirat)

消費者諮問委員会は、消費者の視点から BaFin に助言と見識とを提供するための機関として設けられた。

消費者諮問委員会は、連邦内務大臣の任命する 12 名の委員により構成される。委員には、学識経験者、消費者団体や投資家保護団体のメンバー、裁判外紛争解決機関のスタッフ、連邦食料・農業・消費者保護省の職員が含まれる (金融監督統合法 第 8a 条)。

(2) 苦情処理手続

金融安定化法では、顧客や消費者から得られる知見を、BaFin の監督業務のために活用することを目的として、苦情処理手続に関する規定を設けた。

BaFin の監督を受ける金融機関の顧客及び連邦司法庁への登録を行っている消費者保護団体は、BaFin の監督する規制に対する違反行為が疑われる場合に、BaFin に対し苦情の申立を行うことができる。

BaFin は、苦情に対し、妥当な期間内にコメントする義務があり、必要な場合には問題となっている業者に対し、苦情に回答するように求めてもよい (金融監督統合法 第 4b 条)。

²⁷⁴ この項の記述は、BaFin ウェブサイトによる。

http://www.bafin.de/SharedDocs/Veroeffentlichungen/DE/Fachartikel/2013/fa_bj_2013_01_finstabg.html

10. その他

(1) 自己資本規制

バーゼルⅢへの対応は、EU レベルにて発出された第4次資本要件指令及びEU資本要件規則に関連する国内法の改正として進められた。

資本要件規則は、信用機関や金融サービス機関の健全性規制において、国内法化を経ずに直接適用される初のEU規則である。そのため、2014年1月からの第4次資本要件指令及び資本要件規則の施行にあわせて、競合する国内規定の改廃が行われた。

(2) 預金保険制度

ドイツの預金保険制度は業態別に異なるものとなっている²⁷⁵。

□ 商業銀行

商業銀行は、法定の預金保険制度（ドイツ銀行補償機構）への加盟が強制されているのに加え、業界団体が運営する任意加盟の預金保険基金による保護を受けている。

預金保険は、法定制度、任意加盟の基金ともに、民間商業銀行の業界団体であるドイツ銀行協会（Bundesverband Deutscher Banken）と、公的商業銀行の業界団体であるドイツ公共銀行協会（Bundesverband Öffentlicher Banken Deutschlands, 略称 VÖB）²⁷⁶とがそれぞれ、加盟銀行向けに運営している。

□ 貯蓄銀行・協同組合銀行

旧法である Einlagensicherungs- und Anlegerschutzschädigungsgesetz（略称 EAEG、以下「預金保証及び投資家補償法」という）では、貯蓄銀行及び協同組合銀行は、法定の預金保険制度への加盟が義務付けられていなかった（預金保証及び投資家補償法第12条）。しかし、Einlagensicherungsgesetz（以下「預金保証法」という）の成立により、これらの銀行も法定の預金保険制度への加入が義務付けられた（預金保証法第1条）。

²⁷⁵ この項の内容は、特に明示がない場合は

Deutsche Bundesbank Monthly Report December p47-60 又は「ドイツにおける預金保険制度の最近の動向について」

<https://www.dic.go.jp/katsudo/chosa/yohokenkyu/201512-18/18-3.pdf> の記載に基づく

²⁷⁶ VÖB には、州営の開発銀行やポストバンクが加盟している。

以下では、民間商業銀行向けの預金保険制度として、法定の預金保険機関であるドイツ銀行補償機構と、ドイツ銀行協会の預金保護基金についての概要を述べる。

① ドイツ銀行補償機構

ドイツ銀行補償機構（*Entschädigungseinrichtung deutscher Banken*）は、預金保証及び投資家補償法に基づいて設立された、法定の預金保険機関である。2015年7月に、EUの預金保険指令(2014/49/EU)を反映した後継法である預金保証法が成立したのちもその組織と役割は変化していない²⁷⁷。

1) 加入義務

民間、公営の両方の信用機関には、法定の預金保険機関への加盟により預金債務を保護することが義務付けられている（預金保証法 第24条1項）。

欧州経済域内国に本店を持つ外国銀行のドイツ国内支店に対しては、ドイツ銀行補償機構への加盟は任意となっている（預金保証法 第24条2,3項, 第57条）。

一方、EEA域外に本店を持つ外国銀行のドイツ国内支店は、信用機関としての認可を取得する必要があるため、ドイツ銀行補償機構への強制加盟の対象となる。

2) ガバンス

ドイツ銀行補償機構は私法上の法人であり、財務大臣の法規命令によって法定預金保険機関としての機能と権限とを付与されている（預金保証法第23条）。ドイツ銀行補償機構の業務遂行状況や保険金の原資となる資産については、BaFinが監督を実施する（預金保証法第50条）ほか、監査報告はBaFinとドイツ連邦銀行とに提出される（預金保証法 第53条）。

3) 資金源

ドイツ銀行補償機構の資金源は、加盟銀行の拠出金による（預金保証法 第19条）。

4) 保護上限額

保護の上限は、原則として10万ユーロ相当額となる。しかし、以下のような特殊事情がある場合に限っては、10万ユーロを超えて、50万ユーロ相当額が上限となる（預金保証法 第8条1,2項）。

(a) 個人の居住用資産の売買のための資金であった場合

(b) 預金者の生活上重要な社会的・法的活動に関する目的（結婚、離婚、退職、失業、長期介護等）での資金であった場合

²⁷⁷ Deutsche Bundesbank Monthly Report December 2015 p47-60

(c) 暴力や不当に受けた損害に対する補償金であった場合

(d) 他国政府から、上記(b)に準じた目的で支給された資金であった場合

上記の保護上限額は、預金者 1 人及び信用機関 1 つについての上限である。単一の信用機関に複数の口座を保有していたり、口座の通貨や所在地が異なっていたりする場合、すべて合算される（同法 第 7 条 2 項）。

② ドイツ銀行協会預金保護基金

ドイツ銀行協会（Bundesverband deutscher Banken）の預金保護基金

（Einlagensicherungsfonds des Bundesverbandes deutscher Banken、以下「預金保護基金」という）は、同協会の会員である民間商業銀行を対象とする任意加盟の預金保険制度である²⁷⁸。

1) 加入義務

以下の(a)、(b)の例外を除き、銀行協会に属する会員は、預金保護基金に参加しなければならない（預金保護基金規約 第 2a 条）。

(a) 別の国内の保護スキーム（①のドイツ銀行補償機構は除く）に加盟している場合

(b) 外国銀行の支店

2) ガバナンス

預金保護基金は、ドイツ銀行協会に付属する特別基金として設けられている（預金保護基金規約 第 1 条）。

ドイツ銀行協会は、預金保護基金の業務執行にあたる機関として、会員銀行の代表 7 名から成る預金保険委員会を置いている（預金保護基金規約 第 7 条）。

3) 資金源

参加銀行は、毎年 6 月 30 日より前に到来する最新の決算日の財務報告における貸借対照表上の対顧客負債残高の 0.06%を、年間保険料として銀行協会に対して支払う（預金保護基金規約 第 5 条 1 項）。加えて、加盟銀行は、通常 35,000 ユーロを管理コスト負担額として拠出する。ただし、負担額は、当該銀行の年間保険料を上限とし、10,000 ユーロを下限としている（預金保護基金規約 第 5 条 1 項）。

²⁷⁸ 本項の記述は以下の文献による。

By-laws of the Deposit Protection Fund of the Association of German Banks
<https://bankenverband.de/media/publikationen/by-laws-of-the.pdf>

参加銀行は年に一度、(一定の基準に則った)格付を与えられる(預金保護基金規約 第 4a 条)。格付が A 以下の場合には追加の保険料負担を求められる一方、AA+ 以上の場合は、保険料を減額されることになる。なお、実際に適用される保険料の増減率は、最終的には代表会合によって決定されている(預金保護基金規約 第 5 条 1a 項)。

4) 保護上限額

保護上限額は、預金者 1 人につき当該銀行の責任自己資本の 30%と定められている。この保護上限額は、2015 年 1 月 1 日以降は 20%、2020 年 1 月 1 日以降は 15%、2025 年 1 月 1 日以降は 8.75%へと、段階的な引き下げが予定されている(預金保護基金規約第 5 条第 4 項)。

なお、預金保護基金は、ドイツ銀行補償機構の保護上限額を超える部分に対して保護を提供するものであり、一般公衆にとっては事実上、預金は全額保護されるという状況になっている²⁷⁹。

²⁷⁹ “The German private commercial banks’ voluntary deposit guarantee schemes” の「Subsidiarity of the deposit protection fund」を参照
https://bankenverband.de/media/publikationen/13012016_Kurzinfo_ELS_engl_web.pdf

IV. 各論

1. 貸金業者に対する規制

ドイツでは、貸金 (consumer credit) 業者は信用機関の一つに分類されており、信用制度法による規制を受け、BaFin からの免許を取得する必要がある。(ドイツ II 1 (1) 信用機関、ドイツ II 4 (1) 信用機関・金融サービス機関を参照)。

(1) 総量規制 (有無・内容)

ドイツには、総量規制に該当するような、顧客の年収に応じた信用上限を明文化した文言はない。

(2) 上限金利に手数料が含まれる場合の内容

ドイツには、信用機関に適用される、明文化された法定上限金利は存在しない。ただし、Bürgerliches Gesetzbuch (略称 BGB、以下「ドイツ民法」という) に基づく判例として、市場の平均金利の 2 倍が上限とされている。

2. 資金移動業者に対する規制

(1) 根拠法

ドイツの資金移動業者は、「決済サービス事業者」として、EU の DIRECTIVE 2007/64/EC (The Payment Services Directive、以下「決済サービス指令」という) の発出を受けた複数の国内法令により規制されている。

まず、2009年6月25日に制定された決済サービスの健全性監督に関する法律 (Zahlungsdiensteaufsichtsgesetz, 略称 ZAG、英訳は Act on the Prudential Supervision of Payment Services、以下「ZAG」という) は、主に「決済サービス事業者」の監督について定めている。決済サービス指令のうち、利用者への情報開示や利用者の権利に関しては、ドイツ民法及び Einführungsgesetz zum Bürgerlichen Gesetzbuche (略称 EGBGB、以下「ドイツ民法施行法」という) の条項に反映されている。

決済サービス事業者の自己資本に関する規定は、ZAG の施行細則である決済サービス機関の資本適正性に関する規則 (Verordnung über die angemessene Eigenkapitalausstattung von Zahlungsinstituten、略称 ZIEV、以下「ZIEV」という) に反映されている。

(2) 定義

ZAG は、決済サービスを提供する免許を持つ「決済サービス提供者 (payment service provider)」を、以下の者と定義している (ZAG 第1条1項)。

- ① 銀行等の与信機関 (EU の Directive 2006/48/EC (以下「信用機関指令」という) の第4条1項 (a) で定義)
- ② 電子マネー免許事業者 (EU の Directive 2009/110/EC (以下「第2次電子マネー指令」という) の第1条1項 (b) 及び第2条1項で定義)
- ③ 連邦政府、州政府、その他の地方自治体 (公共的業務を行う場合を除く)
- ④ 欧州中央銀行 (ECB)、ドイツ連邦銀行、及び他の EEA 域内の中央銀行 (金融政策その他の公共的業務を行う場合を除く)
- ⑤ 商業的に、若しくは商業的目的の設備を備えた業務運営を必要とする規模で、決済サービスを提供する企業

また、「決済サービス (payment service)」は以下のように定義 (ZAG 第1条2項) されている。

- ① 決済口座への現金入出金を可能とするサービス及び口座の運営に必要な業務
- ② 以下の決済取引の実行
 - 1) 口座からの直接の引き落とし (direct debit)
 - 2) 継続的な振替注文 (standing order) を含む口座振替 (credit transfer)
 - 3) 決済カード又は類似の機器による決済取引
- ③ 決済サービス利用者の与信枠による上記②の決済取引の執行
- ④ 決済認証手段の発行、又は決済認証手段により発動された決済取引の受領及び清算
- ⑤ 電子商取引等における携帯電話等を用いた決済サービス (決済取引実行への同意を、支払者が電気通信機器又はデジタル・情報機器によって与えるもの)
- ⑥ 送金

ただし、以下のサービスは決済サービスとみなされない (ZAG 第2条10項)。

- ① 支払人と支払先との間で直接現金で支払われる決済取引
- ② 支払者又は受取者の商業代理人 (この代理人は、交渉又は売買の権限を有するものとする) を通じた決済取引
- ③ 専門的に行われる紙幣及び貨幣の物理的輸送
- ④ 商品又はサービスの購入のための決済取引の一部として、決済取引の執行直前に支払人の明示的な要請に従って現金が支払先から支払人に提供されるサービス
- ⑤ 両替取引 (現金が決済口座で保有されず、現金と現金を交換する取引)
- ⑥ 支払先が現金を自由に利用できるようにするために決済サービス提供者宛に振り出された以下の文書に基づく決済取引
 - 1) 紙の小切手
 - 2) 紙の為替 / 約束手形
 - 3) 紙の引換券
 - 4) 紙のトラベラーズ・チェック
 - 5) 紙の郵便為替
- ⑦ 資金決済・証券決済システムの参加者と決済サービス提供者との間で、当該システム内で行われる決済取引
- ⑧ 証券会社等が行う配当支払い等の証券管理サービスに関連する決済取引
- ⑨ データ処理及び保存などを行うテクニカルサービス事業者が、移転される資金を所有することなしに決済サービスの提供を支援するサービス
- ⑩ 商品又はサービスを取得するための手段に関するサービスであって、発行者の利用する施設でのみ利用できるもの、又は、発行者との合意の下で限定された事業者のネットワーク内/限定された範囲の商品・サービスを対象として利用できるもの

- ⑪ 電気通信機器又はデジタル機器・IT 機器を用いて実行される決済取引で、購入された商品・サービスが電気通信機器又はデジタル機器・IT 機器に配信され、かつそれら機器を通じて利用されるもの。ただし、電気通信機器又はデジタル機器・IT 機器の運営事業者が、決済サービス利用者と商品・サービス供給者との間で純粋な仲介役として活動しない場合に限る
- ⑫ 決済サービス提供者間、又はその代理人或いはその支店の間で行われる自己口座間での決済取引
- ⑬ 同一企業グループ内の、若しくは、同一グループに属する事業者間の決済サービス取引
- ⑭ 1 社又は複数のカード発行事業者に代わって提供される ATM による現金引出サービスであり、当該現金引出サービス提供事業者が現金引出サービス利用者との間で決済サービスの枠組み契約の当事者となっていないもの。ただし、当該現金引出サービス提供事業者が、他のいかなる決済サービスも行っていない場合に限る
- ⑮ 非営利又は慈善活動の中での非専門的な現金収集及び配送からなる決済取引

決済サービスの透明性確保や利用者への情報開示、利用者の権利等の規定はドイツ民法施行法 第 248 条にて規定され、EEA 加盟国以外の通貨でなされる決済サービス、若しくは、送金者又は受金者の決済サービス提供者が EEA 域外に所在する場合には適用されない（ドイツ民法 第 675d 条）。

ドイツ民法施行法 第 248 条では、主に以下を含む EU の決済サービス指令に準じた規定を定めている。

- 決済サービス契約に関する情報、条件等を明確で平易に記述すること、及び、特定の情報に関しては永続的な媒体で提供すること
- 契約成立の充分前に、事業者の素性や、提供サービスの主要な特徴、料金、利息、両替手数料等を伝達すること
- 個別の決済サービス契約、及び枠組みを定めた決済サービス契約に伴う、決済サービス執行前後で提供すべき情報

（3）参入規制

決済サービス事業者としてドイツ国内で商業的に決済サービスの提供する場合、BaFin から免許の取得を必要とし（ZAG 第 8 条 1 項）、そのために所定の文書・情報を提出する必要がある（ZAG 第 8 条 3 項）。また、免許を取得した事業者は、BaFin に登録しなくてはならない（ZAG 第 30 条 1 項）。

ドイツ国内で決済サービス事業者免許を取得するには、決済サービス提供者は、ドイツ国内で設立された法人でなくてはならない（ZAG 第 9 条 1 項 8 文）。

免許を取得し「決済サービス免許事業者」となるためには、以下の要件を満たす必要がある。

① 免許申請に以下を含む情報を提供すること

- 1) 予定される決済サービスの概要（ZAG 第 8 条 3 項 1 文）
- 2) 事業計画（当初 3 事業年度分の予算計画を含む）（同 2 文）
- 3) 初期資本要件（後述）を満たすことの証拠（同 3 文）
- 4) 組織の内部統制・組織構造に関する記述（同 5 文）
- 5) 取締役等の経営層の素性と、それらの人間が決済サービス事業に関する知識と経験を有することの証明（同 9 文）
- 6) 年次財務諸表及び連結財務諸表の監査人の氏名（同 10 文）
- 7) 法的形態及び定款（同 11 文）

② 以下の当初自己資本を保有すること（ZAG 第 9 条 3 項）

- 1) 送金業務だけを行う場合：2 万ユーロ
- 2) 電子商取引等における携帯電話等を用いた決済サービスを行う場合：5 万ユーロ
- 3) 利用者の決済口座を扱う業務や決済認証手段の発行等を行う場合：12 万 5,000 ユーロ

③ 決済サービス免許事業者が密接な関連を有する個人又は法人を規定する第三国の法令が、監督機関による有効な監督機能を妨げないこと（ZAG 第 9 条 7 項 b）

発行済みの免許は以下の場合に失効又は取り消される（ZAG 第 10 条）。

失効：免許が 1 年以内に利用されない / 免許不使用が明示的に表明された場合

取消：以下の場合、BaFin は免許を取り消すことができる

- 6 カ月以上事業を停止した場合（ただし、当該決済サービス免許事業者の母国が、該当する経過時間規定を持たない場合）
- 虚偽の申告やその他の非正規手段によって免許を取得した場合
- 第 9 条にある免許の拒絶事由に該当する事実が明らかになった場合
- 当該決済サービス免許事業者による決済サービス事業の継続が、決済システムの安定性に対する脅威を構成する場合

EU の決済サービス指令第 26 条は、小規模の決済サービス事業者への一部の規定免

除の余地を、EEA 域内各国に選択肢として与えている。しかし、ドイツの関連国内法には、小規模決済サービス事業者への部分的規定免除は反映されていない。

(4) 業務範囲

決済サービスの免許は、決済サービスの提供に加え、以下の業務の実施も含む (ZAG 第 8 条 2 項)。

- ① 決済サービス事業の運営サービス、及び決済サービス事業に密接に関連する付随業務 (例: 決済取引の執行の確保、外国為替サービス、データの安全保護措置、データの保管と処理)
- ② 決済システムの運営
- ③ EU 法令及び国内法に従った決済サービスの提供以外の事業活動

以下の条件を満たす場合、決済サービス免許事業者は一定の決済サービスの提供に関連して信用を供与することができる (ZAG 第 2 条 3 項)。

- ① 信用供与が決済取引の執行に付随的なものであり、かつ、決済取引のためにのみ行われる
- ② 12 か月以内の範囲の短期間で返済が義務付けられる
- ③ 信用供与が決済取引の執行のために受領した又は保有する資金から行われるものでない

また、決済サービス免許事業者の自己資本額は、監督機関から見て、信用供与総額に比例した適切な額でなくてはならない (ZAG 第 12 条 2b 項)。

決済サービス免許事業者は、商業的に、又は商業的な設備を伴う業務を必要とする規模で、一般顧客から預金受け入れ事業を行ってはならない (ZAG 第 2 条 1 項)。

決済サービス免許事業者が他事業にも携わっており、かつ当該他事業が当該決済サービス免許事業者の財務健全性/監査機能を損なう、又は損ないかねない場合には、監督機関は、他事業を排除するか、若しくは決済サービス業務のみを行う会社を分離して設立するよう要求することができる (ZAG 第 8 条 5 項)。

(5) 財務規制

決済サービス免許事業者は、信用制度法第 10、10a 条 (EU 資本要件規則に従った自己資本と、BaFin のより詳細な資本要件規制の発出権限を記載) に従った自己資本を保有しなくてはならない。また、ZAG 第 2 条 3 項で言及される信用の供与を行う場合に必

要な自己資本額は、その供与された信用の総額に相応のものとして BaFin が認める額でなくてはならない (ZAG 第 12 条)。

(6) セーフガード (資金の分別管理等)

① 決済サービス利用者の資金の保護 (ZAG 第 13 条 1 項)

決済サービス免許事業者は、決済サービス利用者から、若しくは他の決済サービス提供事業者から受領した決済執行用の資金を、利用者の資金をそれ以外の個人・法人の資金と分別管理する方法か、又は第三者による保険又は同等の保証を付加する方法のいずれかで保護しなくてはならない。

1) 分別管理による方法

- (a) 決済用の当該資金は、何時も当該決済サービス利用者以外の個人や法人の資金と混合されないようにしなくてはならない
- (b) 保護対象となる資金が受領日の翌営業日の終わりの時点になってもまだ決済サービス免許事業者保有されている場合、信用機関に当該資金専用の口座を用意してそこに預金するか、又は、監督機関により安全性で流動性が高く低リスクと定義された資産に関連資金を投資しなくてはならない
- (c) 決済サービス免許事業者が破綻した場合を念頭に、他の債権者から請求権対象とならないよう、他の資産から当該資金を隔離しなくてはならない

2) 保険又は同等の保証供与

たとえ決済サービス事業者が破綻した際でも、保護されるべき決済用資金と同額の資金が確保されるように、決済サービス事業者と同一の企業グループに属さない保険会社又は信用機関の保険を付けるか、それと同等の保証を供与しなくてはならない

EU の決済サービス指令では、「決済用資金の保護義務の対象を 600 ユーロ以上の決済用資金に限ることができる (決済サービス指令 第 9 条 4 項)」とし、各国による保護対象額の下限設定の裁量余地を残しているが、ドイツの国内法には下限を設定する条項は存在しない。

(7) 情報提供

決済サービスに関する透明性確保及び情報提供に関する義務等については、決済サー

ビスの利用者が個人消費者でない場合には、当事者間の合意に従って一部又はすべてを適用除外することができる（ドイツ民法 第 675e 条 4 項）。

EU の決済サービス指令第 30 条 2 項では、加盟国の判断に応じて、零細企業を個人消費者と同等に扱う余地を与えているが、ドイツ国内法では、零細企業と個人を同等に扱うとする条項は存在しない。

① 単発決済取引の場合

単発決済取引の契約を締結する前に、決済サービス提供者は決済サービス利用者に対して、ドイツ民法施行法 第 248 条 13 項にある以下の情報及び条件を、入手しやすい形で通知しなくてはならない。また、サービス利用者が求めた場合には、関連情報及び契約条件を文書で通知しなくてはならない（ドイツ民法施行法 第 248 条 12 項、13 項 1 文）。

- 1) 決済注文の適正な執行のために決済サービス利用者からの提供が求められる情報の様式、若しくは固有の利用者識別情報
- 2) 決済サービス執行の期限
- 3) 決済サービス利用者が決済サービス提供者に支払うべき料金総額と、場合に応じて、その明細
- 4) 両替を伴う場合は、決済取引の基礎として適用される実効、若しくは、参考為替レート

決済注文を受領直後、支払者側の決済サービス提供者は、支払者に対して、以下の情報を通知しなくてはならない（ドイツ民法施行法 第 248 条 14 項）。

- 1) 決済取引に付与された、支払者が決済取引を特定できる識別情報と、適切と思われる場合は、受取者に関する情報
- 2) 決済注文で使用された通貨での決済額
- 3) 決済取引に伴って支払者が支払い得る料金総額と、場合に応じてその明細
- 4) 両替を伴う場合は、決済取引に適用された為替レートと、それが事前に通知した為替レートと異なる場合はその参照情報、及び両替実施後の決済取引額
- 5) 決済注文の受領日付

決済注文を執行した直後、受取者側の決済サービス提供者は、受取者に対して以下の情報を通知しなくてはならない（ドイツ民法施行法 第 248 条 15 項）。

- 1) 受取者が決済取引、及び適切と思われる場合は支払者を特定できる情報と、決済取引に伴って転送された他の情報
- 2) 受取者側の利用する通貨単位での決済取引額
- 3) 受取者が支払い得る料金総額と、場合に応じてその明細

- 4) 両替を伴う場合は、受取者側決済サービス提供者により決済取引に適用された為替レートと、両替前の決済取引額
- 5) 決済執行日付

② 包括契約による決済取引の場合

包括的な決済取引の契約を締結する充分前に、決済サービス提供者は決済サービス利用者に対して、以下を含む情報及び契約条件を通知しなくてはならない（ドイツ民法施行法第 248 条 4 項）。

- 1) 決済サービス提供者に関する諸情報（連絡に必要な社名、本支社所在地、電子メールアドレス等、及び監督機関や事業登録情報等）
- 2) 決済サービスの利用に関する詳細（サービスの概要等）
- 3) 決済サービスに適用される料金、利息、為替レート等
- 4) 連絡の手段とその技術要件
- 5) サービス保全と問題発生（無権限取引等）時の是正措置
- 6) 包括契約の変更、終了に関する事項
- 7) 準拠法、裁判外紛争処理に関する事項

包括契約については、上記に加えて以下を含む情報の提供が要求される（ドイツ民法施行法 第 248 条 4 項 1 文 6 号）。

- 1) 包括契約条件の変更に関する事項（決済サービス提供者が変更の 2 カ月前までに変更の旨を提示しなくてはならない等）（ドイツ民法 第 675g 条 4 項 1 文 6 号）
- 2) 包括契約条件の終了に関する事項（決済サービス利用者の契約打ち切り権限等）（ドイツ民法第 675h 条）
- 3) 包括契約に含まれる個別決済取引の執行前に、決済サービス提供者が支払者の要求に応じて支払者に提供すべき情報（執行期限、料金見込み、料金明細等）（ドイツ民法施行法 第 248 条 6 項）
- 4) 包括契約に含まれる個別決済取引の執行後に、支払者側の決済サービス提供者が支払者に提供すべき情報（個別決済取引の識別情報、受取者情報、決済金額、課金額とその明細、適用為替レート、決済日付等）（ドイツ民法施行法 第 248 条 7 項）
- 5) 包括契約に含まれる個別決済取引の執行後に、受取者側の決済サービス提供者が受取者に遅滞なく提供すべき情報（個別決済取引の識別情報、支払者情報、決済金額、課金額とその明細、適用為替レート、決済日付等）（ドイツ民法施行法 第 248 条 8 項）

(8) 決済サービスの提供と利用に関する権利と義務

① 無権限取引での利用者の権利と義務

無権限取引に関する以下の規定は、ドイツ民法施行法 第 675d 条により、支払者と受取者のどちらか一方の決済サービス提供者が EEA 加盟国外に存在する場合、若しくは、取引通貨が EEA 加盟国外のものであった場合は適用されない。

- 決済サービス利用者は、未承認又は誤った決済取引が行われたことを認識した場合、遅滞なくその旨を決済サービス提供者に通知しなくてはならない。当該決済取引の執行後 13 ヶ月以内に、未承認又は誤った決済取引である旨の通知が行われない場合は、当該決済サービス提供者に対して是正を要求することはできない（ドイツ民法 第 676b 条）。
- 無権限取引が発生した場合、支払人の決済サービス提供者は、当該無権限取引の金額を直ちに支払人に返還しなくてはならない。当該無権限取引が支払口座からの引き落としで行われた場合には、当該無権限取引が発生しなかった場合に想定される状態に当該支払口座を回復させなくてはならない（ドイツ民法 第 675u 条）。
- 無権限取引が、紛失又は盗難された決済手段の利用で生じた場合、又は、決済手段の悪用により生じ、かつ、支払人が本人照合手段の安全保管を怠っていた場合には、支払者は 150 ユーロを上限として、当該無権限取引による損失を負担しなくてはならない（ドイツ民法 第 675v 条 1 項）。
- 支払者が、詐欺的行為により、又は、故意若しくは重大な怠慢によって本法 675l 条若しくは決済認証手段の発行と利用に関する合意事項（例：決済手段の利用規約の遵守、紛失や盗難の際の速やかな届出等）に違反した場合、それに起因する無権限取引による損害については、支払者がその全額を補償しなくてはならない（ドイツ民法 第 675v 条 2 項）。

(9) 監督

① 監督機関の指定

ドイツでは、決済サービス免許事業者及び電子マネー免許事業者に対する監督権限を持つ機関は、BaFin である（ZAG 第 3 条 1 項、第 33 条）。

② 監督

BaFin は、監督対象事業者及びそれらの経営層に対し、以下の目的で、適切かつ必要な命令を発出することができる（ZAG 第 3 条 2 項）。

- 1) 監督対象事業者による規制違反を停止又は予防するため
- 2) 監督対象事業者において、預託された資産の安全性が脅かされるような、若しくは、決済サービスや電子マネー発行の適切な実施が損なわれるような好ましくない事態を回避・予防するため

また、ZAG 第 14 条 1 項によれば、

- BaFin が要求した場合には、決済サービス免許事業者は、全ての事業に関連する情報及び文書を提出しなくてはならない
- BaFin は、特別な理由なく、決済サービス免許事業者及びその支店、代理店、外部委託先に対して監査を実施でき、その実施をドイツ連邦銀行に委譲することもできる
- BaFin 又はドイツ連邦銀行の職員は、監査実施のために当該事業者及びその子会社、代理店、外部委託先の敷地に立ち入ることができる

ほか、BaFin は、決済サービス免許事業者の免許の拒否・取消を行うことができる（ZAG 第 9,10 条）この詳細については、ドイツ IV 2.（3）参入規制を参照のこと。

（10）その他の主な規制

① 紛争処理

- 1) 申し立て及び裁判外紛争処理（ZAG 第 28 条 1 項）

決済サービスの利用者、及び以下に示す団体は、BaFin に対していつでも決済サービス提供者の法令違反の疑いに関して、不服を申し立てることができる。

- (a) 差し止め救済措置法で定められた団体
- (b) 商業利益促進を目的とする団体（業界団体等）
- (c) 商工会議所

- 2) 罰則（ZAG 第 31, 32 条）

ZAG の規定に反して

- (a) 預金の受け入れ事業
- (b) 無免許での決済サービス事業
- (c) 無免許での電子マネー発行事業

- (d) 破綻時の報告義務違反
- (e) 代理人を通じた電子マネーの発行

を行った場合、上記(a)-(c)の違反については最大で5年の懲役又は罰金が、(d),(e)の違反については最大3年の懲役刑又は最大50万ユーロの罰金が与えられる場合がある。

② 個人情報保護

決済サービス免許事業者は、本節の上記(4)に記述された状況下で顧客に信用を供与する場合には、顧客の信用を検証する基盤として、個人情報の専門的な収集事業者から当該顧客の個人情報を収集・利用してよい(ZAG 第2条3項)。

また、決済サービス免許事業者は、資金洗浄対策義務の遂行にあたって必要な範囲に限り、個人情報を収集・利用できる(ZAG 第22条)。

このほか、一般的な個人情報の保護措置は、EUのDirective 95/46/EC(個人データ処理に係る個人保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の指令)を反映したBundesdatenschutzgesetz(略称BDSG、以下「データ保護法」)により規定されている。データ保護法では、公共機関や民間組織による個人データの収集・処理・保管等について、以下を含む各種の条件や規定を定めている。

- 1) 個人データの収集、処理、利用と、処理機構の設計は、収集する個人情報をできるだけ少なく抑えるという目的に沿って行われなくてはならない(データ保護法第3a条)
- 2) 個人データの収集、処理、利用は法的に許容されるか、収集対象個人の同意によってのみ可能である(データ保護法第4条)
- 3) 個人データ管理者が、本法律に違反した若しくは不適切な個人データの収集、処理、利用によって当該個人に損害を与えた場合、当該管理者はその損害を賠償しなくてはならない(データ保護法第7条)
- 4) 個人データを処理する公共及び民間組織は、本法律の規定の遵守のため、技術的及び組織的に必要な対策、特に別紙に示した要求事項を、実施する必要がある(データ保護法第9条)
- 5) データ収集対象者が要請した場合は、
 - 収集されたデータのうち、対象者自身に関するもの
 - データの伝達先とその伝達先の分類
 - データ保管の目的に関する情報を提供しなくてはならない(データ保護法第19条)

③ マネー・ローンダリング規制

- 1) ZAG では、決済サービス免許事業者の免許取得条件の一つとして、Geldwäschegesetz(略称 GWG、以下「資金洗浄法」という)第 22 条及び Regulation (EC) No 1781/2006²⁸⁰の要求に沿った内部管理機構を持つことを義務づけている (ZAG 第 8 条 3 項 6 文)
- 2) また、BaFin は、ZAG、資金洗浄法、及びそれらの施行規則、BaFin の命令に対して事業者の経営層が意図的に又は無思慮に違反し、警告を行っても同様の状態が続く場合、その経営層を解任する、若しくはその経営層の活動を禁じることができる (ZAG 第 15 条 3 項)。
- 3) 財務諸表の監査では、監査人は、監査対象事業者が資金洗浄法及び Regulation (EC) No 1781/2006 により課される義務を果たしていることを検証しなくてはならない (ZAG 第 18 条 1 項)。
- 4) 代理業者を通じて決済サービスを提供する場合は、当該代理業者が資金洗浄法の要件を満たす内部管理機構を満たしているという記述を、BaFin 及びドイツ連邦銀行に提出しなくてはならない (ZAG 第 19 条 1 項)。
- 5) 決済サービス免許事業者は、資金洗浄やテロリストへの資金提供の疑いがある、若しくは、異常な状況がある場合は、資金洗浄法第 8 条に従って、その状況に関する適切な情報を記録・保管しなくてはならない (ZAG 第 22 条 1 項)。
- 6) 決済サービス免許事業者は、決済サービスの提供にあたって資金を受け取る際に、資金洗浄法の規定に従って顧客の素性調査を実施しなくてはならない (ZAG 第 22 条 3 項)。
- 7) BaFin が、マネー・ローンダリング若しくはテロリストへの資金提供の事実若しくは試みの証拠を掴んだ場合、BaFin はその発生源国の監督機関に対してその旨を通知する。発生源国の監督機関は、その国で問題となっている事業者や支店、代理店の登録を拒絶するか、すでに登録済みである場合はその登録を取り消すことができる (ZAG 第 26 条 2 項)。

²⁸⁰ Regulation (EC) No 1781/2006 of the European Parliament and of the Council of 15 November 2006 on information on the payer accompanying transfers of funds

3. 前払式支払手段発行者（電子マネー事業者）に対する規制

（1）根拠法

ドイツでは、前払式支払手段発行者は「電子マネー事業者」として、先述の資金移動業者と同じく、ZAG、ドイツ民法、ドイツ民法施行法等、複数の法令により規制されている。

（2）定義

「電子マネー (electronic money, e-money)」は以下のように定義されている (ZAG 第 1a 条 3 項)。

- 電子的に（磁気的な場合を含む）蓄えられ、
- 発行者への請求権としての金銭的価値であり
- 決済取引を行う目的での現金の受領時に発行され、
- 発行者以外の者によって決済手段として受け入れられるもの

ただし、以下の場合には本指令の規制対象から除外される (ZAG 第 1a 条 5 項)。

- ① 商品又はサービスを購入するための手段に蓄えられる金銭的価値であって、発行体の施設のみで、又は、サービス提供者の限られたネットワーク内でのみ、或いは限られた範囲の商品/サービスについてのみ利用できるもの (ZAG 第 1 条 10 項 10 文)
- ② 通信機器、デジタル機器又は IT 機器によって執行される決済取引を行うために利用される金銭的価値であって、以下の条件を満たすもの (ZAG 第 1 条 10 項 11 文)
 - 1) 商品又はサービスがそれらの機器に対して提供され、それらの機器を通じて利用される
 - 2) それら機器の運営者は、単に利用者と商品/サービス供給者との仲介者としての業務のみを行うわけではない

「電子マネー発行者 (electronic money issuer)」は以下のように分類される (ZAG 第 1a 条 1 項)。

- ① EU の信用機関指令第 4 条 1 項で定義された信用機関（一般から預金等を受け入れたり信用を供与したりする事業体）
- ② 連邦政府若しくはその地方自治体が公共機関として活動する場合

- ③ 欧州中央銀行（ECB）、ドイツ連邦銀行、及び EEA 域内の各国中央銀行（ただし、金融規制機関又は公共機関として活動する場合を除く）
- ④ ドイツ復興金融公庫（国営金融機関）
- ⑤ 上記①～④にあてはまらない、電子マネー発行を行う事業者（電子マネー免許事業者）

電子マネーを発行する「電子マネー免許事業者（electronic money institution）」となるには、BaFin から免許を取得しなくてはならない（ZAG 第 8a 条第 1 項）。

（3）参入規制

免許を取得し「電子マネー免許事業者」となるためには、以下の要件を満たす必要がある。

- ① ZAG 第 8 条 3 項（資金移動業者の免許取得要件）が部分的に適用されるのに加えて、以下 5 項目の情報を含めて免許申請を行うこと（ZAG 第 8a 条 3 項）。
 - 1) 電子マネー発行について重点的に記載した事業構造と、想定される決済サービスの種類。
 - 2) ZAG 9a 条 1 項に記載の当初自己資本を保有することの証跡。
 - 3) ZAG 13a 条に記載のセーフガード措置を遵守するための対策の記述。決済サービスを提供する場合には、同 13 条に記載のセーフガード措置を遵守するための対策の記述も追加で必要とされる。
 - 4) 申請者の組織構造（場合に応じて、代理人や支店の利用計画を含む）。決済サービスを提供する場合には、外部委託の手配や、国内外の決済システムへの参加形態・種別に関する記述も求められる。
 - 5) 取締役及び、経営責任者の素性。電子マネー発行や決済サービス事業以外に携わる企業の関与がある場合には、電子マネー発行と決済サービス提供の責任者の素性。免許申請では、これらの人物が信頼に足り、かつ、理論と実践の両面で適切な知識と経験を持つことの証明を示さなくてはならない。取締役は 2 名が原則だが、小規模な電子マネー免許事業者であれば、1 名でもよい。
- ② 当初自己資本が 35 万ユーロ以上であること（ZAG 第 9a 条）

EU の第 2 次電子マネー指令第 9 条は、小規模の電子マネー免許事業者への一部の規定免除の余地を、EEA 加盟各国に選択肢として与えている。しかし、関連法を確認す

る限り、ドイツの関連国内法には、小規模の電子マネー免許事業者への規定免除条項は反映されていない。

(4) 業務範囲

電子マネー事業の免許は、電子マネーの発行業務に加えて、以下①～⑤の業務の免許も含む (ZAG 第 8a 条 2 項)。

- ① 決済サービスの提供
- ② 第 2 条及び第 12a 条で言及された、決済サービス及び電子マネー事業に関わる信用の供与
- ③ 電子マネーの発行に関連した運営サービス、及び電子マネー発行に密接に関連した周辺サービス、又は決済サービスの提供
- ④ 決済システムの運営
- ⑤ EU 法令及びドイツ国内法の下における、電子マネーの発行以外の事業活動

電子マネー免許事業者は、商業的に、又は商業的な設備を伴う業務を必要とする規模での、一般顧客からの預金受け入れ事業を行ってはならない (ZAG 第 2 条 1 項)。

電子マネー免許事業者は、EEA に加盟する他国の代理業者を通じて電子マネーの配布及び払い戻しを行うことができる。その場合は、ZAG 第 25 条 (域内他国での支店開設及び決済サービス提供に関する規定) に加えて、ZAG 第 19 条 4 項 (他国での支店開設/サービス提供時の各国監督機関同士の連絡に関する規定) が適用される (ZAG 第 23c 条 3 項)。

電子マネー免許事業者は、電子マネーを代理業者を通じて発行してはならない (ZAG 第 23a 条)。

電子マネー免許事業者による決済サービスの提供は、代理業者の名称や住所等、所定の情報を BaFin に伝達したうえで、代理業者を通じて実施することができる (ZAG 第 19 条 1 項)。

電子マネー発行に関連した資金の保有期間に応じた利息その他の利得の提供は禁じられる (ZAG 第 2 条 1a 項)。

(5) 財務規制

電子マネー免許事業者は、信用制度法第 10、10a 条 (EU 資本要件規則に従った自己資本と、BaFin のより詳細な資本要件規制の発出権限を記載) に従った自己資本を保有

しなくてはならない。また、ZAG 第 2 条 3 項で言及される信用の供与を行う場合に必要
な自己資本額は、その供与された信用の総額に相応のものとして BaFin が認める額で
なくてはならない (ZAG 第 12a 条)。

電子マネーの発行事業に必要な自己資本は、発行済み電子マネーの平均残高の 2% 以
上が必要とされる (「平均残高」の定義については、EU IV 3 (3) 参入規制内の注を参
照) (ZIEV 第 6c 条)。

(6) セーフガード (分別管理等)

電子マネー免許事業者は、電子マネーの発行の代わりに受領した資金を、既出の ZAG
第 13 条 1 項に従った分別管理等の手段²⁸¹により保護しなければならない。決済認証手段
の利用によって電子マネー発行のための資金が支払われる場合は、当該資金が電子マネ
ー免許事業者の口座に入金されるか、又は他の方法で電子マネー免許事業者が利用でき
る状態になり次第、保護しなくてはならない。ただし、遅くとも電子マネー発行日の 5
営業日後の終わりまでには、保護措置を実施しなければならない (ZAG 第 13a 条 1,2 項)。

電子マネーの発行とは無関係な決済サービスが同時に提供される場合については、決
済サービスに必要な資金については ZAG 第 13 条 2,3 項に基づくセーフガード規制が課
される (ZAG 第 13a 条 3 項)。

ZAG 第 13 条で挙げた方法のうち、電子マネー免許事業者がどの方法を資金保護に採用
すべきかは、BaFin が決定できる (ZAG 第 13a 条 4 項)。

(7) 情報提供

電子マネー免許事業者は、決済サービス免許事業者として定義されており (ZAG 第 1
条 1 項)、電子マネー免許事業者から利用者への情報提供については、決済サービス事業
者に対するドイツ民法、ドイツ民法施行法の条文と同じものが電子マネー事業者の業務
範囲に応じて適用される (ドイツ民法 第 675c 条)。その代表的な内容については、ドイ
ツ IV 2 (7) 情報提供を参照のこと。

(8) 電子マネーの発行・払い戻しに関する規制

電子マネー免許事業者は、資金を受領した場合、その資金と同等な額面価格で電子マ

²⁸¹ ドイツ IV 2 (6) セーフガードを参照のこと。

ネーを発行しなくてはならない。また、電子マネーの保有者から求められた場合、いつでも額面価格で払い戻さなければならない（ZAG 第 23b 条 1 項）。

電子マネー発行者は、電子マネー保有者との契約締結に先立って、手数料を含む払い戻しの条件を通知しなければならない。その際、契約条件は明確に目立つように記載しなければならない（ZAG 第 23b 条 2 項）。

電子マネーの払い戻しに手数料が課される可能性があるのは、その払い戻し条件が発行者と保有者との契約中に記載され、かつ以下①～③の何れかに該当する場合だけである。また、その場合の手料は、発行者が負担した実際の費用に相応のものでなくてはならない（ZAG 第 23b 条 3 項）。

- ① 払い戻しが、契約終了前に要求された場合
- ② 一定の有効期間を以て締結された契約を、電子マネー保有者が、その契約期間の終了前に打ち切る場合
- ③ 契約終了日から 1 年超を経過した後に払い戻しが要求された場合

（9）監督

電子マネー免許事業者に対する監督機関及び監督行為については、ZAG の多くの条項が決済サービス事業者と共通で適用される。ただし、8a、9a、23a、23b、23c など、条文番号にアルファベットが付加された条文は、電子マネー事業に特有の条項である場合が多い。

（10）その他の規制

① 紛争処理

電子マネー保有者、及び代理業者、事業団体、商工会議所等は、BaFin に対して、電子マネー発行事業者の法令違反の疑いについて、いつでも申し立てができる（ZAG 第 28a 条 1 項）。申し立ては、BaFin に対する書面の提出若しくは BaFin での聴取記録により行われ、申し立ての事実と根拠を説明するものでなくてはならない（ZAG 第 28a 条 2 項）。

② 個人情報保護

ZAG 及びデータ保護法により電子マネー事業者に適用される個人情報保護規定は、決済サービス免許事業者に対するもの²⁸²と同等である。

③ マネー・ローンダリング規制

電子マネー免許事業者が決済サービスも同時に提供する場合には、ドイツIV 2（10）③マネー・ローンダリング規制で挙げた ZAG のマネー・ローンダリング関連条項がすべて適用される。電子マネー免許事業者が決済サービス事業を行わない場合であっても、ドイツIV 2（10）③マネー・ローンダリング規制で挙げた ZAG の条項のうち、第 15 条,18 条,22 条 1 項,26 条の規定は適用される。

²⁸² ドイツIV 2（10）②個人情報保護を参照のこと。

4. 仮想通貨交換業者に対する規制

ドイツでは仮想通貨交換業者及び仮想通貨を用いたサービス事業者に対する直接的・包括的な規制は存在しない。

しかし、2014年2月にはすでに BaFin が仮想通貨を信用制度法上の「金融商品」に該当すると発表した。よって、ある会社が自社名義でビットコインを顧客のために売買する場合は、信用制度法上の「信用機関」として規制を受け、ビットコインの売買の仲介を行う場合は、「金融サービス機関」としての規制を受けることになる。

しかし、ビットコインに関する事業免許要件は法律的に複雑であるため、BaFin は、ビットコイン関連サービスの提供を計画する企業に対し、十分な時間的余裕をもって BaFin からの評価を受け、免許取得の必要性の有無を明確に判定するよう求めている²⁸³。

また、直近の動きでは、仮想通貨の規制を含んだ Directive (EU) 2015/849（以下「第4次マネー・ローンダリング指令」という）の改正案を EU 委員会が 2016年7月に提示した。2015年の G7 合意を含むこの指令の改正経緯についてはイギリスの項を、また、第4次マネー・ローンダリング指令の改正案の詳細については EU の項を参照のこと。

²⁸³ https://www.bafin.de/SharedDocs/Veroeffentlichungen/EN/Fachartikel/2014/fa_bj_1401_bitcoins_en.html

5. 販売勧誘ルール

金融商品の販売勧誘については、有価証券取引法に規定がおかれている。これは、EUのDIRECTIVE 2004/39/EC（金融商品市場指令）に準じて改正されたものである。

（1）規制の対象者

証券サービス業者（Wertpapierdienstleistungsunternehmen）が対象となる（有価証券取引法 第1条1項）。

有価証券取引法における証券サービス業者とは、与信機関（credit institutions）、金融サービス機関（financial services institutions）、及び投資サービス業務を行う外国金融機関のドイツ国内支店を指す。この際、投資サービス業務が単独で行われるか、他の商取引等に附随して行われるかは問わない。

（2）対象商品・サービス

有価証券取引法の規制対象となる金融商品（Finanzinstrument）が対象となる（有価証券取引法 第1条）。

有価証券取引法における金融商品とは、第1項に定める証券、1a項に定める短期金融市場商品、第2項に定める金融派生商品及び証券の引受権を指す。

（3）規制の内容

① 誠実・公正義務

証券サービス業者は、1)必要な専門知識を用い、注意深く、顧客の利益のために、証券サービス並びに証券付随サービスを行うこと、2)利益相反の回避に努めることが義務付けられる。

また、有価証券取引法第33条1項2文3号に基づく組織的な措置が充分でない場合には、取引を実行する前に顧客に対して利益相反の一般的発生原因を顧客に明示すること、という義務を負っている（有価証券取引法 第31条1項）。

② 顧客への情報提供義務

証券サービス業者は、顧客に提示した、あるいは顧客が希望した金融商品や証券サービスの性質並びにリスクに関して、顧客の投資決定に資するように、適時に、かつ分かりやすい方法で情報を提供する義務を負う（有価証券取引法 第 31 条 3 項）。

提供すべき情報は、「証券サービス業者並びに提供されるサービス」、「金融商品の種類並びにそれに伴うリスク」、「注文の執行場所」、「費用並びに付随料金」の 4 項目に関するものである²⁸⁴。

③ 手数料開示規制

上記②の情報提供義務において、「費用並びに付随料金」として明記されている（有価証券取引法第 31 条第 3 項）。

④ 適合性原則

1) 投資助言・投資運用業務における適合性の評価

投資助言 (Anlageberatung) あるいは財務ポートフォリオ管理 (Finanzportfolioverwaltung) を行う証券サービス業者は、顧客の知識、経験、投資目的、財産状態に関するあらゆる情報を、必要な範囲内で顧客から収集したうえで適合性

(Geeignetheit) を判断し、顧客に適した金融商品を推奨する義務を負う（有価証券取引法 第 31 条 4 項）。

2) その他の証券サービス業務・付随サービス業務における適格性の評価

前記第 31 条第 4 項における投資助言や財務ポートフォリオ管理に該当しない取引は、「助言を行わない取引 (beratungsfreies Geschäft)」と呼ばれ、助言を行わない旨を業者が明示し、顧客が承諾した上で開始された取引（ディスカウントブローカー業務など）が対象となる。

この取引において業者は、顧客の知識や経験に関する情報²⁸⁵を必要な範囲内で顧客から収集した上で、当該金融商品や証券サービスに関する顧客の適格性

(Angemessenheit) を判断する義務を負う（有価証券取引法 第 31 条 5 項）。

²⁸⁴ 顧客に提供すべき情報の具体的内容は「証券サービスの行為並びに組織命令 (Wertpapierdienstleistungs- Verhaltens- und Organisationsverordnung - WpDVerOV)」第 5 条において詳細に定められている。

²⁸⁵ 投資助言・投資運用業務における適合性評価に比べ、業者が顧客から申告を要求すべき情報の範囲が「知識、経験」に限定され、「投資目的、財産状態」が除外されており、後者に関する適合性を判断する義務はなくなっている。

3) 適合性原則適用の軽減措置

(a) 注文執行のみの取引（有価証券取引法 第 31 条 7 項）

有価証券取引法第 31 条 5 項における顧客情報収集義務、適合性判断義務、適格性判断義務を全て免除され、第 3 項の説明義務のみを負う「注文執行のみの取引」に関する定めがある。

これに該当するためには、以下の 2 つの要件を具備する必要がある。

- i. 顧客の主導により注文の執行のみを求めること（顧客が自ら進んで適格性判断による保護を放棄することが必要で、業者側から提案した場合は要件を満たさないと解されている）
- ii. 業者が事前に適合性判断や適格性判断をしない旨を顧客に対して指摘すること

(b) プロ顧客へのサービス提供（有価証券取引法 第 31 条 9 項）

プロ顧客を相手方とする取引については、第 4 項の適合性判断義務に際して、「顧客が必要な知識、経験を有しており、リスクが顧客の投資目的との関係で財産的に負担可能であることを前提にすることができる」とする特則を定めている。

ここでは、業者は、顧客の情報に関する申告を要求する必要はなくなり、投資目的を確認したうえで、投資目的に適した金融商品を推奨すれば足りることになる。

プロ顧客とは、以下を指す。

- i. 有価証券取引法 第 31a 条 2 項 1 号に列挙された証券サービス業者、保険会社、年金基金などの金融機関
- ii. 有価証券取引法 第 31a 条 2 項 1 号に列挙された以外の企業で、以下 3 基準のうち少なくとも 2 つを満たす事業者（有価証券取引法 第 31a 条 2 項 2 号）
 - ・ 資産額が 2 千万ユーロ以上
 - ・ 売上高が 4 千万ユーロ以上
 - ・ 自己資本が 2 百万ユーロ以上
- iii. 中央政府、地方政府、公共機関等の、公的債務を管理する機関
- iv. 中央銀行、世界銀行や IMF 等の国際機関、ECB、欧州投資銀行、その他類似の国際組織
- v. 許認可や監督の対象外である、その他の機関投資家など

⑤ 不招請勧誘規制

金融商品の販売についての不招請勧誘禁止規定は特に設けられていない。

⑥ 広告規制

証券サービス業者が顧客に提供するあらゆる情報は、宣伝広告 (Werbemitteilungen) の場合も含め、公正で、明確であり、かつ、誤解を招かないものでなければならない。

また、宣伝広告はそれが広告宣伝であることが明確でなければならない (有価証券取引法 第 31 条 2 項)。

また、監督機関は証券業界団体や消費者支援団体等からの意見を聴取した上で、特定の種類の宣伝を禁止する権限を有する (有価証券取引法 第 36b 条)。

6. 外国銀行への規制

(1) 外銀支店に対する流動性規制・監督の状況

① 流動性規制の導入状況

信用制度法では、信用機関及び金融サービス機関が常時、支払義務を果たすために適当な流動性を確保することを義務付けている（信用制度法 第 11 条）。流動性リスク比率の算出方法や規制上の下限などの細則については、2006 年に制定された **Begründung: zur Liquiditätsverordnung**（略称 **LiqV**、以下「流動性規則」という）に定められている。

② 外国銀行支店への適用状況

1) 流動性規則の適用対象

流動性規則の適用対象は以下のとおりである（流動性規則 第 1 条 1 項）。

(a) 信用機関

(b) 以下に該当する金融サービス機関

- i. 自己勘定取引を行っている機関、又は
- ii. 投資ブローカー、取引ブローカー、又はポートフォリオ管理者として、顧客の資金又は有価証券の所有権又は保持を取得する認可を得ている、又は自己勘定での金融商品取引を行う認可を得ている機関

2) 外国銀行支店への適用

(a) EEA 域内に本店がある外国銀行の支店

他の EEA 参加国に本店を置く信用機関の支店は、以下の条件を満たしていれば流動性規則の適用を受けない（流動性規則 第 1 条 2 項）。

- i. 当該国の監督当局が監督義務を負っており、かつ **BaFin** との間で流動性規制に関する相互承認を行っていること
- ii. 当該支店が、本店における流動性管理策のもとで完全に一体運営されていること
- iii. 本店が **BaFin** に対して、書面によって、当該支店の流動性が常に確実に保たれることを表明すること
- iv. 上記 i ~ iii が充足していることを、**BaFin** が書面によって確認していること

(b) EEA 域外に本店がある外国銀行の支店

EEA 域外に本店がある外国銀行の支店は、信用機関としてドイツ国内の信用機関と同等に、流動性規制の適用対象となる²⁸⁶。

ただし、当該支店が業務の性質から見て監督を必要としない場合には、BaFin は個別のケースについて、信用制度法の一部条文の適用を免除できる（信用制度法第 2 条 4 項）。この決定によって外国銀行の支店が流動性規制の適用免除を受けることはありうる。

このような適用免除決定は、原則として、当該金融機関が本国の金融監督機関によって国際的に認知された基準に沿った有効な監督を受けており、当該国の金融監督機関と BaFin との間に十分な協力関係がある場合に限られる²⁸⁷。

(2) 破綻時の預金者保護のための規制・監督の状況

流動性規則では、信用機関及び金融サービス機関に対して、所定の流動性比率基準を満たすことを要求している（流動性規則 第 2 条）。一方、ドイツ国内での資産保有の義務付けや、国外への回金制限といった措置は特にとられていない。

²⁸⁶ ドイツ国外に本店があり、ドイツ国内で銀行業務や財務サービスを提供する外国銀行支店は、信用制度法上は信用機関、金融サービス機関として扱われる（信用制度法第 53 条）。

なお、EEA 域外に本店がある外国銀行がドイツ国内市場に向けて銀行業務や財務サービスの提供を行う場合には、ドイツ国内に子会社又は支店を設立し、BaFin から信用機関又は金融サービス機関としての認可を取得する（信用制度法第 32 条第 1 項、第 33 条第 1 項、第 58 条第 1 項）。

²⁸⁷ この項の記述は、BaFin, “Merkblatt - Hinweise zur Erlaubnispflicht nach § 32 Abs. 1 KWG in Verbindung mit § 1 Abs. 1 und Abs. 1a KWG von grenzüberschreitend betriebenen Bankgeschäften und/oder grenzüberschreitend erbrachten Finanzdienstleistungen” (April 2005) による。

http://www.bafin.de/SharedDocs/Veroeffentlichungen/DE/Merkblatt/mb_050401_grenzuerschreitend.html?nn=2818474

7. 保険会社に係る組織形態及び各種法制度の概要

(1) 形態の有無（相互会社、共済等）

EU の Directive 2009/138/EC（以下「ソルベンシー II 指令」という）の第 17 条は、その別表 3 (Annex III) で各国ごとに具体的に示された法的形態のどれかを、若しくは、各国の法に基づいて、かつ、保険/再保険を目的とした形態を保険事業者が採用することを要求しており、ドイツの場合は、非生命保険、生命保険ともに

‘Aktiengesellschaft’（株式会社）

‘Versicherungsverein auf Gegenseitigkeit’（共済組合）

‘Öffentlich-rechtliches Wettbewerbsversicherungsunternehmen’（公共保険）

の 3 つの形態をとりうるとしている。

これに対応して、保険業監督法第 8 条では保険機関の採用しうる法的形態として

- 株式会社
- 共済組合
- 公本法に基づく会社及び機関

の 3 つを指定している（保険業監督法 第 8 条）。

(2) 社員総会制度の概要

① 株式会社

先述のように、ドイツでは Aktiengesetz（以下「株式会社法」という）に基づく株式会社が、保険業組織の形態の一つになっている。株式会社の主要な意思決定機関には、取締役、監査役及び監査役会、株主総会がある。

取締役は、1 名でも複数名でもよい（株式会社法 第 76 条 2 項 1 文）。その任期は最長 5 年となっており、個々の取締役は、監査役会において選任される（株式会社法 第 84 条 1 項）。

監査役は、株主総会において選任される（株式会社法 第 101 条 1 項）ほか、従業員数が 500 名以上の会社の場合は、Drittelbeteiligungsgesetz（以下「三分の一参加法」という）、Mitbestimmungsgesetz（以下「共同決定法」という）の規定により、従業員や労働組合からも監査役が選任される。監査役会は、取締役を監督する役割を担う（株式会社法 第 111 条 1 項）ほか、取締役の選解任（株式会社法 第 84 条 1 項）、

取締役の報酬の決定（株式会社法 第 87 条）等の権限を有するが、取締役に対する指導権限は持たない。

1) 株主総会

株主総会の決議事項には、監査役の選任、利益処分、役員の免責、定款変更、資本増加及び減少、会社の解散（株式会社法第 119 条 1 項）に加え、自己株式取得（株式会社法 第 71 条）、企業契約の締結等に関する同意（株式会社法 第 293 条・第 295 条）などがある。

株主総会は、間接的にであれ取締役に対する指図はできないほか、監査役会に対しても指導権限を持たない。

2) 株主総会での提案権

株主総会の議題は取締役会が用意するほか、持株要件（株式資本金の 5%、又は 500,000 ユーロ相当の株式）を満たしている株主は、株主総会における議題の提案及び公告を請求できる（株式会社法 第 71 条）。

3) 株主総会での決議方法

(a) 原則として投票（voted cast）により決議する（株式会社法 第 133 条）。

(b) 書面や電子的手段による参加も可能である（同法 第 118 条 1、2 項）。

4) 決議要件

(a) 通常の決議:特に他の法令による規定がない場合、単純多数(simple majority)による（株式会社法 第 133 条）。

(b) 株主総会で選任された監査役の解任、会社の解散等の重要な決議：議決権総数の 75%以上（同法 第 103 条 1 項、262 条 1 項）。

5) 議決権

株主は、原則として、1 株につき 1 議決権を有する。複数の議決権を定める株式は存在しない（株式会社法 第 12 条）。

② 共済組合（Versicherungsvereine auf Gegenseitigkeit）

共済組合は、相互扶助の原則に基づいてその会員に保険を付与する団体であり、BaFin の認可のもとで、保険業を行う法人格を持つ（保険業監督法 第 171 条）。組合員となるには、組合との間に保険契約を結ぶ必要がある（同法 第 176 条）。

組合の主要機構としての、経営会議、監査役会、最高意思決定機関（組合員総会、又は、組合員の代表者会議）の設立については、組合の定款により定められる（同法 第 184 条）。

1) 最高意思決定機関

共済組合の最高意思決定機関は、組合の定款による定めに応じて、組合員総会、又は、組合員の代表者会議の形式をとる（保険業監督法 第 184 条）。ただし、決議要件や決議方法等、運営上の多くの面で、株式会社法の株主総会規定に準じている（同法 第 191 条）。

2) 最高意思決定機関での提案権

最高意思決定機関の議題は経営会議が用意する（保険業監督法 第 191 条、株式会社法 第 121 条）。

3) 最高意思決定機関での決議方法

株主総会の規定に準拠して、原則として投票（voted cast）により決議する（保険業監督法 第 191 条、株式会社法 第 133 条）が、書面や電子的手段による参加も可能（保険業監督法 第 191 条、株式会社法 第 118 条 1、2 項）である。

4) 最高意思決定機関での決議要件

株主総会の規定に準拠している。

(a) 通常の決議については単純多数（simple majority）により決議される（保険業監督法 第 191 条、株式会社法 第 133 条）。

(b) 最高意思決定機関で選任された監査役の解任は、75%以上の多数で決議される（保険業監督法 第 189 条、株式会社法 第 103 条 1 項）。

また、定款の変更、組合の解散等の重要な決議については、議決権総数の 75%以上が必要となる（保険業監督法 第 195 条、199 条）。

5) 議決権

最高意思決定機関の設立様態を含め、組合の定款により定められる（保険業監督法 184 条）。

(3) 商品認可制度の概要

EU の指令では、損害・生命保険とも、保険契約条件、保険掛け金額及びその算出方法、

使用書式等に関して事前認可・通知を要求してはならないとしている（詳細は EU の項を参照）。これに沿って、ドイツでも保険業監督法を含む保険関連規制には、事前の承認認可制度は存在しない。

ただし BaFin は、保険の契約内容や掛金率を含む、保険会社のすべての事業活動情報及び事業文書を徴求する権限を有する（保険業監督法 第 305 条）。

（４）生損保兼業の可否

保険業監督法第 8 条において、生命保険事業又は健康保険事業は、それ自身以外の種類の保険事業との兼業を明確に禁じられている。

しかし、保険会社の持ち株会社の事業内容に関しては規制がないため、親会社又は子会社を使って、グループとして生命保険と損害保険等を兼業することは実際に可能である（例：Alliantz グループ）²⁸⁸。

²⁸⁸ 「ドイツ生命保険業における規制と規制緩和」
http://www.gakushuin.ac.jp/univ/eco/gakkai/pdf_files/keizai_ronsyuu/contents/3601/3601-16koyama,tezuka.pdf

8. FinTech に関する施策及び規制状況等

(1) 政府・中央銀行の施策（法的対応を含む）

2016年12月、ドイツ連邦財務省は国内の FinTech 市場に関する報告書をまとめ公開した²⁸⁹。その主な内容として挙げられているのは、以下の点である。

- ドイツには 433 社の FinTech 企業が存在し、うち 346 社が活動中
- 2015 年のドイツ国内での FinTech 市場の規模は約 22 億ユーロ。うち、2.7 億ユーロがクラウドファンディング分野、3.6 億ユーロが資産管理分野である
- 2015 年には、約 120 万人のドイツ人が資産管理目的で、独立した資産管理システムを利用した
- FinTech 市場は、2020 年には 580 億ユーロ規模にまで伸長し得ると予想する
- 約 9 割の金融機関は、FinTech 企業とすでに協業済みか、今後の協業を模索している
- 現状では、FinTech 産業はドイツ経済に対してシステミックなリスクの要因とはなっていないが、今後の当該産業の成長次第では、リスク要因となりうる
- 欧州の FinTech 市場規模では、ドイツは英国に次ぐ第二位の位置にある

報告書は上記の調査結果を受けて、今後の規制環境が FinTech 産業の将来を左右する大きな要因となるであろうこと、その急成長を注意深く見守る必要があること、場合によっては規制による介入が必要となりうる可能性等を指摘している。

FinTech のうち、中間的業者に関する規制については、次節を参照のこと。

(2) 「中間的業者」に関する規制状況・検討状況

2017年2月時点では、ドイツにおいて中間業者に対する具体的規制は存在せず、2018年1月13日以降に、EUの第2次決済サービス指令による義務・規制が課されることになる。ドイツ政府は、2017年2月に、その指令の国内法化のための国内法案を連邦理事会に提出した。同法案はそこで意見が付されたのちに、連邦議会で審議されることとなる。第2次決済サービス指令に伴う規制内容とその施行時期の詳細についてはEUの項を参照のこと。

²⁸⁹ http://www.bundesfinanzministerium.de/Content/EN/Standardartikel/Topics/International_affairs/Articles/2016-12-13-FinTech.html

また、2016年には連邦カルテル庁（Bundeskartellamt）が、現状でのドイツ銀行業界の「インターネットバンキングにおいて、顧客がPIN（個人識別番号）及びTAN（取引認証番号）を非銀行業者（中間的業者である決済指図伝達サービス提供者を含む）の支払いシステム上で利用してはならない」との慣行規則を、決済サービス市場における新規の革新的サービスの提供を妨げるものとして違法であるとの判定を下した。

V. 資料

1. 検査・監督機関の概要（ECBの概要についてはEUの記述を参照のこと）

	連邦金融監督機構（BaFin）	ドイツ連邦銀行（Bundesbank）	金融安定化委員会
設立	・2002年	・1957年	・2013年
組織形態	・法人格を持つ連邦機関	・法人格を持つ連邦機関	・連邦財務省に設置
組織の長	・総裁 ・財務大臣の承認が必要	・総裁 ・連邦政府の指名に基づき、大統領が任命	・議長 ・連邦財務省の代表のうち1名が務める
監督対象金融機関	・信用機関 ・金融サービス機関 ・一部の保険会社	・信用機関 ・金融サービス機関	・なし
権限	・認可 ・監督（リスク評価、監督上の措置の決定、検査実施の命令） ・市場規制 ・規制制定（連邦財務省から委任を受けたもの） ・破綻処理	・監督（定常的なモニタリング、検査の実施）	・マクロ・プルーデンス監督
職員数	・2,577名（2015年末）	・9,636名（2015年末）	・独自の職員はいない
財源	・監督対象機関からの賦課金	・中央銀行業務による収入が主	・独自の予算はない
事務所	・本部：フランクフルト（証券監督を担当） ボン（銀行監督、保険監督を担当） ・地方支部：なし	・本部：フランクフルト ・地方支部：9 ・支店：35	—
他の組織との連携性	<ul style="list-style-type: none"> ・信用機関、金融サービス機関の監督は、BaFinとドイツ連邦銀行と共同で実施 — 定常的なモニタリングはドイツ連邦銀行が実施 — BaFinはリスク評価を行ない、監督上の措置を決定 — BaFinが検査実施を命令。ドイツ連邦銀行は、BaFinからの委託により検査を実施する場合もある。 		・BaFin、ドイツ連邦銀行の代表がそれぞれ参加

2. ドイツの金融規制

		銀行	証券	保険
法規制		信用制度法		保険業監督法
業務規制		○免許制(BaFin) 法律により規定	○免許制(BaFin) 法律により規定	○免許制(BaFin) 法律により規定 免許制(州当局) 法律により規定
相互参入	単体	一定規模以上の自己勘定取引業務は別会社(金融取引機関)での実施を義務付け		他業禁止規定あり 生・損保兼業禁止規定あり
	持株・子会社方式	金融コングロマリットとして銀行・証券と保険のグループ化可能		
健全性規制		○自己資本規制 EU規則を直接適用	○自己資本規制	○ソルベンシー・マージン規制 所定の必要額以上のソルベンシー・マージン(広義の自己資本)の維持 (基準額および算出方法はEU指令に従った財務省の法規命令で規定)
		○大口信用規制 EU規則を直接適用	○大口信用規制	○資産運用規制 法律の根拠規定(EU指令等)に基づき、財務省の法規命令により規定
				○保証積立金 ソルベンシー・マージン必要額の1/3を保証積立金とし、保険種別ごとに設定された最低限度額以上の保持を義務付け (法律の根拠規定(EU指令等)に基づき、財務省の法規命令により規定)

(凡例) 太線 : EU 法、二重線 : ドイツ法、実線 : 法規命令

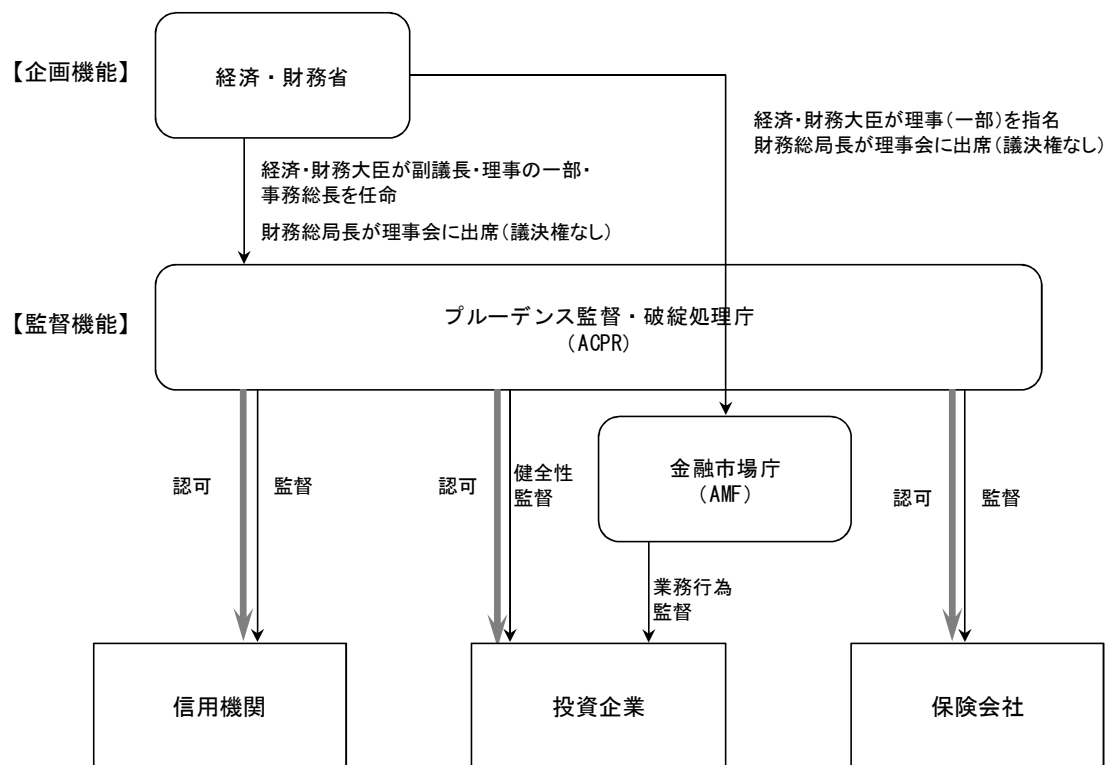
フランス

フランスの金融制度

I. 概要

1. フランスの金融監督体制

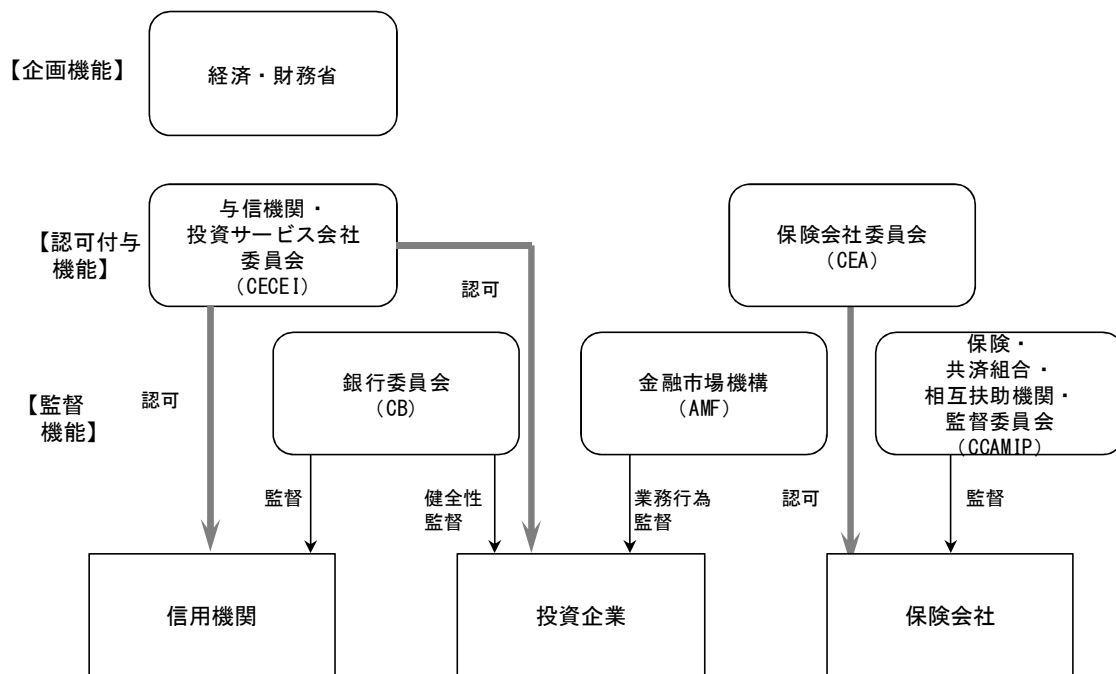
図表 仏-1 金融監督体制図



(出所)「諸外国における金融制度の概要」(平成 26 年 3 月)

2. 金融監督体制の変遷

図表 仏-2 プルーデンス監督庁²⁹⁰創設（2010年）以前の金融監督体制



（出所）「諸外国における金融制度の概要」（平成 26 年 3 月）

²⁹⁰ プルーデンス監督・破綻処理庁の前身である監督機関。

3. 金融監督機関の人員数

図表 仏-3 金融監督機関の人数

(単位：人)

監督機関名	職員数	監督・国際部門	
		検査・監督部門	国際部門
プルーデンス 監督・破綻処理庁 (ACPR)	1,065	NA	NA
金融市場庁 (AMF)	468	NA	NA

※プルーデンス監督・破綻処理庁は、前身のプルーデンス監督庁の職員数（2015 年末現在）。
金融市場庁については、2015 年平均。

(出所) ACPR Annual Report 2015, p25-27、AMF ウェブサイト

4. 金融監督機関の本部と地方支部

図表 仏-4 本部と地方支部

監督機関名	本部			地方支部局		
	所在地	職員数	予算	設置数	職員数	予算
プルーデンス 監督・破綻処理庁 (ACPR)	パリ	NA	NA	NA	NA	NA
金融市場庁 (AMF)	パリ	NA	NA	NA	NA	NA

(出所) ACPR Annual Report 2015, p25-27、AMF ウェブサイト

Ⅱ．金融制度及び検査監督

1．金融機関の種類

(1) 信用機関 (Les établissements de crédit)

職業として銀行業務 (opération de banque) を行う法人を「信用機関」という (通貨金融法典²⁹¹L511-1 条)。

銀行業務とは、以下のものを指す (通貨金融法典 L311-1 条)。

- 公衆の資金の受取り
- 貸付業務
- 支払サービス業務

また、信用機関は銀行業務に付随する業務として、以下の業務を行うことができる (通貨金融法典 L311-2 条、L-511-3 条)。

- 両替 (為替) 取引
- 金・貴金属・硬貨に関する取引
- 有価証券及び全金融商品 (produit financier) の分売・引受・購入・管理・保管・販売
- 資産管理に関する助言及び援助
- 資産管理、金融エンジニアリング、企業の設立及び成長に資するあらゆる役務に関する助言及び支援
- リース取引を行うことが認められた企業に対する不動産又は動産の単純賃貸借
- 支払サービス業務
- 電子マネーの発行と管理

信用機関は、以下の①～⑤に分類される。

① 銀行 (Banque)

銀行は、すべての銀行業務を行うことができる。なお、要求払預金、及び期間 2 年以内の定期預金の受入は、銀行、相互・協同組織銀行 (下記②)、市町村信用金庫

²⁹¹ Code monétaire et financier

(下記③)にのみ認められている(通貨金融法典 L511-9 条)。

② 相互・協同組織銀行 (Banque Mutualiste ou Coopérative)

相互・共同組織銀行は、個別の法令による制約がない限り、要求払預金及び期間 2 年以内の定期預金の受入を含め、すべての銀行業務を営むことができる(通貨金融法典 L511-9 条)。

相互・協同組織銀行には、以下のものがある。

1) バンク・ポピュレール (Banque Populaire)

商工業者・専門職業人の事業性取引しか対象としてはならないが、会員及び相互保証会社の保証する取引は実行できる。預金は、個人、法人でも組合でも受け入れることができる(通貨金融法典 L512-2 条)。

バンク・ポピュレールの中央金庫は、公務員、サラリーマン、自営業者に対する貸付を集中管理するほか、傘下機関の執行役及び定款の認可権、系統全体の戦略立案権、余裕資金の調整義務などを法律で与えられている(通貨金融法典 L-512-107 条)。

2) クレディ・アグリコル (Crédit Agricole)

原則として農業従事者等を会員とするが、銀行取引をした相手を会員とする定款をおくことができる(通貨金融法典 L512-22 条)。

クレディ・アグリコルの中央金庫は、地域金庫の理事の任命の認可権及び解任権を有する。理事は中央金庫の許可を得ずに商工業に従事したりアルバイトをしたりしてはならない(通貨金融法典 L512-40 条)。中央金庫には、加盟機関の検査・監督権が与えられている(通貨金融法典 L512-51 条)。

3) クレディ・ミューチュエル (Crédit Mutuel)

いかなる個人又は法人からも預金の受入を行うことができ、会員でない第三者に対しても、定款の定める範囲内において、銀行サービスを提供することができる(通貨金融法典 L.512-55 条)。

中央機構は、クレディ・ミューチュエル全国連合会であり、傘下の機関を組織・技術・財務の面で監督する(通貨金融法典 L.512-56 条)。

4) クレディ・ミューチュエル・アグリコル・エ・ルーラル (Crédit Mutuel Agricole et Rural)

クレディ・アグリコルに対する規定が準用されるが、中央機構は、クレディ・

ミューチュエル全国連合会である（通貨金融法典 L-512-60 条）。

5) ソシエテ・コオペラティフ・ド・バンク（Société Coopérative de Banque）

いかなる個人又は法人からも預金の受入を行うことができるが、貸付の 80%以上は、会員、会員の傘下会員、協同組合組織、相互組織、保険法典の適用を受ける相互組織、非営利組織、公的機関、又は準公的機関に対するものでなければならぬ（通貨金融法典 L512-63 条）。

6) クレディ・マリテーム・ミューチュエル（Crédit Maritime Mutuel）

海洋漁業用の信用組合である。会員のためにすべての銀行業務を営むことができ、いかなる者からでも預金や証券の受入を行うことができる（通貨金融法典 L512-68 条）。海洋漁業担当大臣の方針に従うとともに通貨金融法典の特別規程に服する。

7) ケス・デパルニュ（Caisse d'épargne）

あらゆる銀行業務を行うことができる（通貨金融法典 L512-88 条）。単体貯蓄銀行、地域貯蓄組合、全国貯蓄銀行連盟、及び持株会社により構成されるネットワークを持つ（通貨金融法典 L512-86 条）。

③ 市町村信用金庫（Caisse de Crédit Municipal）

地域における公的貸付及び福祉機能を担う信用機関である。他の信用機関との取引、個人及び法人からの資金の受入、支払手段の提供、及び銀行業務に付随する業務を行うことができる（通貨金融法典 L514-1 条）。

④ 金融会社（Société de Financement）

当局より認可された範囲の銀行業務のみを行うことができる。また、経済大臣が定める条件に基づいて二次的に認可を取得しない限り、要求払預金及び期間 2 年未満の定期預金を公衆から受け入れることができない（通貨金融法典 L515-1 条）。

リース会社、相互保証会社、不動産金融会社、住宅金融会社などが該当する。

(2) 投資企業 (Entreprises d'investissement)

投資企業とは、信用機関以外のもので職業として投資サービスを提供する法人をいう (通貨金融法典 L531-4 条)。

「投資サービス」とは、金融商品を対象とする以下の活動からなる (通貨金融法典 L321-1 条)。

- ❑ 他人勘定のための注文の受付及び伝達 (媒介)
- ❑ 他人勘定のための注文の執行 (代理)
- ❑ 自己勘定取引
- ❑ 他人勘定のためのポートフォリオ管理
- ❑ 投資に関する助言
- ❑ 引受 (la prise ferme) ・保証付きの売出 (le placement garanti)
- ❑ 保証なしの売出 (le placement non garanti)
- ❑ 多角的売買システム²⁹²の運営 (l'exploitation d'un système multilatéral de négociation au sens de l'article L. 424-1)

「金融商品 (instruments financiers)」とは、以下のものを指す (通貨金融法典 L211-1 条)。

- ❑ 有価証券 (titres financiers)
 - ・ 株式会社の発行した資本性証券
 - ・ 負債性証券 (ただし商業手形、貯蓄債券 (bons de caisse) を除く)
 - ・ 集合投資スキーム (投資信託等) の持分又は株式
- ❑ 金融先物契約 (contrats financiers)
金融先物契約にあたる金融商品については、デクレ²⁹³で定める。

投資企業は、投資サービス、及び投資サービスに付随するサービス (後掲) を行うことができる。これ以外の活動を業として行うには、経済担当大臣の定める条件の範囲内で行わなければならない (通貨金融法典 L531-7 条)。

投資サービス付随サービスとは以下の活動からなる (通貨金融法典 L321-2 条)。

- ❑ 金融商品の保管及び管理
- ❑ 金融商品に係る取引を実行しようとする投資者が当該取引を実行できるよう信用又は貸付を供与すること (信用取引の際に与える信用)
- ❑ 企業財務や買収・合併等に関するコンサルティング

²⁹² 金融商品の取引を実行するために、所定の運営規則に従って、複数の第三者間での金融商品の売り買いを組み合わせる規制市場以外のシステムをいう (通貨金融法典 L424-1 条)。

²⁹³ デクレについては、フランス II 3 (2) 行政命令を参照のこと。

- ❑ 投資調査、財務分析、又は金融商品の取引に関する全般的な推奨
- ❑ 金融商品の引受に関連するサービス
- ❑ 投資サービスの供与に付随する外国為替サービス
- ❑ 投資サービスや付随サービスの供与に関連して提供される、金融先物の原資産の取引に係る投資サービスや付随サービスに類似する活動
- ❑ 信用格付業務

(3) 保険会社

国家による監督の対象となる保険会社は、以下に該当するものである（保険法典 L310-1 条）。

- ① 直接保険の形式で、人の生命の持続に依拠して執行される契約を結ぶ企業、結婚又は出産の場合につき一定金額を給付する旨を契約する企業、又はカピタリザシオン²⁹⁴の一覧払貯金を募集しかつその目的のために契約を締結する企業
- ② 直接保険の形式で、事故及び疾病による傷害のリスクをカバーする企業
- ③ 直接保険の形式で、救助役務を含むその他のリスクをカバーする企業

(4) 投資運用業者

フランスで投資運用業者に相当する事業者は、ポートフォリオ管理会社（Sociétés de Gestion de portefeuille, SGP）と呼ばれ、通貨金融法典では以下のように定義されている。

ポートフォリオ管理会社とは、主たる業務として、他人勘定のためのポートフォリオ管理、又は 1 つ以上の集団投資スキームを運用する投資企業のことをいう（通貨金融法典 L532-9 条）。

²⁹⁴ 資本貯蓄を目的として、拠出金の一時払込み又は定期払込みにより一定期日に一定額の資金を給付する契約。危険担保を目的としないため保険ではないが、国家の監督下にある保険企業によって営まれる。

（三好義之助「フランス保険市場の動向」『同志社商学』第 47 巻第 3・4 号（1996 年 1 月））

(5) 投資助言業者

投資助言業者とは、以下のサービスを業務として営む個人及び法人をいう（通貨金融法典 L541-1 条）。

- ① 投資助言
- ② （抹消）
- ③ 投資サービスと関連する助言
- ④ 様々な金融資産の取引執行に関連する助言

2. 金融監督機関

(1) プルーデンス監督・破綻処理庁

2010年3月9日に、フランスの銀行部門及び保険部門の監督を行う独立行政機関 (autorité administrative indépendante) としてプルーデンス監督庁 (Autorité de Contrôle Prudentiel, ACP) が設立された。

プルーデンス監督庁は、2013年7月に改組され、プルーデンス監督・破綻処理庁 (Autorité de Contrôle Prudentiel et de Résolution, 以下「ACPR」という) となった。

① 根拠法令

ACPR については、通貨金融法典第6編第1章第2節 (L612-1条～L612-50条) に規定がある。

② 目的

ACPR は、金融システムの安定の維持、及びその監督対象である者の顧客、保険契約者、加入者、並びに受益者の保護を目的としている (通貨金融法典L612-1条I)。

③ 業務内容

ACPR は、監督対象である金融機関等に対し、以下の業務を実施する (通貨金融法典L612-1条II)。

- 法令に従って免許や認可を付与すること
- 監督対象機関の財務状況や営業状況について継続的な監督を実施すること
- 顧客保護を目的とする規則の遵守状況を監督すること
- 金融危機の予防と破綻処理対策の開発と実施

ACPR の監督対象となる者の範囲は、以下のとおりである (通貨金融法典L612-2条)。

- 銀行部門、支払サービス部門、投資サービス部門
 - 1) 信用機関
 - 2) 投資企業 (ただし、投資運用業者 (ポートフォリオ管理会社) を除く)、規制市場の運営管理会社、清算機関の会員、金融商品の保護預かり及び管理業務を行う者

- 3) 支払機関
- 4) 金融持株会社及び混合金融持株会社
- 4の2) 金融会社を傘下に持つ混合金融持株会社
- 5) 両替業者
- 6) マイクロクレジットを提供する組合・基金
- 7) 政府との契約に基づき、雇用促進のための活動を行う法人
- 8) 電子マネー機関
- 9) 金融会社

なお、ACPR は、銀行取引及び支払サービスに係る仲介業者も監督下におくことができる。

□ 保険部門

- 1) 直接保険の形式で保険業務を行う保険会社
- 2) 再保険業務を行う、フランス国内に本社を持つ会社
- 3) 相互保険会社及び組合、連邦保証システムの管理を行う組合、相互保険持株会社
- 4) 相互保険会社及び組合の代理として保険契約や保険金の支払を管理する相互保険会社及び組合（反資金洗浄規制、及び宝くじ・賭博規制に関連する範囲に限り監督を実施）
- 5) 共済機関・組合・集団
- 6) 保険会社グループ、混合保険会社グループ
- 7) 賃料リスクをカバーする保証基金
- 8) 保険リスクを包含する証券化ビークル

また、ACPR は以下の者についても監督下におくことができる。

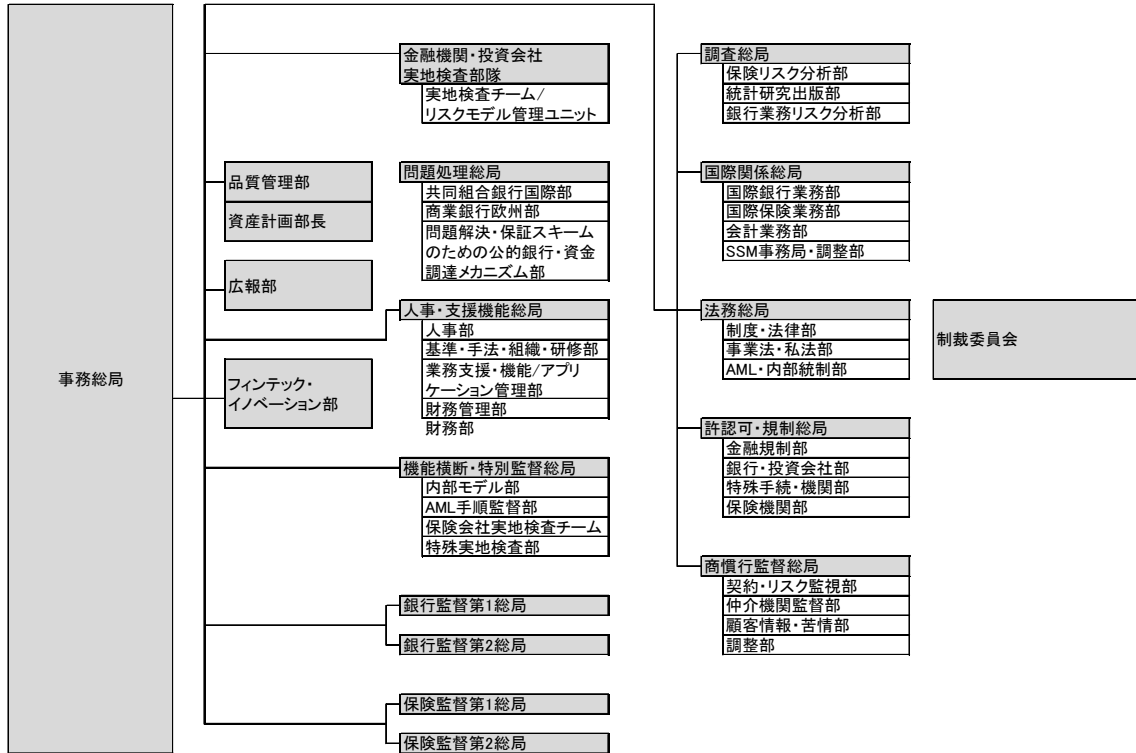
- 1) 保険業務を行う企業から保険の引受又は管理業務を行う、あるいは集団保険契約の引受を行うことの承認を受け、保険や再保険の仲介業務を行っている個人又は法人
- 2) 直接又は間接に、相互保険会社（組合）と、その代理として保険契約や保険金の支払を管理する相互保険会社及び組合とを仲介する個人又は法人
- 3) 銀行取引や支払サービスの仲介者

④ 組織

2017年2月1日の組織図は以下のとおりである。

図表 仏-5 ACPRの組織図

(2017年2月1日時点)



(出所) ACPR, ウェブサイトより作成

⑤ 職員数

ACPR の職員数は下表のとおりである。

図表 仏-6 ACPR の職員数
(2015 年末現在)

(単位：人)

		職員数	比率
全職員		1,065	100%
うち	検査に従事する職員	NA	60%
	銀行部門の監督	NA	36%
	保険部門の監督	NA	16%
	業務行為の監督	NA	8%
	ライセンス供与	NA	6%
	部門横断業務(法務・国際関係・調査等)	NA	24%
	サポート部門	NA	9%
	事務総局	NA	1%

※各部門の職員数は公表されておらず、比率のみ公表されている

(出所) ACPR, 2015 Annual Report

⑥ 予算規模・予算源

ACPR は、財政的に自立しており、監督対象金融機関への賦課金、前年度からの繰越金、フランス銀行からの付加的な割当金を収入源とする(通貨金融法典 L612-18 条)。

図表 仏-7 ACPR の予算規模・予算源
(2015 年、実績)

(単位：100 万ユーロ)

		金額
収入		189.8
	うち、監督対象機関からの賦課金	188.3
	その他の収入	1.5
支出		189.7

(出所) ACPR, 2015 Annual Report

(2) 金融市場庁

金融市場庁 (Autorité des Marchés Financiers、以下「AMF」という) は、2003年に法人格を持つ独立行政機関として設立され、フランスの金融市場の参加者及び商品の規制を行っている²⁹⁵。

① 根拠法令

AMF については、通貨金融法典第 6 編第 2 章 (L621-1 条～L621-35 条) に規定がある。

② 目的

AMF は、以下の目的のために規制を実施する (通貨金融法典 L621-1 条)。

- 金融商品への投資の保護
- 投資家への適切な情報開示の確保
- 金融市場の秩序ある運営

③ 業務内容

AMF は、以下の業務を行う権限を与えられている。

- 規則 (金融市場庁総合規則) の制定 (通貨金融法典 L621-7 条、L621-8 条)
- 市場参加者及び金融商品の認可、情報開示の規制
 - ・ 市場及び市場インフラ
 - － 規制市場の規則の承認 (金融市場庁総合規則 511-1 条～511-13 条)
 - － 市場インフラ (清算機関、決済システム運営業者、証券決済機関など) の運営規則の承認 (通貨金融法典 L621-7 条)
 - － 市場インフラにおいて、取引の監視や会員の監督に従事する者への職務許可の発行 (通貨金融法典 L621-7 条)
- 上場企業等の証券発行者
 - ・ 有価証券等規制市場を通じた資金調達手段の公開発行の認可 (通貨金融法典 L621-7 条第 1 項)
 - ・ 投資信託等金融商品の発行認可 (通貨金融法典 L214-3 条)

²⁹⁵ この項の記述は、特に注記のない限り、AMF, “Facts & Figures 2012”

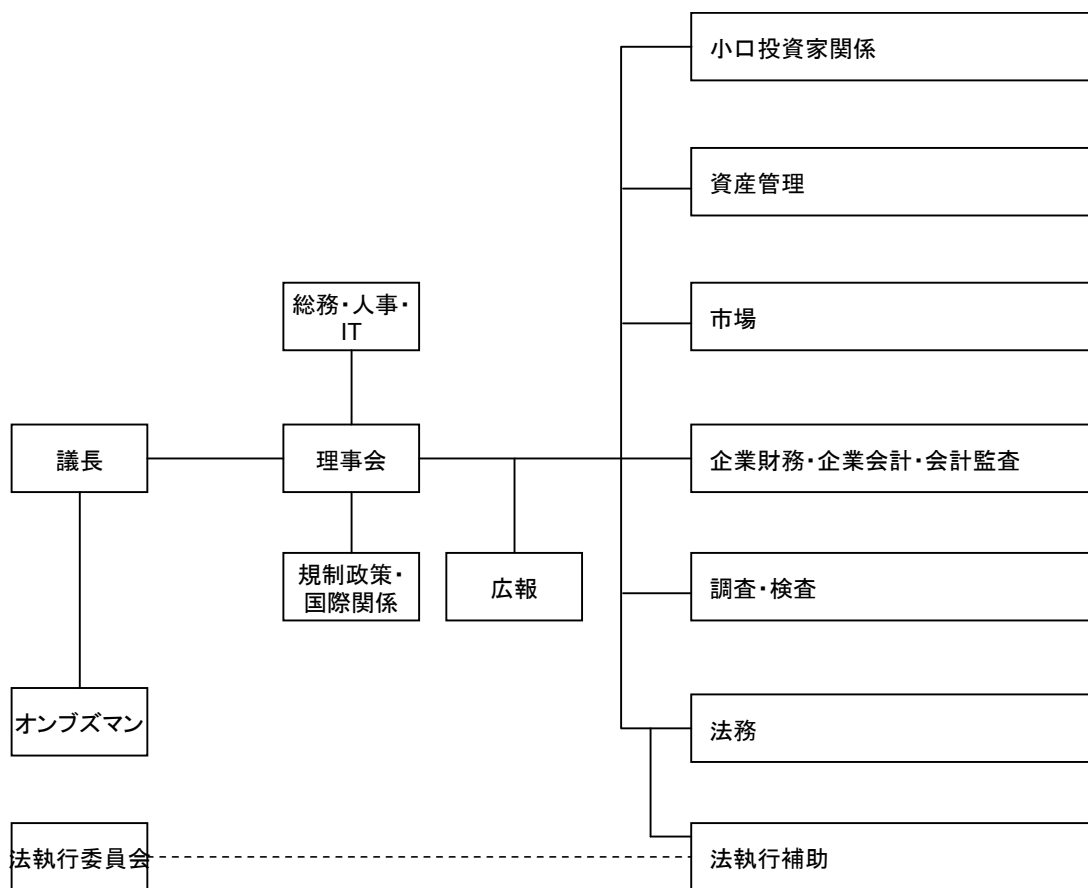
(http://www.amf-france.org/en_US/Publications/Rapports-annuels/Faits-et-chiffres/Derniers-publies.html) 並びに金融市場庁ウェブサイト (<http://www.amf-france.org>) による。

- ・ 投資家への情報開示に係る規制の実施（金融市場庁総合規則 211-1 条～216-1 条）
- 金融サービス専門職
 - ・ ポートフォリオ管理業者の認可（通貨金融法典 L532-9 条、金融市場庁総合規則 311-1 条～311-3 条）
 - ・ 投資企業の業務プログラムについて、ACPR への意見の発出（金融市場庁総合規則 311-9 条）
 - ・ 投資企業、投資運用業者のトレーダー、決済担当者、内部管理担当コンプライアンス・オフィサー、アナリストに、職務許可の発行（金融市場庁総合規則 313-29～313-47 条）
 - ・ 金融投資アドバイザーの職能団体の認可（金融市場庁総合規則 325-14 条～325-25 条）
- 集団投資商品
 - ・ 集団投資商品（集団投資スキーム、投資ファンドなど）の組成及び投資家への販売の認可に関する規則（通貨金融法典 L621-7 条第 5 項）
 - ・ 集団投資商品（集団投資スキーム、投資ファンドなど）の組成及び投資家への販売の認可（通貨金融法典 L214-35 条、金融市場庁総合規則 411-1 条～411-19 条）
- 市場及び市場参加者を監督、監視し、調査や検査の実施（通貨金融法典 L621-9 条、金融市場庁総合規則 142-1 条～144-4 条）
- 規制への違反の処分（通貨金融法典 L621-13 条～L621-17-7 条）
- 当事者からの要請に基づき、小口投資家と投資サービス提供者又は上場会社との紛争解決の斡旋（通貨金融法典 L621-19 条）

④ 組織

AMF の組織図は以下のとおりである。

図表 仏-8 AMF の組織図



(出所) AMF, Facts & Figures 2012

⑤ 職員数

AMF の職員数は下表のとおりである。

図表 仏-9 AMF の職員数
(2015 年平均)

(単位：人)

		職員数
全職員		468
うち	検査に従事する職員	NA
	国際部門の職員	NA

(出所) AMF ウェブサイト

⑥ 予算規模・予算源

AMF は財政的に自立している。AMF の予算は事務局からの提案に基づき、理事会が決定する (通貨金融法典 L621-5-2 条)。

図表 仏-10 AMF の予算規模・予算源
(2015 年、実績)

(単位：100 万ユーロ)

	金額
収入	101.51
支出	90.49

(出所) AMF ウェブサイト

(3) 金融安定化高等評議会

金融安定化高等評議会（Haut Conseil de Stabilité Financière、以下「HCSF」という）は、フランスにおけるマクロ・プルーデンス監督機関である²⁹⁶。

マクロ・プルーデンス監督を担う機関として、2010年に金融規制・システムミック・リスク理事会（Conseil de Régulation financière et du Risque Systémique、Corefris）が創設されたが、2013年7月26日付法2013-672号（Loi de Séparation et de Régulation des Activités Bancaires：以下「銀行業務の分離及び規制に関する法」という）により「金融安定化高等評議会」に改称された。

こうした中、HCSFは、金融機関に対して直接、自己資本に関する義務を課すことができるようになるなど、権限が強化されることとなった。

① 根拠法令

HCSFについては、通貨金融法典第6編第3章第1節のL631-2条～L631-2-3条にて規定されている。

② 目的

HCSFは、安定確保と経済成長への持続的な貢献の観点からフランス金融システム全体の監督を行う（通貨金融法典L631-2-1条）。

③ 業務内容

理事会は、マクロ・プルーデンス政策を定義し、次の業務を実行する（通貨金融法典L631-2-1条）。

- 1) 各EU加盟国の金融政策機関との協力と情報の交換を行う。
- 2) セクターの状況や金融市場に起因するシステムミック・リスクの性質及び程度を特に、関連する欧州の金融機関の意見や提言を考慮して、識別・評価する。ACPRとAMFは、この目的のために、職務上の機密情報を理事会に提供することができる。
- 3) すべてのシステムミック・リスク及び財政の安定に対するすべての脅威を警告する見解又は勧告を表明する。理事会はその見解又は勧告を公開することができる。
- 4) フランス中央銀行総裁の提案に基づき、過度の信用成長を回避、金融制度の不

²⁹⁶ 本項の記述は、特に注釈のない限り、HCSFウェブサイトに基づく。

<https://www.tresor.economie.gouv.fr/corefris>

安定化より高まったリスクについて警告するために、信用機関、投資会社、市場運営会社、手形交換所会員、金融手段の管理・保管業者に、経済担当大臣が発布する流動化、支払能力及び財務構造のバランス等を規定するアレテ²⁹⁷による管理規準よりもさらに強制的な自己資本に関する義務を課することができる。

- 5) フランス中央銀行総裁の提案に基づき、あらゆる性質の資産価格の高騰や経済主体の過度の負債の動きの出現を防ぐために、信用機関及び保険会社による信用供与の条件を定めることができる。
- 6) フランスの金融の安定を脅かすシステムミック・リスクの防止のため必要な措置の採用を推薦する見解を、管轄する欧州各国の規制当局に対して発することができる。
- 7) 金融セクターに適用される国際基準、欧州基準の発展のため、その加盟各国の規制当局間の連携を容易にし、この問題に関する見解を発することができる。

④ 組織

1) 理事

HCSF は、以下の 8 名の理事により構成される（通貨金融法典 L631-2 条）。

- 経済担当大臣（議長）
- フランス銀行総裁
- ACPR 議長（ACPR 副議長がこれを補佐する）
- AMF 議長
- フランス会計基準局（Autorité des Normes Comptables）議長
- 上下院議長、経済担当大臣が任命する金融政策、金融業務、経済分野の専門家 3 名（任期は 5 年）

⑤ 職員数

HCSF は、独自の組織を持たず、独自の予算を持っていない。

⑥ 予算規模・予算源

HCSF は、独自の組織を持たず、独自の予算を持っていない。

²⁹⁷ アレテについては、フランス II 3（2）行政命令を参照のこと。

3. 金融制度の企画立案・規則制定の仕組み

(1) 法律

国会で制定される法規 (loi)。国会の議決で内容が確定し、大統領の審署で官公庁を拘束し、公布により国民を拘束する。

(2) 行政命令

命令 R (règlement レグルモン)： フランスと日本との大きな違いは、第五共和制以降、執行権 (行政) は、法律事項として国会の立法権に属することについては、法律に基づく従属命令を、立法権に属さないことについては、法律に基づかない命令事項を制定できることとなっている。

また、命令は、政令 D (décret、以下、デクレと言う)、省令 A (arrêté、以下、アレテと言う) があり、制定者によって名称が異なる。大統領や首相の制定するものはデクレ、大臣や知事の制定するものをアレテと呼ぶ。

なお、デクレは、「国务院の議を経たデクレ」は、「国务院のデクレ」とも称され、デクレ制定の際、国务院 (法務局・行政裁判所に相当する) の担当部の意見を徴することが義務付けられるものである。

金融機関に関する行政命令は経済担当大臣に、以下の事項に関し、制定権が与えられている。

① 信用機関に対する以下の事項 (通貨金融法典 L611-1 条)

- 1) 最低資本金額
- 2) 信用機関又は財務機関への資本参加の取得・増加・譲渡の条件
- 3) 店舗設置条件
- 4) 当該機関が資本参加を行うための条件
- 5) 信用機関が行うことのできる取引に係る条件 (特に対顧客関係及び競争条件に関するもの)
- 6) 共通業務組織 (相互・協同組織銀行の中央機構が持つ総務機能や支店統括機能等のこと)
- 7) 信用機関が遵守すべき行為規範 (特に流動性・支払能力・財務構造均衡の確保のための) 及び連結ベースでの規制 (親会社がフランス外にあるときを含む)
- 8) 権限ある当局に対する計算書類及び情報の開示

- 9) 信用供与を行う手段及び規制(ただし欧州中央銀行制度の任務に矛盾しないようにする)
 - 10) 預金者保護に関する規制
 - 11) 経理組織、管理会計メカニズム、情報分野の安全性、内部監査手続に適用される規制
- ② 支払機関に対する最低資本金、認可要件の変更など(通貨金融法典 L611-1-1 条)
 - ③ 支払機関の代理人に対する適格性要件、登録手続き(通貨金融法典 L611-1-2 条)
 - ④ 投資サービス業者、市場の運営管理会社、金融商品の清算業者、金融商品の保護預かりや管理を業とする者に対する以下の事項(通貨金融法典 L611-3 条)
 - 1) 最低資本金額
 - 2) 信用機関が行うことのできる取引に係る条件(特に対顧客関係及び競争条件に関するもの)
 - 3) 共通業務組織(相互・協同組織銀行の中央機構が持つ総務機能や支店統括機能等のこと)
 - 4) 信用機関が遵守すべき行為規範(特に流動性・支払能力・財務構造均衡の確保のための)及び連結ベースでの規制(親会社がフランス外にあるときを含む)
 - 5) 権限のある当局に対する計算書類及び情報の開示
 - 6) 預金者の保護に関する規制
 - ⑤ 銀行取引、支払サービス、貯蓄商品、グループ生命保険の販売勧誘を行う者に対する業務行為規則(通貨金融法典 L611-3-1 条)

なお、経済担当大臣は、銀行部門、投資サービス部門、保険部門に関する行政命令を制定するにあたり、金融法規審議会(Comité Consultatif de la Législation et de la Réglementation Financières, CCLRF)に意見を求めなければならない(通貨金融法典 L614-2 条)。

(3) 行政規則

行政規則(règlement d'administration publique, RAP)は、施行令に相当するもので、法律の授權を受けて国務院の議を経て制定する。

金融分野では、AMF に対し、金融商品取引や市場に関する行政規則の制定権が与えられている(通貨金融法典 L621-6 条)。

(4) 法典

法典 (code) は、法律及び行政命令を体系的に編纂したものである。法典では条番号が、法令の種類 (法律 L、施行令 R、省令 A)、編・章・節から始まる番号で構成されている (なお、本章での参照条文では、原則として法典における条番号を使用している)。

銀行・証券・保険については、通貨金融法典 (code monétaire et financier)、保険法典 (code des assurances) が基本法典である。相互協同組合組織については、相互組織法 (code de la mutualité) も関係し、保険については社会法典も関係する。

4. 免許付与等

(1) 信用機関

欧州単一監督メカニズム (SSM) のフレームワーク規制に従い、2014年11月4日より、銀行免許の付与・更新・取消、株主構成の大きな変動については、通貨金融法典の規定に基づいて ACPR が審査のうえ、その結果を案として ECB に提出する。ECB は ACPR の提案内容をベースに EU の規定をレビューしたうえで決定する。決定内容は、免許付与については ACPR に通知されるが、その他は ECB から申請者に対し直接通知される²⁹⁸。

① 免許付与

1) 免許 (agrément)

信用機関は、活動を始める前に ACPR から免許を得なければならない (通貨金融法典 L511-10 条)。

2) 免許付与要件

ACPR は、申請者が以下の各要件を満たすか、又は、法的形態が信用機関としてふさわしいかを確認した上で免許を付与する。

- 資本金要件 (通貨金融法典 L511-11 条)
- 統治機構に関する要件 (通貨金融法典 L511-13 条)
- 純資産要件 (通貨金融法典 L511-40 条)

なお、ACPR は、申請者の財務構成と銀行システムの適切な機能とのバランスを維持するために、免許に条件を付すことができる (通貨金融法典 L511-10 条)。

② 異業種からの参入可否及び要件

上記免許付与要件を満たせば信用機関としての免許の取得が可能であるが、それぞれの業法で制限がある場合はそれに従うこととなる。

²⁹⁸ “ACPR Annual Report 2015” p.42

③ 変更・取消

1) 免許の撤回 (retrait)

免許の撤回は、当該機関の申し出によって ACPR が決定する。

また、ACPR は、免許付与要件や、免許付与に際して付された条件を満たすことができない場合、12 ヶ月以内に免許を利用しなかった場合、6 ヶ月以上の期間にわたって取引を実行しなかった場合、一切の協議を経ることなく、ACPR は免許の撤回を決定することができる (通貨金融法典 L511-15 条)。

2) 免許の取消 (radiation)

ACPR は、懲戒のために、免許を取り消すことができる (通貨金融法典 L511-17 条)。

(2) 投資企業

① 免許付与

1) 免許 (agrément)

投資企業は、投資サービス²⁹⁹を提供するには、ACPR から免許を得なければならない。

投資サービスのうち、ポートフォリオ管理、及び投資に関する助言に関する免許を得るには、申請時に提出する運営計画に関して、AMF による承認を得なければならない。

なお、ポートフォリオ管理を主たる業務とする投資会社は、ポートフォリオ管理会社として AMF による免許を取得する (フランス II 4 (4) ポートフォリオ管理会社を参照のこと) (通貨金融法典 L532-1 条)。

2) 免許付与要件

認可に際して、ACPR は、以下の検証を行う (通貨金融法典 L532-2 条)。

- ❑ フランス国内に登録事業所と実効性ある経営機構が存在するか
- ❑ 業務の性質に応じ、経済財政省が適切と定める額の当初資本と、適切な財源をもっているか
- ❑ ACPR が当該企業の健全性を評価できるよう、主要な株主の身分を明らかにしているか
- ❑ 必要な人格と経験を備えた 2 名以上の者による運営によって、健全かつ慎重

²⁹⁹ 投資サービスの定義については、フランス II 1 (2) 投資企業を参照のこと。

な経営が期待できるか

- 当該サービスを提供する方法や取引の種類、組織構成などを定めた運営計画が存在するか
- 証券補償スキームに参加しているか

② 変更・取消

1) 免許の撤回 (retrait)

投資企業の免許の撤回は、ポートフォリオ管理会社³⁰⁰の場合を除き、当該投資企業からの申し出に基づいて ACPR が決定する。

また、ACPR は、当該投資企業が免許付与要件を満たすことができなくなった場合、免許付与の際の付帯条件を達成できなかった場合、12 ヶ月以内に免許を利用しなかった場合、6 ヶ月以上の期間にわたって取引を実行しなかった場合、あるいは免許取得に際して虚偽等の不正が認められた場合、一切の協議を経ることなく ACPR は免許の撤回を決定することができる (通貨金融法典 L532-6 条)。

2) 免許の取消 (radiation)

ACPR は、ポートフォリオ管理会社の場合を除き、懲戒のために投資企業の免許を取り消すことができる (通貨金融法典 L532-7 条)。

(3) 保険会社

① 免許付与

1) 免許 (agrément)

保険会社は、ACPR から行政上の免許を得てからでなければ、業務を行うことができない (保険法典 L321-1 条)。

2) 免許付与要件

認可の可否を判断するに際しては、以下の点を考慮する (保険法典 L321-10 条)。

- 専門的技術及び財源が、事業計画と見合っているか
- 経営責任者の道徳心、専門性、経験
- 資本構成と株主の状況

³⁰⁰ ポートフォリオ管理会社の定義については、フランス II 1 (4) 投資運用業者を参照のこと。

② 変更・取消

1) 免許の取消

事業停止の状態が長く続く場合、財源と事業内容との衡平が崩れた場合、株主構成や経営機構が大きく変化し、公益性の観点から看過できない場合には、免許の取消ができる（保険法典 L325-1 条）。

（4）ポートフォリオ管理会社

① 免許付与

1) 免許

ポートフォリオ管理会社への免許付与の権限は、AMF にある（通貨金融法典 L532-1 条、L532-9 条）。

2) 免許付与要件

ポートフォリオ管理会社への免許付与に際しては、以下の点を検証する（通貨金融法典 L532-9 条）。

- フランス国内に登録事業所と実効性のある経営機構が存在するか
- 適切な額の当初資本と、適切な財源を持っているか
- 当該企業の健全性を評価できるよう、主要株主の身分を明らかにしているか
- 必要な人格と経験を備えた 2 名以上の者による運営によって、健全かつ慎重な経営が期待できるか
- 投資サービスを提供する方法や経営体制、取引の種類、組織構成などを定めた運営計画が存在するか
- 証券補償スキームに参加しているか

② 変更・取消

1) 免許の撤回

ポートフォリオ管理会社の免許の撤回は、当該会社からの申し出に基づいて AMF が命じる。

また、AMF は、当該会社が免許付与要件³⁰¹を満たすことができなくなった場合、

³⁰¹ 金融市場庁総合規則 312-3 条に定める最低資本金 12.5 万ユーロを設立時に全額払い込むこと、認可の次年度以降 2.5 億ユーロ以上の管理資産がある場合は 12.5 万ユーロに加えて資産額の 0.02%相当額以上の資本金（上限 1 千万ユーロ）があることを証明しなければならない等の規定に反した時。

免許付与の際の付帯条件を達成できなかった場合、12ヶ月以内に免許を利用しなかった場合、6ヶ月以上の期間にわたって取引を実行しなかった場合、免許取得に際して虚偽等の不正が認められた場合は、一切の協議を経ることなく、免許の撤回を決定することができる（通貨金融法典 L532-10 条）。

2) 免許の取消

AMF は、懲戒のためにポートフォリオ管理会社の免許を取り消すことができる（通貨金融法典 L532-12 条）。

（5）投資助言業者

① 登録

1) 登録

投資助言業者は、通貨金融法典 L541-1-1 条において、届出登録する義務を負っている。この登録は ORIAS³⁰²が運営する *Registre des intermédiaires en assurance, banque et finance*（保険・銀行・金融仲介業登録簿）に対して行われる。

年間登録料は、250 ユーロ以下と定められている（通貨金融法典 L546-1 条）。

2) 登録要件

投資助言業者として認可を受けるためには、一定の年齢と金融市場庁総合規則で定められた専門能力要件³⁰³を満たす必要がある。投資助言業者は、フランスに設立された法人又はフランス在住でなければならない（通貨金融法典 L541-2 条）。

また、投資助言業者は、職業義務に違反した場合、職業上の民事責任を補償する保険契約を常に締結していなければならない（通貨金融法典 L541-3 条）。

加えて、登録された投資助言業者は、AMF が認可した業者団体のいずれか一つに所属しなければならない（通貨金融法典 L541-4 条）。

³⁰² ORIAS とは 2002 年の保険に関する EU 指令に基づき、保険仲介業を登録するために 2007 年に国税局の監督下で設立された協会であるが、2010 年 10 月 22 日の法 2010-1249 号による通貨金融法典改正に伴い 2013 年 1 月 15 日より金融機関、決済機関、投資会社の仲介業者も登録対象とするよう拡大された。

（参考：<https://www.orias.fr/welcome>）

³⁰³ 金融市場庁総合規則第 325-10-1 条にて規定。学歴・職務経験に係る資格要件、及び欠格事由について規定している。

② 変更・取消

年間登録料を納付しない場合、ORIAS の登録簿から除名され、当該除名者は公表される（通貨金融法典 L546-2 条第 2 項）。

5. 検査・監督

(1) 銀行監督機関の権限

信用機関の監督にあたる ACPR が、監督対象機関の検査・監督を行う上で有している権限は、以下のとおりである。

なお、欧州単一監督メカニズム (SSM) の導入により、2014 年 11 月 4 日より、ECB がフランスの大手銀行 (significant institutions) の監督を直接行うこととなった。ECB の直接監督下に置かれるフランスの大手行は、2016 年 11 月 15 日時点で 13 行 (グループ) である。ACPR は ECB とともに合同監督チーム (Joint Supervisory Team) を構成し、引き続き大手行の監督に関与する。それ以外の銀行 (less significant institutions) は ACPR が一義的な監督責任を有し、ECB は間接的な監督を行うこととなった。³⁰⁴

① 報告徴求

1) 定期的報告

ACPR は、監督を受ける者が定期的に提出しなければならない報告文書や情報の一覧、様式、提出頻度及び期限を定める (通貨金融法典 L612-24 条)。

2) 特別報告

ACPR は、監督に服する者に対し、監督上必要なあらゆる情報や文書を求めることができるほか、その説明や証明を要求することができる。また、会計監査役 (Commissaires aux comptes) の報告書やあらゆる会計書類を要求することができる。必要な場合にはその証明を求めることもできる (通貨金融法典 L612-24 条)。

② 立入検査

ACPR は、書面検査と立入検査を編成する。

ACPR は、その検査のため、外部の監査機関、会計検査士、検査対象分野のエキスパート、同分野専門の法人、同分野の権威又は検査対象者が加入する業界団体をを用いることができる (通貨金融法典 L612-23 条)。

立入検査は、信用機関や投資企業の子会社に拡大することができる。立入検査は、直接・間接に信用機関、投資企業を支配する法人、当該法人の子会社及び同一企業

³⁰⁴ “ACPR Annual Report 2015” p.54

集団構成企業のすべてにも拡大することができる（通貨金融法典 L612-26 条）。

立入検査の結果は、以下の者に通知される（通貨金融法典 L612-27 条）。

- ❑ 被検査法人の取締役会、執行役会、監査役会又はその他の議決機関
- ❑ 被検査法人の会計監査役
- ❑ 被検査法人が属するグループを統制する企業
- ❑ 相互・協同組織金融機関の場合、被検査法人が属する中央機構

③ 処分

1) 行政処分 (Mesures de police administrative)

ACPR は、同庁と対象者とが相対しての意見陳述（対審手続き）³⁰⁵を行った後に、以下の行政処分の発出について決定することができる（通貨金融法典 L612-35 条）。

ただし、緊急に保全措置をとる必要のあるときは、暫定的に処分を下し、ただちに対審手続きをとって当該暫定処分の調整又は追認を行う（通貨金融法典 L612-35 条）。また、これらの処分の決定は、当該企業の親会社、中央機構等に連絡することができる（通貨金融法典 L612-36 条）。

(a) 警告

ACPR は、監督権に服する者がその顧客等に害を与えうるような業界の実務規則に違反する実務をしていると認めるときは、その経営者に弁明の機会を与えた後で、当該行為を停止するよう警告を発することができる（通貨金融法典 L612-30 条）。

(b) 業務改善命令

ACPR は、監督権に服するすべての者に対し、監督のために ACPR が課している義務の遵守を達成するために必要となる措置を、一定期限内に速やかに実行するよう命ずる (mettre en demeure) ことができる（通貨金融法典 L612-31 条）。

ACPR は、監督権に服するすべての者に対し、その財務状況を健全化又は強化し、管理方法を改善し、又は、業務若しくは発展のために組織を十分なものとするために適切な措置をとるよう督促する (exiger) ことができる（通貨金融法典 L612-32 条）。

³⁰⁵ ACPR が行政処分を行うための対審手続きは、司法裁判ではなく、行政手続きとして行われる。

(c) 保全措置

ACPR の監督権に服する者の支払能力又は流動性、その顧客等の財産が危機に瀕している又はその疑いがあるとき、ACPR は、次の各号の必要な保全措置をとることができる。(通貨金融法典 L612-33 条)。

- ❑ その者の特別監視処分
- ❑ その者の一定の業務（預金・保険料の受け取りを含む）の実行の一時的禁止又は制限
- ❑ その被監督者の一部又は全部の資産の処分の一時的禁止、制限又は凍結
- ❑ 保険会社、相互会社、共済について、買戻証券の払出、裁定取引の能力、契約に係る前貸しの払い込み、又は、権利放棄の能力を、限定又は凍結する命令
- ❑ 保険会社、相互会社、共済について、保険契約又は共済約款に係る持分の一部又は全部の職務を移転する宣言
- ❑ 株式配当又は社員持分に係る収益配当の分配を限定又は禁止する決定
- ❑ 被監督者の一人又は複数の役員の職務停止

ACPR の監督権が及ぶ法人については、ACPR が暫定管理人を任命し、代表権、業務執行権等に移転させることができる。中央機構は、この措置を ACPR に求めることができる (通貨金融法典 L612-34 条)。

2) 懲罰 (例外行政裁判)

ACPR には懲罰委員会 (Commission des Sanctions) が設置されており、ここでの手続きを経て、監督下にある金融機関や保険会社に対し、以下の懲罰 (sanction disciplinaire) を適用することができる (通貨金融法典 L612-38 条、L612-39 条)。

- ❑ 警告 (けん責) (l'avertissement)
- ❑ 戒告 (le blâme)
- ❑ 懲罰の対象となった業務実施の禁止及び活動実行におけるその他のあらゆる制限：一部業務停止 (最長 10 年)
- ❑ 一人又は複数の役員等 (ハイブリッド活動³⁰⁶を行う支払機関の場合は支払サービス活動に責任を有する役員) の停職処分 (暫定管理人の任命を伴ってもよい)：一時停職 (最長 10 年)
- ❑ 一人又は複数の役員等 (ハイブリッド活動を行う支払い機関の場合は支払いサービス活動に責任を有する役員) の解任処分 (暫定管理人の任命を伴ってもよい)：強制解任

³⁰⁶ 他の事業との兼営をすること：支払機関は両替業、支払処理に関するデータ登録・処理・保存、支払処理の保証業との兼営が認められている (通貨金融法典 L522-2 条 I)。

- 認可の一部取消
- 金融機関等の登録簿抹消（清算人の任命を伴ってもよい）：免許取消

ACPR は、上記の懲罰に代えて又は併科して、1 億ユーロ以下の罰金（*sanction pécuniaire*）³⁰⁷を科すことができる。罰金は国庫に納付し国家予算に組み入れられる。

（2）証券監督機関の権限

フランスの証券監督において、業務監督にあたるのは ACPR 及び AMF（投資企業の監督は ACPR、その他の機関の監督は AMF が行う）、市場監督にあたるのは AMF である。検査・監督の実施にあたってそれぞれの監督機関が有している権限は以下のとおりである。

① 投資企業に対する権限

ACPR が投資企業の検査・監督を行う上で有している権限は、信用機関に対するものと共通している。

フランス II 5（1）銀行監督機関の権限を参照のこと。

② 証券規制違反行為一般に関する法執行権限

AMF は、証券規制への違反行為について、以下のような権限を有している。

1) 調査

(a) 総合調査

AMF の事務局長は、金融市場庁総合規則³⁰⁸に定める方法により調査員に資格を付与し、調査手続きの開始を決定する（通貨金融法典 L621-9-1 条）。

調査員は、調査に必要なすべての資料（電子媒体等を含む）の引渡しを求め、その謄本をとること、情報提供の可能性のあるすべての者を招致して聴聞すること、専門職業に用いられている場所（インターネット回線上に情報が流れた場合は、そのプロバイダも含む）に立ち入ることができる（通貨金融法典 L621-10 条）。

³⁰⁷ 罰金の上限金額はデクレにより指定される。現行の上限金額については ACPR のウェブサイト参照した。

<http://www.acpr.banque-france.fr/commission-des-sanctions/la-procedure-disciplinaire.html>

³⁰⁸ AMF が通貨金融法典に基づいて定める行政規則。AMF の規則制定権については、フランス II 3（3）行政規則を参照のこと。

招致された者は、助言人を選任し補佐させる権利を有する（通貨金融法典 L621-11 条）。

(b) 家宅搜索

インサイダー取引及び市場操作（通貨金融法典 L465-1 条及び L465-2 条）の違反を調査するためには、理由を付した事務局長の許可請求により、立入検査場所を管轄する大審裁判所長が、調査員にすべての場所への立入及び資料の差し押さえを許可することができる。

裁判官は、許可申請（機構が持つ違反の手がかりとなる情報すべてを含まなければならない）を確認する。

立入りは、許可した裁判官の権限及び監督下に行われる。裁判官は、調査作業を補佐する司法警察職員を指名する。また、立入りの間、その場所に赴くことができ、いつでも立入の停止又は中止を決定できる（通貨金融法典 L621-12 条）。

2) 差止・制裁等

(a) 仮差押命令の請求

地方裁判所の裁判長（*président du tribunal de grande instance*）は、AMF の長官（*président*）、事務局長（*secrétaire général*）による相当の理由ある請求があった場合には、AMF が追求対象とする個人、その他の主体の所有するファンド、証券、証書その他の権利について、所有者が誰であるかによらず仮差押を命じることができる（通貨金融法典 L621-13 条）。

(b) 違反行為の停止命令

AMF の理事会は、当人に釈明の機会を与えた上で、インサイダー取引、価格操縦、風説の流布その他から投資家を保護するための諸規則に関する違反行為や、その他のあらゆる投資家保護や市場の秩序維持に反する行為について、フランスの内外を問わず停止するよう命じることができる（通貨金融法典 L621-14 条）。

また、AMF 長官は、違反行為に対する責任を有する個人が、法令を遵守し、違反行為を終了、その効果を消去するように要求する命令を発するよう、裁判所³⁰⁹に請求することができる（通貨金融法典 L621-14 条Ⅲ）。

(c) 制裁

i. 証券業者等に対する制裁措置

認可を受けて投資サービスを提供している者やその代理人をはじめ、

³⁰⁹ パリ地方裁判所（*tribunal de grande instance de Paris*）が管轄裁判所となる。

証券業務に従事する事業者等³¹⁰に対しては、以下の制裁措置をとることができる（通貨金融法典 L621-15 条 III a 項）。

- 警告
- 戒告
- 業務停止又は職業証明書の取消
- 過料

単独で、又は上記制裁措置との併科も可能。

上限は 1 億ユーロ、又は場合によっては実現した利益の 10 倍以下。

過料は、制裁を受ける者の属する保証基金（所属する基金がないときは国庫）へ支払わせる。

ii. 証券業務に従事する個人に対する制裁措置

i. の者の監督下又は計算で行動する自然人に対しては、以下の制裁措置をとることができる（通貨金融法典 L621-15 条 III b 項）。

- 警告
- 戒告
- 一時又は永久の職業資格証の剥奪
- 一時又は永久のすべての又は一部の活動禁止
- 過料

³¹⁰ 具体的には、以下の者となる。

1. フランスで認可された、又はフランスでの活動を認可された投資サービス提供者又はその代理人
2. L542-1 条に規定される理財手段の保管と運用活動を行うことを認可された者
3. 証券集中保管機関と、理財手段の決済・授受機関
4. 規制市場のメンバーで投資サービス提供者以外の者
5. 市場運営会社
6. 理財手段の清算機関
7. L214-1 条 I に規定された共同投資と、L543-1 条に規定される管理会社
- 7-2. 他の EU 加盟国内に設立された管理会社又は EEA に関する協定によってフランスでの活動が開始された管理会社で、フランスに支店を有するかフランスで業務を行っているもので、一つ又は複数の、欧州指令 2009/65/CE に準拠すると認可された、フランス法上の投資信託（OPCVM）を管理しているもの
- 7-3. 他の EU 加盟国内に設立された管理会社又は第三国に設立された管理会社で、フランスに支店を有するかフランスで業務を行っているもので、一つ又は複数の、欧州指令 2011/61/UE に準拠すると認可された、フランス法上のオルタナティブ投資ファンドを管理しているもの
8. 多種の財産の売買仲介業務
11. 上記 1-7 の各号に規定されるものを除いて、投資分析レポートを作成し、配信するもの。
12. L214-1 条に規定された共同投資の受託者
15. L545-1 条に規定されるエージェント（代理業者）
16. （廃止）
17. L541-4 条に規定される認可を受けた金融投資相談業者協会

単独で、又は上記制裁措置との併科も可能。

上限は 1,500 万ユーロ又は実現利益の 10 倍とする。それ以外の場合の上限は、30 万ユーロ以下又は実現利益の 5 倍となる。

iii. i. ii. 以外の者

1 億ユーロ以下、又は実現利益の 10 倍の過料を科すことができる（通貨金融法典 L621-15 条 III c 項）。

(d) 送検

刑事裁判所が確定判決を下す前に同一事件について AMF の懲罰委員会が確定した過料決定を宣告したときは、当該裁判所は、この過料を当該裁判所の罰金刑から差し引いて科す命令を出すことができる（通貨金融法典 L621-16 条）。

(3) 保険監督機関の権限

保険会社の監督にあたる上で ACPR が有している権限は、信用機関に対するものと共通している。フランス II 5（1）銀行監督機関の権限を参照のこと。

(4) 監督当局間の関係

通貨金融法典 L631-1 条に監督当局と関連機関間の情報連携について次の通り規定されている。

- ① フランス銀行（IEOM、IEDOM³¹¹含む）、ACPR、AMF の 3 者間で、各自の任務遂行に役立つ情報を相互に伝達する。ACPR、AMF、会計監査人高等評議会（Haut Conseil du commissariat aux comptes）間でも各自の任務遂行の実践に役立つ情報を相互に伝達することができる。

任務の遂行のために必要な情報の相互伝達が行われる機関は以下のとおり。

- ・ フランス銀行、ACPR、AMF、会計監査人高等評議会
- ・ 預金保険・破綻処理基金（fonds de garantie des dépôts et de résolution、通貨金融法典 L312-4 条）、保険保証基金（fonds de garantie、保険法典 L423-1 条）、強制損害保険保証基金（fonds de garantie des assurances obligatoires de dommages、保険法典 L421-1 条）

³¹¹ IEOM (Institut d'émission d'outre-mer)、IEDOM (Institut d'émission des départements d'outre-mer) フランスの海外領土での中央銀行機能を担う機関。IEOM が大洋州、IEDOM がその他を担当する。

- ・ 労使代表管理基金 (fonds paritaire de garantie、社会保障法典 L931-35 条)、
共済組合保証基金 (共済組合法典 L431-1 条)、市場運営会社及び手形交換所

② フランス銀行、ACPR、競争と消費の担当監督官庁は、2012 年 3 月 14 日付欧州議会及び理事会の「ユーロ建の送金と口座引落のための技術要件とビジネス要件を確立し、EC 規則 924/2009 を修正する EU 規則」260/2012 の遵守を確実にするために、各自の任務遂行の実践に役立つ情報を相互に伝達する。

③ 前 2 項に従って収集された情報は、情報発信者及び受信者の各組織に適用される条件で現行法上の職業上の守秘義務事項として保護される。

これらの情報は、第 1 項で言及される各当局により彼らの任務遂行以外の目的で使用されてはならず、第 2 項で言及されるその他の組織により、彼らに対して伝達された目的以外で採用されてはならない。ただし当該情報を伝達した組織が目的外使用に同意した場合はこの限りではない。

第 1 項で言及された各当局間ではまた、情報を提供した当局又は情報提供人の合意に基づき、職業上の守秘義務事項として保護された情報を交換することができる。

Ⅲ. リーマンショック後の国際的な金融規制改革への取組

リーマンショックと名付けられた 2008 年の金融危機が深刻化した原因は、過去の金融改革（フランスにおいては 1994 年）で商業銀行と投資銀行がユニバーサルバンクとして一体化し、高リスクの金融商品により収益を極大化させていたことであった。

G20 では世界的な金融危機対策の討議を行い、2009 年 9 月の G20 第 3 回首脳会合で規制強化の方針をまとめた。フランスではこれを国内法として 2010 年 10 月 22 日付で公布した（銀行と金融の規制に関する 2010 年 10 月 22 日の法律第 2010-1249 号）³¹²。

さらに、ユニバーサルバンクの商業銀行業務と投資銀行業務の分離により金融の安定化を促進したのが 2013 年 7 月 26 日公布の法 2013-672 号である³¹³。

1. 金融監督体制

リーマンショック以降にフランスで行われた金融監督体制再編の要点は以下のとおりである。

（1）プルードンス監督庁の創設

従来は、業態別（銀行、証券、保険）及び機能別（認可付与、監督）に分かれていた金融監督機関を統合し、一元的な監督を実施するための機関として、2010 年 3 月にプルードンス監督庁（Autorité de Contrôle Prudentiel , ACP）が創設された。

（2）金融規制・システミック・リスク理事会の創設

2010 年 10 月 22 日付法 2010-1249 号（Loi de Régulation Bancaire et Financière, 以下「銀行及び金融規制法」という）により、フランスにおけるマクロ・プルードンス

³¹² 国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法』No.246-1 号（2011.1）p.27.

<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/02460110.pdf>

³¹³ 国立国会図書館調査及び立法考査局「【フランス】銀行業務の分離による銀行制度改革」『外国の立法』No.257-2 号（2013.11）

http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8347714_po_02570205.pdf?contentNo=1

監督機関として金融規制・システミック・リスク理事会（Conseil de Régulation financière et du Risque Systémique）が創設された。

① 構成

金融規制・システミック・リスク理事会は、経済担当大臣を議長とし、フランス銀行総裁（ACPR 議長を兼ねる。ACPR 副議長がこれを補佐する）、AMF 議長を含む 8 名により構成される（通貨金融法典 L631-2 条）。

② 任務

金融規制・システミック・リスク理事会の任務は以下のとおりである（同 L631-2-1 条）。

- 1) 構成員が代表する組織間の協力と情報共有を確保すること
- 2) 金融セクター及び金融市場の状況についての分析を精査し、欧州システミック・リスク理事会の意見や勧告を考慮に入れて、システミック・リスクの所在について評価すること
- 3) 国際的な、及び欧州での金融規制策定に向けた作業への協力・統合を促し、必要な意見や見解を表明すること

（3）金融安定化理事会の創設

2013年7月26日付法2013-672号(Loi de Séparation et de Régulation des Activités Bancaires：以下「銀行業務の分離及び規制に関する法」という)により、金融規制・システミック・リスク理事会は、金融安定化理事会（Haut Conseil de stabilité financière）に改組され、その権限が強化されることとなった。

① 権限

金融安定化理事会には、従来、金融規制・システミック・リスク理事会が有していた権限に加え、以下のような権限が付加されている（通貨金融法典L631-2-1条³¹⁴）。

- 金融安定化維持を目的とする各種の提言を行うこと

³¹⁴ 銀行業務の分離及び規制に関する法第 30 条による改正。

2. 破綻処理制度、再建・破綻処理計画

「銀行業務の分離及び規制に関する法」第 24 条により、プルーデンス監督庁の業務に破綻処理業務が追加されることとなった。これにより、プルーデンス監督庁は「プルーデンス監督・破綻処理庁（Autorité de Contrôle Prudentiel et de Résolution）」に名称変更された。

破綻処理に関し、ACPR には以下のような権限が付与されている。

- 銀行及び投資企業は、深刻な経営難に陥った場合に備えて、ACPR に対し、政府予算の投入や預金保険の発動を前提としない破綻防止・再建計画を前もって策定し届出なければならない。
- この計画は最低年 1 回、又は大きな組織変更があった時に見直しされなければならない（通貨金融法典 L613-31-11 条）。
- ACPR は、信用機関及び投資会社のために L613-31-16 条に規定される破綻処理施策の特別条項適用を想定した破綻予防計画を確立する（通貨金融法典 L613-31-12 条）。
- 信用機関又は投資会社の組織と機能が、L613-31-16 条に規定される破綻処理施策の効率的な実施に対して障害となると ACPR が予測する場合は、ACPR は、信用機関、投資会社に対して、障害を抑制又は排除する措置をとるよう依頼することができる。

措置が不十分であると ACPR が評価した場合、ACPR は、破綻処理施策の効率的な実行を可能にするため必要と考える活動や法的組織、運営組織措置の変更の措置を一定期間内に講ずるよう命令することができる（通貨金融法典 L613-31-13 条）。

また、当該信用機関又は投資会社は、命令に対して反対意見を示すことができる（通貨金融法典 L613-31-13 条）。

- フランス銀行総裁(gouverneur)、又は国庫理事長が、信用機関、金融会社、混合持株会社、投資会社の経営悪化を職務上知ることになり、ACPR の破綻処理理事会にその旨が連携された場合、破綻処理理事会は、当該法人又は属しているグループ全体で評価し、以下の状態の場合、破綻状態と判断する(通貨金融法典 L613-31-14 条)。
 - ・ 認可の維持の条件となる自己資本の必要条件を満たさない
 - ・ 直ちに又は短期間で支払いを保証することができない
 - ・ 公権力の例外的な財政的援助を必要とするという状況に該当、又は、短時間で見つかりうることを示す客観的な要素が存在する場合

- ACPR は、当該法人と経営陣、代表権者、役員、監査役、従業員より破綻処理手続きの設置に有用なあらゆる情報を収集し、保全管理人を選任、経営陣を解任した上で、事業、関連資産の全部・一部譲渡、ブリッジ機関を利用した資産譲渡、預金保険の発動、減資、清算などの破綻処理措置を講じる権限を有する（通貨金融法典 L613-31-16 条）。

3. 破綻処理費用の負担

「銀行業務の分離及び規制に関する法」により、従来の預金保険公社が「預金保険・破綻処理公社 (Fonds de Garantie des Dépôts et de Résolution, FGDR)」となり、破綻処理のための資金も供給することになった。

これに伴い、預金保険・破綻処理公社の加盟対象が、これまでの信用機関だけでなく、金融会社、混合金融持株会社、投資会社、ポートフォリオ管理会社にも拡大されている (通貨金融法典 L312-4 条)。

破綻処理に際しては、以下の用途のために預金保険・破綻処理公社の資金を用いることができる (通貨金融法典 L312-5 条第 4 項)。

- ❑ 破綻会社の株式、又は会社持ち分の全部又は一部の取得
- ❑ 通貨金融法典 L613-31-16 に規定されるブリッジ機関への出資
- ❑ 破綻会社やブリッジ機関の増資
- ❑ 破綻会社やブリッジ機関への融資 (保証形式を含むあらゆる形式で)
- ❑ 相互・協同組織銀行の中央機関の要請に基づき、傘下金融機関の支払能力を
保証するための措置の費用の一部の支援、又は、ACPR が必要と認める場合
には、この中央本体への介入。

預金保険・破綻処理公社による出資等の資本注入は、破綻企業への債権としてすべての債権者に優先する。

預金保険・破綻処理公社による破綻処理を開始するか否かは、ACPR が対象企業の破綻状態を評価した上で判断する (通貨金融法典 L312-5 条第 3 項)。

4. 銀行の業務範囲に対する規制

「銀行業務の分離及び規制に関する法」では、以下の業務を投機的業務として、銀行本体が実施することを禁止している（通貨金融法典 L511-47 条 I）。

- ❑ オールタナティブファンド、あるいは投機的投資ファンドの国務院がデクレで定める一定基準以上の持分保有の禁止
- ❑ プライム・ブローカレッジ業務（ヘッジファンドやプライベート・エクイティ・ファンド等に対して行う融資や証券貸借、決済事務代行、約定契約などの総合的な金融サービスの提供）の禁止

また、銀行のグループ会社に対しても、以下のような業務が禁止される（通貨金融法典 L511-48 条 II）。

- ❑ 農産物など一次産品の自己勘定取引
- ❑ 高頻度取引

5. 店頭デリバティブ取引・市場に対する規制

店頭デリバティブ取引・市場に対する規制は EU レベルで導入されている。2012 年 7 月 4 日に成立、同年 8 月 16 日に発効した Regulation (EU) No 648/2012³¹⁵（通称 European Market Infrastructure Regulation, 日本語では「欧州市場インフラ規則」、以下「EMIR」という）は規則（regulation）という形式をとっており、各加盟国に対して直接の効力を持つ法令となっている。

EMIR による店頭デリバティブ規制の概要については、EUⅢ 4. 店頭デリバティブ取引・市場に対する規制を参照のこと。

³¹⁵ Regulation (EU) No 648/2012 of the European Parliament and of the Council of 4 July 2012 on OTC derivatives, central counterparties and trade repositories

6. 役員報酬規制

2010年12月13日付アレテによりEU指令2010/76/EUを国内法化し、金融機関の報酬に関して以下のような規制を導入している。

- 報酬規制の対象者を、「業務活動が金融機関のリスク・プロファイルに重大な影響をもたらすすべての被雇用者」と定義。
- 報酬の繰り延べ払いや株式での支払に、量的な基準を設定。
 - ・ 業績に応じて変動する報酬割合の40%～60%は、3年間の分納で支払うこと。分納は期間に比例する割合以上に多く支払ってはならない。
 - ・ 報酬の50%以上を株式等で報酬を支払うこと。最小保有期間を定めること。
 - ・ 定年退職前に退職した場合は、上述の要領で特別年金の50%以上を株式等で給付する。定年退職後は5年間以上の保管期間を定めること。
- 金融機関の報酬方針が健全なリスク管理や長期的な成長という目的に合致するよう、ACPRは、金融機関に対し、当該方針の再構築を命じることができる。
- 金融機関はACPRに対し、報酬に関する年次報告書の提出が義務付けられる。また、金融機関は当該情報を、毎年公開しなければならない。

7. シャドーバンキング問題への対応

フランスは、シャドーバンキング問題に対する金融安定化委員会での勧告が確定すれば、それに沿った対応をとる方針であると表明している³¹⁶。

³¹⁶ FSB, National/regional responses on Progress in the Implementation of the G20 Recommendations: France (19 June 2012), p.2.
http://www.financialstabilityboard.org/publications/r_120619ff.pdf

8. 格付機関の規制

2011年7月1日以降、格付機関の規制は欧州証券監督機関（ESMA）がEUレベルで実施することになった（EU規則1060/2009号）。EUでの格付機関規制については、EUⅢ7. 格付機関の規制を参照のこと。

9. 金融消費者保護

プルーデンス監督庁の創設により、銀行業及び保険業についてはプルーデンス監督庁が消費者保護の権限を持つことが法令上明確になった（通貨金融法典 L612-1 条）。プルーデンス監督庁は 2013 年に ACPR に改組されたが、消費者保護の権限については ACPR が引き継いでいる。

証券業については、AMF が消費者保護の権限を持つ（通貨金融法典 L621-1 条）。

10. その他

(1) 自己資本規制

バーゼルⅢへの対応は、EU レベルにて資本要件指令の改正という形で進められ、2013年6月に改正資本要求指令（第4次資本要求指令、4th Capital Requirement Directive, 以下「CRD IV」という）及び資本要求規則（Capital Requirement Regulation, 以下「CRR」という）が成立した。自己資本を初めとする健全性規制の基準については、主にCRRに規定が置かれている。

従来、金融機関の自己資本に対しては、EUの指令（directive）に基づいて各加盟国が制定する国内法に則って規制が実施されてきたが、CRRは加盟国に対して直接効力を持つ規則（regulation）という形式をとっている。このため、フランスの自己資本規制は今後、CRRに基づいて実施されることになる。

CRD IV 及び CRR による自己資本規制の主な内容については、EUⅢ 9. (1) 自己資本規制を参照のこと。

(2) 預金保険制度

2014年4月のEUの預金保険指令改正が2015年末にフランス国内法に反映され、保護上限額の10万ユーロ（1預金者、1金融機関）への増額等が実施された。

① 加入義務

フランスで免許された信用機関、投資会社、金融会社、及び、フランスに本店を有する金融持株会社、混合持株会社はすべて、通貨金融法典（L312-4～L312-18）により設置された単一の預金保証制度（le mécanisme de garantie des dépôts）に加入しなければならない。

② ガバナンス

預金保険・破綻処理公社は、私法人であり、業界代表が構成する監査役会（Supervisory Board）と、調査委員会が任命する執行役会（Management Board）で構成され、監査役会が執行役会を管理する。

監査役会のメンバーは以下の業界代表で構成され、任期は4年である。

- 会費（保険料）納入額がもっとも大きい7つの信用機関の代表7名

- その他の信用機関の会員により選挙で選出される 2 名
- 証券保護スキームのメンバーにより選挙で選出される 2 名
- 債券保護スキームのメンバーにより選挙で選出される 1 名

上記 12 名に加え、経済担当大臣により任命された 1 名が議決権を持たないメンバーとして監査役会に参加する。

監査役会メンバー 12 名から、委員長が選挙により選出される。

各監査役会メンバーは、自ら及び代表する機関が支払う会費（保険料）に応じた数の議決権を持ち、監査役会の決議は多数決により行われる。同数の場合は委員長の意見が優先される。

③ 資金源

預金保険・破綻処理公社の資金源泉は、加入機関の年会費である。基金は加入機関に対し、年会費の支払証明書（譲渡不能な記名式債券）を発行する。支払済の年会費は、加入信用機関の破綻により公社が損失を被った場合、各加入機関の拠出額に比例されて減額される。

なお、この支払済年会費は別途経済担当大臣が定める条件で免許が撤回された場合は償還されるが、懲戒のための免許取消の際には全額没収となる（L312-7）。

④ 保護上限額

1) 信用機関

信用機関の倒産時には、個人口座・法人口座を問わず、適格預金者ごとに 10 万ユーロまで、7 営業日以内に支給される。

2) 投資企業

投資企業がフランス国内で販売する政府認可投資商品すべてについては一人当たり・一事業者当たり 7 万ユーロまで預金保険・破綻処理公社により保護される。

IV. 各論

1. 貸金業者に対する規制

消費法典第 314-6 条で、同程度のリスク条件で貸し出された前四半期の金融機関の平均実質金利を 3 分の 1 以上上回る金利を暴利的な金利と規定している。

(1) 総量規制 (有無・内容)

借入人の年収に対する借入金の比率等の規制は設定されていない。

(2) 上限金利に手数料が含まれる場合の内容

直接・間接によらず利息、手数料、料金、名目に関わらず、実際の融資実行に係る費用も含め、全て金利に含まれる。

2. 資金移動業者に対する規制

(1) 根拠法

フランスでは資金移動業者は「決済サービス事業者」として、EUの決済サービス指令 (The Payment Services Directive) の発出を受け、通貨金融法典 (Monetary and Financial Code) に基づいて規制されている。

(2) 定義

通貨金融法典は、「決済サービス提供者 (payment service provider)」を、決済サービスを行う以下の者と定義している (通貨金融法典第5編第2章第1節 L. 521-1)。

- ① 決済サービス事業者 (payment institution)
- ② 与信機関 (credit institution)

また、「決済サービス (payment service)」は以下のように定義されている (通貨金融法典第3編第4章第1節 L. 314-1)。

- ① 現金を決済口座に入金するサービス及び決済口座の運営に必要なすべての操作
- ② 現金を決済口座から出金するサービス及び決済口座の運営に必要なすべての操作
- ③ 以下の決済取引の執行
 - ❑ 口座からの直接の引き落とし (direct debit)
 - ❑ 決済カード又は類似の機器による決済取引
 - ❑ 口座振替 (transfer)
- ④ 与信枠の設定がある場合における上記③の決済取引の執行
- ⑤ 決済手段 (payment instrument) の発行
- ⑥ 送金
- ⑦ 電子商取引等における決済取引の執行 (支払人が、決済取引の執行についての同意を電気通信機器、デジタル機器又はIT機器を通じて行い、決済が、決済サービス利用者と商品・サービスの提供者との間の単なる仲介者である、電気通信、ITシステム又はネットワーク運営者に対して行われる決済取引の執行)

ただし、以下のサービスは決済サービスとみなされない。

- ① 支払先が現金を自由に利用できるようにするために決済サービス事業者宛に振り

出された以下の文書に基づく決済取引

- 紙の割引券
- 紙のトラベラーズ・チェック
- 万国郵便連合の定義による紙の郵便為替

- ② 資産や証券サービスとの関連で行われる決済サービス、特に普通預金口座、定期預金口座、証券口座、又はそれに関連する口座での決済サービス

(3) 参入規制 (通貨金融法典第 5 編第 2 章第 2 節 L. 522-6)

決済サービス事業者 (payment institution) として事業を行う場合は、ACPR から免許を取得しなければならない。免許を取得可能なのは法人に限られる。

免許を取得するためには、以下の要件を満たすことが必要である。

- ① 責任分担体制が明確で透明な組織構造を有する健全なコーポレート・ガバナンス体制を備えること
- ② リスクの検出、管理、監視及び公表のための効率的な手順、健全な管理及び会計手順を含む適切な内部監査制度を備えること
- ③ 条件別に設定される金額以上の払込資本金を有すること※
- ④ 取締役等が、評判がよく、決済サービスを提供するために適切な知識及び経験を有すること
- ⑤ 会社の監査体制が特定の関係者等により妨げられないこと
- ⑥ 一定の出資者が、決済サービス事業者の健全な業務遂行を確保するのに適切な者であること

※ 決済サービス事業者の健全性規制に関する 2009 年 10 月 29 日指令では、通貨金融法典で規定される決済サービスの中から、決済サービス事業者が行う事業の内容により、以下のように必要資本金額が規定されている (第 1 編 第 2 章 4 条)

- 送金業務を行う場合 : 2 万ユーロ
- 電子商取引等における、携帯電話等を用いた決済サービスを行う場合 : 5 万ユーロ
- その他の業務の中から 1 つでも業務を行う場合 : 15 万ユーロ

ACPR は、以下の場合、免許を取り消すことができる (通貨金融法典第 5 編第 2 章第 2 節 L. 522-11)。

- ① 決済サービス事業者が免許取り消しを要請した場合
- ② 決済サービス事業者が、免許付与の 12 か月以内に業務を開始しない場合

- ③ 決済サービス事業者が、6 カ月超業務を停止する場合
- ④ 決済サービス事業者が、虚偽の申告その他の非正規手段によって免許を取得した場合
- ⑤ 決済サービス事業者が、上記の免許の要件（上記免許要件の③～⑥）を満たさなくなった場合

（４）業務範囲（同法典第 5 編第 2 章第 1 節 L. 522-2）

決済サービス免許事業者は、決済サービスの提供に加え、以下の業務を行うことができる。

- ① 外国為替サービス、安全保護措置、データの保管と処理を含む、密接に関連する付随業務
- ② 法令に従った決済サービスの提供以外の事業活動

以下の条件を満たす場合、一定の決済サービスの提供に関連して信用を供与することができる。

- 信用供与が決済取引の執行に付随的なものであり、そのためにのみ行われること
- 決済サービス利用者が 12 か月以内に返済する義務を負うこと
- 信用供与が決済取引の執行のために受領した又は保有する資金から行われるものでないこと
- 決済サービス免許事業者に関して、事業者自身の資金が信用供与総額に照らして適切であること

ACPR は決済サービス業務のみを行う会社を切り出して設立するように求めることができる（同法典第 5 編第 2 章第 1 節 L. 522-8）。

なお、決済サービス事業者は、預金受け入れを行うことは認められない（通貨金融法典第 5 編第 2 章第 1 節 L. 522-4-II）。

（５）財務規制

決済サービス事業者には財務規制が課され、自己資本は、前述の当初自己資本を下回ってはならない。

(6) セーフガード（分別管理等）

決済サービス事業者には、利用者保護規制（safeguard）が課される（同法典第5編第2章第3節 L. 522-17）。利用者保護規制は、決済サービス事業者が決済サービスを提供するために顧客の資金を一晩以上保有する場合に、顧客の資金を決済サービス事業者の資金と分別管理するか、又は保険又は第三者による保証の対象とすることにより、顧客の資金を保護するものである。

対象となる資金（「関連資金（relevant funds）」）は、以下の資金である。

- ① 決済取引の執行のため決済サービス利用者から受領した資金
- ② 決済サービス利用者のために、決済取引の執行のため（他の）決済サービス提供者から受領した資金

関連資金を保護する1つ目の方法である分別管理は、具体的には、決済サービス事業者が関連資金を受領日の翌営業日の終わりまで保有し続ける場合、決済サービス事業者に以下のいずれかの義務を課すというものである。

- ① 免許を受けた与信機関における決済サービス事業者の別口座に、関連資金を預金する。
- ② 経済担当大臣が認める金融商品で関連資金を運用し、保管機関にその目的のために特別に開設した別口座で当該資産を保管する。

関連資金を保護する2つ目の方法である保険・第三者保証は、具体的には、関連資金を、免許を受けた保険会社の保険契約の対象とするか、免許を受けた保険会社又は与信機関による保証を受けるというものである。この場合、保険会社と与信機関は決済サービス事業者が属する企業グループに属するものであってはならない。

(7) 情報提供

① 単発決済取引の場合

決済サービス事業者は、利用者との契約に先立ち、経済担当大臣が指定する情報を顧客に提供しなければならない（通貨金融法典第3編第1章第4節 L. 314-11）。

その際、顧客の要望に従い、紙又はその他耐久性のある素材で同情報を提供しなければならない。

ただし、単発取引が遠隔通信手段等によるもので、決済サービス事業者が上記義務を実行することができない場合は、決済実施後可能な限り早急に同義務を実施しなければならない。

② 包括契約による決済取引の場合

包括契約には以下に関する情報・条件を含まなければならない。

- 決済サービス事業者
- 決済サービス利用
- 料金
- 利率
- 為替レート
- 利用者と決済サービス事業者の通信手段
- 契約の変更・キャンセル
- 賠償

(8) 監督

経済・財務大臣により任命されたフランス銀行の職員は決済サービス事業者に対して監督を行い、主な監督措置として以下のものがある（通貨金融法典第3編第1章第7節 L. 317-1）。

- ① 決済サービス事業者は情報提供の規定を満たしていることを証明しなくてはならない。
- ② 決済サービス事業者等の利用施設と考えるのに合理的な理由がある場合、当該職員は、施設の立ち入り、施設の調査、文書の調査等することができる。
- ③ 刑事犯罪が見つかった場合には、議事録を5日以内に検察に提出しなければならない。

(9) その他の主な規制

① 紛争処理

与信機関、金融会社、仮想通貨発行者、決済サービス事業者との紛争解決にあたり、無料で調停者に相談する権利を有する。各調停者は年次報告書を作成し、消費者調停評価管理委員会委員長等に提出する（通貨金融法典第3編第1章第6節 L. 316-1）

② 個人情報保護

決済サービス事業者を含め、個人情報を取り扱う者に対しては、情報処理、情報ファイル及び自由に関する法律（第 6 条）により、個人情報を公正で合法的に扱うこと、特定の目的に従って取得し目的外には取り扱わないこと、個人情報は正確であること、必要以上に長期間取り扱わないことなどが規定されている。

③ マネー・ローンダリング規制

マネー・ローンダリング規則（The Money Laundering Regulations 2007）や犯罪収益法（The Proceeds of Crime Act）等、各種のマネー・ローンダリング関連の規制により、決済サービス事業者は、顧客の審査、取引の継続的監視、疑わしい取引の報告、マネー・ローンダリングのリスクの評価、取引記録の保存等を行うことが求められる（通貨金融法典第 5 編第 6 章第 3 節）。

3. 前払式支払手段発行者に対する規制

(1) 根拠法

フランスの前払式支払手段発行者は「電子マネー事業者」として、通貨金融法典で規制されている。

(2) 定義

通貨金融法典では、「電子マネー」を以下のように定義している（通貨金融法典第 3 編第 5 章第 1 節 L. 315-1）。

- 磁氣的形態を含む電子的形態で保存され、
- 発行者への請求権として発行され、
- 決済取引のための資金の受領時に発行され、
- 発行者以外の自然人・法人に受け入れられるもの

(3) 参入規制

電子マネーを発行し管理しようとする者は、事前に ACPR から免許を取得しなければならない（通貨金融法典第 3 編第 2 章第 6 節 L. 526-7）。免許を取得するにあたり、以下の情報を提出し、確認を受けなければならない（通貨金融法典第 3 編第 2 章第 6 節 L. 526-9）。

- 法人であること
- 本店又は登録事務所がフランス国内に存在すること
- 免許取得の時点で規則により指定される最低資本金の額以上の払込資本金を有すること
- 電子マネーの発行・管理業務に必要とされる社会的信用、能力、経験を有する少なくとも 2 名により運営されること
- 透明で明確な責任分担を含み、明確な組織構造を有する堅牢な企業統治構造を有すること
- リスクの発見、管理、監督、報告などで効率的な手続きが用意されていること

- 資本関係又は欧州経済領域外国の法令等により隠れた直接・間接的支配関係が存在しないこと
- 電子マネーの流通、販売、払戻等のネットワークの説明

(4) 業務範囲

電子マネー免許事業者は、電子マネーの発行に加え、以下の業務を行うことができる（通貨金融法典第3編第2章第6節 L. 526-2）。

- 決済サービスの提供
- 決済取引の執行の確保、外国為替サービス、安全保護措置、データの保管と処理を含む、密接に関連する付随業務
- 法令に従った、電子マネーの発行以外の事業活動

以下の条件を満たす場合、一定の決済サービスの提供に関連して信用を供与することができる（同法典第5編第2章第1節 L. 522-2）。

- 信用供与が、決済取引の執行に付随的なものであり、そのためにのみ行われること
- 決済サービス利用者が12か月以内に返済する義務を負うこと
- 信用供与が、決済取引の執行のために受領した又は保有する資金から行われるものでないこと
- 決済サービス免許事業者に関して、事業者自身の資金が信用供与総額に照らして適切であること

(5) 財務規制

電子マネー免許事業者には財務規制が課され、自己資本は、前述の当初自己資本を下回ってはならない。

(6) セーフガード（分別管理等）

電子マネー免許事業者は電子マネーの発行の代わりに受領した資金を保護しなければならない（同法典第3編第2章第6節 L. 526-32）。保護措置は、電子マネー事業者の口座に入金されるかその他の方法で電子マネー事業者が利用できるようになったと

きまでに行えばよいが、遅くとも電子マネー発行日の 5 日後の終わりまでに行わなければならない。

対象となる資金（「関連資金（relevant funds）」）の保護措置の 1 つ目の方法は、電子マネー事業者が関連資金を受領日の翌営業日の終わりまで保有し続ける場合、電子マネー事業者以下に以下のいずれかの義務を課すというものである。

- ① 免許を受けた与信機関における電子マネー事業者の別口座に、関連資金を預金する。
- ② 安全で流動性の高いと認められる資産で関連資金を運用し、免許を受けた保管機関における別口座で当該資産を保管する。

関連資金の保護措置の 2 つ目の方法は、関連資金を、免許を受けた保険会社の保険契約の対象とするか、免許を受けた保険会社又は与信機関による保証を受けるというものである。

また、電子マネーの発行とは無関係な決済取引の執行のために受領した資金についても、電子マネー免許事業者には、決済サービス規則に基づく利用者保護規制が課される。

（7）情報提供

電子マネー免許事業者は契約に先立ち紙又は同様の耐久性のある素材で契約条件を伝えなければならない。その際、別に合意がない限り、フランス語で明快かつ簡単に理解可能な用語で伝えなければならない（通貨金融法典第 3 編第 1 章第 5 節 L. 315-6）。

（8）電子マネーの発行・払い戻しに関する規制

電子マネーにチャージ可能な上限金額（10,000 ユーロ）³¹⁷、1 回あたりのチャージ上限額（1,000 ユーロ）、払戻額（1,000 ユーロ）等は別途デクレで規定される。

契約では、電子マネーの払戻に関し条件・期間を明示しなくてはならない。払戻にあたりコストが発生する場合は、金額、計算方法等を契約書に明記しなくてはならない（同法典第 3 編第 1 章第 5 節 L. 315-7）。また、契約書には、払戻は電子マネーの額面価格で行われる旨を明記しなくてはならない（通貨金融法典第 3 編第 1 章第 5 節 L. 315-8）。

³¹⁷ Décret n° 2016-1742 du 15 décembre 2016 relatif au plafonnement des cartes prépayées

(9) 監督

経済・財務大臣により任命されたフランス銀行の職員は決済サービス事業者に対して監督を行い、主な監督措置として以下のものがある（通貨金融法典第3編第1章第7節 L. 317-1）。

- ① 電子マネー事業者は情報提供の規定を満たしていることを証明しなくてはならない。
- ② 電子マネー事業者等の利用施設と考えるのに合理的な理由がある場合、当該職員は、施設の立ち入り、施設の調査、文書の調査等することができる。
- ③ 刑事犯罪が見つかった場合には、議事録を5日以内に検察に提出しなければならない。

(10) その他の規制

① 紛争処理

与信機関、金融会社、仮想通貨発行者、決済サービス事業者との紛争解決にあたり、無料で調停者に相談する権利を有する。各調停者は年次報告書を作成し、消費者調停評価管理委員会委員長等に提出する（通貨金融法典第3編第1章第6節 L. 316-1）

② 個人情報保護

個人情報を取り扱う者に対しては、情報処理、情報ファイル及び自由に関する法律（第6条）により、個人情報を公正で合法的に扱うこと、特定の目的に従って取得し目的外には取り扱わないこと、個人情報は正確であること、必要以上に長期間取り扱わないことなどが規定されている。

③ マネー・ローndリング規制

マネー・ローndリング規則（The Money Laundering Regulations 2007）や犯罪収益法（The Proceeds of Crime Act）等、各種のマネー・ローndリング関連の規制により、電子マネー事業者は、顧客の審査、取引の継続的監視、疑わしい取引の報告、マネー・ローndリングのリスクの評価、取引記録の保存等を行うことが求められる（通貨金融法典第5編第6章第3節）。

4. 仮想通貨交換業者に対する規制

フランスでは、ACPR が 2014 年 1 月 29 日付で、ビットコインの売買の仲介が決済サービスに該当するとの見解を公表している（*Position de l'ACPR relative aux opérations sur Bitcoins en France, Position 2014-P-01*）。この中で、仮想通貨交換業者は、通貨金融法典上の決済サービス事業として ACPR からライセンスを取得し、決済サービス事業者としての規制を受けることとしている（決済サービス事業者の規制内容については、フランス IV 2 資金移動業者に対する規制を参照）。

また、EU 委員会は仮想通貨の規制を含む第 4 次マネー・ローンダリング指令の改定案を 2016 年 7 月に示している。第 4 次マネー・ローンダリング指令の改正状況については、イギリス IV 4 仮想通貨交換業者に対する規制を参照。第 4 次マネー・ローンダリング指令については、EU IV 4 仮想通貨交換業者に対する規制を参照）。

5. 販売勧誘ルール

銀行サービス及びその他の金融サービスの販売勧誘に関しては、通貨金融法典に規定が置かれている。

(1) 販売勧誘の定義

販売勧誘行為は、通貨金融法典において、「銀行サービス又は他の金融サービスの直接販売」と称し、いかなる方法であれ、特定の個人又は法人からの招請を受けずに、その同意を得るために接触を図ることと定義されている（通貨金融法典 L341-1 条）。

また、誰の発意によるものであっても、同じ目的のために居所、職場、又は、本来、金融商品販売を行う場所でないところに物理的に出向く行為も同様である。

(2) 対象商品・サービス

① 規制対象

以下の商品・サービスの販売勧誘行為が規制の対象となる（通貨金融法典 L341-1 条）。

- 1) 金融機関等及びその仲介者による金融商品の取引実行
- 2) 金融機関等及びその仲介者による銀行取引又は銀行取引の付随取引の実行
- 3) 金融機関等による投資サービス又は投資サービスの付随サービスの提供
- 4) その他の財産（生命保険年金等、通貨金融法典 L550-1 条に定められているもの）の取引
- 5) 投資助言業者による投資助言サービスの提供
- 6) 金融機関等による支払サービスの提供

② 適用除外

以下に該当する場合は、販売勧誘行為規制の対象にならない（通貨金融法典 L341-2 条）。

- 1) 適格投資家、及び総資産額、総売上高、運用資産額、収入額、職員数において、法令（デクレ）で定める基準を超えている法人に対して接触が行われる場合。

- 2) 通貨金融法典によって、販売勧誘行為が認められている者³¹⁸の営業所において接触が行われる場合。
ただし、当該営業所が大規模商業施設の中にあり、その者が金融商品や貯蓄商品のマーケティングに関連して、大規模商業施設を運営する事業者と契約関係にない場合に限る。
- 3) 勧誘先である法人の要望に応じ、当該法人の営業所においてアプローチを行う場合。
- 4) 一般的な推奨にとどまる投資リサーチや財務分析にのみ関連して、法人との接触が行われる場合。
- 5) 既存の顧客に対して申し出がなされる場合であって、提案される取引の特性、リスク、規模が通常行っている取引と同等である場合。
- 6) 関連貸付の条件に該当する販売金融、買取貸借借契約³¹⁹、又は買取選択権付貸借借契約³²⁰に関する提案を目的として、信用機関に代わってアプローチを行う場合。
- 7) 前項 6)以外に、個人や法人に対し、信用機関の名称及び信用費用（金利・手数料など）を明示した上で、個人や法人に対して買取選択権付貸借借契約を提案することを目的として、信用機関に代わってアプローチを行う場合。
- 8) 販売の現場において消費者信用取引に該当する融資の提供を目的として、信用機関又は支払機関に代わってアプローチを行う場合。
- 9) 販売勧誘行為が認められている金融機関³²¹（ベンチャーキャピタルは除く）の間に、商品の供給、取引の執行、サービスの提供に関し協定を結んでいる場合。
- 10) 消費者信用取引に該当する販売金融サービスの提供を目的として、支払機関に代わってアプローチを行う場合。
- 11) 自然人又は法人に対して、広告上の情報を単純に発信する場合。ただし、契約前又は契約に関する情報は除く。

③ 販売勧誘行為が禁止されている商品・サービス

以下の商品については、販売勧誘を行うことが禁止されている（通貨金融法典L341-10条）。

³¹⁸ フランスIV 5（3）①販売勧誘行為への従事者を参照のこと。

³¹⁹ 販売者が定期的な支払と引き換えに商品を顧客に貸貸し、支払が完了した時点で貸借借期間が満了し、対象物の所有権を顧客に移転する取引。

³²⁰ 販売者が定期的な支払と引き換えに商品を顧客に貸貸し、支払が完了した時点で顧客が貸借物を返還するか、貸借借契約を更新するか、残存価値で購入するかを選択することのできる取引。

³²¹ フランスIV 5（3）①販売勧誘行為への従事者の①に列挙されている機関のこと。

1) 契約の段階において、リスクの最大値が明らかでない商品、又は当初の拠出額を超える損失が生じる危険性のある商品。ただし、以下の例外は除く。

- 実物資産に投資する単位型のパートナーシップ
- 通常のヘッジ行為の一部をなす商品であって、法人に対してのみ提供されるもの

2) フランス国内における販売認可を受けていない商品。

3) 先物市場に投資するファンド（通貨金融法典 L214-42 条に該当するもの）及び証券化商品（同 L214-43 条に該当するもの）。

4) 規制取引所又は認定海外取引所での取引が認められていない金融商品。
ただし、以下のものは除く。

- 集团的投資事業の参加持分
- 規制上の要件を満たす情報開示文書が作成されている公募型金融商品
- ベンチャーキャピタルが発行する証券

（3）販売勧誘行為への従事者

販売勧誘行為を行うことができるのは、以下の者に限られる（通貨金融法典 L341-3 条）。

- ① 与信機関、仮想通貨会社、決済事業者、投資企業、保険企業、ベンチャーキャピタル会社（自身が発行する有価証券の申込みに限る）、ファンド運用会社（自身が管理する会社型ファンドの発行する有価証券の申込みに限る）、他の EU 加盟国で認可を受けたこれらと同等の機関で、フランス国内での営業を認められている者。
- ② 労働法典による従業員厚生制度上の当該企業及び販売委託先
- ③ 投資助言業者
- ④ 銀行取引及び支払取引の仲介者
- ⑤ 会社専属募集人

上記①～⑤に該当する者は、販売勧誘行為を当該者のために行うよう個人に委任することができる（①の金融機関等は、法人にも委任できる）。委任は記名式で、対象となる商品・サービスの性質と勧誘を行うことのできる条件を指定し、期間は 2 年間までとする（更新可）。

受任者は、複数の機関から委任を受けることができる。ただし、受任者はすべての機関に対し、複数の機関から委任を受けていることを通知しなければならない（通貨金融法典 L341-4 条）。

上記①～⑤の者、又はその委任を受けた者は、自身が任命した勧誘員がその資格で

行った行為の民事責任を負う（同 L341-4 条IV）。

（４）行為規制

販売勧誘の実施者に対しては、以下のような行為規制が課されている。

- 金融商品、投資サービス又は関連サービスに関する勧誘を行うものは、あらかじめ相手の財務状況と、投資や金融に関する経験、目的を尋ねなければならない。また、意思決定に役立つよう明白かつ理解しやすい情報を提供しなければならない（通貨金融法典 L341-11 条）。
- 契約上の義務が生じるより前に時間的余裕をもって、法令に従い、勧誘の対象者に対し、以下の事項を含む情報を提供しなければならない（通貨金融法典 L341-12 条）。
 - ・ 勧誘員の氏名、住所
 - ・ 勧誘を行わせる法人の名称、住所、登録番号（該当する場合）
 - ・ 勧誘の実施が委託されている場合は、委託を受けている者の法人の名称、住所、登録番号（該当する場合）
 - ・ 規定された商品要覧又は目論見書
 - ・ 契約条件（実際に支払が必要になる費用総額を含む。金額を明示できない場合は、算定方法の記載が必要）
 - ・ 撤回権の有無とその撤回方法（法令により記載が必要な場合）
 - ・ 契約前の関係と契約に適用される法と、準拠法の選択に関する条項の存在
- 勧誘を行う者は、説明方法に関する指導を受けている以外の商品等を勧誘することを禁じられている（同 L341-13 条）。
- 取引の執行は、認可された法的主体との間で行われるもので、勧誘を行う者はこれに署名する権限を持たない（通貨金融法典 L341-14 条）。
- 勧誘を行う者は、勧誘対象者から現金や他の支払手段を受け取ってはならない（通貨金融法典 L341-15 条）。

6. 外国銀行への規制

(1) 外銀支店に対する流動性規制・監督の状況

① 流動性規制の導入状況

フランスでは、2009年5月5日付アレテ (Arrêté du 5 mai 2009 relatif à l'identification, la mesure, la gestion et le contrôle du risque de liquidité)³²²により、流動性規制の強化が図られた³²³。同アレテは、2010年6月30日から施行されており、標準的な流動性リスク比率の算出方法及び規制上の下限について規定している (第7条)。

ただし、金融機関は、ACPRからの認可を得て、自行の内部方式による流動性リスクの計測方式及び基準値を用いることも可能である。

金融機関は、自行の各指標、各種制限、流動資産の在庫、緊急対応計画、及びACPRが定める項目と頻度によるシナリオ全ての集計結果等に関する情報を通知する義務を負う (第55条)。

② 外国銀行支店への適用状況

2009年5月5日付アレテでは、流動性規制の適用対象を以下の与信機関としており、外国銀行支店に対しても同等の規制が適用される (第1条)。

- フランス国内に本店を置く与信機関
- 他のEU加盟国又はEEA参加国に本店を置く与信機関の支店
- EEA参加国以外の国に本店を置く信用機関の支店

ただし、他のEU加盟国又はEEA参加国に本店を置く与信機関の支店の場合、以下の条件を満たしていれば、フランスの流動性規制は適用されない。(第3条)。

- (本店として) 登録された事業所において、その母国の法定機関による監督に従って、当該支店を含めた流動性の集中管理が行われている。
- 登録された事業所が、その母国における流動性規制を充足している。
- 登録された事業所と、当該支店との間の資金移動に関して、阻害要因がない。
- 母国の監督機関が、上記の要件が満たされていることを確認した上で、状況に変化が生じた場合、特に流動性規制に関する継続的なあるいは重大な違反が発生した場合にはACPRに対して通知することに同意している。

³²² http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=7CF3E382B78C8761922E340E7BD597E7.tpdjo04v_3?cidTexte=JORFTEXT000020635107&categorieLien=id

³²³ ACP年次報告書 (2010年版) による。

<http://www.acpr.banque-france.fr/publications/rapports-annuels.html>

(2) 破綻時の預金者保護のための規制・監督の状況

2009年5月5日付アレテでは、与信機関は期限の到来した支払義務を果たすために、流動資産の確保によって十分な流動性を常時保有していなければならないとされている(第2条)。

このため、与信機関は、自行が保有する資産の流動性や入手可能性を計測するための指標を設け、その充足状況についてモニタリングを行うことが求められている。

フランス国内での資産保有の義務付けや、国外への回金制限といった措置は特にとられていないものの、流動性指標を計算する際には、EU/EEA加盟国以外の第3国内資産は、自行の保有現金と国の供託局に預託された資金を除き、第7条で定める一定のリスク比率を掛け、減算することとなっている。(第36条～第46条)。

7. 保険会社に係る組織形態及び各種法制度の概要

(1) 形態の有無（相互会社、共済等）

保険法典 L322-1 条で、フランス国内に登録事務所を有する保険会社は、公開有限責任会社、欧州企業のいずれかでなければならないと規定されている。

また、共済法典 L111-1 条で、共済組合が非営利法人であり、生命保険、傷病保険等の業務や結婚・出産等の際の資金支払等を行うことができると規定されている。

(2) 商品認可制度の概要

保険商品の事前認可制度は廃止されている。ただし、保険法典 L310-8 条では、主務大臣は契約書類又は広告関連の書類の開示を求めることができると規定されており、また、法令違反がある場合には、当該部分の修正若しくは削除を要求できると規定されている。

(3) 生損保兼業の可否

保険法典 L321-1 条で、生損保兼業の場合の免許は発行されないことが規定されている。

8. FinTech に関する施策及び規制状況等

(1) 政府・中央銀行の施策（法的対応を含む）

ACPR は、技術革新的なプロジェクトの申請が急激に増大していることを受け、2016年6月1日に ACPR の事務総局直属の機関として FinTech イノベーション・クラスターを創設した。同クラスターでは、今後の FinTech の発展に向け、FinTech をどのように受け入れ、また、FinTech の発展が銀行、決済サービス、保険分野にどのようなインパクトをもたらすかの分析を行う。また、革新的なプロジェクトの申請の増大を踏まえ、革新的なプロジェクトの展開にあたっては、どのような規制があり、プロジェクトに適用される規制が何でどのような状況にあるのかの理解の促進、認可・免許付与の簡素化などのサポートが必要であり、プロジェクトの分野によっては AMF と協力して実施する。そのため、AMF も同様に FinTech イノベーション・コンペティティブ・ポールを設立している。

ACPR と AMF は FinTech の発展に向け、特殊性やリスク、規制の在り方等を、規制当局や FinTech 専門家等で議論する場として FinTech フォーラムを年 2 回実施することとし、2016年7月18日に第1回の FinTech フォーラムが実施されている。

(2) 「中間的業者」に関する規制状況・検討状況

フランスでは、中間的業者への規制に関する包括的な法律は制定されていない。意見の公募の実施等を経て、2018年1月までに第2次決済サービス指令フランス国内法化される予定である。

V. 資料

1. 検査・監督機関の概要

	ACPR（プルーデンス監督・破綻処理庁）	AMF（金融市場庁）	金融安定化高等評議会
設立	・2013年（前身のACPは2010年に設立）	・2003年	・2013年（前身のCorefrisは2010年に設立）
組織形態	・独立行政機関	・独立行政機関	・国庫局が運営
組織の長	・議長 ・フランス銀行総裁、又は同総裁が指名するフランス銀行副総裁が務める	・議長 ・政令により任命	・議長 ・経済担当大臣が務める
監督対象金融機関	・信用機関 ・投資企業 ・保険会社	・ポートフォリオ管理会社 ・投資助言業者	・なし
権限	・認可 ・監督 ・破綻処理	・市場規制 ・金融サービス専門職の認可・監督等（ポートフォリオ管理会社、投資助言業者等） ・規制制定	・マクロ・プルーデンス監督
職員数	・1,065名（2015年末）	・468名（2015年平均）	・独自の職員はいない
財源	・監督対象機関からの賦課金 ・フランス銀行からの割当金	・監督対象機関からの賦課金	・独自の予算はない
事務所	・本部：パリ ・地方支部：なし	・本部：パリ ・地方支部：なし	—
他の組織との関連性	—	—	・ACPR議長、AMF議長が理事として参加

2. フランスの金融規制

		銀行	証券	保険
法規制		通貨金融法典		保険法典
業務規制		○免許制 法律により規定	○免許制 法律により規定	○免許制 法律により規定
相互参入	単体	銀行本体での証券業務の実施が可能 ただし、投機的業務は禁止		他業禁止規定あり 生・損保兼業禁止規定あり
	持株・子会社方式	金融コングロマリットとして銀行・証券と保険のグループ化可能		
健全性規制		○自己資本規制	○自己資本規制	○ソルベンシー・マージン規制
		EU規則を直接適用		所定の必要額以上のソルベンシー・マージン(広義の自己資本)の維持 (法律の根拠規定に基づく。基準額および算出方法は政令で規定)
		○大口信用規制	○大口信用規制	○大口信用規制
		EU規則を直接適用		政令により規定
				○保証積立金
				ソルベンシー・マージン必要額の1/3を保証積立金とし、保険種別ごとに設定された最低限度額以上の保持を義務付け (政令により規定)

(凡例) 太線 : EU 法、二重線 : フランス法、実線 : 法律+政令、点線 : 政令

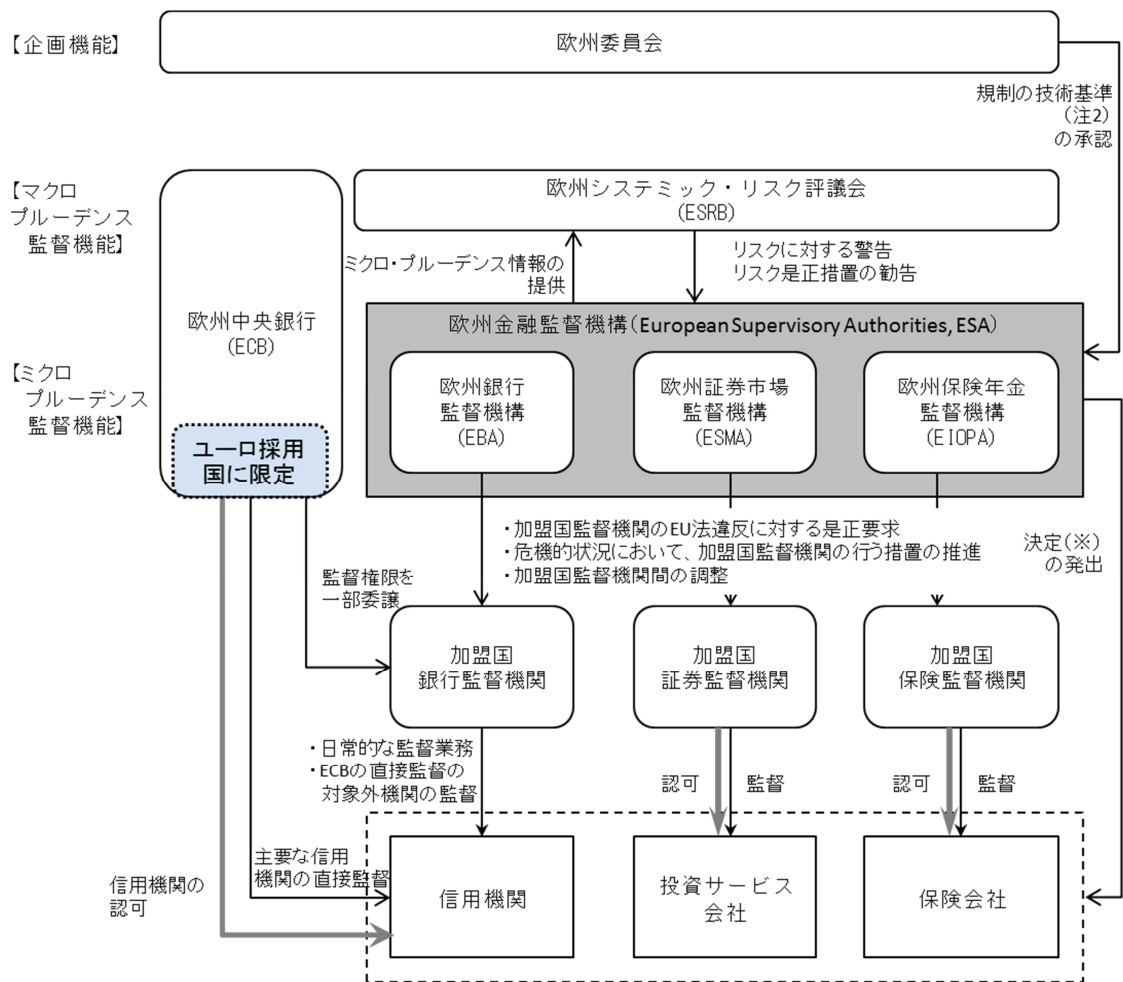
EU

EUの金融制度

I. 概要

1. EUの金融監督体制

図表 EU-1 金融監督体制図



(注1) 各加盟国の金融監督機関が欧州監督機構の求める規制の適用を行わず、早期是正の必要がある場合、欧州監督機構が個別金融機関に対して直接、必要な措置をとるように要求する「決定」を発することができる。

(注2) 「規制の技術基準」は、法令の施行にあたっての技術的な詳細について定める規制で、欧州監督機構が制定権を持つが、制定にあたっては欧州委員会の承認を必要とする。

(出所) 本章内各種参考文献より作成

Ⅱ．金融制度及び検査監督

1．金融機関の種類

(1) 信用機関 (credit institution)

EU では銀行業務を行う金融機関は、信用機関 (credit institution) と呼ばれ、Directive 2013/36/EU (以下「第4次資本要件指令」という)³²⁴に基づいて設立される。同指令では、信用機関を「預金又はその他の払戻可能な資金を公衆から受入れ、かつ、自己勘定での信用供与を行うことを業務とする事業者」と定義している (第4次資本要件指令第3条第1項(1))。

信用機関の多くは、銀行業務と証券業務の兼業が可能なユニバーサルバンク形態をとっている。第4次資本要件指令では、信用機関が EU 全域で実施できる業務を、以下のように規定している。

- 信用機関が、EU 全域において実施可能な業務 (第4次資本要件指令 Annex I)
 - ・ 預金及び他の払い戻し可能な資金の受入
 - ・ 貸付 (消費者信用、抵当信用、ファクタリング、商業信用 (ウィズリコース・ノンリコースの両方とも) など)
 - ・ 金融リース
 - ・ 送金サービス
 - ・ 支払手段 (クレジットカード、トラベラーズチェック、銀行小切手など) の発行及び管理
 - ・ 支払保証及び融資枠
 - ・ 自己勘定や顧客勘定における、以下の金融商品のトレーディング業務 (短期金融市場商品、外国為替、金融先物・オプション、為替及び金利に基づく金融商品、譲渡可能な有価証券)
 - ・ 有価証券発行への参加、及び有価証券発行に関連するサービスの提供
 - ・ 企業への助言業務、及び合併・企業買収に関連するサービス

³²⁴ 資本要件指令は4次にわたって改正されている。最新の規定は正式名称を”DIRECTIVE 2013/36/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 26 June 2013 on access to the activity of credit institutions and the prudential supervision of credit institutions and investment firms, amending Directive 2002/87/EC and repealing Directives 2006/48/EC and 2006/49/EC”といい、「第4次資本要件指令 (4th Capital Requirement Directive, CRD IV)」と略称される。

- ・ 短期金融市場商品の媒介
- ・ ポートフォリオ管理及び助言
- ・ 有価証券の保管・管理
- ・ 信用照会サービス
- ・ カストディサービス
- ・ 電子マネーの発行

(2) 投資サービス会社 (investment firm)

EUにおいて金融サービス市場が統合される際、金融機関に対しては銀行業務と証券業務の兼業が可能なユニバーサルバンク形態が採用された。銀行業務を行う機関であれば(1)の信用機関として免許を取得することになる。ただし、証券関連業務のみを行う機関については別途指令により規制を行う必要があった。

こうした中、1993年5月に採択された93/22/EEC(以下「投資サービス指令」という)において、証券関連業務のみを行う機関に対する規制の調和がはかられた。現在はその改正指令であるDirective 2004/39/EC³²⁵(以下「金融商品市場指令」という)において、これら機関を投資サービス会社 (investment firm) と定義している(金融商品市場指令第4条(1))。

投資サービス会社の業務とは以下に掲げるものを指す。

- 投資サービスに該当する業務 (金融商品市場指令 Annex I SectionA)
 - ・ 金融商品の注文取次
 - ・ 顧客からの注文の執行
 - ・ 自己勘定売買
 - ・ ポートフォリオ管理
 - ・ 投資助言
 - ・ 金融商品の組成又は引受
 - ・ 確約ベースでない金融商品の分売
 - ・ 多角的な取引システム (Multilateral Trading Facilities, MTF) の運営

なお、金融商品市場指令に基づく投資サービス業務と資本要件指令に基づき信用機関が実施可能な業務 (EU II 1 (1) 信用機関を参照のこと) から二種類の業務は、下表の

³²⁵ 正式名称は”DIRECTIVE 2004/39/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 21 April 2004 on markets in financial instruments amending Council Directives 85/611/EEC and 93/6/EEC and Directive 2000/12/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directive 93/22/EEC”である。「金融商品市場指令 (Markets in Financial Instruments Directive, MiFID)」と略称される。

対応関係に整理され、信用機関は、右列の証券業務を行うことが可能となっている。

図表 EU-2 金融商品市場指令に基づく投資サービス業務と、
信用機関が実施可能な業務との対応

金融商品市場指令による 投資サービス業務	資本要件指令により 信用機関が実施可能な業務
○金融商品の注文取次 ○顧客からの注文の執行 ○自己勘定売買	○自己勘定や顧客勘定における金融商品のトレーディング業務
○ポートフォリオ管理 ○投資助言	○ポートフォリオ管理及び助言
○金融商品の組成又は引受	○有価証券発行への参加、及び有価証券発行に関連するサービスの提供

① 業務範囲規制

金融商品市場指令第 4 条は、投資サービス業者の行う投資サービス及び活動を同指令 Annex I Section A のように定義している。また、同指令第 6 条により、投資サービス及び活動を行う場合には、それに付随する補助的事業として同指令 Annex I Section B にあるサービス・活動にも従事することができる。ただし、補助的事業だけを実施する場合には、投資サービス事業者としての免許は付与されないほか、投資サービス事業者がその事業を他の投資サービス・活動に拡大したい場合は、免許対象事業の拡大を申請しなくてはならない。

同指令第 8 条によれば、投資サービス事業者が、その免許付与の前提条件や、同指令の規定する投資サービス事業者の事業実施条件を満たさない場合には、監督当局は免許を撤回できる。

② 規制指令の改正動向

2014 年 5 月に、金融商品市場指令の後継となる Directive 2014/65/EU (略称 MiFID II、以下「第 2 次金融商品市場指令」という)³²⁶及び Regulation (EU) No 600/2014 (略称 MiFIR、以下「金融商品市場規則」という)³²⁷が制定された。その主な目的は、

³²⁶ DIRECTIVE 2014/65/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 15 May 2014 on markets in financial instruments and amending Directive 2002/92/EC and Directive 2011/61/EU

³²⁷ REGULATION (EU) No 600/2014 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 15 May 2014 on markets in financial instruments and amending Regulation (EU) No 648/2012

近年の金融商品及び取引環境の複雑化、技術革新の進展、金融危機で顕在化した規制の弱点への対応等を行うことで、金融市場の信頼性と投資家保護を向上させることである。European Economic Area（以下「EEA」という）加盟国は、2017年7月3日までに、第2次金融商品市場指令に基づく法令を制定し、2018年1月より施行しなくてはならない。その主な改正点には、以下が含まれる。

1) 新たな市場の枠組みへの規制の導入

例：「組織化された取引施設（OTF：organised trading facility）」という新たな市場分類を設け、規制の対象に包含した（第2次金融商品市場指令 第4条）

2) 市場の透明性の向上

例：市場運営者及びOTFを含む取引施設運営者に対して、取引される株式又は非株式商品について、取引前後での情報開示義務を課した（金融商品市場規則 第3,6,8,10条）

3) アルゴリズム取引に対する規制の導入

例：アルゴリズム取引を行投資事業者に対し、十分な容量を具えた実効的なシステムとリスク管理体制の構築を義務付けた（第2次金融商品市場指令 第17条）

4) デリバティブ市場への監督強化

例：清算対象であり流動性のあるデリバティブの取引は全て、規制市場、MTF、OTFの何れかで行うことを義務付けた（金融商品市場規則 第28条）

5) 投資家保護の強化

例：投資助言サービスを単独で提供する場合、投資助言者が遵守すべき義務について新たに規定した（第2次金融商品市場指令 第24条）。また、ESMA及び各国の証券市場監督機関は、金融商品のマーケティング・販売を監視し、特定の商品の販売を禁止することができる（第2次金融商品市場指令 第39,40,42条）。ほか、取引施設は取引及びその執行に関するデータを、少なくとも年に一度、無料で公開することが義務付けられた（第2次金融商品市場指令 第27条）。

投資家保護の強化については、EUⅢ 8（2）投資家補償制度の見直しを参照のこと。

（3）保険会社

保険業務については、生命保険、損害保険などの各分野別に複数の指令が採択されていたが、2009年にDIRECTIVE 2009/138/EC（以下「ソルベンシーⅡ指令」という）に統合された。

ソルベンシー II 指令第 15 条において、保険契約は、①非生命保険契約、②生命保険及び③非生命保険、生命保険に対するものを含むあらゆる種類の再保険に分類される。それぞれの事業には、免許の取得が必要である（同第 14 条）。非生命保険、生命保険に該当する保険の細目については、ソルベンシー II 指令の Annex I part A, Annex II で以下のように列挙されている。

非生命保険の種類 CLASSES OF NON-LIFE INSURANCE (※項番は、当該指令の記載に従う)		生命保険の種類 CLASSES OF LIFE INSURANCE (※項番は、当該指令の記載に従う)
1.事故（労働傷害、職業病を含む）	10.自動車損害賠償責任	I. 生命・年金（II、IIIに該当するものを除く） II. 婚姻及び出産 III. 投資ファンドに関連する生命・年金保険 IV. 英国、アイルランドに現存する一種の終身健康保険 V. トンチン年金 VI. 資金償還 VII. 団体年金基金管理 VIII. 団体保険等 IX. 社会保険
2.疾病	11.航空機損害賠償責任	
3.陸上車両	12.船舶損害賠償責任	
4.鉄道車両	13.一般賠償責任	
5.航空機	14.信用保証	
6.船舶	15.保証契約	
7.輸送物品	16.各種金銭的損失	
8.火災・自然災害	17.訴訟費用	
9.その他の財産損害	18.困窮時支援	

また、ソルベンシー II 指令の Annex I part B にて、上記の非生命保険事業を複数を組み合わせた事業として

- (a) 事故傷害及び疾病（「非生命保険の種類」の 1、2）
- (b) 自動車（「非生命保険の種類」の 1、3、7、10）
- (c) 海上運輸（「非生命保険の種類」の 1、4、6、7、12）
- (d) 航空事業（「非生命保険の種類」の 1、5、7、11）
- (e) 火災及びその他損害（「非生命保険の種類」の 8、9）
- (f) 賠償責任（「非生命保険の種類」の 10、11、12、13）
- (g) 信用及び保証契約（「非生命保険の種類」の 14、15）
- (h) その他任意の組み合わせによる保険事業

が定義・命名されている。

□ 業務範囲規制

ソルベンシー II 指令第 18 条は、保険会社による他事業の兼業禁止のため、以

下を要求している。

- ・ 保険事業者に対し、その事業目的を保険事業及びそこから直接派生する業務に限定し、その他のあらゆる営利事業を排除すること
- ・ 再保険事業者に対し、その事業目的を再保険事業及びそれに関連する業務に限定すること。ただし、関連業務として、金融事業に関連する持株会社としての機能と活動が含まれる。

さらに、生命保険業は非生命保険業と兼営してはならないことも規定されている（ソルベンシーⅡ指令 第73条）ため、生命保険と損害保険の兼営はできない。

これらの結果、信用機関や投資サービス会社は保険業免許を得られないが、保険商品の販売・取次は行うことができる。

（４）投資運用業者

EUでは、投資運用業務は、投資サービスの1つである「ポートフォリオ管理 (portfolio management)」に相当し、金融商品市場指令による規制を受ける。

ポートフォリオ管理とは、「(同指令による規制対象となる) 金融商品を含むポートフォリオに関連して、顧客ごとの裁量ベースで、顧客から与えられた命令 (mandate) に沿ってポートフォリオの管理を行うこと」と定義されている（金融商品市場指令 第4条第1項9)）。

ポートフォリオ管理業務を行う事業者は、投資サービス会社に含まれる。投資サービス会社については、EUⅡ1（2）投資サービス会社を参照のこと。

（５）投資助言業者

EUでは、投資助言業務は、投資サービスの1つである「投資助言 (investment advice)」に相当し、金融商品市場指令による規制を受ける。

投資助言とは、「顧客の要請、あるいは投資会社の発動によって、金融商品に関連する取引に関し、顧客に個人宛の推奨 (personal recommendations) を提供すること」と定義されている（金融商品市場指令 第4条第1項4)）。

投資助言業務を行う事業者は、投資サービス会社に含まれる。投資サービス会社については、EUⅡ1（2）投資サービス会社を参照のこと。

2. 金融監督機関

EU レベルでの金融監督機関としては、マクロ・プルーデンスの観点から全体的なシステムミック・リスクの監督を行う機関として欧州システムミック・リスク評議会（European Systemic Risk Board、以下「ESRB」という）、また、個々の金融機関につきマイクロ・プルーデンス監督を行う機関として銀行、証券、保険それぞれの監督機関

- 銀行は欧州銀行監督機構（European Banking Authority、以下「EBA」という）
- 証券は欧州証券市場監督機構（European Securities and Markets Authority、以下「ESMA」という）
- 保険は欧州保険年金監督機構（European Insurance and Occupational Pensions Authority、以下「EIOPA」という）

が 2010 年に設立され、2011 年 1 月から稼働を開始した。上記 4 機関を包含したものを欧州金融監督制度（European System of Financial Supervision、以下「ESFS」という）と称するほか、EBA、ESMA、EIOPA の 3 つをまとめて欧州監督機構（European Supervisory Authorities、以下「ESA」という）と称する。

これに加えて、ギリシャ、スペイン等ユーロ圏内での銀行危機を受け、同圏内の銀行を欧州中央銀行（European Central Bank、以下「ECB」という）が一元的に監督する単一銀行監督機構（Single Supervisory Mechanism、以下「SSM」という）の設立が 2012 年に欧州委員会により提案され、2014 年 11 月から本格的に稼働した。

（1）欧州システムミック・リスク評議会（ESRB）

① 根拠法令

ESRB は、Regulation No.1092/2010（以下「ESRB 設立規則」という）に基づき設立された。

② 目的

ESRB は、EU 域内の金融の安定性に対するシステムミック・リスクの防止又は緩和を目的として、EU の金融システムのマクロ・プルーデンシャル監督を行う機関である（ESRB 設立規則第 3 条第 1 項）。

③ 業務内容

上記②の目的のため、ESRB は以下の業務を実施する（ESRB 設立規則第 3 条第 2 項）。

- (a) 関連する情報の確定・収集・評価
- (b) システミック・リスクの特定と優先順位付け
- (c) 重大なリスクに対する警告の実施、及び必要に応じてこれを公表すること
- (d) リスクの是正措置についての勧告の実施、及び必要に応じてこれを公表すること
- (e) 緊急時に欧州理事会に対し秘密警告を行い、状況に関する評価を提供すること
- (f) 警告や勧告のモニタリングとフォローアップ
- (g) 欧州金融監督制度³²⁸の他の機関との協力
- (h) 必要に応じ、合同委員会に参加すること
- (i) 国際的な金融監督機関（IMF、金融安定化理事会（FSB）、その他第三国の当局）との連携を図ること
- (j) EU 法によって特定されるその他の関連業務

④ 組織

ESRB には理事総会（General Board）、執行委員会（Steering Committee）、事務局（Secretariat）、学術諮問委員会（Advisory Scientific Committee）、専門諮問委員会（Advisory Technical Committee）が設置される（ESRB 設立規則第 4 条第 1 項）。

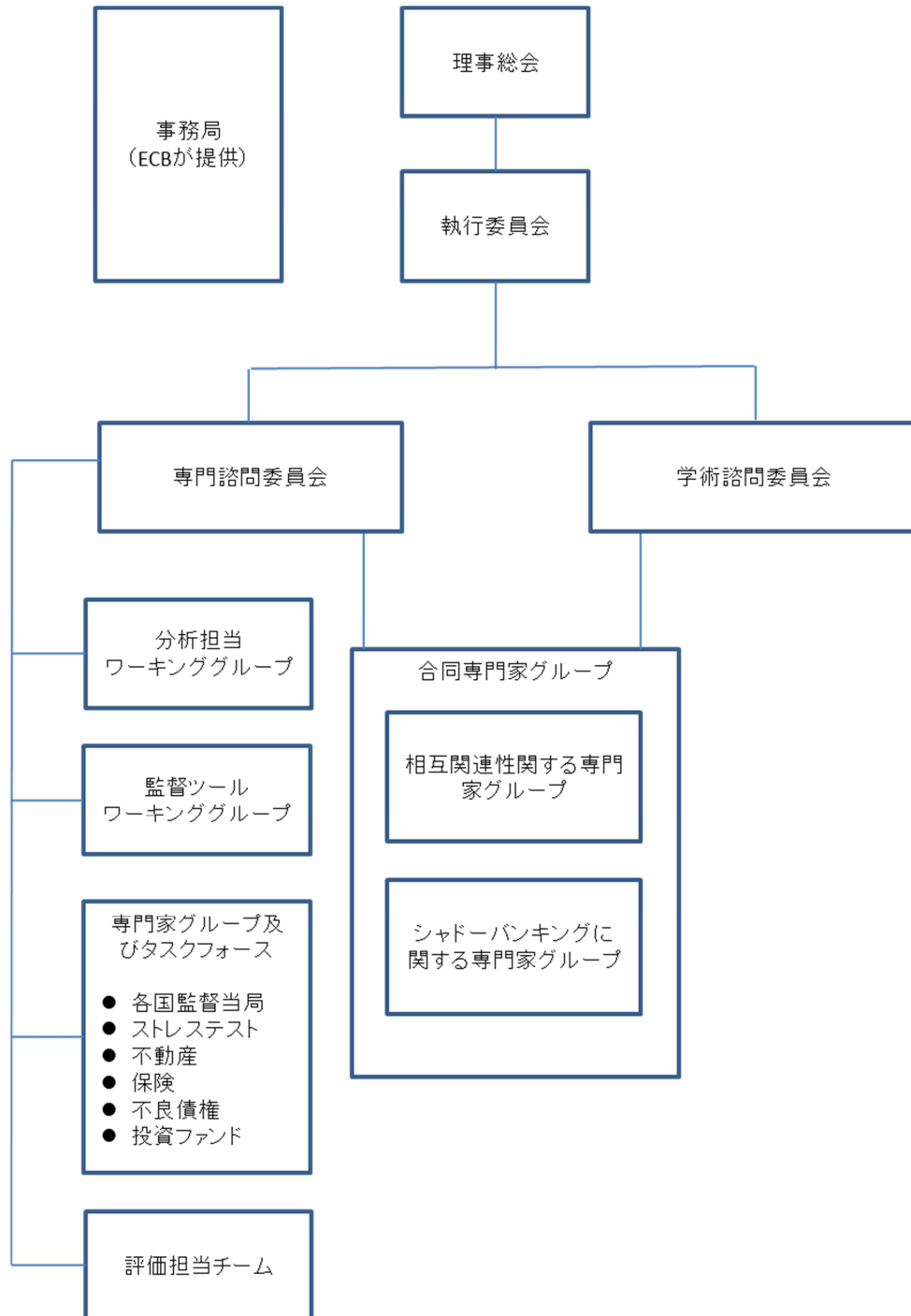
理事総会は以下のメンバーによって構成される（ESRB 設立規則第 6 条）このうち、議決権を持つメンバーは(a)～(h)となる。

- (a) 欧州中央銀行の総裁・副総裁
- (b) 各加盟国の中央銀行総裁
- (c) 欧州委員会委員 1 名
- (d) EBA 議長
- (e) EIOPA 議長
- (f) ESMA 議長
- (g) 学術諮問委員会議長 1 名、副議長 2 名
- (h) 専門諮問委員会議長
- (i) 各加盟国の国内監督当局代表者（各国 1 名）
- (k) 経済金融委員会（Economic and Financial Committee）議長

³²⁸ 欧州金融監督制度については、EU III 1（1）①欧州金融監督制度の創設を参照のこと。

ESRB の組織図は以下のとおりである。

図表 EU-3 ESRB の組織図



(出所) ESRB のウェブサイト掲載資料より作成

⑤ 職員数

ESRB の事務局は、ECB 内に置かれており、ECB から人員の提供を受けている。また、メンバー機関（EU II 2（1）④組織を参照のこと）からも、分析におけるサポートのために人員が提供されている。

2015 年に ESRB に提供された人員数（フルタイム換算）の内訳は下記のとおり³²⁹。

□ ECB からの提供	
・ 事務局の常勤職員	21.8 名
・ その他の形態でのサポート	4.6 名
□ その他のメンバー機関からの提供	52 名

⑥ 予算規模・予算源

ESRB には独自の予算はなく、日々の運営予算は ECB から拠出される。2015 年の直接費の概算は 850 万ユーロであった³³⁰。

（2）欧州銀行監督機構（EBA）

① 根拠法

EBA は、Regulation No.1093/2010（以下「EBA 設立規則」という）に基づき設立された。EBA は、法人格を持つ EU の一機関である（EBA 設立規則第 5 条）。

② 目的

EBA は、EU 域内の銀行部門に対し、効果的かつ一貫した健全性規制・監督を実施するための機関である。EBA 設立規則では、その目的を「金融システムの短期的、中期的、長期的な安定と有効性とに貢献することにより、公衆の利益を保護すること」と規定している（EBA 設立規則第 1 条第 5 項）。

③ 業務内容

EBA の担当する業務は、EBA 設立規則第 8 条第 1 項にて列挙されている。その業務は以下のとおりである。

³²⁹ ESRB 年次報告書（2015 年）による。

<https://www.esrb.europa.eu/pub/ar/html/index.en.html>

³³⁰ ESRB web site 及び年次報告書（2015 年）

- EU 域内において共通した規制・監督の基準・慣行の確立
 - EBA は、EU 域内で共通の高度な規制・監督が適用されるよう、EU 諸機関に向けた提言や、ガイドライン・勧告、規制及び施行の技術基準草案等の作成を行う。規制の制定手続きについては EU II 3 (2) 欧州監督機構による規制制定を参照のこと。
- 金融機関の事業モデル・慣行の変化を考慮し、EU 域内全体の金融機関監督業務の方法論と手順の模範例を提示する「欧州監督ハンドブック」の編纂・更新を行うこと。
- EU における法令の一貫した適用に貢献すること。
- 各加盟国の監督機関の間での、業務や責任の委譲を奨励・促進すること。
- ESRB と緊密に協調すること。特に、同評議会に対して必要な情報を提供したり、同評議会の発した警告や勧告のフォローアップを実施する。
- 監督結果の一貫性を向上させるため、各加盟国の監督機関同士でのピア・レビューによる分析を組織・実施すること。
- 担当分野における市場動向（特に、家計や中小企業に対する信用供与などを含む）を監視し、評価すること。
- EBA の機能を果たす上での情報として、市場に関する経済分析を実施すること。
- 預金者や投資家の保護を促進すること。
- システミック・リスクを孕む国際的な金融機関の危機に関与する各国金融監督機関の相互協力を促進することを考慮したうえで、以下を実施すること。EU 全域で預金者と投資家のための高度な保護措置を提供すると同時に、破綻した金融機関の処理手法及び適切な資金供給手段の必要性を評価する手法を開発することで、監督カレッジ、システミック・リスクのモニタリングと評価及び計測、再建・破綻処理計画の作成と調整、の一貫・協調した稼働を促進すること。
- EBA 設立規則やその他の法令によって要求されるその他の業務。
- 一般大衆が容易に情報を取得できるよう、EBA の活動分野（特に、登録済み金融機関に対する EBA の専門分野での活動）に関する情報を Web site で公開し、定期的に更新すること。

④ 組織

EBA は、以下の機関により構成される（EBA 設立規則第 6 条）。

1) 監督当局理事会（Board of Supervisors）

EBA の主たる決定機関であり、その業務方針の決定を担う（EBA 設立規則第 43 条第 1 項）。

構成メンバーは、以下のとおりである（EBA 設立規則第 40 条第 1 項）。

- ・ 議長（議決権は持たない）
- ・ 各加盟国において信用機関の監督を所管する国家機関の長
- ・ 欧州委員会の代表者 1 名（議決権は持たない）
- ・ ECB の代表者 1 名（議決権は持たない）
- ・ ESRB の代表者 1 名（議決権は持たない）
- ・ EIOPA³³¹、ESMA³³²の代表者各 1 名（議決権は持たない）

2) 管理理事会（Management Board）

EBA 議長、及び監督当局理事会の議決権保有者によって選任される同理事会のメンバー 6 名により構成される（EBA 設立規則第 45 条）。

EBA の行動計画の提案、一定の範囲内での予算権の行使、人事計画の採択、及び年次報告書の作成・提出といった業務を行う（EBA 設立規則第 47 条）。

3) 議長（Chairperson）

議長は独立した専任の専門職であり EBA の代表権を持つ（EBA 設立規則第 48 条第 1 項）。

議長は監督当局理事会によって任命される。監督当局理事会による選出の後 1 ヶ月の間、欧州議会は、選出された候補者に対する聴聞の後、当該候補者の任命に対する異議を申し立てることができる（欧州銀行監督規則第 48 条第 2 項）。

議長の任期は 5 年で、1 度に限り延長が可能である（EBA 設立規則第 48 条第 3 項）。

4) 執行役（Executive Director）

執行役は、EBA の管理運営を行う、独立した専任の専門職である（EBA 設立規則第 51 条第 1 項）。

執行役は欧州議会の承認の後、監督当局理事会によって任命される（EBA 設立規則第 51 条第 2 項）。執行役の任期は 5 年で、1 度に限り延長が可能である（EBA 設立規則第 51 条第 3 項）。

5) 不服申し立て処理委員会（Board of Appeal）

不服申し立て処理委員会は、EBA、EIOPA、ESMA の 3 機関が合同で設置する組織である（EBA 設立規則第 58 条第 1 項）。同委員会は 6 名の委員、及び 6 名の補欠により構成されるが、委員は金融に関連する十分な知識と業務経験、及び法律の専門知識を持つ個人でなくてはならない。（EBA 設立規則第 58 条第 2 項）

³³¹ EU II 2（4）欧州保険年金監督機構（EIOPA）を参照のこと。

³³² EU II 2（3）欧州証券市場監督機構（ESMA）を参照のこと。

委員の決定については、欧州委員会が公募により候補者リストを作成し、監督当局理事会への諮問の後に、管理理事会が 2 名の委員と 2 名の補欠を任命する。その他の委員は、残りの 2 機関の管理理事会が当該リストからそれぞれ 2 名のメンバーと 2 名の補欠を任命する（EBA 設立規則第 58 条第 3 項）。

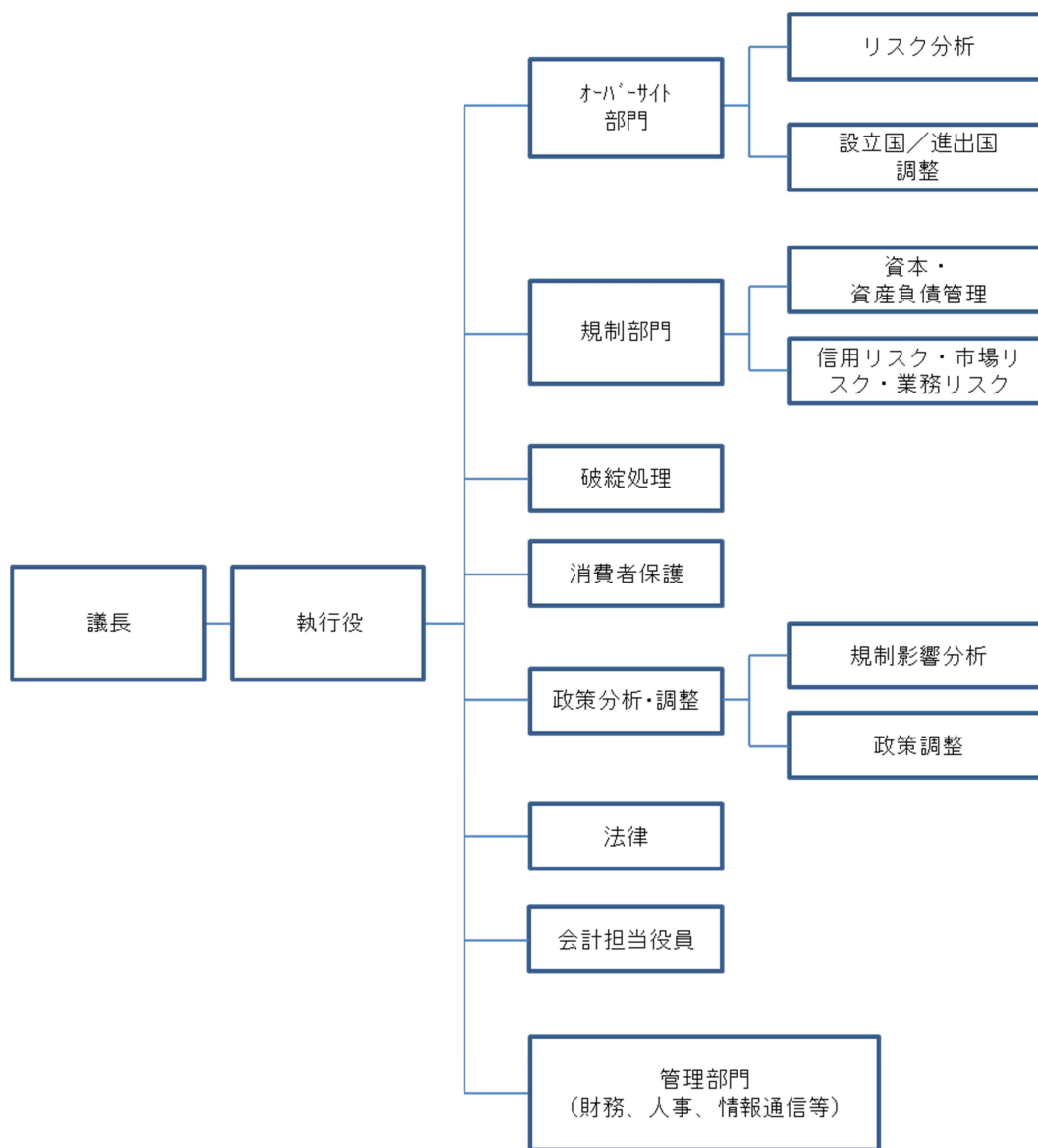
委員の任期は 5 年で、1 度に限り延長が可能である（EBA 設立規則第 58 条第 4 項）。

EBA の決定の名宛人、及びこの決定に直接かつ個別に関係する自然人及び法人（各加盟国の金融監督機関も含む）は、当該決定に対し不服を申し立てることができる。不服申し立て処理委員会は、申し立てに十分な根拠があるか否かを判断した上で、当該決定の確認、又は担当部局への回付を行う。また、当該委員会によりなされた決定は、監督機構を通じて公開されなくてはならない。（EBA 設立規則第 60 条）。

EBA の組織図は、以下のとおりである。

図表 EU-4 EBA の組織図

(2015 年 12 月 31 日時点)



(出所) EBA 2015 Annual Report

⑤ 職員数

EBA の職員数は以下のとおりである。

図表 EU-5 EBA の職員数
(2015 年)

(単位：人)

		職員数
全職員		156
うち	検査に従事する職員	-
	国際部門の職員	NA

(出所) EBA 2015 Annual Report

⑥ 予算規模・予算源

EBA の収入は、以下の 1)~3)から成る (EBA 設立規則第 62 条)。

- 1) 各加盟国の金融監督機関からの拠出金 (obligatory contributions)
- 2) EU の一般会計からの補助金 (subsidy)
- 3) EBA への手数料 (EU 法によって規定される fee)

図表 EU-6 EBA の予算規模・予算源
(2015 年)

(単位：百万ユーロ)

		金額
収入		34.0
	加盟国監督機関からの拠出金	17.4
	EFTA加盟国からの拠出金	0.5
	欧州委員会からの補助金	15.2
	外貨両替収入	0.7
	その他の収入	0.2
支出		35.1

(出所) EBA 2015 Annual Report

(3) 欧州証券市場監督機構 (ESMA)

① 根拠法

ESMA は、Regulation No.1095/2010 (以下「ESMA 設立規則」という) に基づき設立された。ESMA は、法人格を持つ EU の一機関である (ESMA 設立規則第 5 条第 1 項)。

② 目的

ESMA は、EU 域内における金融市場の安定と適切な機能とを促進し、投資家を保護するための機関である。

また、ESMA の目的は、ESMA 設立規則において「金融システムの短期的、中期的、長期的な安定と有効性とに貢献することにより、公衆の利益を保護すること」と規定されている（ESMA 設立規則第 1 条第 5 項）。

③ 業務内容

ESMA 設立規則の担当する業務は ESMA 設立規則第 8 条第 1 項にて列挙されている。そのうち、主な業務は以下のとおりである。

- EU 域内において共通する規制・監督の高度な基準・慣行の確立
ESMA は、EU 域内で共通の高度な規制・監督が適用されるよう、EU 諸機関に向けた提言や、ガイドライン・勧告、規制及び施行の技術基準草案の制定を行う。規制の制定手続きについては、EU II 3（2）欧州監督機構（ESA）による規制制定を参照のこと。
- EU における法令の一貫した適用に貢献すること。
- 各加盟国の監督機関の間での、業務や責任の委譲を奨励・促進すること。
- ESRB と緊密に協調すること。特に、同評議会に対して必要な情報を提供したり、同評議会の発した警告や勧告のフォローアップを実施する。
- 監督結果の一貫性を向上させるため、各加盟国の監督機関同士でのピア・レビューによる分析を組織・実施すること。
- 担当分野における市場の動向を監視し、評価すること。
- ESMA の機能を果たす上での情報として、市場に関する経済分析を実施すること。
- 投資家の保護を促進すること。
- EU 全域で投資家のための高度な保護措置を提供すると同時に、破綻した金融市場参加者の処理手法及び適切な資金供給手段の必要性を評価する手法を開発することで、監督カレッジ、システミック・リスクのモニタリングと評価及び計測、再建・破綻処理計画の作成と調整の一貫・協調した稼働に貢献すること。
- ESMA 設立規則やその他の法令によって要求されるその他の業務。
- 一般大衆が容易に情報を取得できるよう、ESMA の活動領域（特に、登録済の金融市場参加者に対する ESMA の専門分野での活動）に関する情報を Web Site 上に公表し、定期的に更新すること。
- 欧州証券規制当局委員会（Committee of European Securities Regulators, 略称 CESR）から、すべての既存かつ進行中の業務を適宜継承すること。

④ 組織

ESMA は、以下の機関により構成される（ESMA 設立規則第 6 条）。

1) 監督当局理事会（Board of Supervisors）

ESMA の主たる決定機関であり、その業務方針の決定を担う（ESMA 設立規則第 43 条第 1 項）。

構成メンバーは以下のとおりである（ESMA 設立規則第 40 条第 1 項）。

- 議長（議決権は持たない）
- 各加盟国において金融市場参加者の監督を所管する国家機関の長
- 欧州委員会の代表者 1 名（議決権は持たない）
- ESRB の代表者 1 名（議決権は持たない）
- EIOPA³³³、EBA³³⁴の代表者各 1 名（議決権は持たない）

2) 管理理事会（Management Board）

ESMA 議長、及び、監督当局理事会の議決権保有者によって選任される同理事会のメンバー 6 名により構成される（ESMA 設立規則第 45 条）。

ESMA の行動計画の提案、一定の範囲内での予算権の行使、人事計画の採択、年次報告書の作成・提出を行う（ESMA 設立規則第 47 条）

3) 議長（Chairperson）

議長は ESMA の代表権を持つほか、独立した専任の専門職である（ESMA 設立規則第 48 条第 1 項）。議長は、監督当局理事会によって任命される。また、欧州議会は、監督当局理事会による選出後の 1 ヶ月間、選出された候補者に対する聴聞の後、当該候補者の任命に対する異議を申し立てることができる（ESMA 設立規則第 48 条第 2 項）。

議長の任期は、5 年で 1 度に限り延長が可能である（ESMA 設立規則第 48 条第 3 項）。

4) 執行役（Executive Director）

執行役は、ESMA の管理運営を行う独立した専任の専門職である（ESMA 設立規則第 51 条第 1 項）。執行役は、欧州議会による執行役の承認後、監督当局理事会によって任命される（ESMA 設立規則第 51 条第 2 項）。執行役の任期は、5 年で 1 度に限り延長が可能である（ESMA 設立規則第 51 条第 3 項）。

³³³ EU II 2（4）欧州保険年金監督機構（EIPOA）を参照のこと。

³³⁴ EU II 2（2）欧州銀行監督機構（EBA）を参照のこと。

5) 不服申し立て処理委員会 (Board of Appeal)

不服申し立て処理委員会は、EBA、EIOPA、ESMA の 3 機関が合同で設置する組織である (ESMA 設立規則第 58 条第 1 項)。同委員会は 6 名の委員、及び 6 名の補欠により構成されるが、委員は金融に関連する十分な知識と業務経験、及び法律の専門知識を持つ個人でなくてはならない。(ESMA 設立規則第 58 条第 2 項)

委員の決定については、欧州委員会が公募により候補者リストを作成し、監督当局理事会への諮問の後に、管理理事会が 2 名の委員と 2 名の補欠を任命する。その他の委員は、残りの 2 機関の管理理事会が当該リストからそれぞれ 2 名のメンバーと 2 名の補欠を任命する (ESMA 設立規則第 58 条第 3 項)。

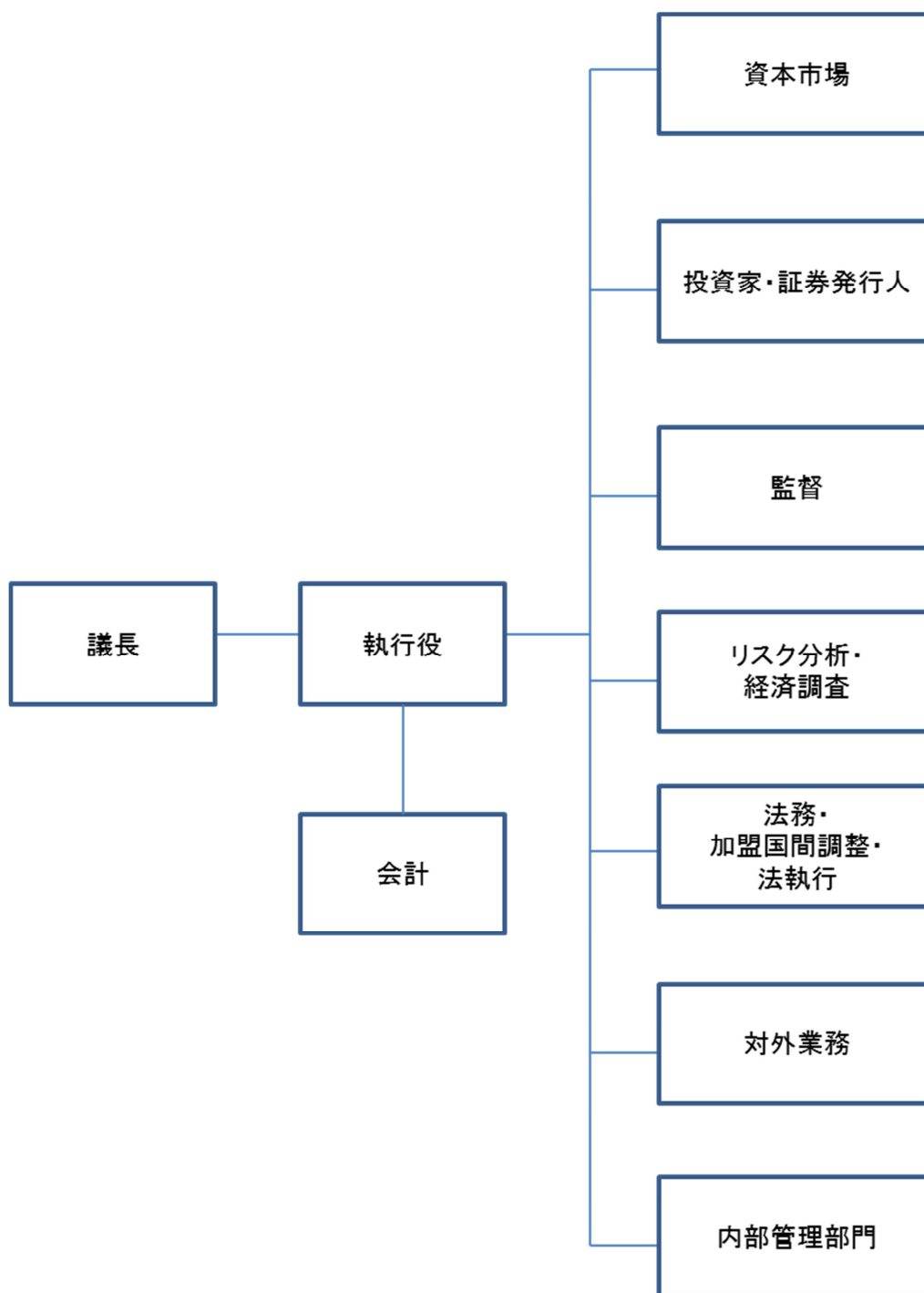
委員の任期は 5 年で、1 度に限り延長が可能である (ESMA 設立規則第 58 条第 4 項)。

ESMA の決定の名宛人、及びこの決定に直接かつ個別に関係する自然人及び法人 (各加盟国の金融監督機関も含む) は、当該決定に対し不服を申し立てることができる。不服申し立て処理委員会は、申し立てに十分な根拠があるか否かを判断した上で、当該決定の確認、又は担当部局への送付を行う。また、当該委員会によりなされた決定は、監督機構を通じて公開されなくてはならない。(ESMA 設立規則第 60 条)。

ESMA の組織図は以下のとおりである。

図表 EU-7 ESMA の組織図

(2016 年 3 月 1 日時点)



(出所) ESMA 2015 Annual Report より作成

⑤ 職員数

ESMA の職員数は下表のとおりである。

図表 EU-8 ESMA の職員数
(2015 年末)

(単位：人)

		職員数
全職員		186
うち	検査に従事する職員	NA
	国際部門の職員	NA

(出所) ESMA 2015 Annual Report

⑥ 予算規模・予算源

ESMA の予算規模は下表のとおりである。

図表 EU-9 ESMA の予算規模・予算源
(2015 年)

(単位：百万ユーロ)

		金額
業務運営収入		36.7
	拠出金	27.0
	EU加盟国監督機関からの拠出金	14.6
	EU加盟国監督機関からの業務委託に対応した拠出金	2.7
	欧州委員会からの拠出金	9.7
	管理業務からの収入	9.7
	信用格付け機関への賦課金	7.6
	取引情報保管機関への賦課金	2.1
業務運営支出		33.9

(出所) ESMA 2015 Annual Report

(4) 欧州保険年金監督機構 (EIOPA)

① 根拠法

EIOPA は、Regulation No.1094/2010 (以下「EIOPA 設立規則」という) に基づいて設立された。

EIOPA は、法人格を持つ EU の一機関である (EIOPA 設立規則第 5 条第 1 項)。

② 目的

EIOPA は EU 域内の保険部門に対し、効果的かつ一貫した健全性規制・監督を実施するための機関である。EIOPA 設立規則では、EIOPA の目的を「金融システムの短期的、中期的、長期的な安定と有効性に貢献することにより、公衆の利益を保護すること」と規定している（EIOPA 設立規則第 1 条 6 項）。

③ 業務内容

EIOPA の担当する業務は、EIOPA 設立規則第 8 条第 1 項にて列挙されている。その業務は以下のとおりである。

- EU 域内において共通する規制・監督の基準・慣行の確立
EIOPA は、EU 域内で共通の高度な規制・監督が適用されるよう、EU 諸機関に向けた提言や、ガイドライン・勧告、規制及び施行の技術基準草案の作成を行う。
規制の制定手続きについては EU II 3（2）欧州監督機構（ESA）による規制制定を参照のこと。
- EU における法令の一貫した適用に貢献すること。
- 各加盟国の監督機関の間での、業務や責任の委譲を奨励・促進すること。
- ESRB と緊密に協調すること。特に、同評議会に対して必要な情報を提供したり、同評議会の発した警告や勧告のフォローアップを実施する。
- 監督結果の一貫性を向上させるため、各加盟国の監督機関同士でのピア・レビューによる分析を組織・実施すること。
- 担当分野における市場動向を監視し、評価すること。
- EIOPA の機能を果たす上での情報として、市場に関する経済分析を実施すること。
- 保険契約者、年金利用者や受益者の保護を促進すること。
- EU 全域で保険契約者と受益者のための高度な保護措置を提供することで、監督カレッジ、システミック・リスクのモニタリングと評価及び計測、再建・破綻処理計画の作成と調整、の一貫・協調した稼働に貢献すること。
- EIOPA 設立規則やその他の法令によって要求されるその他の業務。
- 一般大衆が容易に情報を取得できるよう、EIOPA の活動領域（特に、登録済の金融機関に対する EIOPA の専門分野での活動）に関する情報を Web Site 上に公表し、定期的に更新すること。
- 欧州保険・年金監督者委員会（CEIOPS:Committee of European Insurance and Occupational Pensions Supervisors）から、すべての既存かつ進行中の業務を適宜継承すること。

④ 組織

EIOPA は、以下の機関により構成される（EIOPA 設立規則第 6 条）。

1) 監督当局理事会（Board of Supervisors）

EIOPA の主たる決定機関であり、その業務方針の決定を担う（EIOPA 設立規則第 43 条第 1 項）。

構成メンバーは以下のとおりである（EIOPA 設立規則第 40 条第 1 項）。

- 議長（議決権なし）
- 各加盟国において金融機関の監督を所管する国家機関の長
- 欧州委員会の代表者 1 名（議決権なし）
- ESRB の代表者 1 名（議決権なし）
- EBA、ESMA の代表者各 1 名（議決権なし）

2) 管理理事会（Management Board）

EIOPA 議長、及び監督当局理事会の議決権保有者によって選任される同理事会のメンバー 6 名により構成される（EIOPA 設立規則第 45 条）。

EIOPA の行動計画の提案、一定の範囲内での予算権の行使、人事計画の採択、及び年次報告書の作成・提出といった業務を行う（EIOPA 設立規則第 47 条）。

3) 議長（Chairperson）

議長は EIOPA の代表権を持つほか、独立した専任の専門職である（EIOPA 設立規則第 48 条第 1 項）。議長は、監督当局理事会によって任命される。また、欧州議会は、監督当局理事会による選出後の 1 ヶ月間、選出された候補者に対する聴聞の後、当該候補者の任命に対する異議を申し立てることができる（EIOPA 設立規則第 48 条第 2 項）。

議長の任期は、5 年で 1 度に限り延長が可能である（EIOPA 設立規則第 48 条第 3 項）。

4) 執行役（Executive Director）

執行役は、EIOPA の管理運営を行う、独立した専任の専門職である（EIOPA 設立規則第 51 条第 1 項）。

執行役は、欧州議会の承認の後、監督当局理事会によって任命される（EIOPA 設立規則第 51 条第 2 項）。執行役の任期は 5 年で、1 度に限り延長が可能である（EIOPA 設立規則第 51 条第 3 項）。

5) 不服申し立て処理委員会 (Board of Appeal)

不服申し立て処理委員会は、EBA、EIOPA、ESMA の 3 機関が合同で設置する組織である (EIOPA 設立規則第 58 条第 1 項)。同委員会は 6 名の委員、及び 6 名の補欠により構成されるが、委員は金融に関連する十分な知識と業務経験、及び法律の専門知識を持つ個人でなくてはならない (EIOPA 設立規則第 58 条第 2 項)。

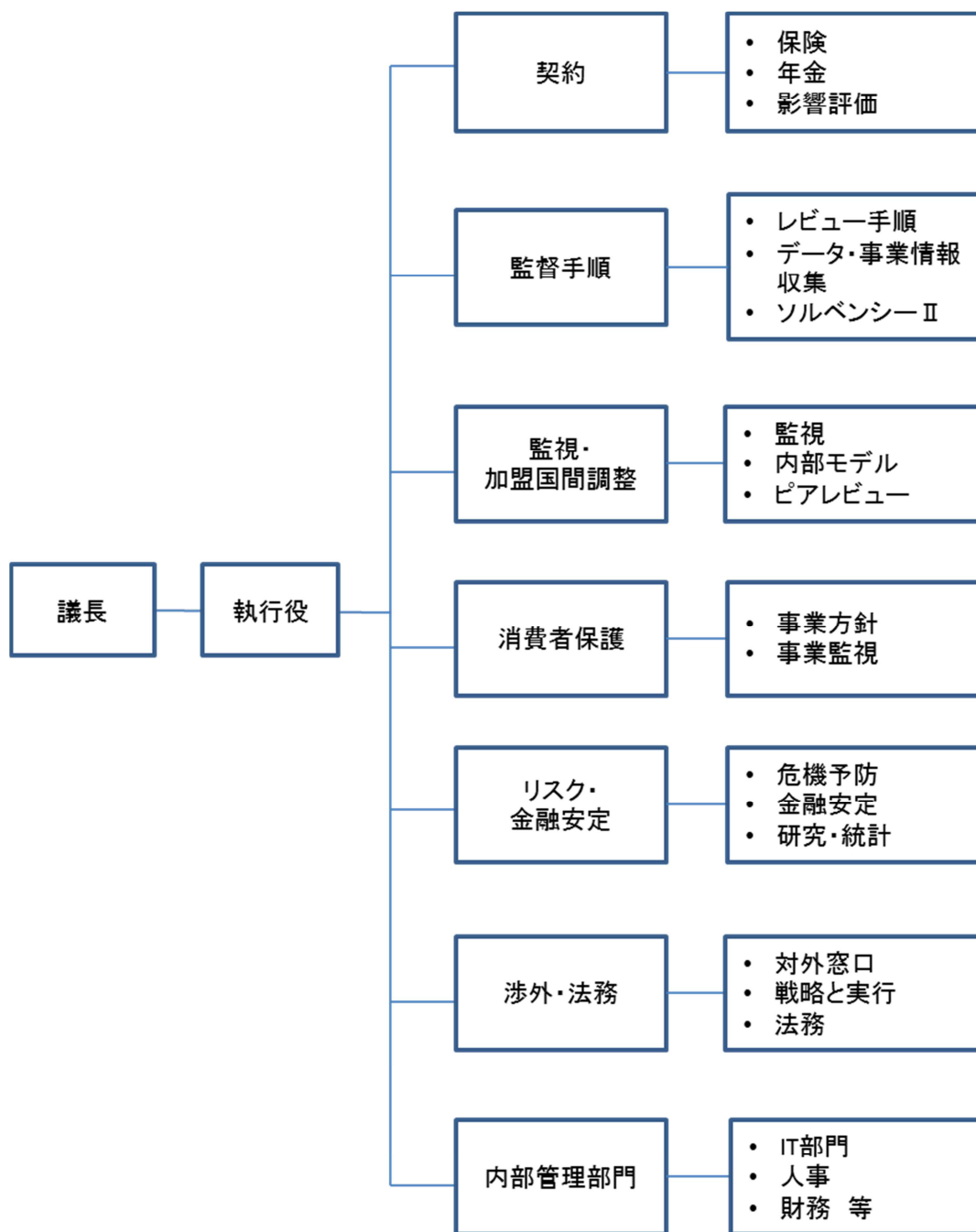
委員の決定については、欧州委員会が公募により候補者リストを作成し、監督当局理事会への諮問の後に、管理理事会が 2 名の委員と 2 名の補欠を任命する。その他の委員は、残りの 2 機関の管理理事会が当該リストからそれぞれ 2 名のメンバーと 2 名の補欠を任命する (EIOPA 設立規則第 58 条第 3 項)。

委員の任期は 5 年で、1 度に限り延長が可能である (EIOPA 設立規則第 58 条第 4 項)。

EIOPA の決定の名宛人、及びこの決定に直接かつ個別に関係する自然人及び法人 (各加盟国の金融監督機関も含む) は、当該決定に対し不服を申し立てることができる。不服申し立て処理委員会は、申し立てに十分な根拠があるか否かを判断した上で、当該決定の確認、又は担当部局への送付を行う。また、当該委員会によりなされた決定は、監督機構を通じて公開されなくてはならない (EIOPA 設立規則第 60 条)。

EIOPA の組織図は以下のとおりである。

図表 EU-10 EIOPA の組織図



(出所) EIOPA Web Site 掲載資料より作成

⑤ 職員数

EIOPA の職員数は下表のとおりである。

図表 EU-11 EIOPA の職員数
(2015 年末現在)

(単位：人)

		職員数
全職員		137
うち	検査に従事する職員	-
	国際部門の職員	NA

(出所) EIOPA 2015 Annual Report

⑥ 予算規模・予算源

EIOPA の予算規模は以下のとおりである。

図表 EU-12 EIOPA の予算規模・予算源
(2015 年)

(単位：百万ユーロ)

		金額
業務運営収入		19.7
	加盟国監督機関からの拠出金	12.0
	欧州委員会からの拠出金	7.7
	その他収入	0.0
業務運営支出		18.8

(出所) EIOPA 2015 Annual Report

3. 金融制度の企画立案・規則制定の仕組み

(1) 法令

① 法体系

EU の法体系は以下の 4 種類から成る。

1) 指令 (Directive)

法的拘束力を有する。加盟国に対して達成目標と義務を与えるものであり、その目的に従って、指令の定める期限までに、各国がそれぞれの国内法を整備しなければならないが、当該国内法の細部については各国の裁量に委ねられる。企業や個人に対して直接適用されることはない。

2) 規則 (Regulation)

全加盟国に対し、各国国内法に優先して企業や個人に直接に適用されるもので、法的拘束力を有する。

3) 決定 (Decision)

特定の加盟国政府、企業、個人に対して直接に適用されるもので、法的拘束力を有する。

4) 勧告 (Recommendation)

加盟国政府、企業、個人に一定の行為を期待する旨を欧州委員会が表明するものであり、法的拘束力を持たない。

また、冒頭に「Text with EEA relevance」とある法令の場合、EU 加盟国（2016年12月1日時点で28カ国）に、非EU加盟国でありながら EEA (European Economic Area（日本語では「欧州経済圏」、以下「EEA という」）) に加盟するリヒテンシュタイン、アイスランド、ノルウェーの3国（2016年12月1日時点）を加えた総計31国に対しても適用される。それらの法令では、条文上「域内/外」「加盟国」と記載されている場合、その実質的な意味は「EEA 域内/外」「EEA 加盟国」となる。

② 立法過程

EU では、欧州委員会が提出した法案を欧州連合理事会と欧州議会とが共同で採択するという形で、法律の制定が行われる。

法案提出権は、特別の場合を除き、欧州委員会が独占している。欧州連合理事会や

欧州議会は、欧州委員会に法案提出を要請することはできるものの、法案を提出するか否かは欧州委員会の裁量となる。

なお、欧州委員会において金融規制・監督に関連する企画機能を担っている部門は、金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局（DG FISMA : Directorate-General for Financial Stability, Financial Services and Capital Markets Union）である。

EU の立法手続きは、欧州議会の共同決定を必要とする「通常立法手続き」と、共同決定を必要としない「特別立法手続き」とがある。

③ 通常立法手続き

通常立法手続きにおける欧州議会での審議は、三読会制が採られている。

- 1) まず、欧州議会の第一読会で法案を審議し、欧州連合理事会に修正案を提出する。
- 2) 欧州連合理事会は、修正案に対する賛否を決定する。
- 3) 欧州連合理事会により法案が修正された場合には、欧州議会にて第二読会が開かれる。
- 4) 第二読会で欧州議会と欧州連合理事会とが合意できない場合には、調停委員会が開催される。

④ 特別立法手続き

特別立法手続きには、諮問手続きと同意手続きとがある。

1) 諮問手続き

欧州委員会による法案提出後、欧州議会の諮問を経て、欧州連合理事会が法案を採択する。欧州議会の賛否表明や修正案には法的拘束力がない。

2) 同意手続き

欧州委員会による法案提出後、欧州議会の同意を得て、欧州理事会が法案の採択を行う。ただし、欧州議会は法案に対する賛否を表明することができるものの、修正を求めることはできない。

⑤ EU 法と加盟国国内法との関係

EU における加盟国間での金融規制・監督の調和に向けては、従来は「指令」を用いることが多かった。「指令」による立法化の基本的な流れは以下のとおりであり、各加盟国において、実施のための国内法を整備する必要がある。

- 1) 欧州委員会が提案
- 2) 欧州議会と欧州連合理事会の共同決定により指令が成立
- 3) 指令に基づき各加盟国で制定法を調整
- 4) 欧州委員会が各加盟国での実施状況を監視
- 5) 場合によっては、委員会や各方面からの提訴を受けて欧州司法裁判所が判決を下す（加盟国不作為の改善命令）
- 6) 改善措置の実施

しかし、EU 金融制度改革において EU 域内での金融規制・監督の統一性を強化しようとする中で、EU レベルで制定される「規則」を直接、各加盟国に適用しようとするケースも増えてきている。

例えば、金融機関の自己資本規制は、かつては Directive 2006/48/EC（通称「資本要件指令」）をはじめとする「指令」に基づいて行われていたが、最新の改正である第 4 次資本要件指令では、規制対象である金融機関に直接適用される Regulation (EU) No 575/2013（以下「資本要件規則」という）³³⁵において健全性基準が規定されるようになった。

以下では、金融規制・監督に係る主な EU 法を、「指令」によるものと「規則」によるものに分けて列記している。

- 「指令」によるもの（各加盟国において、実施のための国内法を整備）
 - ・ 第 4 次資本要件指令（通称：4th Capital Requirement Directive, CRD IV）
 - ・ 金融商品市場指令（通称：Markets in Financial Instruments Directive, MiFID）
 - ・ ソルベンシー II 指令（通称：Solvency II Directive）
 - ・ 保険仲介業務指令³³⁶（DIRECTIVE 2002/92/EC、通称：Insurance Mediation Directive、以下「保険仲介業務指令」という）
 - ・ 市場不正行為指令³³⁷（Directive 2003/6/EC、通称：Market Abuse Directive、以下「市場不正行為指令」という）
- 「規則」によるもの
 - ・ 資本要件規則（通称：Capital Requirement Regulation, CRR）

³³⁵ 正式名称は” REGULATION (EU) No 575/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 26 June 2013 on prudential requirements for credit institutions and investment firms and amending Regulation (EU) No 648/2012”である。「資本要件規則（Capital Requirement Regulation, CRR）」と略称される。

³³⁶ 正式名称は “DIRECTIVE 2002/92/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 9 December 2002 on insurance mediation”である。「保険仲介業務指令（insurance mediation directive）」と略称される。

³³⁷ DIRECTIVE 2003/6/EC IF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 28 January 2003 on insider dealing and market manipulation (market abuse)

- ・ 欧州市場インフラ規則（通称：European Market Infrastructure Regulation, EMIR）
- ・ 格付機関規則（Regulation (EC) No 1060/2009、通称：Credit Rating Agencies Regulation、以下「格付機関規則」という）

（２）欧州監督機構（ESA）による規制制定

① 規制制定権

EU 金融制度改革では、EU レベルの金融監督機関である EBA、ESMA、EIOPA の 3 機関（ESA）に対し、EU 全体に対して適用される「規制の技術基準（regulatory technical standards）」、実施細則にあたる「施行の技術基準（implementing technical standards）」を制定する権限が与えられた。

規制の技術基準の制定は、欧州議会及び欧州理事会による欧州委員会への委任立法（EU 作用条約第 290 条）の形式による。

規制及び施行の技術基準は、戦略的な決定、あるいは政策的な選択を含意するものであってはならず、技術的なものでなければならない（EBA 設立規則第 10 条第 1 項、同 15 条第 1 項、ESMA 設立規則第 10 条第 1 項、同 15 条第 1 項、EIOPA 設立規則第 10 条第 1 項、同 15 条第 1 項）。

② 規制制定の手続き

ESA による規制制定の手続きは以下のとおりである（EBA 設立規則第 10 条第 1 項、ESMA 設立規則第 10 条第 1 項、EIOPA 設立規則第 10 条第 1 項）。

- 1) ESA が規制の草案を作成する。
- 2) ESA は作成した草案に対し公開コンサルテーションを実施し、また、規制案の費用便益分析を行う。さらに ESA は、監督対象機関やその従業員の代表者、消費者、金融機関利用者、中小企業の代表者により構成される関係者グループ（stakeholder group）に対し、意見を求めなければならない。
- 3) ESA は規制草案を欧州委員会に提出する。
- 4) 欧州委員会は規制草案を欧州議会と欧州理事会とに回付し、3 ヶ月以内にこれを承認するか否かを決定する（一部のみの承認も可）。
- 5) 欧州委員会は、草案を承認しない場合、その理由や変更案を付して ESA に差し戻す。
- 6) ESA は差し戻し後 6 週間以内に草案を修正し、欧州委員会に再提出する。欧州監督機構が 6 週間以内に修正草案を提出しない場合、欧州委員会は自らが必要と考

える修正を加えた後にこれを承認するか、あるいは否決することができる。

制定された規制の技術基準は、EUの「規則」又は「決定」としての効力を持ち、官報（Official Journal of the European Union）に掲載され、その掲載内容の中で示された期日をもって発効する（EBA 設立規則第 10 条第 4 項、ESMA 設立規則第 10 条第 4 項、EIOPA 設立規則第 10 条第 4 項）。

4. 免許付与等

(1) 信用機関

① 認可 (authorization)

1) 認可付与

加盟国は、信用機関が業務を開始する前に、認可を取得することを義務付けなければならないとされている (第4次資本要件指令 第8条)。

信用機関が法人である場合には、登記上の事業所 (原則として本店) が存在する加盟国において信用機関の監督を担当する監督機関 (以下「銀行監督機関」という) から認可を取得する。法人でない信用機関の場合は、本店の置かれている加盟国の銀行監督機関から認可を取得する。(第4次資本要件指令 第13条第2項)。

2) 認可要件

認可の付与にあたっては、以下のような要件が設けられている。

- ❑ 500万ユーロ以上の初期資本を有すること (第4次資本要件指令 第12条第1項)。
- ❑ 業務執行権者が2名以上存在し、その経営組織の構成員が良好な評判と業務経験とを十分に有すること (第4次資本要件指令 第13条第1項、同91条第1項)。
- ❑ 信用機関の堅実・健全な経営を確保する必要を考慮した上で、銀行監督機関が当該信用機関に対して出資をする者の適格性について認めていること (第4次資本要件指令 第14条第2項、第23条)。
- ❑ 信用機関と他の自然人又は法人との間に緊密な関係 (close links) がある場合に、このような関係が監督機能の有効な実施の妨げとならないこと。第三国の法令や執行上の困難によって監督機能の有効な実施が妨げられる場合にも、加盟国の銀行監督機関は当該信用機関に対して認可を付与してはならない (第4次資本要件指令 第14条第3項)。

なお、加盟国の銀行監督機関は、付与した信用機関としての認可すべてについて、欧州委員会に通知しなければならない (第4次資本要件指令 第20条)。

② 異業種からの参入可否及び要件

信用機関としての認可を受けずに公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入

れ事業を行うことは禁じられている（第4次資本要件指令 第9条）。

一方、EU内の信用機関の共通業務範囲はEU II 1（1）信用機関に示した通りに定義（第4次資本要件指令 Annex I）されているため、そこに記載された他事業に従事する事業者が

- 当該他事業を規制する法令に違反しない
- 信用機関としての認可を取得する

という条件を満たせば、預金その他払戻しを要する資金の受入れ事業に参入することは可能である。

③ 変更・取消

各加盟国の銀行監督機関は、以下に該当する場合にのみ、信用機関への認可の取消を行うことができる（第4次資本要件指令 第18条）。

- 1) 認可の取得後12ヶ月以内に業務を開始しない場合/明示的に認可を放棄した場合/6ヶ月以上にわたって業務を停止している場合。
- 2) 虚偽の申告に基づいて、あるいは他の不正な手段によって認可を取得した場合。
- 3) 認可のための条件がもはや満たされていない場合。
- 4) 十分な自己資本をもはや保有していない場合、あるいは債権者に対して債務を履行することが望めない場合、特に、委託されている資産の安全性をもはや確保できない場合。
- 5) 国内法によって認可の取消の対象となる事由に該当する場合。

④ 単一免許制度（相互承認）

信用機関は、本店の所在国において認可を取得すると、EU域内の他の国においても、EU II 1（1）信用機関に示した金融サービス（第4次資本要件指令 Annex I）を提供することができ（第4次資本要件指令 第33条）、これを相互承認（mutual recognition）と呼ぶ。

- 1) 他の加盟国に支店を設立する際の手続き

EU内で認可を受けた信用機関が他の加盟国内に支店を設立してサービス提供を行う場合には、以下のような手続きが必要となる。

- (a) 認可付与国の銀行監督機関への通知

他の加盟国に支店を設立しようとする信用機関は、以下の情報を添付して、認可付与国の銀行監督機関に対して通知を行う（第4次資本要件指令 第35条第1項、第2項）。

- i. 支店を設立しようとする国
- ii. 実施する業務の内容や種類、支店の組織構成
- iii. 進出先国において、関連文書類の入手が可能な住所
- iv. 支店の管理責任者の氏名

(b) 認可付与国の銀行監督機関から進出先国の銀行監督機関への情報回付

通知を受けた銀行監督機関は、当該信用機関の管理態勢の適正性や財政状況について特段の問題がなければ、上記の情報を受領してから 3 ヶ月以内にこれらの情報を進出先国の銀行監督機関に伝達し、その伝達の実事を当該信用機関に通知する。

また、認可付与国の銀行監督機関は、当該信用機関の自己資本額及びその構成、及び規制上要求される自己資本水準についても、進出先国の銀行監督機関に伝達する（第 4 次資本要件指令 第 35 条第 3 項）。

(c) 進出先国の銀行監督機関から信用機関への通達

進出先国の銀行監督機関では、上記(b)の情報を受領してから 2 ヶ月以内に、進出予定の当該信用機関の監督を行う準備をし、必要に応じて、当該信用機関が自国内で業務を行うにあたっての条件を課すことができる。

信用機関は、進出先国の銀行監督機関からの通達（communication）の受領をもって、若しくは、上記の 2 ヶ月の期間内に進出先国の銀行監督機関から何の連絡もない場合、当該国内に支店を設立して業務を開始することができる（第 4 次資本要件指令 第 36 条第 1 項、第 2 項）。

(d) 支店設立の拒絶

認可付与国の銀行監督機関は、信用機関から他の加盟国での支店設立についての通知を受領した後、進出先国の銀行監督機関への情報回付を拒絶し、支店設立を拒否することができる。その場合、当該銀行監督機関は通知の受領から 3 ヶ月以内に、信用機関に対して拒否の理由を説明しなければならない（第 4 次資本要件指令 第 35 条第 4 項）。

2) 他の加盟国で支店を設立せずにサービスを提供する際の手続き

(a) 認可付与国の銀行監督機関への通知

信用機関が他の加盟国において支店を設立せずにサービスを提供する場合、業務を開始する前に、認可付与国の銀行監督機関に対し、提供予定の当該サービスの内容を通知しなければならない（第 4 次資本要件指令 第 39 条第 1 項）。

(b) 認可付与国の銀行監督機関から、進出先国の銀行監督機関への情報回付

認可付与国の銀行監督機関は、当該通知を受領してから 1 ヶ月以内に、進出先

国の銀行監督機関に対して当該通知を回付しなくてはならない（第 4 次資本要件指令 第 39 条第 2 項）。

（２）投資サービス会社

① 認可（authorization）

各加盟国は、正規の職業、あるいは事業として投資サービス又は投資活動を実施することに対し、事前に認可を取得するよう義務付けなければならない（金融商品市場指令 第 5 条第 1 項）。

投資サービス会社が法人である場合には、登記上の事業所である本店の存在する加盟国において投資サービスの監督を担当する監督機関（以下「証券監督機関」という）から認可を取得する。

法人でない、あるいは国内法により登記上の事業所を持たない法人である投資サービス会社の場合は、本店（実際に業務を行っていない）の置かれている加盟国の証券監督機関から認可を取得する（金融商品市場指令 第 5 条第 4 項）。

投資サービス会社は、認可を受けるにあたって、投資サービスに該当する業務³³⁸の中から実施できる業務についての指定を受ける（金融商品市場指令 第 6 条）。

投資サービス会社の認可の要件としては、以下のようなものがある。

- ❑ 良好な評判と業務経験とを十分に有する業務執行権者が 2 名以上存在すること（金融商品市場指令 第 9 条第 1,4 項）。
- ❑ 投資サービス会社の堅実・健全な経営を確保する必要を考慮した上で、証券監督機関が、当該投資サービス会社に対して出資をする者の適格性について認めていること（金融商品市場指令 第 10 条第 1 項）。
- ❑ 投資サービス会社と他の自然人又は法人との間に緊密な関係（close links）³³⁹がある場合に、このような関係が監督機能の有効な実施の妨げとならないこと（金融商品市場指令 第 10 条第 1 項）。
- ❑ 当初資本金の要件（Directive 93/6/EEC に規定）を満たしていること（金融商品市場指令 第 12 条）
- ❑ 投資サービス業務を適切に実行するための組織上の要件を満たしていること（金融商品市場指令 第 13 条）。

³³⁸ 投資サービスに該当する業務については、EU II 1（2）投資サービス会社を参照のこと。

³³⁹ 「緊密な関係」とは、2 以上の自然人又は法人が、議決権又は資本金の 20%以上の保有、あるいは支配関係を通じて関係していることを指す（金融商品市場指令 第 4 条(31)）。

② 変更・取消

1) 認可の変更

投資サービス会社は、認可の取得時に指定を受けたもの以外に業務範囲を拡張したい場合には、認可の追加申請を行わなければならない（金融商品市場指令 第 6 条第 2 項）。

2) 認可の取消（withdrawal）

以下のような場合、加盟国の証券監督機関は、投資サービス会社に対する認可を取り消すことができる（金融商品市場指令 第 8 条）。

- (a) 認可の取得後 12 ヶ月以内に業務を開始しない場合/明示的に認可を放棄した場合/6 ヶ月以上にわたって投資業務を停止している場合。
- (b) 虚偽の申告に基づいて、あるいは他の不正な手段によって認可を取得した場合。
- (c) 認可のための条件がもはや満たされていない場合。
- (d) 投資サービス会社の営業条件について規定する法令への重大、かつ組織的な違反行為があった場合。
- (e) 国内法によって認可の取消の対象となる事由に該当する場合。

③ 単一免許制度

投資サービス会社の認可は、EU 全域にわたって有効であり、本店所在国において認可を取得した投資サービス会社は、EU 域内のいずれの国においても当該認可によって認められている投資サービスの提供又は投資活動を行うことができる（金融商品市場指令 第 6 条第 3 項）。

1) 他の加盟国に支店を設立する際の手続き

投資サービス会社が他の加盟国に支店を設立する場合には、認可を受けた国の証券監督機関に対して通知を行わなければならない。

証券監督機関は、当該投資サービス会社の管理態勢の適正性や財政状況について特段の問題がなければ、当該通知を受理してから 3 ヶ月以内にこれらの情報を進出先国の証券監督機関に伝達する。この伝達の後、進出先国の証券監督期間からの通知を受け取った場合、若しくは、上記伝達の後、何の通知もないまま 2 ヶ月が経過した場合、当該投資サービス会社は支店の設立及び業務開始が可能になる。

認可付与国の証券監督機関は、支店の設立に問題があると判断すれば情報の伝達を却下することも可能であるが、この場合は通知の受理から 3 ヶ月以内に、投資サービス会社に対して、却下の理由を説明する必要がある（金融商品市場指令 第 32 条）。

2) 支店を設置せずに他の加盟国でサービスを提供する際の手続き

投資サービス会社は、他の加盟国において最初に業務を開始する際、あるいは他の加盟国において実施する業務の範囲を変更する際に、認可を受けた国の証券監督機関に対し、

- 業務を行う国
- 実施を予定する業務
- 当該国内にて専属代理人 (tied agent) を用いる意図の有無

について通知を行わなければならない。

認可付与国の金融監督機関は、進出先国の証券監督機関に対し、当該通知を受理してから 1 ヶ月以内にこれらの情報を伝達する。当該情報の受理をもって、投資サービス会社は進出先国でのサービス提供が可能になる(金融商品市場指令 第 31 条)。

(3) 保険会社 (生命、非生命の両者を含む)

かつては、保険会社の認可についての規定は、第 1 次損害保険指令 (Council Directive 73/239/EEC) が第 3 次損害保険指令 (Directive 92/49/EEC) 等により一連の修正を受けた「改正損害保険指令」と、生命保険関連の指令を統合した生命保険統合指令 (Directive 2002/83/EC) とに分離していた。しかし、2009 年に成立したソルベンシー II 指令により生命保険と損害保険に関する規制の大部分が統合され、同指令に基づく各国の関連国内法が 2016 年から施行された。

① 認可 (authorization)

保険業務を営むにあたっては、本店所在国の保険監督機関から認可を受けなければならない (ソルベンシー II 指令 第 14, 20 条)。

認可は、取り扱いが可能な保険種別を指定した上で付与される。国内法によって、これらの保険種別の複数を同時に取り扱うことが可能とされている場合、保険監督機関は複数の保険種別を取り扱う認可を付与してもよい (ソルベンシー II 指令 第 15 条)。保険業の認可において指定される保険種別については、既述の EU II 1 (3) 保険会社を参照のこと。

保険会社の認可要件は、以下に示すとおり (ソルベンシー II 指令 第 17, 18, 42 条)。

- 規定されている会社形態にて設立されていること。
- 事業目的を保険業務、及びそれに直接由来する業務に限定していること。その他の商業的業務は認められない。
- 定められた項目に沿った業務計画を提出していること。
- 定められた最低保障基金を保有していること。

- 良好な評判と、十分な業務上の資格又は経験を有する者によって有効に運営されていること。

加えて、保険会社、自然人又は法人との間に緊密な関係（close links³⁴⁰）が存在する場合、このような関係が監督機能の有効な実施の妨げにならない限り、保険監督機関は認可を与えてもよい（ソルベンシーⅡ指令 第19条第2項）。

② 変更・取消

保険監督機関は、以下のような場合に、保険会社に付与した認可を取り消すことができる（ソルベンシーⅡ指令 第144条）。

- 1) 認可の取得後12ヶ月以内に業務を開始しない場合 / 明示的に認可を放棄した場合 / 6ヶ月以上にわたって業務を停止している場合。
- 2) 認可のための条件がもはや満たされていない場合。
- 3) 規制上の義務の深刻な不履行がある場合。
- 4) 資本額が最低基準を下回ったうえ、提出された資金調達計画が明らかに不十分と保険監督機関が判断した場合、若しくは、支払い余力が最低基準を下回った時点から3ヶ月以内に、承認された資金調達計画を実現できない場合。

③ 単一免許制度

保険会社の認可は、EU全域にわたって有効であり、本店所在国において認可を取得した保険会社は、支店の設立、又はサービスの提供を通じて、他の加盟国においても保険業務を行うことができる（ソルベンシーⅡ指令 第15条第1項）。

- 1) 他の加盟国に支店を設立する際の手続き

保険会社が他の加盟国に支店を設立する場合には、認可を受けた国の保険監督機関に対して、所定の情報を伴う通知を行わなければならない。（ソルベンシーⅡ指令 第145条第1,2項）

認可付与国の保険監督機関は、当該保険会社の管理態勢の適正性や財政状況、業務執行権者や公認代理人の評判や業務上の資格・能力に特段の問題がなければ、通知受領後3ヶ月以内に、当該保険会社から提出される上記の情報を進出先国の保険監督機関に伝達する。また、認可付与国の保険監督機関は、当該保険会社の支払余力と資本金の最低基準についても、進出先国の保険監督機関に伝達する（ソルベンシーⅡ指令 第146条第1項）。

³⁴⁰ 「緊密な関係」とは、2以上の自然人又は法人が、議決権又は資本金の20%以上の保有、あるいは支配関係を通じて関係していることを指す（生命保険統合指令 第1条(r)）。

進出先国の保険監督機関では、当該情報を受領してから 2 ヶ月以内に、必要に応じて、当該保険会社が自国内で業務を行うにあたっての条件を認可付与国の保険監督機関に伝達する。認可付与国の保険監督機関は、進出先国の保険監督機関から伝達された情報を、当該保険会社に通知する。保険会社は、進出先国の保険監督機関から認可付与国の保険監督機関へ情報が伝達された日付をもって、若しくは、進出先国の保険監督機関に認可付与国の保険監督機関が情報を伝達してから 2 ヶ月以内に何の通知も受領しない場合は、当該国内に支店を設立して業務を開始することができる（ソルベンシーⅡ指令 第 146 条第 3 項）。

なお、認可付与国の保険監督機関は、保険会社から他の加盟国での支店設立についての通知を受領後、進出先国の保険監督機関への情報伝達を拒絶し、支店設立を拒否することができる。その場合、認可付与国の保険監督機関は、保険会社からの通知の受領から 3 ヶ月以内に、当該保険会社に対して、拒否理由を説明しなければならない（ソルベンシーⅡ指令 第 146 条第 2 項）。

2) 支店を設置せずに他の加盟国でサービスを提供する際の手続き

保険会社が、他の加盟国において支店を設置せずにサービスを提供する場合、認可付与国の保険監督機関にその旨を通知しなければならない。その際、取り扱う予定の契約の性質についても通知が必要となる（ソルベンシーⅡ指令 第 147 条）。

認可付与国の保険監督機関は、通知を受けてから 1 ヶ月以内に、当該保険会社がサービスの提供を予定している加盟国に対して以下の情報を伝達するとともに、当該保険会社に対してもその伝達を行った旨を通知する（ソルベンシーⅡ指令 第 148 条第 1 項）。

- (a) 当該保険会社が支払余力基準と最低資本基準を満たしていることを示す証明。
- (b) 当該保険会社が認可において取り扱いを認められている保険種別。
- (c) 当該保険会社が進出予定先国での提供を予定している契約の性質。

保険会社は、認可付与国の保険監督機関から進出先国の監督期間への通知がなされた期日をもって、サービスの提供を開始することができる（ソルベンシーⅡ指令 第 148 条第 4 項）。

なお、認可付与国の保険監督機関は、上記の情報を進出先国の保険監督機関に伝達することを却下し、当該保険会社による他の加盟国でのサービス提供を拒否することもできる。この場合、認可付与国の保険監督機関は、当該保険会社からの通知の受理から 1 ヶ月以内に、当該保険会社に対して却下の理由を説明しなければならない（ソルベンシーⅡ指令 第 148 条第 3 項）。

(4) 投資運用業者

投資運用業務（金融商品市場指令でいう「ポートフォリオ管理」）を行う事業者は、投資サービス会社に含まれる（EU II 1（4）投資運用業者を参照のこと）。

投資サービス会社に対する認可等については EU II 4（2）投資サービス会社を参照のこと。

(5) 投資助言業者

投資助言業務を行う事業者は、投資サービス会社に含まれる（EU II 1（5）投資助言業者を参照のこと）。

投資サービス会社に対する認可等については EU II 4（2）投資サービス会社を参照のこと。

(6) 保険仲介業者

保険仲介業者（insurance intermediaries）は、保険仲介業務指令に基づく規制を受ける。なお、2016年にはその後継指令として DIRECTIVE (EU) 2016/97（以下「保険販売業務指令」という）³⁴¹が成立・発効しており、加盟国は2018年2月23日までにそれに合わせた国内法を整備・発効させることとなっている。

① 登録

保険仲介業者は、設立国において各加盟国が指定する監督機関への登録を行わなければならない（保険仲介業務指令 第3条）。

保険仲介業者に対する職務上の要件（professional requirements）については、保険仲介業務指令 第4条に規定されている。登録事業者はこれらの要件を満たさなければならない（保険仲介業務指令 第3条第3項）。

保険仲介業者の職務上の要件（保険仲介業務指令 第4条）。

- 適切な知識及び能力を有していること
- 良い評判（good repute）を得ていること（犯罪歴がないこと、破産歴のないこと等）

³⁴¹ 正式名称は“DIRECTIVE (EU) 2016/97 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 20 January 2016 on insurance distribution”である。「保険販売業務指令（insurance distribution directive）」と略称される。

- 所定の基準以上の補償額の職業賠償保険 (professional indemnity insurance)、又は同等の保証を得ていること

② 変更・取消

各加盟国は、職務上の要件を満たしていない保険仲介業者の登録を取り消さなければならない。各加盟国が指定する監督機関は定期的に、登録の有効性についてのレビューを実施しなければならない（保険仲介業務指令 第3条第3項）。

5. 検査・監督

(1) 銀行監督機関の権限

① 監督機関

信用機関に対する健全性監督は、当該信用機関に認可を付与した国の金融監督機関が実施する（第4次資本要件指令 第49条）。

② 監督手法

監督責任を有する金融監督機関は、信用機関のリスク管理体制のレビューを行い、信用機関が直面している、又は金融システムに及ぼす可能性がある、又はストレステストで明らかになったリスクの評価を行わなければならない。

レビューや評価の実施頻度や度合い (*intensity*) については、当該信用機関の規模、システミックな重要性、性質、及び業務の規模や複雑さを考慮して設定するが、少なくとも年次でアップデートしなければならないとされている(第4次資本要件指令 第97条)。

③ 処分規定

加盟国は、第4次資本要件指令に基づく法令への違反に対する行政罰及び行政措置に関する規則を制定しなくてはならない。(第4次資本要件指令 第65条)。

(2) 証券監督機関の権限

① 投資サービス会社に対する権限

1) 監督機関

各加盟国は、証券業務分野における監督機能を担う公的機関を指定する（金融商品市場指令 第48条）。この指定された機関が当該国の証券監督機関として、当該国内で認可を付与した投資サービス会社の監督を行う。

2) 監督手法

証券監督機関は、国内法に則って、報告徴求、立入検査の実施、法令違反行為の停止命令、資産の凍結又は差し押さえ、業務停止命令など、監督業務を実施するう

えで必要な権限を保持しなければならない（金融商品市場指令 第 50 条）。

3) 処分規定

投資サービス会社による法令違反行為に対し、各加盟国は認可の取消、あるいは刑事罰を科すことも含めて、適切な行政措置や制裁措置を執らなくてはならない（金融商品市場指令 第 51 条）。

② 証券規制違反行為一般に関する法執行権限

1) 監督機関

インサイダー取引及び市場操作の取り締まりについて規定した市場不正行為指令により、加盟国は、同指令を執行するための行政機関を 1 機関、指名しなければならない（市場不正行為指令 第 11 条）。

2) 監督手法

指名された監督機関は、その役割を果たす上で必要な監督権限及び調査権限をすべて与えられなければならない。少なくとも、当該監督機関には、以下の権限を与えなければならないとされている（市場不正行為指令 第 12 条）。

- (a) 形式を問わず、あらゆる文書にアクセスする権限、またそのコピーを受け取る権限
- (b) 業務に関係する命令の伝達や実施に継続的に関わる任意の人々に対して情報を要求し、必要に応じ招集し審問する権限
- (c) 実地調査を行う権限
- (d) 現存する電話ないしデータ通信記録を要求する権限
- (e) この指令の履行のために適用される規定に反する行為の中止を要求する権限
- (f) 問題となる金融商品の取引を停止する権限
- (g) 資産の凍結や差押えを要求する権限
- (h) 専門業務（professional activity）の一時的な禁止を要求する権限

3) 処分規定

各加盟国は市場不正行為に対して刑事罰を課すことができる。加えて、この指令への違反行為に対して適切な行政措置を講じたり制裁を科すこともできなければならない（市場不正行為指令 第 14 条）。

(3) 保険監督機関の権限

① 監督機関

保険会社に対する監督は、認可付与国が監督権限を付与した監督機関が行う（ソルベンシー II 指令 第 13, 30 条）。

② 監督手法・処分規定

加盟国は、保険監督機関に対し、自国に本店を持つ保険会社を監督するのに必要な権限と手段とを付与しなければならない。それに伴って、保険監督機関は、以下を含む権限を保持しなくてはならないほか、これらの権限が法執行、又は司法手続きによって確実に実行されなければならない。

- 保険会社に対して行政上若しくは金融上の必要な措置を適宜執行する権限
- 監督活動に必要なあらゆる情報を保険会社から徴求する権限
- 保険会社の市場環境変化への対応能力を定量的に評価する手法を開発する権限
- 保険会社の敷地内での立ち入り検査を実施する権限
(ソルベンシー II 指令 第 34, 35 条)。

(4) 投資運用業者の監督機関の権限

投資運用業務を行う事業者は、投資サービス会社に含まれる（EU II 1 (4) 投資運用業者を参照のこと）。

投資サービス会社に対する監督については EU II 5 (2) ①投資サービス会社に対する権限を参照のこと。

(5) 投資顧問業者の監督機関の権限

投資助言業務を行う事業者は、投資サービス会社に含まれる（EU II 1 (5) 投資助言業者を参照のこと）。

投資サービス会社に対する監督については EU II 5 (2) ①投資サービス会社に対する権限を参照のこと。

(6) 監督当局間の関係

EU では、国境を越えて金融市場・規制・監督の一体化を推進するため、各種の指令や規制の中で、各国の金融監督当局同士及び EU レベルの監督機関も含めた情報交換や協調・連携の必要性を強調し、その実行を義務付けている。

そのような域内における金融規制及び監督の調和や統一化を図るため、EU レベルにおいてマイクロ・プルーデンス監督を担当する金融監督機関である欧州銀行監督機構 (EBA)、欧州証券市場監督機構 (ESMA)、欧州保険年金監督機構 (EIOPA) に対し、以下のような権限が与えられている (ここでは EBA の例を取り上げているものの、ESMA、EIOPA も、同等の権限を有している)。

① 各加盟国の金融監督機関に対する EBA の権限

- 各加盟国の金融監督機関が規制を恣意的に運用することを防止するため、EBA には各加盟国の金融監督機関が EU 法に違反している場合に、調査の実施のほか、担当監督機関への提言及び公式な是正措置要求の発出が行える (EBA 設立規則第 17 条など)。
- 金融市場の秩序ある機能や統合性、あるいは金融システム全体、又は一部の安定性が重大な危機にさらされるような可能性のある状況において、EBA は関係国の金融監督機関が行う措置を積極的に後押しし、必要な場合には関係国間の調整を行う (EBA 設立規則第 18 条)。
- 国境を越えて活動する金融機関に関する措置について関係国の金融監督機関の間で見解の相違がある場合には、当該監督機関の要請に基づいて、EBA は当該監督機関の間での合意形成を支援する (EBA 設立規則第 19 条)。
- 上記の措置において、各加盟国の金融監督機関が EBA の求めに従わず、市場の正常な競争状態の維持・回復や金融システムの秩序ある機能や統合性を損ない、早期是正の必要がある場合は、EBA は、EU 域内の個別の金融機関に対して直接、必要な措置をとるように要求する決定 (decision) を発することができる。

EBA による決定は、各加盟国の金融監督機関によるそれ以前のすべての決定に優先して適用される (EBA 設立規則第 17 条第 6、7 項、第 18 条第 4、5 項、第 19 条第 4、5 項)。

また、2014 年 11 月から稼働したユーロ採用国における単一銀行監督機構 (SSM) の中心として、COUNCIL REGULATION (EU) No 1024/2013³⁴² (以下「SSM 規則」

³⁴² COUNCIL REGULATION (EU) No 1024/2013 of 15 October 2013 conferring specific tasks on the European Central Bank concerning policies relating to the prudential supervision of credit institutions

という) 及び REGULATION (EU) No 468/2014³⁴³ (以下「SSM 枠組み規則」という) により、ECB には主に以下のような権限が与えられている。

② SSM 参加各国の金融監督機関に対する ECB の主な権限

- ユーロ圏内の信用機関設立の許認可権限を一元的に行使する (SSM 規則 第 4 条)
- ユーロ圏内の信用機関に対する健全性や内部統制等の規制の遵守状況の監督を一元的に行う (SSM 規則 第 4 条)
- 必要に応じて EBA と協調したうえで、ストレステスト及びその結果の公表を行う (SSM 規則 第 4 条)
- SSM の効果的かつ円滑な実施の責任を負う (SSM 規則 第 6 条)
- 参加各国の金融監督機関の活動状況について、定期的に報告を受ける (SSM 規則 第 6 条)
- ECB と参加各国金融監督機関との合同監督チームの結成とその組成を所管する (SSM 枠組み規則 第 4 条)
- ユーロ圏内で、その規模や社会的影響等から重要とされる信用機関及び金融持株会社に対する監督行為を実施する (SSM 枠組み規則 第 8 条)
- ECB の行う監督行為に必要な情報を参加各国の金融監督機関から収集する (SSM 枠組み規則 第 21 条)
- 参加各国の国内法の範囲で、参加各国の金融監督機関の監督権限の発動を要求する (SSM 枠組み規則 第 22 条)

³⁴³ REGULATION (EU) No 468/2014 OF THE EUROPEAN CENTRAL BANK of 16 April 2014 establishing the framework for cooperation within the Single Supervisory Mechanism between the European Central Bank and national competent authorities and with national designated authorities

Ⅲ. リーマンショック後の国際的な金融規制改革への取組

1. 金融監督体制

(1) 金融監督体制の見直し

① 欧州金融監督制度 (ESFS) の創設

EU においては従来、各加盟国が EU 指令に基づいて国内法を整備し、各加盟国の金融監督機関はそれぞれ自国の国内法によって規制・監督を行うという形で金融監督の統一化を図ってきた。

EU レベルでは欧州銀行監督者委員会 (CEBS)、欧州保険・年金監督者委員会 (CEIOPS)、欧州証券規制当局委員会 (CESR) という業態別の委員会 (ランファルシー・レベル 3 委員会) が設けられ、EU における規制制定時の欧州委員会への諮問や、各加盟国の金融監督機関の監督活動における協調の促進といった役割を担っていた。

しかし、2007 年の米国におけるサブプライムローン問題に端を発する金融危機においてはこれらの委員会を通じて各加盟国の金融監督機関間の協調や調整を図る仕組みが機能せず、国境を越えて活動する金融機関の監督に支障を来していることが明らかになった。

このため欧州委員会では、2009 年 2 月に発表された「EU の金融監督に関する高級グループ」の報告書 (ラロジエール報告) での提言に基づき、加盟国間での横断的な金融監督を行う EU レベルでの金融監督機関の創設に向けて動き出した。

2009 年 9 月には欧州委員会が欧州議会に対しパッケージ法案を提出し、2010 年 9 月 22 日に欧州議会で可決、同年 11 月 17 日に理事会で採択されたことにより³⁴⁴、新たな欧州金融監督制度 (ESFS) が創設された。

ESFS を構成する機関は以下のとおりである。

- 欧州システミック・リスク評議会 (ESRB)
- 欧州銀行監督機構 (EBA)

³⁴⁴ 成立したパッケージ法は、以下の 6 つの法令から成る。

- ・ ESRB 設立規則 (Regulation No.1092/2010)
- ・ EBA 設立規則 (Regulation No.1093/2010)
- ・ 欧州保険企業年金監督機構設立規則 (Regulation No.1094/2010)
- ・ ESMA 設立規則 (Regulation No.1095/2010)
- ・ ESRB に関して欧州中央銀行に特別の任務を委嘱する規則 (Regulation No.1096/2010)
- ・ 関連指令改正指令 (2010/78/EU)

- ❑ 欧州証券市場監督機構（ESMA）
- ❑ 欧州保険年金監督機構（EIOPA）
- ❑ 欧州監督機関合同委員会（EBA, ESMA, EIOPA の合同委員会）
- ❑ 各加盟国の監督機関

② 単一銀行監督機構（SSM）の導入

欧州委員会では、1) 金融危機と財政危機の悪循環を断ち切る、2) 金融セクターの信頼を回復する、3) 納税者負担を軽減する、という目的のもと、2012年5月に銀行同盟の創設を提案し、その一環として、SSM（Single Supervisory Mechanism）についての提案がなされた。

2013年10月にSSM規則の成立により、SSMの導入が本格的に進められ、2014年11月に始動した。同規則では、ECBが単一の銀行監督機関として、通貨としてユーロを採用しているEU加盟国（2017年2月時点で19ヶ国）、同制度に参加する非ユーロ圏のEU加盟国における信用機関の監督にあたるとしている。

③ SSMにおけるECBの業務

単一の銀行監督機関として、ECBは、以下の業務を行う（SSM規則第4条）。

- (a) 信用機関への認可の付与及び認可の取消
- (b) 他のSSM加盟国に支店を開設、あるいは非加盟国にてサービスを提供しようとする信用機関に対する、本国の監督機関としての業務
- (c) 信用機関の持分の獲得や処分に関する通知の評価
- (d) 健全性基準遵守に向けた信用機関の監督
- (e) 信用機関の内部統制やリスク管理体制の監督
- (f) 信用機関に対する監督レビューの実施
- (g) 信用機関の親会社に対する連結ベースでの監督の実施
- (h) 信用機関を含む金融コングロマリットの補完的監督への参加
- (i) 信用機関の再生計画に係る監督業務、及び経営悪化時の早期介入

④ 各加盟国の銀行監督機関とECBとの関係

ECBは、各加盟国の銀行監督機関と協力して、SSMにおける機能を果たすことになる。各加盟国の銀行監督機関はECBに対して必要な情報を提供するほか、ECBが監督業務を実施する上での助力を行う（SSM規則第6条第1項～第3項）。

1) 加盟国銀行監督機関への監督業務の委譲

ECB は、信用機関の規模、EU や SSM 加盟国の経済における重要性、クロスボーダー業務の大きさなどを鑑みて、連結ベースでの重要性が低いと判断される信用機関や金融持株会社の監督業務（信用機関の認可、買収業務は除く）を、加盟国の銀行監督機関に委譲する。

ただし、以下のいずれかの条件に該当する信用機関や金融持株会社は、正当化事由がない限り、重要性が低いとはみなされず、ECB による監督を受けることになる（SSM 規則 第 6 条第 4 項、SSM 枠組み規則第 55-66 条）。

- ❑ 資産総額が 300 億ユーロ超。
- ❑ 資産総額が 50 億ユーロ以上、かつ設立国の GDP の 20% 超。
- ❑ 加盟国の銀行監督機関が自国経済にとって重要性が高いと判断し、その判断を ECB が承認した場合。
- ❑ 複数の SSM 参加国に銀行子会社を持ち、総資産に対する国外資産の割合、総負債に対する国外負債の割合が大きい信用機関を、ECB が重要性が高いとして独自に判断した場合。
- ❑ 公的支援を申請した、又は受けた信用機関。
- ❑ SSM 参加各国において、その重要性が上位 3 位以内に入る信用機関。

2) 日常的な監督業務

上記③で列記した ECB の業務のうち、信用機関の認可、買収に係る業務、金融コングロマリットの補完的監督への参加を除いたものについては、日常的には各加盟国の銀行監督機関が実行する。

また、各加盟国の銀行監督機関は、実施した監督業務について、定期的に欧州中央銀行への報告を行う（SSM 規則 第 6 条第 6 項）。

⑤ 実施スケジュール

ECB は、2014 年 5 月までに各加盟国の金融監督機関に諮問の上、SSM 実施のためのフレームワークを公開し、2014 年 11 月 4 日から業務を実施することとされていた（SSM 規則 第 33 条）。そして実際、2014 年 11 月 4 日に SSM が発足し、ユーロ圏内の銀行監督業務を開始した。

(2) マクロ・プルーデンス監督

ESFS では、マクロ・プルーデンス監督にあたる機関として ESRB を設けている。

ESRB の概要については、EU II 2 (1) 欧州システミック・リスク評議会 (ESRB) を参照のこと。

2. 破綻処理制度、再建・破綻処理計画³⁴⁵

(1) 破綻処理制度

欧州委員会は、2012年6月に「銀行再生と破綻処理の枠組みに関する指令案」の提案を行い、各加盟国における破綻処理制度の統一化を進め、2014年5月に DIRECTIVE 2014/59/EU（通称 Bank Recovery and Resolution Directive、略称 BRRD、日本語では「銀行再建・破綻処理指令」、以下「BRRD」という）³⁴⁶を制定、2015年1月1日から施行した。

同指令では、「Title II 準備 (preparation)」、「Title III 早期介入 (early intervention)」、「Title IV 破綻処理 (resolution)」の段階に分けて、銀行破綻の際に導入すべき措置について規定している。

① 破綻に備えた準備

- 信用機関又は投資サービス会社に対し、財務状況が悪化した場合に、業務継続に向けて発動する手段を規定する再生計画 (recovery plan) の策定を要求 (BRRD 第5条)。
- 破綻処理計画 (resolution plan) は、銀行の破綻処理に関する責任を負う破綻処理当局 (resolution authority) が作成する (BRRD 第10条)。再生計画及び破綻処理計画は、個別行レベルとグループレベルの両方について作成する (BRRD 第7, 12条)。
- 破綻処理当局が、計画策定時に破綻処理にあたっての障害があると判断した場合には、銀行に対して法的あるいは業務上の構造を変更するよう要求することができる (BRRD 第17条)。
- 金融グループは、監督当局及び個々のグループ企業の株主の承諾を得て、財務上の困難に陥ったグループ企業に対して、金銭援助を行うためのグループ内財務扶助協定 (group financial support agreements) を締結することができる

³⁴⁵ 本項は下記資料に基づいて記述している。

European Commission, “Press Release: New crisis management measures to avoid future bank bail-outs” (6 June 2012).

http://europa.eu/rapid/press-release_IP-12-570_en.htm?locale=en

³⁴⁶ DIRECTIVE 2014/59/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 15 May 2014 establishing a framework for the recovery and resolution of credit institutions and investment firms and amending Council Directive 82/891/EEC, and Directives 2001/24/EC, 2002/47/EC, 2004/25/EC, 2005/56/EC, 2007/36/EC, 2011/35/EU, 2012/30/EU and 2013/36/EU, and Regulations (EU) No 1093/2010 and (EU) No 648/2012, of the European Parliament and of the Council

(BRRD 第 19, 20, 21 条)。

② 早期介入

資本要求基準を充足できない、あるいは充足できなくなる可能性の高い銀行に対し、破綻処理当局が以下のような早期介入を行えるようにする (BRRD 第 27 条)。

- ❑ 銀行に対し、再生計画で規定している措置の実施を要求
- ❑ 状況把握と当該措置の実施のための障害除去、及び行動計画及びタイムテーブルの作成を要求
- ❑ 検討を求められる決定を行うために、株主総会召集を要請
- ❑ 不適任とみなされた経営層の除去 / 交代の要求

財務状況の悪化が深刻で、上記のような手段では対処しえない場合、破綻処理当局は特別管理人 (special manager) を任命し、銀行の経営に介入することができる (BRRD 第 35 条)。

③ 破綻処理 (各加盟国における破綻処理方式及び権限の共通化)

破綻処理方式としては、以下を導入する (BRRD 第 37 条)。

- ❑ 破綻した銀行の全部又は一部の売却
- ❑ 承継機関 (bridge institution) 方式
- ❑ 不良資産の分離
- ❑ ベイルイン (bail-in) 方式 (減資、債務の減免や株式への転換などを実施し、損失を株主及び債権者の負担によって処理すること)

(2) 金融機関による再建・破綻処理計画の策定

EUIII 2 (1) 破綻処理制度に記載したとおり、BRRD では、準備措置の 1 つとして銀行に対し、再生計画 (recovery plan) を策定し、財務状況が悪化した場合に業務継続に向けて発動する手段について規定することを要求している。

(3) 破綻処理費用の負担

BRRD では、破綻処理に際しての一般的原則として、

- 破綻した機関の株主が最初に損失を負担する
- 当該機関の債権者が、通常の清算手続きにおいて定められる優先順位に従って、株主の後に損失を負担する
- 同順位の債権者は平等に扱われる

ことを定めている (BRRD 第 34 条)。

3. 銀行の業務範囲に対する規制³⁴⁷

銀行の業務範囲に対する規制については、2011年11月に設置されたフィンランド銀行総裁のエリック・リーカネンを議長とするハイレベル専門家グループによる報告書（リーカネン・レポート³⁴⁸）において、リスクの高いトレーディング業務が一定基準を超える場合には、これを分離することを義務化するという提案がなされていた。

本提案を踏まえ、欧州委員会は、EU規則（regulation）により、大規模な銀行による自己勘定取引を制限し、預金業務との分離を義務付ける準備を進めている。2014年1月29日に提案された規則案³⁴⁹では、以下のような内容が提案されているが、2015年6月にEU理事会が交渉方針を決定した後、2017年3月時点では未だに欧州委員会、理事会、議会の間で合意に至っていない。

① 規制対象

- 本規則は、グローバルなシステミック重要性を持つものとして指定された欧州の銀行に対して適用される
- 適用対象となるのは、3年連続して、(1) 総資産が300億ユーロを超え、かつ、(2) トレーディング勘定の資産及び負債が700億ユーロ、又は総資産の10%を超える銀行

② 規制内容

- 銀行が利益をあげることを目的として、自己勘定において金融商品及び商品の取引を行うことを禁止する
- その他のリスクの高いトレーディング業務（マーケットメイキング、複雑な派生商品及び証券化業務）を別法人に移管するよう銀行に要求する権限を、各加盟国の監督機関に付与する
- トレーディング業務を実施するグループ会社と、その他のグループ会社との関

³⁴⁷ 本項は、下記資料に基づいて記述している。

European Commission, “Press Release: Structural reform of the EU banking sector” (29 January 2014).

http://europa.eu/rapid/press-release_IP-14-85_en.htm?locale=en

³⁴⁸ High-level Expert Group on reforming the structure of the EU banking sector, Final Report (2 October 2012)

http://ec.europa.eu/internal_market/bank/docs/high-level_expert_group/report_en.pdf

³⁴⁹ Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on structural measures improving the resilience of EU credit institutions. (COM/2014/043 final)

係についての規則を設ける

4. 店頭デリバティブ取引・市場に対する規制

EU では、欧州市場インフラ規則（EMIR）が 2012 年 7 月 4 日に成立、同年 8 月 16 日に発効し、店頭デリバティブ取引及び市場に対する規制が導入された。

同規則による主な規制内容は以下のとおりである。

① 店頭デリバティブ取引の中央清算義務（EMIR 第 4 条第 3 項）

標準的な店頭デリバティブ取引については、EU 域内において認可を受けている清算機関において清算を行わなければならない。

② 中央清算を行わない店頭デリバティブ取引に対するリスク緩和措置の適用（EMIR 第 11 条）

中央清算を行わない店頭デリバティブ取引については、オペレーショナルリスク及びカウンターパーティ信用リスクの監視及び緩和のための措置をとらなければならない。具体的には、以下のような措置が求められている。

- 契約残高を日次で現在価値に引き直すこと（mark-to-market）。
- 担保の交換をタイムリーに、正確に、かつ適切に分離された形で実施するためのリスク管理手続き。
- 適切な資本の保持。

③ 取引情報蓄積機関への報告義務（EMIR 第 9 条）

取引当事者及び清算機関は、店頭デリバティブ取引の詳細情報を、登録を受けている取引情報蓄積機関に報告しなければならない。

④ 清算機関に対する規制・監督

清算機関は、その設立国において金融監督機関から認可を取得しなければならない（EMIR 第 14 条）。認可要件には、組織構造、上級経営層の人材、株主、事業継続計画等に関わるものがある（同 第 26-54 条）。清算機関は、認可を受けた金融監督機関による監督を受ける（同 第 22 条）。

⑤ 取引情報蓄積機関に対する規制・監督

取引情報蓄積機関は、ESMA への登録を行わなければならない。登録を受けるためには、EU 域内で設立された法人であることが要求される (EMIR 第 55 条)。取引情報蓄積機関の監督権限は ESMA が有している (同第 61-73 条)。ESMA は必要に応じ、監督措置の実施を各加盟国の金融監督機関に委譲することができる (同 第 74 条)。

5. 役員報酬規制

金融機関の報酬規制については、第4次資本要件指令により、各加盟国における統一的な規制の導入が図られている。

(1) 規制対象とその内容

信用機関及び投資会社が規制対象となる（第4次資本要件指令 第2条1項、資本要件規則第4条1項）。

① 報酬方針（remuneration policies）の策定

金融機関は、健全かつ有効なリスク管理を推進し、当該金融機関が許容しうる水準を超えるリスクテイクを助長しないという原則に沿った報酬方針を設けなければならない（第4次資本要件指令 第92条）。

② 政府による介入を受けている金融機関の報酬に対する制限

政府による介入を受けている金融機関の報酬方針は、以下の制限を受ける（第4次資本要件指令 第93条）。

- 変動給の支給総額は、純収入に対する割合として厳格に制限される。
- 加盟国の金融監督機関は、介入を受けている金融機関に対し、健全なリスク管理や長期的な成長の促進に向けた報酬体系を再構築するよう要求できる。
- 正当な理由がないかぎり、経営者に対する変動給を支払ってはならない。

③ 変動給に関する制限

金融機関は、以下の原則に沿った上で、固定給と変動給の適切な割合を設定しなければならない（第4次資本要件指令 第94条）。

- 変動給の固定給に対する比率は、1対1以下にしなければならない。加盟国はその裁量により、これより低い比率を設定することもできる。
- 加盟国が許可すれば、金融機関の株主又は所有者又は構成員は、上記比率を1対2まで引き上げることを承認できる。
- 変動給の少なくとも50%は、株式、あるいは普通株に転換可能な金融商品の形

で支給しなければならない。

- 変動給の少なくとも40%は、3年から5年以上の繰り延べ期間を経た後に支払うこととし、当該従業員の業務の性質、リスク、活動を反映して金額の調整を行わなければならない。
- 変動給は、金融機関の財務状況全般から見て支給可能である場合のみ支給することができる。金融機関の財務状況が悪化した場合には、変動給の支払額を縮小するほか、既に支給した分についてもその全額が回収の対象になる。

④ 報酬委員会の設置

各加盟国の金融監督機関は、規模、内部組織、業務の性質・業務範囲・業務の複雑さから見て重要な金融機関に対して報酬委員会を設置させなければならない（第4次資本要件指令 第95条）。

⑤ ウェブサイトでの情報公開

ウェブサイトを開設している金融機関は、内部統制と報酬に関する規制の遵守状況について、ウェブサイト上に説明を掲載しなければならない（第4次資本要件指令 第96条）。

6. シャドーバンキング問題への対応

欧州委員会は2013年9月に、シャドーバンキングに特有のリスクに対処するためのロードマップ³⁵⁰を公表し、以下の分野に優先的に取り組むとの姿勢を示した³⁵¹。

- ❑ マネー・マーケット・ファンド規制に向けた枠組の設定
- ❑ シャドーバンキング部門の透明性
- ❑ 証券法、及び証券金融取引（特に証券貸借とレポ取引）に関連するリスク
- ❑ 銀行との相互作用のための枠組みの設定

本ロードマップに基づき、2017年2月時点で、以下の2つのEU規則案が提案及び施行されている。

(1) マネー・マーケット・ファンド規則

欧州委員会は、2013年9月に、マネー・マーケット・ファンド（MMF）規制に向けた規則案³⁵²の提案を行った。その後の修正案の採択を経て、欧州委員会、欧州連合理事会、欧州議会の間で2016年11月に最終規則案³⁵³への合意に達した。今後は、2017年中にも規則が発効され、その12か月後に施行される見込みである。その主な提案内容は以下のとおりである。

① 投資対象の制限

MMFの投資対象は、

- ❑ 本規制で投資対象として認められた金融市場商品
- ❑ 資産担保コマーシャルペーパー
- ❑ 信用機関への預金

³⁵⁰ COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE COUNCIL AND THE EUROPEAN PARLIAMENT “Shadow Banking – Addressing New Sources of Risk in the Financial Sector” (COM(2013) 614 final, 4 September 2013).

³⁵¹ 本項の記述は、以下の資料に基づく。

欧州委員会ウェブサイト

http://ec.europa.eu/internal_market/finances/shadow-banking/index_en.htm

European Commission, “Press Release: Commission’s roadmap for tackling the risks inherent in shadow banking” (4 September 2013).

http://europa.eu/rapid/press-release_IP-13-812_en.htm?locale=en

³⁵² Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on Money Market Funds (COM(2013) 615 final, 4 September 2013).

³⁵³ <http://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-14939-2016-INIT/en/pdf>

- 金融デリバティブ
- リバースレポ取引³⁵⁴
- 他の MMF の株式又は投資口

に限定される。その他の資産への投資、金融市場商品の空売り、株式や商品へのエクスポージャー、証券及び現金の貸借は禁止される（マネー・マーケット・ファンド規則最終規則案 第 8 条）。

② 分散投資義務

マネー・マーケット・ファンドの管理する資産に対する、同一発行者への投資額、同一の信用機関の預金に対する投資額、同一のカウンターパーティに対するエクスポージャー等の割合に上限を設ける（マネー・マーケット・ファンド規則最終規則案 第 14 条）。

③ 流動性確保義務

マネー・マーケット・ファンドに対し、投資家からの償還要求に対応するために、ポートフォリオ中の資産の満期期間ごとに、保有する最低割合を義務付ける（マネー・マーケット・ファンド規則最終規則案 第 21,22 条）。

(2) 証券金融取引の透明性に関する規則案

欧州委員会は 2014 年 1 月 29 日に、大規模な銀行による自己勘定取引を制限するための規則案の提案を行った（EU III 3. 銀行の業務範囲に対する規制を参照のこと）。

また、その際に、銀行が同規則を回避することを目的として、規制の緩やかなシャドールバンキング部門に業務を移行することを防止するためには、シャドールバンキング取引の透明性を高めることの必要性が認識された。

このため、金融危機の際に悪影響の大きかった証券金融取引（**securities financing transactions**、証券貸借、レポ／リバースレポ取引などを指す）について、規制当局や投資家による監視を強化するために、欧州委員会は、証券金融取引の透明性向上のための規則 **REGULATION (EU) 2015/2365**（通称 **Securities Financing Transaction Regulation**、以下「**SFTR**」という）³⁵⁵を 2015 年 11 月に制定し、2016 年 1 月 12 日から施行した。

³⁵⁴ 有価証券貸借取引の一種で、債券を担保として資金の貸出を行うもの。

³⁵⁵ **REGULATION (EU) 2015/2365 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE**

本規則の主な内容は以下のとおりである。

- 取引当事者が、証券金融取引の取引情報を取引情報蓄積機関に報告することを義務付ける (SFTR 第 4 条)。
- 投資信託等のファンド管理者による投資家への開示情報に、証券金融取引の利用状況や担保評価の方法、関連するリスク、資産の安全管理方法等を含める (SFTR 第 14 条)。
- 担保として受け取った金融商品の再利用にあたっての条件を課す (SFTR 第 15 条)。

7. 格付機関の規制

EU では、信用格付業務の統合性 (integrity)、透明性、責任、良好なガバナンス、及び信頼性を向上することを目的として、各加盟国に統一的な規制アプローチを導入するため、2009年9月16日に成立した格付機関規則³⁵⁶により、格付機関に対する規制が導入された。

(1) 規制対象

格付機関規則は、EU 内において登録を受けた格付機関が、公表あるいは契約に基づいて配布する信用格付を対象とする (格付機関規則第 2 条第 1 項)。

私的格付や、格付対象からの報酬を受けない中央銀行により付与される非公表の格付は、本規則の適用を受けない (格付機関規則第 2 条第 2 項)。

(2) 格付機関の登録

信用機関、投資会社、保険会社、再保険会社等は、規制上の目的のために格付を用いる際、EU 内で設立され本規則に従って登録された格付機関により発行された格付のみが使用できる (格付機関規則第 4 条)。

格付機関は ESMA に対して登録の申請を行う (格付機関規則第 15 条)。登録は、EU 全域において有効である (格付機関規則第 14 条(2))。

(3) 主な規制内容

① 独立性の確保と利益相反の防止

格付機関は、格付の発行が、当該格付機関やその経営者、従業員等の関わる既存のあるいは潜在的な利益相反や業務上の関係によって影響を受けることがないように、あ

³⁵⁶ Regulation (EC) No 1060/2009 of the European Parliament and of the Council on 16 September 2009 on credit rating agencies.

なお、同規則は ESMA の設立に伴って改正され、これによって格付機関の規制は ESMA が実施することとなった。その改正は REGULATION (EU) No 513/2011 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 11 May 2011 amending Regulation (EC) No 1060/2009 on credit rating agencies

らゆる必要な措置を講じなければならない（格付機関規則第 6 条）。

また、利益相反を防ぐために要求される組織上、業務上の措置については、格付機関規則 Annex I の Section A,B において規定されている。

② 情報開示義務

格付機関は、格付の手法、使用しているモデルや主な仮定についての情報を公開しなければならない（格付機関規則第 8 条）。

また、利益相反の事実及び可能性、付随的サービスの一覧、格付の公表に関する方針など、所定の開示事項を公表することが義務付けられている（格付機関規則第 11 条、Annex I Section E）。

8. 金融消費者保護

EU で実施されている金融消費者保護のための措置としては、(1) 預金保険制度の見直し、及び(2) 投資家補償制度の見直し、がある。

(1) 預金保険制度の見直し

EU における預金保険制度 (DGS : Deposit Guarantee Scheme) は、1994 年の EU 指令 (Directive 94/19/EC) により統一化が行われたが、金融危機を経て明らかになった既存制度の欠点を修正するため、2014 年 4 月に預金保険指令が改正 (DIRECTIVE 2014/49/EU³⁵⁷、以下「改正預金保険指令」という) され、2015 年 7 月からそれに基づいた各国国内法が施行されている。

① 保護対象の拡大 (改正預金保険指令第 2,5 条)

金融機関による預金や公的当局の預金は保護対象から除かれる以外は、法人の預金には制限が設けられていないため、法人の預金が付保対象となる。また、預金には通貨による制限はないため、外国通貨建ての預金も保護対象となる (改正預金保険指令第 2,5 条)。

これに加え、1 預金者ごとに 1 金融機関あたり保護上限額が 10 万ユーロへ引上げられた (改正預金保険指令 第 6 条第 1 項)。

② 保護された預金の払い戻しの迅速化

預金の払い戻しの所要日数を段階的に短縮し、2024 年までには、払い戻し期間を 7 営業日まで短縮する (改正預金保険指令 第 8 条第 1,2 項)。

③ 国境を越えた払い戻し手続きの明確化

EU 域内に本店を有する信用機関が EU 域内に支店形態で進出している場合、当該支店の預金は当該支店の所在国でなく本店所在国の DGS が保護する。実際には、支店の預金者に対しては支店所在国の DGS が、本店所在国の DGS の指示に従って払い戻しを行う。本店所在国の DGS は、支店所在国の DGS が必要とする払い戻し資金及び

³⁵⁷ DIRECTIVE 2014/49/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 April 2014 on deposit guarantee schemes

払い戻し業務に要する費用を、払い戻しが行われる前に提供しなくてはならない（改正預金保険指令 第 14 条第 1 項）。

④ 預金者に対する情報提供

預金者に対する情報提供に関連して、以下を含む規定が定められている。

- ❑ 口座開設時及び口座明細の送付時に、加盟先 DGS 名、保護される預金額等を記載した書面を交付すること。口座明細は、最低でも年次で送付されること。（改正預金保険指令 第 16 条第 2,3 項）。
- ❑ DGS のウェブサイトは、預金者が必要とする情報、特に預金保護の手続き及び条件についての情報を含まなければならない（改正預金保険指令 16 条第 3 項）。
- ❑ 預金者がインターネット・バンキングを利用している場合、これらの情報を電子媒体で伝達してよいが、預金者の依頼があれば書面で交付すること（改正預金保険指令 16 条第 8 項）。

⑤ 資金基盤の確保

預金保険制度の資金的な基盤強化のため、以下の資金調達手段が定められている。

- ❑ 加盟信用機関からの定期的な拠出金（改正預金保険指令 第 10 条第 1 項）
- ❑ 危機等への対応を目的とした、拠出金の強制的徴収及び値上げ（改正預金保険指令 第 10 条第 4,8 項）
- ❑ その他の短期資金調達手段（改正預金保険指令 第 10 条第 9 項）
- ❑ 各国 DGS 間での資金の融通（改正預金保険指令 第 12 条第 1 項）

拠出金額は、各信用期間の預金保険対象となる預金額とリスクを反映して算定される（改正預金保険指令 第 13 条第 1 項）。

（2）投資家補償制度の見直し

EU の投資家補償制度（investor compensation scheme）は、1997 年の EU 指令（Directive 97/9/EC）によって導入されたが、加盟国によっては運用が不十分であり、投資家からの苦情につながっていた。このような状況を改善し、より効率的な投資家保護を実現するために、2010 年になって以下に列挙するような制度の改正が提案された³⁵⁸。

³⁵⁸ 本項の記述は、下記の資料に基づいている。

European Commission, “Press release: Commission proposes package to boost consumer

しかし、その後発出された他の指令及び規制（例：第2次金融商品市場指令、改正預金保険指令等）による投資家保護措置の進展もあり、2017年2月時点で、投資家補償制度自体のEU指令の改正には至っていない。

① 補償限度額の引上げ

補償限度額を2万ユーロから5万ユーロに引上げ。

② 補償金支払の迅速化

投資家に対し、投資サービス会社の破綻から9ヶ月以内に補償金の支払を行う。

③ 投資家に対する情報提供の向上

④ 長期的かつ責任ある補償基金

補償基金の財政的な基盤として、最低限の目標とすべき準備額を規定し、当該金額については事前の払込みを義務付ける。

拠出金は、投資サービス会社が負担する。必要時には、他のスキームや他の資金調達源から、限定的な金額について借入を行うことができるようにする。

⑤ 補償対象の拡大

現行では、投資サービス会社が顧客資金を保有するにあたり用いていた第三者のカストディアンが破綻し、資金の返還ができなくなった場合、投資家補償制度の対象にならないことがある。

また、単位型投資ファンドに投資している場合も、ファンドの預託先やサブ・カストディアンが破綻した場合に、補償を受けられない事態が発生していた。今般の改正では、このような場合も補償の対象に含めることを提案している。

9. その他

(1) 自己資本規制³⁵⁹

EU では、バーゼルⅢに対応する自己資本ルールとして、第4次資本要件指令及び資本要件規則が2013年6月に成立した。自己資本を初めとする健全性規制の基準については、主に資本要件規則に記載されている。

従来、金融機関の自己資本に対しては、EUの指令(directive)に基づいて各加盟国が制定する国内法に則って規制が実施されてきたが、資本要件規則は加盟国に対して直接効力を持つ規則(regulation)という形式をとっており、これによってEUの全加盟国に対して共通の健全性規制が導入されることとなった。

第4次資本要件指令及び資本要件規則による自己資本規制の主な内容は次のとおりである。

① 自己資本の質及び量の向上（資本要件規則 第92条）

金融機関に対して要求される自己資本比率は、従来と同様に8%であるが、そのうち普通株等Tier1の比率が2%から4.5%に引き上げられた。

また、自己資本に算入するための要件についても厳格化が図られた。

② 流動性バッファに関する要件の導入（資本要件規則 第460条）

□ 流動性カバレッジ比率（Liquidity Coverage Ratio, LCR）

2015年の定量基準導入時にはLCR基準は60%とし、その後2018年の100%まで、順次基準の引上げを実施する。

□ 安定資金調達比率（Net Stable Funding Ratio, NSFR）

資本要件規則第510条では、2016年12月31日までに、EBAの報告を受けて欧州委員会が規制案を欧州理事会と欧州議会に提出する予定とされている。これを受け、EBAは2015年12月にNSFRの導入を勧める報告書³⁶⁰を発表したほか、欧州委員会はこれを反映した資本要件規則改正案を2016年11月に提出・発表済³⁶¹である。

³⁵⁹ 本項の記述は、以下の資料に基づいている。

European Commission, “Memo: Capital Requirements –CRD IV / CRR – Frequently Asked Questions” (16 July 2013)

http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-13-690_en.htm

³⁶⁰ <https://www.eba.europa.eu/-/eba-recommends-introducing-the-nsfr-in-the-eu>

³⁶¹ <https://ec.europa.eu/transparency/regdoc/rep/1/2016/EN/COM-2016-850-F1-EN-MAIN>.

③ レバレッジ規制（資本要件規則 第 429 条）

レバレッジ比率（リスクウェイト無しのオンバランス及びオフバランス資産に対する Tier1 資本の比率）の規制については、2016 年 11 月に提出された上記の資本要件規則改正案の中で、3%以上とする基準が提案されている。

④ カウンターパーティ信用リスク（資本要件規則 第 429a 条）

店頭デリバティブ取引及び証券金融取引におけるカウンターパーティ信用リスクに対し、資本の積み増しを要求している。

資本要件規制では、清算機関に対するエクスポージャーも自己資本要求の対象となる。ただし、所定の基準を満たしている清算機関へのエクスポージャーに対する必要資本は、バイラテラル取引よりも小さく設定されている（第 4 次資本要件指令 第 429 条）。

⑤ 資本バッファ

1) 資本保存バッファ（capital conservation buffer）

金融機関は、必要自己資本に加え、エクスポージャー総額の 2.5%に相当する高クオリティ資本（Common Equity Tier1 capital）を資本保存バッファとして保持しなければならない。金融機関の自己資本がこの基準を下回った場合、配当や変動給の支給が制限される（第 4 次資本要件指令 第 129, 141 条）。

2) カウンターシクリカルバッファ（countercyclical buffer）

経済環境が良好なときには、金融機関に対して所定の基準を満たす資本の保持が求められるが、経済環境が悪化した場合には、当該資本の保持は要求されなくなる（第 4 次資本要件指令 第 130 条）。

3) システミックな重要性を持つ金融機関へのバッファ要件

管轄する金融監督機関から、規模、国際的な業務の状況、相互関係性等に基づいて「グローバルなシステミック重要性を持つ」と認定された金融機関は、自己資本の積み増しを要求される。

その他、金融監督機関は国内における有力な金融機関等を「システミックな重要性を持つ」と認定し、付加的な自己資本要件を課すことが可能となっている（第 4 次資本要件指令 第 131 条）。

4) システミックリスクバッファ (systemic risk buffer)

各加盟国は、システミックリスクバッファとして、普通株等 Tier1 の必要基準を設定できる。当該バッファ要件を課す際には、欧州委員会、EBA、及び ESRB への通知が求められている。また、当該バッファ要件が 3~5%の間に置かれる場合には、その要件を採用する前に欧州委員会の見解を待たなくてはならない。見解が否定的であった場合にはその見解に従うか、従わない場合にはその理由を説明しなくてはならない (第 4 次資本要件指令 第 133 条)。

(2) 預金保険制度

EU における預金保険制度は、1994 年の Directive 94/19/EC による統一化ののち、金融危機を経て明らかになった既存制度の欠点を修正するため、改正預金保険指令により制度変更がなされた。概要については、EU III 8 (1) 預金保険制度の見直しを参照のこと。

IV. 各論

1. 貸金業者に対する規制

EUにおける貸金（consumer credit）業者は、信用機関の一つに分類され、免許、監督等の面では第4次資本要件指令による規制を受ける（EU II 1（1）信用機関、EU II 4（1）信用機関を参照）。

（1）総量規制（有無・内容）

EUにおける貸金事業は Directive 2008/48/EC³⁶²（以下「消費者信用指令」という）の規制を受けるが、総量規制に該当するような、顧客の年収に応じた信用上限を明文化した文言はない。ただし、貸金業の広告内容や契約前の説明の中で、信用上限額及びその適用条件等が開示されなくてはならない（消費者信用指令 第4,5条）。

また、貸金業者は、顧客から提供される情報を適宜活用するほか、必要に応じて関連するデータベースを活用して、貸金契約の締結前に当該顧客の信用を十分に調査しなくてはならない（同指令第8条）。

（2）上限金利に手数料が含まれる場合の内容

EUには、信用機関に適用される、明文化された法定上限金利は存在しない。

³⁶² DIRECTIVE 2008/48/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 April 2008 on credit agreements for consumers and repealing Council Directive 87/102/EEC

2. 資金移動業者に対する規制

EUの資金移動業者は Directive 2007/64/EC³⁶³（以下「決済サービス指令」という）により、その業務内容、禁止事項等が規定されており、適用対象となる各国は2009年11月1日までに国内法への反映を終え、施行済みである。なお、EUでは、既に Directive (EU) 2015/2366³⁶⁴（以下「第2次決済サービス指令」という）が発効しており、適用対象となる各国は2018年1月13日までにこの新指令に対応した国内法を整備する必要がある。

（1）根拠法

資金移動業者は、決済サービス事業者として決済サービス指令（文献によっては「支払サービス指令」と呼称）（2007）に基づいて規定されている。

（2）定義

決済サービス指令では、決済サービス提供者（payment service provider）を以下(a)～(f)の6分類で定義（決済サービス指令 第1条1項）している。決済サービス提供者以外は、決済サービス指令の Annex で示される決済サービスを提供することを加盟国により禁止される（決済サービス指令 第29条）。

- (a) 銀行等の与信機関（資本要件指令[文献によっては、銀行指令ともいう]の第4条1項(a)で定義）
- (b) 電子マネー事業者（Directive 2000/46/EC³⁶⁵（以下「電子マネー指令」という）の第1条3項(a)で定義）
- (c) 国内法で決済サービス提供の権限を付与された郵便振替機関
- (d) 決済サービス指令で規定された決済サービス事業者（payment institution）

³⁶³ Directive 2007/64/EC of the European Parliament and of the Council of 13 November 2007 on payment services in the internal market amending Directives 97/7/EC, 2002/65/EC, 2005/60/EC and 2006/48/EC and repealing Directive 97/5/EC

³⁶⁴ Directive (EU) 2015/2366 of the European Parliament and of the Council of 25 November 2015 on payment services in the internal market, amending Directives 2002/65/EC, 2009/110/EC and 2013/36/EU and Regulation (EU) No 1093/2010, and repealing Directive 2007/64/EC

³⁶⁵ Directive 2000/46/EC of the European Parliament and of the Council of 18 September 2000 on the taking up, pursuit of and prudential supervision of the business of electronic money institutions

- (e) ECB 及び各国中央銀行（金融規制機関又は公共機関として活動する場合を除く）
- (f) 加盟国政府若しくはその地方自治体（公共的業務を行う場合を除く）

また、決済サービス指令では、「決済サービス（payment service）」を以下のように定義（決済サービス指令 Annex）している。

1. 口座への現金入金を可能とするサービス及び口座の運営に必要な業務
2. 口座からの現金引出を可能とするサービス及び口座の運営に必要な業務
3. 以下の決済取引の実行
 - ・ 口座からの直接の引き落とし（direct debit）
 - ・ 決済カード又は類似の機器による決済取引
 - ・ 口座振替（credit transfer）
4. 決済サービス利用者の与信枠による上記 3. の決済取引の執行
5. 決済手段の発行及び/又は当該決済手段への加盟店の管理
6. 送金
7. 電子商取引等における携帯電話等を用いた決済サービス（決済取引実行への同意を、支払者が電気通信機器又はデジタル・情報機器によって与えるもの）

ただし、以下のサービスは決済サービスとみなさない（決済サービス指令 第 3 条）。

- (a) 支払人と支払先との間で直接現金で支払われる決済取引
- (b) 支払者若しくは受取者の商業代理人（この代理人は、交渉又は売買の権限を有するものとする）を通じた決済取引
- (c) 専門的に行われる紙幣及び貨幣の物理的輸送
- (d) 非営利又は慈善活動の中での非専門的な現金収集及び配送からなる決済取引
- (e) 商品又はサービスの購入のための決済取引の一部として、決済取引の執行直前に支払人の明示的な要請に従って現金が支払先から支払人に提供されるサービス
- (f) 両替取引（現金が決済口座で保有されず、現金と現金を交換する取引）
- (g) 支払先が現金を自由に利用できるようにするために決済サービス提供者宛に振り出された以下の文書に基づく決済取引
 - ・ 紙の小切手
 - ・ 紙の為替 / 約束手形
 - ・ 紙の引換券
 - ・ 紙のトラベラーズ・チェック
 - ・ 紙の郵便為替
- (h) 資金決済・証券決済システムの参加者と決済サービス提供者との間で、当該システム内で行われる決済取引

- (i) 証券会社等が行う配当支払い等の証券管理サービスに関連する決済取引
- (j) データ処理及び保存などを行うテクニカルサービス事業者が、移転される資金を所有することなしに決済サービスの提供を支援するサービス
- (k) 商品又はサービスを取得するための手段に関するサービスであって、発行者の利用する施設でのみ利用できるもの、又は、発行者との合意の下で限定された事業者のネットワーク内/限定された範囲の商品・サービスを対象として利用できるもの
- (l) 電気通信機器又はデジタル機器・IT 機器を用いて実行される決済取引で、購入された商品・サービスが電気通信機器又はデジタル機器・IT 機器に配信され、かつそれら機器を通じて利用されるもの。ただし、電気通信機器又はデジタル・情報機器の運営事業者が、決済サービス利用者と商品・サービス供給者との間で純粋な仲介役として活動しない場合に限る
- (m) 決済サービス提供者、又はその代理人或るいはその支店の間で行われる自己口座間での決済取引
- (n) 親会社と子会社との間、又は同一の親会社を持つ子会社間の決済取引であって、当該同一企業グループに属する企業以外の決済サービス提供者による仲介が行われていないもの
- (o) 1 社又は複数のカード発行事業者に代わって提供される ATM による現金引出サービスであり、当該現金引出サービス提供事業者が現金引出サービス利用者との間で決済サービスの枠組み契約の当事者となっていないもの。ただし、当該現金引出サービス提供事業者が、Annex に列記された他の決済サービスを行っていない場合に限る

決済サービス指令の規制対象となる地理上、及び通貨上の範囲は以下の通りである。

- 決済サービス指令は第一編から第六編までの記載及び Annex から構成される。うち第三編（第 30 条から 50 条まで：決済サービスの取引条件の透明性及び情報提供義務）と第四編（第 51 条から 83 条まで：決済サービスの提供及び利用に係る権利義務）については、第 73 条を除き、支払人と受取人の双方の決済サービス提供者が域内に所在する場合にのみ適用される。ただし、第 73 条だけは、域外との決済取引にも適用される（決済サービス指令 第 2 条 1 項）。
- 本指令の第三編と第四編は、ユーロ又はユーロ圏外の EU 加盟国の通貨でなされる決済サービスに対して適用される（決済サービス指令 第 2 条 2 項）。
- 加盟国は、国内法の特別な枠組みで特定の業務を行う機関に対しては、本指令の一部又はすべての条項の適用を免除することができる。具体的には、資本要件指令第 2 条に記載の諸機関（ただし、当該条文中 1、2 段に記載された各国中央銀行及び郵便振替機関を除く）が適用免除の対象となりうる（決済サービス

指令 第 2 条 3 項)。

上記の状況を表にまとめると、以下のようになる。

	支払/受取者双方の決済サービス提供者が EEA 内に存在	支払/受取者の決済サービス提供者の一方だけが EEA 内に存在
通貨ユーロでの決済サービス	第三、四編の全条項が適用	第三、四編のうち第 73 条だけが適用 (第三、四編 (第 30-83 条)の残りの条項は非適用)
EEA 加盟国の非ユーロ通貨での決済サービス		
非 EEA 加盟国の通貨での決済サービス	第三、四編 (第 30-83 条) は非適用	

(3) 参入規制

加盟国内で決済サービスを行うためには、決済サービス提供者は、加盟国内で設立された法人でなくてはならない (第 10 条 1 項)。かつ、決済サービス免許事業者 (payment institution) としての免許 (authorisation) を受け、登録される必要がある (決済サービス指令 第 5,11 条)。免許の取得のためには、決済サービス提供者は、その母国 (決済サービス提供者の登録済事務所の所在国、若しくは、その本社の所在国) が指定する監督機関 (competent authorities) に、所定の文書・情報等 (後述) を提出する必要がある。

ただし、免許取得には以下の例外措置が存在する。

- ❑ 決済サービス指令の 1 条 1 項(a),(b),(c),(e),(f)に該当する機関 (先出の「EUIV 2 (2) 定義」を参照) は、上記免許を受けなくとも域内で決済サービスを提供できる (決済サービス指令 第 10 条)。
- ❑ 決済取引の平均取引額が月間 300 万ユーロ以下で、かつ、その経営層に財務上の違法行為 (マネー・ローンダリングやテロリストへの資金提供等) 履歴のない小規模事業者に対しては、その母国の監督機関の判断に応じて、より簡便な免許・登録手続きが適用されうる (決済サービス指令 第 26 条 1 項)。ただし、この措置の適用を受けた小規模決済サービス免許事業者に対しては、以下の制限が加わる。
 - ・ 加盟国内で金融業の免許を相互利用できる「パスポート制度」は適用されない (決済サービス指令 第 26 条 3 項)

- ・ 加盟国の判断により、その業務範囲に制限が加えられる余地がある（決済サービス指令 第 26 条 4 項）

「決済サービス免許事業者」として免許を取得するには、以下①～③を含む要件を満たす必要がある。

① 決済サービス指令第 5 条に示された、以下を含む情報を提供すること。

- 予定される決済サービスの概要
- 事業計画（当初 3 事業年度分の予算計画を含む）
- 初期資本要件（後述）を満たすことの証拠
- 組織の内部統制・組織構造に関する記述
- 取締役等の経営層の素性と、それらの人間が決済サービス事業に関する知識と経験を有することの証明
- 監査人の素性
- 法的形態及び定款

② 以下の当初資本を保有すること（決済サービス指令 第 6 条）。

- 送金業務（決済サービス指令 Annex の項番 6）を行う場合：2 万ユーロ
- 電子商取引等における携帯電話等を用いた決済サービス（決済サービス指令 Annex の項番 7）を行う場合：5 万ユーロ
- 決済サービス指令の Annex の項番 1 から 5 に該当する業務（利用者の決済口座を扱う業務等）を行う場合：12 万 5,000 ユーロ

③ 決済サービス免許事業者が密接な関連を有する個人又は法人を規定する第三国の法令が、監督機関による有効な監督機能を妨げないこと（決済サービス指令 第 10 条 8 項）。

監督機関は、以下の場合に限って、発行済みの免許を撤回（**withdrawal**）できる（決済サービス指令 第 12 条）。

- 決済サービス免許事業者が、免許を 12 カ月以内に利用しない / 免許の返上を明言した / 6 カ月以上事業を停止した場合（ただし、当該決済サービス免許事業者の母国が、該当する経過時間規定を持たない場合）
- 虚偽の申告やその他の非正規手段によって免許を取得した場合
- 免許に必要な条件を満たさなくなった場合

- 当該決済サービス免許事業者による決済サービス事業の継続が、決済システムの安定性に対する脅威を構成する場合
- 当該決済サービス免許事業者の母国の国内法が免許撤回を規定する事案に該当する場合

(4) 業務範囲

決済サービス免許事業者は、決済サービスの提供に加え、以下の業務を行うことができる（決済サービス指令 第 16 条 1 項）。

- 決済サービス事業と密接に関連する付随業務（例：決済取引の執行の確保、外国為替サービス、安全保護措置、データの保管と処理）
- 決済システムの運営
- EU 法令及び各国国内法に従った決済サービスの提供以外の事業活動

以下の条件を全て満たす場合に限り、決済サービス免許事業者は一定の決済サービスの提供に関連して信用を供与することができる（決済サービス指令 第 16 条 3 項）。

- 信用供与が決済取引の執行に付随的なものであり、かつそのためにのみ行われる
- 信用供与が決済取引の執行のために受領した又は保有する資金から行われるものではない
- 決済サービス免許事業者が「パスポート制度」を利用して供与する信用に対し、12 か月以内の範囲の短期間で返済が義務付けられる
- 信用供与総額に照らして、決済サービス免許事業者の自己資本額が監督機関から見て適切である

決済サービス免許事業者は、預金受け入れを行うことは認められない（決済サービス指令 第 16 条 4 項）。

決済サービス免許事業者が決済サービス指令 Annex に記載されない他事業にも携わっており、かつ当該他事業が当該事業者の財務体質の健全性/監督機関による監督機能を損なう、又は損ないかねない場合には、監督機関は決済サービス業務のみを行う会社を分離して設立するよう要求することができる（決済サービス指令 第 10 条 5 項）。

(5) 財務規制

決済サービス免許事業者には財務規制が課され、監督機関の指定する計算方法に従っ

て導出される自己資本（own funds）の金額水準を維持することが義務づけられる。この自己資本水準は、初期資本水準を下回ることはない（決済サービス指令 第7、8条）。

（6）セーフガード（分別管理等）

決済サービス提供以外の事業を合法的に兼業している決済サービス免許事業者は、加盟国政府又は監督機関の要請により、決済用の資金を保護することが義務付けられる（決済サービス指令 第9条）。その詳細は、以下に従う。

- 保護対象となる資金（「関連資金（relevant funds）」）は、決済取引の執行のため決済サービス利用者、又は、他の決済サービス提供者から受領した資金である（決済サービス指令 第9条1項）。
- 保護には、利用者の資金をそれ以外の個人・法人の資金と分別管理する方法か、又は、第三者による保険又は同等の保証を付加する方法がある（決済サービス指令 第9条1項）。
- 上記の分別管理とは、保護対象となる資金が利用者からの受領日の翌営業日の終わりの時点になってもまだ決済サービス免許事業者保有されている場合、決済サービス免許事業者は以下のいずれかの義務を負うというものである（決済サービス指令 第9条1項）。
 - ・ 信用機関に当該資金専用の口座を用意してそこに預金するか、又は、監督機関により安全で流動性が高く低リスクであると定義された資産に関連資金を投資する。かつ、特に決済サービス免許事業者の倒産の場合を念頭に、該当する EU 加盟国の国内法に従って、他の債権者の請求権から当該資金を隔離する（決済サービス指令 第9条1項(a)、(b)）。
 - ・ 決済サービス事業者とは異なる企業グループに属する保険会社又は信用機関による保険、又は、それと同等の保証により、保護されるべき決済用資金の全額を保護する（決済サービス指令 第9条1項(c)）。
- 監督機関は、上記の保護義務の対象を、600 ユーロ以上の決済用資金に限ることができる（決済サービス指令 第9条4項）。

（7）情報提供

透明性確保と情報提供に関する以下の規定は、本指令第2条により、支払者と受取者の双方の決済サービス提供者がともに加盟国内に存在する場合にのみ適用される。

① 消費者以外が決済サービス利用者である場合の適用除外余地

本指令第三編(30～50条)に記載の内容(透明性確保及び情報提供に関する義務等)については、決済サービスの利用者が個人消費者でない場合には、当事者間の合意に従って一部又はすべてを適用除外することができる。また、上記記載の範囲において、加盟国はその判断に応じて、零細企業を個人消費者と同等に扱うものとしてよい(決済サービス指令 第30条1、2項)。

② 単発決済取引の場合

単発決済取引の契約を締結する前に、決済サービス提供者は、決済サービス利用者に対して、以下の情報及び条件を通知しなくてはならない(決済サービス指令 第36条1、第37条1項)。

- 1) 決済注文の適正な執行のために決済サービス利用者には提供が求められる情報の様式、若しくは、固有の識別情報
- 2) 決済サービス執行の期限
- 3) 決済サービス利用者が決済サービス提供者に支払いうる料金総額と、場合に応じて、その明細
- 4) 両替を伴う場合は、決済取引に適用される予定の実効、若しくは、参考為替レート

決済注文を受領直後、支払者側の決済サービス提供者は、支払者に対して、以下の情報を通知しなくてはならない(決済サービス指令 第38条)。

- 1) 支払者が決済取引を特定できる参照情報、及び、適切と思われる場合は、受取者に関する情報
- 2) 決済注文で使用された通貨での決済取引額
- 3) 支払者が支払いうる料金総額と、場合に応じて、その明細
- 4) 両替を伴う場合は、決済取引に適用された為替レートと、それが事前に通知した為替レートと異なる場合はその参照情報、及び、両替後の決済取引額
- 5) 決済注文の受領日付

決済注文を執行直後、受取者側の決済サービス提供者は、受取者に対して、以下の情報を通知しなくてはならない(決済サービス指令 第39条)。

- 1) 受取者が決済取引を、及び、適切と思われる場合は、支払者を特定できる情報と、決済取引に伴って転送されたあらゆる情報
- 2) 受取者側資金の通貨単位での決済取引額
- 3) 受取者が支払いうる料金総額と、場合に応じて、その明細

- 4) 両替を伴う場合は、受取者側決済サービス提供者により決済取引に適用された為替レートと、両替前の決済取引額
- 5) 決済執行日付

③ 包括契約による決済取引の場合

包括的な決済取引の契約を締結する充分前に、決済サービス提供者は、決済サービス利用者に対して、以下を含む情報及び契約条件を通知しなくてはならない（決済サービス指令 第 41 条 1 項、第 42 条）。

- 決済サービス提供者に関する諸情報（連絡に必要な社名、本支社所在地、電子メールアドレス等、及び事業登録情報等）
- 決済サービスの利用に関する詳細（サービスの概要等）
- 決済サービスに適用される料金、利息、為替レート等
- 連絡の手段とその技術要件
- サービス保全と問題発生（無権限取引等）時の是正措置
- 包括契約の変更、終了に関する事項
- 準拠法、裁判外紛争処理に関する事項

包括契約については、上記に加えて、以下を含む情報提供が要求される（決済サービス指令 第 44～48 条）

- 包括契約条件の変更に関する事項（決済サービス提供者が、変更の 2 カ月前までに変更の旨を提示しなくてはならない等）
- 包括契約条件の終了に関する事項（決済サービス利用者の契約打ち切り権限等）
- 包括契約に含まれる個別決済取引の執行前に、決済サービス提供者が、支払者の要求に応じて支払者に提供すべき情報（執行期限、料金見込み、料金明細等）
- 包括契約に含まれる個別決済取引の執行後に、支払者側の決済サービス提供者が、支払者に提供すべき情報（個別決済取引の識別情報、受取者情報、決済金額、課金額とその明細、適用為替レート、決済日付等）
- 包括契約に含まれる個別決済取引の執行後に、受取者側の決済サービス提供者が、受取者に遅滞なく提供すべき情報（個別決済取引の識別情報、支払者情報、決済金額、課金額とその明細、適用為替レート、決済日付等）

（8）決済サービスの提供と利用に関する権利と義務

① 無権限取引での利用者の権利と義務（決済サービス指令 第 58、60、61 条）

無権限取引に関する以下の規定は、本指令第 2 条により、支払者と受取者の双方の

決済サービス提供者がともに加盟国内に存在する場合にのみ適用される。

- 決済サービス利用者は、未承認又は誤った決済取引が行われたことを認識した場合、遅滞なくその旨を決済サービス提供者に通知した場合に限り、当該決済サービス提供者による修正を正当な措置として受けられる（決済サービス指令 第 58 条）。
- 加盟国は、無権限取引が発生した場合、支払人の決済サービス提供者が当該無権限取引の金額を直ちに支払人に返還すること、また、もし当該無権限取引が支払口座からの引き落としで行われた場合には、当該無権限取引が発生しなかった場合に想定される状態に当該支払口座を回復することを義務付ける（決済サービス指令 第 60 条 1 項）。
- 無権限取引が、紛失又は盗難された決済手段の利用で生じた場合、又は、決済手段の悪用により生じ、かつ、支払人が本人照合手段の安全保管を怠っていた場合には、支払者は 150 ユーロを上限として、当該無権限取引による損失を負担しなくてはならない（決済サービス指令 第 61 条 1 項）。
- 支払者が、詐欺的行為により、又は、故意若しくは重大な怠慢によって本指令 56 条に定める義務（例：決済手段の利用規約の遵守等）の履行しなかった場合、それに起因する無権限取引による損害については、上記の 150 ユーロの損失上限規定は適用されない（決済サービス指令 第 61 条 2 項）。

（9）監督

① 監督機関の指定（決済サービス指令 第 20 条）

加盟国は、行政機関、国内法が認定した団体、中央銀行等のいずれかを決済機関の免許付与と健全性監督に責任を負う監督機関として指名し、その義務の遂行に必要な権限を与えなくてはならない。

監督機関は、経済団体から独立していなくてはならず、決済機関、与信機関、電子マネー免許事業者、郵便振替機関を監督機関に指名してはならない。

② 監督（決済サービス指令 第 21 条）

本指令の遵守を検証するにあたり、監督機関は次の 1)～4)を含む措置を執る権限を持たなくてはならない（決済サービス指令 第 21 条 1 項）。

- 1) 決済機関に対し、遵守状況の監視に必要な情報の提供を要求する
- 2) 決済サービスを提供する決済機関、代理業者、支店、委託先に対して立ち入り調

査を実施する

- 3) 勧告、指針、場合によっては法的拘束力を持つ規制を発出する
- 4) 状況によっては、免許を保留若しくは撤回する

また、監督機関は、決済機関に法令違反を停止させる目的での罰則を与える、若しくは、措置を執ることができる（決済サービス指令 第 21 条 2 項）。

（10）その他の主な規制

① 紛争処理

紛争処理に関する以下の規定は、本指令第 2 条により、支払者と受取者の双方の決済サービス提供者がともに加盟国内に存在する場合にのみ適用される。

1) 申し立て（決済サービス指令 第 80 条）

加盟国は、決済サービス利用者及びその他関係者（消費者団体等）が、決済サービス提供者の法令違反の疑いに関する申し立てを監督機関に提出できる手続きを整備する義務を負う。

2) 加盟国による罰則の制定と、担当監督機関（決済サービス指令 第 81、82 条）

- ・ 加盟国は、本指令に沿って採用された国内法の違反に対して適用可能な罰則に関する規則を設定する義務を負う（決済サービス指令 第 81 条 1 項）
- ・ 本指令の第三編と第四編に沿って採用された国内法令の違反、若しくは、違反の疑いがある場合、その是正措置権限を持つ担当監督機関は、当該違反の疑いのある決済サービス供給者の母国の監督機関となる。ただし、「パスポート制度」に基づいて母国以外に設立された代理人や支店に違反の疑いがある場合は、その代理人や支店の存在する加盟国の監督機関が担当となる（決済サービス指令 第 82 条 2 項）

3) 裁判外紛争処理（決済サービス指令 第 83 条）

加盟国は、本指令により生じる権利と義務に関して決済サービス利用者と提供者との間で発生する紛争を解決するため、適切で効果的な裁判外での苦情処理及び是正措置の機構を設置する義務を負う。

② 個人情報保護

加盟国は、決済関連詐欺の予防、調査、摘発活動の保護に必要とされる場合は、決済システム及び決済サービス提供者による個人情報の処理を許可しなくてはならない。

この場合の個人情報の処理は、個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の指令（Directive 95/46/EC）に従って行われなければならない（決済サービス指令 第 79 条）。

③ マネー・ローンダリング規制

決済サービス指令にはマネー・ローンダリングに関する直接の記載はないが、その 79 条で Directive 2005/60/EC³⁶⁶（以下「第 3 次マネー・ローンダリング指令」という）の修正が示されている（決済サービス指令 第 79 条）。

決済サービス事業者に対するマネー・ローンダリング関連規制には、銀行等の金融機関を主な対象とする第三次マネー・ローンダリング指令と、銀行等金融機関に加えてその他の決済サービス提供者にも適用される Regulation (EC) No 1781/2006³⁶⁷がある。その主な内容は、下表にまとめた通りである。

	第三次マネー・ローンダリング指令 (Directive 2005/60/EC)	Regulation (EC) No 1781/2006
適用対象個人/ 法人/機関等	信用機関、金融機関、監査人、不動産取引や会社設立等に関わる公証人や独立した法曹専門家等、信託会社、不動産仲介業者、カジノ等（第 2 条 1 項）	域内で設立された決済サービス提供者（第 3 条 1 項）
適用対象となる取引/事案	<p>●資金洗浄とされる行為は(第 1 条 2 項) 犯罪により形成された資産と知りながら、</p> <p>a. その資産を変換/移転すること</p> <p>b. その資産の真の素性、源泉、所在、所有権等を隠匿すること</p> <p>c. その資産を取得、保有、利用すること</p> <p>d. 上記 a-c の活動に対する参加、幫助、助言等の行為</p>	あらゆる通貨での送受金サービス（第 3 条 1 項）
主な規制内容	●信用機関と金融機関は、匿名口座又は匿名通帳の保持を禁じられる。また、既	●決済サービス提供者（支払側）は、資金移動の際、十分な支払者情報

³⁶⁶ DIRECTIVE 2005/60/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL, of 26 October 2005, on the prevention of the use of the financial system for the purpose of money laundering and terrorist financing

³⁶⁷ Regulation (EC) No 1781/2006 of the European Parliament and of the Council of 15 November 2006 on information on the payer accompanying transfers of funds

<p>存の匿名口座/通帳の保有者と受益所有者の顧客調査 (customer due diligence) を行う義務を負う (第 6 条)。</p> <p>●加盟国は、マネー・ローンダリング及びテロリスト向け資金供給対策のための金融諜報機関 (FIU: Financial Intelligence Unit) を設立する義務を負う (第 21 条 1 項)。</p>	<p>(氏名、住所、口座番号の 3 つが必要) の正確性を信頼できる独立した情報源で照合し、移動に伴う伝達情報に付加する義務を負う (第 4、5 条)</p> <p>●決済サービス提供者 (支払側、受取側の双方) は、資金移動に伴う十分な支払者情報を 5 年間保持する義務を負う (第 5、11 条)</p>
--	--

(補足) マネー・ローンダリング規制の最新動向

2016 年 12 月時点での EU で採択済の最新のマネー・ローンダリング規制は、2015 年 5 月 20 日に採択された Directive(EU) 2015/849³⁶⁸ (以下「第 4 次マネー・ローンダリング指令」という) 及び Regulation (EU) 2015/847³⁶⁹であり、加盟国国内法への反映・施行期限はともに 2017 年 6 月 26 日である。EU 理事会は、第 4 次マネー・ローンダリング指令について、テロ対策の強化や仮想通貨規制を盛り込んだ改正案を 2016 年 7 月に提出したうえ、施行期限も 2017 年 1 月 1 日に前倒しすることを目指していたが、本原稿の執筆時点 (2017 年 3 月) で既にその繰り上げ期限は超過している。EBA は、関係各者による法改正対応ための十分な時間を確保するためにも、第 4 次マネー・ローンダリング指令の改正の施行期限を早くとも改正前通りの 2017 年 6 月 26 日にとどめることを、2016 年 8 月に公開した意見書³⁷⁰の中で提言している。

しかし、上記新法令の施行までは、先述の第 3 次マネー・ローンダリング指令に基づく各国法令と Regulation (EC) No 1781/2006 が有効である。

3. 前払式支払手段発行者に対する規制

³⁶⁸ Directive (EU) 2015/849 of the European Parliament and of the Council of 20 May 2015 on the prevention of the use of the financial system for the purposes of money laundering or terrorist financing, amending Regulation (EU) No 648/2012 of the European Parliament and of the Council, and repealing Directive 2005/60/EC of the European Parliament and of the Council and Commission Directive 2006/70/EC

³⁶⁹ Regulation (EU) 2015/847 of the European Parliament and of the Council of 20 May 2015 on information accompanying transfers of funds and repealing Regulation (EC) No 1781/2006

³⁷⁰ <https://www.eba.europa.eu/documents/10180/1547217/EBA+Opinion+on+the+Commission%E2%80%99s+proposal+to+bring+virtual+currency+entities+into+the+scope+of+4AMLD>

(1) 根拠法

前払式支払手段発行者は、電子マネー事業者として Directive 2009/110/EC（以下「第2次電子マネー指令」という）に基づいて規定されている。

(2) 定義

第2次電子マネー指令では、「電子マネー (electronic money, e-money)」は以下のよう
に定義されている（第2次電子マネー指令第2条）。

- 発行者への請求権としての金銭的価値であり
- 電子的に（磁気的な場合を含む）蓄えられ、
- 決済取引を行う目的での現金の受領時に発行され、
- 発行者以外の者によって決済手段として受け入れられるもの

以下の①と②は第2次電子マネー指令の規制対象から除外される（第2次電子マネー
指令第1条4、5項）。

- ① 商品又はサービスを購入するための手段に蓄えられる金銭的価値であって、発行体
の施設のみで、又は、サービス提供者の限られたネットワーク内でのみ、あるいは、
限られた範囲の商品/サービスについてのみ利用できるもの
- ② 通信機器、デジタル機器又は IT 機器によって執行される決済取引を行うために利
用される金銭的価値であって、以下の条件を満たすもの
 - 商品又はサービスがそれらの機器に対して提供され、それらの機器を通じて利
用される
 - それら機器の運営者は、単に利用者と商品/サービス供給者との仲介者としての
業務のみを行うわけではない

「電子マネー発行者 (electronic money issuer)」には以下(a)から(e)の5分類がある（第
2次電子マネー指令第1条1項）。

- (a) 資本要件指令第4条1項で定義された信用機関（一般から預金等を受け入れた
り信用を供与したりする事業体）であり、域外に本社を持つ信用機関の域内支
店を含む
- (b) 本指令第2条1項で定義される電子マネー免許事業者であり、域外に本社を持
つ電子マネー免許事業者の域内支店を含む
- (c) 国内法で電子マネー発行の権限を付与された郵便振替機関
- (d) ECB 及び域内各国中央銀行（金融規制機関又は公共機関として活動する場合を

除く)

(e) 加盟国政府若しくはその地方自治体が公共機関として活動する場合

「電子マネー免許事業者 (electronic money institution)」とは、第 2 次電子マネー指令第二編 (免許取得条件を規定) に基づいて電子マネーの発行免許を受けた法人を指す (第 2 次電子マネー指令第 2 条 1 項)。

(3) 参入規制

免許を取得して「電子マネー免許事業者」となるためには、以下の要件を満たす必要がある (第 2 次電子マネー指令第 3 条)。

- 決済サービス指令の第 5 条 (決済サービスの免許申請時の提出物及び免許取得要件) 及び 10~15 条 (同免許取得と登録手続き) に対して本指令に沿った修正を適宜加えたうえで、免許申請と登録手続きを実施すること (第 2 次電子マネー指令 第 3 条 1 項)。
- 当初自己資本が 35 万ユーロ以上であること (第 2 次電子マネー指令 第 4 条)。

加盟国は、国内法の特別な枠組みで特定の業務を行う機関に対しては、第 2 次電子マネー指令第二編 (参入規制及び健全性監督規制) の一部又はすべての条項の適用を免除できる。具体的には、資本要件指令第 2 条に記載の諸機関 (ただし、当該条文中 1、2 段に記載された各国中央銀行及び郵便振替機関を除く) が免除の対象となりうる (第 2 次電子マネー指令第 1 条 3 項)。

電子マネー事業を行う法人が以下の 2 条件を同時に満たす場合、加盟国又はその監督機関は、健全性、初期資本、自己資本、顧客資金の保全措置等に関する要件の一部又はすべての適用を免除したうえで、当該法人を電子マネー免許事業者として事業登録してよい (第 2 次電子マネー指令 第 9 条 1 項)。

- 全ての事業を通じた電子マネーの平均残高³⁷¹が、加盟国の定めた水準額を超過せず、かつ、500 万ユーロ以下であること
- 経営・運営に責任を持つ個人の誰も、資金洗浄やテロリストへの資金供給、他の財務上の犯罪の履歴を持たないこと

上記の、一部要件の適用免除を受けて事業登録された電子マネー免許事業者に対しては以下の制約が課される。

³⁷¹ 本指令では、毎月初において直近 6 カ月の毎日の残高の平均を計算し、その月の間は当該平均残高を「平均残高」として採用する (第 2 次電子マネー指令 第 2 条 4 項)。

- ❑ 独自発行の電子マネーとは関係ない決済サービスを提供するためには、小規模決済機関としての要件（決済サービス指令 第 26 条）を満たす必要がある（第 2 次電子マネー指令 第 9 条 1 項）。
- ❑ 事業登録した国に本社を持たなければならない（第 2 次電子マネー指令 第 9 条 2 項）。
- ❑ パスポート制度は適用されない（第 2 次電子マネー指令 第 9 条 3 項）。
- ❑ 加盟国が、事業活動の内容を制限できる（第 2 次電子マネー指令 第 9 条 4 項）。
- ❑ 要件の適用免除の前提条件の変化があった場合は、監督機関に報告しなくてはならない。また、毎年最低一度は、監督機関の指定した期日に、電子マネーの平均残高を報告しなくてはならない（第 2 次電子マネー指令 第 9 条 5 項）。

（４）業務範囲

電子マネー免許事業者は、電子マネーの発行業務に加えて、以下(a)から(e)の業務に従事できる（第 2 次電子マネー指令 第 6 条 1 項）。

- (a) 決済サービス指令 Annex に記載の各種決済サービス（現金振込決済、口座振替決済、支払手段の発行、送金等）の提供
- (b) 決済サービス指令 Annex の項番 4、5、7 で言及された決済サービスに関わる信用の供与
- (c) 電子マネーの発行又は上記(a)の決済サービスの提供に関連した、決済サービスの運営及び決済サービス事業と密接に関連する付随業務
- (d) 決済システムの運営
- (e) 域内及び加盟国国内法の下での、電子マネーの発行以外の事業活動

電子マネー免許事業者は、一般顧客からの預金の受け入れを行ってはならない（第 2 次電子マネー指令 第 6 条 2 項）。

電子マネー免許事業者は、代理業者を通じて電子マネーの配布及び払い戻しを行うことができる。域内他国においてそのような代理業者を使った電子マネーの配布を実施する場合は、決済サービス指令第 25 条（域内他国での決済サービス提供に関する規定）に従う義務を負う（第 2 次電子マネー指令 第 3 条 4 項）。

電子マネー免許事業者は、代理業者を通じた電子マネーの発行をしてはならない。しかし、決済サービスの提供に関しては、決済サービス指令第 17 条（決済サービスの外部委託規定）に従う場合に限り、代理業者を通じて行うことができる（第 2 次電子マネー指令 第 3 条 5 項）。

電子マネーの保有期間に応じた利息その他の利得の提供は禁じられる（第 2 次電子マ

ネー指令 第 12 条)。

(5) 財務規制

電子マネー免許事業者の自己資本は、以下のいずれも下回ってはならない (第 2 次電子マネー指令 第 5 条)。

- ① 当初自己資本額
- ② 以下の 2 通りで計算される金額の合計額
 - 電子マネーの発行に関係ない決済サービス提供事業については、決済サービス指令第 8 条の方法のうち監督機関の指定した方法で計算される金額
 - 電子マネー発行事業については、発行済み電子マネーの平均残高の 2% (「平均残高」の定義については、前出「参入規制」内の脚注を参照)
- ③ 当該電子マネー免許事業者の事情に応じて監督機関の認めた、若しくは、要求した自己資本金額の水準

(6) セーフガード (分別管理等)

電子マネー免許事業者は、電子マネーの発行の代わりに受領した資金を分別管理等の手段 (決済サービス指令第 9 条 1、2 項) により保護しなければならない。支払手段の利用による支払資金の保護措置は、決済サービス指令の決済執行期日の規定に従って電子マネー免許事業者の口座に入金されるか、又は他の方法で電子マネー免許事業者が利用できる状態になるまでに実施すればよい。しかし、遅くとも電子マネー発行日の 5 営業日後の終わりまでに保護措置を実施しなければならない (第 2 次電子マネー指令 第 7 条 1 項)。

電子マネーの発行とは無関係で、決済サービス指令の Annex に記載されている決済サービスの提供についても、決済サービス指令第 9 条に基づくセーフガード規制が課される (第 2 次電子マネー指令 第 7 条 3 項)。

資金の保護に採用すべき方法については、加盟国若しくはその監督機関が当該国内法に沿って決定できる (第 2 次電子マネー指令 第 7 条 4 項)。

(7) 情報提供

電子マネー免許事業者は決済サービス免許事業者の 1 分類に該当し（決済サービス指令 第 1 条）、電子マネー事業に関する範囲で、決済サービス指令で課される顧客への情報提供義務（決済サービス指令 第 3 編）も課される。その内容については、EUIV 2（7）情報提供を参照のこと。

（8）電子マネーの発行・払い戻しに関する規制

電子マネー免許事業者は、資金を受領した場合、その資金額と同等な額面で電子マネーを発行しなくてはならない（第 2 次電子マネー指令 第 11 条 1 項）。また、電子マネーの保有者から求められた場合はいつでも、電子マネーとして保有されている額面通りの金額で払い戻さなければならない（第 2 次電子マネー指令 第 11 条 2 項）。

電子マネー発行者は、電子マネー保有者との契約において、手数料を含む払い戻しの条件を明確に目立つように記載し、契約締結までに電子マネー保有者にその払い戻し条件を通知しなければならない（第 2 次電子マネー指令 第 11 条 3 項）。

電子マネーの払い戻しに手数料が課される可能性があるのは、その払い戻し条件が発行者と保有者との契約中に、上記第 2 次電子マネー指令 第 11 条 3 項に従って明記され、かつ、以下①から③の何れかに該当する場合だけである。また、その場合の手料は、発行者が負担した実際の費用に相応のものでなくてはならない（第 2 次電子マネー指令 第 11 条 4 項）。

- ① 払い戻しが、契約終了前に要求された場合
- ② 電子マネー保有者が、契約書に記載の契約終了日前に契約を打ち切る場合
- ③ 契約終了日から 1 年超を経過した後に払い戻しが要求された場合

（9）監督

電子マネー免許事業者に対する監督機関及び監督については、決済サービス指令の 20～25 条が、本指令に沿った修正を適宜加えたうえで適用される（第 2 次電子マネー指令 第 3 条 1 項）。決済サービス指令における監督機関・監督の記述については、EUIV 2（9）監督を参照のこと。

（10）その他の規制

① 紛争処理

紛争処理に関しては、第 2 次電子マネー指令を侵害しない範囲で、決済サービス指令の第 4 編 5 章（決済サービス指令 第 80 条から 83 条）が、適宜の変更を加えたうえで適用される（第 2 次電子マネー指令 第 13 条）。その内容については、EUIV 2（10）①紛争処理を参照のこと。

② 個人情報保護

第 2 次電子マネー指令自体には、個人情報保護に関する明文化された規定はない。個人情報の保護措置は、個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の指令（Directive 95/46/EC）に従って行われる。当該指令は、個人情報の収集・処理行為が以下 5 つの原則を満たすよう規定している。

- 1) 公正かつ適法に処理される
- 2) 特定の、明確で合法的な目的のために収集される
- 3) その量と内容が収集目的に相応のものである
- 4) 正確である
- 5) 収集目的に必要な期間のみ保管される

③ マネー・ローンダリング規制

電子マネー発行者は、資本要件指令第 4 条 5 項で定義される金融機関（第 2 次電子マネー指令 第 20 条）として第 3 次マネー・ローンダリング指令の対象となる。よって、電子マネー免許事業者は、同指令に従って、顧客確認、疑わしい取引の報告、取引記録の保存等の実施を求められる。また、免許取得申請にあたっては、決済サービス指令第 5 条に従う中で（第 2 次電子マネー指令 第 3 条 1 項）、第 3 次マネー・ローンダリング指令の要請を満たす内部統制機構の整備を求められる。

4. 仮想通貨交換業者に対する規制

仮想通貨交換業者及び仮想通貨を用いたサービス事業者に対する包括的・直接的な規制は、2017年2月1日時点ではEU内には存在しない。しかし、その状況が資金洗浄及びテロリストの資金調達に利用されかねないとの懸念から、欧州委員会は第4次マネー・ローンダリング指令の改正案³⁷²を2016年7月に提示した（2015年のG7合意を含む改正の経緯については、イギリスの項を参照のこと）。その改正案は、仮想通貨に言及した以下の内容の追加を提言している。

- ❑ 仮想通貨と法定通貨を両替する事業者、及び仮想通貨の保管サービスを提供する事業者を、第4次マネー・ローンダリング指令の適用対象として新たに追加する
- ❑ 仮想通貨に、以下のような法的定義を与える
「仮想通貨とは、中央銀行又は公共機関が発行するものでも、法定通貨に必ずしも付随したものでもなく、然しながら、自然人 / 法人によって決済手段として受領され、かつ、電子的な移送、保管、取引が可能なものを意味する」
“ ‘Virtual currencies’ means a digital representation of value that is neither issued by a central bank or a public authority, nor necessarily attached to a fiat currency, but is accepted by natural or legal persons as a means of payment and can be transferred, stored or traded electronically ”
- ❑ 仮想通貨と法定通貨の両替事業者、及び仮想通貨の保管サービス提供事業者を免許制若しくは登録制の下に置く

もし上記の改正が施行された場合、その改正内容に則って、主に以下のような義務・規制が仮想通貨の両替及び保管事業者に対して課されることが予想される。

- ❑ 監督機関の定める免許 / 登録要件を満たす義務
- ❑ 資金洗浄及びテロリストによる資金調達の危険性の特定と評価を行う義務
- ❑ 匿名口座の禁止
- ❑ 取引規模等に応じた、顧客の素性（本人確認、受益者、支配構造、事業目的、資金取引内容と事業との整合性等）調査の実施、及び調査関連文書の一定期間の保管の義務
- ❑ EU委員会が危険性が高いと認めた第三国³⁷³の自然人 / 法人を扱う場合の、より詳細な素性調査の実施
- ❑ 資金洗浄及びテロリストによる資金調達への十分な対策措置の存在を監督当

³⁷² http://ec.europa.eu/justice/criminal/document/files/aml-directive_en.pdf

³⁷³ REGULATION (EU) 2016/1675

局に証明する義務

- 偽装銀行との取引・事業関係の禁止
- 各国の資金情報機関（FIU: Financial Intelligence Units）に対する、犯罪やテロに関連する（と疑われる）資金源の通報及び必要とされる関連情報の提供の義務

なお、上記改正を EEA 加盟国が国内法化する期限は、改正案では 2017 年 1 月 1 日（改正前の期限は 2017 年 6 月 26 日）に繰り上げられるとされていたが、本原稿の執筆時点（2017 年 3 月）で既にその繰り上げ期限は超過している。EBA は、関係各者による法改正対応のための十分な時間を確保するためにも、第 4 次マネー・ローンダリング指令の改正の施行期限を早くとも改正前通りの 2017 年 6 月 26 日にとどめることを、2016 年 8 月に公開した意見書³⁷⁴の中で提言している。

また、EU 内では上記の動きに並行して、第 2 次決済サービス指令の改正による仮想通貨業者の追加的な規制も検討されている。だが、EBA は 2016 年 7 月³⁷⁵と 8 月に相次いで公開した意見書の中で仮想通貨の持つ幾つかの優位性を認識しつつも、特有の技術的リスク等を考慮したうえで、第 2 次決済サービス指令の規制対象とするには時期尚早との旨を述べている。

³⁷⁴ <https://www.eba.europa.eu/documents/10180/1547217/EBA+Opinion+on+the+Commission%E2%80%99s+proposal+to+bring+virtual+currency+entities+into+the+scope+of+4AMLD>

³⁷⁵ <https://www.eba.europa.eu/documents/10180/657547/EBA-Op-2014-08+Opinion+on+Virtual+Currencies.pdf#search=%27EBA+opinion+on+virtual%27>

5. 第2次決済サービス指令の将来の施行に伴って予想される主な変更点

既に一部で紹介した通り、2018年1月13日までに、第2次決済サービス指令が EEA 加盟各国の国内法に反映され、施行される。現状の決済サービス指令に対する主な追加・変更点は以下の通りである。

(1) 定義

① 決済サービスの追加

「決済サービス (payment service)」の定義として、決済サービス指令の Annex にあった

「電子商取引等における、携帯電話等を用いた決済サービス (決済取引実行への同意を、支払者が電気通信機器又はデジタル・情報機器によって与えるもの)」という項目が削除され、替わって以下2つが新たに追加された (第2次決済サービス指令 Annex I)。

- 1) 決済指図伝達サービス提供者 (Payment Initiation Service Provider、略称 PISP)
- 2) 口座情報サービス提供者 (Account Information Service Provider、略称 AISP)

② 非決済サービスの定義の変更

決済サービスとみなされない行為のうち、以下4つの定義が変更された (第2次決済サービス指令 第3条)。

- ❑ 支払者又は受取者のどちらか一方だけの商業代理人 (この代理人は、交渉又は売買の権限を有するものとする) を通じた決済取引 (⇔ 改正前の記述は「支払者又は受取者の商業代理人」であり、支払者・受取者の両方の商業代理人を兼ねる事業者を通じた取引も決済サービスからの除外対象であった)。
- ❑ 商品又はサービスを取得するための手段に関するサービスであって、発行者との合意の下で著しく限定された事業者のネットワーク内 / 限定された範囲の商品・サービスを対象として利用できるもの (⇔ 改正前は、「著しく」の文言が存在せず)。
- ❑ 電子通信網の提供者又は電子通信サービスへの追加サービスとして提供されるサービスで、電子的情報や音声サービスの購入用途に使われる / 電子機器を通じて実行され、慈善活動の中で、若しくはチケット購入目的で実施されるも

の。ただし、個別の決済額が 50 ユーロ以下であり、かつ、月次の積算決済額が 300 ユーロを超えないもの（⇨改正前は、具体的な決済金額の上限指定はなし）。

- 1 社又は複数のカード発行事業者に代わって提供される ATM による現金引出サービスであり、当該現金引出サービス提供事業者が現金引出サービス利用者との間で決済サービスの枠組み契約の当事者となっていないもの。ただし、当該現金引出サービス提供事業者が、Annex に列記された他の決済サービスを行っていない場合に限る。かつ、顧客が ATM による現金の引き出しを行う前後に、ATM 使用料に関する情報が提供されなくてはならない。（⇨改正前は、ATM 使用料情報の提供義務に関する規定はなし）

③ 第 2 次決済サービス指令の対象となる地理上、通貨上、業務上の範囲（第 2 次決済サービス指令 第 2 条）

- 第 2 次決済サービス指令の第三編（決済サービスの取引条件の透明性及び情報提供義務）と第四編（決済サービスの提供及び利用に係る権利義務）が全面適用されるのは、支払人と受取人の双方の決済サービス提供者が域内に所在し、かつ、取引通貨が加盟国通貨の場合のみである。
- 支払人と受取人の双方の決済サービス提供者が域内に所在するが、取引通貨が加盟国通貨以外の場合、取引のうち域内で処理される部分について、第三編と第四編が一部条項を除いて適用される。
- 支払人と受取人の決済サービス提供者のどちらか一方だけが域内に所在する場合、あらゆる通貨での決済取引に対し、域内で処理される部分については、第 2 次決済サービス指令の第三編と第四編は部分的に適用される。
- 加盟国は、国内法の特別な枠組みで特定の業務を行う機関（第 4 次資本要件指令第 2 条 5 項 4 段から 23 段に記載）に対しては、第 2 次決済サービス指令の一部又はすべての条項の適用を免除することができる。

決済サービスに対する、第2次決済サービス指令第三、四編の適用条件を表にまとめると、以下のようになる。

	支払/受取者双方の決済サービス提供者が EEA 内に存在	支払/受取者の決済サービス提供者の一方だけが EEA 内に存在
通貨ユーロでの決済サービス	第三、四編の全条項が適用	決済サービスのうち、域内で処理される部分にのみ、第三、四編が部分的に適用
EEA 加盟国の非ユーロ通貨での決済サービス		
非 EEA 加盟国の通貨での決済サービス	決済サービスのうち、域内で処理される部分にのみ、第三、四編の大部分が適用	

④ 厳格な顧客認証の導入（第2次決済サービス指令 第4条 30項）

厳格な顧客認証とは、以下のうち2つ以上の要素を利用した認証手法をいう。

（※第2次決済サービス指令での新設条項）

- 知識（当該利用者のみが知りうる内容）
- 所有物（当該利用者のみが保持しうる物品）
- 根源的・先天的特質（当該利用者の素性・指紋等、当該利用者を一意に特定できる性質）

（2）参入規制

加盟国内で決済サービスを行うためには、引き続き、決済サービス免許事業者（payment institution）としての免許（authorisation）を受け、登録される必要がある（第2次決済サービス指令 第5,11条）。ただし、免許取得の際に小規模事業者としての例外措置を受ける条件について、決済サービス指令から以下の変更がなされた。

決済取引の月次平均取引額が、監督当局の定める金額以下で、かつ、その経営層に財務上の違法行為（マネー・ローンダリングやテロリストへの資金提供等）履歴のないこと。上記の「監督当局の定める金額」は、300万ユーロを超えてはならない（第2次決済サービス指令 第32条）（⇔ 決済サービス指令では、「監督当局の定める金額」への言及なし）。

なお、上記措置の適用を受けた小規模な決済サービス免許事業者に対して「パスポー

ト制度」は適用されない（第2次決済サービス指令 第32条 3項）こと、業務範囲に制限が加えられる余地がある（第2次決済サービス指令 第32条 4項）ことについては、決済サービス指令と同様のままである。

「決済サービス免許事業者」となるための要件について、第2次決済サービス指令での主な変更点は以下のとおりである。

① 免許申請で新たに提出を要求された事項（第2次決済サービス指令 第5条）

- ❑ 保安上の事案及び安全に関する顧客の通報を監視、処理、追跡する手順（事案の連絡・報告機構を含む）の記述
- ❑ 機密に関わり得る決済データを監視、追跡、取得制限するしくみの記述
- ❑ 事業継続のための準備態勢の記述（最重要業務の特定、非常時対応計画等）
- ❑ 業績、取引、詐欺的行為等の統計情報収集に適用される原則や定義
- ❑ 安全指針の記述文書（決済サービスに関する詳細なリスク評価文書等）

② 免許申請の際の初期資本要件の変更（第2次決済サービス指令 第7条）

- ❑ 決済指図伝達サービス提供者の場合：5万ユーロ
（⇨決済サービス指令では、「電子商取引等における携帯電話等を用いた決済サービス（決済サービス指令 Annex の項番7）」を行う事業者には、5万ユーロの初期資本が必要とされていたが、第2次決済サービス指令ではその要件は削除され、それと入れ替わりで、決済指図伝達サービス提供者に関する上記要件が盛り込まれた）

（3）決済サービスの提供と利用に関する権利と義務

無権限取引での利用者の権利と義務について、以下の変更が適用される（第2次決済サービス指令 第74条）。

- ❑ 無権限取引が、紛失又は盗難された決済手段の利用で生じた場合、又は決済手段の悪用により生じた場合には、支払者は50ユーロを上限として、当該無権限取引による損失を負担しなくてはならない（⇨決済サービス指令では、上限は150ユーロ）
- ❑ 支払者側の決済サービス提供者が「厳格な顧客認証」を要求しなかった場合に発生した無権限取引については、支払者が詐欺的な行為を働いた場合でない限り、その支払者は金銭的損失を負わない（⇨決済サービス指令では該当条項なし）

6. 保険会社に係る組織形態及び各種法制度の概要

(1) 形態の有無（相互会社、共済等）

ソルベンシーⅡ指令第17条は、その別表3（Annex III）で各国ごとに具体的に示された法的形態のどれかを、若しくは各国の法に基づいて、かつ保険 / 再保険を目的とした形態を保険事業者が採用することを要求している。

注) ソルベンシーⅡ指令別表3では、非生命保険及び生命保険の法的形態について、EU加盟28カ国の各国ごとに、該当しうる企業形態を列挙・指定している。保険事業者の法的形態の更なる詳細については、個別各国に関する記述を参照のこと。

(2) 社員総会制度の概要

社員総会制度は各国の会社法及び関連国内法に依存するため、ソルベンシーⅡ指令では具体的な規定は盛り込まれていない。同指令では、事業者の内部統制については以下のように定性的に規定しているだけであり、その要点は以下のようにまとまる。

- 全ての保険及び再保険事業者は、その事業の性質、規模、複雑さに応じて、事業の健全な管理のため充分で透明性を持った内部統制機構を持たなくてはならない。かつ、その機構は、
 - ・ 明確で適切な責任分担
 - ・ 確実な情報伝達を実現する必要がある（ソルベンシーⅡ指令第41条）。

- 内部統制機構は、少なくとも
 - ・ 事務・会計手続き
 - ・ 統制の枠組み
 - ・ 各階層ごとの適切な報告手段
 - ・ 法令順守機能を具えなくてはならない。また、上記の法令順守機能には以下が含まれる（ソルベンシーⅡ指令第46条）。
 - ・ 内部の事務、管理、監督組織に対し、本指令に基づいて定められた法律、規則、及び行政令への遵守に関して助言を行う機能
 - ・ 法的環境の変化が、事業経営、及び、法令違反の危険性の指摘と評価に与え

る影響を検証する機能

(3) 商品認可制度の概要

ソルベンシーⅡ指令第 181,182 条により、損害・生命保険の両者について、加盟各国は、保険契約条件、保険掛け金額及びその算出方法、使用書式等に関して事前認可・通知を要求してはならない。加盟各国は、それらの保険契約の国内法への準拠を検証する目的でのみ、関連情報の提供を保険会社に要請できるが、この情報提供は保険会社の事業活動の前提となるものではない。

(4) 生損保兼業の可否

① 生損保兼業の禁止

ソルベンシーⅡ指令第 73 条は、生命保険と損害保険の兼業を明確に禁止している。

② 生損保兼業禁止の例外規定

ソルベンシーⅡ指令第 73 条では、生損保兼業の禁止に以下の例外規定を設けている。

- 域内各国は、生命保険事業の免許を受けた事業者に対し、傷害事故（労働災害、職業病を含む）及び疾病に対する損害保険事業の免許を付与することができる
- 域内各国は、傷害事故（労働災害、職業病を含む）及び疾病のみを対象とする損害保険事業免許を保持する事業者に対し、生命保険事業の免許を付与することができる

上記の例外的な兼業が許可される場合、ソルベンシーⅡ指令第 74 条に基づき、生命保険事業と損害保険事業とは収益、資金口座等の面で別個に管理されなくてはならず、それぞれの事業の契約者の利益が不公正な扱いを受けてはならない。特に、兼業を行う事業者があたかも一方の事業だけに従事しているかのように、一方の事業による利益は当該事業の契約者の便宜に用いられなくてはならない。一方の事業に関する資本要件は、当該一方の事業だけの資金口座に基づいて計算されなくてはならない。

また、上記第 73 条により、本指令の規制対象であって特定の期日以前に既に生損保の兼業を実施していた会社は、生保、損保それぞれの事業についてソルベンシーⅡ指令第 74 条に沿った個別管理を行う限り、兼業を継続できる。また、加盟各国は、独自に期限を定めて、その期限以降の生損保の兼業を禁止することができる。

7. FinTech に関する施策及び規制状況等

(1) 政府・中央銀行の施策（法的対応を含む）

近年の情報技術の目覚ましい進歩に伴い、世界的に新たな金融サービス・商品の発生・普及が見られる。欧州委員会は 2013 年 7 月、現在の決済サービス指令の成立した 2007 年以降に誕生した決済サービスへの規制が不十分であるとの認識に立ち、新たな決済サービス指令策定の提案を欧州理事会及び欧州議会に送付した。その後の議論を経て、2015 年 11 月に承認されたのが、第 2 次決済サービス指令である。EEA 加盟各国は、この新指令の施行に向け、2018 年 1 月 13 日までに国内法を整備・施行しなくてはならない。

第 2 次決済サービス指令における FinTech に関連した主な変更・追加点は「中間的業者 (Third Party Provider、略称 TPP)」とされる以下 2 つの決済サービス事業者を新たに規制対象としたことである。

- ① 決済指図伝達サービス提供者 (Payment Initiation Service Provider、略称 PISP)
- ② 口座情報サービス提供者 (Account Information Service Provider、略称 AISP)

これら中間的業者に対する規制内容の紹介は次節に譲るが、第 2 次決済サービス指令は、上記の中間的業者の事業上の障壁を除くことで FinTech による決済サービスの向上を促すだけでなく、他の決済サービス事業者と同様な免許・監督制度を適用することで、決済サービス市場の透明性とセキュリティの向上を図っている。

また、欧州委員会は 2016 年 11 月、外部専門家及び市場参加者を巻き込んだ FinTech に関するタスクフォース「Financial Technology Task Force」を設置した。このタスクフォースの役割は、EU の主導により FinTech を活用した技術革新を促進しつつ、金融の安定及び消費者の安全を確保するための関連政策とその手法を、EU に対して 2017 年中に提言することである。

(2) 「中間的業者」に関する規制状況・検討状況

先述の中間的業者に対しては、第 2 次決済サービス指令により、2018 年 1 月 13 日以降は以下の主要なものを含む義務・規制が課される。

- 決済サービス事業者としての免許取得（第 2 次決済サービス指令第 5 条）
- 賠償責任保険への加入、資金洗浄対策のための内部組織整備等（同 5 条）
- 最低資本要件（口座情報サービス提供者には不適用）の遵守（同 7 条）

- 監督機関に対しての情報提供（同 23 条）
- 顧客への情報開示（同 45、52 条）
- 業務に伴うリスクの管理（同 95 条）
- 顧客認証の厳密性要件（同 97 条）

一方で、同指令の規定により、以下を含む事業環境上の便宜を享受できる。

- EEA 加盟国のいずれかで事業免許を取得した場合、他加盟国でも同一の事業を実施できる（第 2 次決済サービス指令 第 11、28 条）
- 決済サービス事業者としての免許を取得すれば、当該決済サービスの提供に必要とされる決済口座情報を信用機関から取得できることが保証される（同 36、66、67 条）。

V. 資料

1. 検査・監督機関の概要

	EBA (EBA)	ESMA (欧州証券市場監督機構)	EIOPA (欧州保険年金監督機構)	ESRB (欧州システミック・リスク協議会)	ECB (欧州中央銀行)
設立	・ 2011 年	・ 2011 年	・ 2011 年	・ 2010 年	1998 年
組織形態	・ EU の機関 (独立した法人格)	・ EU の機関 (独立した法人格)	・ EU の機関 (独立した法人格)	・ EU の機関	EU の機関 (独立した法人格)
組織の長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議長・任期 5 年 ・ 監督当局理事会 (EBA の決定機関。各加盟国の銀行監督機関の長に議決権。) が任命 ・ 欧州議会の承認が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議長・任期 5 年 ・ 監督当局理事会 (ESMA の決定機関。各加盟国の証券監督機関の長に議決権。) が任命 ・ 欧州議会の承認が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議長・任期 5 年 ・ 監督当局理事会 (EIOPA の決定機関。各加盟国の保険監督機関の長に議決権。) が任命 ・ 欧州議会の承認が必要 	・ 議長	・ 総裁 (任期 8 年)
監督対象金融機関	・ 個別の信用機関に対する、直接の監督権限は持たない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の投資サービス機関に対する、直接の監督権限は持たない ・ 但し、以下の証券市場インフラに関し、直接の監督権限を持つ <ul style="list-style-type: none"> － 信用格付機関 － 取引情報登録機関 	・ 個別の保険会社に対する直接の監督権限は持たない	・ なし	ユーロ採用国内 (2017 年 2 月時点で 19 ヶ国) の信用機関
権限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信用機関を所管する各加盟国の監督機関に対し、以下の権限を有する <ul style="list-style-type: none"> － EU 法違反の是正要求 － 危機的状況において各国監督機関が行う措置への助力、関係国間の調整 － 各国監督機関間の紛争解決 － 個別の金融機関に対して直接、必要な措置をとるよう要求 (各国監督機関による規制が不十分で、早期是正が必要な場合に限る) ・ 規制制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接の監督権限 <ul style="list-style-type: none"> － 信用格付機関の登録 － 取引情報登録機関の登録、監督 ・ 投資サービス機関を所管する各加盟国の監督機関に対し、EBA と同様の権限 (左記参照) を有する ・ 規制制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社を所管する各加盟国の監督機関に対し、EBA と同様の権限 (左記参照) を有する ・ 規制制定 	・ マクロ・プルーデンス監督	ユーロ採用国における単一銀行監督制度の中心として、 <ul style="list-style-type: none"> ・ ユーロ圏内の信用機関許認可権限の一元的行使 ・ ユーロ圏内の信用機関に対する健全性や内部統制等の規制の遵守状況の一元的監督 ・ EBA と協調してのストレステスト実施及びその結果の公表 ・ SSM の効果的かつ円滑な実施 ・ 参加各国の金融監督機関の活動状況の監視 ・ 重要な信用機関/金融持ち株会社に対する直接的な監督行

	EBA (EBA)	ESMA (欧州証券市場監督機構)	EIOPA (欧州保険年金監督機構)	ESRB (欧州システミック・リスク協議会)	ECB (欧州中央銀行)
					為の実施 ・参加各国の金融監督機関からの情報収集 ・参加各国の金融監督機関の監督権限の発動を要求
職員数	・156名 (2015年末)	・186名 (2015年末)	・137名 (2015年末)	・106名 (2015年、フルタイム換算)	2,650名 (2015年末)
財源	・各加盟国監督機関からの拠出金、及び欧州委員会からの補助金が主	・各加盟国監督機関からの拠出金、欧州委員会からの補助金が主 ・監督対象機関からの賦課金収入も有り	・各加盟国監督機関からの拠出金、欧州委員会からの補助金	・独自の予算はない ・事務局機能は欧州中央銀行が提供している	主に、金融政策関連証券及び外貨準備資産の利子収入
事務所	・本部：ロンドン ・地方支部：なし	・本部：パリ ・地方支部：なし	・本部：フランクフルト ・地方支部：なし	—	・本部：フランクフルト ・地方支部：なし (各国中央銀行と協調)
他の組織との関連性	・業態横断的な問題を扱うため、EBA、ESMA、EIOPA の合同委員会を設置	・業態横断的な問題を扱うため、EBA、ESMA、EIOPA の合同委員会を設置	・業態横断的な問題を扱うため、EBA、ESMA、EIOPA の合同委員会を設置	・EBA、ESMA、EIOPA の議長が理事総会メンバーとして参加	EBA と協調して銀行監督を実施

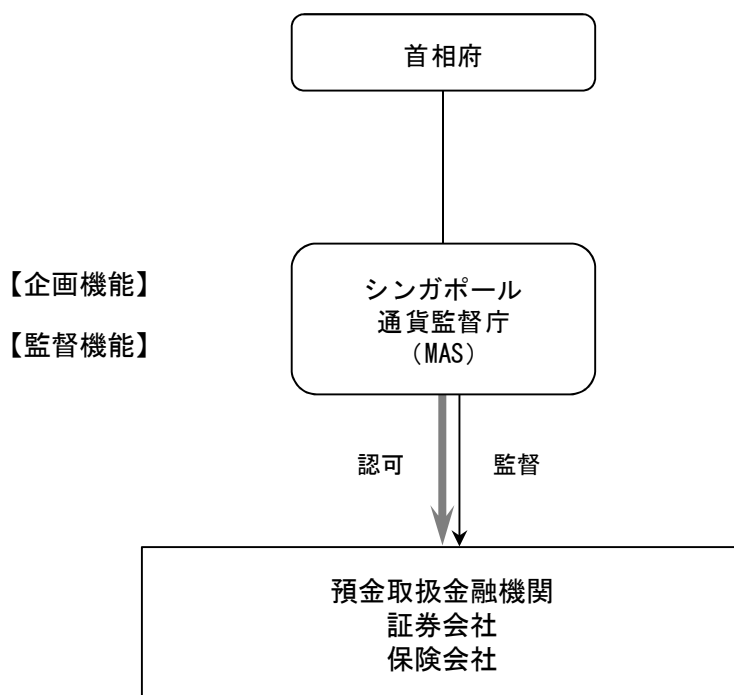
シンガポール

シンガポールの金融制度

I. 概要

1. シンガポールの金融監督体制

図表 シンガ-1 金融監督体制図



(出所)「諸外国における金融制度の概要に関する調査」報告書 (平成 26 年 3 月)

<http://www.fsa.go.jp/common/about/research/20140603.html>

II. 金融制度及び検査監督

1. 金融機関の種類

(1) 預金取扱機関

シンガポールにおいて預金の受入を認められている金融機関としては、①商業銀行、②金融会社、③投資銀行がある（銀行法第 4A 条）。

① 商業銀行（commercial bank）

商業銀行は、銀行法（Banking Act）の規定により免許（license）を与えられた銀行である。商業銀行は、銀行法第 30 条の規定に基づき、シンガポール通貨監督庁（Monetary Authority of Singapore, 以下「MAS」という。）の許可する業務のみを行うことができる。

ただし、MAS は、商業銀行に対し、通常の商業銀行業務の他に、金融助言サービス、保険代理店業務、証券業務を行うことも認めている。

なお、商業銀行及びその代理人は、商業銀行業務以外の業務を行うためにその業種別の免許を取得する必要は無いが、金融助言業者法（Financial Advisers Act）、保険法 Insurance Act）及び証券先物法（Securities and Futures Act）に規定されている業務活動規定に従わなければならない。

② 金融会社（Finance Companies）³⁷⁶

金融会社は、定期預金や貯蓄預金の受入を行うとともに、個人や法人への信用供与を行っている金融機関である。金融会社は、金融会社法（Finance Companies Act）に基づく免許を受ける必要があり、その業務は同法による規制を受ける。

金融会社の業務に対しては、以下のような制約が課されている（金融会社法第 23 条）。

- 1) 小切手や手形で払出すことのできる要求払預金の受入は不可。
- 2) 個人又は法人に対し、融資総額及び融資残高が 5,000 シンガポールドルを超える

³⁷⁶ 本項の記述は、MAS ウェブサイトに基づく。

<http://www.mas.gov.sg/Regulations-and-Financial-Stability/Regulations-Guidance-and-Licensing/Finance-Companies.aspx>

無担保貸付は不可。

3) 外貨、金、その他の貴金属のディーリングは不可。

4) 外貨建ての株式や負債証券の取得は不可。

③ 投資銀行 (Merchant Bank) ³⁷⁷

投資銀行は、シンガポール通貨監督庁法 (Monetary Authority of Singapore Act) に基づいて MAS の認可 (approval、商業銀行の免許とは異なる) を受けた金融機関で、MAS の投資銀行運営ガイドライン³⁷⁸において規定された以下の業務を行うことができる。

1) 投資銀行に認められている業務

- (a) 有価証券の発行、引受、売買
- (b) 投資ポートフォリオ管理、投資助言サービス、名義人サービス (nominee services)
- (c) 単位型投資信託の運用及び販売
- (d) 企業再建、買収、合併についての助言
- (e) 資金調達のアレンジ、融資、シンジケート・ローンへの参加、保証
- (f) 短期金融市場における資金調達・貸付
- (g) シンガポールドル建ての譲渡可能証券又は短期金融市場商品の割引
- (h) 金及び外貨のディーリング

2) 投資銀行が行うことのできない業務

- (a) 公衆からの預金の受入又は借入 (銀行、金融会社、株主、グループ会社からの預金受入や借入は可)
- (b) 約束手形、商業手形、預金証書の発行、又は手形の受取や裏書により金銭を調達すること
- (c) MAS の許可無く、アジア通貨勘定 (Asian Currency Unit) ³⁷⁹の業務を行うこと

³⁷⁷ 本項の記述は、MAS ウェブサイトに基づく。

<http://www.mas.gov.sg/Regulations-and-Financial-Stability/Regulations-Guidance-and-Licensing/Merchant-Banks.aspx>

³⁷⁸ Monetary Authority of Singapore, “Guidelines for Operation of Merchant Banks”
<http://www.mas.gov.sg/Regulations-and-Financial-Stability/Regulations-Guidance-and-Licensing/Merchant-Banks/Guidelines/2007/Guidelines-for-Operation-of-Merchant-Banks.aspx>

³⁷⁹ アジア通貨勘定とは、アジアドル市場 (Asian Dollar Market) での取引のために、MAS の認可を得て設けるオフショア勘定のこと。

(2) 証券会社

証券業務は証券先物法 (Securities and Futures Act) による規制を受ける。証券先物法の規制対象業務は、次の 9 業務となっている (同法付属規定 2)。

- ① 証券取引 (dealing in securities)
- ② 先物契約取引 (trading in futures contracts)
- ③ 外国為替証拠金取引 (leveraged foreign exchange trading)
- ④ 企業財務アドバイス (advising on corporate finance)
- ⑤ 資金管理 (fund management)
- ⑥ 不動産投資信託管理 (real estate investment trust management)
- ⑦ 証券金融 (securities financing)
- ⑧ 信用格付サービス (providing credit rating services)
- ⑨ 証券保管サービス (providing custodial services for securities)

(3) 保険会社

保険法 (Insurance Act) によると、保険業務は、生命保険契約 (life policies)、短期の傷害保険契約 (accident policies)、健康保険契約 (health policies) を取り扱う生命保険業務とその他一般業務に分かれる。その他一般業務には、生命保険業務以外の全ての保険業務に加え、通貨監督庁法、銀行法、金融会社法、証券先物法に基づいて行われる業務 (ただし、免許取得を必要としないもの) も含まれる (保険法第 2 条)。

シンガポールで保険業務を行うことができるのは、免許を受けた保険会社 (licensed insurers) 又は外国保険会社 (foreign insurers) である (保険法第 3 条)。外国保険会社は、MAS の規則 (regulation) による指定を受けることによってシンガポール国内で営業することができる (保険法第 35D 条)。

(4) 資金管理会社

シンガポールで投資運用業者に相当するものとして、「資金管理会社」がある³⁸⁰。

資金管理会社は、資金管理 (fund management) を主たる業務とする会社である。証

³⁸⁰ 本項の記述は、以下の資料に基づく。

Monetary Authority of Singapore, “Guidelines on Licensing, Registration and Conduct of Business for Fund Management Companies”
<http://www.mas.gov.sg/Regulations-and-Financial-Stability/Regulations-Guidance-and-Licensing/Securities-Futures-and-Funds-Management/Guidelines/2012/Guidelines.aspx>

券先物法 (Securities and Futures Act) における資金管理の定義は次のとおりである (同法付属規定 2)。

「資金管理」とは、(顧客から裁量権を与えられているか否かにかかわらず、) 顧客に代わり以下を行うことをいう。ただし、不動産投資信託の管理は含まない。

- ① 証券又は先物契約のポートフォリオの管理、又は
- ② 顧客の資金を管理する目的で、外国為替取引、外国為替証拠金取引

資金管理会社は、免許形態と顧客の範囲により、以下のとおりに分類される (業務の免許及び実施に係る証券先物ガイドライン第 2 条)。

① 免許資金管理会社 (Licensed Fund Management Companies, LFMCS)

証券先物法に基づく資本市場サービス免許を取得している資金管理会社。顧客の範囲により、次の 2 種類に分かれる。

1) リテール資金管理会社 (Retail LFMCS)

あらゆる投資家に対し、資金管理サービスを提供できる。

2) 認定投資家資金管理会社 (A/I LFMCS)

有資格投資家 (qualified investor) に対してのみ、資金管理サービスを提供できる。ただし、投資家の数に関する制限はない。

有資格投資家とは以下の者 (person)、スキーム (scheme) 及びファンド (fund) を指す (業務の免許及び実施に係る証券先物規則³⁸¹ 付属規定 2 第 5 条(3))。

(a) 適格投資家 (accredited investor) ³⁸²。ただし、集団投資スキームへの参加者や、単位型ファンド (closed-end fund) のユニット保有者等は除く。

(b) 認定投資家や機関投資家のみを対象に募集や勧誘が行われる集団投資スキーム。

(c) 認定投資家、国外で募集や勧誘を行う場合にはその国等において認定投資家と同等に分類される投資家、又は機関投資家を対象に募集や勧誘が行われる単位型ファンド。

(d) 機関投資家³⁸³。ただし、集団投資スキームは除く。

³⁸¹ Securities and Futures (Licensing and Conduct of Business) Regulations

³⁸² 適格投資家とは、以下の者のことをいう (証券先物法第 4A 条(1)(a))。

- ・純資産が 200 万シンガポールドル超、あるいは直近 12 ヶ月間の収入が 30 万シンガポールドル以上の個人 (基準額は MAS が変更可能)。
- ・純資産が 1,000 万シンガポールドル超の法人 (基準額は MAS が変更可能)。
- ・MAS の定める信託の受託者。
- ・その他 MAS の定める者。

³⁸³ 機関投資家とは、以下の者のことをいう (証券先物法第 4A 条(1)(c))。

- ・銀行、投資銀行、金融会社、保険会社、信託会社、シンガポール政府、いずれかの法令に基づいて設立される法定機関、年金基金。
- ・証券取引、資金管理、証券保管サービス、不動産投資信託管理、証券金融、先物契約取引

- (e) 有限責任組合 (limited partnership)。ただし、国外で組合を組成する場合にはその国等において認定投資家と同等に分類される投資家、機関投資家のみを組合員とするものに限る。
- (f) その他、MAS がガイドラインによって定めるもの

② 登録資金管理会社 (Registered Fund Management Companies, RFMCs)

資本市場サービス免許の免除を受け、MAS への登録により資金管理業務を行っている資金管理会社のことをいう。

登録資金管理会社には、顧客に関し以下の制限がある (業務の免許及び実施に係る証券先物規則 付属規定 2 第 5 条(1)(i))。

- 1) 30 人以下の有資格投資家 (qualified investor) のみを顧客とすること。
- 2) 顧客のうち 15 人までは、集団投資スキーム、単位型ファンド、又は有限責任投資組合であってもよい。ただしこれらのファンド等は、認定投資家や機関投資家のみを対象にして募集や勧誘が行われるものに限られる。

(5) 金融助言業者

シンガポールでは投資助言業者にあたるものを「金融助言業者 (financial advisor)」という。

金融助言業者法 (Financial Advisors Act) では、金融助言業者を、同法の適用除外を受ける者を除き、何らかの金融助言サービス (financial advisory service) を提供する事業を行う者と定義している。

のいずれかに対する資本市場サービス免許保有者。

- ・ 認定投資家又は専門投資家に対し債券取引業務を行う者 (個人は除く)、MAS が定める信託の受託者、その他 MAS が定める者。

2. 金融監督機関

(1) シンガポール通貨監督庁 (Monetary Authority of Singapore, MAS)

① 根拠法令

1970年に、それまで政府の各部局に分散していた金融・通貨行政に係る機能を一元化することを目的としてシンガポール通貨監督庁法 (Monetary Authority of Singapore Act, 以下「通貨監督庁法」という) が成立し、これに基づいて翌1971年、財務省傘下の法定機関としてシンガポール通貨監督庁 (Monetary Authority of Singapore, 以下「MAS」という) が設立された (2006年に、首相府傘下に移管)。

通貨監督庁の設立については、通貨監督庁法第3条で規定されている。

② 目的

MASの主要な目的は、次のとおりである (通貨監督庁法第4条(1))。

- 1) 持続的な経済成長を達成するために物価の安定を維持すること。
- 2) 堅実かつ信頼のおける金融センターを育成し、金融の安定性を促進すること。
- 3) シンガポールの公的な外貨準備を慎重かつ効率的に管理すること。
- 4) シンガポールを国際的に競争力のある金融センターへと成長させること。

③ 業務内容

MASの果たす機能は、次のとおりである (通貨監督庁法第4条(2))。

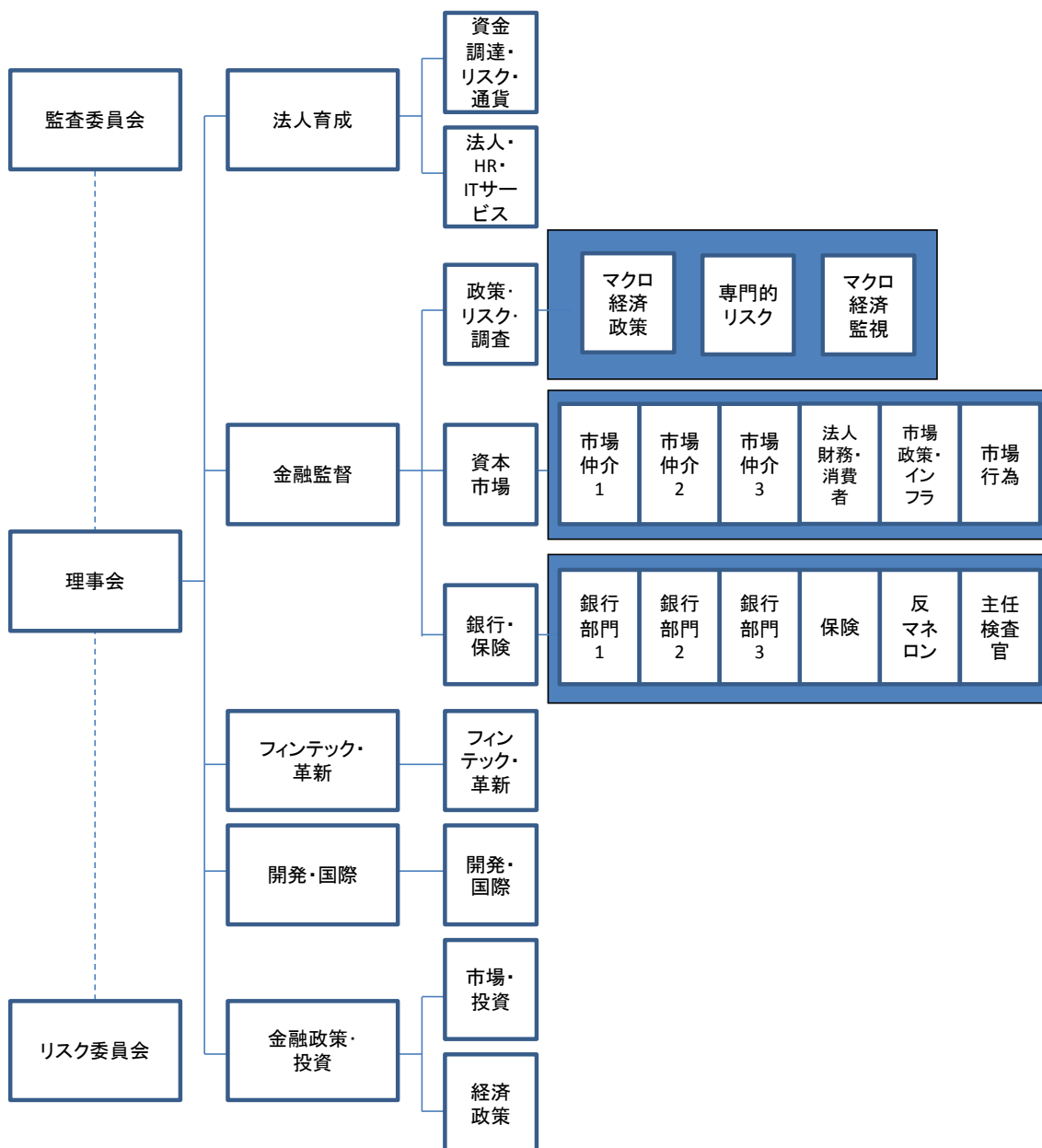
- 1) シンガポールの中央銀行として機能し、金融政策、通貨の発行、決済システムの監視を実施し、政府の銀行及び金融面での代理人としての役割を果たすこと。
- 2) 金融サービス部門の統一的な監督と金融の安定性の監視を実施すること。
- 3) シンガポールの公的な外貨準備を管理すること。
- 4) シンガポールを国際的な金融センターとして発展させること。

④ 組織

MASは、独立した法人 (body corporate) である (通貨監督庁法第3条(1)) が、その理事 (directors)、役職者 (officers)、従業員 (employees) は公務員としての扱いとなる (通貨監督庁法第16条(1))。

MAS の理事会 (board of directors) は、議長 (chairman) と 4 名以上 13 名以下の理事によって構成される。議長は、内閣の推薦に基づき、大統領が任命する (通貨監督庁法第 7 条(3))。

図表 シンガ-2 MAS の組織図



(出所) MAS ウェブサイト等をもとに作成

⑤ 職員数

MAS の職員数に関するデータは公表されていない。

⑥ 予算規模・予算源

MAS の運営費用は、一般準備基金 (General Reserve Fund) により賄われる。MAS の年間営業収入は同基金の収入となり、営業費用や償却費用を差し引いた純利益は、国庫に収められるか、同基金に留保される (通貨監督庁法第 6 条)。

MAS の営業収入は、外国業務による収入 (利子、配当、投資収益など)、国内業務による収入 (利子、監督対象金融機関からの賦課金、中央銀行としての対金融機関サービスによる手数料など)、及び非営業収入から成る。

MAS から認可を受けた金融機関への賦課金 (fee) については、通貨監督庁法第 29 条で規定されている。

図表 シンガ-3 MAS の予算規模・予算源

(2016 年 3 月末)

(単位：100万シンガポール・ドル)

	金額
収入	1,893
外国業務による収入／損失	1,884
国内業務による収入 (注1)	-2
非営業収入	11
支出	1,736

(注1) 監督対象機関からの賦課金は、「国内業務による収入」に含まれる。

(出所) MAS, Annual Report 2015/2016

2015/16 会計年度における MAS の営業収入は、前年度比 27.6%増加して約 19 億シンガポールドルであった。保有する外貨資産の為替差損益は、シンガポールドルの為替レートが、米ドル及びイギリスポンドに対して上昇した一方で、ユーロ及び日本円に対しては下落したため相殺され、結果として大きな影響はなかった。また営業支出は、前年度比 44.4%増加して約 17 億シンガポールドルとなったが、これはシンガポール建国 50 周年記念債の発行に係る一般管理費が増加したことが主な要因である³⁸⁴。

³⁸⁴ Monetary Authority of Singapore, Annual Report 2015/16, p.82.
<http://www.mas.gov.sg/About-MAS/Reporting/Annual-Reports.aspx>

3. 金融制度の企画立案・規則制定の仕組み³⁸⁵

(1) 法律

法律 (Acts) は、議会において決議される制定法 (statutory laws) を含むものである。なお、シンガポールでは、担当大臣が内閣を代表して法案を提出するのが通常であるが、議員にも法案提出権が認められている。

MAS の権限の下にある法律には、以下のようなものがある。

- 銀行法 (Banking Act)
- 証券先物法 (Securities and Futures Act)
- 保険法 (Insurance Act)
- 金融助言業者法 (Financial Advisers Act)
- 預金保険法 (Deposit Insurance Act) / など

(2) 付随法

付随法 (Subsidiary legislation) は、金融機関又は特定者 (e.g. a financial adviser's representative) が従うべき法律 (Acts) における条項の要求事項をさらに詳細に明記したもので、規制 (regulation)、命令 (orders)、布告 (declaration)、告示 (notification) 等がある。これらの付随法には法としての効力があり、違反した場合は犯罪行為とみなされることもある。

付随法は、制定法による授権に基づき、担当大臣及び他の行政機関が制定する。MAS の規制 (regulation) 制定権については、銀行法第 78 条、証券先物法第 341 条、保険法第 64 条でそれぞれ規定されている。

(3) その他の規則等

① 訓令 (Directions)

訓令は、金融機関又は特定者に遵守を求めるもので、法的効力を持つ。訓令に違反した場合に犯罪行為となるかどうかは MAS が決定する。訓令には、指示書 (Directives)

³⁸⁵ 本項の記述は、MAS ウェブサイトに基づく。

<http://www.mas.gov.sg/Regulations-and-Financial-Stability/Regulatory-and-Supervisory-Framework/Regulatory-Instruments-Issued-by-MAS.aspx>

と通告 (Notices) があり、指示書は個別の金融機関又は特定の個人に対する法的拘束力のある要求であるのに対し、通告は特定の業務を行っている金融機関又は個人全般に対する法的拘束力のある要求である。

② ガイドライン (Guidelines)

特定機関又は特定者の行動規範となる原則又は「最良の業務基準」(best practice standard) である。従わなくても違反行為とはならないが、MAS による当該金融機関又は特定者の総括的リスク査定に影響を及ぼす。

③ 規約 (Code)

規約は、特定の行為行動を統制する規則 (rule) であり、法的効力はない。

④ 業務通達 (Practice Notes)

特定機関又は特定者の管理上の手続きの手引きである。従わなくても違法ではない。

⑤ 報知 (Circulars)

特定者に対して情報として送られたり、公開情報として MAS のウェブサイトに掲載されたりする文書であり、法的効力はない。

4. 免許付与等

(1) 銀行

① 免許付与

1) 免許 (license)

シンガポールで銀行業務を行うためには、有効な免許を MAS より取得する必要がある。違反した場合は違法行為とみなされ、罰金若しくは禁固刑のいずれか、又は両方が科される (銀行法第 4 条)。

申請者は MAS に必要書類と共に申請書を提出し、MAS は最低資本金要件 (2) 免許付与要件を参照のこと) を満たしていることを確認した上で、免許の付与又は拒否の決定をする (銀行法第 7 条)。

2) 免許付与要件

以下のとおり、最低資本金要件が定められている (銀行法第 9 条)。

- (a) シンガポールで設立された銀行の場合、払込済資本金が 15 億シンガポールドル以上であること。
- (b) シンガポール国外で設立された銀行の場合、その本社の資本金が 2 億シンガポールドル以上であること。

② 異業種からの参入可否及び要件

現在、異業種からの参入を不可とする法規則は存在しない。従って、担当大臣から銀行の実質的株主となるための認可を取得し (銀行法第 15 条 A)、銀行業務を行うための免許を取得すれば、法律上は異業種からの参入は可能と解釈される。

③ 変更・取消

以下のような理由による場合には、MAS は命令 (order) により、付与した免許を取消することができる (銀行法第 20 条)。

- 1) シンガポール国内において、銀行業務をもはや行っていない場合。
- 2) 免許申請時に MAS に対し、虚偽又は誤解を招くような情報、書類の提供があった場合。
- 3) 外国で設立された銀行が、その銀行を管轄する当局により免許取消を受けた場合。
- 4) 債権者に和解や示談を申込済、申込予定、又は清算、解散した場合。預金者の利

益を害するような業務を行っていたり、預金者への債務をカバーする資産が十分に無い場合。

- 5) 銀行法の規定に違反している場合。
- 6) 銀行法のもとで有罪となった、又は経営者が銀行法のもとで有罪となった場合。
- 7) 預金保険及び保険契約者保護制度法、及び同法に基づく規則に違反した場合。

(2) 証券会社

① 免許付与

1) 資本市場サービス免許 (capital market services license)

証券先物法による規制の対象となる業務 (regulated activities, 以下「規制対象業務」という) を行うためには、資本市場サービス免許の取得が義務付けられている。資本市場サービス免許は、本人として業務を行う場合のほか、代理人 (agent) として規制対象業務を行う場合にも必要となる (証券先物法第 82 条)。

MAS は、適切と判断した場合、免許に条件や制限を付すことがある (証券先物法第 88 条)。

(a) 規制対象業務

証券先物法による規制の対象となる業務は次の 9 業務である (証券先物法付属規定 2)。

- i. 証券取引 (dealing in securities)
- ii. 先物契約取引 (trading in futures contracts)
- iii. 外国為替証拠金取引 (leveraged foreign exchange trading)
- iv. 企業財務アドバイス (advising on corporate finance)
- v. 資金管理 (fund management)
- vi. 不動産投資信託管理 (real estate investment trust management)
- vii. 証券金融 (securities financing)
- viii. 信用格付サービス (providing credit rating services)
- ix. 証券保管サービス (providing custodial services for securities)

(b) 適用免除

以下の者は、資本市場サービス免許を取得せずに、規制対象業務を行うことができる (証券先物法第 99 条(1))。

- i. 銀行
- ii. 投資銀行

- iii. 金融会社
- iv. 保険会社（保険業務の実施における資金管理業務に関連する業務のみ）
- v. 証券取引所、先物取引所、市場運営者又はその持株会社（市場業務の運営に関連する業務のみ）
- vi. 証券決済機関（決済機能の運営に関連する業務のみ）
- vii. その他、MAS から免許取得の免除を受けた者

2) 免許付与要件

以下のような場合、MAS は免許の付与や更新を拒否することができる（証券先物法第 86 条(4)）。

- (a) 申請者が MAS の要求する情報や書類、事業に影響を及ぼす雇用者又は関係者を提供しなかった場合。
- (b) 申請者から提供された情報や書類が虚偽、又は、誤解を生むような内容であった場合。
- (c) 申請者とその実質的な株主が、シンガポール国内又は国外で清算又は解散手続中である場合。
- (d) 裁判所の判決による、申請者又はその実質的な株主の金銭債務に関する執行が完全には終了していない場合。
- (e) 申請者又はその実質的な株主の資産に関連して、シンガポール国内又は国外において、破産管財人、破産管財管理者、法的管財人又はそれに相当する者が任命された場合。
- (f) 申請者又は実質的な株主が、シンガポール国内又は国外で、その債権者との和解又は債務整理の手続中の場合。
- (g) 申請者、実質的な株主又は申請者の役員が、シンガポール国内又は国外で、詐欺、不正行為で有罪となった、又は証券先物法の下で有罪となった場合。
- (h) 役員や従業員が、免許に関連する職務を全うするための学歴、資格又は経験が十分でないと MAS が判断した場合。
- (i) 免許の申請者や、その役員、従業員又は実質的な株主が免許適格性に欠けると MAS が判断した場合。
- (j) MAS が、申請者、役員、従業員又は実質的な株主の評判、人格、財政の健全性及び信頼性に関して、申請者が株式引受人や顧客の利益を最優先して行動することができないと信ずるに足る理由が有している場合。
- (k) 申請者、その実質的な株主の財政状態、又は申請者が行おうとしている事業の方法に MAS が納得できない場合。
- (l) 申請者の過去の業績や、免許取得により申請者が行うことになる業務に関する専門知識に関して、MAS が納得できない場合。

- (m) 申請者、その役員、従業員又は実質的な株主が、不適切な業務を行う可能性がある場合、又は申請者又は実質的な株主の事業行為について、不芳な評判がある場合。
- (n) 申請者、その役員又は従業員が、免許を取得しようとする事業を効率的に、誠実に、あるいは公正に行うとは思えないと MAS が判断する理由がある場合。
- (o) MAS が、免許の付与・更新をすることが公共の利益に反すると考えた場合。
- (p) 申請者が MAS による禁止命令 (prohibition order)³⁸⁶を受けている場合。

② 変更・取消

1) 変更

MAS は、免許保有者から申請があれば、すでにその免許に明記されている規制対象業務に新しい業務を付け加えることにより、免許を変更することができる (証券先物法第 90 条)。

2) 取消

資本市場免許を保有する会社が会社を清算又は解散した場合、免許は失効する (証券先物法第 95 条(1))。

また、MAS は、以下の場合、免許を取消することができる (証券先物法第 95 条(2))。

- (a) 免許申請の拒否事由³⁸⁷に該当する場合。
- (b) 免許保有者が免許を付与された規制業務を全て行っていない場合。
- (c) 免許保有者が、株式引受人や顧客の最良の利益のために行動していないと信ずる理由が MAS にある場合。
- (d) 資本市場サービス免許の保有者又はその雇用者が、その職務を効率的、誠実又は公平に果たしていない場合。
- (e) 免許保有者が、免許に適用される条件や制限、証券先物法のもとで MAS が発する訓令又は証券先物法の規定に従わない場合。
- (f) 免許保有者が、証券先物法又は証券先物法のもとで MAS が発する訓令による義務を果たしていないと MAS が判断する場合。
- (g) 免許保有者がその認可された規制対象業務を、公共の不利益となるような方法で行った場合。
- (h) MAS が免許保有者の経営権を取り上げる措置 (証券先物法第 97E 条(2)に基づくもの) や、担当大臣による業務や持分の強制譲渡 (通貨監督庁法第 30AAR 条

³⁸⁶ 禁止命令については、シンガポール II 5 (2) ① 3) (b) 禁止命令を参照のこと。

³⁸⁷ 免許の拒否事由については、シンガポール II 4 (2) ① 2) 免許付与要件を参照のこと。

～第 30AAZA 条に基づくもの) を発動する際に、当該免許保有者の免許を取り消すことが公共の利益に合致すると MAS が判断した場合。

- (i) 免許保有者が MAS に提出した情報又は書類が、虚偽又は誤解を招くものであった場合。
- (j) 免許保有者が賦課金を支払わなかった場合。
- (k) 申請者が MAS による禁止命令 (prohibition order) ³⁸⁸を受けた場合。

(3) 保険会社

① 免許付与

1) 免許 (license)

シンガポールで保険業務を行うためには、取り扱う保険種類に応じた免許を MAS から取得しなければならない (保険法第 3 条(1))。MAS は、元受保険、再保険、キャプティブ保険³⁸⁹の 3 種類に分けて、各保険の取扱者ごとに免許を付与する (保険業法第 8 条(5))。このうち元受保険及び再保険の免許は、さらに生命保険業務、損害保険業務、その両方を認めるものに分かれ、生命保険と損害保険の兼業が可能となっている。また生命保険業務の免許を受けている者は、当該業務の一部として、短期の傷害保険契約 (accident policies) 及び健康保険契約 (health policies) も取り扱うことができる (保険法第 3 条(1B))。

2) 免許付与要件

免許付与の要件は、次のとおりである (保険法第 8 条(3))。

- (a) 申請者が、シンガポール会社法に基づく会社、シンガポールに事業所を持つシンガポール国外で設立された会社、又は協同組合法 (Co-operative Societies Act) に基づく団体であること
- (b) 規定された財務要件を満たしていること

② 変更・取消

MAS は、命令 (order) により、保険会社の業務の全て、あるいは一部の保険種類について、免許を取り消すことができる。免許の取消は、当該保険会社の要請がある場合、あるいは以下の理由がある場合に行われる (保険法第 12 条)。

³⁸⁸ 禁止命令については、シンガポール II 5 (2) ① 3 (b) 禁止命令を参照のこと。

³⁸⁹ 主として関連会社のリスクを引き受ける保険業務のことをいう (保険法第 1A 条)。

- 1) 登録後 12 ヶ月以内に保険会社が営業を開始しなかった場合。
- 2) 保険会社が保険事業の全部あるいは一部を停止した場合。
- 3) 保険法で規定されている義務を果たしていない場合。
- 4) 保険会社の免許付与要件³⁹⁰を満たしていない場合。
- 5) 債権者に対し和解や示談の申込みを行った、又は清算、解散した場合。
- 6) 保険会社、又は当該保険会社の支配権を持つ株主に関して、又はこれらの資産に関して、シンガポール国内又は国外において、破産管財人、破産管財管理者、法的管財人又はそれに相当する者が任命された場合。
- 7) 保険会社の支配権を持つ者が変更され、新たに支配権を獲得した者が適格性に欠ける場合、あるいは変更後の保険会社の財務状況について、MAS が懸念を持っている場合。
- 8) 保険契約者の利益を害する方法で事業を行っている場合。
- 9) 保険会社が義務責任を果たせない場合。
- 10) 十分な再保険の手配を行っていない場合。
- 11) 保険会社が、免許に適用される条件、保険法に基づいて MAS が発する訓令又は保険法の規定に違反している場合。
- 12) 経営者が保険法のもとで有罪となった場合。
- 13) 登録申請の際に、虚偽、誤解を招くような又は不正確な情報を提供、又は、重要事実を隠匿又は開示しなかった場合。
- 14) 外国で設立された保険会社が、設立地において当該保険会社を管轄する監督機関により免許取消を受けた場合。
- 15) 預金保険及び保険契約者保護制度法、及び同法に基づく規則に違反した場合。
- 16) 登録を取り消すことが公共の利益になる場合。

(4) 資金管理会社

資金管理会社 (fund management company) には、MAS から資本市場サービス免許を取得して業務を行う免許資金管理会社と、MAS への登録を行って業務を行う登録資金管理会社とがある。登録資金管理会社には、顧客の範囲や数等に関する制限が設けられている (シンガポール II 1 (4) 資金管理会社を参照のこと)。

① 免許

免許資金管理会社として業務を行うには、MAS から資金管理 (fund management) 業務を行うための資本市場サービス免許 (capital market services license) を取得し

³⁹⁰ 免許付与要件については、シンガポール II 4 (3) ① 2) 免許付与要件を参照のこと。

なければならない（証券先物法第 82 条）。

資本市場サービス免許に係る規定については、シンガポール II 4（2）証券会社を参照のこと。

免許資金管理会社には、あらゆる投資家に対して資金管理サービスを提供できるリテール資金管理会社と、有資格投資家に対してのみ資金管理サービスを提供できる認定投資家資金管理会社³⁹¹とがあり、免許要件に違いがある³⁹²。

② 登録

1) 登録義務

資本市場サービス免許の免除を受け、登録資金管理会社として資金管理業務を行おうとする者は、業務を開始する以前に MAS への登録を行わなければならない（業務の免許及び実施に係る証券先物規則³⁹³ 付属規定 2 第 5 条(7)）。

2) 登録要件

申請者が以下の(a)～(d)の要件を満たしているということを示せない場合、MAS は登録を拒否することができる（業務の免許及び実施に係る証券先物規則 付属規定 2 第 5 条(7B)）。

- (a) 申請者が資本市場サービス免許保有者に課せられる義務（同規則第 13 条において規定されているもの）、又は登録資金管理会社に対して課せられる義務（同規則第 13B 条において規定されているもの）を果たすことができること。
- (b) 申請者がシンガポール国内で設立された法人の場合は資本金が、外国企業であれば本店資産（net office funds）が 25 万ドル以上であること。
- (c) 申請者が少なくとも 2 名を雇用し、その各々が、最低 5 年以上の資産運用業務の経験を持つこと。
- (d) 運用される資金の総額が 25 億ドルを超えないこと。

3) 変更・取消

登録資金管理会社が資金管理業務について資本市場サービス免許を取得し、免許資金管理会社になった場合には、登録資金管理会社としての登録は取り消される（業務の免許及び実施に係る証券先物規則 付属規定 2 第 5 条(7C)）。

³⁹¹ リテール資金管理会社及び認定投資家資金管理会社の概要については、シンガポール II 1（4）資金管理会社を参照のこと。

³⁹² 資金管理会社に対する免許要件の詳細については、下記資料に記載されている。

Monetary Authority of Singapore, “Guidelines on Licensing, Registration and Conduct of Business for Fund Management Companies”（脚注 379 参照）

³⁹³ Securities and Futures (Licensing and Conduct of Business) Regulations

(5) 金融助言業者

① 免許付与

1) 金融助言業者免許 (financial adviser's license)

下記 2) 適用除外に該当する者を除き、金融助言業者免許を取得しなければ、金融助言サービスの業務を行ってはならない (金融助言業者法第 6 条(1))。

金融助言業者免許は、申請を受けて MAS が付与する (金融助言業者法第 13 条)。

2) 適用除外

以下の者は、金融助言業者免許を受けずに、金融助言業者として業務を行うことができる (金融助言業者法第 23 条(1))。

- (a) 銀行
- (b) 投資銀行 (通貨監督庁法に基づき、金融助言業務を行う金融機関として MAS から認可を受けている場合に限る)
- (c) 保険会社
- (d) 資本市場サービス免許保有者
- (e) 金融会社 (MAS から、金融助言業務の実施について免除を受けている場合に限る)
- (f) 証券取引所、先物取引所、認可市場運業者、及び認可を受けた持株会社
ただし、取引市場の運営又は持株会社としての業務に付随するものとして行う金融助言業務に限られる
- (g) その他、規定により適用除外を認められた者

3) 免許付与要件

以下のような場合、MAS は、金融助言者免許の付与を拒否することができる (金融助言業者法第 9 条(1))。

- (a) 申請者が法人でない場合。
- (b) 申請者が、MAS が規定する最低財務要件やその他の要件を満たしていない場合。
- (c) 申請者が、規定により要求されている賠償責任保険契約を締結していない場合。
- (d) 申請者が、認可申請にあたって MAS から要求された情報並びに文書を提出しない場合。
- (e) 申請者によって MAS に対して提供された情報及び文書が、虚偽あるいは誤解を招くものである場合。
- (f) 申請者又はその実質的な株主が、シンガポール国内又は国外において清算又は

解散手続中である場合。

- (g) 申請者又はその実質的な株主の資産に関して、シンガポール国内又は国外において、破産管財人、破産管財管理者、法的管財人又はそれに相当する者が任命された場合。
- (h) シンガポール国内又は国外で、申請者又はその実質的な株主が、その債権者との和解又は債務整理の手続きに入っている場合。
- (i) 裁判所の判決による、申請者又はその実質的な株主の金銭債務に関する執行が完全には終了していない場合。
- (j) 金融助言事業者免許と関連する義務を履行する申請者の役員ないしその従業員の適性及び経験を、MAS が不十分と認めた場合。
- (k) MAS が、申請者及びその役員、従業員が金融助言者としての業務を誠実かつ公平に履行しないと信じるに足る理由がある場合。
- (l) 申請者が MAS による禁止命令³⁹⁴を受けている場合。
- (m) 申請者及びその実質的な株主が以下の状況である場合。
 - i. 申請者及びその実質的な株主が、シンガポール国内又は国外で、詐欺及び不正行為に関わる罪で有罪判決を受けたとき、また申請者及び実質的な株主が、詐欺ないし不正行為を行ったという事実認定がなされている。
 - ii. 申請者及びその実質的な株主が、金融助言業者法への違反行為により有罪判決を受けている。
- (n) 以下の条件を申請者が満たしていることを MAS に対し証明できない場合。
 - i. 申請者が免許を受けるための適格性を有していること。
 - ii. 申請者の役員、従業員、実質的な株主の全てが、適格性を有する者であること。
- (o) 申請者、役員、従業員及びその実質的な株主の評判、性格、財務の健全性ないし信頼性に鑑みて、MAS が、申請者は顧客の最良の利益のために行動しないであろうと信ずるに足る理由がある場合。
- (p) MAS が以下の条項につき不十分であると認める場合。
 - i. 申請者及びその実質的な株主の財務状態。
 - ii. 申請者の業務実施状況。
 - iii. 申請者の過去の実績及び専門的知識の記録（申請者が実施しようとしている業務の性質に鑑みて）。
- (q) その他、以下のような状況の発生が懸念される場合。
 - i. 申請者、その役員及び従業員、又は実質的な株主によって、不適切な業

³⁹⁴ 金融助言業者に対する禁止命令については、シンガポール II 5 (5) ④ 2) 禁止命令を参照のこと。

務が行われる。

- ii. 申請者、その役員及び従業員、又は実質的な株主の業務行為に関する悪評を反映するような事態が生じる。

(r) 免許の付与が公共の利益に反すると MAS が判断した場合。

上記(a)~(r)の事由による免許付与拒否の場合、MAS は申請者に対し、弁明を行う機会を与えなければならない（金融助言業者法第 9 条(3)）。

ただし上記の(e)、(f)、(k)、(m)、(i)に該当する場合には、MAS は申請者に弁明の機会を与えずに、免許付与を拒否してもよい（金融助言業者法第 9 条(4)）。

② 変更・取消

1) 変更

免許を受けた金融助言業者は、MAS に対し以下のような免許の変更を申請することができる（金融助言業者法第 16 条(1)）。

- (a) 実施可能な金融助言サービス種別の追加
- (b) 金融助言サービスを提供する投資商品種別の追加

2) 取消

金融助言業者が、シンガポール国内又は国外で清算又は解散した場合、免許は失効する（金融助言業者法第 19 条(1)）。

また、MAS は以下の場合、免許を取り消すことができる（金融助言業者法第 19 条(2)）。

- (a) MAS による免許拒否事由³⁹⁵に該当する場合。
- (b) 免許を受けた金融助言業者が金融助言業者法の規定、又は同法に基づき発布された MAS の訓令に違反した場合。
- (c) 以下のような状況がある場合。
 - i. この法律の下で生ずる義務について、免許を受けた金融助言業者が充足できなかったと MAS によって認められたとき。
 - ii. この法律の下で発布された指示に関連して生ずる義務について、免許を受けた金融助言業者が充足できなかったと MAS によって認められたとき。
- (d) 免許を受けた金融助言業者が、顧客に対して害をもたらす、あるいは公共の利益に反するような方法で事業を行っているとして MAS が認めた場合。
- (e) 免許を受けた金融助言業者が MAS に提出した情報ないし文書が虚偽であった

³⁹⁵ 免許拒否事由については、シンガポール II 4 (5) ① 3) 免許付与要件を参照のこと。

り、誤解を招くものであった場合。

- (f) MAS が、免許を受けた金融助言業者及びその役員、従業員が、金融助言業者としての責務を誠実かつ公平に履行しないと信ずるに足る理由がある場合。
- (g) 免許を受けた金融助言業者が、MAS による禁止命令³⁹⁶を受けた場合。
- (h) MAS が、免許を受けた金融助言業者が、顧客の最良の利益のために行動していないと信ずるに足る理由がある場合。
- (i) 免許を受けた金融助言業者が、MAS への賦課金を支払わなかった場合。
- (j) 免許を受けた金融助言業者が、免許を受けている金融助言サービス業務を継続していない、あるいは中止する場合。

(6) 保険仲介業者

① 保険ブローカーの登録

1) 登録 (registration)

損害保険、長期の傷害・健康保険（再保険業務に関連する保険契約は除く）、生命保険又は損害保険の契約の元で発生する支払義務の再保険に関連して、保険契約者又は保険契約を行おうとする者を対象に、以下の(a)~(c)の業務を行う者を保険ブローカー (insurance broker) といい (保険法第 1A 条)、MAS への登録を行わなければならない (保険法第 35W 条)。

□ 保険ブローカーの行う業務

- (a) シンガポール国内において、被保険者の代理人として保険契約の提案を受ける、又は保険契約書の交付を行う。
- (b) シンガポール国内において、被保険者の代理人として保険料の集金や受領を行う。
- (c) シンガポール国内において、被保険者の代理人として保険契約の取り決め (arrange) を行う。

また、保険ブローカーが行う業務の全部又は一部を当該保険ブローカーに代わり遂行、あるいは当該保険ブローカーとの取り決めにより遂行する者にも、保険ブローカーとして登録義務がある (保険法第 1A 条)。

MAS は登録申請者を、直接保険ブローカー (direct insurance broker)、損害再保険ブローカー (general reinsurance broker)、生命再保険ブローカー (life reinsurance broker)、又はこれらの組み合わせのいずれかとして登録する (保険法

³⁹⁶ 金融助言業者に対する禁止命令については、シンガポール II 5 (5) ④ 2) 禁止命令を参照のこと。

第 35X 条(3))。

2) 適用除外

以下の者は、適用除外業者として、MAS への登録を行わずに保険ブローカーとしての業務を行うことができる（保険法第 35ZN 条）。

- (a) 銀行
- (b) 投資銀行
- (c) 金融助言業者
- (d) 資本市場サービス免許保有者
- (e) 金融会社（MAS から、保険ブローカー業務の実施について免除を受けている場合に限る）
- (f) 生命保険業の免許を受けている保険会社
- (g) その他、MAS が定める者

3) 登録要件

MAS は、登録申請者が以下の条件を満たしていない限り、登録を行ってはならない（保険法第 35Y 条）。

- (a) 申請者が会社（company）であること。
- (b) 申請者の払込資本金額が所定の基準を満たしていること。
- (c) 所定の条件を満たす業務賠償保険契約（professional indemnity insurance policy）に加入していること。

② 変更・取消

MAS は、命令（order）により、保険ブローカーの登録を取消することができる。登録の取消は当該保険ブローカーの要請がある場合、あるいは以下の理由がある場合に行われる（保険法第 35ZB 条）。

- 1) 保険ブローカーが登録後 6 ヶ月以内に事業を開始しない場合。
- 2) 保険ブローカーが登録された事業の継続を中断した場合。
- 3) 保険ブローカーが保険法に基づく義務を履行できないと MAS が認めた場合。
- 4) 保険ブローカーとしての登録要件³⁹⁷を満たしていない場合。
- 5) 以下のような状況が生じた場合。

- (a) 保険ブローカーが債権者との間で、和解又は申合せの提案をしたり、これらを

³⁹⁷ 保険ブローカーの登録要件については、シンガポール II 4（6）① 3) 登録要件を参照のこと。

実施した場合。

- (b) 保険ブローカーが破産した場合。
- (c) 保険ブローカーが清算又は解散した場合。
- 6) 保険ブローカーが、代理人として行動すべき相手である契約者の利益を害するような態様で業務を継続している場合。
- 7) 保険ブローカーがその義務を履行できない場合。
- 8) 保険ブローカーが保険法の規定、及び保険法に基づいて MAS が発する訓令に違反した場合。
- 9) 経営管理者、執行役としての職位を有する保険ブローカーの役員が、保険法への違反により有罪判決を受けたとき。
- 10) 保険ブローカーが登録の際に、虚偽であったり、誤解を招いたり、不正確である情報を提出したり、若しくは重要情報を隠ぺいしたり開示していなかった場合。
- 11) 登録を取り消すことが公共の利益にかなう場合。

5. 検査・監督

(1) 銀行監督機関の権限

銀行の監督における MAS の権限は、以下のとおりである。

① 報告徴求

全ての銀行は、MAS の要求する期日及び方法に従って、報告書類を提出する義務がある（銀行法第 26 条）。

② 検査

1) 一般検査 (inspection)

MAS は、シンガポールの銀行、シンガポールで設立された銀行の国外支店、代理店、事務所の会計簿を検査する権限がある。検査は、銀行法以外の法律に基づいて MAS による規制を受けている、あるいは免許を付与されている、銀行の業務に関しても実施することができる（銀行法第 43 条）。

2) 特別調査 (special investigation)

MAS は、銀行が以下の(a)~(c)であると信ずるに足る理由がある場合にはいつでも、当該銀行の調査を行うことができる（銀行法第 44 条）。

- (a) 預金者又は他の債権者の不利益になる行為を行っている。
- (b) 公共に対する債務をカバーするだけの資産が不足している。
- (c) 銀行法の規定に違反している。

③ 処分

1) 訓令 (direction)

MAS は、公益に照らして必要であると判断した場合には、金融機関に対して情報を要求したり、勧告を行うための訓令を発することができる（通貨監督庁法第 27 条 (1)）。

訓令を発する以前に、対象となる金融機関には、MAS が非現実的あるいは不適切と考える場合を除き、MAS に対して、訓令の内容に関する異議申立て (representation) の機会が与えられる。金融機関からの異議に対し、MAS はこれ

を却下するか、異議に応じて訓令の内容を修正することができる（通貨監督庁法第 27 条(2),(3)）。

対象となる金融機関は、妥当な期間の間に訓令に従う義務がある。金融機関が訓令を遵守できなかつたり、遵守を拒否した場合には、2 万シンガポールドル以下の罰金が課される（通貨監督庁法第 27 条(3),(4)）。

2) 罰則

銀行法では、規定への違反に対し適用される処罰は、規定ごとに個別に定められている。

例えば、免許を取得せずに銀行業務を行った場合には、違法行為とみなされ、以下の処罰の対象となる（銀行法第 4 条）。

- ❑ 違反者が個人の場合には 12 万 5 千シンガポールドル以下の罰金（違反が継続している場合には加算される）又は 3 年以下の禁固刑のいずれか又は両方。
- ❑ 違反者が個人以外の場合には 25 万シンガポールドル以下の罰金（違反が継続している場合には加算される）。

適用可能な処罰の上限について個別の規定がない銀行法への違反行為に対しては、10 万シンガポールドルを上限とする罰金が課される。処分後も違反が継続している場合には、1 日につき 1 万シンガポールドルを超えない額が加算される（銀行法第 71 条）。

（2）証券監督機関の権限

① 証券会社に対する権限

1) 報告徴求

証券会社をはじめとする資本市場サービス免許保有者は、MAS に対し、会計年度ごとに損益計算書と貸借対照表を監査人報告書と共に提出しなければならない。従わない者は、法律違反とみなされ、罰金に科せられる（証券先物法第 107 条）。

2) 検査（inspection）

MAS は、秘密保持の条件の下、資本市場サービス免許保有者の会計簿を検査することができる。要求された者は、会計簿、情報、施設を提供し、会計簿の作成に関して MAS に説明する義務がある（証券先物法第 150 条）。

3) 処分

MAS は、資本市場サービス免許保有者に対し、以下のような権限を持つ。

(a) 訓令 (directions)

MAS は、公共の利益に照らして、あるいは投資家保護のために必要であると判断した場合には、資本市場サービス免許保有者に対して書面による訓令を発し、これに従うよう要求することができる。

訓令に違反した者は違法行為とみなされ、5 万シンガポールドル以下の罰金（継続的な違反に対する加算あり）が課される（証券先物法第 101 条）。

(b) 禁止命令 (prohibition order)

MAS は、資本市場サービス免許保有者やその代表者 (representative) 等に対して、恒久的又は期間を定めて、証券先物法による規制対象業務、資本市場サービス免許保有者又は免許の取得免除を受ける者の経営に直接的又は間接的に携わる、あるいは主要株主となることなどを禁ずる旨の禁止命令を発することができる（証券先物法第 101A 条）。

禁止命令の対象となるのは、以下のような場合である（証券先物法第 101A 条(1)）。

- i. MAS が、当該事業者の保有する資本市場サービス免許の一時停止又は取消を行う場合。
- ii. 資本市場サービス免許の免除を受けている事業者³⁹⁸について、免許取消要件³⁹⁹に該当するような状況があると MAS が信ずるに足る理由がある場合。
- iii. 当該事業者の代表者に対し、MAS がその者の代表者としての資格を一時停止、又は取り消した場合。

資本市場サービス免許保有者の代表者に対する資格停止に該当するような状況があると MAS が判断した場合も禁止命令の対象となる。

また、以下の者も禁止命令の対象となる。

- 資本市場サービス免許の免除を受けている事業者の代表者
 - 資本市場サービス免許保有者の代表者である（かつて代表者であった者も含む）が、代表者としての資格取得を免除されている者
 - 以前に、資本市場サービス免許保有者やその免除を受けている事業者の代表者であった者
- iv. 証券先物法、同法に基づき MAS が課す条件や制限、同法に基づき MAS が発する訓令に違反している、違反の可能性があり、あるいは違反が行わ

³⁹⁸ 資本市場サービス免許の免除対象となる事業者については、シンガポール II 4 (2) ① 1) (b) 適用免除を参照のこと。

³⁹⁹ 資本市場サービス免許の取消要件については、シンガポール II 4 (2) ② 2) 取消を参照のこと。

れたと MAS が信ずるに足る理由がある場合。

- v. シンガポール国内又は国外で、証券先物法への違反に対する有罪判決を受けた場合、詐欺及び不正行為に係る罪で有罪判決を受けた場合、又は、その者が詐欺ないし不正行為を行ったという事実認定がなされている場合。
- vi. 市場不正行為（不正取引及びインサイダー取引）により裁判所から民事制裁金を命じられたとき、又は民事制裁金を支払うことで MAS と和解した場合。
- vii. 規制対象業務に関して、シンガポール国外において、同地の法令又は要件への違反による有罪判決を受けた場合。
- viii. MAS の訓令に基づき、資本市場サービス免許保有者の役員を解任又は解雇された場合。

(c) 懲戒 (reprimand)

MAS は、証券先物法及び同法に基づく条件・制限、訓令、及び規約・ガイドライン・政策声明書・業務通達への違反行為につき、各種免許保有者に対し懲戒を発することができる（証券先物法第 334 条）。

(d) 罰則

証券先物法では、規定への違反に対し適用される処罰は、規程ごとに個別に定められている。適用可能な処罰の上限について個別の規定がない違反行為は、5 万シンガポールドルを上限とする罰金 (fine) の対象となる（証券先物法第 335 条）。

違反者が法人 (corporation) の場合、裁判所は証券先物法の各条項で規定された額の 2 倍を上限として、罰金額を引き上げることができる（証券先物法第 333 条(1)）⁴⁰⁰。

証券先物法に基づく罰則の適用については、地区法廷 (District Court) が管轄権を持つ（証券先物法第 327 条）。

② 証券規制違反行為一般に関する法執行権限

1) 調査 (investigation)

MAS は、i) 証券先物法における MAS の権限の行使、又は役割義務の遂行のため、ii) 証券先物法又は同法のもとに発せられた訓令への遵守を確保するため、iii) 証券先物法又は同法のもとに発せられた訓令に違反しているという申立や疑惑を調査するために、必要とされる調査を行うことができる（証券先物法第 152 条）。

(a) 審理

MAS は、調査を目的として、何人に対しても、審理 (examination) に出頭す

⁴⁰⁰ 一部の条項については、法人に対する罰金額引上げは適用されない（証券先物法第 333 条(2)）。

るよう書面にて要求することができる(証券先物法第154条)。審理を受ける者は、真実を述べる旨の宣誓、調査内容に関する調査官の質問への回答が求められる(証券先物法第156条)。

(b) 情報の要求

MASは、調査を目的として、何人に対しても、指定する時期及び場所にて調査に関連する事項についての情報の提供又は会計簿の作成を、書面により要求することができる。要求された者は、これに従わなければならない(証券先物法第163条)。

MASは、要求に従って会計簿が作成されない場合、治安裁判官(Magistrate)から会計簿押収のための捜査令状を取得することができる(証券先物法第164条)。

2) 差止・制裁等

(a) 資産凍結等

証券先物法への違反行為に関する調査や同法に基づく刑事訴訟が行われている場合、又は同法に基づき民事訴訟が開始され、その結果、当該調査・訴訟の対象者(関係者)に生じる罰金、賠償、補償等の支払を担保する必要性が求められる場合に、MASは裁判所に対し、下記の命令を出すよう請求することができる(証券先物法第324条)。

- i. 関係者に対して負債を有する者が、関係者に対して支払を行うことの禁止
- ii. 関係者の代理として金銭、証券や先物契約口座、外国為替証拠金取引、その他の資産を所有している者が、関係者の指図を受けて当該資産を他の者に支払ったり、譲渡したりすることの禁止
- iii. 関係者の金銭をシンガポールから持ち出すことの禁止
- iv. 関係者の証券・先物契約・外国為替証拠金取引・その他資産の権利書をシンガポール国内から国外へ移動、送付、譲渡することの禁止
- v. 裁判所の命令に従い関係者の財産に対する権限を有する保全管理人の任命
- vi. 裁判所が適切と判断した場合、関係者のパスポート及びその他書類の裁判所への提出
- vii. 関係者が裁判所の同意なしにシンガポールを離れることの禁止

(b) 裁判所命令

i) ある者が証券先物法に違反したと思われる場合、ii) 免許の条件又は制限、証券取引所、先物取引所、その決済機関の業務規程、証券取引所の上場規則などに違反したと思われる場合、iii) 証券の売買又は先物取引契約に関し、法律違反行為

が行われる可能性があった場合、MAS の請求に応じて、裁判所は、以下の命令を発することができる（証券先物法第 325 条）。

- i. 度重なる証券先物法への違反、免許の条件や制限への違反、証券取引所、先物取引所又は決済機関の業務規程への違反、証券取引所の上場規則への違反などがある場合、その者が証券売買や先物取引に係る業務を行うことを禁止する命令
- ii. 命令で明記された証券の取得・処分・売買、先物取引等を禁止する命令
- iii. 資本市場サービス免許（証券仲介又は先物契約）保有者の財産、又は当該免許保有者が信託その他により他の者の代理として保有している財産の保全管理人を任命する命令
- iv. 証券売買又は先物取引に関する契約注文を無効にする命令
- v. 他の命令を遵守する目的のため、特定の行動を取るよう指示する命令
- vi. 必要に応じ、上記の命令に付随する命令

(c) 差止命令

ある者が証券先物法に違反する行為を行った場合、MAS、又はその行為により自己の利益が影響を受ける者の請求により、裁判所は、その違反行為を止めさせる差止命令（injunction）を出し、裁判所が望ましいと判断した行為を要求することができる。

証券先物法で要求される行為を拒否又は履行しない場合、MAS、又はその拒否又は不履行により自己の利益が影響を受ける者の請求により、裁判所は、その行為の履行命令を出すことができる。

なお、裁判所は差止命令・履行命令に加えて、損害賠償金を支払うよう命令することもできる（証券先物法第 326 条）。

(d) 民事制裁金（Civil Penalty）

MAS は、証券取引、先物契約取引、外国為替証拠金取引における禁止事項（不正取引、相場操縦、詐欺的な勧誘など）やインサイダー取引禁止に係る規定（証券先物法第 12 部に規定）に違反していると判断した場合、検察官の同意を得て、その違反行為に対し、裁判所に民事制裁命令を請求することができる。

違反行為により利益を獲得した又は損失を回避したと裁判所が蓋然性の均衡をもって判断した場合、裁判所はその者に対し、民事制裁金の支払を命ずることができる。

制裁金の額は、1) 違反行為の結果として得た利益の額、又は回避した損失の 3 倍を上限とする額、2) 個人の場合 5 万シンガポールドル、企業の場合は 10 万シンガポールドル、のいずれか高い方の額とする。

その者が違法行為を行ったが、利益獲得や損失回避はなかったと裁判所が蓋然

性の均衡をもって判断した場合には、裁判所は、5 万シンガポールドル以上 200 万シンガポールドル以下の民事制裁金を科すことができる(証券先物法第 232 条)。

(3) 保険監督機関の権限

① 報告徴求

免許を受けている保険会社は、規定された方法に沿って会計報告書及びその他の報告書を作成し、MAS に提出しなければならない(保険法第 36 条(3))。

② 検査

1) 検査 (inspection)

MAS は、秘密保持を条件として、保険会社、保険会社の海外支店又は海外子会社、保険代理店の会計簿、口座、記録、その他の書類を検査することができる。保険会社又は保険代理店は、MAS が検査で要求する情報や施設を提供しなければならない(保険法第 40 条)。

2) 調査 (investigation)

MAS は、以下の(a)又は(b)を目的として、必要な調査を行うことができる。

(a) 保険法で規定された MAS の役割義務を遂行すること。

(b) 保険法又は同法の下で発行された訓令に違反しているという申し立てや疑いの正否を確かめること。

MAS は、調査を目的として、何人に対しても、調査内容に関連する情報や会計簿、口座、記録、その他の書類を提出するよう書面で要求することができる(保険法第 40A 条)。

③ 処分

1) 訓令 (direction)

MAS は、以下の(a)~(d)に該当すると判断した場合、当該保険会社等に対し、訓令を発することができる(保険法第 41 条(1)(a))。

(a) 保険会社又は保険代理店が、公共の利益又は保険契約者の不利益になる、又は保険会社又は保険代理店の利益に有害な行為を行っているときとみなした場合。

- (b) 保険会社又は保険代理店が破産状態にある、義務の履行が不可能である、あるいは支払を停止した場合（このような状態になるおそれがある場合も含む）。
- (c) 保険会社又は保険代理店が、保険法の規定に違反した場合。
- (d) 登録や免許取得にあたって条件を付されている保険会社又は保険代理店が、この条件に従わなかった場合。

訓令により、MAS は保険会社等に対し、以下の(a)~(g)を要求することができる（保険法第 41 条(2)(a)）。

- (a) 健全な保険業務の原則に沿って業務を行うために必要となる管理者を雇用すること。
- (b) MAS が不適格であると判断した役職者又はその他の者を解雇すること。
- (c) 財産の処分や回復に関して、何らかの措置をとること。
- (d) MAS が、不法に、あるいは不適切に支払われたと判断した金額について、その回復のために取りうる措置を取ること。
- (e) 免許を受けた保険事業者に関し、当該事業者が実施している保険種別について、契約の更新や新規契約を差し止めること。
- (f) 再保険に関して、MAS の指示に沿った取り決めを行うこと。
- (g) 保険法の条項の一部に関して、違反行為を是正するための何らかの措置をとること。

2) 処罰

保険法では、規定への違反に対し適用される処罰は規程ごとに個別に定められている。適用可能な処罰の上限について個別の規定がない違反行為に対しては、以下の罰則が適用される（保険法第 55 条(2)、第 64 条(1B)）。

- (a) 違反者が個人の場合は 5 万シンガポールドルを上限（処分確定後も違反が継続している場合には加算あり）とする罰金（fine）又は 2 年を上限とする禁固（imprisonment）。
- (b) 違反者が個人以外の場合は、10 万シンガポールドルを上限とする罰金（処分確定後も違反が継続している場合には加算あり）。

違反者が法人（corporation）の場合、裁判所は保険法の各条項で規定された額の 2 倍を上限として、罰金額を引き上げることができる（保険法第 55A 条）。

保険法に基づく罰則の適用については、地区法廷（District Court）又は治安裁判官法廷（Magistrate Court）が管轄権を持つ（保険法第 56 条）。

(4) 資金管理会社の監督機関の権限

資金管理会社は、資本市場サービス免許保有者として、MAS から証券会社と同等の監督を受ける。資本市場サービス免許保有者に対する MAS の監督権限については、シンガポール II 5 (2) ①証券会社に対する権限を参照のこと。

(5) 金融助言業者の監督機関の権限

① 報告徴求

免許を受けた金融助言業者は、会計年度ごとに、規定された方法に沿って会計報告書を作成し、MAS に提出しなければならない（金融助言業者法第 48 条）。

また、MAS は金融助言業者に対し、シンガポール国内外における業務に関連するあらゆる問題についての情報を提出するよう、書面で求めることができる（金融助言業者法第 29 条）。

② 検査 (inspection)

MAS は、秘密保持を条件として、免許を受けた金融助言業者やその代表者の会計簿を検査することができる（金融助言業者法第 70 条）。

③ 調査 (investigation)

MAS は、1) 金融助言業者法における監督官庁の権限の行使、又は機能を果たすため、2) 金融助言業者法又は同法のもとに発せられた訓令への遵守を確保するため、3) 金融助言業者法に違反しているという申立や疑惑を調査するために、必要とされる調査を行うことができる（金融助言業者法第 71 条）。

1) 審理 (examination)

MAS は、調査を目的として、何人に対しても、審理に出頭するよう書面で要求することができる（金融助言業者法第 71C 条）。審理を受ける者は、真実を述べる旨の宣誓、調査内容に関する調査官の質問への回答が求められる（金融助言業者法第 71D 条）。

2) 情報の要求

MAS は、調査を目的として、何人に対しても、指定する時期及び場所で、調査に関連する事項についての情報の提供又は会計簿の作成を書面で要求することができ

る。要求された者はこれに従わなければならない（金融助言業者法第 72 条）。

MAS は、要求に従って会計簿が作成されていない疑いのある場合や、会計簿の隠匿、移動、改ざん、破棄が疑われる場合には、治安裁判官（Magistrate）から会計簿押収のための捜査令状を取得することができる（金融助言業者法第 73 条(1)）。

3) 立入調査

MAS の調査官及び MAS が書面で調査官への同行を認めた者は、2 営業日以上前に調査対象と調査の目的及び違反の性質について示す通知書面を提示することにより、立入調査を行うことができる。

ただし、金融助言業者の業務行為に係る違反行為（金融助言業者法第 3 部で規定）の調査において調査対象者が占有する地所に立ち入る場合や、調査官が通知書面提示のために現実的に妥当な範囲であらゆる手段を尽くしたにもかかわらず、提示することができなかつた場合には、この限りではない（金融助言業者法第 72 条）。

④ 処分

1) 訓令（directions）

MAS は、公共の利益に照らして、又は投資家保護のために必要であると判断した場合には、免許を受けている金融助言業者やその代表者（representative）等に対して書面による訓令を発し、これに従うよう要求することができる。

訓令に違反した者に対しては違法行為とみなされ、2 万 5 千シンガポールドル以下の罰金（継続的な違反に対する加算あり）が課される（金融助言業者法第 58 条）。

2) 禁止命令（prohibition order）

MAS は、金融助言サービスの提供、金融助言業者の経営に直接的又は間接的に携わる、主要株主となることなどを禁ずる旨の禁止命令を発することができる（金融助言業者法第 59 条）。

禁止命令の対象となるのは、以下の場合である（金融助言業者法第 59 条(1)）。

(a) MAS が、当該事業者の保有する金融助言業者免許の一時停止又は取消を行う場合。

(b) 金融助言業者免許の免除を受けている事業者⁴⁰¹について、免許取消要件⁴⁰²に該当するような状況があると MAS が信ずるに足る理由がある場合。

(c) 当該事業者の代表者に対し、MAS がその者の代表者としての資格を一時停止

⁴⁰¹ 金融助言業者免許の免除対象となる事業者については、シンガポール II 4（5）① 2）適用除外を参照のこと。

⁴⁰² 金融助言業者免許の取消要件については、シンガポール II 4（2）② 2）取消を参照のこと。

又は取り消した場合。

金融助言業者免許保有者の代表者に対する資格停止に該当するような状況があると MAS が判断した場合も禁止命令の対象となる。

また、以下の者も禁止命令の対象となる。

- i. 金融助言業者免許の免除を受けている事業者の代表者
- ii. 代表者としての資格取得を免除されている者
- iii. 以前に、金融助言業者免許保有者やその免除を受けている事業者の代表者であった者

(d) 金融助言業者法、同法に基づき MAS が課す条件や制限、同法に基づき MAS が発する訓令に違反している可能性がある、あるいは違反が行われたと MAS が信ずるに足る理由がある場合。

(e) シンガポール国内又は国外で、金融助言業者法への違反に対する有罪判決を受けた場合、詐欺・不正行為に係る罪で有罪判決を受けた場合、又はその者が詐欺ないし不正行為を行ったという事実認定がなされている場合。

(f) 金融助言業務に関して、シンガポール国外において、同地の法令又は要件への違反による有罪判決を受けた場合。

(g) MAS の訓令に基づき、免許を受けた金融助言業者の役員を解任又は解雇された場合。

3) 懲戒 (reprimand)

MAS は、公益のため、又は、投資家や保険契約者の保護のために必要と判断すれば、金融助言業者法、同法に基づく条件・制限、訓令、規約・ガイドライン・政策声明書・業務通達への違反行為につき、免許を受けている金融助言業者やその代表者、経営者 (officer) やパートナーに対して、懲戒を発することができる (金融助言業者法第 97 条)。

4) 裁判所命令

ある者が金融助言業者法に違反した、あるいは違反する目だった場合、MAS の請求に応じて、裁判所は以下のような命令を発することができる (金融助言業者法第 98 条)。

- (a) 度重なる金融助言業者法への違反がある場合、その者が金融助言業者やその代表者として業務を行うことを制限する、あるいはその者が金融助言業者やその代表者であると名乗ることを制限する命令
- (b) 他の命令を遵守する目的のため、特定の行動を取るよう指示する命令
- (c) 必要に応じ、上記の命令に付随する命令

5) 資産凍結等

金融助言業者法への違反行為に関する調査や同法に基づく刑事訴訟が行われている場合、又は同法に基づき民事訴訟が開始され、当該調査・訴訟の対象者（関係者）に生じる罰金、賠償、補償等の支払を担保する必要性が求められる場合に、MAS は、裁判所に対し、下記の命令を出すよう請求することができる（金融助言業者法第 99 条）。

- (a) 関係者に負債を有する者が、関係者に対して支払を行うことの禁止。
- (b) 関係者の代理として金銭、投資商品やその他の資産を所有している者が、当該資産を関係者に支払ったり譲渡することの禁止、又は関係者の指図を受けて当該資産を他の者に支払ったり、譲渡したりすることの禁止。
- (c) 関係者や関係者と関連を持つ者の金銭をシンガポール国外に移転することの禁止。
- (d) 関係者や関係者と関連を持つ者の投資商品、投資商品の権利書、その他資産をシンガポール国内から国外へ移動、送付、譲渡することの禁止。
- (e) 裁判所の命令に従い関係者の財産に対する権限を有する保全管理人の任命。
- (f) 裁判所が適切と判断した場合、関係者のパスポート及びその他書類の裁判所への提出。
- (g) 関係者が裁判所の同意なしにシンガポールを離れることの禁止。

6) 差止命令 (injunctions)

ある者が金融助言業者法に違反する行為を行った場合、MAS、又はその行為により自己の利益が影響を受ける者の請求により、裁判所は、その違反行為を止めさせる差止命令 (injunction) を発出し、裁判所が望ましいと判断した行為を要求することができる。

金融助言業者法で要求される行為を拒否したり履行を行わない者に対し、裁判所は、MAS、又は当該拒否又は不履行により自己の利益が影響を受ける者の請求により、その行為の履行命令を出すことができる（金融助言業者法第 99A 条）。

7) 罰則

金融助言業者法では、規定への違反に対し適用される処罰は規程ごとに個別に定められている。適用可能な処罰の上限について個別の罰則規定がない違反行為は、1 万 2,500 シンガポールドルを上限とする罰金 (fine) の対象となる（金融助言業者法第 87 条）。

違反者が法人 (corporation) の場合、裁判所は、金融助言業者法の各条項で規定された額の 2 倍を上限として、罰金額を引き上げることができる（金融助言業者法

第 88 条)⁴⁰³。

金融助言業者法に基づく罰則の適用については、地区法廷 (District Court) が管轄権を持つ (金融助言業者法第 95 条)。

(6) 監督当局間の関係

シンガポールでは、MAS が金融部門の一元的な規制・監督機関として、銀行、証券会社、保険会社、資金管理業者などの金融機関に対する規制及び監督を実施している。MAS の金融部門に対する規制及び監督の主たる目的は、金融仲介業者の安全性及び健全性の確保である。よって MAS は、各金融機関に対して、直面するリスクを常に確定、監視、軽減するよう求めるとともに、重大な事態が生じた場合の各金融機関における改善及び解決策の充足性を評価している。また事案によっては、司法管轄権外の監督官庁とも連携を図り、事態の解決に努めている⁴⁰⁴。

⁴⁰³ 一部の条項については、法人に対する罰金額引上げは適用されない (金融助言業者法第 88 条(2))。

⁴⁰⁴ 本記述は、以下の資料に基づく。

Monetary Authority of Singapore, “Objectives and Principles of Financial Supervision in Singapore” (revised in April 2015)
<http://www.mas.gov.sg/news-and-publications/monographs-and-information-papers/2004/objectives-and-principles-of-financial-supervision.aspx>

Ⅲ. 各論

1. 貸金業者に対する規制

(1) 総量規制（有無・内容）

MAS は、借手の最大借入可能金額や属性を規定することができる（貸金業者法第 37 条(2)(a)）。

免許を受けた貸金業者は、借手の年間収入が 2 万シンガポールドル以上若しくは純資産が 200 万シンガポールドル超でなければ、3 千シンガポールドル超の無担保ローン（以前に実施されて継続中及び 2 名以上に共同で実施されたものを含む）を実施してはならない（貸金業者規則第 19 条(1)）。

また、借手の年間収入が 3 万シンガポールドル以上の場合はその 4 か月分、2 万シンガポールドル以上 3 万シンガポールドル未満の場合はその 2 か月分を、継続中に超過する可能性がある無担保ローン（2 名以上に共同で実施されたものを含む）を実施してはならない（貸金業者規則第 19 条(2)）。

(2) 上限金利に手数料が含まれる場合の内容

MAS は、免許を受けた貸金業者が実施した融資に関して請求する手数料や費用などの種類及び金額を規定することができる（貸金業者法第 22 条(1)）。

金利には、MAS が規定した手数料、印紙税、貸金業者法及びその他の法律に基づき支払われる手数料は一切含まれない（貸金業者法第 2 条）。なお、上限金利は月利 4%である（貸金業者法規則第 11 条(1)）。

2. 資金移動業者に対する規制

(1) 根拠法

シンガポールでは、資金移動業者は「送金業者」として両替及び送金業法 (Money-Changing and Remittance Business Act, 以下「同法」という。) に基づいて規制されている。

(2) 定義

同法は、「送金業 (remittance business)」を「シンガポールの国外に居住する者に対する送金を目的で資金を受け入れること」としている (同法第 2 条)。

(3) 参入規制

① 無免許での送金業経営の禁止 (同法第 6 条)

- 1) 送金業を営むためには、有効な送金業免許を保有している必要がある。
- 2) 免許を保有せずに送金業を営んだ場合には、10 万シンガポールドル以下の罰金と 2 年以下の懲役の両方若しくはどちらか一方が科せられ、有罪確定後も違反を継続した場合には、当該期間の 1 日につき 1 万シンガポールドルの罰金が科せられる。

② 恒久的施設 (同法第 11 条)

- 1) 恒久的施設を有しない法人には免許は付与されない。
- 2) MAS の承認を取得した場合を除いて恒久的施設以外の施設で送金業を営むことはできない。
- 3) 免許取得者が追加の事業所で送金業を営むことを意図する場合には、当該事業所での事業開始前に MAS へ書面にて承認を申請しなければならない。MAS は、それら条件が満たされていれば追加の事業所を承認することができる。
- 4) 追加の保証金が支払われなければ、MAS は恒久的施設以外の施設で送金業を営むことを承認してはならない。

③ 賦課金（同法第 15 条）

- 1) 全ての免許取得者は、MAS が通達によって定めた賦課金を支払わなければならない。
- 2) MAS は、免許の階級や種類に応じて賦課金を定めることができる。
- 3) 免許取得者が 1 か所以上の事業所を保有する場合、MAS が定めた追加の賦課金を各事業所について支払わねばならない。
- 4) 賦課金は MAS が定めた然るべき方法によって支払わねばならない。
- 5) 免許が取消、無効若しくは一時停止、また、免許の有効期限が切れる前に送金業を取り止めたとしても賦課金が返金されることはない。

④ 免許取消、解約、無効、一時停止、有効期限切れ（同法第 18 条）

以下の場合、免許は取り消される。

- 1) シンガポールあるいはどの国であれ、債権者と取り決めに交わした日において、免許取得者が清算、事業終了、解散している。
- 2) 共同責任組合が解散した日において、免許取得者がその当事者である。
- 3) シンガポールあるいはどの国であれ、管財人の管理下、事業終了、解散している日において、免許取得者が有限責任組合である。
- 4) 免許取得者が免許付与日から 3 か月間経過しても送金業を開始しない。
- 5) 免許取得者が免停日から 2 か月間経過しても送金業を再開しない。

（4）業務範囲

同法では、業務範囲について特に規定しておらず、送金業者が取り扱うことができる金額に上限はない。また、物品販売及びサービス提供への対価として外貨手形を顧客から受領することは送金業免許を取得する要件には含まれない。

（5）財務規制

送金業者に対しては、以下の財務規制が課される。

- ① 送金業者は、法人であって 10 万シンガポールドル以上の資本金が必要である（同法第 9 条）。
- ② 送金業者は、事務所ごとに 10 万シンガポールドル以上の保証金が必要である。保

証金は現金の預入れ、MAS が指定する銀行による保証、その他 MAS が認める手段とされる（同法第 10 条）。

（6）セーフガード（分別管理等）

送金業者は、顧客用の銀行口座を設定し、遅くとも受領した日の翌日までに全ての送金資金を口座に入金しなければならない。当該銀行預金に置かれた預金は破産財団等に属さないものとするなど、倒産隔離が図られる（同法第 26 条）。

（7）情報提供

送金業者は、各種情報の取り扱いに関して以下の義務を負う。

- ① 送金業者は、全ての取引について英語で記録し、5 年間保管する義務がある（同法第 21 条）。
- ② 送金業者は、MAS が監督機能を適切に果たすべく合理的に要求することができる収益等の情報を適時適切に MAS へ提示しなければならない（同法第 22 条）。

（8）決済サービスの提供と利用に関する権利と義務

送金業者の取締役や共同責任者等は、決済サービスの提供に当たり以下の義務を負う（同法第 24 条）。

- ① 法律違反が法人若しくは有限責任組合によって実行されたものであった場合、違反が実行された時点で当該法人若しくは有限責任組合の取締役、秘書、管理職等であった何人も、以下を証明しない限り告訴される又は罰則が科される。
 - 1) 違反が、当該取締役、秘書、管理職等の同意若しくは共謀なしに実行されたこと
 - 2) 当該取締役、秘書、管理職等の役職上の責任の特性等に鑑みて、違反実行を回避するための然るべき対応に尽力したこと
- ② 全て自身の行為によって有罪が確定した何人も、以下を証明しない限り、自身の共同責任者、代理人、社員等の行為によって確定した有罪についても同等の罰則が科せられる。
 - 1) 違反が自身の認識や同意なしに実行されたこと
 - 2) 違反実行を回避するために、あらゆる合理的な事前の警告を行ったこと

- ③ 免許取得者のいかなる事業も、詐欺目的のために債権者、顧客、その他の人をだます意図を持って行われた場合には、その結果として損失を被った者からの申請に基づき、裁判所は以下の者に対し、被害者の損失の全部又は一部について個人的責任を負わせるとの判決を下すことができる。
- 1) 免許取得者が法人である場合
 - (a) 過去か現在を問わず、上記の方法で事業を当事者として意図的に行った取締役
 - (b) 過去か現在を問わず、上記の方法で事業を行うよう働き掛けた取締役、秘書、管理職等
 - 2) 免許取得者が有限責任組合である場合
 - (a) 過去か現在を問わず、上記の方法で事業を当事者として意図的に行った協同組合員
 - (b) 過去か現在を問わず、上記の方法で事業を行うよう働き掛けた協同組合員
- ④ 全ての免許取得者は、送金業における取引の監査をするための監査人を自身の費用で毎年指名しなければならない（同法第 27 条(1)）。

(9) 監督

MAS は、監督に当たり以下の権限及び義務を有している。

- ① MAS が適切に任命した何人も、免許取得者が事業を営んでいる事務所あるいは法律に違反して事業を営んでいることが合理的に疑われる事務所への立ち入り検査を適時実施することができる（同法第 23 条）。
- ② MAS は、本法 27(1)に基づいて⁴⁰⁵指名された監査人に対し、以下を要求することができる（同法第 27 条(2)）。
 - 1) 監査の実施に当たって必要となる情報の提出
 - 2) 監査及び免許取得者の業務範囲の拡張
 - 3) 特殊な事例における検査の実施及び手続きの確立
 - 4) 監査及び上記 2)及び 3)に関する MAS への報告
- ③ MAS は、免許取得者によって指名された監査人が MAS の要求する水準の義務を果たしていなければ、免許取得者に対し、別の監査人を指名するよう指示することができ、そのような指示を受けた場合、免許取得者は応じなければならない（同法第 27 条(5)）。
- ④ MAS は、合理的に違反が疑われる者から規定された罰金の最大額の半分を超えな

⁴⁰⁵ 監査人の指名については、シンガポール III 2 (8) ④を参照のこと。

い額を徴収することで、本法あるいは規則下のあらゆる違反に和議を与えることができる。(同法第 29 条)。

- ⑤ MAS は、公表することが公共の利益において必要あるいは有益と思われる情報を適時に適切な方法で公表することができる (同法第 30 条)。
- ⑥ MAS は、本法の運用するため及び本法で承認又は要求されたあらゆる事項を規定するために必要と思われる全ての目的に資する法令を策定することができる (同法第 32 条(1))。
- ⑦ 上記⑥の一般性を損なわなければ、MAS は以下を規定することができる (同法第 32 条(2))。
 - 1) 本法下で徴収されるべき手数料の規定
 - 2) 本法下で付与された免許を保有している者による送金業の監督
- ⑧ MAS は、書面による通知によって、一般的か特殊な性質のものに関わらず、本法を運用するために必要と思われる全ての目的に資する指針を免許取得者に対して発行することができる (同法第 33 条(1))。
- ⑨ 上記⑧の一般性を損なわなければ、MAS は以下を指示することができる (同法第 33 条(2))。
 - 1) MAS が考える危険な場所に合致するとの警告文書を、送金業を営んでいる全ての事務所で閲覧可能とすること
 - 2) 顧客へ書面の警告文書を提供すること
 - 3) 免許取得者が被仕向け送金事業を行っている場合、顧客との取引において免許取得者が従うべき方法や、顧客との被仕向け送金取引に関する MAS への報告手続きを構築すること

(10) その他の主な規制

① 紛争処理

- 1) MAS に免許を取り消された何人も、MAS の決定通知から 30 日以内であれば、最終決定を下すべき大臣に対し書面で異議を申し立てることができる (同法第 20 条)。
- 2) 刑事訴訟法 (The Criminal Procedure Code) においてこれに矛盾するいかなる条文があろうとも、地区裁判所は本法下のあらゆる違反に対する裁量を持ち、その違反における刑罰や罰則を科す権限を持つ (同法第 28 条)。

② マネー・ローンダリング規制

マネー・ローンダリング及びテロリズム資金への対策に係る規制 (Guideline to MAS

Notice 3001 on Prevention of Money Laundering and Countering the Financing of Terrorism) において、顧客属性の詳細調査、疑わしい取引に関する報告、社内方針・コンプライアンス・監査・研修の策定等の要件について規定されており、送金業者に適用される。

3. 前払式支払手段発行者に対する規制

(1) 根拠法

シンガポールでは、「前払式支払手段発行者 (holder of stored value facility)」は決済システム監督法 (Payment Systems (Overnight) Act, 以下「同法」という。) に基づいて規制されている。また同時に、両替及び送金業法 (Money-Changing and Remittance Business Act) の規制対象にもなるが、近年の情報通信技術の進展に伴い両法が規制する境界が曖昧になってきていることなどから、MAS は両法を統一する方針を示している。

(2) 定義

同法は、「前払式支払手段 (stored value facility)」を「規約及び条件に基づき、事前に貯蓄された資金 (the amount of the stored value) の範囲内で物品又はサービスを前払で購入若しくは取得する際の支払方法として、実物的又は電子的な形態で利用される手段」と定義している (同法第 2 条)。

(3) 参入規制

① 認可取得者に係る禁止事項 (同法第 32 条)

- 1) 下記③に基づいて MAS により認可された者でなければ、前払式支払手段の認可取得発行者となることはできない。
- 2) 上記に違反した者は、10 万シンガポールドル以下の罰金若しくは 2 年以下の懲役、又はその両方の処罰を科せられ、さらに違反継続期間中の全て若しくは一部につき、1 日当たり 1 万シンガポールドルの罰金が科せられる。

② 認可申請 (同法第 34 条)

- 1) 前払式支払手段発行者は、MAS に対して、認可取得発行者としての認可を申請することができる。
- 2) 申請は、MAS が要求する書式及び形態で、認可取得銀行としての認可を申請するシンガポール国内の銀行の申請が添付されなければならない。

③ 認可付与（同法第 35 条）

- 1) MAS は、前払式支払手段発行者を認可取得発行者として認可することができる。
また、前払のために事前に貯蓄される資金に係る全債務の引受けが可能と判断したシンガポール国内の銀行を認可取得銀行として認可することができる。ただし、MAS が適切と考える条件や制限が付される可能性は回避できない。
- 2) MAS は、シンガポール国内のある銀行を認可取得銀行として認可しなかった場合、前払式支払手段発行者を認可取得発行者として認可することはできない。
- 3) MAS は、認可取得発行者及び認可取得銀行に対して、書面通知により、いつでも条件及び制限を取消又は追加することができる。
- 4) MAS により付与された認可は、前払のために事前に貯蓄される資金が 30 百万シンガポールドルを超過しない、あるいは MAS が本法第 33 条 2)⁴⁰⁶に基づいて金額規定を変更したかに関わらず、効力を有する。
- 5) MAS は、前払式支払手段発行者及び銀行に対して弁明の機会を与えることなく、認可を拒否してはならない。

（4）業務範囲（同法第 31 条）

同法は業務範囲について明確な規定はしていないが、前払式支払手段の購入や取得に係る勧誘範囲に関して以下のように規定している。

- ① シンガポール国外の滞在者が、シンガポール国内外で、前払式支払手段の購入若しくは取得を目的としたシンガポールへの誘致を広告することはできない。違反した場合には、罰則が科せられる。
- ② 上記の目的のために、MAS は、誘致広告か否かの判断において考慮すべき点を規定しなければならない。

（5）財務規制（同法第 33 条）

- ① 何人も、以下を除き、前払のために事前に貯蓄される資金が 30 百万シンガポールドルを超過する前払式支払手段を発行してはならない。
 - 1) 広範囲で許可された前払式支払手段
 - 2) 下記 2)に基づいて金額規定の適用が除外された前払式支払手段

⁴⁰⁶ シンガポール III 3（5）② 1) を参照のこと。

② MAS は、官報に掲載される指令により、以下を行うことができる。

- 1) 上記①で規定した金額の変更
- 2) MAS が適切と判断する場合における上記①の金額規定の適用除外

(6) セーフガード（分別管理等）（同法第 30 条）

同法は分別管理等のセーフガードについて明確な規定はしていないが、MAS は、規則を制定することにより、前払式支払手段が MAS からお墨付きを得ている旨の確証を要件として課すことができる。

(7) 情報提供（同法第 29 条）

- ① MAS は、規定された書式及び方法での通達により、当該通達で指定した合理的な期間内に、前払式支払手段発行者に対して、前払式支払手段に関する情報の提供を要求することができる。
- ② 上記①の一般性を棄損することなく、MAS は、当該通達において、前払式支払手段発行者に対し、以下の提供を要求することができる。
 - 1) 前払式支払手段のために受領した金額に関する情報
 - 2) 前払式支払手段の利用者数に関する情報
 - 3) その他 MAS が本法の目的のために要求する情報

(8) 前払式支払手段発行者の認可に係る権利及び義務

① 認可の取下げ（同法第 37 条）

- 1) 認可取得発行者及び認可取得銀行は、認可の取下げを申請することができる。
- 2) 認可の取下げは、取下げの前後に関わらず、認可取得発行者及び認可取得銀行が交わした一切の合意、取引、契約、また、それらから生じる権利及び義務の効力に影響を与えるものではない。

② 認可の取消（同法第 38 条）

- 1) MAS は、以下の状況を満たすと判断した場合には、認可を取り消すことができる。

- (a) 認可取得発行者及び認可取得銀行が、MAS が課した条件及び制限に違反した場合
- (b) MAS が、上記①に基づき、認可を解消した場合
- (c) その他 MAS が認可を取消すことが適切と判断する場合

2) MAS は、認可取得発行者及び認可取得銀行に対して弁明の機会を与えることなく、認可を取消してはならない。ただし、認可取得発行者及び認可取得銀行が、解散又は清算している、犯罪や不正に加担しているなどの場合はその限りではない。

(9) 監督

MAS は、監督に当たり以下の権限及び義務を有している。

① 支払システム及び前払式支払手段における監督機能の行使（同法第 4 条）

- 1) MAS は、本法に基づき、支払システム及び前払式支払手段に関して監督機能を行使しなければならない。
- 2) MAS は、本法に基づき、MAS によって実行されるべき全ての必要な行為や事項を実施する権限を持たなければならない。

② 書面指令の発出（同法第 36 条）

- 1) MAS は、広範に許可された前払式支払手段における前払のために事前に貯蓄される資金の信用を保証するために必要又は有益であると考えられる場合、性質が一般的か特殊的かに関わらず、認可取得発行者及び認可取得銀行に対して書面指令を発出することができる。
- 2) 上記 1) の一般性を棄損するか否かに関わらず、書面指令は、広範に許可された前払式支払手段の利用者に対する認可取得発行者及び認可取得銀行の義務に係るものでなければならない。
- 3) 書面指令を発出された認可取得発行者及び認可取得銀行は、当該指令を順守しなければならない。

(10) その他の規制

① 紛争処理（同法第 35 条）

- 1) MAS の認可拒否によって不利益を被った申請者は、決定通知後 30 日以内に、最終決定を下すべき大臣に対して書面で異議を主張することができる。
- 2) 上記 1) に基づく異議主張の申立てに関わらず、本法に基づいて MAS による行為は、大臣決定の保留中も継続的に有効でなければならない。
- 3) 大臣は、上記 1) に基づく異議主張を認めた場合、MAS による行為を訂正することができる。また、その訂正行為は、大臣決定の日から有効となる。MAS は、認可を付与した場合、その旨を官報で公表しなければならない。

② マネー・ローンダリング規制

マネー・ローンダリング及びテロリズム資金への対策に係る規制（Guideline to MAS Notice 3001 on Prevention of Money Laundering and Countering the Financing of Terrorism）において、顧客属性の詳細調査、疑わしい取引に関する報告、社内方針・コンプライアンス・監査・研修の策定等の要件について規定されており、送金業者に適用される。

4. 仮想通貨交換業者に対する規制

シンガポールでは、仮想通貨交換業者及び仮想通貨を用いたサービス業者への規制に関する包括的な法律は制定されていないが、前項の中間的業者と同様、MASによる規制体系見直しの対象となる業態に含まれている。またMASは、仮想通貨ビットコインを扱う全事業者をマネー・ローンダリング及びテロリズム資金への対策に係る規制（Guideline to MAS Notice 3001 on Prevention of Money Laundering and Countering the Financing of Terrorism）の対象とし、違法行為対策としてビットコイン利用制限措置を講じている。具体的には、仮想通貨を売買したり現実通貨と交換を容易にしたりする仲介業者に対し、顧客の身元確認、疑わしい取引の報告等を義務付けている。

5. 保険会社に係る組織形態及び各種法制度の概要

(1) 形態の有無（相互会社、共済等）

シンガポールで保険業務を行うための免許⁴⁰⁷を取得できるのは、シンガポール会社法に基づく会社、シンガポールに事業所を持つシンガポール国外で設立された会社、協同組合法に基づく団体のいずれかである（保険法第8条(3)）。いわゆる相互会社の形態で設立された保険会社は存在しない。

相互会社の形態に近い、協同組合法に基づく団体の形態で設立された保険会社については、以下のように規定されている。

- 資産及び負債の移転や解散又は清算において、協同組合法の規定は適用されず（保険法第49FQ条(1)）、同会社法に基づく非登録会社とみなされて管財人により清算される（保険法第49FQ条(2)）。
- 2009年改正保険法（the Insurance (Amendment) Act 2009）第2条の適用開始日以降、締結した保険契約及びその契約上の保険金に係る持分又は利権の取り扱いについても、協同組合法の規定は適用されない（保険法第490条）。

(2) 社員総会制度の概要

協同組合法に基づく団体として設立された保険会社では、会計年度終了後6か月以内に年次総会が開催される（協同組合法53条）。年次総会では、前回総会での議事の検討及び確認、監査人及び経営委員会などからの報告、財務諸表の承認、利益配分方法の検討及び決定、経営委員会委員の選出及び退任などを行う（協同組合法54条）。

総会の開催に必要な定足数は、投票権を持つ組合員の20%若しくは派遣団の30%である（協同組合法56条(1)）。議案は過半数の獲得票で可決されるが（協同組合法57条(1)）、獲得票が同数の場合、議案は却下され、議長に決定権はない（協同組合法57条(2)）。また総会の議事録には、出席者若しくは出席団の数、議長の名前、総会の開始及び終了の時刻、全ての決議事項が記載されなければならない（協同組合法58条(1)）。

⁴⁰⁷ 免許付与要件については、シンガポールII 4（3）① 2）免許付与要件を参照のこと。

(3) 商品認可制度の概要

保険業務を行う免許を受けている保険会社は、従前の取り扱い保険商品にはない特徴を持つ保険商品を販売する場合、事前に MAS から書面での認可を取得しなければならない。認可の申請は、新商品の正式な販売開始日から最低 1 か月前に、書面で MAS に提出されなければならない。また申請には、以下の情報及び書類が添付されなければならない（通貨監督庁通告 302 号(Amendment)2015 第 9 条）。

- 保険料率表
- 新しい保険料率の発効日
- 保険商品の種類（利益配当の有無、投資型、混合型）
- 保険料率計算上の根拠
- 商品の期待収益性及び指標数値で予測したキャッシュフローに基づく利益試算の結果
- 保険会社の価格設定が妥当であるとする旨の指定数理計算人による陳述書
- 顧客に販売する際の説明資料として使用する契約書、申込書、商品概要、給付図例
- 保険契約債務の算定方法
- 2004 年評価及び資本に係る保険規則（the Insurance (Valuation and Capital) Regulations 2004）付属規定 3 で要件とされている保険基金の算定方法
- いかなる事項も上記規則に準拠している旨

なお、第 9 条は、以下には適用されない（通貨監督庁通告 302 号(Amendment)2015 第 10 条）。

- 短期の傷害保険及び健康保険
- 期間 5 年以下の保険
- 通貨監督庁通告 321 号に基づく直接販売保険商品⁴⁰⁸

また保険法は、商品認可について特に規定していないが、保険契約に関して以下の規定を設けている。

① 登録

免許を受けた保険会社は、全ての保険契約を登録しなければならない（保険法第 16 条）。

⁴⁰⁸ 個人向け生命保険を取り扱う全ての保険会社は、直接購入保険商品（Direct Purchase Insurance Product, DPI）を販売しなければならない（通貨監督庁通告321号第5条）。

② 保険料

生命保険、長期の傷害保険、健康保険に係る元引受保険の免許を受けた保険会社は、指定数理計算人の承認を受けた固定の保険料率を順守しなければならない（保険法第24条(1)）。また MAS は、当該保険会社に対し、指定数理計算人による保険料率の妥当性若しくは非妥当性に関する見解についての報告書を提出させることができる（保険法第24条(2)）。

③ 生命保険商品の組成指示

MAS は、公共の利益にかなうと判断した場合、免許を受けた保険会社に対して、書面通知で規定した種類の生命保険商品の組成及び提供を指示することができる（保険法第33C条(1)）。また MAS は、当該生命保険商品について、組成までの期間及び方法、保険の特性、期間、便益、販売方法を規定しなければならない（保険法第33C条(2)）。

(4) 生損保兼業の可否

MAS が付与できる免許は、元受保険、再保険、キャプティブ保険の3種類である（保険業法第8条(5)）。このうち元受保険及び再保険については、生命保険業務、損害保険業務、その両方を認める免許があり、生命保険と損害保険の兼業が可能である。また生命保険業務の免許を受けている者は、当該業務の一部として、短期の傷害保険契約 (accident policies) 及び健康保険契約 (health policies) も取り扱うことができる（保険法第3条(1B)）⁴⁰⁹。

⁴⁰⁹ 免許の概要については、シンガポールII 4 (3) ① a) 免許 (licence) を参照のこと。

6. FinTech に関する施策及び規制状況等

(1) 政府・中央銀行の施策（法的対応を含む）

① MAS による FinTech 促進策

シンガポール政府は 2014 年 11 月、最新の情報通信技術（ICT）を活用して豊かな暮らしの実現を目指す「スマート国家」構想を打ち出したが、その一環で MAS は 2015 年 6 月に「スマート金融センター」の実現を目指す方針を発表した。具体的には、今後 5 年間で総額 2 億 2,500 万シンガポールドルを支出し、既存の金融機関を中心に FinTech 導入を支援する「金融セクター・技術イノベーションスキーム」を開始するというものである。また同年 8 月には同庁内に「FinTech and Innovation Group (FTIG)」を新設し、FinTech に関する規制立案や金融セクター競争力強化のための技術導入の促進も行っている。その後も MAS は金融ハブとしての機能強化に資する FinTech 振興策を次々に打ち出しており、2016 年 11 月にはシンガポール銀行協会（ABS）と共同で「FinTech Festival」を開催。同フェスティバル中に開催された国際会議で、MAS のラス・メノン長官は、以下のような取り組みとガイドラインを発表している。そのうち、実証実験を通じて FinTech 導入をさらに促進する先進的な取り組みとして注目を集めている「Regulatory Sandbox」について②で説明する。

取り組み事項	概要
ブロックチェーン技術を用いた銀行間決済の試験事業	バンクオブアメリカ・メリルリンチ・三菱東京 UFJ 銀行など外資銀行 5 行、地場銀行 3 行とシンガポール取引所 (SGX) が参加する、国境を越えた外貨決済を含む銀行間決済の実証実験。
電子支払いをより使いやすくするためのインフラ構築 (ABS)	(1) 「中央処理スキーム (CAS)」：口座番号がなくても、相手の携帯電話番号や ID 番号、電子メールアドレスなどで送金できるシステムの構築。 (2) 「中央処理スキーム (CAS)」：口座番号がなくても、相手の携帯電話番号や ID 番号、電子メールアドレスなどで送金できるシステムの構築。
電子支払いに関するライセンスの統一化	支払いに関する複数のライセンスを統一化。消費者保護、サイバーセキュリティに関する基準は強化。
顧客確認システムの向上を目指し、国家個人情報データベースとの連携実験	政府が構築中の国民や在住外国人の個人情報データベース「MyInfo」への金融機関のアクセス実証実験。手続きの簡素化と信頼できる個人情報データベースの利用で、顧客確認が迅速化。

サイバーセキュリティの強化	金融機関との間でサイバーセキュリティに関する情報を共有する「金融サービス情報共有分析センター（FS-IAC）」の設置。
資産運用のロボアドバイザー、保険商品のオンライン販売に向けた規制緩和	資産運用などのロボアドバイザーに関する規制、監視、管理に関する提案を MAS が発表へ。オンラインでの保険商品販売の規制緩和。
ガイドライン	概要
新しい FinTech サービスを実証実験する「Regulatory Sandbox」のガイドライン	新規 FinTech サービスを、限定した環境の中で実証実験できる「Regulatory Sandbox」の最終ガイドライン発行。
金融向け Application Program Interface (API) のガイドライン	MAS、ABS が共同で、金融に関するソフト開発を容易にする API のガイドライン「金融サービス API プレイブック」発行。
生命保険のオンライン販売のガイドライン	オンラインでの生命保険販売に関する安全措置のガイドライン発行へ。

(出所) JETRO

② Regulatory Sandbox の概要

1) Regulatory Sandbox の手法

- (a) 金融機関や関心を持つ会社（申請者）は、的確に限定された場所及び期間の範囲ではあるが、実際に商品やサービスが提供される環境での革新的な金融サービスの実証実験を申請することができる。Sandbox は、失敗結果を許容できるだけの適切なセーフガードを包含し、金融システム全体の安全性や健全性を保持しなければならない。
- (b) 実証実験される金融サービス、申請者、申請内容にもよるが、MAS は、各ケースに応じて緩和が準備されている特定の法規制要件を決定しなければならない。
- (c) 認可に基づき、申請者は Sandbox を展開及び運用する責任を持つ組織（Sandbox Entity）となる。同時に、Sandbox Entity が Sandbox 期間中に従わなければならない特定の法規制要件の緩和を通じて、MAS が規制面で適切に支援する。
- (d) 実証実験の成功及び Sandbox の終了のために、Sandbox Entity は関連する法規制要件を全面的に順守しなければならない。

2) Regulatory Sandbox の目的と方針

- (a) MAS の目標は、金融セクターにおける革新的かつ安全な技術の導入促進により、シンガポールを金融スマートセンターに変えることである。Sandbox は、効率性の向上、リスク管理の強化、新しい機会の創出、国民生活の改善のために、MAS が規制面で必要な支援を行うであろう的限定された場所及び期間の範囲で、FinTech 実証実験を一層促進するものである。
- (b) Sandbox は、実際に商品やサービスが提供される環境で運用される以上、失敗結果を許容でき、かつ新規金融サービス立ち上げのための的限定された場所及び期間を有していなければならない。
- (c) 申請者は、Sandbox の目的及び本質を明確に理解しなければならない。Sandbox は、法規制要件を回避する手段として意図及び利用されるものではない。
- (d) Sandbox は、以下の状況においては好適ではない。
 - i. 申請者が異なる技術を申請あるいは同じ技術を別途申請できない一方で、新規金融サービスがシンガポールで既に提供されている金融サービスと同様である場合
 - ii. 実験環境における新規金融サービスの試行及び新規金融サービス展開のための法規制要件に対する認識を含め、申請者が相当な注意を行ったことを論証しなかった場合

3) Regulatory Sandbox の評価基準

Sandbox では、以下のような評価基準を満たしているか否かが問われる。

- (a) 新規金融サービスは、開発途上の技術を含むものか、それとも既存技術を革新的な方法で利用するものか
- (b) 新規金融サービスは、問題に対処するものか、それとも顧客や産業に便益をもたらすものか
- (c) 申請者は、Sandbox 終了後にシンガポールで新規金融サービスを大規模に展開する意図と能力があるか、仮に商業的な見通しが厳しかったとしても別の方法でシンガポールへの貢献を継続する用意があるか
- (d) Sandbox 実証実験のテストシナリオや期待される成果物は明確に定められなければならないと同時に、Sandbox Entity は実験の進捗を MAS に合意済みのスケジュールに基づき報告しなければならない
- (e) 十分に顧客利益を保護し、産業の安全性及び健全性を維持する一方で、適切な限界条件が明確に定められなければならない
- (f) 新規金融サービスから生じる重大なリスクは、評価及び軽減されなければならない

ない

- (g) 新規金融サービスが継続不能となった、若しくは **Sandbox** 終了後に大規模に展開されることとなった場合、終了及び移行の戦略が明確に定められていなければならない。

4) Regulatory Sandbox の延長又は終了

- (a) **Sandbox Entity** は、**Sandbox** 期間の延長を申請する場合、最低でも延長する直前 1 か月前までに、延長理由を添付した上で、**MAS** に申請しなければならない。**MAS** は申請書を精査し、ケースバイケースで認可を付与する。

- (b) **MAS** と **Sandbox Entity** がともに、意図した実験結果が得られたと判断した、また **Sandbox Entity** が関連する法規制要件を十分に順守している場合、**Sandbox Entity** は、**Sandbox** を終了して実証実験で実施した金融サービスの大規模な展開へと手続きを進めることができる。

- (c) **Sandbox** は、以下の場合には継続できない。

- i. **MAS** が、**Sandbox Entity** と合意した直近のテストシナリオ、期待される成果、スケジュールに基づき、意図した目的が達成できなかったと判断した場合
- ii. **Sandbox Entity** が、**Sandbox** 終了時点で関連する法規制要件を十分に順守できていない場合
- iii. 実証実験で実施された金融サービスにおいて、顧客を危険にさらす、あるいは金融システムが実証実験で実施された金融サービスの便益を低減させるなどの欠陥が発見され、**Sandbox Entity** が当該欠陥を **Sandbox** 期間中に解決することはできないと認識した場合
- iv. **Sandbox Entity** が **Sandbox** 期間中に課せられた条件に違反したために、**MAS** が **Sandbox** を終了した場合
- v. **Sandbox Entity** が、自身の裁量で、**Sandbox** を終了する決定を **MAS** に通知した場合

- (d) **Sandbox Entity** は、**Sandbox** が終了する前に、実証実験で実施される金融サービスの顧客に対する既存の義務が十分に果たされ取り組まれていることを保証しなければならない。

5) 申請及び承認手続き

- (a) 申請者は、**MAS** に申請書を提出する前に、**Sandbox** の目的、方針、評価基準を満たしていることを保証しなければならない。
- (b) 申請者は、**Sandbox** の目的、方針、評価基準を満たしていない場合に申請が却

下されるが、それらを満たす準備が整った段階で再申請することができる。

(c) **Sandbox Entity** は、**Sandbox** 期間中に実証実験で実施されている金融サービスに重要な変更を施す場合、最低でも延長する直前 1 か月前までに、変更理由を添付した上で、**MAS** に申請しなければならない。**MAS** が変更申請を精査し **Sandbox Entity** に決定を通知する間、**Sandbox Entity** は既存サービスの実験を続けることができる。

(d) 透明性確保及び顧客への情報提供を目的として、認可された **Sandbox** 申請に係る、申請者名称、**Sandbox** 実証実験の開始日及び終了日などの関連情報は、**MAS** ウェブサイト上で公表される。

(2) 「中間的業者」に関する規制状況・検討状況

シンガポールでは現在、決済分野は前述した両替及び送金業法 (**Money-Changing and Remittance Business Act**) と決済システム監督法 (**Payment Systems (Overnight) Act**) に基づいて業態別に規制されているが、「中間的業者」に特化した規制は存在しない。また近年の急速な情報通信技術の発展により、送金業者、決済システム運営業者、前払式支払手段発行者等の業態区分が曖昧になってきており、その過程ではサイバー攻撃やマネー・ローンダリングなどのリスク増大も指摘されている。そうした背景から **MAS** は、それら業態を包括的に規制・監督する枠組みを構築し、各業者が単一のライセンスで複数のアクティビティを実施できる規制体系への見直しを目下行っている。

IV. 資料

1. シンガポールの金融規制

		銀行	証券	保険
法規制		銀行法	証券先物法	保険法
業務規制		○免許制 法律により規定	○免許制 法律により規定	○免許制 法律により規定
相互 参入	単体	銀行本体において証券業務を実施可能		生保・損保の兼業可
	持株・子会社 方式	銀行・証券と保険との経営禁止規定なし		
健全性規制		○自己資本規制 普通株Tier1資本 5.5% Tier1資本 7% 総資本 10% (2014年1月から。法律の根拠規定に基づき、MAS通告で規定)	○自己資本規制 リスク定量化に基づいて算出される法定金額以上(国内証券会社、清算会社・取引所会員の場合)を要求 (付随法により規定)	○財務規制 リスク定量化に基づいて算出される法定金額、または500万シンガポールドルのうち、高いほうの基準以上の自己資本等の維持 (付随法で規定)
		○大口投融资規制 法律の根拠規定に基づき、MAS通告で規定		
		○最低資本金 国内銀行: 15億シンガポールドル 外国銀行: 20億シンガポールドル (法律により規定)	○最低資本金(証券取引業務) 顧客持高の扱いあり: 100万~500万シンガポールドル 顧客持高の扱いなし: 25万~50万シンガポールドル (法律の根拠規定に基づき、付随法で規定)	○最低資本金 投資リンク保険または短期の自己・健康保険のみを提供する元受保険会社: 500万シンガポールドル その他の元受保険会社: 1,000万シンガポールドル 再保険会社: 2,500万シンガポールドル (付随法により規定)
			○債務総額・準備金規制 付随法により規定	

(凡例) 二重線: 法律、実線: 付随法、点線: 規則

2. シンガポールにおける金融機関の状況

	機関数	預金量 (単位：100万シンガポール・ドル)	
			シェア
商業銀行	124	596,611	97.8%
国内銀行	5		
外国銀行	119		
金融会社	3	13,604	2.2%
投資銀行	34	-	-
合計	161	610,215	100.0%

(注1) 預金量にはアジア通貨勘定での預金は含まれない。

(注2) 機関数は2017年2月14日末現在、預金量は2016年末現在

(出所) 機関数：MAS ウェブサイト

預金量：MAS Statistical Bulletin

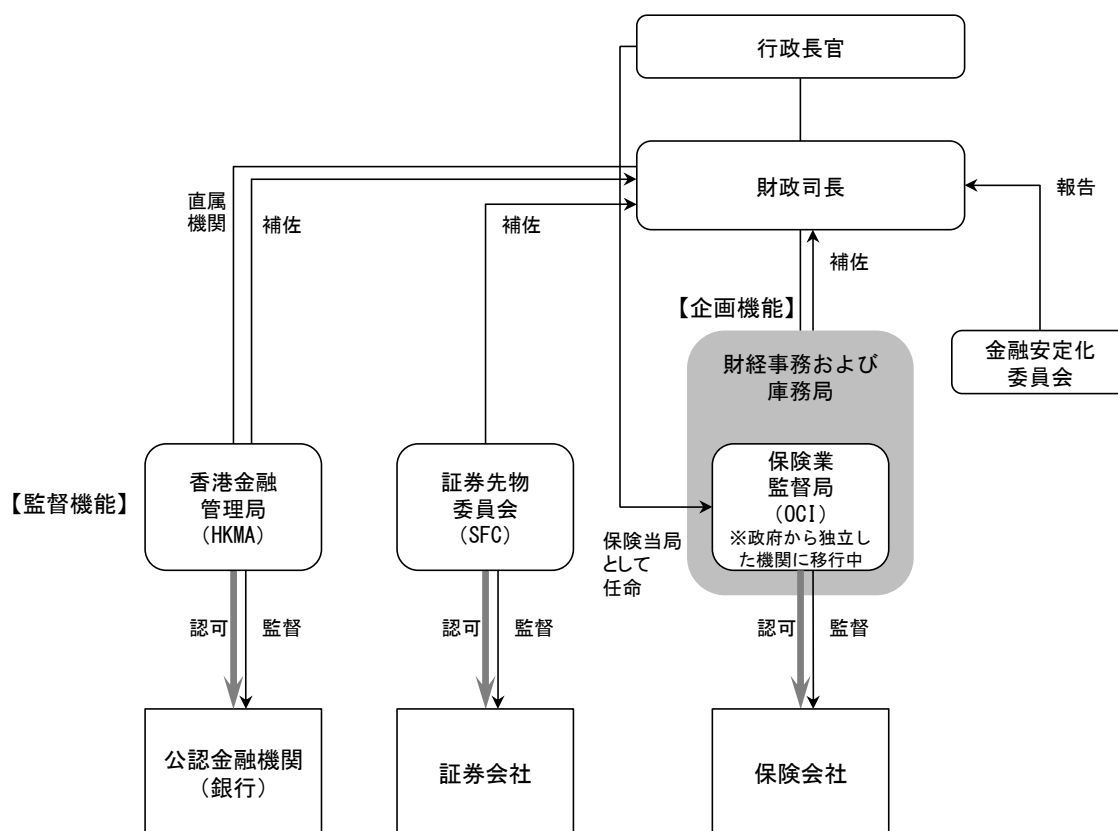
香港

香港の金融制度

I. 概要

1. 香港の金融監督体制

図表 香-1 金融監督体制図



(出所) 香港特別行政区政府、香港金融管理局、証券先物委員会、保險業監督局の各ウェブサイト

II. 金融制度及び検査監督

1. 金融機関の種類

(1) 銀行（公認金融機関）

香港の銀行部門は、3種類の公認金融機関 (authorized institutions, AIs) から成る⁴¹⁰。

① 免許銀行 (Licenced Bank)

免許銀行のみが、金額や期間の制限を受けずに、市民からの預金受入を行うことができる。また、当座預金口座及び貯蓄預金口座業務や小切手の支払及び取立業務も、免許銀行のみに許容されている。

② 限定免許銀行 (Restricted Licensed Bank)

限定免許銀行は、主としてホールセール業務や資本市場業務を行う金融機関である。預金の受入は50万香港ドル以上の金額に限り許容されている（期間の制限はない）。

③ 預金受入会社 (Deposit Taking Company)

預金受入会社は、主に消費者金融、商業金融、証券業務などの専門業務を行う金融機関である。預金の受入は金額が10万香港ドル以上で、当初の満期日までの期間が3ヶ月以上のものに限られる。

(2) 証券会社

証券先物条例 (Securities and Futures Ordinance) では、規制対象となる証券業務を10種類指定している⁴¹¹。このうち証券取引業務 (dealing in securities) の免許を取得して業務を行っている事業者が証券会社に相当する。

⁴¹⁰ Hong Kong Monetary Authority, “HKMA Background Brief No.2 - Banking Supervision in Hong Kong” (2nd Edition, August 2010) p.19.

<http://www.hkma.gov.hk/eng/publications-and-research/hkma-background-briefs.shtml>

⁴¹¹ 証券先物条例の規制対象業務と免許種別については、香港II 4(2)証券会社を参照のこと。

証券取引業務とは、「証券の取得、処分、応募、又は引受を目的として、あるいは証券の利回り又は証券の価値の変動から利益を確保することを目的として、他の者と契約を締結すること、契約の締結を申し出ること、契約を締結するよう勧誘すること、又は契約の締結を募集すること」をいう（証券先物条例附属規定 5）。

（3）保険会社

保険会社には、損害保険会社（general business insurer）と生命保険会社（long term business insurer）がある。保険種別の詳細については、保険会社条例（Insurance Companies Ordinance）附属規定 1 において規定されている。

なお、香港では生・損保の兼営が認められており、生・損保兼営会社（composite insurer）と呼ばれている。

（4）投資運用業者

投資運用業者は、証券先物条例の規制対象業務のうち資産運用業務（asset management）の免許を取得して当該業務を行っている事業者である。資産運用業務とは不動産投資スキーム運用業務（real estate investment scheme management）、証券又は先物契約運用業務（securities or futures contracts management）のことをいう。それぞれの定義は以下のとおりである（証券先物条例附属規定 5）。

① 不動産投資スキーム運用業務

他の者に対し、以下の条件に該当する集団投資スキームを運営するサービスを提供すること。

- 1) 当該スキームにおいて運用される財産が、主として不動産から成ること。
- 2) 当該スキームが、証券先物条例第 104 条に基づき認可を受けていること。

② 証券又は先物契約運用業務

他の者に対し、有価証券又は先物契約のポートフォリオを管理するサービスを提供すること。

- 1) 自社のグループ会社のみを対象としてポートフォリオ管理サービスを提供する場合。

- 2) 証券先物条例に基づき証券取引業務又は先物契約取引業務を行うことが認められている金融機関、証券会社、信託会社、専門職（弁護士、法律顧問、会計士）が、本来の業務に付随するものとしてポートフォリオ管理サービスを提供している場合。

（５）投資助言業者

投資助言業者は、証券先物条例の規制対象業務のうち、「証券に関する助言（advising on securities）」の免許を取得して当該業務を行っている事業者である。「証券に関する助言」は、以下のように定義されている（証券先物条例付属規定 5）。

- ① 次の事項に関する助言を行うこと。
 - 1) 証券を取得又は売却すべきか否か
 - 2) どの証券を取得又は売却すべきか
 - 3) 証券を取得又は売却すべきなのはいつか
 - 4) 証券を取得又は売却する条件について
- ② 上記 1)～4)についての決定を行いやすくすることを目的として、分析又はレポートを発行すること。

ただし、当該業務を実施するのが以下の者である場合には、「証券に関する助言」には該当しない。

- ① 自社の子会社、自社を 100%所有する持株会社、自社の持株会社の 100%子会社のみを対象に、助言や分析・レポートの提供を行う法人。
- ② 証券先物条例に基づき免許種別 1（証券取引）の免許を取得している事業者で、証券取引業務に完全に付随する範囲で助言や分析・レポートの提供を行う者。
- ③ 証券取引業務の登録を行っている公認金融機関であって、証券取引業務に完全に付随する範囲で助言や分析・レポートの提供を行う者。

など

2. 金融監督機関

(1) 香港金融管理局 (Hong Kong Monetary Authority, 以下「HKMA」という。)

① 根拠法令

HKMA は、為替基金条例 (Exchange Fund Ordinance) の改正により、1993 年 4 月 1 日に外国為替基金管理局 (Office of the Exchange Fund) と銀行管理处 (Office of the Commissioner of Banking) を統合し、財政司長⁴¹²直属の政府機関として設立された。

銀行監督に係る HKMA の権限は、銀行条例 (Banking Ordinance) において規定されている。

② 目的

HKMA の政策目的は、次のとおりである⁴¹³。

- 1) 連動為替相場制 (linked exchange rate system) の枠組みにおける通貨の安定性の維持
- 2) 銀行システムを含めた金融システムの安定性と統合性 (integrity) の促進
- 3) 国際金融センターとしての香港の地位の維持 (香港の金融インフラストラクチャの管理や開発を含む)
- 4) 為替基金 (Exchange Fund) の管理

③ 業務内容

金融行政における HKMA の業務内容については、財政司長 (Financial Secretary) と HKMA との 2003 年 6 月 25 日付覚書 (Exchange of Letters) ⁴¹⁴に基づき、財政司長は香港の金融システムの安定性と統合性を維持するための政策に責任を持っており、財經事務及び庫務局 (Financial Services and the Treasury Bureau) ⁴¹⁵は財政司

⁴¹² 財政司長 (Financial Secretary) は、香港特別行政区政府において、首長である行政長官 (Chief Secretary) を直接補佐する役職であり、経済・財政分野を担当する。

⁴¹³ HKMA, Annual Report 2015 (以下「HKMA 年次報告書 (2015 年版)」という), p.10.

⁴¹⁴ Financial Secretary, “Functions and Responsibilities in Monetary and Financial Affairs” (25 June 2003)

<http://www.hkma.gov.hk/eng/key-information/press-releases/2003/20030627-4.shtml>

⁴¹⁵ 香港特別行政区政府の政府総部において、財政及び金融政策を担当する官庁 (局) である。
<http://www.fstb.gov.hk/en/index.htm>

長を補佐するとされている。

一方、HKMA に与えられた権限は、以下のとおりである。

1) 金融システムの安定性と統合性に関する業務

- (a) 預金者保護の手段の提供、銀行業務と預金業務の規制による銀行システムの効果的な実施と全体的な安定の促進、銀行条例に規定される公認金融機関⁴¹⁶の監督
- (b) 銀行業務及び預金業務の規制に関する健全性指針、基準、ガイドラインの決定
- (c) 銀行業務及び預金業務の規制に関する法改正の検討及び提案
- (d) 公認金融機関が行う業務（銀行業務及び預金業務以外のもの）を他の監督機関と協力して監督
- (e) 他の関連機関及び団体と協力して債券市場の発展を促進
- (f) 法定通貨の発行と流通に関する業務
- (g) 公認金融機関を含めた国内の大口資金決済システム、小口資金決済システム、清算・決済システムの開発や運営を通じた、金融インフラの安全性と効率性の促進
- (h) その他、必要に応じての業務と施策

2) 国際金融センターとしての香港の地位の維持

- (a) 香港において国際金融業務を安全かつ効率的に遂行できるようにするための資金決済や清算・決済システムの開発
- (b) 国際的な金融フォーラムや中央銀行フォーラムへの活発な参加を通じて、香港の金融システムへの信認を促進すること
- (c) 香港の金融サービスの国際的な競争力を強化するための、市場開発に向けたイニシアチブを促進すること

3) 為替基金

為替基金の利用及び投資活動の管理

④ 組織

HKMA は、財政司長直属の機関であり、香港特別行政区政府の一部であるが、比較的高い自治性をもって運営されている⁴¹⁷。HKMA の総裁 (Chief Executive) は財政司長が任命する (為替基金条例第 5A 条)。

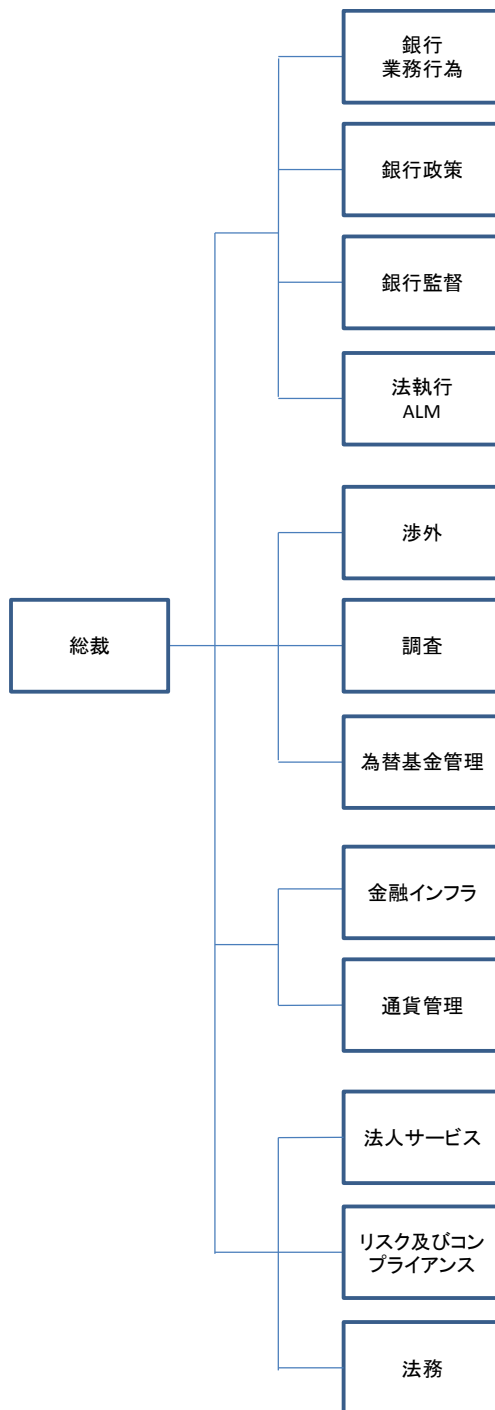
⁴¹⁶ 公認金融機関については、香港 II 1 (1) 銀行 (公認金融機関) を参照のこと。

⁴¹⁷ HKMA 年次報告書 (2015 年版) p.11.

HKMA の組織図は、以下のとおりである。

図表 香-2 HKMA の組織図

(2016年2月29日現在)



(出所) HKMA 年次報告書 (2015年) より作成

⑤ 職員数

HKMA の職員数は下表のとおりである。

図表 香-3 HKMA の職員数
(2015 年)

(単位：人)

		職員数
全職員		875
	内、検査に従事する職員	157
	内、国際部門の職員	50

(出所) HKMA 年次報告書 (2015 年)

⑥ 予算規模・予算源

HKMA は、為替基金の運用収入を主な収入源としている。HKMA の予算規模・予算源は下表のとおりである。

図表 香-4 HKMA の予算規模・予算源
(2015 年)

(単位：100万香港ドル)

		金額
収入		-8,375
	うち、監督対象機関からの賦課金	131
	その他の収入	-8,506
支出		67,734

(出所) HKMA 年次報告書 (2015 年)

(2) 証券先物委員会 (Securities and Futures Commission, 以下「SFC」という。)

① 根拠法令

SFC は、SFC 条例 (Securities and Futures Commission Ordinance) に基づいて 1989 年 5 月に設立された。

SFC 条例は 2003 年の証券先物条例 (Securities and Futures Ordinance) 施行に伴って廃止されたため、SFC の設立についての現行規定は証券先物条例におかれている (証券先物条例第 3 条)。

② 目的

SFC の目的は以下のとおりである（証券先物条例第 4 条）。

- (a) 証券及び先物業における公正性、効率性、競争力、透明性、及び規律を維持、促進すること。
- (b) 証券及び先物業の業務や機能を含めた金融サービスに対する市民の理解を促進すること。
- (c) 金融商品に投資又は保有する市民を保護すること。
- (d) 証券及び先物業における犯罪や違法行為を最小化すること。
- (e) 証券及び先物業におけるシステミック・リスクを軽減すること。
- (f) 香港の金融の安定の維持に際して、証券及び先物業に関連する適切な措置をとることで、財政司長⁴¹⁸を補佐すること。

③ 業務内容

SFC が果たす機能は、以下のとおりである（証券先物条例第 5 条(1)）。

- (a) 証券及び先物業における公平性、効率性、競争力、透明性、及び規律を維持、促進するために適切と考えられる措置をとること。
- (b) 以下の事柄を監督、監視、そして規制すること。
 - i. 公認取引所、公認決済機関、公認取引所の運営者、投資家保護会社、及び SFC による規制を受ける活動を行う者（ただし、登録を受けている公認金融機関は除く）が実施する業務。
 - ii. 法令により、SFC が規制を行うと定められている公認金融機関の業務。
- (c) 証券及び先物業界における適切な自主規制機能を促進、発展させること。
- (d) 法令により SFC の規制を受ける業務を行う者の適切な業務行為（proper conduct）、業務実施能力（competence）、規範性（integrity）を促進、奨励、強化すること。
- (e) 金融商品に関連する取引や業務に関し、健全で均衡がとれており、かつ知識に基づく助言の提供を奨励すること。
- (f) 法令遵守を確保するために適切と考えられる措置をとること。
- (g) SFC の業務に関連する事柄について公表するか否かという裁量の行使も含め、適切と考えられる措置により、証券業及び先物業への信認を維持、促進すること。
- (h) 香港国内外の監督官庁ないし機関と協力し、また支援を提供すること。
- (i) 以下の i.、ii. を含め、金融サービスに対する市民の理解、知識を向上させる

⁴¹⁸ 財政司長については、脚注 411 を参照のこと。

こと。

- i. 証券及び先物業の業務と機能
- ii. 金融商品への投資も含めた金融サービスの購買に伴う利益、リスク、責任

(j) 市民が異なる種類の金融サービス(法令に基づき SFC によって規制を受ける業務を行う者を通して金融商品に投資することを含む)を購入することの相対的な利益を適切に認識できるよう奨励すること。

(k) 以下の事柄の重要性について、市民の理解を促進すること。

- i. 金融サービスの購入や金融商品の取引に関して、知識に基づく決定を行うこと。
- ii. 上記 i. の決定に対して責任を持つこと。

(l) 金融商品への投資や保有に関する理解や専門知識の程度を鑑みて、金融商品に投資したり、金融商品を保有する市民の保護を適切な程度で保証すること。

(m) 以下の i.、ii. を促進、奨励、実施すること。

- i. 法令に基づき SFC の規制を受ける業務を行う者(登録を行っている公認金融機関を除く)が、適切な内部統制及びリスク管理システムを採用すること。
- ii. 法令により、SFC が規制を行うと定められている業務に関連して、登録を行っている公認金融機関が適切な内部統制及びリスク管理システムを採用すること。

(n) 証券及び先物業における不法、不誠実及び不適切な行為を抑制すること。

(o) 香港における金融の安定の維持を助けるために、香港特別行政区財政司長の要求に応じ、証券及び先物業に関して適切な措置をとること。

(p) 証券及び先物業に関連する法令について改正を勧告すること。

(q) 証券及び先物業に関連する事柄に関して財政司長に対して助言し、適切であると考えられる情報を提供すること。

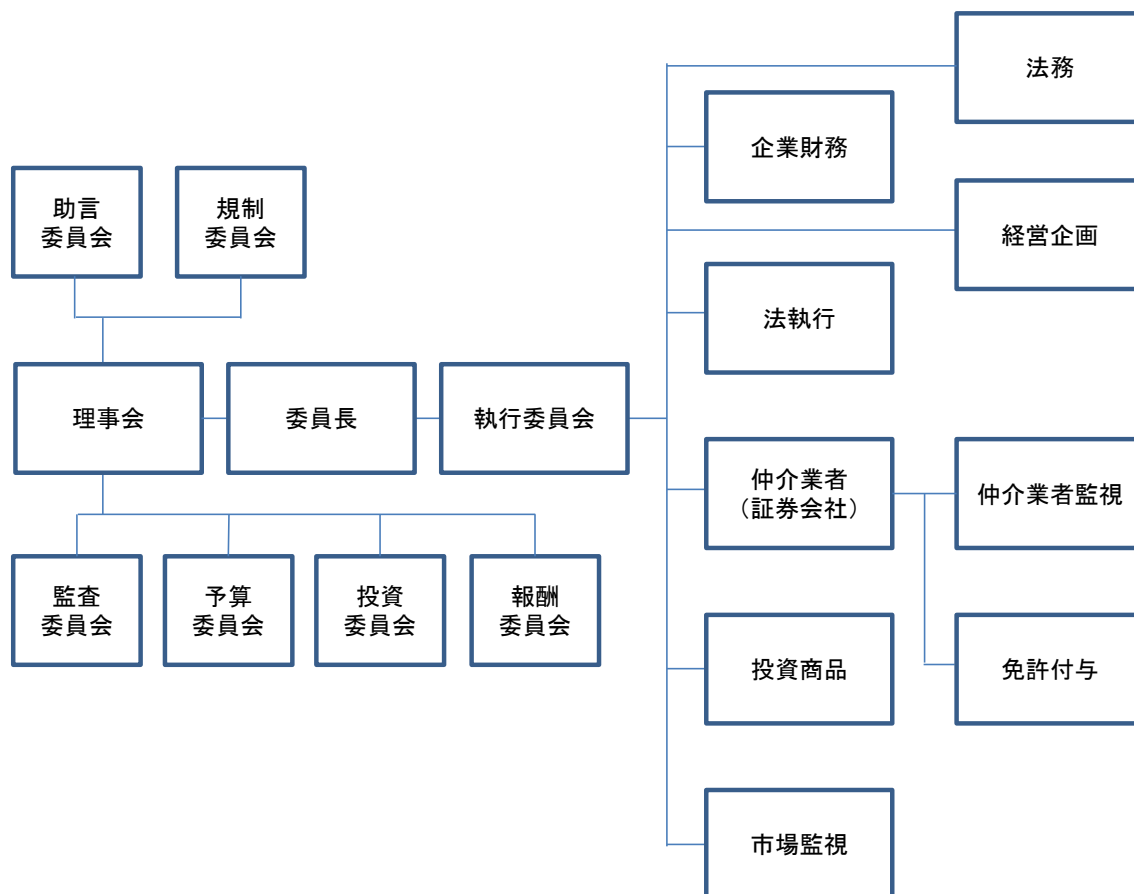
(r) その他、法令によって課せられた機能を実行すること。

④ 組織

SFC は、法令（証券先物条例）によって設立された法定機関であるが、香港特別行政区政府の一部門ではなく、独立した法人（body corporate）である（証券先物条例第3条）。

SFC の組織図は、以下のとおりである。

図表 香-5 SFC の組織図



(出所) SFC 年次報告書（2015-2016 年）より作成

⑤ 職員数

SFC の職員数は下表のとおりである。

図表 香-6 SFC の職員数
(2016年3月末現在)

(単位：人)

		職員数
全職員		886
	内、検査に従事する職員	NA
	内、国際部門の職員	NA

(出所) SFC 年次報告書 (2015-2016)

⑥ 予算規模・予算源

SFC は以下を財源としている⁴¹⁹。

- 1) 香港証券取引所 (Stock Exchange of Hong Kong) 及び香港先物取引所 (Hong Kong Futures Exchange) で行われる取引に係る賦課金 (levy)
- 2) 免許申請者及び免許保有者から徴求する手数料 (fee)

図表 香-7 SFC の予算規模・予算源
(2015年度実績)

(単位：1,000香港ドル)

		金額
収入		1,622,325.0
	うち、監督対象機関からの賦課金	1,472,476.0
	その他の収入	288,413.0
支出		1,184,063.0

(出所) SFC 年次報告書 (2015-2016)

(3) 保険業監督局 (Office of the Commissioner of Insurance, 以下「OCI」という。)

① 根拠法令

保険業の規制・監督については、保険会社条例 (Insurance Company Ordinance) において規定されている。保険会社条例では、香港特別行政区の首長である行政長官 (Chief Executive) が、保険業界の規制・監督にあたる保険当局 (Insurance Authority) を任命する (保険会社条例第4条)。

⁴¹⁹ SFC ウェブサイトの記述による。

<http://www.sfc.hk/web/EN/about-the-sfc/our-role/>

2017年3月現在、保険当局としての任命を受けているのは保険監督官（Commissioner of Insurance）である。OCIは1990年6月の設立以来、保険監督官のもとで保険業界の規制・監督にあたっている⁴²⁰。

ただし、2015年に施行された改正保険会社条例に基づき、同年12月に政府から独立した監督機関として臨時OCI（Provisional Insurance Authority, PIA、後にOCIへ名称変更予定）が設立され（保険会社条例第4AAA条(2)）、2～3年の移行期間を経てOCIからPIAへの規制・監督機能の移管が完了する見込みである⁴²¹。

② 目的

保険当局であるOCIの主要な機能は、保険業界の全般的な安定性、及び保険契約者の保護を促進するために、保険業界の規制と監督にあたることである（保険会社条例第4A条(1)）。

③ 業務内容

②の目的のため、OCIは以下の業務を行う（保険会社条例第4A条(2)）。

- (a) 保険業者及び保険仲介人による保険会社条例の遵守について監督すること。
- (b) 保険業に関連する法令改正の検討、提案。
- (c) 保険業者の業務行為に関する適切な基準、及び健全で慎重な業務慣行を促進、奨励すること。
- (d) 保険仲介人の業務行為に関する適切な基準を促進、推奨し、必要に応じて、規制体制の再検討や改革を行うこと。
- (e) 市場や業界団体による保険業の自主規制機能を促進、発展させること。
- (f) 香港国内外の監督機関と協力し、それらを支援すること。
- (g) その他、法令によりOCIに課せられた機能を行使すること。

④ 組織

行政組織上、OCIは、香港特別行政区政府の執行部門として、財務事務及び庫務局（Financial Services and the Treasury Bureau）の管轄下にある。

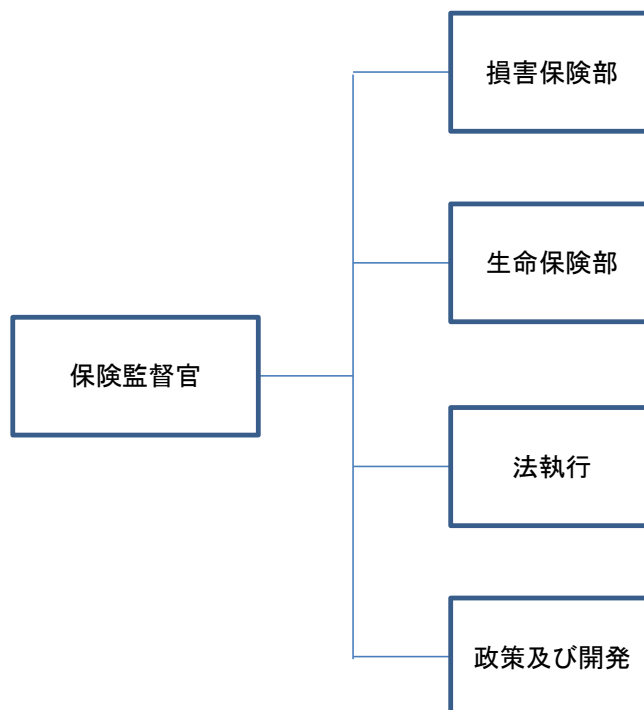
⁴²⁰ OCI ウェブサイトの記述に基づく。

<http://www.oci.gov.hk/about/index05.html>

⁴²¹ OCI 年次報告書（2015）p.13、臨時OCI 年次報告書（2015）p.16 の記述に基づく。

OCI の組織図は、以下のとおりである。

図表 香-8 OCI の組織図



(出所) OCI 年次報告書 (2015) より作成

⑤ 職員数

OCI の職員数は、下表のとおりである。

図表 香-9 OCI の職員数

(2015 年末現在)

(単位：人)

	職員数
全職員	152
内、検査に従事する職員	NA
内、国際部門の職員	NA

(出所) OCI 年次報告書 (2015) より作成

⑥ 予算規模・予算源

OCI は、財務事務及び庫務局の一部門として財務事務及び庫務局の予算に組み込まれており、個別の予算規模は公開されていない。

3. 金融制度の企画立案・規則制定の仕組み

(1) 法律

香港基本法（Basic Law）に基づき、香港特別行政区の立法機関である立法会が、基本法の規定及び法律に定められた手続に従い、法律を制定・改正・廃止する業務を行うとされている（基本法第73条）。

金融制度に関連する法令については、行政長官、財政司長、財經事務及び庫務局、金融監督機関であるHKMA、SFC、OCIそれぞれが、立法会への法案の提案を行っている。

(2) 規則など

① 銀行条例に基づくもの

1) ガイドライン（guideline）

銀行条例では、HKMAに、同条例によって与えられた機能を果たすための方法を示すガイドラインを策定し、官報（Gazette）にて告示を行うことができるとしている（銀行条例第7条(3)）。

また、HKMAは、財政司長への諮問を行った上で、公認金融機関が健全性を維持するために行ってはならない業務行為についてのガイドラインの策定・告示を行うことができる（銀行条例第82条(1)）。

ガイドラインは法令ではないが、銀行条例第82条(1)に基づくものについては、金融機関がこれに違反した場合、その重要性により正当であるとHKMAが考えれば、当該金融機関に対し銀行条例第10部（第52～58条）に基づく制裁措置（是正命令など）を発動することができる（銀行条例第82条(3)）。

② 証券先物条例に基づくもの

1) 規則（rule）

証券先物条例において、SFCに規則制定の権限が与えられている。

証券先物条例は、SFCが規則を制定できる事項について個別に規定しているほか（証券先物条例第397条(1)、第148条、第149条など）、規定のない事項についても、SFCの規制目的や機能を促進するために必要であれば、財政司長への諮問を経て規則を制定することができるとしている（証券先物条例第397条(2)）。

SFC の規則は、法的拘束力を持ち、違反した場合には罰則の対象となる。

なお、証券先物条例に個別の罰則規定がおかれていない場合には、行政長官 (Chief Executive in Council) が、違反者に罰則を適用するための政令 (regulation) を発するとされている (第 398 条(6))。

2) 規約 (code) ・ガイドライン (guideline)

SFC は、規制目的の促進、SFC の機能に関する事項や証券先物条例の各条項の実施に関して、規約やガイドラインを定めることができる (証券先物条例第 399 条)。

規約やガイドラインは、法令としての効力を持つものではなく、これらを遵守していないこと自体が法令違反として、司法手続等の対象になるわけではない。

しかし、証券先物条例に基づく訴訟等において、これらの規約やガイドラインを遵守していないという事実は証拠として採用され、裁判所の決定の際に考慮されることになる (証券先物条例第 399 条(6))。

③ 保険会社条例に基づくもの

1) 政令 (regulation)

保険会社条例では、行政長官 (Chief Executive in Council)、及び保険当局である OCI が、政令によって定めることのできる事項についてそれぞれ規定している。

行政長官が制定権を持つ事項は、保険会社条例第 59 条(1)に列挙されている。保険業者が遵守すべき資産の価値や負債の額、保険会社条例に基づいて定める量的基準、保険業者の支払余力として保持すべき資金などは、行政長官が政令により定めるとされている。

OCI が制定権を持つ事項は、同条例第 59 条(2)に列挙されており、保険会社が OCI に提出する会計報告書類に関する細則などについては、OCI が政令により定めることができる。

2) ガイドライン (guideline)

OCI は、保険当局として、公認保険会社、保険仲介業者、及びこれらの保険会社や仲介業者の監査人や保険数理人への手引きとして、ガイドラインを公表することができる (保険会社条例第 4A 条(3))。

4. 免許付与等

(1) 銀行

① 認可 (authorization)

1) 認可付与

銀行業務を営もうとする者、預金受入会社として預金受入業務を営もうとする者、限定免許銀行として預金受入業務を営もうとする者は、HKMA に営業の認可を申請しなければならない（銀行条例第 15 条）。

HKMA は、申請を受けて認可を付与、又は拒否する（銀行条例第 16 条(1)）。HKMA が適当であると判断すれば、認可に条件を付すこともできる（銀行条例第 16 条(5)）。

2) 認可要件

認可の条件は、以下の通りである（銀行条例附属規定 7）。

- (a) 申請機関が香港国外で設立された銀行である場合、申請機関が自国において適切に監督されていること。
- (b) HKMA が、申請機関の支配権を持つ者（支配権を持つ少数株主も含む）の身元を把握していること。
- (c) 香港で設立された申請機関の場合、その経営者が職務への適格性（fit and proper）を持つこと。
- (d) 申請機関が香港外で設立された銀行である場合、香港での事業の経営者及び自国での事業の取締役、支配権を持つ者、経営者が職務への適格性を持つ者であること。
- (e) 業務の規模と性質に照らして、適切な財務基盤を有していること。最低資本金の基準は、免許銀行が 3 億香港ドル、限定免許銀行は 1 億香港ドル、預金受入会社は 2,500 万香港ドルである⁴²²。
- (f) 債務の支払のために十分な流動性を維持していること。
- (g) 銀行条例第 15 部で規定されている貸出制限を遵守できる見込みがあること。
- (h) 資産価値の減価や減損に対し、適切な引当を行っていること。
- (i) 適切な会計処理と内部統制のシステムを維持していること。
- (j) 財務状況に関する適切な情報開示が行われていること。
- (k) 申請機関の業務が、誠実・適切に遂行され、預金者の利益を損なわないもので

⁴²² HKMA, “HKMA Background Brief No.2 - Banking Supervision in Hong Kong” (2nd Edition, August 2010) p.21

あること。

なお、免許銀行としての認可を得るには、顧客預金が 300 億香港ドル以上、総資産が 4 億香港ドル以上という最低規模基準を満たしていることが求められる。一方、限定免許銀行、預金受入会社については、最低規模基準はない⁴²³。

これらの条件が満たされていない場合、HKMA は、認可の申請を拒否しなければならない（銀行条例第 16 条(2)）。

② 異業種からの参入可否及び要件

現在、異業種からの参入を不可とする法規則は存在しない。従って、銀行条例付属規定 7 の要件を満たし、銀行業務を営むための認可を HKMA から付与されれば、法律上は異業種からの参入は可能と解釈される。

③ 変更・取消

1) 変更

HKMA が認めれば、銀行、限定免許銀行、預金受入会社の 3 種類の認可を他の種類に変更（variation）することが可能である。その際、変更以前に受け入れた預金については、HKMA が文書によって同意すれば、免許種別の変更後も保持し続けることが可能とされている。

ただし、HKMA は、このような預金の保持に関して、保持を可能とする期間、資金の保有方法や用途を制限することができる（銀行条例第 18 条）。

2) 取消

HKMA は、財政司長への諮問の後、公認金融機関に対する認可の取消（revocation）を提案することができる（銀行条例第 22 条）。

認可取消の対象となるのは、以下のような場合である（銀行条例付属規定 8）。

- (a) 金融機関が、認可の条件を満たしていない場合。
- (b) 金融機関が、債権者との和議を提案・実施したり、破産、清算、解散に至った場合。
- (c) 金融機関が HKMA に対し、支払義務の履行困難の見通しや支払停止の実施についての報告を行い、HKMA がこれを認めた場合。

⁴²³ HKMA, “HKMA Background Brief No.2 - Banking Supervision in Hong Kong” (2nd Edition, August 2010) p.21
<http://www.hkma.gov.hk/eng/publications-and-research/hkma-background-briefs.shtml>.

- (d) 金融機関が法令に基づいて HKMA に対して提出した情報が、虚偽、不当、又は不正確であった場合。
- (e) 金融機関が、認可にあたって HKMA の付加した条件に違反した場合。
- (f) 金融機関が、銀行業務又は預金受入業務を停止した場合。
- (g) 金融機関の定款において、事業目的に銀行業務又は預金受入業務が含まれなくなった場合。
- (h) 督促の後も、金融機関が HKMA への手数料を支払わなかった場合。
- (i) 金融機関が、会計書類の公表義務に違反した場合。
- (j) 限定免許銀行又は預金受入会社が、受入可能な預金に関する要件に違反した場合。
- (k) HKMA が、金融機関の持分取得申請に異議を唱える通知書 (notice of objection) を出した後も、当該通知書を受けた者が金融機関の支配権を獲得したり、支配権を維持し続けている場合。
- (l) 金融機関の経営者が、HKMA の同意を得ずにその地位を得たり、保持し続けている場合。
- (m) 金融機関が、代表取締役の任命義務に違反している場合。
- (n) HKMA のガイドライン等により、禁じられている業務行為を行った場合。
- (o) 当該金融機関が認可を保持していることにより、預金者の利益が脅かされると HKMA が判断した場合。
- (p) 金融機関から HKMA に認可取消の申請が行われ、HKMA がその申請に応じても、預金者の利益が適切に保護されると判断される場合。
- (q) 金融機関が、国際金融センターとしての香港の利益に反するような業務行為を行っているとして HKMA が認めた場合。

HKMA が認可取消を行う場合には、金融機関に対し、意見申立ての機会を与えなければならないとされている（銀行条例第 23 条）。

3) 認可の停止 (suspension)

認可取消の対象となるケースにおいて、預金者の利益や公益の保護のために迅速な対応が必要であると HKMA が判断、あるいは、財政司長が助言した場合、HKMA は財政司長への諮問後、金融機関からの意見申立てを受けることなく、14 日を超えない期間にわたって一時的に認可を停止 (temporary suspension) することができる（銀行条例第 24 条）。

また、HKMA は、認可取消の対象となるケースにおいて、財政司長への諮問の後、6 ヶ月を超えない期間にわたって、金融機関の認可を停止 (suspension) することもできる（銀行条例第 25 条）。認可停止は、財政司長への諮問を経て、更新可能とされている。

なお、認可停止を行う場合も、HKMA は金融機関に対し、意見申立ての機会を与えなければならない（銀行条例第 26 条）。

④ 証券業務を営む公認金融機関の登録

香港には証券・銀行の兼営禁止規定は無いことから、銀行等の公認金融機関も証券業務を行うことができるものの、公認金融機関は、証券業務を行うにあたり「登録機関（registered institution）」として SFC への登録を行う必要がある（証券先物条例第 114 条(2)）。

登録申請は、1 つ以上の規制対象業務に対して行える。ただし登録機関は、外国為替証拠金取引業務(免許種別 3) 及び証券金融業務(免許種別 8)を行うことができない（証券先物条例第 119 条(1)）。

SFC は、公認金融機関から登録の申請と登録費の支払を受けると、HKMA に照会を行う（証券先物条例第 119 条(2)）。HKMA は、申請について検討し、当該金融機関の適格性（fit and proper）に関し SFC に助言を行う（証券先物条例第 119 条(3)）。

また、SFC は、登録の許可を与えるかどうかを判断するに際し、HKMA の助言を考慮しなければならない（証券先物条例第 119 条(4)）。

（2）証券会社

① 免許（license）

1) 免許付与

証券先物条例による規制対象業務を行うためには、SFC から免許（license）を得なければならない（証券先物条例第 114 条、第 116 条）。

証券先物条例による規制対象業務は、以下のとおりである（証券先物条例付属規定 5）。

- (a) 免許種別 1：証券取引（dealing in securities）
- (b) 免許種別 2：先物契約取引（dealing in futures contracts）
- (c) 免許種別 3：外国為替証拠金取引（leveraged foreign exchange trading）
- (d) 免許種別 4：証券に関する助言（advising on securities）
- (e) 免許種別 5：先物契約に関する助言（advising on futures contracts）
- (f) 免許種別 6：企業財務に関する助言（advising on corporate finance）
- (g) 免許種別 7：自動化された取引サービスの提供（providing automated trading services）
- (h) 免許種別 8：証券金融（securities margin financing）

- (i) 免許種別 9：資産運用業務 (asset management)
- (j) 免許種別 10：信用格付サービスの提供 (providing credit rating services)
- (k) 免許種別 11：店頭取引デリバティブ商品に関する取引若しくは助言 (dealing in OTC derivative products or advising on OTC derivative products)
- (l) 免許種別 12：店頭取引デリバティブの振替サービスの提供 (providing client clearing services for OTC derivative transactions)

2) 免許付与要件

SFC から免許を受けるためには、申請者は当該業務を行う上での適格性 (fit and proper) を備え、かつ免許を与えられた場合に財務基盤に関する規則 (financial resources rules) を遵守することが可能でなければならない (証券先物条例第 116 条(3))。

SFC は、申請者の適格性の判断にあたり、以下の点を考慮しなければならない。申請者が法人の場合には、法人自体とその役員 (officer) について、適合性・適切性が判断される (証券先物条例第 129 条)。

- (a) 財務状況と支払能力
- (b) 実施する業務の性質と関連した教育又はその他の資質、あるいは経験
- (c) 業務を完全、誠実、公正に実行できる能力
- (d) 評判、性格、信頼性、金銭上の誠実性

また、免許を受けるには、以下の条件を満たさなければならない (証券先物条例第 118 条(1)(a))。

- (a) 免許を受ける業務に応じて、規則で定められた担保を SFC に預託するか、それに代わる保険を付保すること。
- (b) SFC が免許業務の監督を行うために、常に連絡可能な担当役員が少なくとも 1 名存在すること。

加えて、規制対象業務によっては免許付与の条件が付加される (証券先物条例第 118 条(1)(b)~(d))。

- (a) 外国為替証拠金取引 (免許種別 3) ⁴²⁴

免許事業者には、SFC の規則 (rule) に基づき、仲裁 (arbitration) によって外国為替証拠金取引に係る顧客と事業者との紛争を解決することが義務付けられる。

- (b) 自動化された取引サービスの提供 (免許種別 7)

サービス提供にあたっては、別途 SFC による認可 (authorization) が必要とさ

⁴²⁴ 証券先物条例に基づく免許種別については、香港 II 4 (2) ①免許を参照のこと。

れる。

(c) 証券金融（免許種別 8）

他の業務との兼営は原則として禁止されている。上場株式に係る証券貸借業務及び証券取引に伴う与信を行う免許事業者は、SFC の規則による要件を遵守しなければならない。

② 変更・取消

1) 変更

SFC は、免許事業者の申請により、免許を付与している規制対象業務の追加や削減を行うことができる（証券先物条例第 127 条）。

2) 停止・取消

SFC は、免許事業者が不正行為（misconduct）により有罪となった場合、また免許事業者としての適格性に欠けると判断した場合には、免許付与されている規制対象業務の全て又は一部について、免許の取消（revocation）、又は停止（suspension）を行うことができる（証券先物条例第 194 条）。

(3) 保険会社

① 認可（authorization）

1) 認可付与

香港において保険業務を行うためには、それぞれの保険種別について OCI の認可（authorization）を得なければならない（保険会社条例第 6 条(1)、第 8 条）。

2) 認可付与要件

保険会社としての認可を得るためには、以下の要件を満たす必要がある。（保険会社条例第 8 条(2), (3)）

- (a) 当該事業者の役員又は経営責任者（controller）が、その職位に適合し、適正（fit and proper）であること
- (b) 規定された財務上の諸要件を満たしていること
- (c) リスクの種別に応じて、再保険等の措置を講じること
- (d) 認可を申請している保険業務種別以外の業務に関するものを含め、支払義務を履行しており、今後も継続して履行すること

- (e) 海外の保険会社が、会社条例上の「非香港会社の海外事業所」として営業する場合には、同条例の規定⁴²⁵を遵守していること
- (f) 保険会社法の規定を遵守可能なこと
- (g) 保険業以外の業務を兼営する場合には、その業務が保険契約者の利益に相反しないこと
- (h) 会社名称が虚偽的でないこと

申請者が上記の要件を満たしていない場合には、OCI は、認可を拒絶しなければならない。また、OCI は、上記以外の理由によっても認可を拒絶できる（保険会社条例第 8 条(1)）。

② 変更・取消

認可を受けた保険会社が保険業務を停止、あるいはいずれかの保険種別（又はその一部）を停止した場合には、OCI は認可を取消することができる。

また、ある保険種別について営業の認可を受けている保険会社が、認可後 12 ヶ月以上経過しても当該保険種別又はその一部について保険業務を行っていない場合には、OCI は、認可を取り消すことができる（保険会社条例第 40 条）。

(4) 投資運用業者

資産運用業務は、証券先物条例の規制対象業務であり、これを行うには、証券先物条例に基づく免許（免許種別 9）を取得しなければならない（証券先物条例第 114 条、第 116 条、付属規定 5）。

免許付与要件、免許の変更・取消は、証券会社と同等の規定が適用される。香港 II 4 (2) 証券会社を参照のこと。

(5) 投資助言業者

投資助言業務は証券先物条例の規制対象業務であり、これを行うには、証券先物条例に基づく免許（免許種別 4）を取得しなければならない（証券先物条例第 114 条、第 116 条、付属規定 5）。

免許付与要件、免許の変更・取消は、証券会社と同等の規定が適用される。香港 II 4

⁴²⁵ 2014 年 3 月から施行された改正会社条例（Chapter 622, Companies Ordinance）では、非香港会社の海外事業所についての規定は第 16 部に置かれている。

(2) 証券会社を参照のこと。

(6) 保険仲介業者

保険会社条例では、保険仲介業者 (insurance intermediaries) として、保険代理人と保険ブローカーの規制について規定している。

それぞれの定義は次のとおりである (保険会社条例第 2 条)。

□ 保険代理人 (insurance agent)

1 つ以上の保険会社の代理人又は復代理人として、香港国内において又は香港から、保険契約についての助言を行う、あるいは保険契約のための手配を行うと称している者。

□ 保険ブローカー (insurance broker)

保険契約者又は潜在的な保険契約者の代理人として、香港国内において又は香港から、保険契約の交渉又は手配、あるいは保険に関連する問題について助言する業務を行っている者。

① 保険代理人 (insurance agent)

1) 保険会社による任命と登録

保険会社条例では、保険代理人は保険会社からの任命を受けなければならないとしている (保険会社条例第 65 条)。保険会社は任命した代理人の登録簿を設置して公共の閲覧に供するとともに、登録簿への追加や削除について、OCI に報告を行わなければならない (保険会社条例第 66 条(4))。

OCI は、保険代理人が業務規約 (code of practice、香港 II 4 (6) ① 2) 香港保険業連盟の保険代理人登録制度を参照のこと) を遵守していない、あるいは規約違反によって登録解除が行われるか分からない、と判断した場合には、当該保険代理人を任命した保険会社に対し、任命を解消し登録簿から削除するよう指示 (direct) することができる (保険会社条例第 66 条(7))。

2) 香港保険業連盟の保険代理人登録制度⁴²⁶

保険会社条例において、保険業の業界団体である香港保険業連盟 (Hong Kong Federation of Insurers) は、OCI の承認を経て保険代理人の管理に係る業務規約を制定するよう求められており、保険会社はこれを遵守しなければならない (保険会

⁴²⁶ 本項は、OCI ウェブサイトの記述に基づく
http://www.oci.gov.hk/framework/index02_02.html

社条例第 67 条)。

保険会社条例第 67 条に基づいて制定されている香港保険業連盟の業務規約では、保険代理人の登録義務について定めている。保険代理人は、香港保険業連盟が設置した保険代理人登録機関 (Insurance Agents Registration Board) への登録を行わなければならない。保険会社は代理人を任命する際に、当該業者の保険代理人登録機関への登録の有無を確認しなければならない。

保険代理人登録機関は、登録している保険代理人に規約違反等があった場合に、制裁を発動する権限を持つ。制裁措置には、保険代理人としての任命の一時停止や取消も含まれる。

② 保険ブローカー (insurance broker)

1) 認可 (authorization)

(a) 認可付与

保険ブローカーとして営業するためには、OCI から認可を取得しなければならない (保険会社条例第 65 条、第 69 条)。

(b) 認可要件

OCI は、保険ブローカーとしての認可を付与するにあたり、申請者が以下の事項に関する最低要件を満たしていることを確認しなければならない (保険会社条例第 69 条(2))。

- i. 資格及び経験
- ii. 資本及び純資産
- iii. 賠償保険への加入
- iv. 顧客口座の分離
- v. 適切な帳簿及び口座の管理

2) 変更・取消

以下に該当する場合には、OCI は、保険ブローカーの認可を取り消す権限を持つ (保険会社条例第 75 条)。

(a) 保険ブローカーが、認可要件を満たしていない場合。

(b) 保険契約者又は潜在的な保険契約者の利益あるいは公共の利益に照らして、認可の取消が正当化される場合。

5. 検査・監督

(1) 銀行監督機関の権限

銀行条例に基づき、HKMA が銀行業務及び預金業務を監督・規制する権限を持つ（銀行条例第 7 条）。

① 報告徴求

公認金融機関は、HKMA に対し、香港国内の本店及び支店の資産と負債の状況を示す報告書を毎月提出しなければならない。また、四半期に一度、香港国内の本店及び支店に関する報告書類を提出することも求められる。

また、HKMA は、公認金融機関に対し、定期的に、あるいは期限までに、指定する情報を提出するよう要求することができる。また、公認金融機関の持株会社、当該持株会社の全ての子会社、公認金融機関の子会社に関しても、情報の提出を要求することが可能である（銀行条例第 63 条）。

② 検査

HKMA は、事前の予告をもって、又は予告なしに、公認金融機関の帳簿、口座、取引の検査を行うことができる。香港国内で設立された金融機関の場合には、香港国内の支店や事務所、海外の支店、駐在員事務所、子会社の検査を行うことができる。

また、HKMA は、金融機関の 3 分の 1 以下の持分を保有する株主や総預金の 10 分の 1 以下を持つ預金者から調査の必要性についての証拠の提示を受けた場合、あるいは金融機関が支払を停止したり、支払停止の意思について報告してきた場合には、当該金融機関の帳簿、口座、取引の調査を行わなければならない（銀行条例第 55 条）。

③ 調査 (investigation)

HKMA は、預金者の利益又は公共の利益に照らして、公認金融機関（免許取消等により、既に公認金融機関ではなくなっている場合も含む）の状況、業務又は財産について調査する必要があると判断した場合には、想定される調査の効果について財政司長に報告を行う。

報告を受けた財政司長は、調査担当者（外部の専門家等の任命が可能）を任命して調査を実施させる。調査担当者は調査結果を財政司長及び HKMA に報告する（銀行条例第 117 条）。

④ 処分

1) 命令 (direction)

HKMA は、公認金融機関が支払停止に陥った場合、預金者や債権者の利益を害する形で業務を行っている場合、銀行条例の条項に違反している場合、認可条件や海外拠点の設立条件を満たしていない場合、認可取消要件に該当する場合、財政司長からの助言があった場合に、財政司長への諮問を経て、以下の命令を発することができる (第 52 条(1))。

- (a) 金融機関に対して書面により、事務、業務、所有物に関連して HKMA が必要と考える措置をとること (業務に関する制限を課すことも含む)。
- (b) 事務、業務、所有物に関し、HKMA が任命する顧問 (advisor) の助言を求めること。
- (c) 事務、業務、所有物に関し、HKMA が任命する管理者 (manager) が管理すること。
- (d) 行政司長に対し、状況を報告すること。

2) 財政司長の処分権限

上記③の調査の結果、財政司長は、以下のような処分を実施することができる (銀行条例第 117 条(5))。

- (a) 調査報告書の一部又は全ての公開。
- (b) 行政司長に調査報告書を回付し、調査対象となった金融機関の解散を裁判所に対して請求する命令を発出するよう勧告を行う。
- (c) 銀行条例への違反行為が疑われる場合、報告書を律政司長 (Attorney General)⁴²⁷に回付する。
- (d) 高等裁判所 (the High Court) に対して金融機関の解散命令を請求することができる。

3) 刑事手続

銀行条例への違反 (offence) にあたる行為に対しては、律政司長の書面による同意を得た上で、刑事手続が行われる (銀行条例第 136 条)。有罪となった場合の罰則については、個別に規定が置かれている (罰金、禁固など)。

⁴²⁷ 香港特別行政区政府において法律事務を管掌する行政機関である「律政司」の長である。

(2) 証券監督機関の権限

① 証券会社に対する権限

証券先物条例に基づく免許事業者の業務について監督、監視、規制を行うのは SFC の機能とされている（証券先物条例第 5 条(1)）。

1) 報告徴求

免許事業者は年に一度、SFC の規則によって定められた報告書類を、SFC に提出しなければならない（証券先物条例第 138 条(4)）。

2) 検査

監督機関（SFC、証券業務登録を行っている公認金融機関は HKMA）から授けられた検査人（authorized person）は、仲介事業者、関連事業者が証券先物法、関連法令に違反していないこと、これらを遵守することが可能であることを確認するため、事業者の営業拠点への立入り、記録や書類の検査、複製、記録、取引・業務に関する質問を行うことができる（証券先物条例第 180 条）。

3) 処分

(a) 免許の取消・停止等

免許事業者が不正行為を行った場合、又は適合性・適格性要件を満たしていないと判断される場合に、SFC は以下の権限のうち、状況に照らして適切であると考えられるものを行行使することができる（証券先物条例第 194 条(1)）。

- i. 免許の一部又は全部の取消
- ii. SFC の指定する期間にわたる免許の停止
- iii. 公開・非公開の戒告（reprimand）
- iv. SFC の指定する期間にわたる免許・登録申請の停止

(b) 罰金

免許の取消・停止等とは別個に、SFC は免許事業者に対し、罰金の支払を命じることができる。

罰金の上限は、1,000 万香港ドルか不正行為の結果として獲得した利益又は回避した損失の 3 倍のうち、いずれか大きいほうの金額とされている（証券先物条例第 194 条(2)）。

(c) 業務の制限等

以下の i. ～ v. に該当する場合、SFC は書面による通告（notice）により、免許事業者に対して業務の制限等を課すことができる（証券先物条例第 207 条）。

- i. 免許事業者や顧客の財産又は免許を受けている事業に関連する財産が、

顧客や債権者の利益に反して失われたり、移転されたりするなどのおそれがある場合。

- ii. 免許事業者が免許を保持する上で、あるいは免許を受けている業務を行う上での適格性に欠ける場合。
- iii. 免許事業者が、SFC による検査を受ける上での要求事項を遵守できない場合。又は検査において SFC に対し、虚偽又は不正確である情報を提出した場合。
- iv. 免許事業者が免許の一時停止や取消の要件に該当する場合。
- v. 投資家全般や公共の利益に照らして、免許事業者の業務に制限や要求事項を課すことが望ましいと判断される場合。

SFC の課すことのできる制限は具体的には、以下のようなものである。

□ 業務の制限（証券先物条例第 204 条）

免許事業者が特定の状況における、若しくは種類の取引を実行することを禁止したり、実行できる取引について条件を付すなど。

□ 財産の処分の制限（証券先物条例第 205 条）

免許事業者が、免許を受けている業務の範囲内で顧客に代わって保有している財産や他者に保管を委託している財産を処分することを禁止したり、これらの財産の売買について条件を付すなど。

□ 財産の管理に関する要求（証券先物条例第 206 条）

免許事業者が、業務に関連する負債への充当が可能な価値を維持した形で、あるいは財産の移転や処分をいつでも自由に行える形で保有する財産を管理するよう要求するなど。

② 証券規制違反行為一般に関する法執行権限

証券規制違反行為一般に関する法執行権限は、SFC が有する。

1) 情報の徴求

SFC により授権された検査人は、有価証券等の保有者、売買取引を行った者、取引を仲介した認可事業者及び登録機関に対し、以下の情報を期日までに指定の形式で提出するよう要求することができる（証券先物条例第 181 条）。

- (a) 有価証券等の保有・売買・仲介・取引等を行った者、代理で行った者、仲介した者等の身元を特定するための事項
- (b) 取引の明細や対価
- (c) 取引等に関連して行われた指示

また、検査人は情報を提出した者に対し、証言を要求することができる。
正当な理由なく、検査人の要求に応じなかった者は、罰金又は禁固刑の対象となる。

2) 調査 (investigation)

SFC は、関連法令への違反が疑われる場合、証券取引・先物契約等に関連して背任や詐欺等の不正が疑われる場合、市場の悪用行為が疑われる場合、規制対象業務に従事する者の業務行為が投資家や公共の利益に合致しないと判断される場合などに、職員又は財政司長の同意があれば他の者を任命して、当該事項に関する調査を行わせることができる（証券先物条例第 182 条）。

3) 処分

(a) 差止命令 (injunction) 請求

証券先物条例の関連条項等に対する違反行為、違反行為の幫助や教唆、直接的又は間接的な違反行為への関与、違反行為の未遂や共謀（以下「違反行為等」という）を行った場合、SFC の請求に基づき、第一審裁判所 (the Court of First Instance) は以下のような命令を発することができる（証券先物条例第 213 条(1), (2)）。

- i. 違反行為等にあたる事象の出現、ないし継続的出現を禁止する命令。
- ii. 違反行為等について、当事者の契約を契約以前の状態にまで回復することを含め、第一審裁判所が命ずる措置をとることを要求する命令。
- iii. 命令により特定する財産の獲得、処分等を制限、禁止する命令。
- iv. 財産の管理者を任命する命令。
- v. 証券、仕組み商品、先物契約、外国為替証拠金取引に関する契約、証券、仕組み商品、先物契約、外国為替証拠金取引及び集団投資スキームにおける持分を無効にする、あるいは命令において特定する範囲内で無効にできる旨を宣言する命令。
- vi. 本条に基づいて発せられた命令の遵守を保証することを目的として、特定の行動を取るように、あるいは特定の行動を行わないように指示する命令。
- vii. i. ~ vi. において規定される命令を制定した結果として、第一審裁判所が必要と考える付随命令(ancillary order)。

(b) 民事手続

証券先物条例第 251 条に基づいて設置されている市場不正行為裁判所 (Market Misconduct Tribunal) では、市場違反行為に関する訴訟手続を行い、取締役等と

しての活動禁止、5年以内の証券・先物取引禁止、不当利得及び調査・訴訟に要した費用の支払、制裁措置の発動などの命令を発することができる（証券先物条例第257条）。

SFCは、市場不正行為が行われた場合、律政司長の同意を得た後に市場不正行為裁判所への提訴を行うことができる（証券先物条例第252条、第252A条）。

(c) 刑事手続

証券先物条例違反に関する刑事手続を担当する行政機関は律政司（Department of Justice）であるため、SFCは事案を警察に送付する。しかし、軽微な違反行為については、裁判法院（Magistrates' Court）において、SFC自体が起訴手続を行うことができる（第388条）。

(3) 保険監督機関の権限

保険会社法上の保険当局であるOCIが、保険会社及び保険仲介業者の保険会社法の遵守状況について監督する責任を負っている（保険会社条例第4A条）。

① 報告徴求

1) 定期的な報告

保険会社は、毎年、定められた要件に従って作成された財務報告書をOCIに提出しなければならない（保険会社条例第17条）。

加えて、損害保険業務を行っている保険会社は、損害保険業務に関する報告書類と香港国内での損害保険業務に関連する資産、負債の監査済報告書も、年に一度、OCIに提出しなければならない（保険会社条例第25A条(9)）。

生命保険業務を行っている保険会社には、年に一度、保険数理人による調査報告書をOCIに提出することが義務付けられている（保険会社条例第18条）。

2) 特別な報告徴求

OCIは、保険会社に対し、期限又は間隔を指定して、特定の問題に関する情報を提出するよう要求することができる。加えて、OCI又はOCIから権限を与えられた者は、保険会社に対し、指定する形式での帳簿や書類の作成を要求することができる（保険会社条例第34条）。

② 検査

保険会社条例には OCI の検査権限に関する規定はない中、保険会社に対する全般的な監督権限に基づき（保険会社条例第 4A 条）、OCI による保険会社の定期的な立入検査（on-site inspection）が実施されている⁴²⁸。

③ 処分

OCI は、保険会社に以下のような懸念が生じた場合、現在又は将来的な保険契約者の利益を保護するために、適当な措置を講じることができる（保険会社条例第 26 条）。

- 1) 保険会社が責任を履行できなくなる可能性がある場合
- 2) 保険会社条例上の義務を履行していないと認められた場合
- 3) 親会社が保険会社条例上の義務を履行していないと認められた場合
- 4) 保険会社が OCI に不正確、あるいは誤解を生じるような情報を提供した場合
- 5) 再保険に関する適切な取り決めがなされていない場合
- 6) 保険会社が認可の要件を満たしていない場合
- 7) 保険会社が所定の資産要件を満たしていない場合

OCI に認められている介入措置としては、次のようなものがある。

1) 新規契約の停止

OCI が特定した保険種別について、保険会社が新規の契約を発効させたり、既存の契約を変更したりすることを禁じることができる（保険会社条例第 27 条）。

2) 投資対象に関する制限

OCI が特定した種別の投資を行うことを禁止したり、期日を設けて投資の全部又は一部を償還するよう要求することができる（保険会社条例第 28 条）。

3) 資産の香港国内での保持

保険会社の香港国内での負債額の全部、又は特定された割合に相当する資産を、香港国内で保持するよう求めることができる（保険会社条例第 29 条）。

4) 認可された管財人による資産の保護

保険会社条例第 29 条により香港国内に保持することを要求されている資産について、その全部又は一部を、OCI の認める管財人による管理下に置くよう追加的な要求を行うことができる（保険会社条例第 30 条）。

5) 受取保険料収入の制限

保険会社が一定の期間内に受け取ることができる保険料の総額に上限を設けることができる（保険会社条例第 31 条）。

⁴²⁸ OCI 年次報告書 2015, p.16 の記述による。
<http://www.oci.gov.hk/download/AR2015.pdf>

6) 保険数理人による特別調査の要求

生命保険業務を行っている保険会社に対し、保険数理人による財務状況の調査を行い、その結果について概要及び報告書を提出するよう要求することができる（保険会社条例第 32 条）。

7) 経営権の制限

OCI は、保険会社の問題、業務、又は財産に関して、OCI が適切と考える行動をとるよう保険会社に要求することができる（保険会社条例第 35 条(1)）。

加えて、OCI は命令 (direction) を発して、経営顧問 (Advisor) や管理者 (Manager) を任命し、一定の期間、保険会社の経営、業務、財産に関し助言を行ったり、管理下に置いたりすることができる（保険会社条例第 35 条(2)）。

(4) 投資運用業者の監督機関の権限

証券先物条例に基づき資産運用業務の免許（免許種別 9）を取得して業務を行っている事業者の監督、監視、規制を実施する機関は、SFC である（証券先物条例第 5 条(1)）。

証券先物条例に基づく免許事業者の監督における SFC の権限については、香港 II 5 (2)

①証券会社に対する権限を参照のこと。

(5) 投資助言業者の監督機関の権限

証券先物条例に基づき証券に関する助言業務の免許（免許種別 4）を取得して業務を行っている事業者の監督、監視、規制を実施する機関は、SFC である（証券先物条例第 5 条(1)）。

証券先物条例に基づく免許事業者の監督における SFC の権限については、香港 II 5 (2)

①証券会社に対する権限を参照のこと。

(6) 監督当局間の関係

① 銀行監督機関（HKMA）と証券監督機関（SFC）との関係

証券業務を行う公認金融機関に対する監督は、HKMA と SFC との間で、以下のような責任分担がされている⁴²⁹。

⁴²⁹ 本項の記述は、以下の資料に基づいている。

HKMA, “HKMA Background Brief No. 3: Mandate & Governance of the Hong Kong

- 1) 証券業務を行おうとする公認金融機関は、「登録機関 (registered institution)」として SFC への登録を行う必要がある⁴³⁰。
HKMA は、証券業務実施のための登録申請を行っている公認金融機関の適格性に関して SFC に助言を行う。
- 2) 登録機関の行う証券業務に対する日常的な監督は HKMA が行う。
- 3) 登録機関の証券業務について調査 (investigation) の必要があると判断した場合、HKMA は、SFC に通知した上で調査を開始し、SFC に進行についての情報を提供するとともに、終了後には報告を行う。
- 4) SFC は、登録機関の証券業務に関する違法行為に対し、登録の停止や取消の権限を持つほか、金融機関又は個人に対して戒告、罰金、禁止命令を発することができる。
- 5) HKMA は、登録機関の取締役の就任承認停止・撤回や、取締役適格者としての登録簿から当該個人の削除、又は、一時停止の処分を行うことができる。
- 6) HKMA 及び SFC は、処分の実施に関し、他方に勧告を行うことができ、また事前に諮問を行うこととされている。

② 銀行監督機関 (HKMA) と保険監督機関 (OCI) との関係

公認金融機関による保険商品の販売や、保険会社をグループ会社として保有する公認金融機関に対する監督に関し、HKMA と OCI との間では、以下のような責任分担がされている⁴³¹。

- 1) HKMA は、公認金融機関において保険代理店業務や保険ブローカー業務に従事する従業員が適格性を有し、業務上の規範を遵守するよう、公認金融機関が適切な内部統制システム、業務手順、ガイドラインを設けているか否かについての監視を行う。
- 2) 国内金融グループのケースにおいて、公認金融機関が免許を受けた保険子会社を持つ場合、両者が連携して監督を実施する。
- 3) HKMA は、連結監督の一環として、保険子会社の業務により生じるリスクを特定、計測、監視、軽減するために、公認金融機関が適切な内部統制、リスク管理システム、企業統治体制を構築しているかについての監督を実施する。

Monetary Authority (以下「HKMA Background Brief N.3」という) ” (December 2006), p.84-85.
http://www.hkma.gov.hk/eng/publications-and-research/hkma-background-briefs/bg_brief_3.shtml

⁴³⁰ 証券業務を営む公認金融機関の登録については、香港 II 4 (1) ④証券業務を営む公認金融機関の登録を参照のこと。

⁴³¹ 本項の記述は、以下の資料に基づいている。

HKMA Background Brief N.3, p.86-87.

- 4) HKMA 及び OCI は、継続的な監督プロセスにおいて得られた情報を共有する。
また、行政処分の実施や何らかの助言や措置を求める保険会社に対する苦情についても、情報交換を実施する。

③ 監督機関間の連携のための組織

銀行、証券、保険という業態横断的な問題の管理や調整を目的として、金融監督者会議及び金融安定化委員会という 2 つの組織が設けられている⁴³²。

1) 金融監督者会議 (Council of Financial Regulators)

金融監督者会議は、主に規制上のギャップや重複の縮小を目的として、業態横断的な問題について協議するための機関である。

同会議は、財政司長を議長とし、HKMA、SFC、OCI、強制加入年金基金スキーム機構 (Mandatory Provident Fund Schemes Authority)、財經事務及び庫務局 (Financial Services and the Treasury Bureau) の代表者がメンバーとして参加している。

同会議の機能は、以下のとおりである。

- (a) 監督機関間の協力と調整を促進すること。
- (b) 金融システムにおける規制・監督上の問題や重要なトレンド、特に部門を越えた (cross-sectoral) 影響を持ち得るものについて、情報や見解を共有すること。
- (c) 規制コストを最小限に抑える必要性を念頭に置き、金融機関の規制・監督における重複や欠落 (gap) を最小化すること。
- (d) 金融部間の規制における国際的な動向をレビューし、香港にとっての教訓を得ること。
- (e) 香港の金融の安定化に影響を及ぼすと考えられるトレンド、問題点、動向について概観すること。

2) 金融安定化委員会 (Financial Stability Committee)

金融安定化委員会は、金融システムの機能及びシステムミックリスクについて監視を行い、その対応について金融監督機関間の調整を行うための機関である。

同会議は、財經事務及び庫務局長を議長とし、HKMA、SFC、OCI の代表者がメンバーとして参加している。

同会議の機能は、以下のとおりである。

- (a) 香港の金融システム (銀行、負債、株式、保険及び関連する市場を含む) の機

⁴³² 本項の記述は、以下の資料に基づいている。

HKMA Background Brief N.3, p.80-83

能を経常的に監視すること。

- (b) 市場横断的な、かつシステミックな意味合いを持ち得る出来事、問題、動向について考慮し、適切な場合には対応について調整すること。
- (c) 上記の問題について、財政司長に対し定期的な報告を行うこと。また、必要時には追加的な報告を行うこと。

Ⅲ. 各論

1. 貸金業者に対する規制

(1) 総量規制（有無・内容）

貸金業者は、貸金業者条例 (Money Lender Ordinance) に基づいて規制されているが、同条例では総量規制について特に規定されていない。

(2) 上限金利に手数料が含まれる場合の内容

上限金利の水準について、年率 60%を超える金利での貸出は禁じられており（貸金業者条例第 25 条(1)）、違反した場合には罰金及び禁固刑が科せられる（貸金業者条例第 25 条(4)）。また借主の年齢、職業、健康状態、返済能力などのあらゆる状況に鑑みて、裁判所が法外でないと宣言した場合を除き、年率 48%を超える金利での貸出は法外とみなされる（貸金業者条例第 25 条(3)）。

これらの金利には、徴税義務などの法律に従って支払われるべき金額は含まれないが、貸出への対価として支払われるべき金額などは含まれるとされており（貸金業者条例第 2 条）、借主との契約に適用する金利には事務手数料などが含まれる利率となる。

2. 仮想通貨交換業者に対する規制

HKMA は 2015 年 11 月、ビットコインは法定通貨ではなく仮想通貨であり、何かの形として発行した主体などの裏付けが何もなく、支払い手段あるいは電子マネーとして認知できないことから、ビットコインや類似する仮想通貨は香港金融監督当局が規制するものではないとの方針を示しており⁴³³、現時点でビットコインや仮想通貨を直接的に制限する規制は存在しない。詐欺やマネー・ローンダリングなどの不法行為は、マネー・ローンダリング及びテロリズム資金への対策に係る条例（**Anti-Money Laundering and Counter-Terrorist Financing (Financial Institutions) Ordinance**）などの既存の法律によって規制されている。

⁴³³ <http://www.hkma.gov.hk/eng/key-information/press-releases/2015/20150211-3.shtml>

3. 保険会社に係る組織形態及び各種法制度の概要

(1) 形態の有無（相互会社、共済等）

会社条例（Companies Ordinance）において、相互会社や共同組合といった形態での会社設立は認められておらず、保険会社条例でも当該形態での保険会社について特に規定はされていない。

(2) 商品認可制度の概要

商品認可の手続きに関する規定は特に設けられていないが、OCI により発出された各種 Guidance Notes において、保険会社は、International Association of Insurance Supervisors (IAIS) が公表している保険基本原則（Insurance Core Principles）の”Fair treatment of customers”（顧客の公正な取扱い）に開発商品が準拠している旨の蓋然性について検証することが求められている。保険基本原則第 19 条 2.4 で規定されている「顧客の公正な取扱いに含まれる成果」の内容は、以下の通りである。

- 顧客の利益に相当な配慮を払った方法で商品を開発し市場に出すこと。
- 販売の前中後のいずれの時点においても明確な情報を顧客に打ち出すこと。
- 顧客ニーズに適していない販売リスクを軽減すること。
- 提供されるアドバイスの質の高さを確保すること。
- 顧客の苦情及び紛争を公正に取り扱うこと。
- 顧客から入手する情報の秘密を厳守すること。
- 顧客の合理的な期待を管理すること。

顧客が支払う手数料及び経費は、公正であるとともに、商品の保険内容に相当かつ保険会社のサービスや付加価値を反映した水準でなければならない。また保険会社は、商品を販売した後も、対象顧客ニーズへの合致、健全な商慣習という観点からの多様な販売チャネルの活用評価、必要に応じた適切な改善処置が継続されている旨を監視することが求められている。

(3) 生損保兼業の可否

香港Ⅱ 1 (3) 保険会社で記載したとおり、生命保険業務と損害保険業務の兼業は認められている（保険会社条例付属規定 1 第 4 部）。

4. FinTech に関する施策及び規制状況等

(1) 政府・中央銀行の施策（法的対応を含む）

① 政府による FinTech 促進策

香港政府は 2015 年 4 月、FinTech に関する調査を行うステアリンググループを設置し、独自に分析を開始した。そして同グループがまとめた報告書での提言を受け、各金融業態の監督機関（HKMA、SFC、OCI）が産業界と連携して FinTech のプラットフォームを整備するための予算が、2016 年政府会計に組み込まれた。具体的には、今後 5 年間で 150 社のスタートアップ企業を育成、セミナーなど国際イベントの開催、国内外の若い人材の積極的な登用、などが想定されている。加えて、HKMA が FinTech Facilitation Office、SFC が FinTech Contact Point、OCI が FinTech Liaison Team をそれぞれ設置し、FinTech の健全な発展と適用を担う産業界との関係強化や、香港がアジアにおける FinTech のハブとなるための施策検討も推進されている。各監督機関が担当部署内に設置した FinTech 関連チームとその機能は下表の通りである。

監督機関	チーム名称	機能
HKMA	FinTech Facilitation Office	<ul style="list-style-type: none"> FinTech 重要関係者間が意見交換する場の提供 規制見通しに関する相互理解における、市場参加者と監督当局担当者の間の仲介 FinTech の潜在的な適用及びリスクに関する初動調査の実施
SFC	FinTech Contact Point ※9名の委員からなる FinTech Advisory Group により運営	<ul style="list-style-type: none"> FinTech の直近の傾向に関する情報収集 FinTech 関係者の取組状況に関する情報把握及び進化型金融業としての認識拡張 好機、リスク、規制全体への影響の確定及び FinTech 関係者の現規制体制に対する理解促進
OCI	FinTech Liaison Team	<ul style="list-style-type: none"> FinTech 関係者の現規制体制に対する理解促進 FinTech 重要関係者間が意見交換する場の提供 市場参加者や利害関係者との親密な関係の構築

（出所）各監督機関ウェブサイトより作成

② FinTech Supervisory Sandbox の概要

HKMA は 2016 年 9 月、「FinTech Supervisory Sandbox (FSS)」を発表した。これは、アジアにおける金融センターとしてトップの地位を争う近隣ライバル国のシンガポールが同年 6 月に発表した「Regulatory Sandbox」とほぼ同様のコンセプト、つまり、公認金融機関が FinTech を導入する前に、新しい金融技術の実証実験が可能な現実に近い環境を提供し、課題を解決した上でより効果的な導入を促進することで、一層の普及を図るというものである。FSS は、以下を原則としている。

- 1) FinTech だけでなく、公認金融機関が香港での立ち上げを意図している他の技術取組にも適用可能。
- 2) 公認金融機関は、実験期間中、通常の監督要件に全て準拠していなくても、限定された参加顧客（職員や特別に選定された顧客）に対して実際の銀行サービスの提供を実証実験することが可能。ただし、公認金融機関の経営者が以下について確認するという認識に基づく。
 - (a) 実証実験の範囲、段階、時期、終了手続きについての明確な定義が存在する。
 - (b) 実証実験の期間中における顧客の利益が保護されるための十分な対策が打たれている。当該対策は一般に、関連リスクを理解し自主的に実験に参加している顧客を選定する適切な手順、苦情処理手続きの強化、実験失敗により発生した顧客の損失に対する適時かつ公平な補償体制、実験からの撤退に関する適切な手続きを含む。
 - (c) 監督要件を全て満たしていないことにより発生するリスクを軽減、あるいは実験の実施により公認金融機関の商品開発システムや実験に参加していない顧客にもたらされたリスクに対応するための合理的な補償体制が整備されている。
 - (d) 実験するに当たり、関連するシステムや業務手順の準備が整っている。また実験は、公認金融機関が重要な問題や発生し得る事故を適切に確定し処理できるように緊密に監視されている。
- 3) 公認金融機関による監督要件を迂回する手段としての利用は禁止。

HKMA は、FSS において潜在的に緩和され得る監督要件を厳格に規定することは意図していない。それら要件の事例には、電子銀行サービスの安全に関わる要件や新技術サービス立ち上げ前の個別評価の時期が含まれる。

(2) 「中間的業者」に関する規制状況・検討状況

HKMA は、決済システム及び前払式支払手段に係る条例 (The Payment Systems and Stored Value Facilities Ordinance) ⁴³⁴に基づいて、資金移動業者や前払式支払手段発行者について規定しているが、中間的業者に特定した規制は現時点で存在しない。

⁴³⁴ <http://www.hkma.gov.hk/eng/key-functions/international-financial-centre/regulatory-regime-for-svf-and-rps/regulation-of-rps.shtml>

IV. 資料

1. 香港の金融規制

		銀行	証券	保険
法規制		銀行条例	証券先物条例	保険会社条例
業務規制		○免許制 法律により規定	○免許制 法律により規定	○免許制 法律により規定
相互 参入	単体	銀行による証券業務は登録制		生保・損保の兼業可
	持株・子会社 方式	銀行・証券と保険との兼営禁止規定なし		
健全性規制		○自己資本規制 普通株Tier1資本 4% Tier1資本 5.5% 総資本 8% (2014年の基準。法律の根拠規定に基づき、 香港金融管理局規則により規定)		○ソルベンシー・マージン規制 保険種別ごとに規定された基準以上の幅を もって、負債額を上回る資産を維持することを 要求 (政令により規定)
		○大口投融资規制 法律により規定		
		○最低資本金 免許銀行：3億香港ドル 限定免許銀行：1億香港ドル 預金受入会社：2,500万香港ドル (法律により規定)	○最低資本金・最低流動資本 (証券取引業務) 最低資本金 証券金融を実施する場合：1,000万香港ドル その他：500万香港ドル 最低流動資本 紹介代理店またはトレーダーの場合： 50万香港ドル その他：300万香港ドル (規則により規定)	○最低資本金 1,000万香港ドル 生・損保兼営保険会社は2,000万香港ドル 強制加入保険の引受を行う場合2,000万香港 ドル キャプティブ保険会社は200万香港ドル (法律により規定)

(凡例) 二重線：法律、実線：政令、点線：規則

2. 香港における金融機関の状況

	機関数	預金量（単位：100万香港ドル）	
			シェア
免許銀行	156	11,689,277	99.7%
国内銀行	22		
外国銀行	134		
限定免許銀行	22	32,182	0.3%
国内銀行	16		
外国銀行	6		
預金受入会社	17	5,695	0.0%
国内会社	17		
外国会社	0		
合計	195	11,727,154	100.0%

（注）2016 年末現在。

預金量は香港ドル及び外貨建（人民元建を除く）の合計。

銀行間預金は含まない。

（出所）HKMA 「Monthly Statistical Bulletin」

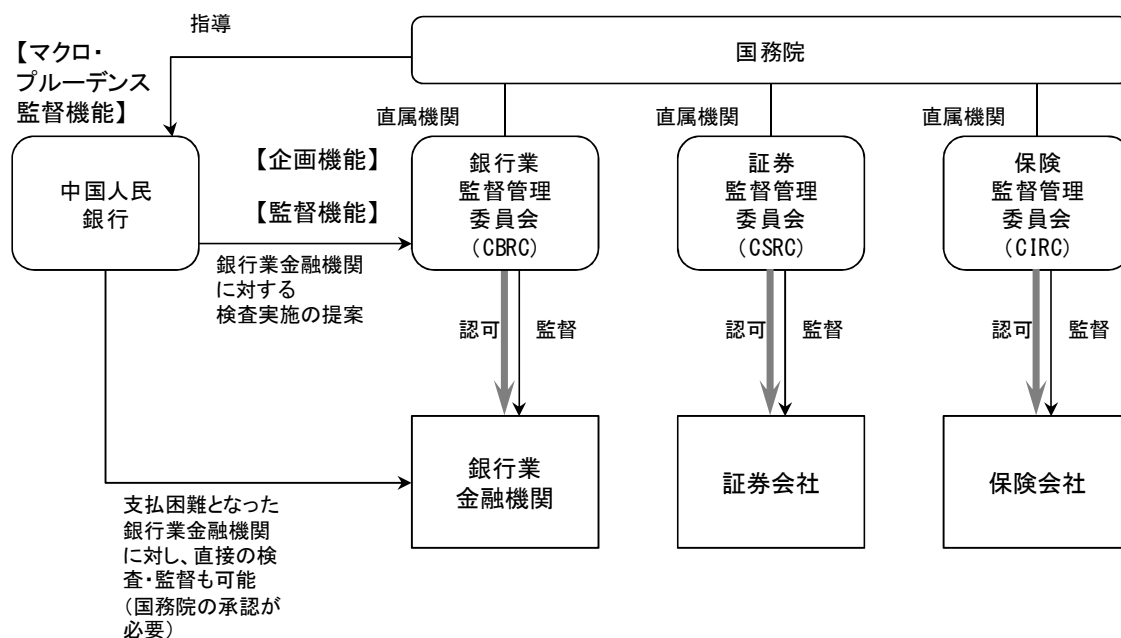
中国

中国の金融制度

I. 概要

1. 中国の金融監督体制

図表 中-1 金融監督体制図



(出所)「諸外国における金融制度の概要に関する調査」報告書(平成26年3月)

<http://www.fsa.go.jp/common/about/research/20140603.html>

Ⅱ．金融制度及び検査監督

1．金融機関の種類

(1) 銀行⁴³⁵

中国銀行業監督管理委員会（China Banking Regulatory Commission, 以下「CBRC」という。）⁴³⁶が、「銀行業金融機関（银行业金融机构, Banking Institutions）」として監督下においている金融機関は、以下の業態に分類されている⁴³⁷。

① 政策銀行（政策性銀行）及び国家開発銀行（国家开发銀行）

政策銀行は、国の産業・地域発展政策を遂行することを目的とする非営利の金融機関で、1994年に政府の全額出資により設立された。個人預金は受け入れず、財政交付金、政策金融債の発行、中央銀行からの借入を主な資金調達源とする。

政策銀行には国家開発銀行、中国輸出入銀行、中国農業発展銀行の3行⁴³⁸があったが、国家開発銀行は2008年12月に商業銀行に転換したため、現在は「政策銀行及び国家開発銀行」という分類になっている。

各行の主な業務は次のとおりである。

1) 国家開発銀行

インフラ建設、基礎産業など、国の重点分野とされている産業の設備投資。技術改造案件のための資金供給（中長期貸出が主）。

2) 中国輸出入銀行

主に工業製品やプラント設備等の輸出に対する輸出信用の提供。

3) 中国農業発展銀行

農産物の国有買上げ機関に対する買上げ資金の供給、及び中央政府や省政府によ

⁴³⁵ 本項の記述は、別途注釈のあるものを除き、以下の資料に基づいている。

桑田 良望『中国の金融制度と銀行取引（2012年版）』みずほ総合研究所（2012年9月）

⁴³⁶ 中国Ⅱ 2（1）中国銀行業監督管理委員会（CBRC）を参照のこと。

⁴³⁷ CBRC年報（2015年）に基づく。

<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/docViewPage/110007.html>

⁴³⁸ 各政策銀行は、1994年に国务院の通知により設立されたが、その後特別法の立法が行われておらず、根拠法が存在しない状況になっている。

る農業支援資金交付事業の支払代理業務など。

② 商業銀行（商业銀行）

商業銀行は要求払い預金を受け入れることのできる金融機関である。商業銀行法の規定では、商業銀行は以下の業務を取り扱うことができるとされている（商業銀行法第3条）。

- 1) 公衆の預金の受入
- 2) 貸出の実行
- 3) 国内外の決済業務
- 4) 手形の引受・割引
- 5) 金融債の発行
- 6) 政府債券の代理発行、代理償還及び引受
- 7) 政府債券・金融債の売買
- 8) インターバンク資金取引への参加
- 9) 外貨の売買、代理売買
- 10) 銀行カード業務
- 11) 信用状況に関わる業務、保証の提供
- 12) 資金の受取・支払の代行及び保険代理業務
- 13) 貸金庫・保管庫
- 14) 認可を受けたその他の業務

中国では業態別経営の原則があるために、商業銀行の業務は銀行業務に限定されており、信託業務、株式取引、不動産投資、ノンバンク金融機関及び企業への投資を行うことはできない（商業銀行法第43条）。

商業銀行は出資者及び営業地域によって、次のように分類される。

1) 大型商業銀行（大型商业銀行）

元々は国家の100%出資により設立された「国有商業銀行（国有商业银行）」という分類であったが、株式会社への転換や株式上場が進み「国有」という文言が適さなくなったため、「大型商業銀行」という分類名に変更された。

大型商業銀行に分類されているのは、中国工商銀行、中国農業銀行、中国銀行、中国建設銀行、交通銀行の5行である。

2) 株式制商業銀行（股份制商业銀行）

1980年代後半からの金融体制の改革によって設立された民間の商業銀行で、全国で営業を行うものを指す。

3) 都市商業銀行（城市商业银行）
営業地域が特定地域に限定された商業銀行。

4) 農村商業銀行（农村商业银行）
農村信用組合（後述）が、商業銀行に転換したものである。

③ 農村信用組合（农村信用合作社）

農民、農村部の農協、郷鎮企業（農村地域の中小企業）などが出資し、主として出資者のためにサービスを提供する金融機関である。個人の貯蓄預金受入、農民・個人事業主・農村協同組合組織の預金・貸出の取扱、銀行の委託業務の代理等を主な業務としている。

④ 農村合作銀行（农村合作银行）

最低資本金 2,000 万元以上、かつ自己資本比率 4%以上の農村信用組合が転換したもので、協同組合と株式会社の性格を併せ持った金融機関である。農村合作銀行には、商業銀行に準じた業務の実施が認められている⁴³⁹。

⑤ 新型農村金融機関及び郵政貯蓄銀行（新型农村金融机构和邮政储蓄银行）

1) 新型農村金融機関（新型农村金融机构）

金融機関の農村地区への新規参入を促進するために、設立が認められた金融機関で、(a) 村鎮銀行、(b) 農村資金互助社、(c) ローン専門会社の 3 種類がある。

(a) 村鎮銀行（村镇银行）

預金、貸出、決済、手形引受・割引、銀行カード、保険代理等の業務を行うことができる。出資者あるいは発起人の 1 人が国内外の銀行業金融機関であり、最大出資者の銀行の出資比率が 20%以上である必要がある。

(b) 農村資金互助社（农村资金互助社）

郷（鎮）、行政村の農民、小企業の出資によって設立され、出資者に対し預金、貸出、決済業務を行う。

⁴³⁹ 本項の記述は、以下の資料に基づいている。

王 雷軒「最近の中国における農村金融の現状と特徴」『農林金融』2013 年 2 月号
<http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n1302re4.pdf>

(c) ローン専門会社（贷款公司）

所定の基準を満たす商業銀行又は農村組合銀行の 100%子会社として設立され、貸出、手形割引、資産譲渡、貸出に係る決済業務を行う。預金の受入れは行うことができない。

2) 郵政貯蓄銀行（和邮政储蓄銀行）

従来、国家郵政局郵政貯蓄局が取り扱っていた郵便貯金業務を引き継ぐ形で、中国郵政集团公司の全額出資により、2007年3月20日に設立された。主として、個人向けの貯蓄預金、送金サービスを提供している。

従来、貸出業務はできないとされていたが、商業銀行化に伴い、預金担保小口貸出の取扱いが全国的に開始された。

⑥ ノンバンク

信託公司、企業集団財務公司、ファイナンスリース会社、マネーブローカー会社、自動車金融会社、消費者金融会社がノンバンクに分類されている。

⑦ 金融資産管理会社（金融资产管理公司、Asset Management Companies: AMC）

国有商業銀行の不良債権処理を目的とする、政府（財政部）出資の金融機関である。1999～2000年にかけて、華融（資産売却元は中国工商銀行）、東方（中国銀行）、信达（建設銀行、興業銀行）、長城（農業銀行）の4社が設立された。

金融資産管理会社は、金融債の発行や人民銀行からの借入によって調達した資金に基づき、国有商業銀行からの不良債権の買取・管理、債権回収、企業再生業務を行っている。

⑧ 外資銀行（外資金融机构）

外資銀行には、外国金融機関の単独出資又は外国金融機関同士の共同出資による外商独資銀行、外国金融機関と中国企業との共同出資による中外合弁銀行、外国銀行の中国国内支店及び外国銀行の代表事務所（代表处）が含まれる（外資銀行管理条例第2条）。

外商独資銀行及び中外合弁銀行は、商業銀行業務（中国Ⅱ1（1）②商業銀行を参照）のうち、政府債券の代理発行、代理償還及び引受を除く業務を行うことができる（外資銀行条例実施細則条例第29条）。外国銀行の支店は、銀行カード業務が認められていないほか、中国籍個人向けの人民元預金業務については、1口100万元以上の定

期預金の受入に限定されている（外資銀行条例実施細則条例第 31 条）。

（２）証券会社

証券法では証券会社の業務として以下の 7 種類を規定している（証券法第 125 条）。

- ① 証券仲介
- ② 証券投資顧問
- ③ 証券取引、証券投資活動に関連する財務コンサルティング
- ④ 証券元引受及び保証推薦（スポンサー業務）
- ⑤ 証券自己取引
- ⑥ 証券資産管理
- ⑦ その他の証券業務

上記 7 種のうちどの業務を実施するかによって、必要とされる資本金額が異なっている（証券法第 127 条、詳細は中国 II 4（2）証券会社を参照）。

証券法の規定では、証券会社はその社名に「証券有限責任会社（証券有限责任公司）」又は「証券株式会社（証券股份有限公司）」という文字を使用しなければならない（証券法第 126 条）。

（３）保険会社

保険法では、保険会社の業務範囲を次のように規定している（保険法第 95 条）。

- 財産保険業務（財産損害保険、責任保険、信用保険など保険業務）
- 人身保険業務（生命保険、健康保険、傷害保険など保険業務）

同一の保険会社は、財産保険業務及び人身保険業務を同時に兼営できない。ただし、財産保険業務を営む保険会社は、中国保険監督管理委員会（China Insurance Regulatory Commission, 以下「CIRC」という。）の認可がある場合、短期健康保険業務及び傷害保険業務を行うことができる（保険法第 95 条）。

また、CIRC の審査決定を経て、財産保険業務又は人身保険業務の中で、出再保険及び受再保険の業務を営むことが認められる（保険法第 96 条）。

(4) 証券投資ファンド管理会社

中国で投資運用業者に相当するものとしては、投資ファンドの管理業務を行う証券投資ファンド管理会社（証券投資基金管理公司）がある。証券投資ファンド管理会社は、証券投資ファンド法（証券投資基金法）に基づく規制を受ける。

公募式の投資ファンドは、中国証券監督管理委員会（China Securities Regulatory Commission, 以下「CSRC」という。）の認可を受けた投資ファンド管理会社が管理を行わなければならない（証券投資ファンド法第 50 条）。投資ファンド管理会社は、CSRC にファンドの登録を行った後、投資家に対してファンド持分の販売を行うことができる（証券投資ファンド法第 55 条）。

(5) 証券・先物投資コンサルティング機関

投資助言業者は、証券・先物投資コンサルティング業務（証券、期貨投資咨询）を行う機関として、証券法に基づく規制を受ける。同業務を行う機関（証券・先物投資コンサルティング機関）の監督管理に関しては、「証券・先物投資コンサルティング管理暫行弁法（証券、期貨投資咨询管理暂行办法）」が制定され、証券・先物投資コンサルティング業務は次のように定義されている（証券・先物投資コンサルティング管理暫行弁法第 2 条）。

証券・先物投資コンサルティングとは、証券・先物投資コンサルティングに従事する機関及び投資コンサルタントが、下記の形式で証券・先物投資者又は顧客のために証券・先物投資分析、予測若しくはアドバイスなど直接又は間接に有償コンサルティングサービスを提供する活動をいう。

- ① 投資者又は顧客の委託を受けて、証券・先物投資コンサルティングサービスを提供する。
- ② 証券・先物投資コンサルティングのセミナー、報告会、分析会などを行う。
- ③ 新聞・雑誌において、証券・先物投資コンサルティング関連の文章、評論、報告を公表し、及びラジオ局、テレビ局などの公共メディアにより証券・先物投資コンサルティングサービスを提供する。
- ④ 電話、ファクシミリ、コンピュータインターネットなどの電子通信設備システムにより証券・先物投資コンサルティングサービスを提供する。
- ⑤ 中国 CSRC が認定したその他の形式。

2. 金融監督機関

(1) 中国銀行業監督管理委員会 (CBRC)

銀行業の監督は、国務院直属の事業単位⁴⁴⁰ (国务院直属事业单位) である中国銀行業監督管理委員会 (CBRC、银行业监督管理机构、China Banking Regulatory Commission, CBRC) が行っている。同委員会は、2003年4月28日に業務を開始した。

① 根拠法令

銀行業監督管理法 (银行业监督管理法) において、「国務院 CBRC が、全国の銀行業金融機関及びその業務活動を監督管理する責任を負う」と規定されている (銀行業監督管理法第2条)。

② 目的

銀行業の監督管理は、銀行業の合法かつ健全な業務運営を促進し、公衆の銀行業に対する信頼を維持することを目的とする。また、銀行業における公平な競争を保護し、その競争力を高めなければならない (銀行業監督管理法第3条)。

③ 業務内容

CBRC の主な職務は、以下のとおりである。

- 1) 銀行の監督管理に関する規約 (規章)・規則 (規則) の制定 (銀行業監督管理法第15条)
- 2) 銀行及びその支店の設立・変更・閉鎖・業務範囲の認可 (審査批准) (銀行業監督管理法第16条)
- 3) 銀行の高級管理者に対する任用資格の審査認定 (銀行業監督管理法第20条)
- 4) 銀行の業務活動及びそのリスク状況についてのオフサイト・モニタリング (非現場监管) (銀行業監督管理法第23条)
- 5) 銀行に対する実地検査 (现场检查) の実施 (銀行業監督管理法第24条)
- 6) 関係部門と協調し、預金受入金融機関の緊急時のリスク対策について提言 (銀行業監督管理法第27条、第28条)

⁴⁴⁰ 事業単位は中国の行政組織の一種で、「国家が社会公益の目的のため、国家機関によって、あるいはその他の機関が国有資産を利用して、教育、科学技術、文化、衛生などの活動を行う社会サービス組織」と定義されている (事業単位登記管理暫行条例)。

7) 銀行に関するデータ・統計の編纂、公表（銀行業監督管理法第 30 条）

④ 組織

CBRC は、国务院直属の事業単位（国务院直属事业单位）であり⁴⁴¹、本部及び地方機構によって構成されている。

図表 中-2 CBRC の中央機関と地方支部
(2015 年度)

	職員数	予算額
本部（所在地：北京）	662	NA
地方機構		
省級銀行監督局（36ヶ所）	5,626	NA
地方分局（306ヶ所）	13,210	NA
県級監督室（1,730ヶ所）	4,185	NA

（出所）CBRC 年報（2015 年度）

本部の部局は以下のとおりである⁴⁴²。

- 総務部
- 政策研究局
- プルーデンス規制局
- 実地検査局
- 法規部
- 金融包摂部
- 銀行業情報技術監督管理部
- 業務創新監督管理協作部（新種業務に関する許認可を担当）
- 銀行業消費者権益保護局
- 政策銀行監督部
- 大型商業銀行監督部
- 株式制商業銀行監督部
- 都市商業銀行監督部
- 農村金融機関監督部
- 外資銀行監督部
- 信託機関監督部

⁴⁴¹ 国务院ウェブサイト「国务院の組織機構」による。

http://www.gov.cn/guowuyuan/gwy_zzjg.htm

⁴⁴² CBRC 年報（2015 年度）による。

<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/docViewPage/110007.html>

- ノンバンク金融機関監督管理部
- 反不法集資監督事務室
- 財務会計部
- 国際部
- 法令順守兼研修局
- 人事部
- 広報部
- 共産党委員会など

⑤ 職員数

CBRC の職員数は下表のとおりである。

図表 中-3 CBRC の職員数
(2015 年末現在)

(単位：人)

		職員数
全職員		23,683
	内、検査に従事する職員	NA
	内、国際部門の職員	NA

(出所) CBRC 年報 (2015 年度)

⑥ 予算規模・予算源

CBRC の予算規模、予算源は下表のとおりである。

監督対象となる金融機関への賦課金は全額が国庫に納められ、中央政府予算に組み入れられる仕組みになっており (国務院財政部の通知⁴⁴³による)、CBRC の直接の収入とはならない。

図表 中-4 CBRC の予算規模・予算源
(2015 年度、実績)

(単位：万元)

		金額
収入		
	中央政府予算からの配分	516,482.4
	経営活動収入 (教育研修センターの事業収入など)	86.8
	その他収入 (地方からの財政補填、利息収入など)	17,599.2
支出		527,117.1

(出所) 中国 CBRC 部門決算 (2015 年度)⁴⁴⁴

⁴⁴³ 「关于重新发布银监会行政事业性收费项目的通知 (财综[2010]60 号)」

http://zhs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201009/t20100926_340635.html

⁴⁴⁴ 「2015 年度中国银监会 (含全国银监系统) 部门决算」

(2) 中国証券監督管理委員会 (CSRC)

証券業の監督は、国务院直属の事業単位である中国証券監督管理委員会 (CSRC、証券監督管理机构、China Securities Regulatory Commission, CSRC) が行っている。同委員会は、1992年10月に設立された。

① 根拠法令

証券法 (中華人民共和國証券法) では、全国の証券市場は国务院の証券監督管理機関によって集中的な監督を受けること、証券発行及び取引業務は、国家による集中統一的な監督管理制度を前提とし、その前提の下で法に則って、証券業協会による自主規制が実施されることを定めている (証券法第7条、第8条)。

さらに、「国务院の証券監督管理機関が、証券市場の監督管理を実行し、証券市場の秩序を維持し、法に則った運用を保障する」と規定されている (証券法第178条)。

② 目的

証券法の制定目的は、「証券発行及び取引行為の規律、投資家の合法的權益の保護、社会経済秩序と社会の公共利益の維持、及び社会主義市場経済の発展」とされており (証券法第1条)、CSRCはこの目的のために証券業務の監督管理を行う。

③ 業務内容

CSRCの職責は以下のとおりである (証券法第179条)

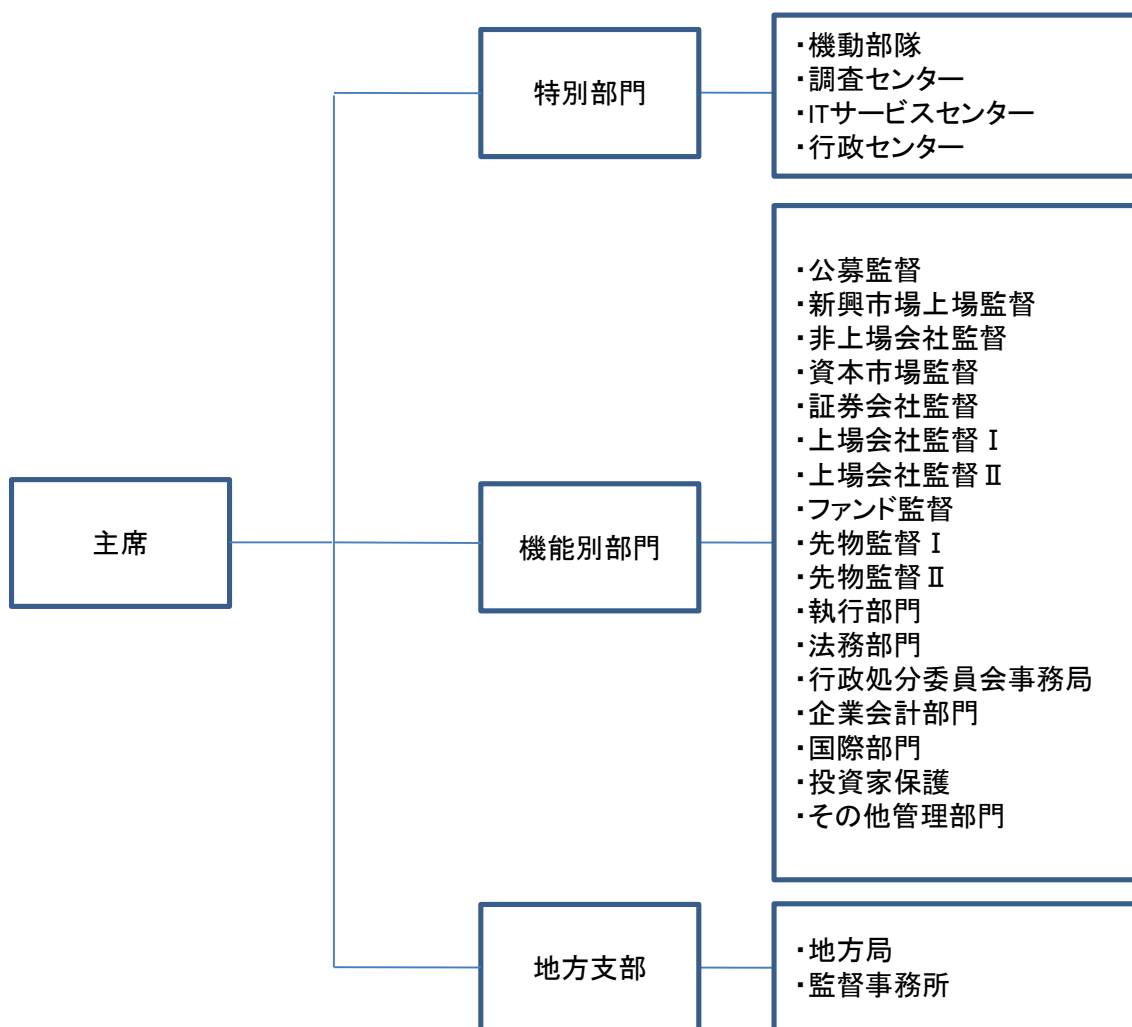
- 1) 証券市場の監督管理に関する規約・規則を制定し、審査・批准・認可の権限を行使する。
- 2) 証券の発行・上場・取引・登記・保管・決済を監督管理する。
- 3) 証券発行人・上場会社・証券取引所・証券会社・証券登記決済機構・証券投資基金管理会社・証券サービス提供機構の証券業務活動に対し監督管理を行う。
- 4) 証券業の就業資格・就業規則を制定し、かつその実施を監督する。
- 5) 証券の発行・上場・取引における情報公開を監督検査する。
- 6) 証券業協会の活動を指導・監督する。
- 7) 証券市場の監督管理に関する法律・行政法規に反する行為に対し、調査・処分を行う。

8) 法律・行政法規が定めるその他の職責。

④ 組織

CSRC は、国务院直属の事業単位（国务院直属事业单位）であり⁴⁴⁵、本部及び地方機構によって構成されている。

図表 中-5 CSRC の組織図



（出所）CSRC 年報（2014 年度）より作成

⁴⁴⁵ 国务院ウェブサイト「国务院の組織機構」による。

http://www.gov.cn/guowuyuan/gwy_zzjg.htm

⑤ 職員数

CSRC の職員数は下表のとおりである。

図表 中-6 CSRC の職員数
(2014 年末現在)

(単位：人)

		職員数
全職員		3,167
	内、検査に従事する職員	NA
	内、国際部門の職員	NA

(出所) CSRC 年報 (2014 年度)

⑥ 予算規模・予算源

CSRC の収入及び支出は、中央政府の予算に含まれている。

市場参加者から徴求される賦課金は、国庫に対して直接支払われ、CSRC の収入にはならない。CSRC の支出は、中央政府予算の配分によって賄われる⁴⁴⁶。

図表 中-7 CSRC の予算規模・予算源
(2014 年度、実績)

(単位：万元)

		金額
収入		
	中央政府予算からの配分	94,452.5
	その他収入 (事業収入など)	0.5
支出		94,852.9

(出所) 中国 CBRC 部門決算 (2014 年度)

(3) 中国保険監督管理委員会 (CIRC)

保険業界に対しては、1998 年 11 月に設立された中国保険監督管理委員会 (CIRC、保険監督管理机构、(China Insurance Regulatory Commission: CIRC) が監督を実施している。

⁴⁴⁶ 本項の記述は、以下の資料に基づく。

CSRC 年報 (2014 年度) 英文版 p.5

<http://www.csrc.gov.cn/pub/newsite/zjhjs/zjhnb/>

① 根拠法令

保険法（中华人民共和国保険法）では、CIRC が保険法及び国務院の規定する職責に従って、順法、公開、公正の原則の下、保険業に対する監督管理を実施し、保険市場の秩序を維持し、保険契約者、被保険者及び受益者の合法的な利益を保護すると規定している（保険法第 133 条）。

② 目的

上記①のとおり、CIRC は、保険市場の秩序を維持し、保険契約者、被保険者及び受益者の合法的な利益を保護するために保険業の監督を実施する（保険法第 133 条）。

③ 業務内容

CIRC の職責は次の通りである⁴⁴⁷。

- 1) 保険業発展の方針・政策を策定し、業界発展の戦略・計画を制定し、保険業監督関連の法律・法規を起案し、業界内規則を制定する。
- 2) 保険会社及びその支店、保険グループ会社、保険持株会社の設立の審査、認可。
関連部門と一緒に保険資産管理会社⁴⁴⁸の設立を審査、認可すること、外国保険会社の代表事務所設立の審査、認可、保険代理会社、保険仲介会社、保険評価会社などの保険仲介機関の設立の審査、認可。
国内保険会社及び非保険会社の海外における保険会社設立の審査、認可。
保険会社の合併、分割、変更、解散の審査認可及び引受管理の指定、引受先の指定。保険会社の破産・清算への参加。
- 3) 保険会社における高級管理者の職務従事資格の審査、認定。保険業従事者の業務資格に関する基準の制定。
- 4) 社会公衆の利益に係る保険種類、法により保険強制を実施する保険種類及び新規開発の生命保険種類などの保険約款、保険料率に関する審査認可。その他保険種類の保険約款及び保険料率について届出管理を実施すること。
- 5) 法により保険会社の支払能力及び市場行為について監督すること。
保険保障基金⁴⁴⁹の管理、マージン比率の監督。

⁴⁴⁷ CIRC ウェブサイトの記載に基づく。

<http://www.circ.gov.cn/web/site0/tab5200/>

⁴⁴⁸ 保険会社が設立する、資産運用を目的とする会社のこと（保険法第 107 条）。保険会社本体よりも幅広い投資運用手段が認められている。

⁴⁴⁹ 保険会社の清算や破産の際に、保険契約者、被保険者、又は保険受益者を救済するための基金。保険会社は保険保障基金に対し、所定の拠出金を拠出しなければならない（保険法第 100 条）。

法律及び国家の保険資金に関する運用政策に基づき、関連規定制度を制定し、保険会社の資金運用を監督すること。

- 6) 政策性保険及び強制保険の業務を監督すること。
 キャプティブ保険、保険相互会社などの組織形態及び業務活動を監督すること、保険業界協会、保険学会などの業界団体を統括すること。
- 7) 法により保険会社及び保険業従事者の不当競争などの違法、規則違反行為及び非保険会社による保険業務の従事及び従事相当行為に対して調査、処罰すること。
- 8) 法により国内の保険及び非保険会社の国外における保険会社の設立を監督すること。
- 9) 保険業界における情報化基準の制定
 保険リスク評価、リスク管理のためのアラーム及びモニターシステムを設立し、市場運行状況を追跡分析、監督、予測し、全国保険業のデータ、諸表を統括編成し、国家関連規定に基づき発表すること。
- 10) 国務院が指定するその他事項を引き受けること。

④ 組織

CIRC は、国務院直属の事業単位（国务院直属事业单位）であり⁴⁵⁰、本部及び地方機構によって構成されている⁴⁵¹。

図表 中-8 CIRC の中央機関と地方支部
 （2015 年度）

	職員数	予算額
本部（所在地：北京）	NA	NA
地方支部	NA	NA
地方局（36ヶ所）		
地方分局（5ヶ所）		

（出所）CIRC ウェブサイトより作成

本部の部局は以下のとおりである。

- 総務部（党委員会総務部）
- 発展改革部
- 政策研究室

⁴⁵⁰ 国務院ウェブサイト「国務院の組織機構」による。

http://www.gov.cn/guowuyuan/gwy_zzjg.htm

⁴⁵¹ CIRC ウェブサイトの記載に基づく。

<http://www.circ.gov.cn/web/site0/tab5170/>

- 財務会計部（償還能力監督管理部）
- 保険消費者權益保護局
- 財産保険監督管理部
- 人身保険監督管理部
- 保険仲介監督管理部
- 保険資金運用監督管理部
- 国際部
- 法規部
- 統計情報部
- 検査局
- 人事教育部
- 監察局
- 党委員会宣伝部

⑤ 職員数

CIRC の職員数は公表されていない。

⑥ 予算規模・予算源

CIRC の予算規模、予算源は下表のとおりである。

図表 中-9 CIRC の予算規模・予算源
(2015 年度、実績)

		(単位：万元)
		金額
収入		107,404.0
	中央政府予算からの配分	101,755.1
	その他収入	5,648.8
支出		93,821.3

(出所) 中国 CIRC 部門決算 (2015 年度) ⁴⁵²

⁴⁵² <http://www.circ.gov.cn/Portals/0/attachments/201606/中国保监会部门决算（2015年）.pdf>

3. 金融制度の企画立案・規則制定の仕組み

中国における金融関係の法令は、国の立法機関である全国人民代表大会とその常務委員会が制定する法律と、法律の枠組の中で、中央政府である国務院が制定する行政法規及び監督機関等が制定する規則から構成されている。

(1) 法律

中国における立法権は、全国人民代表大会（全人代）及びその常務委員会にあるが、その議案の提出を行うのは国務院の権限とされている（憲法第 89 条）。

国務院において、金融分野に関する立法の企画立案は、各金融分野の監督機関である CBRC、CSRC、CIRC が行っている。なお、これらの監督機関は、国務院の直属組織（直属事業単位）として位置づけられている。

金融サービスに関連する主な法律には、次のようなものがある。

- 銀行業監督管理法（2003 年制定、2014 年改正）
- 商業銀行法（1995 年制定、2015 年改正）
- 中国人民銀行法（1995 年制定、2003 年改正）
- 証券法（1998 年制定、2014 年改正）
- 証券投資ファンド法（2003 年制定、2015 年改正）
- 保険法（1995 年制定、2015 年改正）

(2) 行政法規

憲法と法律に基づき、中央政府である国務院が制定する政令で、全国に適用される。行政法規の名称としては、「条例」「規定」「弁法（办法）」等が用いられるが、全人代の授権によって制定された行政法規は「暫定条例（暫行条例）」「暫定規則（暫行規定）」等と称される。

金融に関連する行政法規には、次のようなものがある。

- 外資銀行管理条例
- 外資保険会社管理条例
- 証券取引所管理弁法

(3) 規則

規則（部門規章）は、法律と国務院の行政法規・決定・命令に基づき、各監督機関がその権限の範囲において制定するもので、全国に適用される。各監督機関の規則制定権については、以下のように規定されている。

① 中国銀行業監督管理委員会

CBRC は法に基づき、行政法規の制定、並びに銀行業金融機関及びその業務活動の監督管理についての規定（規章）や規則（規則）を發布する（銀行業監督管理法第 15 条）。

② 中国証券監督管理委員会

法に従い証券市場監督管理に関連する規定、規則を制定し、かつ法に従い審査認可又は審査確認の権限を行使すること（証券法第 179 条(1)）。

③ 中国保険監督管理委員会

国務院 CIRC は、法律、行政法規により、保険業監督管理に関する規定（規章）を制定し、發布する（保険法第 134 条）。

4. 免許付与等

(1) 商業銀行

① 認可（批准）

1) 認可付与

商業銀行の設立を認可する権限は、CBRC が有する（商業銀行法第 11 条、銀行業監督管理法第 19 条・第 22 条）。

2) 認可付与要件

商業銀行を設立するための基本的な要件は以下のとおりである（商業銀行法第 12 条）。

- (a) 商業銀行法及び会社法の規定するルールにかなっていること。
- (b) 商業銀行法で規定された最低資本金額を満たしていること。
- (c) 専門知識と業務経験を有する取締役・高級管理職を具備していること。
- (d) 健全な組織機構と管理制度を有すること。
- (e) 要求に合致した営業場所、安全防犯措置、並びに業務に関連するその他の施設を有していること。

なお、設立の際に必要とされる最低登録資本金額は以下のようになっている（商業銀行法第 13 条）。

- | | |
|------------|----------|
| (a) 大型商業銀行 | 10 億元 |
| (b) 都市商業銀行 | 1 億元 |
| (c) 農村商業銀行 | 5,000 万元 |

② 異業種からの参入可否及び要件

現在、異業種からの参入を不可とする法規則は存在しない。従って、商業銀行法第 12 条及び第 13 条の要件を満たし、CBRC の認可が付与されれば、法律上は異業種からの参入は可能と解釈される。チャットアプリ「微信」を運営するネット大手の騰訊控股が出資する深圳前海微衆銀行などが、設立を認可されている。

③ 変更・取消

1) 認可の撤回

銀行業金融機関の違法経営や経営悪化等により、金融秩序に重大な危害があり、公共の利益が損なわれると判断される場合には、CBRC は認可を撤回し、業務を停止させることができる（銀行業監督管理法第 39 条）。

2) 営業許可証の取消

商業銀行が正当な理由無しに、営業許可証を取得した日から起算して 6 ヶ月以内に開業しない場合、又は開業後自ら 6 ヶ月以上連続で業務を停止する場合は、CBRC は営業許可証を取り消し、そのことを公告すると規定されている（商業銀行法第 23 条）。

（2）証券会社

① 認可

1) 認可取得

証券会社を設立するにあたっては、CSRC の審査認可を得なければならないとされている（証券法第 122 条）。

2) 認可取得要件

認可の取得にあたっては、以下の要件を満たすことが求められる（証券法第 124 条）。

- (a) 法律及び行政法規の規定に合致する会社定款を有すること。
- (b) 主要株主が持続的な利益計上能力を有し、信用が良好で、直近 3 年間に重大な法律・規則違反の記録がなく、純資産が 2 億元を下回らないこと。
- (c) 本法の規定に合致する登録資本金を有すること。
- (d) 取締役、監査役、高級管理職が就任資格⁴⁵³を有し、従業員が証券従業資格⁴⁵⁴を有すること。

⁴⁵³ 証券会社の取締役、監査役、高級管理職は、CSRC が認可した就任資格を取得しなければならないとされている（証券会社の取締役、監査役、高級管理職の就任資格監督管理弁法（証券公司董事、监事和高级管理人员任职资格监管办法）第 3 条）。

⁴⁵⁴ 証券会社において、ディーリング業務、ブローキング業務、引受業務、投資コンサルティング、受託投資運用業務に従事する従業員、及びこれらの業務を行う部門の管理者は、中国証券業協会が実施する資格試験により、証券従業資格証を取得しなければならない（証券業従業人員資格管理弁法（证券业从业人员资格管理办法）第 2 条、第 4 条、第 5 条）。

- (e) 整備されたリスク・マネジメント制度及び内部統制制度を有すること。
- (f) 適格な経営場所及び業務施設を有すること。
- (g) 法律・行政法規に定める、及び国務院の認可を得て国務院 CSRC が定めるその他の要件。

また、必要とされる資本金額は次のとおりである（証券法第 127 条）。

- (a) 証券仲介業務、証券投資顧問業務、証券取引、証券投資活動に関連する財務顧問業務を行う場合は 5,000 万元以上。
- (b) 証券元引受及び保証推薦（スポンサー）業務、証券自己取引業務、証券資産管理業務、その他の証券業務のうち、
 - i. 1 つの業務を行う場合は 1 億元以上。
 - ii. 2 つ以上の業務を行う場合は 5 億元以上。

② 変更・取消

CSRC は、証券会社に対し、次のような場合に、免許の変更や取消を含む措置をとることができる。

- 1) 証券会社の純資本又はその他のリスクコントロール指標が規定に合致しない場合の是正命令に対し、その期限を過ぎても是正されない場合、またその行為が当該証券会社の安定的運営を著しく脅かし、顧客の適法な権益を損なう場合（証券法第 150 条）。
- 2) 証券会社が違法経営を行い、又は重大なリスクを生じさせ、証券市場の秩序を著しく脅かし、投資者の利益を損なった場合（証券法第 153 条）。

(3) 保険会社

① 認可

1) 認可付与

保険会社は、CIRC により設立の認可を受けることが必要である（保険法第 67 条）。

2) 認可付与要件

保険会社設立の条件は次のとおりである（同法第 68 条）。

- (a) 主要株主が持続的な利益計上能力を有し、信用が良好で、直近 3 年間に重大な法律・規則違反の記録がなく、純資産が 2 億元を下回らないこと
- (b) 保険法及び会社法に適合した定款を有すること

- (c) 最低限度額を上回る登録資本を有すること
- (d) 専門知識及び業務経験を持つ上級管理職を具備していること
- (e) 健全な組織及び管理制度を有すること
- (f) 条件を満たす営業場所及び関連施設を備えていること
- (g) 法律、行政法規、及び CIRC が定めるその他の要件

保険会社設立のための最低登録資本金額は 2 億元とされている（同法第 69 条）。

また、保険会社には、登録資本金総額の 20%を保証金として、CIRC の指定する銀行に供託し、保険会社が解散した場合の債務償還に使用する場合を除き、これを使用してはならないとされている（同法第 97 条）。

② 変更・取消

保険会社が法令に違反した場合、CIRC は認可取消を含む措置をとることができる。認可取消の対象になりうる違反行為は保険法第 7 章の「法律責任」において規定されており、主に以下のようなものがある。

- 1) 保険法の定める業務範囲規制に違反した場合
- 2) 保証金の供託を行わない場合、また規定に反して保証金を流用した場合
- 3) 規定によらずに責任準備金を取り崩した場合
- 4) 規定によらずに保険保障基金を取り崩した場合
- 5) 規定によらずに出再保険業務を行った場合
- 6) 規定に違反して保険会社の資金を運用した場合
- 7) 認可を得ずに支店や代表事務所を開設した場合
- 8) 認可を得ずに会社分割・合併を行った場合
- 9) 虚偽の報告・報告表・文書・資料を提出した場合
- 10) 法による検査・監督を拒絶、あるいは妨害した場合
- 11) 認可され、又は届出した保険約款及び保険料率を規定どおりに使用しなかった場合

(4) 証券投資ファンド管理会社

① 認可（批准）

1) 設立認可

証券投資ファンド管理会社を設立するには、CSRC の認可を必要とする（証券投資ファンド法第 13 条）。

2) 認可付与要件

証券投資ファンド管理会社の設立認可を受けるには、以下の要件を満たしている必要がある（証券投資ファンド法第 13 条）。

- (a) 証券投資ファンド法及び会社法の規定に沿って設立されること。
- (b) 登録資本金が 1 億円以上であり、全額が払い込まれていること。
- (c) 管理会社の主要株主が金融業務又は金融機関の管理業務を行う者であり、業績、財務状況、社会的評判が良好であり、国務院の定める資産規模基準を満たしており、最近 3 年間にわたって法令違反の記録がないこと。
- (d) 業務資格を持つ人員を法定基準以上有していること。
- (e) 役員、監査役、高級管理職がそれぞれ職務要件を満たしていること。
- (f) 要件を満たす営業所、防犯設備、並びにファンド管理業務と関連するその他の必要設備を有していること。
- (g) 良好な内部管理体制、内部監査制度、リスク管理制度を有していること。
- (h) 法令によって定めるその他の条件を満たしていること。

② 変更・取消

公募式投資ファンドの管理業務を行っている証券投資ファンド管理会社が違法な経営を行ったり、あるいは重大なリスクが出現し、証券市場の秩序に重大な危害が加わり、ファンドの持分所有者の利益が損なわれるおそれのある場合には、CSRC は当該証券投資ファンド管理会社によるファンド管理業務の停止をはじめとする措置をとることができる（証券投資ファンド法第 26 条）。

(5) 証券・先物投資コンサルティング機関

① 業務許可

1) 許可

証券・先物投資コンサルティング業務を行うには、CSRC の業務許可を取得しなければならない（証券・先物投資コンサルティング管理暫行弁法第 3 条）。

2) 許可要件

証券・先物投資コンサルティング業務の許可を得るためには、申請者は以下の条件を満たしていなければならない（証券・先物投資コンサルティング管理暫行弁法第 6 条）。

(a) 証券又は先物投資のいずれかについてコンサルティング業務に従事する機関は、5名以上の証券・先物投資コンサルティング就業資格を取得した専門スタッフを有すること。

証券及び先物投資の両方についてコンサルティング業務を行う機関は、10名以上の証券・先物投資コンサルティング就業資格を取得した専門スタッフを有すること。その高級管理者の中に、少なくとも1名の証券若しくは先物投資コンサルティング就業資格取得者がいること。

(b) 100万円以上の登録資本を有すること。

(c) 固定の業務場所と業務と相応する通信及びその他情報伝達設備を有すること。

(d) 会社定款を有すること。

(e) 健全な内部管理制度を有すること。

(f) CSRCが要求するその他条件を満たすこと。

許可の申請は、申請者の所在地にあるCSRCの地方支部に対して行う（証券・先物投資コンサルティング管理暫行弁法第8条）。

② 変更・取消

証券・先物投資コンサルティング機関による重大な法令違反行為があった場合、CSRCの地方支部は、本部に報告を行い、本部は当該機関の業務資格の一時停止や取消を行うことができる（証券・先物投資コンサルティング管理暫行弁法第32条～第36条）。

（6）保険仲介業者

保険仲介業者は、保険法による規制の対象となっている。保険仲介業者には保険代理人と保険ブローカーがあり、それぞれ次のように定義されている。

□ 保険代理人（保险代理人）

保険代理人とは、保険者の委託を受け保険者から代理手数料を徴収して保険者の授權範囲内において保険事業を行う機関又は個人をいう。

保険代理機関には、保険代理業務を専門に従事する保険専門代理機関及び保険代理業務を兼営する保険兼業代理機関を含む（保険法第117条）。

□ 保険ブローカー（保险经纪人）

保険ブローカーとは、保険契約者の利益を図るために保険契約者と保険者の保険契約の締結に仲介の労務を提供し、法により手数料を徴収する機構をいう（保

險法第 118 条)。

① 業務許可

1) 業務許可

保険仲介業務を行うには、CIRC から保険代理業務許可証、又は保険ブローカー業務許可証を取得しなければならない（保険法第 119 条）。

2) 許可の要件

保険法では、保険代理人及び保険ブローカーとして業務を行おうとする者に対し、以下のような要件を設けている。

(a) 会社形式で設立する保険專業代理店や保険ブローカーは、会社法の規定する最低登録資本金を満たしていなければならない。

また、登録資本金は全額が払込済でなければならない（保険法第 120 条）。

(b) 保険專業代理店や保険ブローカーは、高級管理職の品行が良好であり、法令を熟知し、その職責が必要とする経営管理能力をそなえており、就任前に CIRC が認めた任職資格を取得している（保険法第 121 条）。

(c) 個人の保険代理人、保険代理店の代理業従業員、保険ブローカーのブローカー業務従業員が、CIRC が規定する資格条件を備え、同委員会から資格証明書を取得している（保険法第 122 条）。

(d) 自己の経営場所を有し、保険代理業務、ブローカー業務の収支状況を記帳するための専門の帳簿を備えている（保険法第 123 条）。

(e) CIRC の規定する保証金又は職業責任保険に加入している（保険法第 124 条）。

3) 登記と営業許可

保険專業代理店及び保険ブローカーは、1)の業務許可証を取得した後、工商行政管理機関にて登記を行い、営業許可を得なければならない。

保険兼業代理店は、1)の業務許可証を取得した後、工商行政管理機関にて変更登記を行う（保険法第 119 条）。

5. 検査・監督

(1) 銀行監督機関の権限

銀行の検査・監督における CBRC の権限は、銀行業監督管理法第 4 章にて規定されている。

① 報告徴求

CBRC は、その職責を履行するための必要により、規則に従って銀行に対し、財務諸表ほか財務会計・統計データや経営管理資料並びに登録会計士の用意した監査報告書の提出を要求する権限を有する（銀行業監督管理法第 33 条）。

② 実地検査

CBRC は、銀行業金融機関の健全性監督上の必要に基づき、以下の措置により実地検査を行うことができる（銀行業監督管理法第 34 条）。

- 1) 銀行に立ち入って検査を行うこと
- 2) 銀行の従業員に質問し、検査事項に関連して説明を求めること
- 3) 銀行及び検査事項に関連する文書・資料を査閲・複製し、移転・隠匿あるいは毀損される可能性のある文書・資料を保存すること
- 4) 銀行がコンピュータを用いて管理する業務データシステムを検査すること

実地検査の遂行にあたっては、CBRC の責任者の裁可を経なければならない。実地検査の際には、検査員は 2 名以上でなければならない、合法証明書と検査通知書を示さなければならない。検査員が 2 名より少ない、あるいは合法証明書と検査通知書とを提示しない場合には、銀行は検査を拒絶することができる（同法第 34 条）。

③ 処分

1) 業務改善命令

銀行がブルーデンシヤル経営規則に違反している場合、CBRC あるいはその省の下部組織は、期限を設けて改善を命令しなければならない。

期限を過ぎても改善されない場合、あるいは当該行為が銀行の健全性に重大な危害を及ぼし、預金者やその他の顧客の利益を害する場合には、CBRC 又は省の下部組織の責任者の裁可を経て、以下の措置をとることができる（銀行業監督管理法第

37条)。

- (a) 営業の一部停止命令、新業務開始の認可停止
- (b) 株主への配当及びその他収入の制限
- (c) 資産移転の制限
- (d) 支配株主に持分譲渡を命じること、又は株主権限の制限
- (e) 取締役・上級管理者の交代、あるいは権利の制限
- (f) 支店開設認可の停止

銀行は改善措置をとった後、CBRC 又は省の下部組織に対し、報告を提出しなければならない。CBRC 又は省の下部組織は検収を実施し、健全性規制に関連する規則にかなっていれば、検収完了の日から 3 日以内に、前号の規定による措置を解除しなければならない（銀行業監督管理法第 37 条）。

2) 接收管理

銀行に信用危機が発生、あるいはその可能性があつて、預金者や他の顧客の利益に重大な影響を与える場合には、CBRC は法により、当該銀行の接收管理を実行、あるいは組織改革（重组）を促進することができる（銀行業監督管理法第 38 条）。

3) 認可の撤回

銀行に違法な経営があつたり、経営管理が悪化している状況で、金融秩序に重大な危害を及ぼし公衆の利益を損なう可能性がある場合には、CBRC は、認可を撤回することができる（銀行業監督管理法第 39 条）。

（2）証券監督機関の権限

① 証券会社に対する権限

証券会社に対する監督権限は、CSRC に与えられている。

1) 報告徴求

証券会社は、規定に従い CSRC に業務、財務などの経営管理情報及び資料を提出しなければならないとされている。CSRC は、証券会社及びその株主、実質支配者に対し、指定の期間内に関連情報、資料を提供するよう要求する権限を有する（証券法第 148 条）。

なお、CSRC は、必要と認める場合、会計士事務所、資産評価機構に証券会社の財務状況、内部コントロール状況、資産価値に対する監査又は評価を委託することができる（証券法第 149 条）。

2) 実地検査

CSRC は、証券会社に対し、実地検査を行う権限を有する（証券法 180 条）。

3) 処分

(a) 是正命令

証券会社の純資本又はその他のリスクコントロール指標が規定に合致しない場合、CSRC は期限を定めて是正を命じなければならないとされている（証券法第 150 条）。

期限を過ぎても是正されない、又はその行為が当該証券会社の安定的運営を著しく脅かし、顧客の適法な権益を損なう場合、CSRC は状況に応じて、次の措置をとることができる（同法第 150 条）。

- i. 業務活動を制限し、一部の業務の一次的停止を命じ、新業務の認可を停止する。
- ii. 営業目的の支店等の増設、買収の認可を停止する。
- iii. 利益配当を制限し、取締役、監査役、高級管理職に対する報酬の支払及び福利の提供を制限する。
- iv. 財産の譲渡又は財産上のその他の権利の設定を制限する。
- v. 取締役、監査役、高級管理職の交代を命じ、又は関連する株主の株主権利の行使を制限する。
- vi. 関連業務の許可を取消す。

(b) 営業停止命令等

証券会社が違法経営を行い、又は重大なリスクを生じさせ、証券市場の秩序を著しく脅かし、投資者の利益を損なった場合、CSRC は、当該証券会社に対して営業停止・整理を命じ、その他の機構を指定して委託管理し、接管管理し、又は取り消す等の監督管理措置を講じることができる（証券法第 153 条）。

なお、証券会社が営業停止・整理命令を受け、法に基づき委託管理、接管管理、又は清算されている期間中、又は重大なリスクが生じた場合、CSRC の認可を得て、当該証券会社の直接責任を負う董事、監事、高級管理職及びその他の直接責任者に対して、出国管理機関への通知によりその出国を阻止したり、司法機関への申請により財産の移転・譲渡・処分等を禁止することができる（証券法第 154 条）。

② 証券規制違反行為一般に関する法執行権限

2005 年の証券法改正によって、CSRC の権限は大きく強化され、従来の行政管理権

から準司法権に及んでいる。ただし、人身の自由に対して強制措置を取ることは認められておらず、証券法違反事件を調査する際は、司法機関の協力が不可欠となっている。

改正証券法における、証券規制違反行為に関する CSRC の権限は次のとおりである。

1) 調査

CSRC は、以下のような調査を実施することができる（証券法第 180 条）。

- (a) 証券の発行者、上場会社、証券会社、証券投資基金管理会社、証券サービス機構、証券取引所、証券登録決済機構に対して実地検査を行うこと。
 - (b) 違法行為の疑いのある場所への立入検査の実施、証拠を収集すること。
 - (c) 事件関係者に対し取調べを行い、事件と関連する事項に対して説明を求めること。
 - (d) 事件に関係する資産登記と通信記録などの資料を調べ又は複製すること。
 - (e) 事件関係者の証券取引記録、登記移転記録、財務会計記録などの資料を調べ、又は複製すること。証拠隠滅のおそれのある場合はそれを封じ保管させること。
 - (f) 事件関係者の資金口座、証券口座、銀行口座を調査すること。
 - (g) 違法な資金や証券などの資産逃避又は隠蔽事実があり、あるいはこのような事実が発生するおそれ、又は重要な証拠を隠滅するおそれがある場合には、CSRC の責任者の承認を得て、これらを凍結・押収すること。
 - (h) 相場操縦、インサイダー取引など重大な証券法違反事件を調査する際、CSRC の責任者の承認を得て、15 日以内に事件当事者の証券取引を制限すること。
- なお、事件が複雑な場合にはさらに 15 日を延長することができる。

2) 差止・制裁等

法令違反に対する制裁措置については、証券法第 11 章の「法律責任」に定められている。CSRC は、違法な証券発行、虚偽告知、インサイダー取引、相場操作、顧客に対する詐欺行為、不正な会社売買、及びその他の証券違法行為に対し、警告、罰金、違法所得の没収、証券業務資格の停止等の行政処分を行うことができる（証券法第 188 条～229 条）。

証券法への違反行為が犯罪を構成する場合には、法によって刑事責任を追及する（証券法第 231 条）。CSRC は、違法行為が犯罪となる疑いがある場合、当該案件を司法機関に移管することになっている（同法第 186 条）。

民事賠償と課徴金が同時に存在し、余剰財産が両方を満足させることができない場合は、民事賠償が優先されることになっている（同法第 232 条）。納付された課徴金及び没収された違法所得は、全て国庫に納められる（同法第 234 条）。

CSRC による処罰決定に不服なときは、法に従い行政不服審査を申し立て、又は法に従い直接人民法院に訴訟を提起することができる（同法第 235 条）。

(3) 保険監督機関の権限

① 報告徴求

保険会社は、CIRCの規定に基づき、関連報告書、財務諸表、書類及び資料を提出しなければならない。

また、保険会社の支払能力報告、財務会計報告、精算報告、コンプライアンス報告及びその他関連報告、財務諸表、書類及び資料は、如実に本件業務事項を記載しなければならず、虚偽の記載、誤解を招くような陳述及び重大な遺漏が存在してはならないとされている（保険法第86条）。

② 検査

保険会社の検査に関連して、CIRCは以下のような措置を実施することができる（保険法第154条）。

- 1) 保険会社、保険代理人、保険ブローカー、保険資産管理会社、外国保険会社の代表事務所に対して実地検査を行うこと。
- 2) 違法行為の疑いのある場所への立入検査の実施、証拠を収集すること。
- 3) 事件関係者に対し取調べを行い、事件と関連する事項に対して説明を求めること。
- 4) 事件に係る資産登記などの資料を調べ又は複製すること。
- 5) 保険会社、保険代理人、保険ブローカー、保険資産管理会社、外国保険会社の代表事務所及び事件関係者の財務会計記録などの資料を調べ、又は複製すること。
移転、隠滅、破壊のおそれのある場合はそれを封じ保管させること。
- 6) 保険会社、保険代理人、保険ブローカー、保険資産管理会社、外国保険会社の代表事務所及び違法経営の恐れがある関係者の銀行口座を調査すること。
- 7) 違法資金など案件関連資産が移転又は隠蔽された、あるいはこのような事実が発生するおそれがあることの証拠がある場合、又は重要な証拠を隠滅、捏造、破壊するおそれがある場合には、CIRCの責任者の承認を得て、人民法院にこれらの凍結・押収を申請すること。

③ 処分

法令違反に対する制裁措置については、保険法第7章の「法律責任」に定められている。CIRCは、違反行為に対し、是正命令、罰金、違法所得の没収、新規業務の停止、業務許可証の停止などの行政処分を課することができる（保険法第158条～173条）。

また、保険法への違反行為が犯罪を構成する場合には、法によって刑事責任を追及する（同法第179条）。

(4) 証券投資ファンド管理会社の監督機関の権限

証券投資ファンド管理会社の監督管理は、CSRC が行う（証券投資ファンド法第 112 条）。

① 報告徴求

証券投資ファンド管理会社の株主及び実質的な支配者は、公募式投資ファンドの管理者として、国务院 CSRC の規定に基づき、遅延なく重大事項に関する報告義務を履行しなければならない（証券投資ファンド法第 23 条）。

② 検査

CSRC は、公募式投資ファンドの管理者である証券投資ファンド管理会社に立入調査を実施し、関連する業務資料の報告・提出を要求することができる（証券投資ファンド法第 113 条）。

③ 処分

1) 是正命令

公募式投資ファンドの管理者である証券投資ファンド管理会社が法令に違反している場合、又はその内部管理制度、監査管理及びリスクコントロール管理制度が規定に合致しない場合、CSRC は期限を定めて是正を命じなければならないとされている。

期限を過ぎても是正されない、又はその行為が当該ファンド管理者の安定的運営を著しく脅かし、ファンドの持分所有者の適法な權益を損なう場合、CSRC は状況に応じて、次の措置をとることができる（同法第 25 条）。

- (a) 業務活動を制限し、一部又は全部の業務の一時的停止を命じる。
- (b) 利益配当を制限し、董事、監事、高級管理職に対する報酬の支払及び福利の提供を制限する。
- (c) 財産の譲渡又は財産上のその他の権利の設定を制限する。
- (d) 董事、監事、高級管理職の交代を命じ、又はその権利を制限する。
- (e) 関連株主の持分譲渡を命じ、又は関連株主権利の行使を制限する。

2) 営業停止命令

公募式投資ファンドの管理者である証券投資ファンド管理会社が違法経営を行い、又は重大なリスクを生じさせ、証券市場の秩序を著しく脅かし、ファンド持分所有者の利益を損なった場合、CSRC は当該ファンド管理者に対して以下のような措置を講じることができる（証券投資ファンド法第 26 条）。

- (a) 証券投資ファンド管理会社の営業停止・整理を命じる。
- (b) その他の機構を指定して委託管理、あるいは接管管理させる。
- (c) 証券投資ファンド管理会社の基金管理資格を取り消す。

なお、証券投資ファンド管理会社が営業停止・整理命令を受け、法に基づく委託管理、接管管理、清算期間中に重大なリスクが生じた場合は、CSRC の認可を得て、証券投資ファンド管理会社の直接責任を負う董事、監事、高級管理職、その他の責任者に対して、出国管理機関への通知による出国阻止や、司法機関への申請により財産移転・譲渡・処分等の禁止をすることができる（同法第 27 条）。

(5) 証券・先物投資コンサルティング機関の監督機関の権限

① 報告徴求

証券・先物投資コンサルティング機関は、年に 1 回、CSRC の地方機構に対して年度業務報告、登録会計士による監査済財務会計諸表を提出し、年次検査を受ける。CSRC の地方機構は報告書類の検査を行った上で審査意見を表明し、認可した場合、CSRC の本部に報告する（証券・先物投資コンサルティング管理暫行弁法第 11 条）。

② 検査

CSRC の本部及び地方機構は、証券・先物コンサルティング機関及びコンサルタントの業務活動に対し、検査を実施することができる。検査を受ける機関及びコンサルタントは、これに協力しなければならない、妨害してはならない（証券・先物投資コンサルティング管理暫行弁法第 27 条）。

③ 処分

法令違反に対する制裁措置は、証券・先物投資コンサルティング管理暫行弁法第 5 章の「罰則」に定められている。違反の種類により多少の違いはあるが、違反行為に対して警告、違法所得の没収、又は罰金（併科も可能）といった制裁措置を課すのは CSRC の地方支部である。

重大な案件は、地方支部は本部に報告を行い、本部が業務資格の一時停止や取消といった処分を行う。また、同弁法への違反が犯罪を構成する場合には、法によって刑事責任を追及する(証券・先物投資コンサルティング管理暫行弁法第 32 条～第 36 条)。

(6) 監督当局間の関係

① 金融監督機関間の関係⁴⁵⁵

中国では業態別監督が実施されている一方、法令では、監督機関(CBRC、CSRC、CIRC 及び中国人民銀行)間で情報の交換・共有を行うための制度を設けることが規定されている(銀行業監督管理法第 6 条、証券法第 185 条、保険法第 157 条、中国人民銀行法第 35 条)。

2004 年、CBRC、CSRC、CIRC は、「三大金融監督管理委員会の金融監督管理の役割及び協力に関する覚書⁴⁵⁶」を結び、協力して、重大な監督管理事項、複数業界関連、複数国・地域関連の監督管理における複雑な問題の共同検討を行い、定期情報交流制度を設定するとしている(同覚書第 12 条)。

また、3 機関の主席による合同会議(監管联席会议)を設け、四半期ごとに定例的な会合を実施して、金融監督上の重要事項についての協議や実施した政策の市場に対する影響の評価等を行うこととされている。また、迅速な対応について協議する必要がある緊急時には、随時、同会議を召集することができる(同覚書第 15 条)。

② 中国人民銀行の役割⁴⁵⁷

2003 年以前、金融機関の監督は、中国人民銀行の職務であったものの、同年に銀行業金融機関に対する監督権限が CBRC に移管された後、中国人民銀行の職務は金融政策の制定と実施、金融安定の維持、金融サービスの提供であるとされた。

同年に改正された中国人民銀行法において、「中国人民銀行は中華人民共和国の中央銀行であり、国務院の指導の下に金融政策を制定、実施し、金融安定を維持し、金融リスクを防止・緩和し、金融の安定を維持する」と規定している(中国人民銀行法第 2 条)。

⁴⁵⁵ 本項の記述は、中国人民銀行ウェブサイトの記載に基づく。

《中国人民银行法》释义 第三十五条

⁴⁵⁶ 「三大金融监管机构金融监管分工合作备忘录」

http://news.china.com/zh_cn/finance/11009723/20040628/11753217.html

⁴⁵⁷ 本項の記述は、中国人民銀行ウェブサイトの記載に基づく。

中国人民银行历史沿革

<http://www.pbc.gov.cn/rmyh/105226/105433/index.html>

2003年以降、金融機関の規制・監督に係る中国人民銀行の職務は、設立認可、業務認可、高級管理職の任職資格審査などの直接的な監督から、金融機関の全体的なリスクや金融持株会社及び金融商品のリスクに対する継続的なモニタリングやリスク評価を通じて、システミック・リスクの防止及び緩和を図るという方向に転じている。

中国人民銀行は、金融政策の実施や金融安定のために必要である場合には、**CBRC** に対し、銀行業金融機関の検査を実施するよう提案を行うことができる（中国人民銀行法第 33 条）。

なお、銀行業金融機関が支払困難に陥り、金融システムに対するリスクを生じる可能性がある場合には、中国人民銀行が国务院の承認を得て、銀行業金融機関に対する検査監督を実施することができる（中国人民銀行法第 34 条）。

Ⅲ. 各論

1. 貸金業者に対する規制

(1) 総量規制（有無・内容）

貸金業者を含む金融機関が行う貸出業務に関しては、中国人民銀行が1996年8月に公布した貸出通則（贷款通则）で規定されているが、総量規制については特に規定されていない。貸金業者の一種である自動車金融会社に関して、中国CBRCが2008年1月に公布した自動車金融会社管理弁法（汽车金融公司管理办法）では、「借主は、貸出申請に当たっては元本及び利子を返済できるだけの十分な安定的かつ合法の収入及び資産を保有していること」などの要件が設けられているが、具体的な総量規制については特に規定されていない。中国CBRCが2013年に公布した消費金融公司試行管理弁法（消费金融公司试点管理办法）において、消費金融会社が個人に対して行う消費者ローンは顧客のリスク許容度を超えてはならず、与信枠の上限は20万元であると規制されている（同法第21条）。

(2) 上限金利に手数料が含まれる場合の内容

貸出通則では、貸金業者は中国人民銀行が定めた上下限の範囲に従って金利を設定しなければならないと規定されている（貸出通則第13条）。中国人民銀行が2002年に公布した地下銭荘及び高利貸の取締に係る通知（取締地下钱庄及打击高利贷行为的通知）において、貸出金利の上限は中国人民銀行の同種同期間の基準貸出金利の4倍と規定されており（同通知第2条）、これが現在も適用されている。また消費金融会社は、資本コスト、リスクコスト、投下資本回収上の要求及び市場価格などの要素に応じて、リスクに基づいた貸出金利設定の体系を構築し、法規制が許容する水準の範囲内で貸出金利を決定するとともに、当該金利の設定過程は全てのリスクを網羅したものであることを確認しなければならないとされている（消費金融公司試行管理弁法第25条）。

これらの規定により、基本的に手数料は上限金利に含まれておらず、別途徴収しているものと思料される。

2. 仮想通貨交換業者に対する規制

中国では、2013年頃から仮想通貨であるビットコインが人気を博し、価格も上昇していた。しかし、マネー・ローンダリングに利用されている可能性があるなどの理由から、中国人民銀行、産業情報省、CBRC、CSRC、CIRCの連名で、2013年12月にビットコインの規制に関する通知を発表した。通知の概要は以下の通りである。

- 1) 中央通貨当局から発行されていないビットコインは、法定通貨の特性を持たず、通貨としての実質的な意味を持たない。ビットコインの性質上、ビットコインは特別に指定されたバーチャルコモディティ又は商品であり、通貨と同じ法的地位を持っておらず、市場で流通通貨として使用することはできない。しかし、ビットコイン取引は商品をオンラインで売買する方法で構成されており、一般人はリスクを負うことができれば自由に参加することができる。
- 2) 現段階において、金融機関及び決済サービス業者は、ビットコインを製品やサービスの価格設定に使用しないこと、ビットコインを購入又は販売しないこと、ビットコイン取引の中心的な取引相手として行動できないこと、関連する保険商品を提供しないこと、直接的又は間接的なビットコイン関連サービスを顧客に提供できないことを求められる。それらは、登録、取引、決済、振替又はその他のサービス、ビットコインの受入又は決済手段としての使用、中国元又は外貨でのビットコイン取引、ビットコインでの保管、預託、抵当権付与、ビットコイン関連金融商品の開発、ビットコインのトラストやファンドへの投資手段としての使用、などを含む。
- 3) ビットコインの取引プラットフォームとして主に機能するウェブサイトは、中華人民共和国の電気通信規則及びインターネット情報サービス管理ガイドラインに従って、電気通信局に法的に登録する必要がある。一方、ビットコインはマネー・ローンダリングや犯罪行為者による使用のリスクが比較的高い。この通知は、ビットコインに関連するマネー・ローンダリングのリスクを回避すべく、関係する全ての機関が関係当局及び中華人民共和国反マネー・ローンダリング法を遵守し、顧客識別に関連する要件を満たし、「疑わしい取引」報告書を提出し、その他の法律上のマネー・ローンダリング防止義務を履行することを求めている。

ビットコインやその他のバーチャル通貨を過度の投機に使用することや、公益と人民元の法的地位にリスクをもたらすことを防ぐために、通知は、金融機関及び決済サービス業者が、日常業務において、適切な資金の概念を採用し、通貨に関する公衆の知識強化に焦点を当て、通貨とバーチャル商品とコモディティの適切な理解を維持し、合理的な投資を実践し、投資リスクを合理的に制限し、個人の財産を保護し、通貨や投資に関

連する概念をしっかりと理解するように国民を導くことを求めている。

また翌 2014 年には、大手銀行 6 行以上がビットコイン取引に関わる業務を一斉に停止した。これは中国人民銀行からの指示とみられている。利用者の多くはネット上にあるビットコイン取引所でビットコインを売買する際、銀行のネット口座を通じて資金の授受を行っている。そのため大手銀行がビットコイン取引に関わる業務を停止したことで資金決済ができなくなり、現在は事実上の取引停止となっている。

ただし直近では、中国当局が独自の仮想通貨発行を検討しているとの報道も散見される。ビットコインは匿名での決済が可能だが、管理次第ではマネー・ローンダリングや脱税といった悪用を減らすことができる、発行及び流通コストが低い、取引しやすい、などの点を中国当局は評価している模様だ。すでに中国人民銀行が、仮想通貨の早期発行に向けて仮想通貨の研究を行っているとの報道もなされている。

3. 保険会社に係る組織形態及び各種法制度の概要

(1) 形態の有無（相互会社、共済等）

CIRC が 2015 年 2 月に公布した相互保険組織管理監督試行弁法（相互保険組織監管試行辦法、以下「同法」という）を受けて、相互組織形態での保険会社の設立も可能となった。

相互保険組織の名称には、必ず「相互」あるいは「互助」が入っていなければならない（同法第 6 条）。また設立の要件は、一般的相互保険組織が初期会員 500 名以上及び基金総額 1 億元以上、専門的・地域的相互保険組織が初期会員 100 名以上及び基金総額 1,000 万元以上と規定されている（同法第 7 条、第 8 条）。

(2) 社員総会制度の概要

相互保険組織は、会員（代表者）総会を設立し、組織の重要事項を決定しなければならない。総会は会員（代表者）全員により組成され、相互保険組織の最高権力機関であり、原則として 1 人 1 票の投票により決議する（同法第 19 条）。

会員（代表）総会での選挙又は議案は、総会に出席した会員あるいは会員代表が持つ議決権総数の過半数で決議される。ただし、規則改正、合併、分立、解散、元本・利息・余剰割当の初期運転資金からの捻出、保険金額調整などの議案は、総会に出席した会員あるいは会員代表が持つ議決権総数の 4 分の 3 以上で決議される（同法第 20 条）。

相互保険組織の定款は以下の事項を含めなければいけない（同法第 21 条）。

- 1) 名称、住所
- 2) 趣旨、業務範囲、経営地域
- 3) 創設会員と一般会員の権利と義務
- 4) 組織機関、組成方法、職権、任期、議事規則
- 5) 初期運転資金の調達方法、使用条件、償還方法
- 6) 財務管理制度、余剰割当の方法
- 7) 重大な保険事故の発生に起因する保険金支払困難時のリスク制御体制
- 8) 規則の改正手順
- 9) 解散事由、清算方法
- 10) その他規定すべき事項

相互保険組織は、会員（代表）総会の 7 日前までに CIRC に開催通知をしなければな

らない。CIRCは会員（代表）総会に出席することができる。また相互保険組織は、会員（代表）総会の7日後までに決議の旨をCIRCに報告しなければならない(同法第23条)。

(3) 商品認可制度の概要

公益に関わる保険商品、強制加入型の保険商品、新規開発された保険商品に係る保険条項及び保険料率は、公益の保護や承認過程での不公正な競争回避の原則に従い、CIRCの承認を受けなければならない。その他の保険商品に係る保険条項及び保険料率は、CIRCで記録されなければならない(保険法第135条)。

CIRCによる承認の手続きは、上記保険商品に係る保険条項及び保険料率の承認業務ガイド(关系社会公众利益的保险险种、依法实行强制保险的险种和新开发的人寿保险险种等的保险条款和保险费率审批服务指南)で規定されている。それによると、申請は受理された日から20営業日以内に承認の可否が決定されるが、承認は10日間延長することができる(同ガイド第12条)。申請手数料はない(同ガイド第13条)。承認可否を決定してから10営業日以内に、現物持参、郵便、文書送信システムなどにより申請者に告知若しくは通知する(同ガイド第15条)。

(4) 生損保兼業の可否

中国Ⅱ1(3)保険会社で記載したとおり、人身保険(生命保険)業務と財産保険(損害保険)業務の兼業は認められていない。ただし、財産保険業務を経営する保険会社が、CIRCの認可が受けている場合には、短期健康保険業務及び傷害保険業務を行うことができる(保険法第95条)。

4. FinTech に関する施策及び規制状況等

(1) 政府・中央銀行の施策（法的対応を含む）

中国では、インターネット金融の利用人口が巨大でありながら、それに対する規制が相対的に緩やかであったことなどを背景に、Fintech 産業は急速な成長を遂げている。実際、調査機関の報告によれば、2016 年の中国における Fintech 産業への投資額は、2015 年に 1 位だった米国を抜いて世界トップに立った模様だ。これまで中国政府は基本的に、イノベーションを不要に阻害しないよう、敢えて新たな規制を設けたりはせず、既存の法規制の範囲で様子を見ながら必要に応じて対応してきた。しかし、最近では、監督体制が追いつかない規制の空白地帯を狙った悪質な不正や犯罪が急増しており、適切な投資者保護や情報管理などの重要性が高まっている。具体的には、中国で近年、急成長している P2P レンディングにおいて、そのプラットフォームを提供する業者が架空のプロジェクトへの投資を募り、巨額の資金をだまし取っていた詐欺事件や、知人の個人情報や無断で利用し、本人になり代わって融資を受けていたといったなりすまし事件などである。そうした中、中国人民銀行をはじめとする監督当局は、インターネット金融に関する各種規制を強化し始めており、最近の動向は以下の表の通りである。

監督官庁	インターネット金融における管理分野	インターネット金融に関する最近の規制動向	
中国人民銀行	決済・支払	2015 年 12 月	非銀行支払機構インターネット支払業務管理弁法
CBRC	融資、P2P、信託と消費金融	2016 年 8 月	インターネット貸借情報仲介機構業務活動管理弁法
CSRC	クラウドファンディング・基金販売	2014 年 12 月	プライベート・エクイティ・クラウドファンディング融資管理弁法（試行）
CIRC	保険	2015 年 7 月	インターネット保険業務監督管理暫定弁法

（出所）知的資産創造/2016 年 9 月号「中国 FinTech 産業の光と影」李智慧

(2) 「中間的業者」に関する規制状況・検討状況

① 根拠法

中国では、中間的業者は「決済サービス業者」として、非金融機関決済サービス管

理弁法（非金融機構支付サービス管理弁法）及び非銀行支払機構インターネット支払業務管理弁法（非銀行支付機構ネットワーク支付業務管理弁法）で規定されている。

② 定義

「決済サービス業」とは、非金融機関が仲介機関として、決済を行う者に対し、下記の方法を介して一部又は全ての資金を移転するサービスを提供することを言う（非金融機関決済サービス管理弁法第1条）。

- 1) オンライン決済
- 2) プリペイドカードの発行及び受理
- 3) 銀行カードの受理
- 4) その他中国人民銀行が定めた決済サービス

③ 参入規制

- 1) 決済サービスを提供する非金融機関は決済業務許可証を取得しなければならず、中国人民銀行の管理監督を受けることとなる。決済業務許可証を取得していない場合、いかなる非金融機関及び個人も、決済業務を営むこと或いは形を変えて決済業務を営むことは禁じられている（非金融機関決済サービス管理弁法第3条）。
- 2) 中国人民銀行が決済業務許可証の付与と管理を担当する。決済業務許可証の申請が行われたら、中国人民銀行傘下機関の審査を経て、中国人民銀行が許可を出す（非金融機関決済サービス管理弁法第7条）。
- 3) 決済業務許可証の申請人は、以下の条件を備えていなくてはならない（非金融機関決済サービス管理弁法第8条）。
 - (a) 中華人民共和国の法律に準拠した上で非金融機関法人として設立された有限責任会社あるいは有限責任株式会社であること。
 - (b) 法定最低登録資本金額を満たしていること。
 - (c) 法定出資人であること。
 - (d) 決済業務を熟知している上級管理者が5人以上いること。
 - (e) アンチマネー・ローンダリング体制に関する要件を満たしていること。
 - (f) 決済業務施設の要件を満たしていること。
 - (g) 健全な組織機関、内部統制システム、リスクマネジメント体制が整備されていること。
 - (h) 営業所の安全性保証に関する要件を満たしていること。
 - (i) 申請人とその上級管理者が、直近3年以内に決済業務を利用して違法な犯罪活

動を行っていない、或いは決済業務を取り扱って処罰を受けていないこと。

- 4) 主要出資者の申請人は、以下の条件を備えていなくてはならない（非金融機関決済サービス管理弁法第 10 条）。
 - (a) 法律に準拠した上で設立された有限責任会社あるいは有限責任株式会社。
 - (b) 金融機関に対して申請提出日まで継続的に 2 年以上情報処理サポートサービスを提供、あるいは電子商取引のために継続的に 2 年以上情報処理サポートサービスを提供すること。
 - (c) 申請提出日まで継続的に 2 年以上利益が計上されていること。
 - (d) 直近 3 年以内に決済業務を利用して違法な犯罪活動を行っていない、あるいは決済業務を取り扱って処罰を受けていないこと。主要出資者とは、10%以上の株主権を持つ出資者。

④ 業務範囲

- 1) 決済サービス業者は、決済事業許可証取得に際する審査を経て許可された業務範囲内で活動しなければならない、許可された範囲外の業務を営むこと及びアウトソーシングをすることを禁じる。また、決済サービス業者による決済業務許可証の譲渡、貸出、貸し付けを禁じる（非金融機関決済サービス管理弁法第 17 条）。
- 2) オンライン決済業務許可証を取得した決済サービス業者は、顧客からの申請に基づき決済口座を開設することができる。ただし、携帯電話、固定電話、デジタルテレビの決済に係る業務許可証のみを取得した決済サービス業者は、顧客の決済口座を開くことはできない。また決済サービス業者は、金融機関やその他の金融機関（信用取引、財務管理、富裕資産、保証、信託、両替などを営む機関）に決済口座を開設することはできない（非銀行支払機構インターネット支払業務管理弁法第 8 条）。
- 3) 決済サービス業者は、有価証券、保険、クレジット、ファイナンス、ウェルスマネジメント、保証、信託、通貨交換、現金預金及び引き出しなどの業務を実施若しくは偽装して実施してはならない（非銀行支払機構インターネット支払業務管理弁法第 9 条）。

⑤ 財務規制

- 1) 法定最低登録資本金額は 1 億元、自治区及び直轄地以外で決済業務を営む場合の法定最低登録資本金額は 3 千萬元（非金融機関決済サービス管理弁法第 9 条）。
- 2) 決済サービス業者は、サービスに支払う手数料及び料金を決定し、中国人民銀行

の支店レコードの位置を報告しなければならない。決済サービス業者は、その決済サービス手数料及び料金を公に開示しなければならない。(非金融機関決済サービス管理弁法第 19 条)。

⑥ セーフガード (分別管理等)

- 1) 決済サービス業者は、「顧客を知る」原則の下、顧客 ID の認識メカニズムを確立するとともに、その改善に努めなければならない。決済サービス業者は、顧客の決済口座を開設する場合、顧客の実名システムの管理、顧客の基本的な本人情報を確認するための効果的な手法の実施及び登録、必要に応じた有効身分証明書の確認、有効身分証明書のコピー又は写しの保管、顧客の固有識別コードの設定、顧客とのビジネス関係の過程における持続可能な本人確認の認識手段の導入、顧客の身元及び意思の確認を行わなければならない、匿名の銀行口座を開設してはならない(非銀行支払機構インターネット支払業務管理弁法第 6 条)。
- 2) 決済サービス業者は、自社内の同じ顧客が開設した全ての支払口座の相互管理を行い、以下の要件に従って個々の決済口座の分類管理を実施するものとする(非銀行支払機構インターネット支払業務管理弁法第 11 条)。
 - (a) 非対面の方法で少なくとも 1 つの法的で安全な外部チャネルを介して基本的な身元情報の検証をパスし、初めて決済サービス業者が決済口座を開設する個人顧客については、決済サービス業者はクラス I の決済口座を開設ことができ、口座内の残高は消費と勘定振替にのみ使用され、残高から決済される累積額は 1,000 円を超えてはならない(決済口座から顧客の同名の銀行口座への口座振替を含む)。
 - (b) 決済サービス業者又は決済サービス業者が対面で正式に承認したパートナーによって身元が確認された、又は非対面の方法で基本的な身元情報が少なくとも 3 つの法的で安全な外部チャネルによる複数の相互認証が行われた個人顧客については、決済サービス業者はクラス II の決済口座を開設ことができ、口座内の残高は消費及び勘定振替にのみ使用され、残高から決済される 1 年間の累計額は 10 万円を超えてはならない(決済口座から顧客の同名の銀行口座への口座振替を除く)。
 - (c) 決済サービス業者又は決済サービス業者が対面で正式に承認したパートナーによって身元が確認された、又は非対面の方法で基本的な身元情報が少なくとも 5 つの法的で安全な外部チャネルによる複数の相互認証が行われた個人顧客については、決済サービス業者はクラス III の決済口座を開設し、口座内の残高を消費、勘定振替、投資、富裕資産、その他金融商品の購入などに使用され、残高から決済される 1 年間の累計額は 20 万円を超えてはならない(決済口座か

ら顧客の同名の銀行口座への勘定振替を除く)。

⑦ 情報提供

決済サービス業者は、決済サービス内容、統計レポート、財務報告書及びその他情報を中国人民銀行（の支店）に提出することが求められる（非金融機関決済サービス管理弁法第 20 条）。

⑧ 顧客の権利保護

- 1) 決済サービス業者は、顧客の種類、身分証明方法、取引行動の特徴、信用状態などを総合的に考慮し、顧客のリスク格付けに関する管理規則と仕組みを確立し、顧客のリスク格付けやリスク管理手法を調整しなければならない。決済サービス業者は、顧客のリスク格付け、取引の確認方法、取引チャネル、取引端末又はインタフェースのタイプ、取引カテゴリー、取引量、取引時間、商売のタイプ及びその他の要因に基づいて、取引リスク管理規則及び取引監視システムを確立し、詐欺疑惑、キャッシュアウト、マネー・ローンダリング、違法資金調達、テロ資金供与などに対して、調査及び検証、決済の遅延、サービスの終了などの措置を適時に講じなければならない（非銀行支払機構インターネット支払業務管理弁法第 17 条）。
- 2) 決済サービス業者は、オンライン決済事業の潜在的なリスクを顧客に警告し、違反者が犯した犯罪の新たな手段を適時に開示し、顧客に必要な安全教育を施し、業務前及び業務中に高いリスクが生じるビジネスについて警告しなければならない。決済サービス業者は、顧客がパートナーから金融商品を購入するためのオンライン決済サービスを提供する場合、パートナーが、当該業務に対応する資格を保有し、法律に基づいて業務を行うとともに、顧客に対して、初めての購入時にはパートナー及び製品の情報を提供し、関連する責任、権利、義務及び潜在的なリスクを通知し、パートナーとの契約締結完了するために支援をすることを保証しなければならない（非銀行支払機構インターネット支払業務管理弁法第 18 条）。

⑨ 監督

- 1) 決済サービス業者は、革新的な商品やサービスをオンラインで提供、商品やサービスの提供を中止、海外の機関と協力して中国国内でオンライン決済サービスを提供するに当たり、少なくともその 30 日前までに、当該法人が所在する地域の中

国人民銀行支店に報告しなければならない。決済サービス業者は、重大なリスク事故を起こした場合、当該法人が所在する地域の中国人民銀行支店に適時に報告しなければならない。また法律違反又は犯罪の疑いがあると判断された場合には、同時に公安機関に報告しなければならない（非銀行支払機構インターネット支払業務管理弁法第 31 条）。

- 2) 中国人民銀行支店は、決済サービス業者の資格、リスク管理及び統制、特に顧客の残高管理などに照らして、決済サービス業者の分類別監督の指標システムを決定し、継続的な分類別評価の作業メカニズムを確立し、決済サービス業者の分類別管理を実施する。具体的な方法は、中国人民銀行支店によって個別に策定されるものとする（非銀行支払機構インターネット支払業務管理弁法第 32 条）。
- 3) 決済サービス業者は、中国決済清算協会に加入し、業界の自主規制機関の管理を受けなければならない。中国決済清算協会は、オンライン決済業務のための業界自主規制規則を作成し、自主規制検査の仕組みを確立し、記録のため中国人民銀行に報告した後、規則を実施する。自主規制規定は、決済サービス業者及び顧客によって署名された雛形契約を網羅し、契約書に記載されるべき事項及び契約に記載されない事項を明記し、決済サービス業者が開示する情報の具体的内容及び標準形式を網羅するものとする。中国決済清算協会は、法律に準拠したオンライン決済サービスの提供を公的機関に委託し、顧客の情報セキュリティと資金保護を保証し、合法的な権利と利益を享受し、法律や規制に違反した場合は拘束と罰則を自発的に受け入れる（非銀行支払機構インターネット支払業務管理弁法第 40 条）。

⑩ その他の規制

マネー・ローンダリング防止及び反テロ資金規制に違反する決済サービス業者は、当該省の関連する法令に従って処罰されるものとする（非金融機関決済サービス管理弁法第 43 条）。

IV. 資料

1. 中国の金融規制

		銀行	証券	保険
法規制		商業銀行法	証券法	保険法
業務規制		○免許制 法律により規定	○免許制 法律により規定	○免許制 法律により規定
相互 参入	単体	銀行による証券業務 (政府債券・政策金融債以外)は不可 保険は代理業務のみ可	証券業と銀行業・保険業の分業経営を 規定(兼営不可)	保険業と銀行業・証券業の分業経営を 規定(兼営不可) 生・損保兼営は禁止
	持株・子会社 方式	金融持株会社方式による銀行・証券・保険の相互参入は可能(禁止規定なし)		
健全性規制		○自己資本規制 普通株Tier1資本 5% Tier1資本 6% 総資本 8% (法律の規定に基づき、銀行業監督管理委員 会の規則で詳細を規定)	○リスク管理指標規制 純資本、純資本と負債の比率、純資本と純資 産の比率などのリスク管理指標につき、維持 すべき基準を制定 (法律の規定に基づき、証券監督管理委員 会の規則で詳細を規定)	○支払余力規制 認可資産と認可負債との差額(実際資本)と、 保険監督管理委員会の定める最低資本との 比率(支払能力充足率)が100%以上を維持 (法律の規定に基づき、保険監督管理委員 会の規則で詳細を規定)
		○大口融資規制 法律により規定		○資産運用規制 銀行預金、債券・株式・証券ファンド等の有価 証券、投資用不動産、その他國務院の定める 資金運用手段でのみ運用が可能 (法律の規定に基づき、保険監督管理委員 会の規則で詳細を規定)
		○最低資本金 商業銀行(全国に支店設置可):10億元 都市商業銀行:1億元 農村商業銀行:5,000万元 (法律により規定)	○最低資本金 証券仲介業務、証券投資顧問業務、証券取引、 証券投資活動に関連する財務顧問業務を 実施:5,000万元以上 証券元引受およびスポンサー業務、証券自己 取引業務、証券資産管理業務、その他証券業 務:1業務のみの場合は1億元以上、2業務以 上実施する場合は5億元以上 (法律により規定)	○最低資本金 2億元 (法律により規定)

(凡例) 二重線 : 法律、実線 : 規則

2. 中国における金融機関の状況

		機関数	従業員数	総資産 (単位：億人民元)
銀行	政策銀行および国家開発銀行	3	62,947	192,847
	大型商業銀行	5	1,730,291	781,630
	株式制商業銀行	12	402,432	369,880
	都市商業銀行	133	370,124	226,802
	農村商業銀行	1,373	220,042	152,342
	農村信用組合	5	369,369	86,541
	農村合作銀行	859	464,055	7,625
	新型農村金融機関および郵政貯蓄銀行	12	28,493	83,024
	外資銀行	40	46,730	26,808
	金融資産管理会社	4	8,083	-
ノンバンク	企業集団財務公司	71	25,824	64,883
	信託公司	224	10,955	
	ファイナンスリース会社	68	18,268	
	自動車金融会社	47	3,958	
	マネーブローカー会社	25	6,464	
	消費者金融会社	5	755	
証券	証券会社	120	-	40,900
	投資ファンド管理会社	95	-	1,021
保険	保険集団および持株会社	12	-	-
	保険会社（財産保険）	81	-	23,744
	保険会社（人身保険）	84	-	124,370
	再保険会社	10	-	2,761
	保険資産管理会社	23	-	426

(注) 銀行・ノンバンク：2015 年末時点、証券：2014 年末時点、保険：2016 年末現在

(出所) 銀行・ノンバンク：CBRC 年報（2015 年版）

<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/files/2016/6C1DEC063D6442B289B7C24F662D2E52.pdf>

証券：中国 CSRC 年鑑（2014 年版）

http://www.csrc.gov.cn/pub/csrc_en/about/annual/201506/P020150612564204379767.pdf

保険：CIRC ウェブサイト

<http://www.circ.gov.cn/tabid/5254/Default.aspx>

<http://www.circ.gov.cn/web/site0/tab5257/info4060001.htm>

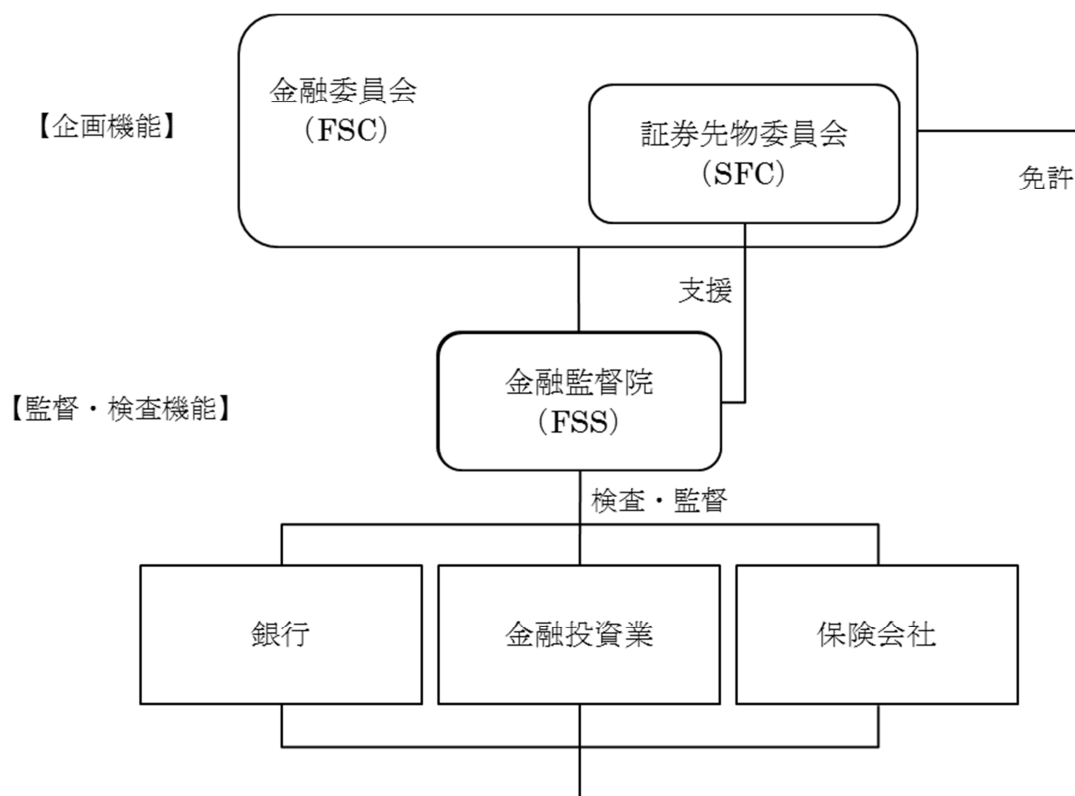
韓国

韓国金融制度

I. 概要

1. 韓国の金融監督体制

図表 韓-1 金融監督体制図



(注) 2017年3月1日現在

(出所) 本章内各種参考文献より作成

Ⅱ．金融制度及び検査監督

1．金融機関の種類

金融監督院（Financial Supervisory Service, 以下「FSS」という）は金融機関を（1）銀行、（2）ノンバンク金融機関、（3）金融投資サービス事業者、（4）保険会社、（5）金融持株会社、（6）その他金融サービスの6種類に分類し、監督を行っている⁴⁵⁸。

（1）銀行（Bank）

銀行法では、銀行業務（banking business）を「不特定多数から預金の受け入れや有価証券の発行により調達した資金を融資する業務」と定義している（銀行法 第2条1項1）。

銀行は国内銀行と外国銀行支店に分類され、国内銀行はさらに都市銀行、地方銀行、専門銀行に分類される。

① 都市銀行（National Bank）

地域による制限はなく、全国展開する商業銀行。金融市場自由化を受け、1979年の5行から1997年には16行まで増加したが、アジア金融危機後の銀行再編を経て、2016年6月末時点で6行となっている。

② 地方銀行（Regional Bank）

特定の地域内で店舗展開する商業銀行。地方経済の発展、地方部・農村部での金融アクセス改善を目的に設立された。域内の中小企業、家計、個人向けの業務を中心とする。1997年末時点で10行の地方銀行が存在していたが、都市銀行同様、アジア金融危機後の再編を経て、2016年6月末時点の銀行数は6行である。

⁴⁵⁸ 本項の内容は、他の記載がない限り、FSSのウェブサイト

(<http://english.fss.or.kr/fss/eng/wpge/eng211.jsp>) による。2016年6月末の銀行数は韓国銀行ウェブサイト (<http://www.bok.or.kr/broadcast.action?menuNaviId=2368>) による。

③ 専門銀行 (Specialized Bank)

1960年代に特別法により設立された銀行で、韓国政府が政策上重点を置いていた産業に対し資金供給を行ってきた。現在でも、もともとの対象産業への融資比率は高いものの、商業銀行部門にも業務を拡大している。預金獲得で民間銀行と競合しているが、資金調達での公的資金への依存が強い。2016年6月末時点の専門銀行数は5行。

④ 外国銀行支店 (Foreign Bank Branch)

海外資金の韓国への流入、国際資本市場へのアクセス改善を目的に、1967年に韓国初の外国銀行支店開設が認められた。その後、外国銀行支店に対する規制緩和が進められ、1991年には、国内銀行と同じ基準・手続きでの複数店舗展開が認められるなど、大幅な緩和が実施された。2016年6月末時点の外国銀行支店数は49支店（銀行数では42行）である。

(2) ノンバンク金融機関 (Nonbank Financial Institutions)

銀行、金融投資サービス事業者、保険会社に分類されない金融サービス企業。相互貯蓄銀行、専門クレジットファイナンス会社、相互信用共同組合の3つに分類される。

① 相互貯蓄銀行 (Mutual Savings Bank)

貯蓄受入機関ではあるが、相互貯蓄金融会社法 (Mutual Savings and Finance Company Act) により設立されることから、銀行には分類されていない。定期預金、積立預金、普通預金を提供し、個人向け、小企業向けの小口融資を行う。通常、銀行やその他融資会社よりも貸出金利は高い。

② 専門クレジットファイナンス会社 (Specialized Credit Finance Company)

クレジットカード会社、リース会社、割賦金融会社、新技術ベンチャーキャピタル会社が含まれる。

③ 相互信用共同組合 (Mutual Credit Cooperative)

居住地、職場、組織、コミュニティなど特定の関係のあるメンバーにより運営され

る非営利の金融共同組合で、組合員向けに預金や融資のサービスを提供する。以下の 5 つの相互信用協同組合が存在する。

- National Credit Union Federation of Korea
- National Agricultural Cooperative Federation
- National Federation of Fisheries Cooperatives
- National Forestry Cooperative Federation
- Korean Federation of Community Credit Cooperatives

(3) 金融投資サービス事業者 (Financial Investment Services Providers)

2009 年 2 月に施行された金融投資サービス及び資本市場法 (Financial Investment Services and Capital Markets Act, FSCMA) により、金融投資サービスが以下の 6 カテゴリーに整理され、内、1 つ以上の業務を行う金融サービス会社が金融投資サービス事業者とされる。

- ディーリング
- ブローカレッジ
- 集団投資スキーム
- 投資助言
- 投資一任
- 信託

(4) 保険会社 (Insurance Company)

保険業法 (Insurance Business Act) により、①生命保険業 (生命保険、年金保険 等)、②非生命保険業 (火災保険、海上保険、自動車保険、保障保険、再保険 等)、③第三種保険業 (傷害保険、疾病保険、介護保険 等) の 3 種類に分類される (保険業法第 2 条 1 項、第 4 条 1 項)。

保険業の免許を取得できるのは株式会社、相互会社、外国保険会社であり、保険業法に則って保険業免許を取得した外国保険会社の支店も、保険業法により設立された保険会社とみなされる (保険業法第 4 条 6 項)。

また、生命保険や第三種保険の再保険等の場合を除き、生命保険業と非生命保険業の兼業は認められない (保険業法第 10 条)。

(5) 金融持株会社 (Financial Holding Company)

金融機関又は金融機関の業務と密接な関係を有する業務を行う企業の企業支配権を有する企業。金融当局による監督の枠組みは銀行と同様である。金融持株会社の事業活動は以下に限られる。

- ① 事業目的の設定、事業成果の評価、企業統治の策定、関係会社の検査、内部統制などの関係会社管理
- ② 資金調達、金融商品・サービスの共同開発、設備の共同利用など子会社の経営促進のための活動

2. 金融監督機関

(1) 金融委員会 (Financial Services Commission, FSC)

① 根拠法

前身である金融監督委員会 (Financial Supervisory Commission) が財政経済部 (当時) と韓国銀行の監督機能を一元化して 1998 年 4 月に設立 (金融監督委員化の設立等に関する法律)。その後、財政経済部 金融政策局と統合し、2008 年 2 月に「金融委員会の設立等に関する法律 (Act on the Establishment, etc. of financial Services Commission)」を根拠法として金融委員会が設立された。

② 目的

金融委員会 (以下「FSC」という) 及び FSS の設立により、金融産業の発展と金融市場の安定の促進、健全な信用規則や公正な金融取引慣行の確立、預金者や投資家などの金融消費者の保護により、国家経済の成長に資することを目的とする (金融委員会の設立等に関する法律 第 1 条)。

③ 業務内容

金融委員会の設立等に関する法律 第 17 条に金融委員会の業務が以下のように規定されている。

- 金融政策、金融体系に関する事項
- 金融機関の監督、検査、制裁に関する事項
- 金融機関の設立、合併、転換、事業譲渡・取得、企業経営に関する免許・許可に関する事項
- 資本市場運営、監督、調査に関する事項
- 金融消費者の保護・補償など損害への救済策に関する事項
- 金融センターの創設、発展に関する事項
- 上記項目に関する法律、下位法令、規定の制定、改定、廃止に関する事項
- 金融機関及び外国為替業務機関の健全性の監督における国際協力に関する二者間、複数者間の交渉に関する事項
- 外国為替業務期間の健全性の監督に関する事項
- その他、FSC の権限下にある法律、下位法令により規定される事項

また、同法第 18 条では、FSC が FSS の業務、運営、管理について指導・監督することとし、以下の項目につき、審議・決定することと規定している。

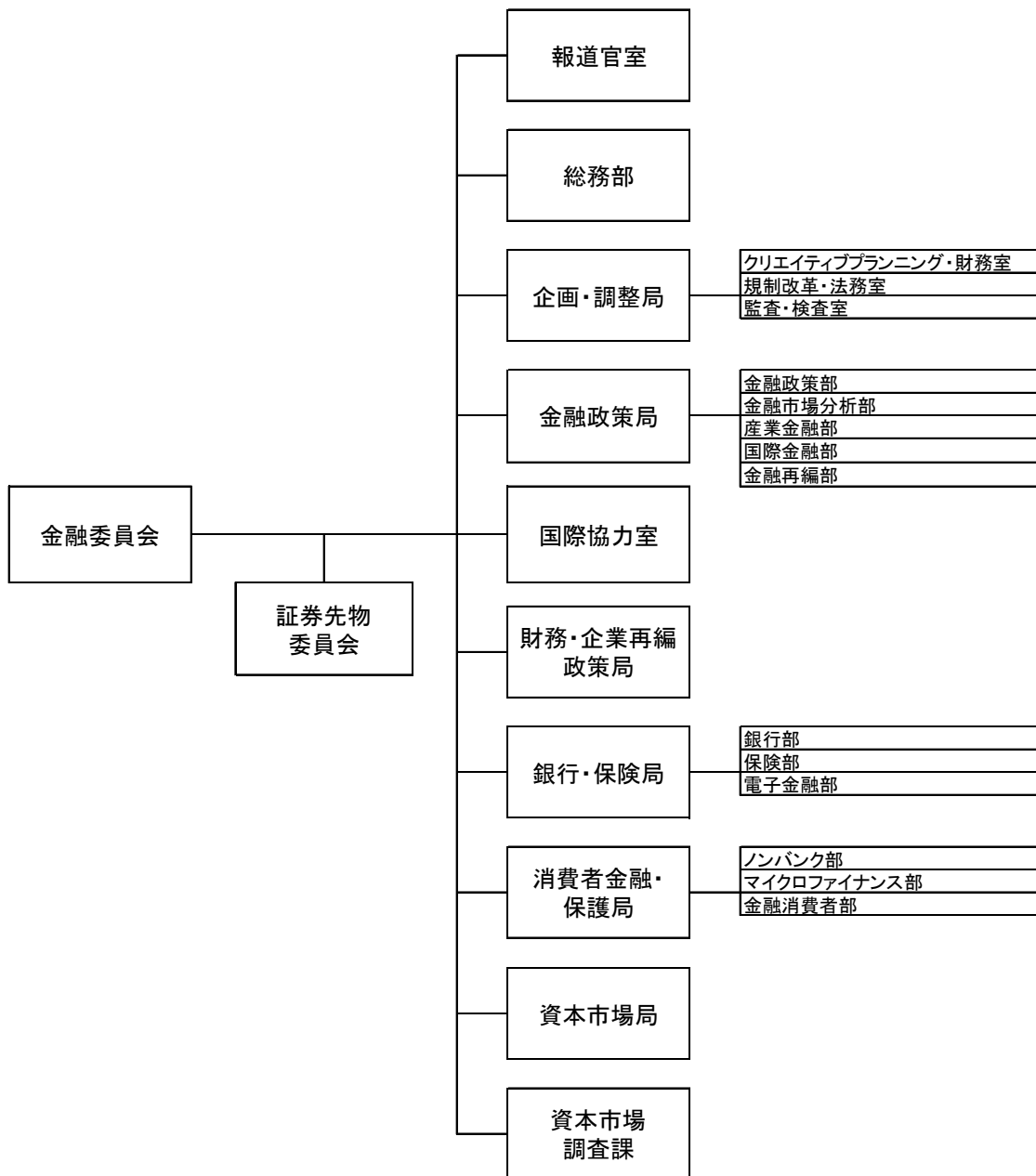
- FSS の設立に関する条項の変更に関する承認
- FSS の予算及び年次財務諸表の承認
- その他、FSC の指導・監督に必要な事項

④ 組織

FSC の委員は以下の 9 名で構成される。

- 委員長
- 副委員長
- 企画財政部副長官
- FSS 院長
- 韓国預金保険公社理事長
- 韓国銀行副総裁
- FSC 委員長により推挙される金融専門家 2 名
- 韓国商工会議所会頭により推挙されるビジネスコミュニティの代表者 1 名

図表 韓-2 FSC の組織図



(出所) 証券委員会ウェブサイト (<http://www.fsc.go.kr/eng/index.jsp>)

⑤ 職員数
非公表

⑥ 予算規模・予算源

非公表

(2) 証券先物委員会 (Securities and Futures Commission, SFC)

① 根拠法

金融委員会の設立等に関する法律第 19 条で、FSC の下に証券先物委員会(以下「SFC」という) が設立されることが規定されている。

② 目的

SFC は証券先物市場を監督する責務を有し、インサイダー取引や相場操縦など市場攪乱を調査し、会計基準と監査検査を確立すること、証券先物市場に関し、FSC の審議に先立ちレビューすることを役割とする⁴⁵⁹。

③ 業務内容

金融委員会の設立等に関する法律第 19 条で、SFC の業務として以下が規定されている。

- 資本市場での不公正取引の調査
- 企業会計基準及び会計の監督に関する業務
- FSC の業務のうち、資本市場の運営、監督調査に関わる重要事項の事前審査
- 資本市場の運営、監督、調査に関し、FSC の委任を受けた業務
- 他の法律や下位法令により SFC の業務とされるその他の業務

④ 組織

SFC の委員は 5 名で構成される。SFC の委員長は FSC の副委員長が兼任する。また、委員長を除く 4 名の委員の内、1 名は常任委員である (金融委員会の設立等に関する法律第 20 条)。

⁴⁵⁹ SFC ウェブサイト (<http://www.fsc.go.kr/eng/index.jsp>)

⑤ 職員数

非公表

⑥ 予算規模・予算源

非公表

(3) 金融監督院 (Financial Supervisory Service, FSS)

① 根拠法

金融委員会の設立等に関する法律第 24 条 (金融監督院の設立) を根拠とし、同条 2 項では、非資本特別目的会社であることが規定されている。

② 目的

FSC 又は SFC の指導・監督のもと、金融機関の検査・監督を実施するために FSS が設立されることが、金融委員会の設立等に関する法律第 24 条 1 項に規定されている。

③ 業務内容

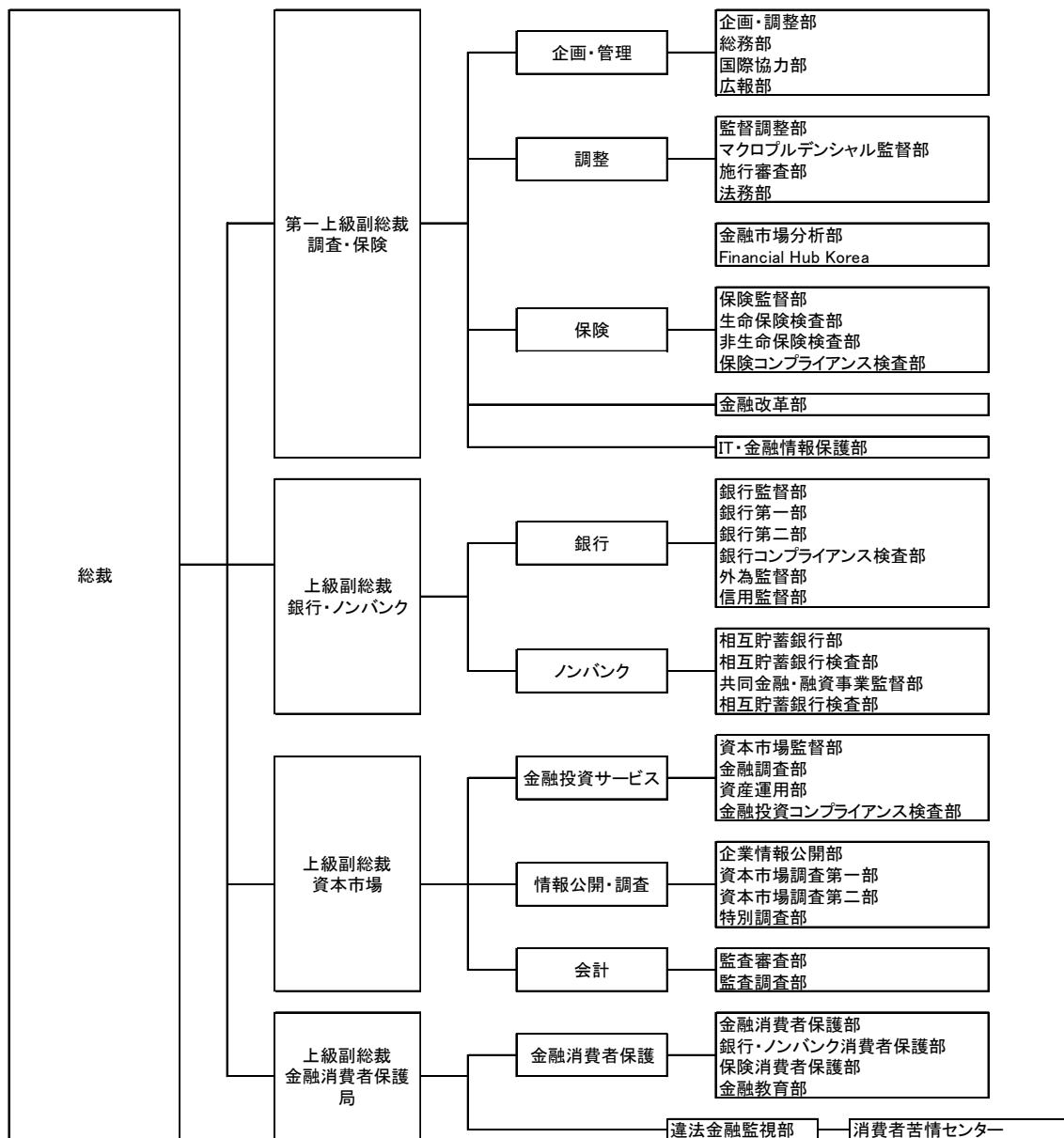
金融委員会の設立等に関する法律第 37 条で、FSS の業務として以下が規定されている。

- 金融機関の業務及び財務状況の検査
- 上記検査の結果として実施される制裁
- FSC 及び関係機関への業務支援
- その他関連業務

④ 組織

図表 韓-3 FSS の組織図

(2015 年末時点)



(出所) FSS ウェブサイト

⑤ 職員数

図表 韓-4 FSS の職員数

(2015 年末時点)

(単位：人)

		職員数
全職員		1,844
うち	検査に従事する職員	NA
	国際部門の職員	NA

(出所) FSS, 2015 Annual Report

⑥ 予算規模・予算源

FSS の営業収入は主に監督対象金融機関からの監督料、登録料である。FSS の収入源については、金融委員会の設立等に関する法律（第 46 条に規定されている）。

図表 韓-5 FSS の予算規模・予算源

(2015 年末)

(単位：100 万ウォン)

収入		296,403
	営業収入	292,763
	うち、監督料	215,624
	うち、登録料	66,588
	その他	10,551
	営業外収入	3,640
支出		296,146
	一般管理費	281,570
	従業員給与	183,793
	その他	97,777
	営業外費用	14,576

(出所) FSS, 2015 Annual Report

3. 金融制度の企画立案・規則制定の仕組み⁴⁶⁰

金融関連の法令は、国会により制定される法律、国務院により承認される施行令、国務調整室による施行規定、FSC / FSS による規定からなる。施行令、施行規則、監督規則は体系上の違いはあるものの、全て国会が制定した法律を実施、支援するものである。

(1) 法律 (law)

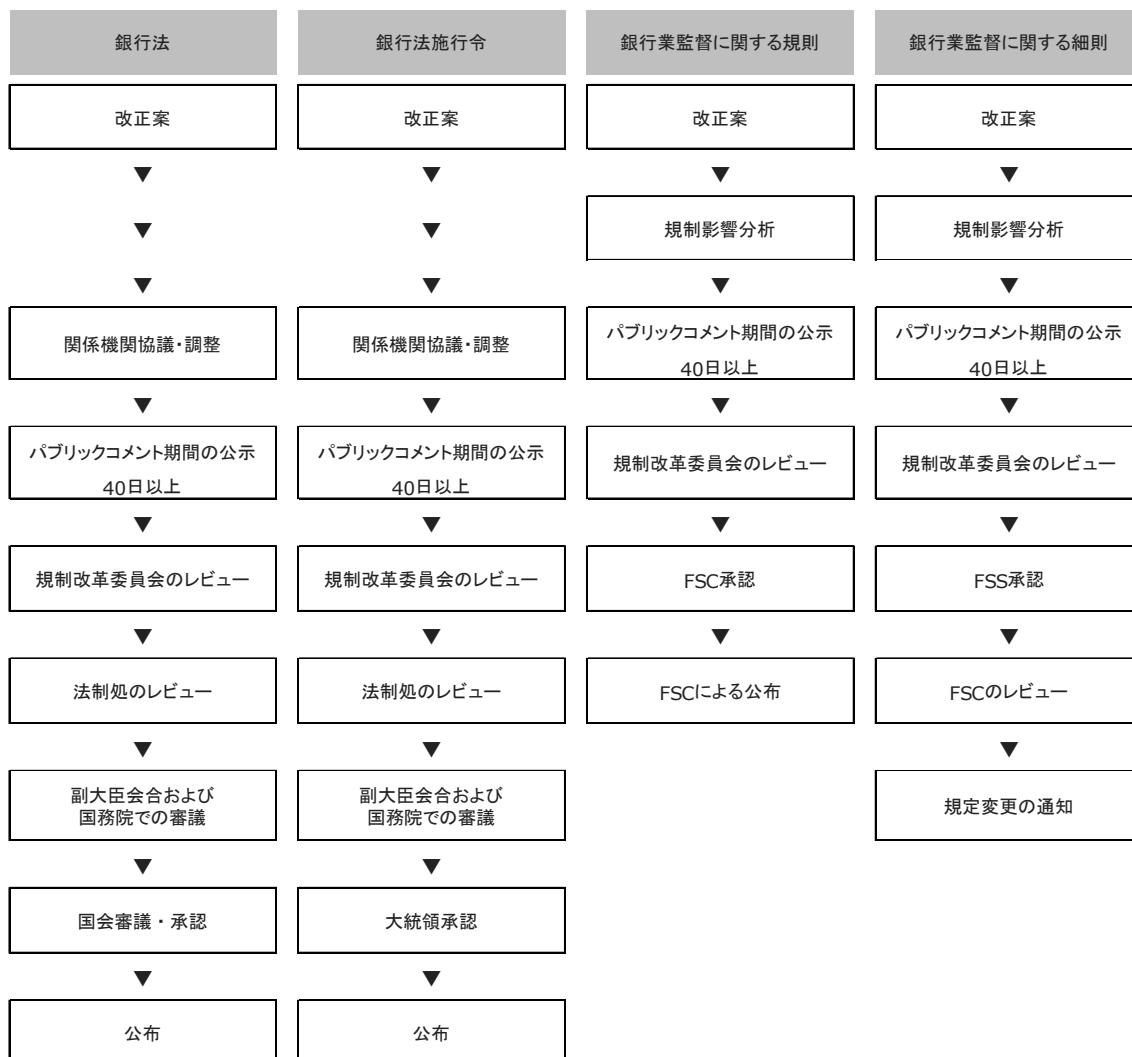
国会により制定されるもので、行政機関により作成・施行される施行令や施行規則に優先する。

(2) 施行令 (enforcement decree)、施行規定 (enforcement rule)

施行令 (enforcement decree) は大統領令とも呼ばれ、法律に直接従属するもので、国会制定法を実施するためのものである。施行規定 (enforcement rule) は施行令に従属するもので、首相配下の国務調整室により承認される。施行規定は、施行令よりもさらに詳細な規則で国会制定法を補完するものである。ただし、法律が必ずしも施行令や施行規定を伴うものではない。

⁴⁶⁰ この項の内容は FSS ウェブサイト (<http://english.fss.or.kr/fss/eng/wpge/eng311.jsp>) による。

銀行関連法令の改正手続



(出所) FSS ウェブサイト

4. 免許付与等

(1) 銀行

① 認可 (authorization)

1) 認可付与

銀行業務を行おうとする者は FSC の認可の対象となる (銀行法第 8 条 1 項)。また、認可にあたり、FSC は条件を設定することができる (銀行法第 8 条 4 項)。

2) 認可要件

銀行法第 8 条 2 項では、銀行業の免許を取得するためには以下の条件を満たさなくてはならない。

- 資本金の額が最低 1,000 億ウォン (地方銀行の場合は 250 億ウォン)
- 資金調達方法が適切であること
- 大株主の投資能力が十分であること、財務状況が健全であること、社会的信用があること
- 事業計画が現実的かつ健全であること
- 創立者、経営者が適切であること
- 銀行業を実施するに十分な人材、事業所、コンピュータシステムその他設備があること

また、同法第 9 条では、全国レベルで事業展開する銀行の最低資本金を 1,000 億ウォン、全国レベルで事業を行わない銀行の最低資本金を 250 億ウォンと規定する。

3) 異業種からの銀行参入可否

銀行法第 27 条、同法第 27-2 条、同法第 28 条で、それぞれ銀行が行うことができる銀行業の内容、付随業務、兼業可能な業務が規定されており、それ以外の業務を行うことはできない。

また、同法第 16-2 条では、金融関係以外の会社が銀行の発行済株式数の 4%を超えて当該銀行株を保有してはならないとされている (条件を満たせば 10%まで可)。

さらに、金融持株会社法第 8-2 条では、金融機関以外が銀行持株会社の発行済み株式数の 4%を超えて当該銀行持株会社株を保有してはいけない (条件を満たせば 10%まで可) とされている。

従って、非金融会社は単体での参入、子会社による参入のいずれの形態でも参入

には制限がある。

② 変更・取消

1) 業務の部分的停止

銀行法や付随法への違反により経営の健全性が損なわれるおそれがある場合、改善命令を出し、6ヶ月を超えない期間で業務の一部を停止させることができる（銀行法第53条1項）。

2) 全業務の停止又は認可取消

以下の項目に当てはまる場合、FSCは6ヶ月を超えない期間の全業務の停止、又は、認可の取り消しを行うことができる（銀行法第53条2項）。

- 不正・不法に免許を取得した場合
- 免許要件に違反した場合
- 業務停止期間内に業務を行った場合
- 業務改善命令に従わなかった場合
- 銀行法や付随法への違反により預金者や投資家に多大な損害が発生する恐れがある場合

③ 外国銀行に対する運用規制の適用状況

韓国内の外国銀行支店 / 代理店は韓国の預金保険の対象である（預金者保護法, Depositor Protection Act, 第2条）。

④ 外国銀行における国内調達資金の外国企業への貸出

法律による規制は見当たらない。

⑤ 外国銀行に対する流動性規制・監督

バーゼルⅢ規制に対応し、2015年1月1日から流動性カバレッジ規制（Liquidity Coverage Ratio, LCR）が導入された。国内銀行対象、外国銀行支店対象で比率は異なる。それぞれ段階を経て引き上げられる。

	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年
国内銀行	80%	85%	90%	95%	100%
外国銀行支店	20%	30%	40%	50%	60%

(出所)2014 年 12 月 24 日付け FSC プレスリリース “REVISION TO「REGULATION ON SUPERVISION OF BANKING BUSINESS」、FSS “FSS Handbook 2015”

⑥ 外国銀行の資産の国内保有義務等

銀行法第 62 条で、外国銀行支店・代理店は資産の全て又は一部を韓国国内で保有することとしている。施行令では、以下の資金を支店の資本金とみなすこととし（施行令第 26 条）、それを韓国国内で保有すべき資産としている（同令第 25 条）。

- 1) 支店の設立及び事業活動のために、本店から韓国銀行に外貨資金を販売することにより、外国銀行の支店に供給されたウォン資金。
- 2) 外国銀行の支店が銀行法第 40 条に則って準備金から移転した資金。
- 3) 韓国内の既存外国銀行支店の利益剰余金から、追加支店を設立するために移転された資金。
- 4) 外国銀行支店が韓国銀行に外貨資金を売却して調達したウォン資金。
- 5) 外国銀行本店又は海外支店から 1 年以上の長期で借り入れたウォン資金。

さらに、銀行業の監督に関する規則第 11 条では、上記の内 1)～3)の合計が最低 30 億ウォンとし、さらに、以下の合計が貸借対照表上の総資産の 100 分の 200 を超えないことと規定している。

- 買戻条件付きで韓国銀行に外貨を売却して得たウォン資金
- 外国銀行本店又は海外支店から 1 年以上の長期で借り入れたウォン資金

複数の支店がある場合には、それぞれの資金を合計した金額が資本金とみなされる。

(2) 金融投資業

① 認可 (authorization)

1) 認可付与

金融投資サービス及び資本市場法 (Financial Investment Service and Capital Markets Act) の第 11 条で、認可なしでの金融投資業従事の禁止が、また、同第 12 条で、金融投資業を行おうとする者は FSC から認可を得なければならないことが規定されており、金融投資業の種類、金融投資商品の範囲、投資家のクラス (プロ投

資家、一般投資家)を指定して認可を得ることと規定されている。

なお、FSC は申請の受領後 3 ヶ月以内に審査を行い、認可の可否を決定し、その理由とともに申請者に通知することとされ、また、経営の健全性と投資家保護を確保するために、認可に条件を付すことができると規定されている (同法第 13 条)。

2) 認可要件

金融投資サービス及び資本市場法第 12 条 2 項で以下のように規定されている。

- 商法上の株式会社か金融機関であること
- 外国の金融投資会社の場合、外国で行っている金融投資業と同じ業務を行うために必要な支店等の組織が韓国内にあること
- 株主資本の額が 5 億ウォン以上あること
- 事業計画の実現性があり健全であること
- 投資家保護と金融投資業実施に必要な人材、コンピュータシステム他の設備が整っていること
- 幹部が適格であること
- 株式会社の場合、主要投資家の投資能力があり、財政状態が良好で社会的信用があること
- 外国の金融投資会社の場合、当該金融投資会社の投資能力があり、財政状態が良好で社会的信用があること
- 組織として財政状態が良好で社会的信用があること
- 組織として、金融投資会社と投資家、投資家同士での利害の対立が発生しない仕組みを有していること

金融投資業に従事する期間中、これら要件を満たしていなければならない (同法第 15 条)。

② 変更・取消

金融投資事業者が以下に当てはまる場合、FSC は認可を取り消すことができる (同法第 420 条)。

- 虚偽又は不正により認可を取得した場合
- 認可条件に違反した場合
- 認可要件が維持できなかった場合
- 業務停止期間に業務を続けた場合
- FSC が発した改善命令に従わなかった場合
- 金融関連法令に違反した場合

- 投資家の利益を著しく毀損する虞がある場合、金融投資業を維持することが困難と判明した場合

(3) 保険会社

① 免許 (licensing)

1) 免許付与

保険業を行おうとする者は、保険業の種類に応じた免許を FSC から取得しなければならない (保険業法第 4 条 1 項)。保険業の種類は以下の通り。

(a) 生命保険業

- i. 生命保険
- ii. 年金保険 (退職年金保険を含む)
- iii. その他

(b) 非生命保険業

- i. 火災保険
- ii. 海上保険 (航空、運送保険を含む)
- iii. 自動車保険
- iv. 保証保険
- v. 再保険
- vi. その他

(c) 第三種保険業

- i. 傷害保険
- ii. 疾病保険
- iii. 介護保険
- iv. その他

なお、生命保険や第三種保険の再保険等の場合を除き、生命保険業と非生命保険業の兼業は認められない (保険業法第 10 条)。

生命保険業又は非生命保険業内の全ての保険業のライセンスを得た者は第三種保険業の免許を得たものとみなされる (同法第 4 条 3 項)。また、生命保険業又は非生命保険業の免許を取得した者は、それぞれの分野で新規に開発される保険の免許を取得しているものとみなされる (同法第 4 条 4 項)。第三種保険業の免許を取得した者は、第三種保険業に新たに加えられる保険の免許を取得しているとみなされる (同法第 4 条 5 項)。

FSC は、条件を付してライセンスを与えることができる（保険業法第 4 条 7 項）。

2) 免許要件

(a) 国内法人の場合

保険業の免許を取得できる者は、株式会社、相互会社、外国保険会社、及び、保険業法に則って保険業の免許を取得した外国保険会社支店である（保険業法第 4 条 6 項）。

保険業法第 6 条 1 項により、免許の要件が以下のように定められている。

- ❑ 資本金の額が 300 億ウォン以上であること（各保険業の内、一部の保険のみを販売する保険会社の場合は 50 億ウォン以上）（この項は保険業法第 9 条 1 項）
- ❑ 電話、メール、コンピュータネットワーク等を通じて保険商品の勧誘を行おうとする者の場合は、資本金（相互会社の場合は基金）の 3 分の 2 が予め払い込まれていなければならない（この項は保険業法第 9 条 2 項）
- ❑ 契約者保護が可能であること、専門家やコンピュータ設備等を含め保険業を行う上で必要な設備等を有すること。また、業務の一部を外部に委託する場合は、委託先が同様に必要な設備を有するとみなされること
- ❑ 事業計画に実現性があり健全であること
- ❑ 主要株主が適格であり、十分な投資能力を有し、財務状況が健全で、過去に経済秩序を乱したことがないこと

(b) 外国保険会社の場合（保険業法第 6 条 2 項）

- ❑ 国内法人の資本金（基金）と同様の額の運転資金を有すること
- ❑ 韓国内で行おうとする業務と同じ保険業を外国で行っていること
- ❑ 資産状況、財務・事業の健全性が十分で、国際的に認められていること
- ❑ 契約者保護が可能であること、専門家やコンピュータ設備等を含め保険業を行う上で必要な設備等を有すること。また、業務の一部を外部に委託する場合は、委託先が同様に必要な設備を有するとみなされること
- ❑ 事業計画に実現性があり健全であること

② 変更・取消

保険業法第 134 条 2 項で、保険会社が以下に該当する場合、FSC は、免許の取り消し又は 6 ヶ月以内の全業務 / 一部業務の停止を命令することができる。

- ❑ 虚偽又は不正により認可を取得した場合

- ❑ 認可条件に違反した場合
- ❑ 業務停止期間に業務を続けた場合
- ❑ FSC の是正命令に従うことができなかった場合

③ 保険会社の形態

保険業の免許を取得できる者は、株式会社、相互会社、外国保険会社、及び、保険業法に則って保険業の免許を取得した外国保険会社支店である(保険業法第4条6項)。

協同組合基本法 (Framework Act On Cooperatives) 第 80-2 条で、協同組合は組合員向けの共済事業を行うことができると規定している。

④ 保険商品認可制度の概要

FSS 2015 Annual Report によると、保険商品の認可は、一部(保障型保険や自動車保険など)を除き、予め申請して当局の審査を受ける事前審査から事後監督に変更され、事前審査の件数は大幅に減少している(FSS 2015 Annual Report 38~39 ページ)。

5. 検査・監督

(1) 銀行監督機関の権限

銀行法第 44 条で、金融機関が銀行法・関連法令、FSC の指導に従っているかにつき FSC が監督すること、また、金融委員会の設立等に関する法律第 24 条 1 項で、FSC 及び SFC の指導・監督のもとで金融機関の検査・監督を行うために FSS が設立されることが定められている。

① 報告徴求

銀行は、FSS 総裁に対し、翌月末までに当月の業務報告書を提出しなければならず、また、FSS の求める資料を提出しなければならない（銀行法第 43-2 条）。

② 検査 (inspection)

FSS 総裁は必要に応じて銀行の業務や資産についての検査を行うことができ、その際、業務、資産に関する報告書の用意、提供と担当者の意見を求めることができる。また、銀行が指名した外部監査人から、監査結果や関連資料を通じて得た情報の提供を求めることができる（銀行法第 48 条）。

検査の結果、監督が必要と判断された場合は以下のように分類され（金融機関に対する検査及び制裁に関する規則第 14 条 2 項）、それぞれ、金融機関が検査結果を受け取った日からの対応期間が設定されている。また、対応の結果は、期間の終了日から 10 日以内に FSS 総裁に報告しなければならない（同規則第 15 条）。

1) 注意を要する事項	6 ヶ月
2) 制裁、是正が必要な事項	
<input type="checkbox"/> 懲罰事項	2 ヶ月
<input type="checkbox"/> 対策が必要な事項	3 ヶ月
<input type="checkbox"/> 警告を要する事項	3 ヶ月
<input type="checkbox"/> 補償事項	3 ヶ月
<input type="checkbox"/> 改善を要する事項	3 ヶ月
3) 検査時に是正・改善された事項	—

③ 処分

処分の内容は以下のように分類される（同規則第 17 条）。

- 1) 免許の取消し
- 2) 事業・業務の一部停止
- 3) 対象事業所の閉鎖、対象事業所の一部業務又は全業務の停止
- 4) 不法行為又は不正行為の停止
- 5) 契約の移管決定
- 6) 不法行為の公表・公示
- 7) 警告
- 8) 注意

（2）証券監督機関の権限

① 証券会社に対する権限

金融投資サービス及び資本市場法第 415 条で、投資家保護及び健全な取引慣行の維持のため、金融投資会社が金融投資サービス及び資本市場法・関連法令に従っているかにつき FSC が監督すること、また、金融委員会の設立等に関する法律第 24 条 1 項で、FSC 及び SFC の指導・監督のもとで金融機関の検査・監督を行うために FSS が設立されることと定められている。

1) 報告徴求

金融投資会社は四半期ごとに業務報告書を作成し、各四半期終了後 45 日以内に FSC に提出するとともに、毎月の業務報告書を翌月末までに FSC に提出しなければならない。また、重大な金融不祥事の発生など経営に甚大な影響を及ぼすと考えられる事象が発生しそうな場合には FSC に報告するとともに、自社のウェブサイト等を通じて公表しなければならない（同法第 33 条 2~4 項）。

2) 検査

金融投資会社は業務や資産についての FSS 総裁による検査を受ける。その際、必要に応じて FSS 総裁は業務や資産に関する報告書や関連資料、証人、証言を求めることができる（同法第 419 条）。

検査の結果、監督が必要と判断された場合は以下のように分類され（金融機関に対する検査及び制裁に関する規則第 14 条 2 項）、それぞれ、金融機関が検査結果を受け取った日からの対応期間が設定されている。また、対応の結果は、期間の終了

日から 10 日以内に FSS 総裁に報告しなければならない（同規則第 15 条）。

(a) 注意を要する事項	6 ヶ月
(b) 制裁、是正が必要な事項	
<input type="checkbox"/> 懲罰事項	2 ヶ月
<input type="checkbox"/> 対策が必要な事項	3 ヶ月
<input type="checkbox"/> 警告を要する事項	3 ヶ月
<input type="checkbox"/> 補償事項	3 ヶ月
<input type="checkbox"/> 改善を要する事項	3 ヶ月
(c) 検査時に是正・改善された事項	—

3) 処分

処分の内容は以下のように分類される（同規則第 17 条）。

- (a) 免許の取消し
- (b) 事業・業務の一部停止
- (c) 対象事業所の閉鎖、対象事業所の一部業務又は全業務の停止
- (d) 不法行為又は不正行為の停止
- (e) 契約の移管決定
- (f) 不法行為の公表・公示
- (g) 警告
- (h) 注意

② インサイダー取引規制

金融投資サービス及び資本市場法（Financial Investment Services and Capital Market Act）の第 174 条では未公開の重要情報利用の禁止、第 443 条ではインサイダー取引を行った者への罰則が規定されている。

第 174 条では、いかなる者も、上場企業及び 6 ヶ月内に上場を予定する企業の株式等の取引にあたり、未公開の重要情報を利用してはならず、利用させてもならないと規定されている。

第 443 条では、未公開の重要情報を利用した株式等の売買や、第三者に対し未公開の重要情報を利用して株式等の売買等を許した場合、刑事罰の対象であることが規定され、同取引により得た利益の額 / 回避した損失の額によって科される処罰が規定されている。

<input type="checkbox"/> 懲罰事項	2ヶ月
<input type="checkbox"/> 対策が必要な事項	3ヶ月
<input type="checkbox"/> 警告を要する事項	3ヶ月
<input type="checkbox"/> 補償事項	3ヶ月
<input type="checkbox"/> 改善を要する事項	3ヶ月
3) 検査時に是正・改善された事項	—

③ 処分

処分の内容は以下のように分類される（同規則第17条）。

- 1) 免許の取消し
- 2) 事業・業務の一部停止
- 3) 対象事業所の閉鎖、対象事業所の一部業務又は全業務の停止
- 4) 不法行為又は不正行為の停止
- 5) 契約の移管決定
- 6) 不法行為の公表・公示
- 7) 警告
- 8) 注意

（4）監督当局間の関係

金融委員会の設立等に関する法律により、金融委員会（FSC）と金融監督院（FSS）の設立や役割が規定されている。これにより、監督体制は FSC と FSS による 2 層構造となっている。

FSC は、政府の規制機関として広範な権限を与えられており、金融市場政策の策定、金融関連法令改正の提案、規則の策定、免許の付与・取消、主要な執行措置を決定する。金融関連法案の作成と国会への提出は FSC が行っている。

FSC 内には証券先物委員会（SFC）が設置されており、証券先物関連の事項は SFC に委譲されている。SFC は、証券先物市場におけるインサイダー取引や市場操作などの市場濫用の調査を指揮すること、会計基準と監査レビューを確立することである。

FSS は、健全性監督、資本市場監督、消費者保護、及び、FSC の委任によりその他の監督・執行を行う。

Ⅲ. 各論

1. 貸金業者に対する規制

クレジット・ビジネスの登録等及び金融利用者保護に関する法律 第7条で、過大な融資は行ってはならず、融資を受ける者の支払能力の確認をしなければならないと規定されている。ただし、年収に対する割合などの上限は示されていない。

また、同法8条では、上限金利を40%以下と定めている。その範囲内で、クレジット・ビジネスの登録等及び金融利用者保護に関する施行令第5条で、上限金利を34.9%と規定している。手数料等、当該貸付に関係して貸金業者が受け取るあらゆる金額はこの34.9%に含まれる。

2. 前払式支払手段発行者に対する規制

前払式支払手段発行者は電子金融取引法（Electronic Financial Transaction Act）を根拠法とする。同法第 2 条 15 項で、以下の全てを満たす者を電子マネーと規定している。

- 2 以上の大都市、500 以上の加盟店（chain store）で利用可能であること（店数は施行令第 4 条で規定）。
- （仮想通貨の発行者でない）第三者からの物品やサービスの購入に使用できること
- 最低 5 種類のビジネス分野で物品・サービスの購入に使用できること
- 現金又は預金額と同額で発行されるもの
- 現金又は預金との交換を発行者が保証するもの

電子マネーの発行・管理を行おうとする者は、FSC の認可（Permission）を取得しなければならない（電子金融取引法第 28 条 1 項）。ただし、同業務を行うことができるのは株式会社のみで、最低資本金の額は 50 億ウォンである（電子金融取引法第 30 条 1 項）。また、同法 31 条では、資本金の額に加え、以下の項目を満たさなければならないと規定している。

- 利用者保護や事業の実施に必要な専門人材や設備を有すること
- 財務状況が健全であること
- 事業計画が適切・健全であること
- 十分な投資能力、健全な財務状況と社会的信用を有する投資家を確保できること

前払式支払手段発行者は他の業務を兼業することは認められないが、銀行や投資銀行等の支払保証がある場合や、未払戻額全額分の払戻保険がある場合には、他の業務を行うことができる（電子金融取引法第 35 条）。

なお、FSC は、電子マネーの額面金額や送金などで上限を設定することを求めることが可能と規定されている（電子金融取引法第 23 条）。

また、同法第 37 条では、加盟店は、電子マネーの利用を理由として物品やサービスの販売を拒否したり購入者の不利益になるような取扱いをしてはならないと規定されている。

3. 仮想通貨交換業者に対する規制

仮想通貨に関する法的な定義はなく、2017年第1四半期に韓国政府が規制を導入する計画であることが報道されている。

4. FinTech に関する施策及び規制状況等

(1) 政府・中央銀行の施策

FSC は 2015 年 1 月 27 日に FinTech により金融サービスに革新的な変化をもたらすべく、金融と IT の融合に関する計画を発表した。同計画は、大きく以下の 4 つで構成されている。

① 規制におけるパラダイムシフト

1) 最小限の事前規制

金融会社が革新的かつ便利な金融サービスを導入するにあたり、当局によるセキュリティ審査や評価といった事前審査を廃止し、金融会社内部の審査・評価機構を整備する。FSS は定期検査や立入検査でのセキュリティ監視を強化、FSC 内部検査の結果に応じて事業改善提案・命令を発することができるようにする。

2) 技術面での中立性

ネット技術を応用して様々な金融取引手法や商品の開発の促進を図るために、FSC は特定の技術の利用を求めることは廃止する。

3) 責任の明確化

金融会社と IT 企業とのパートナーシップ促進のため、障害発生時に両者が協力して対処できるよう、FSC は法律の改定を行う。

② オフラインサービスに焦点をあてた金融規制の見直し

1) ネット専門銀行

FSC は、海外の事例、所有形態、対面での本人確認に代わる手法の検討等を行い、ネット専門銀行のモデル案を作成する。

2) クラウドファンディング

FSC はクラウドファンディング導入のための法的枠組みを整備する。

3) ビッグデータの活用

FSC は関連専門家の育成やデータベース構築等を通じ、ビッグデータ活用のため

の環境を整える。クレジット会社が実物のカードを発行することなくモバイルサービスを提供することで利用者の利便性向上を図る。

③ FinTech 産業支援

1) FinTech サポートセンター

FinTech 産業育成のため、FSC は関係機関と協力して FinTech サポートセンターを設立する。同センターは、法務・規制・資金調達に関し、総合的なコンサルティングを提供する。

2) FinTech 新興企業への資金供給

KDB や IBK による融資、KODIT、KIBO による保証など、政策銀行による資金調達支援を実施する。

3) 参入障壁の低減

電子金融事業の登録に必要な最低資本金の額を半分以上に減額する、ビジネススコープを限定した小規模電子金融事業ユニットを新規に設定するなど FinTech 新興企業が少ない資本金で事業を開始できるようにする。

4) 電子決済手段の利用促進

FSC は法律の改定により電子決済の上限額を拡充することで、e-コマース利用者の利便性を向上する。

5) 電子金融業の業態枠組の見直し

電子金融機関のカテゴリー区分を見直し、重複を是正。IT 企業や革新的な企業が電子金融産業に参入しやすくする。

④ より強力な金融セキュリティによる金融消費者保護

FinTech サービスの育成を図る一方で、FSC は金融消費者保護を強化する。ただし、規制を事前審査から事後監督主体に変更する。

1) データ機密保護システムの開発

金融会社や FinTech 会社の PCI-DSS や ISMS などの認証取得を促進し、国際基準や国内の金融環境に即したデータセキュリティシステム構築を促進する。

2) データ保護・機密保護のための法整備

電子金融取引で求められる安全規則を明確化するための法改定を進める。

3) オンラインでの金融サービス販売に対する監視強化

オンラインでの金融商品・サービスの販売における違法行為、不正行為を防止のためのモニタリング、監視を強化する。

その後、2016年8月30日にはFinTech Open Platformが立ち上げられ、FinTech企業が送金や残高確認など銀行業務関連サービスのプログラムを作成するにあたり必要なアプリケーションプログラムインターフェイス(API)の提供が開始された。このAPIを利用することで、FinTech企業は16行の商業銀行や25社の証券会社との接続が可能である。

さらに、2016年12月14日には、韓国で初のインターネット専門銀行であるK-Bankに免許が交付されている。

なお、FSCが2017年1月5日に発表した2017年金融政策目標(Financial Policy Direction)の中では、2017年上半期中に、FinTech企業が既存の規制を受けずに新たなサービスやビジネスモデルを試すことができる“regulatory sandbox”を立ち上げることが盛り込まれている。

(2) 中間的業者

電子金融取引法(Electronic Financial Transaction Act)第2条で、物品・サービスの支払決済情報の送信又は受信を行う者、又は決済の代行/取次を行う者を電子支払決済代行サービス業者と規定している。さらに、施行令第15条7項では、資金の受払を伴わず電子決済に関する情報のみを送信する者、又は資金の受払は伴うが、電子金融取引の代行をする者を電子支払決済代行サービス業者と規定しており、FSCへの登録なしで業務が可能としている(電子金融取引法第28条3項)。

IV. 資料

1. 韓国の金融規制

		銀行	証券	保険
法規制		銀行法	金融投資サービスおよび資本市場法	保険業法
業務規制		○免許制 法律により規定	○免許制 法律により規定	○免許制 法律により規定
相互 参入	単体	証券: 国債窓販、デリバティブ販売等、一部業務は可 保険: 保険窓販、代理店業務は	保険代理店業、販売は可 ローン販売・仲介は可	生保・損保の兼業不可
	持株・子会社	金融持株会社により可		
健全性規制		○自己資本規制 普通株Tier1資本 5.75% Tier1資本 7.25% 総資本 9.25% 2017年1月1日～12月31日 銀行業監督規則による		○ソルベンシーマージン規制 100%超を維持 ※施行令(大統領令)で規定
		○大口融資規制 法律により規定		○資産運用規制 不動産、投機目的の融資、当該保険会社株購入資金融資等は禁止
		○最低資本金 全国展開する銀行: 1,000億ウォン 全国展開しない銀行: 250億ウォン	○最低資本金 5億ウォン	○最低資本金 300億ウォン ※一部の保険のみ販売する場合は50億ウォン

(凡例) 二重線 : 法律、実践 : 規則

2. 韓国における金融機関の状況

	機関数	預金量 (単位：兆ウォン)	
			シェア
国内銀行*1	17	1,495.7	44.2%
外国銀行支店*2	31	30.9	0.9%
相互貯蓄銀行*3	79	37.6	1.1%
信用組合*3	910	58.3	1.7%
協同組合*3	1,360	283.7	8.4%
専門クレジット金融会社	78	-	-
生命保険会社*4	25	632.7	18.7%
非生命保険会社*5	31	189.4	5.6%
証券会社*6	56	232.6	6.9%
先物会社*7	6	3.4	0.1%
資産運用会社*8	93	420.5	12.4%
投資銀行*3	1	0.7	0.02%
計	2,687	3,385.5	100.0%

*1： 国内商業銀行と専門銀行の合計、*2： 預金、金銭信託、支払手形、カバードビル、CMA 口座預金、*3： 預金、*4： 責任準備金、保険契約準備金、*5： 保険準備金、責任準備金、保険契約準備金、*6： 現先、顧客口座現金、仕組証券販売額、短期債権、CMA 口座預金、*7： 顧客口座現金、オプション販売額、*8： 投信会社と投資会社の合計、

(出所) FSS “Monthly Financial Statistics Bulletin (201605)”

各国比較表

各国比較表

1. 主要国の金融行政組織

	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
法制度の 企画・立案	金融庁	財務省	大蔵省	連邦財務省	経済・財務省
① 銀行の 検査・監督	金融庁 財務省財務局	通貨監督庁 (OCC) 3,955人 連邦準備制度 (FRS) 21,722人 連邦預金保険公社 (FDIC) 6,096人 信用組合監督庁 (NCUA)	健全性規制機構 (PRA) 金融行為規制機構 (FCA)	連邦金融監督機構 (BaFin) ドイツ連邦銀行	ブルーデンス監督・破 綻処理庁 (ACPR)
② 証券会社の 検査・監督	金融庁 (証券取引等監視委員会) 財務省財務局 } 1,893人	証券取引委員会 (SEC) 4,301人	健全性規制機構 (PRA) PRA 1,267人 金融行為規制機構 (FCA) FCA 3,337人	連邦金融監督機構 (BaFin) BaFin 2,577人 ドイツ連邦銀行 } 連銀 9,636人	ブルーデンス監督・破 綻処理庁 (ACPR) ACPR 1,065人 金融市場機構 (AMF) AMF 468人
③ 保険会社の 検査・監督	金融庁 財務省財務局	州保険当局	健全性規制機構 (PRC) 金融行為規制機構 (FCA)	連邦金融監督機構 (BaFin)	ブルーデンス監督・破 綻処理庁 (ACPR)
④ 証券取引 等の監視	金融庁 (証券取引等監視委員会) 財務省財務局	証券取引委員会 (SEC)	金融行為規制機構 (FCA)	連邦金融監督機構 (BaFin)	ブルーデンス監督・破 綻処理庁 (ACPR)

(注1) 議員立法ではあるが、財務省がイニシアティブをとって法案作成に当たることもある。

(注2) 資産運用会社の免許付与・検査・監督

(注3) 各機関の職員数は以下の時点のものである。

<日本> 金融庁：2016年1月末、検査局・監督局定員。

財務省財務局：2016年1月末、検査・監督部門定員。

<米国> OCC：2016年度フルタイム換算。 FRS：2015年度末定員。 FDIC：2016年度フルタイム換算。

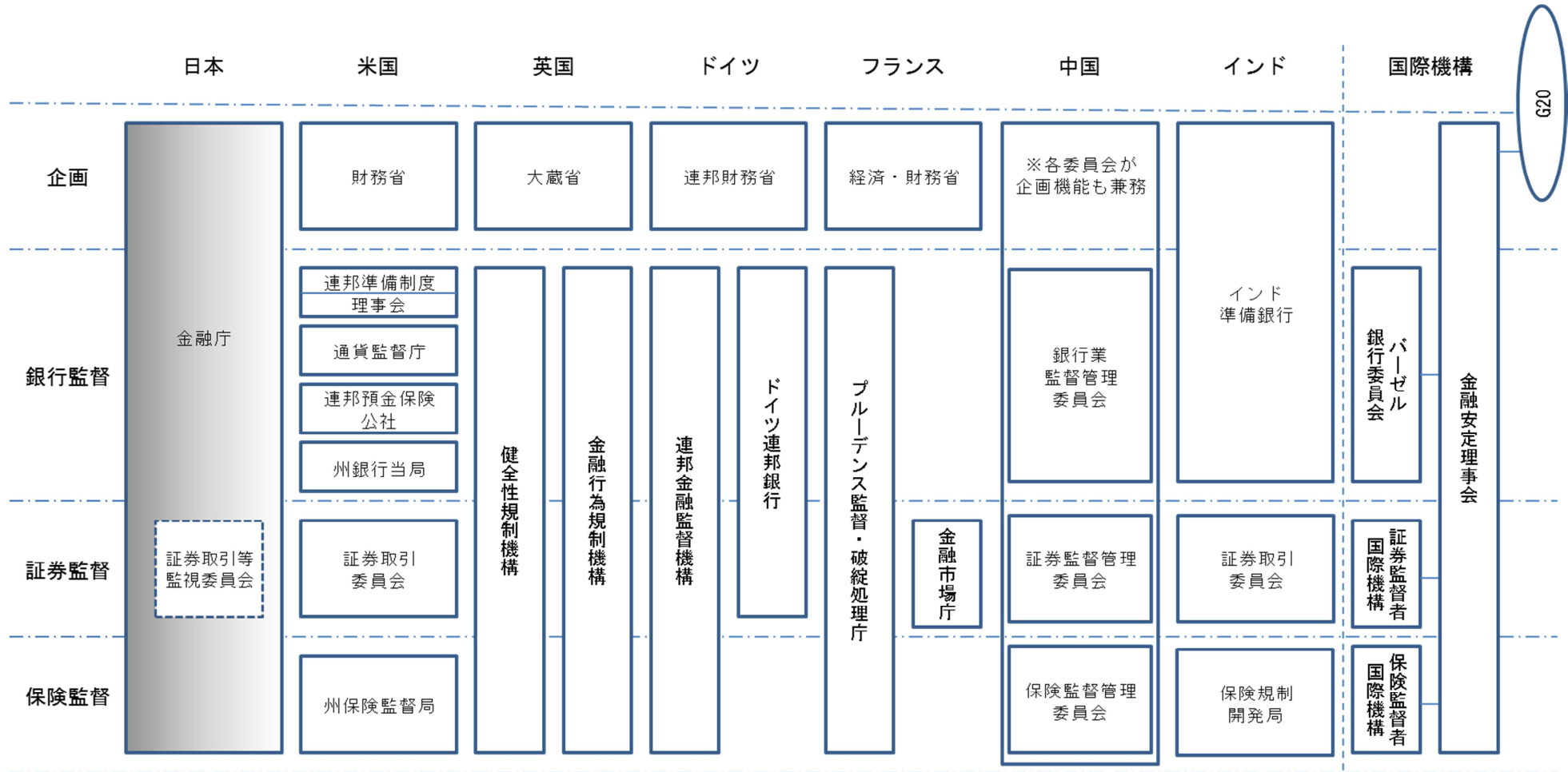
NCUA：2015年度フルタイム換算。 SEC：2015年度フルタイム換算。

<英国> PRA：2016年2月末、 FCA：2016年3月末時点。

<ドイツ> BaFin：2015年12月末現在の職員数。 ドイツ連邦銀行：2015年12月末時点。

<フランス> ACPR：2015年12月末の職員数。 AMF：2015年平均。

2. 主要国の監督体制



G20

3. 主要国の金融機関の検査監督体制の比較

	アメリカ合衆国	イギリス	ドイツ	フランス	日本
検査・監督当局	<ul style="list-style-type: none"> 通貨監督局 (OCC) 連邦準備制度理事会 (FRB) 連邦預金保険公社 (FDIC) 州政府銀行監督当局 	<ul style="list-style-type: none"> 健全性監督機構 (PRA) 金融行為規制機構 (FCA) <p>(注)2016年5月にイングランド銀行がPRAとして業務を行うという法改正がなされたが、2016年12月末時点で未施行。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 欧州中央銀行 (ECB) 連邦金融監督庁 (BaFin) 	<ul style="list-style-type: none"> 欧州中央銀行 (ECB) ブルーデンス規制・破綻処理庁 (ACPR) 	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁 財務省財務局
検査監督に従事する職員数	<ul style="list-style-type: none"> OCC 3,959人 (2015年9月末) FRB 2,700人 FDIC 6,385人 州政府銀行監督当局 n.a. (2015年12月末) <p>(注)OCCは監督部門以外の者を含む全職員数。FRBは連邦準備銀行に在籍する監督部門職員を含む職員数。</p>	<ul style="list-style-type: none"> PRA 1,267人 (2016年2月末) FCA 3,337人 (2016年3月末) <p>(注)PRA、FCAは銀行のほか、証券会社、保険会社等金融サービス業の監督等に従事する者を含む全職員数。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ECB 2,650人 BaFin 2,577人 (2015年12月末) <p>(注)BaFinは銀行のほか、証券会社、保険会社等金融サービス業の監督等に従事する者を含む全職員数。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ECB 2,650人 ACPR 1,065人 (2015年12月末) <p>(注)ACPRは銀行のほか、保険会社の監督等に従事する者を含む全職員数。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁(検査局・監督局) 703人 財務省財務局(検査・監督部門) 1,190人 (2016年1月末) <p>(注)金融庁、財務省財務局は銀行の検査・監督のほか、証券会社の監督及び保険会社等の検査・監督に従事する者を含む職員数。</p>
対象金融機関数	<ul style="list-style-type: none"> 商業銀行 5,170行 貯蓄金融機関 810行 (2016年9月末) 	<ul style="list-style-type: none"> 銀行 156行 外国銀行支店 156行 (欧州域外銀行79行、欧州域内銀行77行) (2016年12月末) 	<ul style="list-style-type: none"> 商業銀行 262行 (大銀行4行、地方銀行156行、外国銀行支店102行) 州立・貯蓄銀行 417行 (州立銀行9行、貯蓄銀行408行) (2016年10月末) 上記のうち、影響力が大きくECBによる直接監督対象となる銀行 67行 (2015年12月末) 	<ul style="list-style-type: none"> 銀行 180行 相互銀行・協同組合銀行 90行 (2015年12月末) 上記のうち、影響力が大きくECBによる直接監督対象となる銀行 13行 (2015年11月15日) 	<ul style="list-style-type: none"> 銀行 141行 (都市銀行4行、信託銀行16行、その他銀行15行、地方銀行65行(埼玉りそな銀行を含む)、第二地方銀行41行) 信用金庫(信金中央金庫を含む) 265金庫 信用組合(全国信用協同組合連合会を含む) 153組合 外国銀行支店 53行 (2017年1月23日)
検査・監督手法	<ul style="list-style-type: none"> 実地検査を実施している。 銀行監督当局の検査・監督権限は重複しているが、実際の検査・監督は重複しないように当局間で調整する。 頻度は原則年1回。 	<ul style="list-style-type: none"> 実地検査を実施している。 頻度は金融機関のリスク等に応じて決定。 	<ul style="list-style-type: none"> ECBによる直接監督では、ECBとBaFinの職員により監督対象金融機関ごとに合同監督チーム(JST)を結成。 BaFinによる監督では、監査人を通じた監督が基本。 頻度は年1回の監査報告。 	<ul style="list-style-type: none"> ECBによる直接監督では、ECBとACPRの職員により監督対象金融機関ごとに合同監督チーム(JST)を結成。 ACPRによる監督では、実地検査を実施している。 頻度は平均3~4年に1回。 	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁検査局、財務省の各財務局が実地検査を実施している。 頻度は金融機関のリスク等に応じて決定。
外部監査の活用	<ul style="list-style-type: none"> FDIC改善法により、総資産5億ドル以上の金融機関については、公認会計士による監査が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 銀行監督のプロセスは外部監査にも大きく依拠する。金融サービス市場法に基づいて選任される外部監査人による金融監督当局への報告を義務づける。 	<ul style="list-style-type: none"> EU規則2015/534に基づき、金融機関はBaFinに定期的な財務情報の報告を行う義務を負う。 信用制度法に基づき、金融機関は監査人を選任し、BaFinに届け出なければならず、当該監査人は、BaFinへ監査結果を報告する義務を負っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 通貨金融法典に基づき、金融機関は外部監査人による会計監査を求められる。 ACPRは、監査報告書の提出を求めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 会社法等に基づき銀行等は公認会計士又は監査法人による会計監査を受ける。 検査において必要に応じ、外部監査結果等を活用する。
運営費用の負担	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関の検査に係る費用については、監督対象となる金融機関から賦課金を徴収している。監査人の報酬は金融機関の負担。 	<ul style="list-style-type: none"> 検査・監督等組織運営に要する経費については、賦課金徴収によって賄われている。監査人の報酬は金融機関の負担。 	<ul style="list-style-type: none"> ECBによる検査・監督費用はECB予算から拠出されるが、その原資はECBから個別の監督対象銀行に対して課される賦課金である。 BaFinは政府予算から独立した機関であり、その検査・監督に要する経費は、監督対象金融機関への賦課金で賄われている。監査人の報酬は金融機関の負担。 	<ul style="list-style-type: none"> ECBによる検査・監督費用はECB予算から拠出されるが、その原資はECBからの個別の監督対象銀行に対して課される賦課金である。 ACPRの検査・監督等組織運営に要する経費については、賦課金徴収によって賄われている。監査人の報酬は金融機関の負担。 	<ul style="list-style-type: none"> 検査・監督等組織運営に要する経費については、金融機関の負担はないが、監査人の報酬は金融機関の負担。

4. 主要国における当局の保険会社監督体制の概要

	アメリカ合衆国	イギリス	ドイツ	フランス	日本
監督当局	<ul style="list-style-type: none"> 連邦準備制度理事会（FRB） 各州保険局（50州及びコロンビア特別区、サモア、グアム、プエルトリコ、ヴァージン諸島、北マリアナ諸島） <p>（注）各州の保険局長官（保険監督官）の集まりであるNAIC（全米保険監督官協会）が、モデル法を制定するなどして各州監督法制の統一を目指すと同時に、各州当局間の協力を促している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 健全性監督機構（PRA） 金融行為規制機構（FCA） <p>（注）2016年5月にイングランド銀行がPRAとして業務を行うという法改正がなされたが、2016年12月末時点で未施行。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 連邦金融監督庁（BaFin） 各州保険監督官庁 	<ul style="list-style-type: none"> ブルーデンス規制・破綻処理庁（ACPR） 	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁 財務省財務局
監督部局の職員数	<ul style="list-style-type: none"> FRB 2,700人 各州保険局 11,304人 <p>（2015年12月末）</p> <p>（注）FRBは連邦準備銀行に在籍する監督部門職員を含む職員数。</p>	<ul style="list-style-type: none"> PRA 1,267人 （2016年2月末） FCA 3,337人 （2016年3月末） <p>（注）PRA、FCAは保険会社のほか、銀行、証券会社等金融サービス業の監督等に従事する者を含む全職員数。</p>	<ul style="list-style-type: none"> BaFin 2,577人 各州保険監督官庁 n.a. <p>（2015年12月末）</p> <p>（注）BaFinは保険会社のほか、銀行、証券会社等金融サービス業の監督等に従事する者を含む全職員数。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ACPR 1,065人 <p>（2015年12月末）</p> <p>（注）保険会社のほか、銀行の監督等に従事する者を含む全職員数。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁（検査局・監督局）703人 財務省財務局（検査・監督部門）1,190人 <p>（2016年1月末）</p> <p>（注）金融庁、財務省財務局は保険会社の検査・監督のほか、銀行等の検査・監督及び証券会社の監督に従事する者を含む職員数。</p>
監督対象 保険会社数	<ul style="list-style-type: none"> 生命・健康保険 1,731社 損害保険 2,554社 合計 4,285社 <p>（2015年12月末）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生命保険 186社 損害保険 449社 複合型 16社 合計 651社 <p>（2016年2月末）</p>	<ul style="list-style-type: none"> BaFin管轄 539社 （2015年12月末） 各州保険監督官庁管轄 853社 （2014年12月末） 合計 1,392社 	<ul style="list-style-type: none"> 保険 285社 再保険 16社 合計 301社 <p>（2015年12月末）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生命保険 41社 損害保険 51社 少額短期保険 88社 合計 180社 <p>（2017年1月30日）</p>
外部監査の活用	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社は独立公認会計士の意見を付した年次財務諸表を各州保険局に提出しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社は監査人の報告書を金融監督当局に毎事業年度提出する義務がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社が選任した監査人は監査報告書を作成し、保険監督機関に提出しなければならない。 BaFinは必要に応じ、保険監査人に追加監査の実施や業務事実の報告を求めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 会社法に基づき、株式会社である保険会社は外部監査人による会計監査を受けなければならない。 ACPRは監査報告書の提出を求めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 会社法又は保険業法に基づき、保険会社は公認会計士又は監査法人による会計監査を受けなければならない。 検査において必要に応じ、外部監査結果等を活用する。
監督当局の運営費用の負担	<ul style="list-style-type: none"> 監督等組織運営に要する経費については届け出・免許申請・検査等にかかる手数料、罰金等で賄われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 監督等組織運営に要する経費については賦課金徴収によって賄われている。 	<ul style="list-style-type: none"> BaFinによる保険会社を含む監督業務の運営に要する経費については賦課金徴収によって賄われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 監督等組織運営に要する経費については賦課金徴収によって賄われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 監督等組織運営に要する経費については保険会社の負担はない。

5. 主要国における株式手数料及び金融・証券・保険に対する規制

規制分野	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ
銀行業に係る規制	<p>○免許制</p> <p>○固有業務（預金の受入、資金の貸付・手形割引、為替取引）の他、公共債に係る業務、有価証券の私募の取扱い等の証券業務等を行うことができる。</p> <p>○子会社方式及び持株会社方式により証券業及び保険業への相互参入が可能。</p>	<p>○免許制</p> <p>○銀行業務のほか、投資顧問業務、リース業務、証券業務（株式・社債等の引受・ディーリングを除く）等を行うことができる。</p> <p>○子会社方式及び持株会社方式により証券業及び保険業への相互参入が可能。</p>	<p>○免許制</p> <p>○ユニバーサルバンク制度をとっており、本体、子会社及び持株会社のいずれにおいても証券業務などの他業を行うことができる。</p> <p>○保険業は子会社方式及び持株会社方式により相互参入が可能。</p>	<p>○免許制</p> <p>○ユニバーサルバンク制度をとっており、本体、子会社及び持株会社のいずれにおいても証券業務などの他業を行うことができる。</p> <p>○保険業は子会社方式及び持株会社方式により相互参入が可能。</p>
証券業に係る規制	<p>○登録制（私設取引システムの運営業務については認可制）</p> <p>○他業を営むことは禁止されていない（但し、届出等が必要）。</p> <p>○子会社方式及び持株会社方式により銀行業及び保険業への相互参入が可能。</p>	<p>○登録制</p> <p>○預金の受入れは禁止。</p> <p>○子会社方式及び持株会社方式により銀行業及び保険業への相互参入が可能。</p>	<p>○免許制（銀行業と同じ根拠法に基づく）</p> <p>○ユニバーサルバンク制度をとっており、本体、子会社及び持株会社のいずれにおいても銀行業務などの他業を行うことができる。</p> <p>○保険業は子会社方式及び持株会社方式により相互参入が可能。</p>	<p>○免許制（自己売買、投資仲介等の金融サービス業）（銀行業と同じ根拠法に基づく）</p> <p>○ユニバーサルバンク制度をとっており、本体、子会社及び持株会社のいずれにおいても銀行業務などの他業を行うことができる。</p> <p>○保険業は子会社方式及び持株会社方式により相互参入が可能。</p>
保険業に係る規制	<p>○免許制</p> <p>○固有業務（保険の引受等）の他、公共債に係る業務、有価証券の私募の取扱い等の証券業務等を行うことができる。</p> <p>○子会社方式及び持株会社方式により銀行業及び証券業への相互参入が可能。</p>	<p>○免許制</p> <p>○保険業のほか、投資顧問業務等の付随業務を行うことができる。</p> <p>○子会社方式及び持株会社方式により銀行業務及び証券業への相互参入が可能。</p>	<p>○免許制（銀行業と同じ根拠法に基づく）</p> <p>○保険業及び保険業から直接に派生する業務を行うことができる。</p> <p>○子会社方式及び持株会社方式により銀行業及び証券業への相互参入が可能。</p>	<p>○免許制</p> <p>○保険業及び保険業に直接に関連する業務を行うことができる。</p> <p>○子会社方式及び持株会社方式により銀行業及び証券業への相互参入が可能。</p>
株式売買委託手数料に関する規制	<p>○自由交渉制</p> <p>1999年より完全自由化</p>	<p>○自由交渉制</p> <p>1975年より完全自由化</p>	<p>○自由交渉制</p> <p>1986年より完全自由化</p>	<p>○自由交渉制</p> <p>1966年より完全自由化</p>